

資料編

資料編目次

資料編

1 総則

1-3-2 災害時における個人情報の取扱い

- 2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いについて…… 5-1-1

1-5 県土の概況

- 1-5-1 耕地森林別面積調 …………… 5-1-13
- 1-5-2 本県極値気象表 …………… 5-1-13

1-6 災害の発生状況

- 1-6-1 岩手県における過去の火山災害以外のおもな災害記録 …………… 5-1-14
- 1-6-2 岩手県の地震津波災害調 …………… 5-1-23
- 1-6-3 岩手県断層分布図 …………… 5-1-27
- 1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録 …………… 5-1-28
- 1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況 …………… 5-1-29
- 1-6-6 平成8年以降の岩手山の地震回数推移 …………… 5-1-33
- 1-6-7 岩手山の噴火史 …………… 5-1-34
- 1-6-8 岩手山火山防災マップ …………… 5-1-37
- 1-6-9 秋田駒ヶ岳火山防災マップ …………… 5-1-39
- 1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ …………… 5-1-41

2 災害予防計画

2-2 自主防災組織等育成計画

- 2-2-1 自主防災組織の現況 …………… 5-2-1

2-3 防災訓練計画

- 2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況 …………… 5-2-2

2-4 気象業務整備計画

- 2-4-1 気象台所管の観測所配置図 …………… 5-2-3
- 2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧 …………… 5-2-4
- 2-4-3 岩手山噴火警戒レベル（詳細版） …………… 5-2-7
- 2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 …………… 5-2-8
- 2-4-5 岩手山の噴火警戒レベル判定基準 …………… 5-2-9
- 2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 …………… 5-2-10
- 2-4-7 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル判定基準 …………… 5-2-11
- 2-4-8 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル毎の防災対応 …………… 5-2-13
- 2-4-9 栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 …………… 5-2-15

2-4-10-1	栗駒山の噴火警戒レベル判定基準	5-2-16
2-4-10-2	十和田の噴火警戒レベル判定基準	5-2-17
2-4の2 通信確保計画		
2-4の2-1	岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況	5-2-18
2-4の2-2	市町村防災行政無線の整備状況	5-2-19
2-4の2-3	防災相互通信用無線局一覧	5-2-20
2-4の2-4	非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表	5-2-26
2-5 避難対策計画		
2-5-1	市町村における避難所の指定状況	5-2-27
2-7 孤立化対策計画		
2-7-1	県内の災害時孤立化想定地域	5-2-28
2-8 防災施設等整備計画		
2-8-1	県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表	5-2-29
2-8-2	水防管理団体の水防用備蓄器具、資材数一覧表	5-2-32
2-8-3	空中消火基地の資機材等備蓄状況	5-2-35
2-8-4	林野火災消火機（器）材備付状況	5-2-36
2-8-5	放射性物質災害用資機材の備蓄状況	5-2-39
2-9 建築物等安全確保計画		
2-9-1	防火地域，準防火地域指定状況	5-2-40
2-9-2	住宅地区改良事業等，改良住宅等建設戸数	5-2-41
2-9-3	都市公園の整備状況及び整備計画	5-2-42
2-9-4	市街地再開発事業の状況	5-2-43
2-9-5	がけ地近接等危険住宅移転事業の状況	5-2-44
2-9-6	土地区画整理事業の状況	5-2-45
2-9-7	建築物防災週間防災査察実施状況	5-2-46
2-9-8	災害危険区域の指定箇所	5-2-47
2-9-9	宅地造成等規制区域の範囲	5-2-61
2-9-10	指定防火対象物の現況	5-2-62
2-10 交通施設安全確保計画		
2-10-1	道路施設の現況	5-2-63
2-10-2	隧道一覧表	5-2-64
2-10-3	障害物除去機械一覧表	5-2-72
2-10-4	港湾における耐震強化岸壁整備計画	5-2-73
2-10-6	花巻空港消火救難活動に関する協定	5-2-74
2-10-7	花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	5-2-80
2-10-8	花巻空港医療救護活動に関する協定書	5-2-82
2-10-9	花巻空港医療救護活動に関する協定書細目	5-2-84
2-10-10	花巻空港消防車両一覧	5-2-92
2-10-11	花巻空港除雪車両等一覧	5-2-88
2-11 ライフライン施設等安全確保計画		

2-11-1	下水道施設の現況及び整備計画	5-2-93
2-12	危険物施設等安全確保計画	
2-12-1	化学消火薬剤備蓄状況	5-2-97
2-13	水害予防計画	
2-13-1	河川改修の状況	5-2-98
2-13-2	ダムの現況	5-2-99
2-13-3	削除	
2-13-4	砂防事業の実施状況	5-2-101
2-13-5	砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧	5-2-102
2-13-6	砂防事業現況調	5-2-103
2-13-7	農地関係水害防止施設事業調	5-2-104
2-13-8	障害防止対策事業調	5-2-105
2-13-9	昭和 38 年以降における治山事業実施状況調	5-2-105
2-13-10	荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調	5-2-106
2-13-11	県内雨量・水位観測所調	5-2-109
2-13-12	河川水門管理要綱	5-2-111
2-13-13	洪水浸水想定区域指定一覧	5-2-116
2-13-14	水位周知河川指定一覧	5-2-117
2-14	雪害予防計画	
2-14-1	雪崩危険箇所表	5-2-119
2-14-2	岩手労働局における雪崩対策	5-2-120
2-14-3	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策	5-2-120
2-14-4	防雪施設の設置状況	5-2-122
2-14-5	雪崩防止林造成事業調	5-2-123
2-14-6	雪崩対策事業による施設整備状況	5-2-124
2-14-7	県の除雪計画（春先の除雪を含む。）	5-2-125
2-14-8	除雪機械等の整備状況	5-2-126
2-14-9	削除	
2-14-10	雪害対策実施要領（抜すい）	5-2-127
2-14-11	救急医療班一覧表	5-2-131
2-14-12	巡回診療班一覧表	5-2-132
2-15	津波・高潮災害予防計画	
2-15-1	海岸保全区域延長	5-2-133
2-15-2	津波・高潮災害予防施設の設置状況	5-2-133
2-15-3	海岸防潮堤防設置一覧	5-2-134
2-15-4	削除	
2-15-5	海岸防災林造成実績調	5-2-139
2-15-6	海岸防災林造成事業調	5-2-139
2-15-7	海岸水門管理要綱	5-2-140
2-16	土砂災害予防計画	

2-16-1	土砂災害発生危険箇所一覧	5-2-142
2-16-2	地すべり危険箇所市町村別一覧	5-2-143
2-16-3	国土交通省所管地すべり防止区域一覧表	5-2-144
2-16-4	林野庁所管地すべり防止区域一覧表	5-2-145
2-16-5	農林水産省所管地すべり防止区域一覧表	5-2-146
2-16-6	地すべり防止対策事業一覧	5-2-147
2-16-7	土石流危険渓流市町村別一覧	5-2-148
2-16-8	山地災害危険地区市町村別一覧	5-2-150
2-16-9	山地災害防止対策事業調	5-2-151
2-16-10	急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧	5-2-152
2-16-11	急傾斜地崩壊対策事業の状況	5-2-154
2-16-12	災害報告（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）	5-2-155
2-16-13	岩手労働局における土石流による労働災害防止対策	5-2-159
2-17	火災予防計画	
2-17-1	消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調	5-2-160
2-17-2	消防力一覧表	5-2-162
2-20	海上災害予防計画	
2-20-1	入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況	5-2-163
2-20-2	岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況	5-2-164
2-20-3	各港湾の各種船艇の配置状況	5-2-168
2-21	災害対策基金確保計画	
2-21-1	災害救助基金の現在高調	5-2-171
2-21-2	財政調整基金の現在高調	5-2-171

3 災害応急対策計画

3-2	気象予報・警報等の伝達計画	
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	5-3-1
3-2-2	気象警報発表基準等	5-3-6
3-2-3	気象警報等伝達系統図	5-3-53
3-2-4	土砂災害警戒情報伝達系統図	5-3-55
3-2-5	津波警報等伝達系統図	5-3-56
3-2-6	地震及び津波に関する情報伝達系統図	5-3-57
3-2-7	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図	5-3-58
3-2-8	国土交通省が行う水防警報伝達系統図	5-3-60
3-2-9	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図	5-3-61
3-2-10	噴火警報・予報等伝達系統図	5-3-83
3-2-11	津波予報区	5-3-86
3-2-12	地震情報に用いる震央地名	5-3-87
3-2-13	異常現象の通報、伝達経路	5-3-76
3-3	通信情報計画	

3-3-1	県内無線施設設置状況一覧表	5-3-89
3-3-2	災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書 (県警察本部)	5-3-100
3-3-3	災害対策基本法に基づく有線電気通信設備等の使用に関する協定書 (東日本旅客鉄道株式会社)	5-3-101
3-3-4	非常通信運用細則	5-3-102
3-3-5	東北地方非常通信協議会構成員名簿(岩手県内構成員)	5-3-106
3-3-6	災害時における放送要請に関する協定書	5-3-107
3-4	情報の収集・伝達計画	
3-4-1	被害状況判定の基準	5-3-109
3-5	広報広聴計画	
3-5-1	報道機関への放送協力要請(通知)	5-3-112
3-6	交通確保・輸送計画	
3-6-1	緊急輸送道路の指定状況	5-3-117
3-6-2	岩手県緊急輸送道路網図	5-3-137
3-6-3	飛行場外離着陸場の設置基準	5-3-138
3-6-4	飛行場及び飛行場外離着陸場(ヘリポート)一覧(県調査)	5-3-144
3-7	公安警備計画	
3-7-1	県警察装備品保有状況	5-3-151
3-8	消防活動計画	
3-8-1	緊急消防援助隊岩手県大隊	5-3-152
3-8-2	緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先	5-3-153
3-10	相互応援協力計画	
3-10-1	削除	
3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	5-3-154
3-10-3	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	5-3-159
3-10-4	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	5-3-166
3-10-5	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	5-3-169
3-10-6	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	5-3-175
3-10-7	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・ 東北8道県相互応援協定	5-3-179
3-10-8	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	5-3-181
3-10-9	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	5-3-186
3-10-10	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧	5-3-189
3-11	自衛隊災害派遣要請計画	
3-11-1	陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品	5-3-198
3-14	災害救助法の適用計画	
3-14-1	災害救助法による救助の種類, 程度, 期間等	5-3-200
3-16	医療・保健計画	
3-16-1	指定病院連絡先一覧	5-3-205

3-16-2	医療施設一覧表（病院）	5-3-206
3-16-3	就業届出助産師数調（保健所別）	5-3-213
3-16-4	医療救護班編成表	5-3-214
3-16-5	災害時の医療救護に関する協定書	5-3-217
3-16-6	災害時における医療救護活動に関する協定	5-3-219
3-16-7	医薬品等調達関係団体連絡先一覧表	5-3-223
3-16-8	災害時における医薬品等の確保に関する協定	5-3-224
3-16-9	災害時における医療資機材の確保に関する協定	5-3-226
3-16-10	災害時における医療用ガス等の確保に関する協定	5-3-228
3-16-11	健康管理活動班編成表	5-3-230
3-17	食料、生活必需品等供給計画	
3-17-1	支給物資の種類、支給基準数量等	5-3-232
3-17-2	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	5-3-233
3-17-3	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	5-3-236
3-20	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	
3-20-1	製材品供給可能概数	5-3-237
3-21	感染症予防計画	
3-21-1	感染症予防薬剤調達先一覧表	5-3-238
3-21-2	感染症予防関係法（抜粋）	5-3-239
3-22	廃棄物処理・障害物除去計画	
3-22-1	一般廃棄物処理業者一覧表	5-3-242
3-22-2	一般廃棄物処理施設一覧表	5-3-252
3-23	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	
3-23-1	県内火葬場一覧表	5-3-254
3-23-2	岩手県広域火葬計画	5-3-255
3-26	農畜産物応急対策計画	
3-26-1	家畜診療班及び防疫班編成表	5-3-261
3-28	ライフライン施設応急対策計画	
3-28-1	電力施設現況一覧表	5-3-262
3-28-2	都市ガス事業者一覧表	5-3-266
3-28-3	都市ガスの状況	5-3-266
3-28-4	液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地	5-3-267
3-28-5	応急給水資材の整備状況	5-3-269
3-32	防災ヘリコプター活動計画	
3-32-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	5-3-271
3-32-2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	5-3-273
3-32-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	5-3-280
3-32-4	岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約	5-3-292
3-32-5	大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画	5-3-293
3-32-6	岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画	5-3-296

4 災害復旧・復興計画

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1	災害復興住宅等に対する融資一覧表	5-4-1
4-2-2	災害復興住宅資金	5-4-3
4-2-3	生活福祉資金	5-4-4
4-2-4	災害援護資金	5-4-6

5 附属資料

5-1	みんなで取り組む防災活動促進条例	5-5-1
5-2	岩手県防災会議条例	5-5-4
5-3	岩手県災害対策本部条例	5-5-6
5-4	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	5-5-7
5-5	岩手県防災会議運営規程	5-5-15
5-6	小災害見舞金交付内規	5-5-17
5-7	岩手県災害対策本部規程	5-5-19
5-8	岩手県災害警戒本部設置要領	5-5-59
5-9	気象予報・警報の地域区分	5-5-65
5-10	地震被害想定調査（平成9年度実施）	5-5-66
5-11-1	津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）	5-5-71
5-11-2	津波浸水想定の設定（令和3年度実施）	5-5-78
5-11-3	地震・津波被害想定調査（令和3年度・令和4年度実施）	5-5-87
5-12	市町村避難所運営マニュアル作成モデル（本文）	5-5-122
5-13	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン	5-5-212
5-14	岩手県災害備蓄指針	5-5-245

1 総則

1-3-2 災害時における個人情報の取扱い

2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務
の取扱いについて

令和5年3月31日限り、廃止

法 学 第 1433 号

平成 24 年 3 月 29 日

本庁各室課等の長
広域振興局の部等の長
及び部等に置く所の長
広域振興局以外の出先機関の長

法務学事課総括課長

**被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いに
ついて（通知）**

各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的とした個人情報の利用及び提供については、岩手県個人情報保護審議会答申（平成24年3月19日付け答申第69号。以下「答申」という。）において、個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外することについて適当と認められたところです。

今般、当該利用及び提供に係る事務の取扱いを下記のとおり定めたので、貴職が保有する個人情報の利用又は提供が必要となった場合には、その適正な運用に努められますようお願いいたします。

記

1 実施機関内部における利用及び他の実施機関に対する提供

個人情報を県の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じその利用及び提供を図ること。

なお、当該利用及び提供に当たっては、条例の定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保すること。

2 国、他の地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会に対する提供

上記1に準じ、必要に応じ個人情報の提供を図ること。

なお、提供に当たっては、条例第5条第2項の規定の趣旨を踏まえ、提供先に対し、提供に係る個人情報について使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めること。

資料編 1 総則

- 3 法人その他の団体（1及び2に掲げる者を除く。以下「団体」という。）に対する提供
答申別紙2「被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準」の全てを満た
す場合に限り、個人情報を提供できるものであること。

なお、当該基準の運用の詳細等を別添運用方針のとおり定めたので、団体から個人情報の提供を受けたい旨申出があった場合、当該運用方針に基づき審査事務その他の手続を行うこと。

(別紙2)

被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準

法人その他の団体(国、地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。)が各種災害により被災した者(以下「被災者」という。)に対する支援として実施する事業(以下「事業」という。)の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でないと認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する生活再建に向けた支援としてふさわしいものであると認められること。

(目的の明確性・整合性)

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

(提供内容の合理性等)

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(責務遵守性)

第6 当該団体が、個人情報を取り扱うものとして自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。
2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準の運用方針

(平成24年3月29日制定)

(前文 [基準の趣旨])

法人その他の団体（国、地方公共団体及び社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。）が各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する支援として実施する事業（以下「事業」という。）の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でない認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

【趣旨】

この基準は、各種災害時において、被災者に対する生活再建に向けた支援を目的とした事業を実施しようとする団体が、知事が保有する当該被災者の個人情報の提供を受けようとする場合に、当該団体及び当該団体が実施しようとする事業の備えるべき条件として、個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項第7号に基づく岩手県個人情報保護審議会答申（平成24年3月19日付け答申第69号。以下「答申」という。）において定められたものである。

【解釈・運用】

- (1) 答申に基づく提供の対象となる被災者の個人情報は、本庁各室課等及び各出先機関（以下「各室課等」という。）において保有する各種の個人情報であり、災害対応に係る事務事業において取り扱うもののみならず、通常（平常時）の事務事業において取り扱うもの（原則として、支援対象となる被災者の個人情報を容易に抽出することができる場合に限る。）も含むものである。
- (2) 「各種災害」の範囲については、東日本大震災津波のような自然現象により生ずる災害のみに限られるものではなく、自然現象以外の原因により生ずる災害も含まれるものである。
- (3) 「被災者」の範囲については、東日本大震災津波においても支援の趣旨や内容に応じて広義・狭義が様々に使い分けられており、一律に定義し難いことから、個別の災害の様態、被害の実情、必要とされる支援の内容等に照らし、個別に判断するものとする。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

- (4) 団体から個人情報の提供依頼があった場合、この基準の第1から第7までの全てを満たす場合に限り、提供することができるものとする。
- (5) 当該条件にかかわらず、団体自身の性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として不適当であると考えられる場合（下記判断基準(1)及び(2)を満たさない場合）には、条件への適合の有無について判断するまでもなく、個人情報を提供しないものである。

また、当該条件をすべて満たす場合であっても、何らかの理由により個人情報を提供することができない場合や、個人情報を提供すべきでない事情がある場合（下記判断基準(3)に掲げる事情を認めた場合）は、個人情報を提供しないものである。

- (6) 知事は、個人情報の提供を受けようとする団体に対し、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当該団体が災害時における連携・協力について県との間で協定その他の取決めを締結しており、当該取決めに基づく事業を実施するために個人情報の提

資料編 1 総則

供を受けようとする場合においては、ウに掲げる書類を省略することができるものとする。

ア 被災者情報提供申出書(当該団体が個人情報の提供を受けたい旨、事業計画の概要その他必要な事項を記載した書面をいう。)(様式第1号)

イ 誓約書(当該団体が下記判断基準(1)を満たす旨及び県から提供を受けた個人情報の目的外使用を行わない旨を誓約する書面をいう。)(様式第2号)

ウ 実績調書(当該団体が下記判断基準(2)に掲げる実績を有するものであることを具体的に明らかにする調書をいう。)(様式第3号)

エ 個人情報取扱体制調書(当該団体内部の個人情報の取扱いに関する体制等を具体的に明らかにする調書をいう。)(様式第4号)

(7) 各室課等は、団体から(6)に掲げる書類の提出があった場合、この基準に照らして審査を行い、法務学事課への協議を経て、個人情報を提供し、又は提供しない旨の決定をし、当該団体に対し、その旨を被災者情報提供決定通知書(様式第5号)又は被災者情報非提供決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(8) 各室課等は、(7)の通知を行った場合、当該通知書の写しを法務学事課に送付するものとする。

《判断基準》

答申に基づく個人情報の提供先(この基準による審査の対象)となるべき団体は、下記(1)及び(2)を満たすものでなければならない。

なお、この判断基準による審査に際しては、必要に応じ、他の実施機関に照会をすることができるものとする。(当該照会回答における個人情報の収集及び提供については、条例第4条第3項第7号及び第5条第1項第5号に基づくものとして取り扱うものとする。)

(1) 団体自身の性質

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体については、その性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適当であると考えられる。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。

エ 各種法令に違反していないこと。

オ 団体の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が含まれていないこと。

カ 暴力団又は暴力団員が、運営に実質的に関与していないこと。

キ 団体の役員及びこれに準ずる者(以下「役員等」という。)が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

コ 団体が現に行っている事業又は活動が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するものでないこと。

サ 団体が現に行っている事業又は活動が、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するものでないこと。

シ 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。

資料編 1 総則

- ス 県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- セ 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(平成23年10月5日付け出第116号制定)に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- ソ 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けていないこと。
- タ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中でないこと。
- チ 上記に掲げる事項の全てに該当することについて、あらかじめ誓約していること。
- ツ その他個人情報の提供の相手方として適當でないと思われる理由がないこと。

(2) 団体の活動実績

団体が次に掲げる実績のいずれかを有する場合、当該団体については、その実績上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適當であると考えられる。

- ・ 被災者に対する生活再建に向けた支援の実績があること。(県内での活動に限定しない。他都道府県、他国における実績も考慮。)
- ・ 県と連携・協力して事業を行った実績(県の事務事業全般にわたるものであり、被災者支援事業に限らない。)があること。

(3) その他の事情

各室課等の都合により個人情報を提供することができない場合や、諸般の事情を勘案して個人情報を提供すべきでない事情があるときは、個人情報を提供しないものとする。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ア 事務処理上の困難があること。(例：提供を希望する個人情報が大量なため対応できないこと、業務多忙につき対応できないこと。)
- イ 個人情報の提供以外の方法により対応が可能と考えられること。(例：支援対象人数が少なく、その特定も容易であり、かつ、事業内容も輕易(案内の発送等)であれば、団体が用意した後納郵便に県において宛名シールを貼り付けて送付すれば足りると考えられること。)
- ウ その他の理由があること。(例：事業の内容及び個人情報の範囲が既に個人情報提供済の事案(別の団体が行う別の事業)と重複していること。(同一地域において同一の物資(既に充足していると考えられるもの)を配布しようとする場合等が想定される。))

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する支援としてふさわしいものであると認められること。

【趣旨】

県が連携・協力して実施することが適當と認める被災者支援事業か確認するとともに、当該事業の内容について、県の保有する個人情報を提供すべき公益性(公平性)があるか確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 対象となる事業は、原則として、団体が実施機関(各室課等)と協働して実施するものに限るものとするが、その範囲については、場所や時間によって変化する被災者の需要(支援ニーズ)に応じ、柔軟に解釈するものとする。

例えば、生命や財産の損害の回復等に係るものに限らず、被災による心理的負荷の軽減に係るものについても、その範囲に含まれるものである。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

資料編 1 総則

- (2) 上記趣旨にいう「県の保有する個人情報を提供すべき公益性（公平性）」とは、対象となる事業について、被災者支援事業としての公平性が担保されているか否かを主眼として判断することを意図するものであり、不特定多数を対象とする事業のみならず、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするもの（例えば、特定の地域の被災遺児・孤児の支援等）についてもその公益性を認める場合があると考えられる。よって、事業の公益性については、当該事業の規模のみならず、団体の規模、事業の内容等に即して個別に判断する必要がある。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、その内容上、県の保有する個人情報の提供の対象となるべき公益性を有するものと考えられる。

ア 被災者に対する支援を主たる目的とするものであること。

イ 県事業として実施することが適当な支援事業であること。（例えば、人的、金銭的な制約から県ではできないが、県が実施しても問題がない事業であるかなど。ただし、国・県・市町村との役割分担、部局間の事務分掌等の観点に偏り、安易に縦割りで判断することのないよう努めること。）

ウ 原則として、不特定多数の被災者を対象とするものであること。ただし、前述のとおり、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするものについても公益性を認めるべき場合があると考えられること。

エ 原則として、当該団体等の営利等を目的とするものでないこと。

オ 公序良俗に反するものでないこと。

（目的の明確性・整合性）

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

【趣旨】

個人情報の用途が明確であり、かつ、事業全体の目的（達成しようとする成果）と整合しているか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された個人情報の具体的な用途が、当該団体が事業において達成しようとしている成果と明確に合致するか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報を取り扱う目的の明確性・整合性が認められるものと考えられる。

ア 事業における個人情報の用途に具体性があること。

イ 事業全体の目的（達成しようとする成果）と提供する個人情報の用途とが明確に合致すること。（曖昧な部分や、明らかに整合しない部分がないこと。）

（提供内容の合理性等）

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

【趣旨】

事業における個人情報の用途に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものである。

資料編 1 総則

【解釈・運用】

各室課等は、第2で確認した個人情報取扱目的に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものとする。

なお、当該確認に当たっては、個人情報の項目毎に、当該項目の提供が必要な理由を明確に整理するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないものと考えられる。

ア 事業の目的と、情報提供の対象となる個人の範囲とが整合していること。(ズレていたり、過大になったりしていないこと。)

イ 事業の目的に照らして、提供対象となる個人情報の項目が必要最小限であること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

【趣旨】

事業が時宜を得たものであり、時機を失すればその効果を損ない、事業の目的が達成されないおそれがあるか確認するとともに、事業の実施のために県から個人情報の提供を受ける必要性の高さ(事業実施上の必須性)を確認するものである。

【解釈・運用】

(1) 県と市町村において同一内容の個人情報を保有している場合においても、市町村が当該市町村の個人情報保護条例の定めにより当該個人情報を提供することができない場合には、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

また、両者とも個人情報の提供が可能な場合であっても、市町村の事務都合により、団体から申出のあった時点において県のみが当該個人情報を提供することができる状況にあり、かつ、速やかに事業を実施しなければ当該事業の効果が損なわれると認められるときにも、同様に、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

(2) 「事業実施上の必須性」については、上記(1)のほか、事業において県の保有する個人情報を使用しなければならない理由(例えば、団体が自ら個人情報を収集しようとする場合、事業の時機を失し、結果として被災者の不利益となると考えられること等)についても併せて確認しなければならない。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報の提供の必須性が認められるものと考えられる。

ア 事業の内容が、その時点の被災者の支援ニーズに即したもの又は事業実施予定時期(将来)における被災者の支援ニーズを捉えたものであると考えられること。

イ 県からの提供以外の方法により個人情報を収集しようとした場合、当該事業を本来実施すべき時期に実施することができず、事業の効果が著しく低減すると考えられること。

ウ 当該団体が自ら個人情報を収集しようとした場合、多大な経費と労力を要したり、事業実施の時機を失したりするなど、事業の円滑かつ効果的な実施が困難となるおそれがあること。

エ 必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目に照らして、県以外の者から個人情報の提供を受けることが困難であると考えられること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実

施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

【趣旨】

事業について、その規模が適正であり計画どおり実施される可能性の高いものであるか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された事業計画等について、当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、計画どおり実施される可能性が高いものと考えられる。

ア 事業の規模が、当該団体の規模に照らして過大なものとなっていないこと。

イ 事業の実施に関する計画（実施細目、人員、スケジュール、資金、協力団体等）の内容が具体的であり、事業の目的（達成しようとする成果）と整合していること。

ウ 事業の内容が、被災者や他の個人、団体等と紛争を生じるおそれのあるものでないこと。

エ 事業が計画どおり実施されると見込まれること。

（責務遵守性）

第6 当該団体が、個人情報を取り扱う者として自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。

2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

【趣旨】

団体について、個人情報を取り扱う者としての責務を遵守することができることと認められるか確認するものである。

【解釈・運用】

(1) 団体の個人情報取扱体制及び個人情報保護能力については、団体から提出を受けた個人情報取扱体制調書（様式第4号）その他の書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

(2) 県から提供を受けた個人情報の目的外使用をしないこと、県が提供にあたり付す制限や求める措置を遵守する旨の誓約は、誓約書（様式第2号）により行わせるものである。

(3) 各室課等は、条例第5条第2項の規定により、個人情報の提供を受ける団体に対し、当該個人情報について使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付すとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

各室課等が団体に対して付すべき制限及び求めるべき措置は、おおむね次のとおりである。

ア 使用目的の制限（団体が申し出た取扱目的以外の目的に個人情報を使用しないこと。）

イ 使用方法の制限（団体が申し出た使用方法以外の方法で個人情報を使用しないこと。）

ウ 使用期間の制限（団体が申し出た事業期間の経過後においては個人情報を使用しないこと。）

エ 個人情報を取り扱う者の制限（個人情報を使用することができる者の範囲は、団体

資料編 1 総則

- が申し出た範囲に限ること。)
- オ 使用後の取扱いの指示（個人情報の使用が終了した後、当該個人情報の記録された媒体について、各室課等の定めるところにより、廃棄、返却等の対応を取ること。)
- カ 再提供の禁止（別の団体に対する個人情報の提供を禁ずること。ただし、事業計画書上、当該団体と関係を有する団体に対する個人情報の提供が予定されている場合には、必要最小限の再提供を認める場合があること。)
- キ 複製の制限（個人情報の複製（印刷等）は、事業内容に照らして必要最小限に留めること。)
- ク 本人への周知（県から個人情報の提供を受けて事業を実施するものであること、個人情報の使用の停止を申し出ることができることについて、本人に周知すること。)
- ケ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止（個人情報が漏えい、滅失及びき損することのないよう、必要な措置を取ること。)
- コ 団体の個人情報取扱規程に沿った個人情報の取扱いの確保（団体内部における個人情報の取扱いに関する明文の取決めに沿って、個人情報を取り扱うこと。)
- サ 個人情報を取り扱う者に対する研修の実施（団体内部において、個人情報を取り扱う業務に従事する者に対し、必要な研修を行うこと。)
- シ 調査・報告の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いについて調査し、又は報告をさせることができること。)
- ス 指示の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いの適正を確保するため、団体に対し、必要な指示を行うことができること。)
- セ その他必要な措置の実施（キ～スに掲げる措置のほか、個人情報の適切な管理のために必要な措置を団体自ら講ずること。)
- (4) 各室課等は、個人情報の提供に際し、(3)の措置要求を、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）を当該団体に対して交付することにより行うものとする。
なお、当該通知書の内容については、あらかじめ法務学事課の確認を経るものとする。
- (5) 各室課等は、個人情報の提供の後遅滞なく、団体から、被災者情報受領書（様式第8号）を提出させるものとする。
- (6) 各室課等は、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）及び被災者情報受領書（様式第8号）の写しを、法務学事課へ送付するものとする。

《判断基準》

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体の責務遵守性が認められる。

- ア 個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人情報保護法の規定による義務（努力義務を含む。）を履行し得る体制を整えていること。（個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、これに準じた体制を整えていること。)
- イ 個人情報の取扱いに関して、団体内部において明文の取決めがあり、かつ、個人情報の取扱いに関する責任者を定めていること。
- ウ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して目的外に利用しないことや、県の実施機関が付す制限を遵守することについて、あらかじめ誓約していること。
- エ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して県の実施機関が求める措置を講ずることについて、あらかじめ誓約しており、かつ、団体の個人情報取扱体制等に照らして、当該措置を確実に講ずることができると見込まれること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

【趣旨】

個人情報の提供により生じるおそれのある権利利益の侵害と事業によって実現される公

益を比較衡量し、権利利益を不当に侵害するおそれがない（侵害があったとしても受忍範囲内に留まる）ことを確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 事業によって実現される公益については、当該事業の対象となる被災者全体が受ける便益として捉えるべきものであるが、個人情報の提供により生じる個人の権利利益の侵害については、原則として個々の被災者の受忍範囲に即して捉えるべきものであり、個々の被災者の権利利益の侵害の総和として捉えるものではない。よって、両者は、定量的な比較になじまないものであり、個別具体の事例に即し、当該時点の状況等に照らして、適時適切に判断する必要がある。

なお、当該受忍範囲については、個別の事業において必要とされる個人情報の項目に照らして判断されるものであり、個人情報の項目数の多寡や当該項目の内容の重要度に応じて変化するものと考えられる。

- (2) 事業の内容が極めて軽易な場合、当該事業によって実現される公益も極めて小さいものに留まるものと考えられ、そのような場合には、個人情報の提供による権利利益の侵害が当該個人の受忍範囲を超える可能性が高いものと考えられる。

〈判断基準〉

個人情報の提供によって生じる本人の権利利益の侵害（個々の被災者に対し与える心理的影響等）が、事業の実施によって実現される公益（事業の受益者である被災者全体に対する有形無形の効果）と比較して小さいものであると考えられる場合、当該事業については、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。

その他〔雑則〕

- (1) 個人情報の提供に関する被災者への周知

答申に基づく個人情報の提供の対象となった事業について、その円滑な実施を図るとともに、当該個人情報に係る本人（被災者）が自己の情報の取扱いについて知り得る状態に置くため、提供先となった団体の名称、事業の内容、提供した個人情報の内容（個人の類型及び情報の項目）について、次のとおり周知するものとする。

ア 実施機関による周知

各室課等は、個人情報を提供する場合、その事前又は事後において、当該提供事案の概要について、必要に応じ、当該個人情報に係る本人に対し、通知その他の適切な方法により周知するよう努めるものとする。この際、自己の情報を提供又は使用しないよう県又は団体に申し出ることができる旨を併せて周知するものとする。

また、法務学事課は、個人情報の提供が行われた場合、当該提供事案の概要について、ホームページ等により、当該提供の翌月に一括で公表するものとする。

イ 団体による告知

個人情報の提供を受けた団体は、当該個人情報を使用した事業における支援対象である被災者に接触する際、次に掲げる事項について書面又は口頭により告知するものとする。

- (ア) 当該事業が、条例の規定に基づき、県から個人情報を受けて行われるものであること。
- (イ) 県による団体への個人情報の提供を希望しない場合、その旨申し出ることができること。なお、当該申出は、県又は団体のいずれに対しても行うことができるものであること。（団体に対して申出があった場合、当該団体を通じて県に伝達すること。）

- (2) 個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合の対応

資料編 1 総則

各室課等は、被災者から個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合、本人の意思に基づき、原則として、当該申出の以後において、当該被災者の個人情報を団体に提供しないものとする。

また、既に個人情報を提供している場合においては、当該提供を受けた団体に対し、当該個人情報を使用しないよう指示するとともに、必要に応じ、返却、廃棄等の対応を取らせるものとする。

(3) 事業実績の報告

各室課等は、団体が事業の実施を完了した場合、被災者支援事業実施報告書（様式第9号）を提出させるとともに、当該報告書の写しを法務学事課に送付するものとする。

法務学事課においては、事業実績の概要を、ホームページ等により公表するものとする。

(4) その他

各室課等は、この運用方針により難い事案が発生した場合、速やかに法務学事課へ協議するものとする。

（※様式については、添付を省略する。）

資料編 1 総則

1 総則

1-5 県土の概況

1-5-1 耕地森林別面積調

区 分		面 積	備 考	
耕 地	田	93,500 ha	令和4年耕地面積調査（農水省HPより）	
	畑	普通畑	24,700	〃
		樹園地	3,320	〃
		牧草地	27,100	〃
	小計	148,620		
森 林	国有林	392,689	いわての森林・林業概要（R4版）	
	民有林	782,776	〃	
	小計	1,175,465		

1-5-2 本県極値気象表

地名 要素		盛 岡		宮 古		大 船 渡		県 内※		
		値	年月日	値	年月日	値	年月日	値	年月日	観測所
最高気温	℃	37.2	大13. 7. 12	37.3	昭 8. 7. 23	37.0	平29. 8. 5	38.8	平 6. 8. 14	釜石
								39.5	昭21. 8. 16	一関
最低気温	℃	-20.6	昭20. 1. 26	-17.3	明41. 1. 23	-11.6	昭55. 2. 17	-27.6	昭63. 2. 17	藪川
								-35.0	昭20. 1. 26	藪川
最小湿度	%	7	平20. 4. 22	8	平13. 3. 23	7	昭44. 4. 29			
最大風速・ 風向	m/s	WNW 22. 2	昭26. 4. 10	WSW 31. 4	大元. 9. 23	SE 21. 8	平14. 10. 2			
最大瞬間 風速・風向	m/s	SW 38. 6	平16. 11. 27	SSE 43. 5	平14. 10. 2	SSE 44. 2	平14. 10. 2			
最大10分間 降水量	mm	24.0	令4. 7. 5	24.5	平28. 8. 30	30.5	平 7. 8. 16			
最大1時間 降水量	mm	62.7	昭13. 8. 15	84.5	令元. 10. 13	58.0	令元. 8. 8	95.5	平27. 6. 16	紫波
								81.0	昭36. 9. 10	大平
最大日降水 量	mm	198.0	平19. 9. 17	319.0	平12. 7. 8	200.0	昭52. 5. 16	333.0	昭63. 8. 29	岳山
								334.0	昭23. 9. 16	世田米
最深積雪	cm	81	昭13. 2. 19	101	昭19. 3. 12	32	昭59. 2. 28	279	平25. 2. 25	湯田
								368	昭49. 1. 27	湯田

観測開始 盛岡 大正12年～ 宮古 明治16年～ 大船渡 昭和38年～

※上段はアメダス観測開始からの値、下段は参考値（気象通報所等の観測値）

（アメダス観測開始：昭和51年～）

発生年月日	災害名	災害内容	り災			人的被害			被害						土木被害						農作物被害			水産物被害	船舶被害	被害額合計	
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水						
S56.4.19 ～21	大雨 強風	低気圧による大 雨と強風					2				戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所			2.6				千円	隻	千円			2,290,531
S56.8.23	暴風雨	台風15号による 暴風雨	1,119	4,210	4		46	81	1,165	945	1,431	2,749	1,683	78	1,562	1	2	5,481				315,854	97			93,929,639	
56.9.25 ～27	大雨	低気圧による大 雨	319	1,064	3		4	5	11	265	1,019	163	371	6	171			82.9				4,194	1			4,654,496	
57.4.15 ～16	大雨	低気圧による大 雨	192	675				1	4	7	173	25	274	3	274		2	21				24,062	1			3,564,551	
57.5.20 ～21	大雨	低気圧による大 雨	2,699	8,472	2			2	4	683	1,812	1,030	185	8	286			188				2,120	6			7,385,716	
57.8.30 ～31	大雨	台風13号と雷雲 による大雨	2,101	7,567					2	321	1,669	879	360	25	269	1	9	277				17,873				6,970,998	
57.9.10 ～13	大雨 暴風	台風18号と前線 による大雨と暴 風	819	2,830						254	509	128	253	13	233			2				19,518				4,238,870	
57	冷害	異常低温による 冷害																								14,525,050	
58.4.27	林野 火災	異常乾燥下にお ける林野火災	71	243	1		26	8	223			233										15,350	121			5,068,831	
59	豪雪	強風	4	16	5		22	4	177			212	70					1.25								1,358,515	
59.2.1 ～29	低温	低温による道路 の凍上災害											1,569													7,755,600	
59.4.19 ～21	大雨・ 風・ 雪浪	低気圧による大 雨、雪、風浪	7	37				6	27	1	34	59	354	11	651		4					127,650	8			7,347,144	
60.1.1 ～1.31	低温	低温による道路 の凍上災害											1,319													8,307,629	
60.6.30 ～7.1	大雨 強風	台風による大雨 強風災害	1	3					1	1	16	6	119	13	229		3	1.02			5,954					3,102,589	
61.2.1 ～2.28	低温	低温による道路 の凍上災害											1,930													11,284,496	
61.8.5 ～8.6	大雨	台風10号及びそ の後の低気圧に よる大雨災害	55	185	1		2	1	10	54	746		759	44	1,122		7				3,272					19,095,757	
62.1.9	地震	岩手県中部沿岸 地震					8						17	6	4											1,013,117	
62.8.16 ～8.19	大雨	低気圧による大 雨災害								206	261	24	393	6	516		2				3,670.5					10,522,971	
62.9.16 ～9.17	大雨	台風13号による 大雨波浪災害								1	30		31		12	3	2				8.8	55,020				1,687,343	
63.3.22 ～3.25	融雪	低気圧による大 雨融雪災害											68	1	65		6									1,948,300	
63.8.28 ～8.31	大雨	低気圧による大 雨災害	971	3,762			1		4	118	849	283	720	49	757		12				3,942.8	7,715				37,673,003	
63	冷害	異常低温・日照 不足による冷害																								30,127,825	
H元.2.28 ～3.1	融雪	低気圧による大 雨融雪災害											19	2	75		3									1,058,000	
元.4.11 ～4.12	大雨	低気圧による大 雨災害	1	6						1	1		42		64											1,072,150	

資料編 1 総則

1-6-2 岩手県の地震津波災害調

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
869	貞観11	7・13	強震, 津波	陸奥国地大いに震いて城邑を破壊し, 海嘯哮吼して溺死者, 多し。
1611	慶長16	12・2	強震, 津波	三陸地方で大地震。東部海岸に大津浪。南部, 津軽にて人馬の溺死3千余等の被害。
1616	元和2	12・6	強震, 津波	三陸地方で強震。大槌町海嘯, 布日にて溺死者多数。
1625	寛永2		鳴 動	奥州の山鳴動す。
1662	寛文2	(9・9)	強震, 津波	南部領大震海嘯。
1663	同 3	8・19	異常鳴響	地震と鳴響あり, 盛岡城の戸障子鳴動。
1677	延宝5	4・6	大地震	花巻地方で晴天午下刻(午後1時過)大地震しばらくやまず。
〃	〃	4・13	強震, 津波	陸中国南部, 地大いに震い, 大槌浦, 宮古浦, 鉾ヶ崎浦等海嘯暴溢し家を破る。
〃	〃	8・1	大地震, 洪水	花巻地方で大雨。申上刻(午後4時)大地震。市中洪水。
1678	同 6	2・21	地震, 鳴動	陸中鹿角郡水沢近傍の山, 朝より夥しく鳴動して地震う。
〃	〃	10・2	大地震	花巻地方で大地震。御台所脇石垣13間崩る。御城壁大半落等の被害。
1689	元禄2		津 波	陸中海岸津波あり。
1700	同 13	1・20	津 波 か	大槌地方大汐さし, 海辺大分騒ぎす人馬怪我なし。
1703	同 16	12・9	大地震	大槌地方で午後10時過大地震。
1704	宝永元	5・23	大地震	沢内地方で大地震。
1705	同 2	1・26	大地震	夜, 大地震
1717	享保2	5・13	大地震	花巻地方で大地震。方々家大小破する。
1720	同 5	5下旬~9初旬	地震	花巻地方で5月下旬より9月初めまで連日の如く地震。
1732	同 17	8・10 8・12	地震	花巻地方で地震。
1733	同 18	5・12	地震	花巻地方で地震。
1735	同 20	5・6	大地震	花巻地方で大地震。破損なし。
1751	宝暦元	5・21	津 浪	大槌地方で津波。
1756	同 6	8・10	地震	亥の上刻(午後10時)地震。卯の刻(午前6時)にも地震。
1767	明和4	4・24	大地震	沢内地方で大地震。
〃	〃	5・2	大地震	5月2日, 同4日大地震。大風吹き, 時々秋まで地震続く。
1768	同 5	2・21	地震	沢内地方で地震あり。
〃	〃	(7・28)	大地震	沢内地方で大地震。
1769	〃		地震	沢内地方で時々地震。
1770	同 7	5・27	大地震	在所大地震, 所々破損, 多人馬死す。
〃	〃	6・26	大地震	沢内地方で大地震。
1772	安永元	6・3	大地震	沢内地方で6月3日, 13日, 14日地震。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・9	大地震	沢内地方で7月9日、14日又ゆる。
1780	同 9	(6・19)	大地震	午前6時大地震。昼の内度々あり。
1793	寛政5	2・17	強震, 津波	両石村にて流失家屋71軒, 船舶19艘, 溺死人あり。釜石村, 大槌村にも被害。
1823	文政6	9・初旬	強 震	9月初旬頃より岩手郡寺田村付近に微震頻発し, 10月23日半破壊性の激震起り, 家屋土蔵の倒壊, 変死者等あり。
〃	〃	9・29	鳴 動	西根山(西岳のことか)鳴動。七時雨山割崩, 滝不動崩落, 右近辺家屋, 土蔵崩れ, 壁落つ。
1830	天保元	1・15	大地震	辰刻(午前8時)大地震。女童子動転す。
1850	同 3	7・20	異常鳴響	夜九ツ時(午前零時)雷の如く鳴る。津波にて山くずれる。
1854	安政元	12・23	大地震	大地震。
1855	同 2	8・15	大地震	夕七ツ時(午後4時)大地震。
1856	同 3	8・23	強震, 津波	強震津波来たり, 宮古附近最も甚しく家屋流失, 倒壊100余戸上る。
1864	元治元	3・29	強 震	三閉伊海岸で地震。所々破損す。
1894	明治27	3・20	小 津 波	根室南々東約120軒の沖合海底で地震。午後8時20分頃本県沿岸に小津波。
1896	同 29	6・15	強震・津波 (三陸津波)	明治三陸地震津波, 三陸海嘯。本県の被害最も甚大にして死者18,158人に及ぶ。
1896	同 29	8・31	陸羽 大地震	和賀郡で最も被害多く, 倒壊家屋多数あり。
1897	同 30	2・20	小 津 波	陸前東海底で地震, 津波あり。気仙郡盛町3尺の高波。
1906	明治39	2・1	津 波	2時間16分にわたる遠地地震記録。被害なし。
1915	大正 4	11・1	津 波	三陸沖で地震, 釜石方面で高さ約2尺の津波。被害なし。
1922	同 11	11・12 ～ 13	津 波	チリで地震。気仙郡下で家屋102戸が浸水。
1931	昭和 6	11・4	地 震	小国村附近で地震(震度5)。小国村, 上閉伊郡金沢村地方で石垣崩壊, 炭がま破壊等の被害。
1933	同 8	3・3	地震, 津波, 大火	昭和三陸地震津波。死者1,408名, 傷者805名, 行方不明1,263名, 家屋流失2,969戸, 倒壊1,011戸, 焼失209戸, 船舶流失6,768隻等の被害。
〃	〃	6・19	地 震	金華山東方沖で地震。気仙郡広田, 吉浜, 盛で強震。上閉伊郡甲子村で1名死亡。
〃	〃	8・ ～11・	鳴 動	七時雨山鳴動。奥中山付近で戸障子等がはずれ, 棚の上の物が転落する等の被害。
1946	同 21	4・2	津 波	田老町で津波。
〃	〃	12・21	津 波	宮古地方沿岸で津波。被害なし。
1952	同 27	3・4	津 波	十勝沖で地震。震度宮古4, 盛岡3。沿岸各地で津波。船舶, 水産関係施設等に被害。
〃	〃	10・26 ～ 29	地 震	県下各地で有感地震18回。被害なし。
〃	〃	11・5	津 波	カムチャッカ半島南端で地震。沿岸各地で津波。満潮時と重り漁船養殖施設等に被害。
1953	同 28	11・26	津 波	房総南東沖で地震。沿岸各地に津波。被害なし。
1958	同 33	11・7	津 波	エトロフ島沖で大規模な地震。三陸一帯に小津波。被害無し。
1960	同 35	3・21	津 波	三陸沖で地震。本県海岸に小津波。養殖施設に若干の被害。
〃	〃	5・24	チリで地震, 津波	三陸沿岸一帯に津波(チリ地震津波)。大船渡市など沿岸各地で死者57名, 行方不明5名, 住家全壊・流失962棟, 船舶流失・沈没・破損2626隻, 港湾施設等に大きな被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事項
〃	〃	7・30	津波	八戸沖で地震。本県海岸に小津波。被害なし。
1962	同 37	4・30	地震	宮城県北部で地震（宮城県北部地震）。盛岡、一関、花巻、北上、千厩で震度4、宮古、軽米で震度3。花泉で学校に被害。
〃	〃	12・28	地震	岩手県沖で地震。震度盛岡4、宮古3。小本、山田両線で9ヶ所の落石。
1963	同 38	10・13	津波	エトロフ島沖で地震。沿岸各地で養殖施設の一部に被害。
1964	同 39	3・28	地震、津波	アラスカ地震の影響で大船渡湾内の養殖施設に被害。
1968	同 43	5・16	地震	十勝沖で地震（1968年十勝沖地震）。盛岡で震度5の強震。沿岸各地に津波。港湾施設、船舶等に大きな被害。
〃	〃	6・12	地震、津波	岩手県沖で地震。盛岡、宮古で震度4、大船渡震度3。弱い津波が発生。船舶等に被害。
1969	同 44	8・12	津波	北海道東方沖で地震。震度は盛岡、一関で3、宮古、大船渡で2。沿岸各地で20～34cmの弱い津波。被害なし。
〃	〃	10・18	地震	震度は盛岡の4の中震、大船渡、宮古3の弱震。津波、被害なし。
1970	同 45	9・14	地震	宮城県沖で地震。盛岡、宮古、大船渡で震度4の中震。各地で送電線、土木、農業施設、学校等に被害。
〃	〃	10・16	地震	秋田県南部で地震。本県西部で震度4～5。国鉄北上線で一時不通。建物損壊244棟等の被害。
1974	同 49	9・4	地震	岩手県沖で地震。盛岡、宮古で震度4。落石、がけくずれ、停電等の被害。
1978	同 53	6・12	地震	宮城県沖で地震。大船渡で震度5、盛岡、宮古で4。道路損壊、堤防決壊、がけくずれ等の大きな被害。
1979	同 54	5・22	地震	岩手県沖で地震。震度宮古3、盛岡、一関、大船渡2。津波なく、農業用施設に若干の被害。
1982	同 57	6・1	地震	宮城県沖で地震。震度盛岡4、宮古、大船渡3。津波なし。
1983	同 58	5・26	地震	日本海中部で地震。震度盛岡4、宮古・大船渡3。農地農業用施設等に被害。
1986	同 61	3・2	地震	宮城県沖で地震。震度盛岡、宮古4、大船渡3。津波なく、土木施設に被害。
〃	〃	5・26 ～ 7・	地震	奥中山付近で群発地震。被害なし。
1987	同 62	1・9	地震	岩手県中部沿岸で地震。震度盛岡、大船渡5、宮古4。津波なく、建物、土木施設等に被害。
〃	〃	2・6	地震	福島県沖で地震。震度盛岡、宮古、大船渡で3。土木施設に被害。
〃	〃	4・7	地震	福島県沖で地震。震度盛岡、宮古、大船渡で3。土木施設等に被害。
1989	平成元	11・2	地震	岩手県沖で地震。震度盛岡、大船渡4、宮古3。岩手県で負傷者2名。道路に落石のため一部不通。津波被害なし。
1992	同 4	7・18	地震、津波	三陸はるか沖で地震。震度盛岡、宮古、大船渡で3。宮古で21cm、大船渡で23cmの津波が発生。被害なし。
1993	同 5	1・15	地震	釧路沖で地震（平成5年（1993年）釧路沖地震）。震度盛岡、宮古、大船渡で4。花泉で農地農業用施設（ため池）に被害。津波あり。津波による被害なし。
〃	〃	7・12	地震	北海道南西沖で地震。震度盛岡2、宮古、大船渡で1。津波なし。被害なし。
1994	同 6	10・4	地震、津波	北海道南西沖で地震（平成6年（1994年）北海道南西沖地震）。震度盛岡、大船渡で4。宮古3。宮古103cm、大船渡72cmの津波が発生。水産関係等に被害。
〃	〃	10・9	地震	北海道東方沖で地震。震度盛岡2、宮古、大船渡で1。津波なし。被害なし。
〃	〃	12・28	地震、津波	三陸はるか沖で地震（平成6年（1994年）三陸はるか沖地震）。震度盛岡5、宮古、大船渡で4。宮古50cm、大船渡27cmの津波が発生。土木施設等に被害。
1995	同 7	1・7	地震	岩手県沖で地震。震度盛岡5、宮古、大船渡で4。津波なし。農地農業用施設等に被害。
〃	〃	7・30	津波	チリ北部で地震。宮古49cm、大船渡21cmの津波が発生。被害なし。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	12・4	津 波	択捉島の南南東170km付近で地震。宮古21cm, 大船渡20cmの津波が発生。被害なし。
1996	同 8	2・17	津 波	ニューギニア島付近で地震。宮古16cm, 大船渡16cmの津波が発生。被害なし。
1998	同 10	9・3	地 震	岩手県内陸北部で地震。震度雫石町長山6弱, 雫石町千苺田4。負傷者9名。土木施設等に大きな被害。
2003	同 15	5・26	地 震	宮城県沖で地震。大船渡市, 衣川村, 平泉町, 室根村, 江刺市で震度6弱。重軽傷者91名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	9・26	津 波	十勝沖で地震(平成15年(2003年)十勝沖地震)。宮古57cm, 大船渡25cm, 釜石42cmの津波を観測。養殖施設等に被害。
2004	同 16	8・10	地 震	岩手県沖で地震。震度宮古, 野田5弱。津波なし。
2005	同 17	8・16	地 震	宮城県沖を震源とする地震。震度藤沢町5強。重傷者3名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	11・15	地震, 津波	三陸沖を震源とする地震。県内最大震度3。大船渡42cmの津波を観測。農地農業用施設に被害。
2006	同 18	11・15	津 波	千島列島東方で地震。宮古32cm, 大船渡41cm, 釜石26cmの津波を観測。被害なし。
2007	同 19	1・13	津 波	千島列島東方で地震。宮古14cm, 大船渡27cm, 釜石13cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	8・17	津 波	ペルー沿岸で地震。宮古15cm, 大船渡9cm, 釜石10cmの津波を観測。被害なし。
2008	同 20	6・14	地 震	「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」。震度奥州市6強。死者2名, 重軽傷者37名, 土木施設, 農林業関係に大きな被害。
〃	〃	7・19	地震, 津波	福島県沖で地震。震度盛岡市4。久慈港で20cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	7・24	地 震	岩手県沿岸北部で地震。震度野田村6弱。重軽傷者90名。土木施設, 林業関係に被害。
〃	〃	9・11	地震, 津波	十勝沖で地震。県内最大震度3。久慈港17cm, 宮古4cm, 釜石5cmの津波を観測。被害なし。
2010	同 22	2・28	津 波	チリで地震。三陸沿岸一帯に津波。久慈港120cm, 宮古74cm, 釜石56cm, 大船渡42cm。水産物に大きな被害。
2011	同 23	3・11	地震, 津波	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が発生。県内最大震度6弱。宮古で8.5m以上、大船渡で8.0m以上の津波を観測。死者5,144名(直接死4,673名、関連死467名)、行方不明者1,112名、負傷者213名、家屋倒壊26,079棟。(令和2年3月10日時点)
〃	〃	6・23	地 震	岩手県沖で地震。盛岡市及び普代村で震度5弱。津波なし。文教施設等に被害。
〃	〃	7・10	地震, 津波	三陸沖で地震。県内最大震度4。大船渡で10cmの津波を観測。鉄道が運休となる被害。
〃	〃	7・23	地 震	宮城県沖で地震。遠野市で震度5強。住家の一部損壊等の被害。人的被害は無し。
2012	同 24	3・27	地 震	岩手県沖で地震。県内最大震度5弱。軽傷者1名。
〃	〃	12・7	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市及び滝沢村で震度5弱。大船渡21cm, 久慈港23cmの津波を観測。死者1名。
2013	同 25	2・6	津 波	南太平洋(サンタクルーズ諸島)でマグニチュード8.0の地震。宮古10cm, 大船渡10cm, 久慈港35cm, 釜石19cmの津波を観測。被害なし。
2014	同 26	4・3	津 波	チリ北部沿岸で地震。久慈港55cm, 宮古21cm, 釜石19cmの津波を観測。水産物に被害。
〃	〃	7・5	地 震	岩手県沖で地震。宮古市で震度5弱。被害なし。
〃	〃	7・12	津 波	福島県沖で地震。大船渡20cm, 釜石微弱, 久慈港10cmの津波を観測。被害なし。
2015	同 27	2・17	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市, 宮古市及び奥州市で震度4。久慈港27cm, 宮古11cm, 釜石7cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	〃	地 震	岩手県沖で地震。普代村で震度5弱。文教施設に被害。
〃	〃	5・13	地 震	宮城県沖で地震。花巻市で震度5強。農林水産施設等に被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・10	地 震	岩手県内陸北部で地震。盛岡市で震度5弱。軽傷者2名。
2016	同 28	11・22	地震、津波	福島県沖で地震。盛岡市他で震度3。久慈港79cm、宮古35cm、大船渡33cm、釜石23cmの津波を観測。農林水産施設、水産物に被害。
2021	令和 2	2・13	地 震	福島県沖で地震。福島県沖で地震。一関市、矢巾町で震度5弱。住家、非住家被害。
2021	令和 2	3・20	地 震	宮城県沖で地震。一関市、大船渡市、住田町で震度5弱。軽傷者1名、非住家被害。
2021	令和 2	5・1	地 震	宮城県沖で地震。一関市、釜石市で震度5弱。
2022	令和 3	1・16	津 波	1月15日のトンガ沖火山噴火に伴う津波。久慈107cm、宮古市・釜石市40cm、大船渡市30cmの津波。人的被害なし。漁具、養殖施設、水産物に被害。
2022	令和 3	3・16	地 震	福島県沖で地震。一関市、奥州市、矢巾町で震度5強。重傷者1名、軽傷者4名。住家・非住家、文教・商業・農水・医療施設被害多数。
2022	令和 3	3・18	地 震	岩手県沖で地震。野田村で震度5強。非住家、道路被害。

資料編 1 総則

1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録（八幡平は噴火記録なし）

区 分	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗 駒 山
貞享3年 (1686年)	噴火（溶岩流・泥流等）、 家屋破損		
貞享4年 (1687年)	噴火（噴石・噴煙）、群 発地震		
享保16～17年 (1732年)	噴火（焼走り溶岩流）		
寛保3年 (1744年)			噴火
明治23～24年 (1890～1891年)		噴火（鳴動・噴石）	
大正8年 (1919年)	大地獄で水蒸気爆発（降 灰）		
昭和7年 (1932年)		水蒸気爆発（泥流・降灰・ ガス）	
昭和19年 (1944年)			小水蒸気爆発（泥土噴 出・酸性水）西・南東山 麓で地震群発
昭和45～46年 (1970～1971年)		噴火（頻繁な爆発・溶岩 流出）	
昭和47年 (1972年)	白色噴煙		
昭和61～62年 (1986～1987年)			北東山麓で地震群発
昭和63年 (1988年)		南西山麓で地震群発	
平成7年 (1995年)	低周波地震・微動		
平成10年以降 (1998年～)	地震活動活発化		
平成21年 (2009年)		女岳の地熱域に拡大傾向	
平成31年 (2019年)			

資料編 1 総則

1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況

年	事 項
平成7年 ～9年 (1995～ 1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。深部低周波地震が急増。 ○ 5月深部低周波地震を38回観測。 ○ 6月地震回数が1,800回(1ヶ月)を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号(今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある)。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ(4～8km)で発生した低周波地震が1日数回発生。深部低周波地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.2の地震。山頂付近を震源とするM1.2の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.2(震度6弱)の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.5の地震。 ○ 山頂付近でM2.2の地震発生。
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM4.0(震度4)の地震が発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動(振り切れ微動継続時間約4分)を観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM4.3(震度4)の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヶ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○ 5月モ深部低周波地震を15回観測。

資料編 1 総則

平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6 月 1999 年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12 月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8 月以降東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7 月に継続時間は短いですが、振幅のやや大きな微動を 1 回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル 1（平常）〔12 月 1 日～ 〕（12 月 1 日より噴火警戒レベル運用開始）
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 1 月と 12 月に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6 月には継続時間が短く振幅の小さい微動を 1 回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。

資料編 1 総則

平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 3 月 11 日に発生した「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近(山頂の西北西約 10km)を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も 2 回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は 3 月から 5 月にかけてやや多い状況になり、5 月には岩手山西側を震源とする最大震度 2 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 6 月 1 日に岩手山西側を震源とする M3.0 の地震が発生した。また、10 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 7 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 10 月 25 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 31 年・令和元 年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。

資料編 1 総則

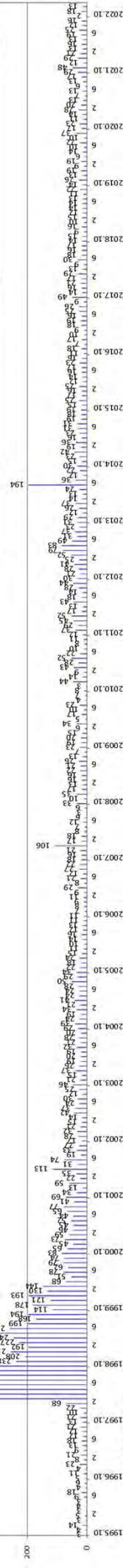
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。

※ 噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

1-6-6 平成8年以降の岩手山の地震回数推移

岩手山の火山性地震月別回数

区分	地震回数	微動回数
平成7年10~12月	21回(1日当たり 0.2回)	1回
平成8年1~12月	75回(1日当たり 0.2回)	14回
平成9年1~12月	181回(1日当たり 0.5回)	3回
平成10年1~12月	9,866回(1日当たり 27.0回)	103回
平成11年1~12月	2,530回(1日当たり 6.9回)	19回
平成12年1~12月	1,072回(1日当たり 2.9回)	10回
平成13年1~12月	618回(1日当たり 1.7回)	3回
平成14年1~12月	490回(1日当たり 1.3回)	14回
平成15年1~12月	302回(1日当たり 0.8回)	2回
平成16年1~12月	314回(1日当たり 0.9回)	4回
平成17年1~12月	344回(1日当たり 0.9回)	0回
平成18年1~12月	152回(1日当たり 0.4回)	0回
平成19年1~12月	203回(1日当たり 0.6回)	1回
平成20年1~12月	261回(1日当たり 0.7回)	1回
平成21年1~12月	213回(1日当たり 0.6回)	0回
平成22年1~12月	176回(1日当たり 0.5回)	0回
平成23年1~12月	275回(1日当たり 0.8回)	0回
平成24年1~12月	353回(1日当たり 1.0回)	2回
平成25年1~12月	492回(1日当たり 1.3回)	0回
平成26年1~12月	446回(1日当たり 1.2回)	0回
平成27年1~12月	294回(1日当たり 0.8回)	0回
平成28年1~12月	192回(1日当たり 0.5回)	0回
平成29年1~12月	228回(1日当たり 0.6回)	0回
平成30年1~12月	208回(1日当たり 0.6回)	0回
平成31年1月~令和元年12月	180回(1日当たり 0.5回)	0回
令和2年1~12月	197回(1日当たり 0.5回)	0回
令和3年1~12月	220回(1日当たり 0.6回)	0回
令和4年1~12月	197回(1日当たり 0.5回)	0回
計	19,683回	177回



※ 基準観測点
 平成17年12月まで東北大学松川観測点
 平成18年1月から気象台雄次沢観測点
 平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点
 ※ 平成11年までは滝ノ上付近の地震など山体構造性地震も含む

1-6-7 岩手山の噴火史

岩手山は、25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳 (2,038m)、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手火山群は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約 13km の範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。

約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

(1) 約 6,000 年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。(平笠岩層なだれ堆積物)

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

(2) 約 3,200 年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰(火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積)。火山灰は熱水変質した岩石片(噴石)と岩粉・粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。

西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

(3) 1686 年(貞享 3 年) 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村生出地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

(4) 1732 年(享保 16~17 年) 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

(5) 1919 年(大正 8 年) 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3~15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

(6) 昭和の火山活動(1934~35 年, 1960 年, 1972 年) 水蒸気の噴出

資料編 1 総則

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は3回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは1934～35年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内、及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960年9月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。
出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成12年3月滝沢村教育委員会）ほか

1-6-8 岩手山火山防災マップ

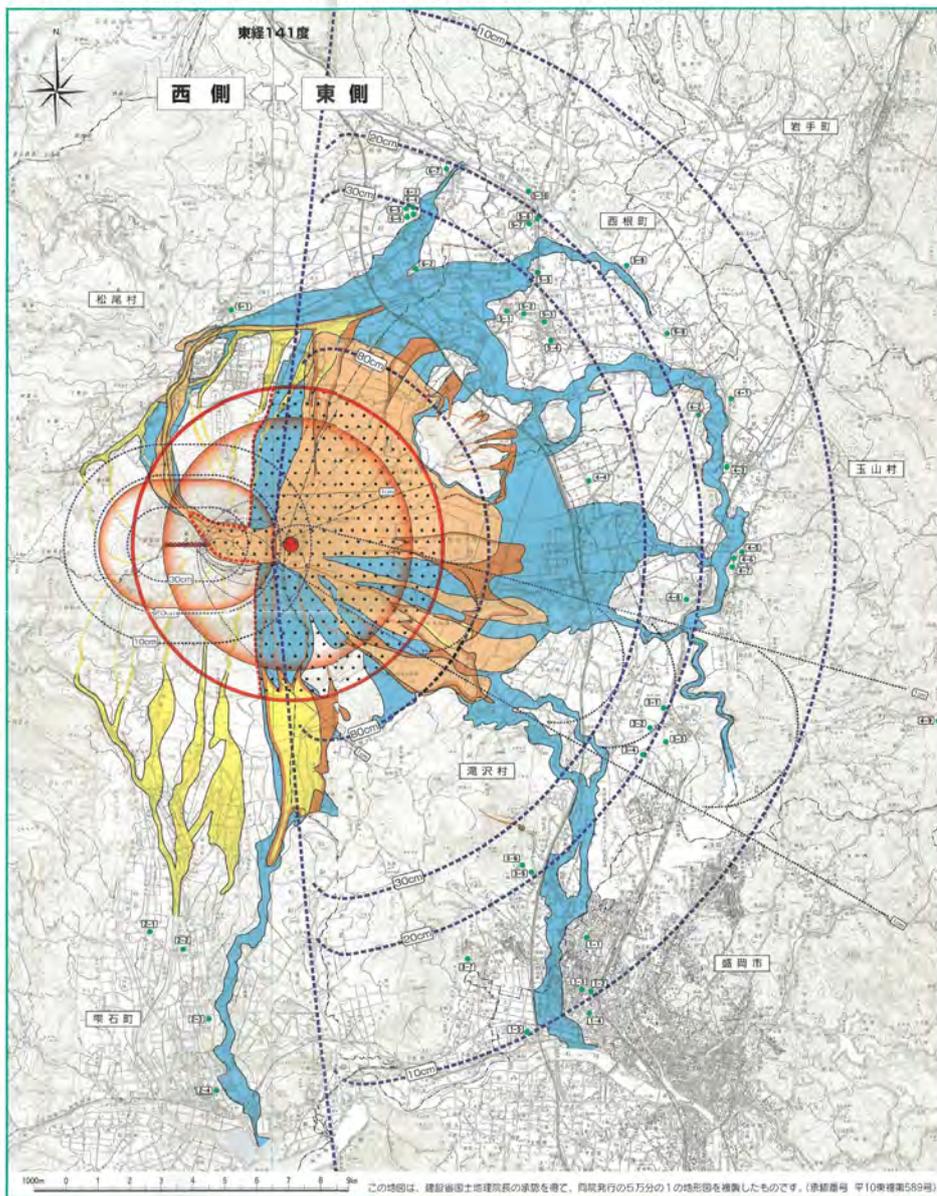
岩手山火山防災マップ

(西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合)

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

市町村	避難場所	対象地区名	電話番号
盛岡市	1-1	盛岡小学校	019-641-0142
	1-2	盛岡中学校	019-647-2253
	1-3	岩手山小学校	019-647-0120
	1-4	大森小学校	019-647-7531
	1-5	土浦小学校	019-647-4740
栗石町	2-1	栗石小学校	019-693-2324
	2-2	栗石中学校	019-693-3321
	2-3	下栗石小学校	019-693-2326
滝沢村	3-1	滝沢小学校	019-686-4872
	3-2	滝沢中学校	019-686-4907
	3-3	滝沢小学校	019-686-2053
	3-4	滝沢小学校	019-686-4002
	3-5	滝沢小学校	019-686-2314
	3-6	滝沢中学校	019-686-3773
	3-7	滝沢中学校	019-687-3311
玉山村	4-1	大森公民館	019-682-0075
	4-2	大森公民館	019-682-0989
	4-3	小森公民館	019-682-3650
	4-4	玉山村公民館	019-683-3771
西根町	5-1	西根小学校	0195-76-2521
	5-2	西根中学校	0195-76-3530
	5-3	大森公民館	0195-76-4369
	5-4	大森公民館	0195-76-2228
栗石町	6-1	栗石小学校	0195-74-2041
	6-2	栗石中学校	0195-74-2041
	6-3	栗石小学校	0195-74-2041
	6-4	栗石小学校	0195-74-2041
	6-5	栗石小学校	0195-74-2041
	6-6	栗石小学校	0195-74-2041
	6-7	栗石小学校	0195-74-2041
松尾村	7-1	松尾小学校	0195-74-2041
	7-2	松尾中学校	0195-74-2041
	7-3	松尾小学校	0195-74-2041
	7-4	松尾小学校	0195-74-2041
	7-5	松尾小学校	0195-74-2041
	7-6	松尾小学校	0195-74-2041
	7-7	松尾小学校	0195-74-2041



噴火に備えて
 避難の際には日頃から準備が大切です。非常持ち出し品(リュック)にまとめておく。避難場所と緊急連絡先を手チェックしておきましょう。
 ヘルメット(頭) 懐中電灯 簡易トイレ 簡易食料
 コール瓶 折り紙 簡易寝具 簡易寝具
 マスク 簡易トイレ 簡易トイレ
 手袋 カップ麺 折り紙

わが家の避難場所は
 ※過去にはこのような地形なだけ(山くずれ)も起きています。



避難場所	想定火口	噴石	噴灰	火砕流	火砕サージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山泥流
西側	東側	西側	東側	東側	東側	東側	西側	東側
予想される火口位置	噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ(㎝)	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れる危険性のある範囲	土石流が流れる危険性のある範囲	噴火時に火砕流が発生した場合、流れて火山泥流が流れる危険性のある範囲	

防災マップの問い合わせ先
 建設省東北地方建設局 019-624-3131 (担当: 山本 隆)
 盛岡市 019-651-3111 (担当: 山本 隆)
 栗石町 019-651-4111 (担当: 山本 隆)
 栗石町 019-693-2111 (担当: 山本 隆)
 滝沢村 019-686-2111 (担当: 山本 隆)
 栗石町 0195-74-2111 (担当: 山本 隆)
 玉山村 019-683-2111 (担当: 山本 隆)

この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、高精度の5万分の1の地形図を複製したものです。(原図番号 平10第種第509号)

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

平成10年10月 監修: 岩手山火山災害対策検討委員会
 発行: 建設省東北地方建設局岩手工事事務所、岩手県、盛岡市、栗石町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村

岩手山火山防災マップ

〈西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合〉

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校体育館	月が丘の一部 滝沢市国分・法誓寺・ 元村南自治会の一部	019-641-0187
1-2	厨川中学校体育館	西青山の一部	019-647-2253
1-3	青山小学校体育館	西青山の一部	019-647-0120
1-4	大新小学校体育館	長橋町・中堤町・大館町・ 稲荷町の一部	019-647-7531
1-5	土淵小・中学校体育館	長橋町・平賀新田・上厨川の一部	019-647-4740
1-6	大台地区コミュニティセンター	大台の一部	019-683-2116
1-7	松内地区コミュニティセンター	松内の一部	019-682-0989
1-8	小袋地区コミュニティセンター	小袋・夏間木・芋田向の一部	019-683-2116
1-9	生出3地区コミュニティセンター	生出の一部	019-683-2116
1-10	浜民公民館【観神ホール】	下田・川崎の一部	019-683-2354
1-11	浜民小学校体育館	下田・川崎の一部	019-683-2254
1-12	玉山総合福祉センター	下田・川崎の一部	019-683-2743
1-13	舟田2地区コミュニティセンター	山田・舟田の一部	019-683-2116

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
2-1	旧西根小学校		019-693-2324
2-2	西山公民館		019-693-3321
2-3	西山小学校	小松(東道東側)	019-692-2224
2-4	町宮体育館	綱張、盆花、権楽野、五区、 磯山(黒沢川西岸)	019-692-5030
2-5	栗石小学校	黒沢川(黒沢川東岸)	019-692-2203
2-6	中央公民館	下町一(国道北側)、下町三 (国道北側)、黒沢川(黒沢川西岸)	019-692-4181
2-7	七ツ森小学校	隆和郷、磯山(黒沢川東岸)	019-692-0571

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
3-1	東部体育館	南一本木自治会の一部	019-688-4872
3-2	滝沢第二中学校	南一本木自治会の一部	019-688-4907
3-3	滝沢東小学校	北一本木自治会の一部	019-688-6602
3-4	滝沢第二小学校	柳沢自治会の一部	019-688-4002
3-5	滝沢小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2314
3-6	滝沢中学校	元村北・元村東・元村西自治会の一部	019-684-1771
3-7	滝沢総合公園体育館	尾屋敷・元村中央自治会の一部	019-687-3311
3-8	鶴岡小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2004
3-9	ピッパーフ滝沢	元村中央自治会の一部	019-656-7811
3-10	滝沢南中学校	室小路自治会の一部	019-687-2021
3-11	篠木小学校	室小路・鶴岡南自治会の一部	019-687-2064

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
4-1	西根中学校	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	0195-76-3530
4-2	大更コミュニティセンター		0195-76-4069
4-3	大更小学校	松川	0195-76-2239
4-4	旧東大更小学校	岡村	0195-74-2111
4-5	旧沢川小学校		0195-74-2111
4-6	西根地区市民センター		0195-74-2111
4-7	田頭コミュニティセンター	薬師、館腰	0195-76-2521
4-8	平鏡コミュニティセンター	新田	0195-74-2040
4-9	平鏡高校	高宮、中村、間羽松、館腰の一部	0195-74-2610
4-10	平鏡小学校	上寄木、南寄木の一部	0195-74-2216
4-11	西根第一中学校	北寄木、山道	0195-74-2514
4-12	寺田小学校	八幡平温泉郷の一部	0195-77-2323
4-13	寄木小学校	金沢の一部	0195-76-3498
4-14	柏台小学校	八幡平温泉郷、金沢、柏台三丁目	0195-78-2003

【避難の際の注意事項】

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

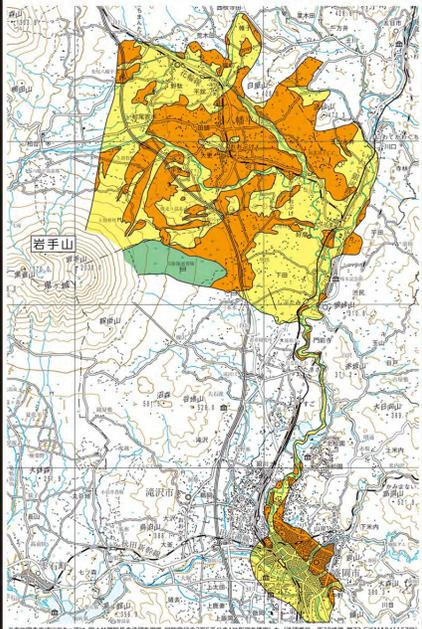
【噴火に備えて】

避難の際には日頃から準備が大切です。非常用持ち出し品(リュックに詰めておく)、避難場所と緊急連絡先をチェックしておきましょう。

- リュックサック
- 衣料品
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 多機能携帯ラジオ
- 食料品・水
- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 携帯電話・充電器
- 健康保険証
- ロック
- ホイッスル
- ヘルメット
- マスク
- プラスチック製のカップ
- 十徳ナイフ・缶切り
- ゴーグル
- 大小のビニール袋
- マッチライター
- ロープ
- タオル

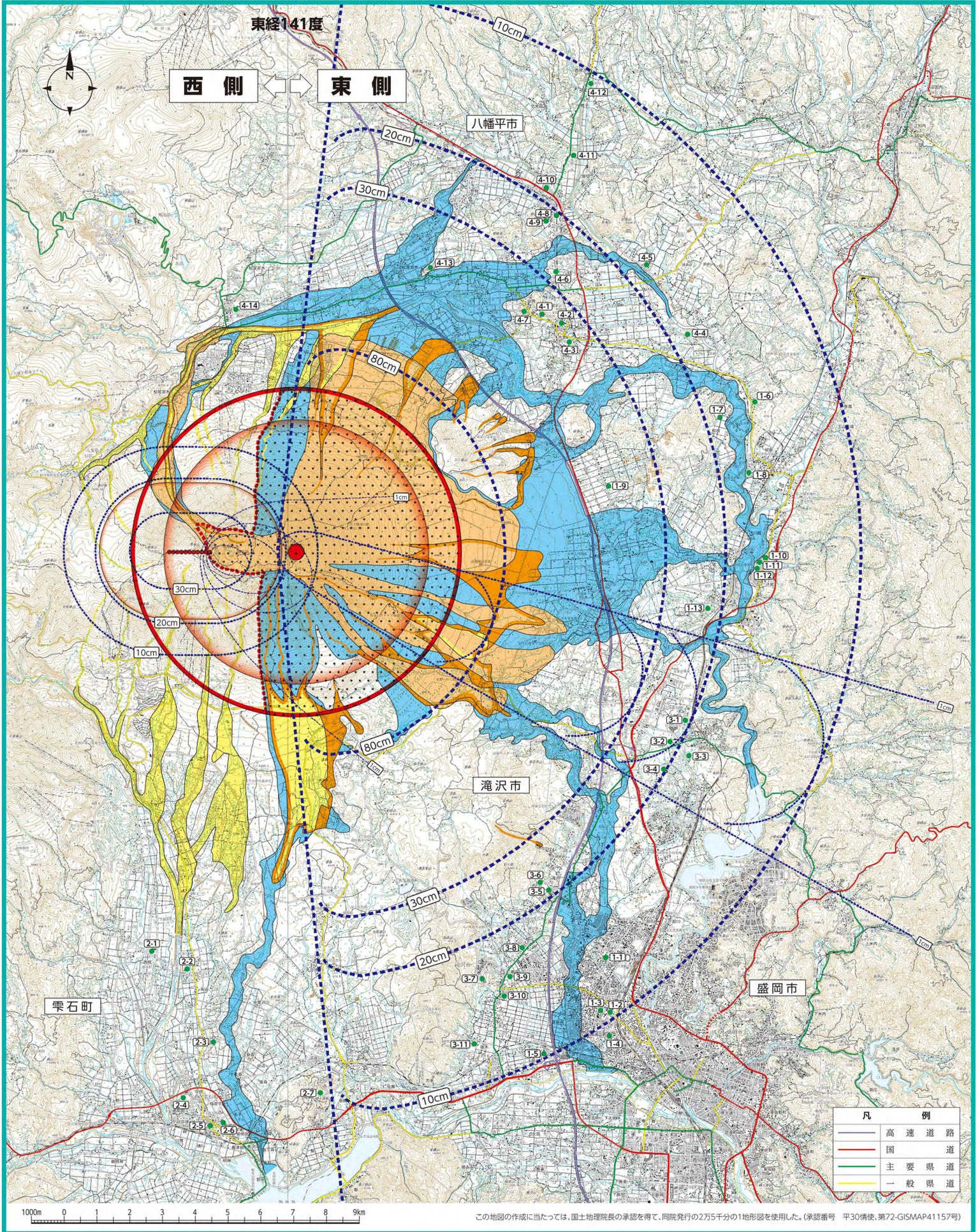
わが家の避難場所は

●過去にはこのような岩屑なだれ(山くずれ)も起きています。



岩手山では過去に「岩屑(がんせつ)なだれ」と呼ばれる火山現象が発生しました。平空岩屑なだれは約6,000年前に岩手山の山頂部が大崩壊したものです。崩壊した土砂は遠くは西根町寺田付近や盛岡市街にまで到達しています。また、有史以降でも、西暦915～1686年の間に規模は小さいものの、一本木原岩屑なだれが発生しています。

資料：土井(1991)、土井・大石・吉田(1991)、土井(1984)



防災マップの問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 TEL 019-624-3131 (調査第一課)

岩手県 TEL 019-651-3111 (総合防災室・砂防対策課)

盛岡市 TEL 019-651-4111 (危機管理防災課)

八幡平市 TEL 0195-74-2111 (防災安全課)

滝沢市 TEL 019-684-2111 (防災防犯課)

栗石町 TEL 019-692-2111 (防災課)

避難場所	想定火口	大きな噴石	降灰	火砕流	火砕サージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山泥流
●	西側 東側	西側 東側	西側 東側	東側	東側	東側	西側 東側	東側
	予想される火口位置	大きな噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ(cm) 厚さ 風向きによる例	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性の高い沢と堆積する範囲	積雪時に火砕流が発生した場合、雪が融けて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

平成10年10月 監修：岩手山火山災害対策検討委員会
 発行：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、栗石町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村
 平成31年 3月 改訂：岩手山火山防災協議会
 (現八幡平市) (現滝沢市) (現八幡平市) (現盛岡市)

【裏面も要参照】

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している 過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特別に被害が予想される区域(施設)の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある 過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(流下り溶岩流) 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制)	●東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制)	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 過去事例 1919年の噴火：西岩手山(大地獄谷)で噴火、噴石は島の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内で少量の噴気や火山ガスが発生

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から権倉山付近までの線に想定される。
注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある(滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域)及び「岩手山(陸奥)国際交流村」を指す。

噴火が起きたら、起きそうになったら



大きな噴石

大きな噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では安全です。岩手山に近づかないようにしてください。

溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能です。落ち着いて、到達範囲の外に避難してください。

火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速(時速100km以上)で流れるため、発生してからの避難はほとんど困難です。噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難してください。万が一、避難が遅れた場合は、少しでも高台の物陰に隠れてください。

避難時の心得

避難するときには、市役所・町役場から発表される避難勧告や指示に従って落ち着いて行動しましょう。

- 1 気象台が発表する警報・情報に注意しましょう。
- 2 テレビやラジオ、メールサービスやアプリ、行政機関の広報などから、正しい情報入手しましょう。
- 3 誤った情報に惑わされないように注意しましょう。
- 4 避難の際には肌の露出を極力避けた服を着用しましょう。
- 5 動きやすい服装、靴にしましょう。

袖なしの服
スカート
サンダルやかかとの高い靴

非常用持ち出し品(例) 家族構成などに合わせて準備しましょう。

必要な物	あと便利な物	赤ちゃんがいる場合	お年寄りがいる場合
<ul style="list-style-type: none"> リュックサック 衣料品 多機能携帯ラジオ 懐中電灯 応急医薬品 食料品・水 貴重品(現金・通帳・印鑑など) 健康保険証 携帯電話・充電器 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット マッチ・ライター ローソク 十徳ナイフ・缶切り プラスチック製のコップ 大小のビニール袋 マスク ゴーグル ロープ タオル ホイッスル 	<ul style="list-style-type: none"> ほ乳瓶 紙おむつ ミルク 	<ul style="list-style-type: none"> 看護・介護用品 常備薬 紙おむつ

土石流

土石流は雨により発生し、高速(時速50km程度)で流れるため、噴火後、台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難してください。万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難してください。

融雪による火山泥流

融雪による火山泥流は高速(時速60km程度)で流れるため、速やかな避難が必要です。噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難してください。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに避難してください。

火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去してください。

降灰による災害：降り積もった火山灰・スコリアなどの厚さと被害の目安(雪が積もっている場合、影響がさらに大きくなります)。

- 1m : ほとんどの木造家屋が倒壊します。
- 50cm : 半数以上の木造家屋が倒壊します。
- 20~30cm : 多くの木造家屋などに被害が及ぶ。
- 10cm : 古い木造家屋などに被害が及ぶ。
- 数cm : 自動車など、交通機関に影響が出ます。
- 2cm : 目・鼻・のどなどの異常を訴える人が多くなります。

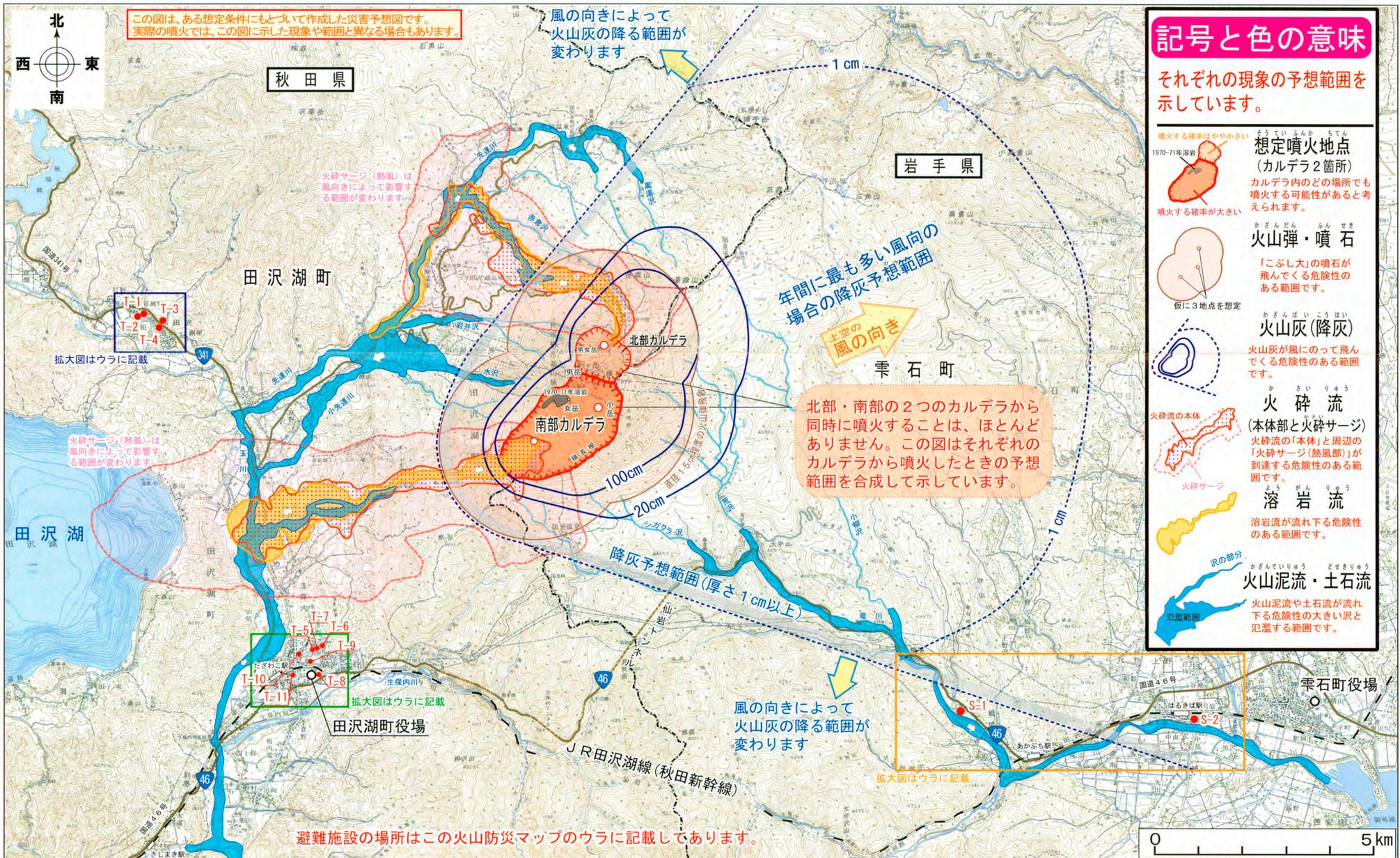
少量でも、火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにしましょう。また、帽子を着用しましょう。昼間でも急に暗くなるがありますが、火山灰で死傷することはありません。冷静に行動してください。

万が一の噴火に備えて 秋田駒ヶ岳は活火山です

秋田駒ヶ岳火山防災マップ

このマップの内容についてのお問い合わせ先

田沢湖町役場（町民課） TEL.0187-43-1111
 雫石町役場（総務課） TEL.019-692-2111
 秋田県（総合防災課） TEL.018-860-1111
 岩手県（総合防災室） TEL.019-651-3111
 国土交通省 湯沢工事事務所（調査第一課） TEL.0183-73-3174
 国土交通省 岩手工事事務所（調査第一課） TEL.019-624-3131



記号と色の意味

それぞれの現象の予想範囲を示しています。

- 噴火する確率はやや小さい** (1970-71年活期) **想定噴火地点** (カルデラ2箇所) カルデラ内のどの場所でも噴火する可能性があると考えられます。
- 噴火する確率が大きい** **火山弾・噴石** 「こぶし大」の噴石が飛んでくる危険性のある範囲です。
- 仮に3地点を想定 **火山灰(降灰)** 火山灰が風によって飛んでくる危険性のある範囲です。
- 火砕流の本体 **火砕流** (本体部と火砕サージ) 火砕流の「本体」と周辺の「火砕サージ(熱風部)」が到達する危険性のある範囲です。
- 火砕サージ **溶岩流** 溶岩流が流れ下る危険性のある範囲です。
- 沢の範囲 **火山泥流・土石流** 火山泥流や土石流が流れ下る危険性の大きい沢と氾濫する範囲です。

避難場所	田沢湖町	雫石町
T-1 田沢コミュニティーホーム	T-2 田沢町民体育館 T-3 田沢中学校 T-4 田沢小学校	S-1 橋場小学校 S-2 御明神公民館

秋田駒ヶ岳の異常現象についての連絡先
秋田地方気象台 (技術課) TEL.018-823-8291 盛岡地方気象台 (技術課) TEL.019-622-7868

このマップを作成した目的

秋田駒ヶ岳は、わたしたちの町に温泉や素晴らしい景観など火山の恵みをたくさん与えてくれる大切な山です。しかし、一方では、秋田駒ヶ岳はこれからも噴火をすることも可能な活火山でもあるのです。

1932(昭和7年)や1970~71(昭和45~46)年の噴火では、幸いなことに大きな被害はありませんでしたが、今後、もし噴火した場合にそなえて「活火山・秋田駒ヶ岳」のことをよく知っておくことも大切です。

この『火山防災マップ』は、秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や、もし噴火した場合に想定される火山災害などを地域のみなさんに知って頂くために作成したものです。

なお、近年の秋田駒ヶ岳は静穏な状態ですので、すぐに噴火が起きるような兆候は現在のところありません。

近年(明治時代以降)の火山活動

秋田駒ヶ岳は、下の表に示すように近年(明治以降)には3回噴火しています。このうち最も新しい1970~71年の噴火では、右の写真のように少量の溶岩流を噴出しました。この溶岩流の跡は、現在でも女岳西側斜面にはっきりと見ることが出来ます。

1932年の噴火活動は女岳の南西側、南部カルデラの中に火口列ができ少量の泥流と溶岩などの噴出がありました。このときは有害な火山ガスが火口周辺の樹木の枯死などが確認されています。

1970~71年噴火の様子

1970~71年噴火で流れ出した溶岩流の跡

噴出した年	噴火の内容
1890~91 (明治23~24年)	12月から翌年1月まで噴火(?)。鳴動や噴石があったらしいが詳しいことは不明。
1932(昭和7年)	7月21~30日まで南部カルデラで小規模な噴火(水蒸気爆発)。火口列を形成。少量の降灰と泥流あり。樹木の枯死や有害な火山ガスの発生あり。
1970~71 (昭和45~46年)	8月末頃に女岳山頂に噴気孔が形成。9月18日~翌年1月26日まで女岳山頂から噴火。頻りに爆発し溶岩流を少しずつ流出。噴出物総量約170万m ³ 。

噴火現象の説明

溶岩流 溶岩(マグマ)が火口からあふれて流れ出したものです。普通は、速度が遅く、走って逃げることができます。溶岩流の通過した場所は全て焼き尽くされ埋められています。

噴石・火山弾 噴火により高温の岩石が火口から放出されます。破壊力が大きく火口付近の建物などは容易に破壊されます。時には直径1m以上の岩塊が飛んでくることもあるので、噴火時には火口の近くに近寄ると大変危険です。

火山泥流・土石流 火山泥流は、火砕流や放出された噴石や火砕流の熱により、斜面の雪が融けて発生します。土石流は、火山灰が斜面に堆積して水が地面にしみ込みにくいときに雨が降った場合、雨水が一気に川に集まり発生します。

火砕流 高温の火山灰や岩塊、火山ガスなどが混じり合い斜面を高速(時速数十km)で流れ下ります。高温のガス(火砕サージ)は本体部よりも速くまで達し大きな被害をもたらす極めて危険な現象です。

火山灰(降灰) 噴火によって火口から放出されます。火山灰は細かいため風に流されて風下側に多く降り積もります。通常は南西風が多いため主に東側に積もると予想されますが、天候や時期によって風向きが異なるため注意が必要です。

その他の現象 下に示すような現象が起きることがありますので注意して下さい。

- 地震**: 噴火の前後に大きな地震がおきることもあります。また、地震によって地面が大きく変形したり(地殻変動)することもあります。
- 火山ガス**: 火口から有毒な火山ガスが放出されることがあります。低い場所に溜まりやすいので噴火時にはカルデラ内に入ってはけません。
- 山体崩壊**: 極めて稀ですが、地震や噴火が引き金になり山が大きく崩壊することがあります。

秋田駒ヶ岳の噴火について - Q&A -

質問1 秋田駒ヶ岳は活火山なの？
 そのとおりじゃ。活火山は「過去10,000年間に噴火したことがわかっている火山」と、噴火記録がなくとも現在活発に噴気に噴き出していることをいうんじや。秋田駒ヶ岳は、みんなも知っておるとおり1970年などに噴火をしているから、立派な活火山というわけじゃ。

質問2 秋田駒ヶ岳はどんな噴火をする火山なの？
 今までの噴火からみると、溶岩流、火山灰や噴石の噴出、もしかしら火砕流の発生などもあってもいいな。もし、山の上に雪のある時期に火砕流が発生すると、雪が一気に融けて火山泥流が起きるかもしれない。それから火山灰が山の斜面にたまった後に雨が降ると、今度は土石流が発生して町まで流れ下るかもしれない。噴火が終了したからって気が抜けるのが火山災害の恐ろしいところじゃ。

質問3 もしも噴火する場合、何か前ぶれはあるの？
 過去の噴火のときには、噴気が増えたり、山にある笹が枯れたりしたんじや。それから温泉の温度が急に上がった、地震が増えたりすることも考えられる。このような現象や何かおかしいことを見つけたら、地元の町役場か気象庁(仙台管区気象台)にすぐに連絡するといいじゃ。

質問4 次はいつ噴火するの？
 じつは仙人のわたしたちでも、よく分からないんじや。ただ、秋田駒ヶ岳で過去3回の噴火は偶然なのかもしんない。ただ、40年に一度くらいの間隔じゃったから、もしかするとあと10~20年のうちに一度くらい噴火が起きるかもしれない。おっと、これはわいの勘にすぎんがのう。ちなみに、いつ噴火するかと心配するよりも、いつ噴火しても大丈夫のように普段から心がけておけばいいのじゃ。

質問5 噴火すると、どのあたりまで被害がおよぶの？
 次の噴火がどのくらいの大きさの規模なのかで被害がおよぶ範囲は変わってくるんじや。近年の噴火のように、小規模な噴火なら市街地への被害はほとんどないが過去2000年間に何回かあったような大規模な噴火が起きたら、上にあるマップに示したような範囲が影響を受けることになるので予想されるんじや。北部カルデラから噴火する場合と南部カルデラから噴火する場合で被害がおよぶ範囲が変わるから、噴火が始まったらテレビや新聞などをみて「火口がどこにできたか」を注意することじゃ。

質問6 噴火に備えるには、どうしたらいいの？
 次のようなことを普段から心がけておけば安心じゃ。
 ① 秋田駒ヶ岳が活火山であり、どのような噴火が起きやすいかなど、火山としての特徴を知っておく。
 ② 家族で避難場所を確認しあっておく。
 ③ 地震に備えて家具の固定や壁の補強をしておく。
 ④ 普段から非常持ち出し品を準備しておく。

質問7 もしも噴火が始まったら、どうすればいいの？
 噴火が始まるとあわてたり、パニックになりやすいから、まずは落ち着いて正確な情報を知ることじゃ。デマにまどわされないように正しい情報(気象庁の火山情報(下の表を参照)など)をきいてあわてずに避難などの行動をすることじゃ。普段から心がまえをしっかきりしておくことが一番じゃ。

火山情報	緊急火山情報	生命、身体にかかわる火山活動が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合に随時発表
	臨時火山情報	火山活動に異常が発生し、注意が必要ときに随時発表
	火山活動情報	緊急火山情報、臨時火山情報を補う場合や、火山活動に変化があった場合などに発表
		上記のほか、火山活動状況についてとりまとめた「火山活動解説資料」を毎月公表します。

火山情報は、気象庁から発表されて、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞など)を通じて、住民や観光客の皆さんに伝達されます。

非常持ち出し品

火山噴火以外の災害にも役立ちます

赤ちゃんがいる場合 □ 母乳ポンプ、ミルク、おむつ
 お年寄りがいる場合 □ 常備薬 など

普段から準備しておきましょう

- ヘルメット(防災ずきん)
- かさ・カッパ
- 健康保険証
- ろうそく・ライター
- 着替え(長そで上着、シャツ、ズボン、下着、くつ下など)
- 手ぶくろ・軍手
- マスク
- 非常食水3リットル以上、乾パン、もち、缶詰、缶詰食品、7分、チョコなど)
- 常備くすり、救急箱
- 現金・小銭
- ラジオ(予備電池)
- ゴーグル(火山灰除け)
- リュックサック
- 毛布・タオル
- 懐中電灯(予備電池)

企画: 田沢湖町・雫石町・秋田県・岩手県 国土交通省 湯沢工事事務所、岩手工事事務所
 監修: 秋田駒ヶ岳火山防災対策委員会 (委員長: 石塚秀弘 岩手大学名誉教授)
 調査制作: (株)砂防・地すべり技術センター
 写真提供: (株)ジオグラフィックフォト、飛騨産業、アサヒ印刷(株)、白尾印刷、伊藤隆興、(株)アサヒフォトサービス(株) (敬称略)
 印刷: 株式会社 販促

避難場所位置図

避難先・経路等については、**防災行政無線等による誘導や指示に従ってください。**



雲石町役場 TEL: 019-692-2111

番号	施設名	所在地	電話番号
S-1	橋場小学校	橋場安栖野63-2	019-692-3482
S-2	御明神公民館	上野上野5	019-692-3228

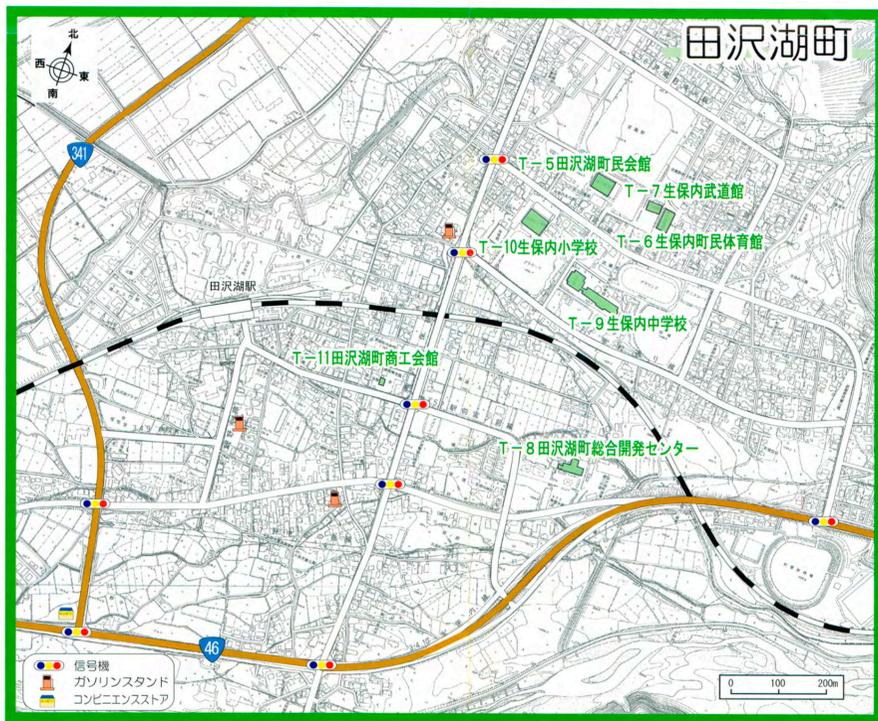
田沢地区

番号	施設名	所在地	電話番号
T-1	田沢コミュニティホーム	田沢字高屋151	0187-42-2810
T-2	田沢町民体育館	田沢字高屋59	0187-42-2815
T-3	田沢中学校	田沢字高屋166-5	0187-42-2310
T-4	田沢小学校	田沢字大山7	0187-42-2110

田沢湖町役場 TEL: 0187-43-1111

生保内地区

番号	施設名	所在地	電話番号
T-5	田沢湖町民会館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-3143
T-6	生保内町民体育館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1975
T-7	生保内武道館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1989
T-8	田沢湖町総合開発センター	生保内字宮ノ後27	0187-43-1622
T-9	生保内中学校	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1181
T-10	生保内小学校	生保内字武蔵野111	0187-43-0243
T-11	田沢湖町商工会館	生保内字街道ノ上85	0187-43-0372



もし噴火が始まったら

- 気象台が発表する火山情報に注意しましょう。
- 市町村長から避難勧告などの指示があった場合には従いましょう。
- テレビやラジオのニュース、新聞、市町村の広報などを聞いて正しい情報を得ましょう。
- デマやうわさに惑わされないようにしましょう。

避難する場合は・・・

- ① 左の絵のような格好が避難に適しています。
- ② 避難の前に戸締まり、電気、ガスの元栓を確認しましょう。
- ③ あわてず落ち着いて速やかに行動しましょう。
- ④ お年寄り、赤ちゃん、身体の不自由な人、外国人など言葉の分からない人の避難を助けましょう。
- ⑤ 市街地では車は使わず徒歩で移動しましょう。



秋田駒ヶ岳火山防災マップ

この[A3サイズ集約]マップは、A1版の「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」をA3サイズに集約したものです。より詳しい情報はA1版マップをご覧ください。

秋田駒ヶ岳は活火山です

この「火山防災マップ」は、秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や、もし噴火した場合に考えられる火山災害などを地域住民に広く知っていただくために作成したものです。なお、近年の秋田駒ヶ岳は静かな状態ですが、すぐに噴火が起きるような兆候は現在のところありません。

記号と色の意味

それぞれの記号や色は、火山活動の状況や危険度を示しています。

- 噴火の静か**: 1980年～91年、1993年～2017年、1979年～2017年、1979年～2017年
- 噴火の静か**: 1980年～91年、1993年～2017年、1979年～2017年、1979年～2017年

噴火現象の説明

秋田駒ヶ岳の噴火活動は、2000年以降は静かな状態が続いていますが、今後再び噴火活動が活発化する可能性があります。噴火の規模や被害の範囲は、噴火の規模や被害の範囲によって異なります。

避難場所

秋田駒ヶ岳の噴火活動は、2000年以降は静かな状態が続いていますが、今後再び噴火活動が活発化する可能性があります。噴火の規模や被害の範囲は、噴火の規模や被害の範囲によって異なります。

噴火現象の説明

秋田駒ヶ岳の噴火活動は、2000年以降は静かな状態が続いていますが、今後再び噴火活動が活発化する可能性があります。噴火の規模や被害の範囲は、噴火の規模や被害の範囲によって異なります。

噴火現象の説明

秋田駒ヶ岳の噴火活動は、2000年以降は静かな状態が続いていますが、今後再び噴火活動が活発化する可能性があります。噴火の規模や被害の範囲は、噴火の規模や被害の範囲によって異なります。



火山用語三辞典

水蒸気爆発: 高温・高圧の水蒸気の作用で起こる爆発的な噴火です。新しいマグマの噴出はなく、古い岩石と水蒸気が爆発的に噴出されます。大規模な水蒸気爆発は、山体の崩壊などを伴うことがあります。

マグマの噴出: 高温のマグマが地下で水や海水など多量の水が接触すると、瞬間的に気化する(液体が気体になる)ため体積が急激に膨張します。この時に周囲の岩石などを吹き飛ばす爆発をマグマ水蒸気爆発と呼びます。非常に破壊的な現象です。

火山性地震: 火山活動が原因で発生する地震のことです。火山性地震の発生には火山体内のマグマや火山ガス等の動きが関係しているために火山性地震よりもさらに噴火活動に密接な関係があると言われています。

火山性地震: 火山体の内部またはその周辺地域で発生する、震源の浅い地震のことです。このような地震を火山性地震以外で発生する通常の地震と区別して、火山性地震と呼びます。

溶岩流: 溶岩流は、どろどろの溶岩(マグマ)が火山口からあふれて流れ出したものです。普通は、速度が遅く、走って逃げることもできます。

降下火砕物: 火山口から噴出される火山灰や小石・岩塊などのことです。噴火規模や上空の風により、遠くまで到達することもあります。

火砕流: 火山口から噴出されており、あるいは溶岩ドーム等の崩壊により高温の火山灰・軽石・岩塊、火山ガス等がまわりあって斜面を流れ下る現象です。温度は数百度、速度は時速100km以上にも達します。

火砕サーズ: 火砕流本体から分かれて流れ下る高速・高温の砂塵のような現象です。破壊力があり、火砕流本体とともに大変危険な現象です。

ベースサーズ: 水蒸気爆発やマグマ水蒸気爆発などで吹き飛ばされた岩石を巻き、火山口周囲に高速で広がる現象です。破壊的な危険な現象です。

火山泥流・土石流: 火山泥流は、噴火によって火山口付近の雪が解けたり、火山灰が崩壊したりして発生します。土石流は火山灰が斜面に堆積した後に雨が降ったときに、雨水が地中にしみこみにくくなり土石と泥水がまじりあって流れ下る現象です。

噴火: 火山口や山腹の割れ目から立ち上がる、火山ガスや水蒸気などのことです。

マグマ: 岩石が融けたもので、地下に存在するものを指します。地表に現れたものは一般に溶岩と呼びます。

左の図は、おもて面の『秋田駒ヶ岳火山防災マップ』をA3サイズに集約したものです。

コピーして目につきやすい所(冷蔵庫、トイレなど)に貼ってご活用下さい。

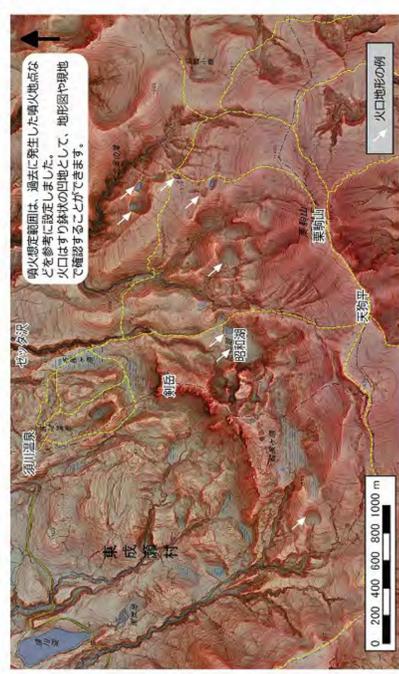
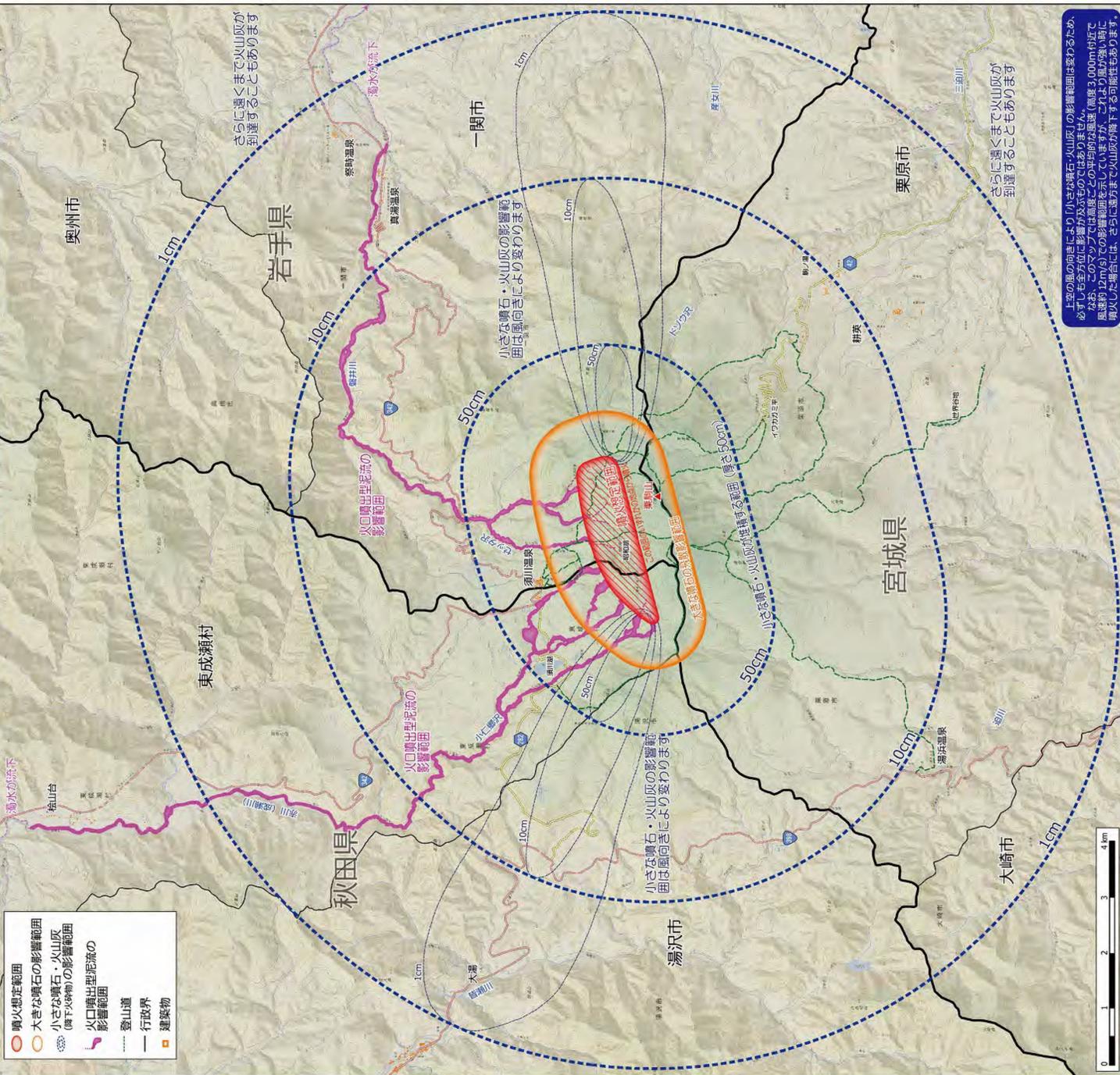
このマップもつかってね。

【コピーはご家庭内の個人的使用に限ります】

防災科学技術研究所
50037457

水蒸気噴火が発生した場合

水蒸気噴火は、噴火想定範囲のいずれかの地点から発生する可能性が高いと予想されます。大きな噴石・火山灰・火山灰および火山噴出型泥流の影響範囲は、火口の位置によって変化します。



作成：栗駒山火山防災協議会 発行年月：平成 30 年 3 月
 栗駒山 総務課 総合防災課 (019-629-5155) 宮城県 総務課 総合防災課 (022-211-2375) 秋田県 総務課 総合防災課 (018-860-4562)
 この地図の作成にあたっては、国土院の地形データと地籍情報に基づき作成されています。(作成者：平野 博之)

栗駒山火山ハザードマップ

栗駒山は、過去約 1 万年間に何度も噴火を繰り返してきた活火山です。最新の噴火は 1944 年に昭和湖付近で発生しています。このハザードマップは、栗駒山で過去に発生した噴火や他火山での噴火事例を参考に、一定の条件を設定し、「水蒸気噴火」と「マグマ噴火」にわけて噴火による影響範囲を示したものです。噴火によって発生する現象はさまざまであり、実際の噴火ではこの図と異なる場合もあるため注意が必要です。

噴火の種類

水蒸気噴火 マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火

マグマ噴火 地下から上昇してきたマグマが地表へ噴出して発生する噴火

- 最大規模 (マグマ量 500 万 m³) を想定
- 過去約 1 万年間に少なくとも 9 回発生 (1,100 年に 1 回程度)
- 最大規模 (マグマ量 230 万 m³) を想定
- 過去約 1 万年間に少なくとも 12 回発生 (800 年に 1 回程度)

噴火したときに発生する現象

噴火想定範囲 どこから噴火するか? 過去に噴火した地点を含む範囲を、水蒸気噴火とマグマ噴火にわけて噴火地点として想定しています。次の噴火では、これら噴火想定範囲のいずれかの地点から噴火が発生する可能性が高いと考えられます。

小さな噴石・火山灰 (落下火砕物) 上空の風の向きにより影響範囲が大きく変わります。風下側では火口から遠方まで降灰することもあります。噴火により噴出した火山灰や軽石などの小さな噴石や火山灰は、上空の風に流されて降り、火口から遠いところまで影響することもあります。小さな噴石は、噴出してから地面に降りるまで数分から十数分かかるため、屋内等に避難することで身を守るができます。このハザードマップでは、上空の風が平均的な強さの場合を想定しています。なお、一度の噴火で必ずしも至る方位に火山灰が積もるわけではありません。

普段から注意が必要

火山ガス 昭和湖やゼツ沢の周辺では、人体に有害な火山ガスが埋蔵から発生しています。立ち入り禁止区域には絶対に入らないよう注意が必要です。

大きな噴石 噴火と同時に発生します。火口から最大 4km 程度まで飛散します。爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石が火口から全方向に弾道を描いて飛散します。直径数十 cm の岩石等は、風の影響を受けずに短時間で落下し、大ささによっては建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力があるため、事前の避難が必要です。

溶岩流・落岩ドーム

溶岩流・落岩ドーム 比較的天つくりと落下する現象です。火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象です。比較的ゆっくり流れるので避難が可能ですが、通過域の森林や道路等をすべて焼失・埋没させます。

降灰後の降雨による土石流

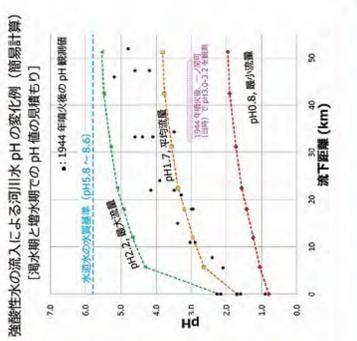
降灰後の降雨による土石流 降灰によって発生します。噴火後は数年間にわたって起きやすくなります。土石流は、火山灰が堆積した斜面において降雨に伴って発生し、谷地形や沢に沿って流下する現象です。火山灰などの堆積状況により、噴火後数ヶ月～数年間にわたって土石流が発生しやすい状態が長く続く可能性があります。降灰後の降雨時には特に警戒が必要です。

融雪型火山泥流

融雪型火山泥流 雪が積もっているときに噴火すると発生します。噴火後数週間まで流下することがあります。噴火に伴って高温の噴出物が、火口付近の雪を急速に融かし、発生した大量の水が周辺の土砂を巻き込みながら流下する現象です。噴火に伴って発生し、時速 60km を超えることもあり、沢沿いを流下して一気に流れ下って広い範囲に影響を及ぼすため、事前の避難が必要です。

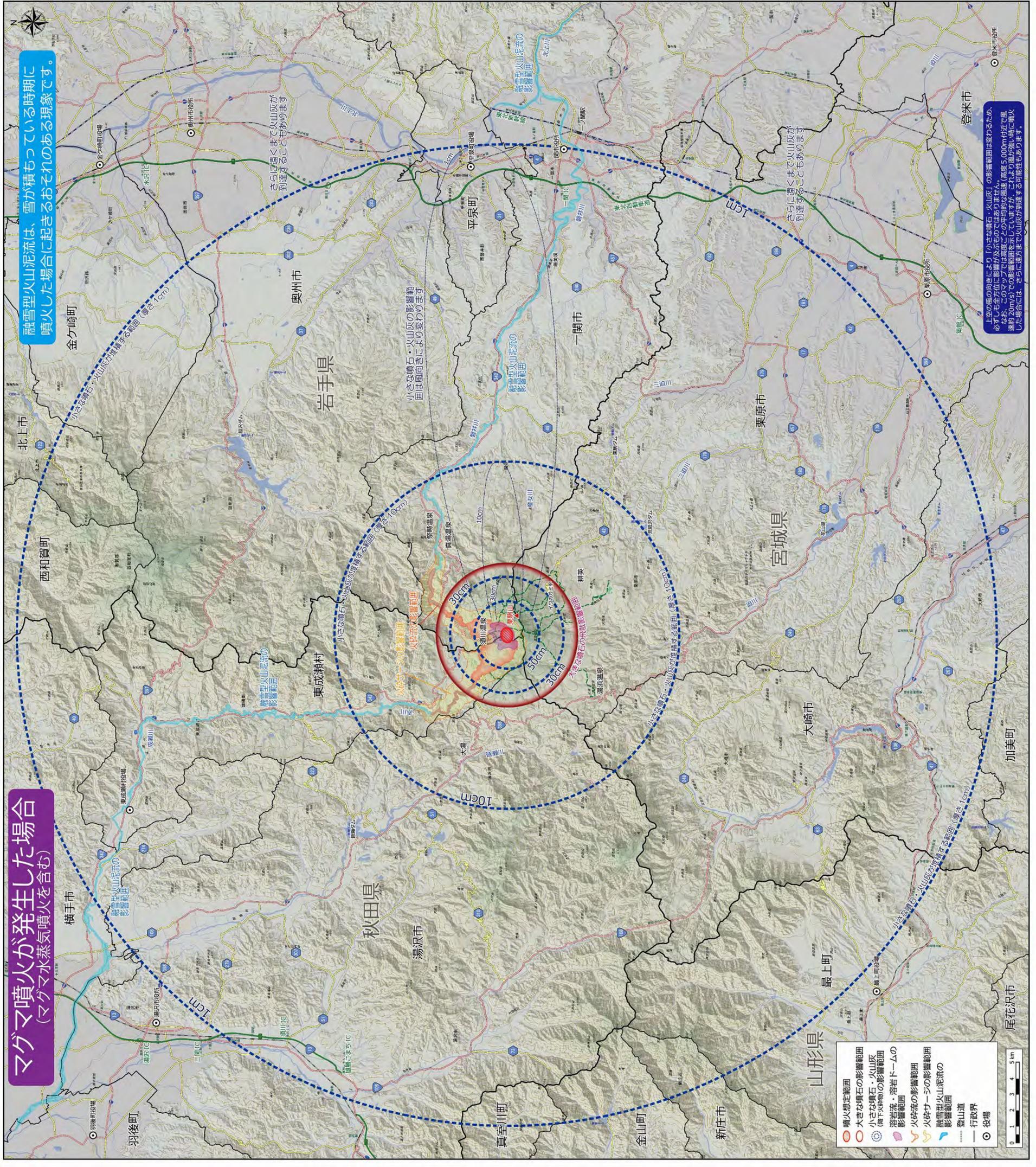
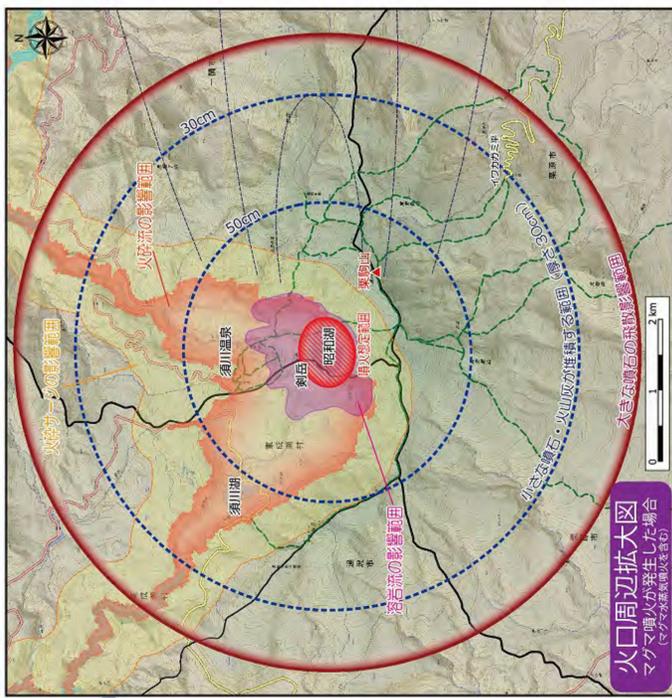
強酸性水の流下

強酸性水の流下 1944 年に昭和湖付近で発生した水蒸気噴火では、昭和湖及び須川温泉源泉で強酸性水の湧出が続き、噴火後 3 年にわたって須川川下流域の農作物や水力発電所に被害を及ぼしています。また、1744 年噴火時には昭和湖にも強酸性水による被害を受けたことが古文書の記録で明らかになっています。将来、水蒸気噴火に伴って強酸性水が湧出した場合には、須川川下流域では数年間にわたり強酸性水による影響を受けることが想定されます。また、秋田県側で噴火が発生した場合には、成瀬川方向にも強酸性水が流下する可能性があります。なお、1944 年噴火時には昭和湖及び須川温泉源泉で pH 0.8、磐井川の流域で pH 3.0 が観測されています。さらに大きな影響を受ける可能性も考えられます。



栗駒山火山ハザードマップ

作成：栗駒山火山防災協議会 発行年月：平成 30 年 3 月
【連絡窓口】
岩手県 総務部 総合防災課 (019-629-5155) 宮城県 総務部 危機対策課 (022-211-2375) 秋田県 総務部 総合防災課 (018-860-4562)
この地図の作成に当たっては、国土院の提供した電子地図データ(国土地理院)を使用した。(承認番号 平 29 甲地 第 1284 号)



自主防災組織の現況(令和4年)確定値

令和4年4月1日現在

区分 市町村	組織数	隊員数	組織されている 地域の世帯数 A	管内総 世帯数 B	組織率(%) A/B * 100
盛岡市	275	126,277	126,277	137,599	91.8%
宮古市	74	14,712	12,556	23,058	54.5%
大船渡市	105	14,777	14,777	14,777	100.0%
花巻市	235	64,956	38,503	38,503	100.0%
北上市	144	45,864	40,411	40,411	100.0%
久慈市	41	7,895	7,451	15,471	48.2%
遠野市	90	10,684	10,684	10,684	100.0%
一関市	332	103,277	43,329	46,238	93.7%
陸前高田市	83	3,169	4,922	7,607	64.7%
釜石市	46	13,347	8,031	15,816	50.8%
二戸市	42	9,081	6,429	11,685	55.0%
八幡平市	3	1,158	10,482	10,482	100.0%
奥州市	276	107,948	44,019	46,149	95.4%
滝沢市	31	55,400	23,866	23,866	100.0%
雫石町	67	14,688	5,854	6,370	91.9%
葛巻町	29	1,285	2,680	2,680	100.0%
岩手町	28	5,845	5,448	5,448	100.0%
紫波町	43	12,711	12,711	12,711	100.0%
矢巾町	67	23,471	10,923	10,923	100.0%
西和賀町	59	4,084	2,251	2,251	100.0%
金ヶ崎町	61	12,026	6,148	6,184	99.4%
平泉町	21	7,129	2,607	2,607	100.0%
住田町	24	3,170	2,063	2,063	100.0%
大槌町	29	3,061	4,164	5,268	79.0%
山田町	15	9,334	4,791	6,497	73.7%
岩泉町	8	8,458	4,249	4,249	100.0%
田野畑村	10	607	1,273	1,358	93.7%
普代村	13	644	1,120	1,120	100.0%
軽米町	43	1,659	1,654	3,718	44.5%
野田村	6	459	923	1,661	55.6%
九戸村	3	31	854	2,169	39.4%
洋野町	16	6,779	6,779	6,779	100.0%
一戸町	29	5,618	2,746	5,520	49.7%
合計	2,348	699,604	470,975	531,922	88.5%

◇ 組織の内訳は、「町内会・自治会等」「小学校区」「その他(中学校区、婦人消防協力隊、婦人防火クラブ)」である。

◇ 上記組織に重複して組織されている場合もあるが、控除している。

資料編 2 災害予防計画

2-3 防災訓練計画

2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主訓練地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39.8.5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40.8.20	一関市	水害	12	16	—
3	41.8.19	久慈市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42.7.26	遠野市	水害・火災	13	13	2,400
5	43.7.26	大船渡市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44.7.30	花巻市	地震・火災	15	15	3,000
7	46.7.23	釜石市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47.7.22	水沢市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48.7.14	陸前高田市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49.9.3	山田町	地震・津波・火災	13	29	5,000
11	50.9.1	盛岡市	地震・火災	19	33	8,400
12	51.9.3	大槌町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52.9.1	北上市	地震・火災	17	20	2,800
14	53.9.1	宮古市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54.9.1	一関市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55.9.3	江刺市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56.9.1	久慈市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57.9.1	遠野市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59.9.1	二戸市	地震・火災	23	26	3,900
21	60.8.31	花巻市	地震・火災	25	27	4,600
22	61.8.30	釜石市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62.9.1	水沢市	地震・火災	23	27	9,600
24	63.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元.9.1	盛岡市	地震・火災	24	27	29,200
26	2.9.1	北上市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮古市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4.9.1	一関市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5.9.1	久慈市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6.9.1	江刺市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7.9.1	遠野市	地震・火災・水害	35	45	8,459
32	8.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9.9.1	二戸市	地震・火災	32	70	8,000
34	11.9.3	釜石市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12.9.1	水沢市	地震・火災	41	61	12,872
36	13.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	43	63	10,311
37	14.9.1	盛岡市	地震・火災	96	64	13,333
38	15.9.1	北上市	地震・火災	85	131	16,848
39	16.9.1	宮古市	地震・津波・火災	83	161	12,993
40	17.9.1	久慈市	地震・津波・火災	89	120	12,452
41	18.9.1	一関市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19.9.2	遠野市	地震・火災	51	87	8,749
43	20.10.19	大船渡市	地震・津波・火災	63	123	10,528
44	21.10.25	二戸市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22.8.29	花巻市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750
46	24.9.1	釜石市	地震・津波	51	78	13,379
47	25.9.1	久慈地域	地震・津波	63	103	10,051
48	26.8.29~30	岩手山周辺地域	火山・土石流	73	98	5,483
49	27.7.12	奥州市・金ヶ崎町	地震・土砂災害・水害	74	103	10,726
50	29.8.25~26	盛岡市、紫波町、矢巾町	地震・水害	101	89	5,019
51	30.11.9~10	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	地震・津波・土砂災害	125	148	12,219
52	2.8.18	一関市、平泉町	土砂災害・水害	98	78	187
53	3.9.4	北上市、西和賀町	土砂災害・水害	37 [72]	31 [76]	4,140
54	4.10.29	大船渡市、陸前高田市、住田町	地震・津波・土砂災害・水害	70	97	13,224

※1 昭和45年度及び平成28年度は、国民体育大会のため、通信訓練のみを実施。

※2 平成5年度は、石油コンビナート等総合防災訓練と同時開催。

※3 平成10年度（花巻市）は、大雨洪水災害のため中止。

※4 平成23年度は、東日本大震災津波のため、初動対応訓練（衛星携帯電話通信訓練等）を実施。

※5 平成29年度は大雨洪水災害対応のため、8月25日に予定していた災害対策本部の移転訓練等を中止。

※6 令和元年度は三陸防災復興プロジェクト2019への対応及びラグビーワールドカップ2019釜石大会の開催のため、総合防災訓練は開催していない。

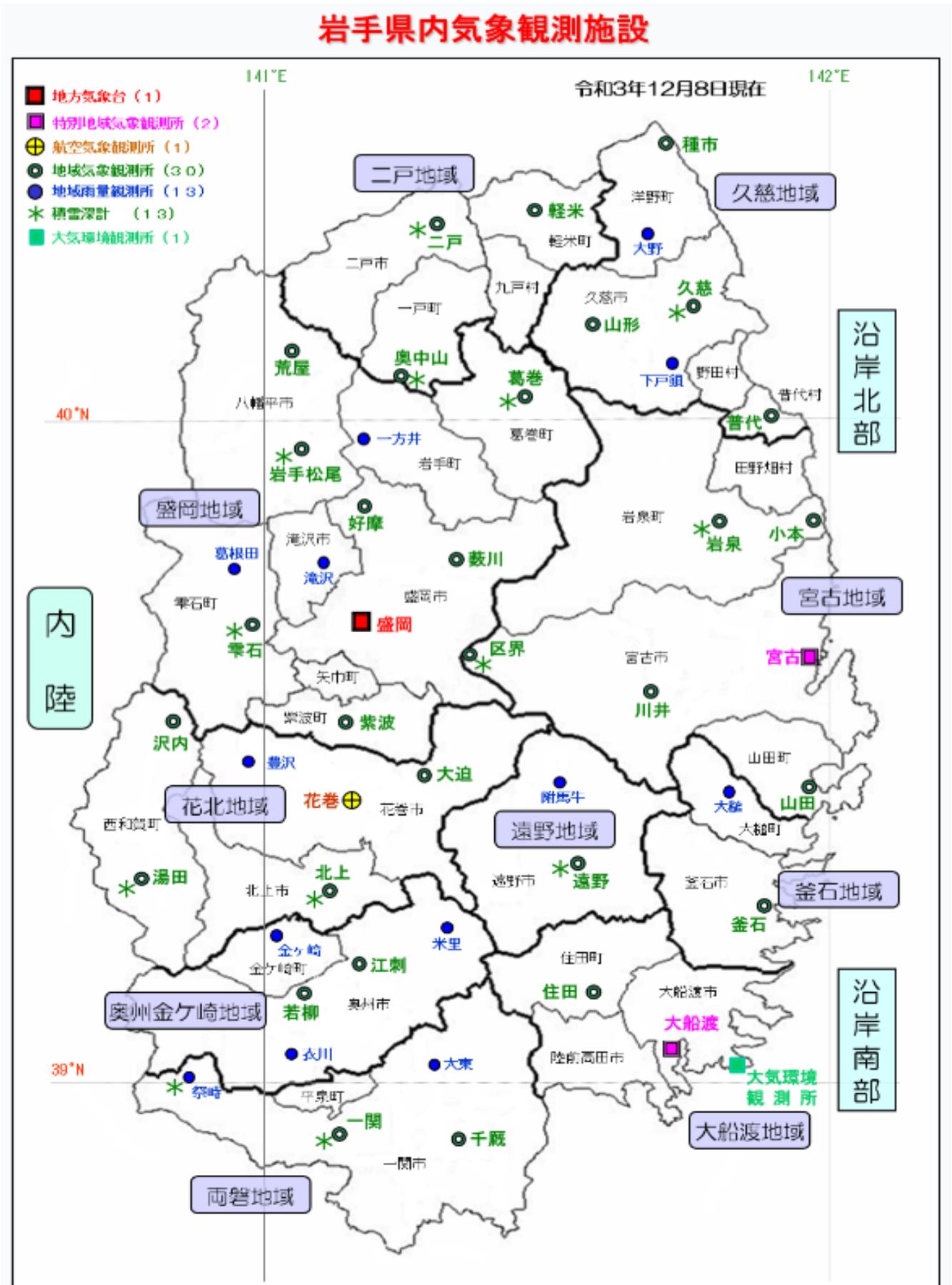
※7 令和2年度は、8月下旬に一関市及び平泉町と連携した訓練を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、図上訓練（訓練計画策定）として総合防災訓練を実施した。
なお、作成中の計画を共催市町、関係機関間で認識を共有するとともに、計画改善の資とすることを目的として、8月18日（火）に計画検討会を実施した。

※8 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、医療保健機能の厳しい状況を踏まえ、感染リスクが大きいと判断される住民避難訓練、防災資機材展示や医療・保健関係の訓練は中止し、参観者のない状況とした上で救出救助等災害対応上必須の訓練を実施した。

（〔 〕内は、計画段階の数値である）

※8 参加機関には主催者を含み、参加人員には参観者を含まない。

2-4-1 気象台所管の観測所配置図



国土地理院提供の『標高・傾斜度5次メッシュデータ』を利用。

資料編 2 災害予防計画

2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧

(令和2年10月29日現在)

(1) 地震観測施設

市町村名	区分	所在地	摘要
盛岡市	計測震度計	盛岡市山王町7-60	気象庁
	強震計	盛岡市馬場町5-5	防災科学技術研究所
	強震計	盛岡市藪川字外山93-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	盛岡市藪川字外山35-16	防災科学技術研究所
	電子基準点	盛岡市川崎字川崎1-1	国土地理院
	電子基準点	盛岡市藪川字町村98-2	国土地理院
	計測震度計	盛岡市洪民字泉田360	岩手県
宮古市	計測震度計	宮古市鉄ヶ崎下町2-33	気象庁
	多機能型地震計	宮古市長沢第2地割44	気象庁
	強震計	宮古市五月町2-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市田老字館が森155番2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市田老字日影23	防災科学技術研究所
	電子基準点	宮古市大字津軽石第11地割57	国土地理院
	電子基準点	宮古市川井第2地割24-3	国土地理院
	電子基準点	宮古市区界第4地割148-1	国土地理院
	電子基準点	宮古市田老字館が森115-2	国土地理院
	計測震度計	宮古市茂市第2地割112-1	岩手県
	強震計	宮古市川井2-186-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市区界第3地割32番地20	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市夏屋第6地割5	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市小国第1地割61-1	防災科学技術研究所
大船渡市	多機能型地震計	大船渡市猪川町字西山5	気象庁
	計測震度計	大船渡市大船渡町字赤沢17-3	気象庁
	強震計	大船渡市盛町字津野沢15	防災科学技術研究所
	電子基準点	大船渡市赤崎町字鳥澤188	国土地理院
	地殻変動観測施設	大船渡市三陸町吉浜字扇洞127-2	国土地理院
	験潮場GNSS観測局	大船渡市赤崎町字長崎漁港防波堤	国土地理院
	奥州市	計測震度計	奥州市水沢大鐘町2-16
強震計		奥州市水沢佐倉河石橋51	防災科学技術研究所
電子基準点		奥州市水沢黒石町字内熊ヶ沢42-2	国土地理院
電子基準点		奥州市胆沢若柳字愛宕350	国土地理院
電子基準点		奥州市江刺米里字荒田表85-1	国土地理院
計測震度計		奥州市江刺大通り1-8	岩手県
計測震度計		奥州市前沢字七日町裏71	岩手県
計測震度計		奥州市胆沢南都田字加賀谷地270	岩手県
花巻市	計測震度計	奥州市衣川古戸53-1	岩手県
	多機能型地震計	花巻市大迫町大迫9-63	気象庁
	強震計	花巻市石鳥谷町八幡第4地割161	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市下シ沢字野口56-1, 57地内	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市中笹間第6地割92	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市東和町田瀬5区211-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	花巻市大迫町大迫第3地割25	国土地理院
	電子基準点	花巻市轟木第7地割12	国土地理院
	計測震度計	花巻市材木町12-6	岩手県
	計測震度計	花巻市大迫町大迫第2地割51-4	岩手県
北上市	計測震度計	花巻市東和町土沢8区60	岩手県
	計測震度計	北上市柳原町2-3-6	気象庁
	強震計	北上市二子町鳥喰214-1	防災科学技術研究所
久慈市	強震計	北上市相去町高前檀27-36	防災科学技術研究所
	計測震度計	久慈市川崎町1-1	気象庁
	多機能型地震計	久慈市枝成沢第19地割76	気象庁
	強震計	久慈市長内町第9地割67-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市侍浜町本町第9地割152	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市山根町字下戸鎖5-41-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	久慈市宇部町第5地割132-8	国土地理院
	電子基準点	久慈市山形町霜畑第7地割37番地	国土地理院
	計測震度計	久慈市山形町川井第8地割31	岩手県

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
遠野市	強震計	遠野市青笹町糠前10-46	防災科学技術研究所
	電子基準点	遠野市松崎町白岩第11地割30	国土地理院
	計測震度計	遠野市宮守町下宮守29地割73-1	岩手県
一関市	計測震度計	一関市大東町大原字川内96-1	気象庁
	多機能型地震計	一関市舞川字番台11	気象庁
	強震計	一関市大東町大原字清水田41	防災科学技術研究所
	強震計	一関市竹山町7-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字入道201	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字祭時82-3	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市藤沢町藤沢字仁郷50-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	一関市大東町大原字台90-1	国土地理院
	電子基準点	一関市川崎町薄衣字泉台50	国土地理院
	計測震度計	一関市花泉町涌津字一ノ町29	岩手県
	計測震度計	一関市千厩町千厩字北方174	岩手県
	計測震度計	一関市東山町長坂字西本町105-1	岩手県
	計測震度計	一関市室根町折壁字八幡沖345	岩手県
計測震度計	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	岩手県	
計測震度計	一関市藤沢町藤沢字町裏187	岩手県	
陸前高田市	高感度地震観測施設	陸前高田市矢作町字鍋谷5-2	防災科学技術研究所
	地殻変動観測施設	陸前高田市小友町字瀬沢2	国土地理院
	計測震度計	陸前高田市高田町字柄ヶ沢210-2	岩手県
釜石市	計測震度計	釜石市只越町3-9-13	気象庁
	強震計	釜石市中妻町3-11-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	釜石市甲子町第15地割24-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	釜石市甲子町第9地割156	国土地理院
二戸市	計測震度計	二戸市福岡字下川又15	気象庁
	強震計	二戸市石切所字船場19	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市白鳥字小田沢38-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市上斗米字大坊97地内	防災科学技術研究所
	電子基準点	二戸市堀野字下夕川原71-1	国土地理院
	計測震度計	二戸市浄法寺町下前田37-4	岩手県
八幡平市	計測震度計	八幡平市大更第35地割62	気象庁
	強震計	八幡平市田頭19-43	防災科学技術研究所
	強震計	八幡平市叭田70	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	八幡平市田中下夕78	防災科学技術研究所
	電子基準点	八幡平市野駄第19地割75	国土地理院
	電子基準点	八幡平市字清水50	国土地理院
	計測震度計	八幡平市野駄第21地割170	岩手県
	計測震度計	八幡平市叭田70	岩手県
滝沢市	計測震度計	滝沢市中鶴飼55	岩手県
雫石町	計測震度計	雫石町千刈田5-4	気象庁
	多機能型地震計	雫石町西根上駒木野320-2	気象庁
	高感度地震観測施設	雫石町南畑第32地割字南柵沢332-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	雫石町高前田104	国土地理院
葛巻町	多機能型地震計	葛巻町葛巻第39地割字元木218	気象庁
	強震計	葛巻町葛巻第8地割5-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	葛巻町江刈第34地割111-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	葛巻町葛巻第5地割170-2	国土地理院
岩手町	計測震度計	葛巻町葛巻第16地割1-1	岩手県
	電子基準点	岩手町大字五日市第8地割30-2	国土地理院
紫波町	計測震度計	岩手町大字五日市第10地割44	岩手県
	計測震度計	紫波町紫波中央駅前2-3-1	岩手県
矢巾町	高感度地震観測施設	矢巾町大字煙山第6地割167	防災科学技術研究所
	電子基準点	矢巾町大字間野々第12地割95-1	国土地理院
	計測震度計	矢巾町大字南矢幅第13地割123	岩手県
西和賀町	強震計	西和賀町川尻40-40-71	防災科学技術研究所
	強震計	西和賀町沢内字川舟第69地割-1の一部	防災科学技術研究所
	電子基準点	西和賀町湯田第20地割57-7	国土地理院
	電子基準点	西和賀町沢内貝沢第3地割190-4	国土地理院

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
	計測震度計	西和賀町沢内字太田2地割81-1	岩手県
金ヶ崎町	高感度地震観測施設	金ヶ崎町西根和光183-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	金ヶ崎町西根南町22-1	岩手県
平泉町	電子基準点	平泉町長島字砂子沢33	国土地理院
	計測震度計	平泉町平泉字志羅山45-2	岩手県
住田町	高感度地震観測施設	住田町世田米字子飼沢30-191	防災科学技術研究所
	電子基準点	住田町上有住字和田野15-6	国土地理院
	計測震度計	住田町世田米字川向96-1	岩手県
大槌町	計測震度計	大槌町小槌第32地割126	岩手県
山田町	計測震度計	山田町八幡町3-20	気象庁
	強震計	山田町大沢第8地割18番地	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	山田町山田第16地割9-10	防災科学技術研究所
	電子基準点	山田町織笠第14地割32-1	国土地理院
岩泉町	強震計	岩泉町大川字下町65-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	岩泉町大川字寺庭126-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	岩泉町小本字大牛内318-1	国土地理院
	電子基準点	岩泉町岩泉字一ツ石4	国土地理院
	計測震度計	岩泉町岩泉字惣畑59-5	岩手県
田野畑村	多機能型地震計	田野畑村田野畑414	気象庁
	計測震度計	田野畑村田野畑143-1	岩手県
普代村	強震計	普代村第9地割字銅屋30-20	防災科学技術研究所
	地殻変動観測施設	普代村第1地割字上村8-2	国土地理院
	計測震度計	普代村第9地割字銅屋13-2	岩手県
軽米町	高感度地震観測施設	軽米町大字小軽米第19地割62-5	防災科学技術研究所
	電子基準点	軽米町大字円子第3地割字家の下21-2	国土地理院
	計測震度計	軽米町大字軽米第10地割85	岩手県
野田村	計測震度計	野田村大字野田第20地割14	岩手県
九戸村	高感度地震観測施設	九戸村大字戸田19-61-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	九戸村大字伊保内第10地割11-6	岩手県
洋野町	計測震度計	洋野町種市第23地割27	気象庁
	強震計	洋野町種市第23地割27-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	洋野町種市第20地割33-3	国土地理院
	地殻変動観測施設	洋野町中野第9地割字谷地頭29-1	国土地理院
	計測震度計	洋野町大野第8地割47-2	岩手県
一戸町	高感度地震観測施設	一戸町奥中山字西田子664-25	防災科学技術研究所
	計測震度計	一戸町高善寺字大川鉢24-9	岩手県

(2) 津波観測施設

市町村名	区分	所在地	摘要
宮古市	津波観測計(電波式), 巨大津波観測計	宮古市日立浜町	気象庁
大船渡市	検潮儀(精密型電波式), 巨大津波観測計	大船渡市赤崎町	気象庁
久慈市	潮位計	久慈市長内町	港湾局
	巨大津波観測計	久慈市長内町	気象庁
釜石市	海面監視システム	釜石市浜町	釜石市
	験潮所	釜石市魚河岸町	海上保安庁
陸前高田市	潮位観測装置	陸前高田市広田町	陸前高田市
岩泉町	津波用監視カメラ	岩泉町小本字小掛・茂師	岩泉町
田野畑村	津波避難監視システム (海面監視・避難確認カメラ) (超音波式潮位観測装置)	田野畑村島越漁港・羅賀漁港	田野畑村
普代村	津波観測システム	普代村	普代村
洋野町	潮位観測システム	洋野町種市八木港	洋野町
	GPS波浪計	岩手北部沖(久慈沖)	港湾局
	GPS波浪計	岩手中部沖(宮古沖)	港湾局
	GPS波浪計	岩手南部沖(釜石沖)	港湾局
	ケーブル式海底津波計	岩手沖	防災科学技術研究所

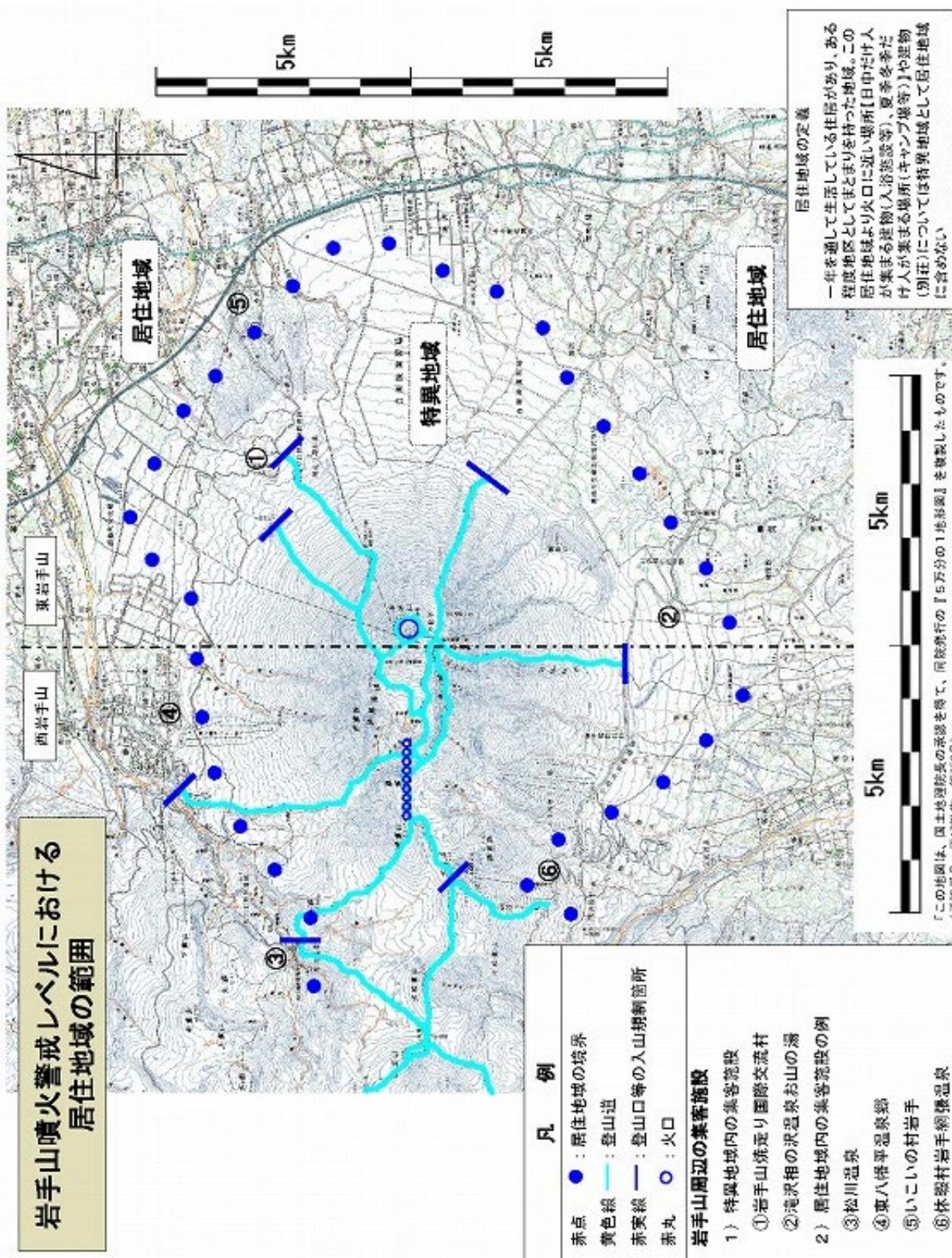
2-4-3 岩手山の噴火警戒レベル(詳細版)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒(居住地域)又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1886年の噴火: 東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出。 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下。 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 【過去事例】 1732年の噴火: 東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(焼走り熔岩流)。 激しい地震活動、有感地震の多发、住民避難。
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は噴火警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1938年の活動: 4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1919年の噴火: 西岩手山(大地獄谷)で噴火、噴石は隣の登山道に飛散。 1938年の活動: 3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始。
子報	噴火子報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲



資料編 2 災害予防計画

2-4-5 岩手山の噴火警戒レベル判定基準(平成31年3月20日)

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動 ・ 概ね火口から3 km を超える火砕流の発生(積雪期においては2 km) 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動(レベル3よりも規模大)とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く(火口から概ね2 km を超え4 km 以内)まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 次の現象のいずれか複数観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震の活発化(100回以上/24時間) ・ 山麓で体を感じる規模の地震の発生 ・ 継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発 ・ 山体膨張を示す明瞭な地殻変動(レベル2よりも規模大) ・ 東岩手山火口から噴気の顕著な増加 <p>次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・ 10Pa 以上の空振を伴う火山性地震(爆発地震)の発生 ・ 東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、1か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺(火口から概ね2 km 以内)に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 次の現象のいずれか複数観測された場合 (現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震の増加(前5日間の地震回数の合計50回以上) ・ 火山性微動の発生(3回以上/24時間) ・ 浅い低周波地震の多発 ・ 噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化 ・ 山体膨張を示す地殻変動(GNSS、傾斜計、干渉SAR等) <p>次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>

・ 東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。

・ 火口は、「岩手山火山防災マップ」(平成10年10月)で想定されている、東岩手山(岩手山山頂)と西岩手山(大地獄谷・黒倉山～姥倉山)としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警戒を発表する。

・ これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・ 「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。

・ レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合(例えばレベル1の状況において、噴気活動の活発化やレベル2の基準に達しない程度の地震活動の活発化等)などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

・ 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料編 2 災害予防計画

2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲

予報警報	対象範囲	レベル	説明		
			火山活動の状況と想定される主な現象	過去の事例	想定火口からの距離（影響範囲）
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある ●噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。	有史以降なし	北部カルデラからの噴火 居住地域※A 南部カルデラからの噴火 居住地域※A
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている） ●噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ●噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。	有史以降なし	北部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲は2 kmを超える。ただし、居住地域までは届かない。
					南部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲は2 kmを超える。ただし、居住地域までは届かない。
		火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される ●噴火による影響が火口からおおよそ2 km以内。 ●噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生（確認）した場合。 ●噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合、または噴火の発生が予想された場合。	1970年女岳山頂からの噴火 [1970年の噴火で噴石の一部は、西側では外輪山を越え、東側では小岳（中央火口丘）まで600～700m飛散（主にカルデラ内）している。]
南部カルデラからの噴火 噴石がカルデラ縁を越える。ただし、噴石飛散範囲は2 km以内。					
火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される ●噴火による影響が火口から500m以内 ●地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合 なお、北部カルデラからの噴火は、全て「レベル3」以上とする。 [影響範囲の約500m以内に登山道があり、影響範囲1 km内に八合目の小屋（バスの発着所）がある。登山者の安全確保のため「レベル3」とする。]	1932年の南部カルデラ内（石ボラ）での水蒸気爆発	北部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲500m以内。
					南部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲500m以内。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 ●女岳北部で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。	現在の状況	規制地域なし

* 噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響。

※A ・避難地域の部分解除の検討については、火山防災協議会において協議する。
 ・秋田駒ヶ岳防災マップ（H15.2 作成）には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。
 ・融雪型火山泥流への防災対応は冬期間とする。

資料編 2 災害予防計画

2-4-7 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準

平成 30 年 3 月 28 日

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 大規模な噴火が発生し、火砕流や融雪型火山泥流が居住地域に達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する 左記に該当する噴火が発生していないことが確認でき、その状態が続いた場合にレベルを引き下げる</p>
4	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 噴火の発生に伴い大きな噴石や火砕流、融雪型火山泥流が火口から 2 km を越え、居住地域の近くまで到達、または到達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合 ・想定火口の直下浅部での地震活動が活発化、または想定火口の直下で地震活動が活発化し、震源が浅部へ移動 ・山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が発生 ・山体内部で振幅の大きな火山性微動の発生（レベル 2 の基準よりも規模大、または継続時間長） ・山体の膨張を示す急激で大きな地殻変動（レベル 2 の基準よりも規模大）</p> <p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、大きな噴石が火口から 500m を超え 2 km 以内に飛散する噴火が発生した場合 噴火が発生し、カルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生した場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって概ね 1 か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合 ・想定火口の直下浅部で火山性地震の急激な増加（200 回以上 / 時） ・低周波地震や火山性微動の多発 次の現象のいずれかが複数観測された場合 ・火山性地震が増加（100 回以上 / 時、あるいは 200 回以上 / 24 時間）し、通常よりも多い状態が数日間継続（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・低周波地震や火山性微動が複数回発生（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生、または地熱活動の活発化 ・山体の膨張を示す地殻変動</p> <p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火に伴い大きな噴石が火口からおおよそ 500m 以内に飛散した場合</p>	<p>地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、概ね 1 か月程度 GNSS 等の地殻変動データの変化や熱活動がほぼ停滞した場合</p>

- ・火口とは、「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」（平成 15 年 2 月）の想定火口をいい、想定火口を北部カルデラと南部カルデラとしているが、火口が特定できない場合は、両カルデラでの噴火を想定して噴火警報を発表する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気活動の活発化やレベル 2 の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料編 2 災害予防計画

		<ul style="list-style-type: none"> ○登山道規制 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、黒石野林道、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷から各ルートは全て入り口で閉鎖 ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制 	
	南部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 ○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制)、黒石野林道(十丈の滝で規制)(レベル2で対応済) ○登山道規制 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷からのルートは全て入り口で閉鎖 ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備 国見温泉(※4) ○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)
2 火山周辺規制	北部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制) ○登山道部分規制 県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制)、乳頭スキー場跡ルート(笹森山で八合目方向)、黒石野林道、水沢口、熊ノ台(これらは横長根から大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制、男岳山頂の北で規制) ○田沢湖スキー場立ち入り規制 (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制) 	<ul style="list-style-type: none"> ○北部カルデラ内への立ち入り規制 ○登山道規制 県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制) 国見温泉ルート(大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制)
	南部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○道路規制 部分規制：黒石野林道(十丈の滝で規制) ○登山道部分規制 八合目、水沢口、熊ノ台、田沢湖スキー場、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁の登山道との合流部で規制) ○田沢湖スキー場立ち入り規制 (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制) 	<ul style="list-style-type: none"> ○南部カルデラ内への立ち入り規制 ○登山道規制 国見温泉ルート、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁との合流部で規制)
1 手沢山(あか)山		防災対応なし	防災対応なし

※1 冬期間の融雪型火山泥流による孤立を想定。

※2 乳頭温泉郷は噴火に伴う直接の影響(噴石など)は少ないが、唯一の避難道路が火砕流、融雪型火山泥流で通行不能となる恐れがあり、北部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。

※3 これらの地域は南部カルデラ南西縁の風化により、火砕流と融雪型火山泥流に対して脆弱な地域で、南部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。

※4 国見温泉は火口に近く、南部カルデラからの噴石が到達する可能性がありレベル4で避難が必要。

※5 秋田駒ヶ岳防災マップ(H15.2作成)には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。

※6 融雪型火山泥流への対応で冬期間のみ。

資料編 2 災害予防計画

2-4-8 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応

レベル		秋田県(仙北市)	岩手県(雫石町)
5 避難	北部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域、玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 乳頭温泉郷(※2)(レベル4で対応済) ○道路規制 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、始動(避難勧告地域内) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 橋場(※5)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※6) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済) ○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(避難勧告地域内)
	南部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 阿気、石神、牛沢、柏山、上石神、黒沢、黒沢野、中生保内、中村、山根、春山地域 乳頭温泉郷(※2)、田沢湖高原温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域(レベル4で対応済) ○道路規制 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、市道(避難勧告地域内) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※6) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済) ○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(避難勧告地域内)
4 全園避難	北部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 乳頭温泉郷(※2) ○避難準備 田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 ○道路規制 部分規制：県道西山・生保内線(田沢湖高原温泉郷の先で規制)、市道(避難勧告地域内及び)、県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で対応済) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 国見温泉(※4) ○避難準備 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※6) ○道路規制 規 制：県道国見温泉線
	南部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 ○避難準備 阿気、石神、牛沢、柏山、上石神、黒沢、黒沢野、中生保内、中村、山根、春山地域 乳頭温泉郷(※2)、田沢湖高原温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) ○道路規制 部分規制：国道341号、県道、市道(避難勧告地域内)、県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で対応済) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告 国見温泉(※4) ○避難準備 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※6) ○道路規制 規 制：県道国見温泉線
3 入山規制	北部カルデラ	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備 乳頭温泉郷(※2) ○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で規制済) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備 国見温泉(※4) ○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)

資料編 2 災害予防計画

		<p>○登山道規制 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、黒石野林道、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷から各ルートは全て入り口で閉鎖</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	
	南部カルデラ	<p>○避難準備 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制)、黒石野林道(十丈の滝で規制)(レベル2で対応済)</p> <p>○登山道規制 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷からのルートは全て入り口で閉鎖</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	<p>○避難準備 国見温泉(※4)</p> <p>○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)</p>
2 火山周辺規制	北部カルデラ	<p>○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制)</p> <p>○登山道部分規制 県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制)、乳頭スキー場跡ルート(笹森山で八合目方向)、黒沢野林道、水沢口、熊ノ台(これらは横長根から大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制、男岳山頂の北で規制)</p> <p>○田沢湖スキー場立ち入り規制 (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制)</p>	<p>○北部カルデラ内への立ち入り規制</p> <p>○登山道規制 県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制) 国見温泉ルート(大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制)</p>
	南部カルデラ	<p>○道路規制 部分規制：黒沢野林道(十丈の滝で規制)</p> <p>○登山道部分規制 八合目、水沢口、熊ノ台、田沢湖スキー場、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁の登山道との合流部で規制)</p> <p>○田沢湖スキー場立ち入り規制 (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制)</p>	<p>○南部カルデラ内への立ち入り規制</p> <p>○登山道規制 国見温泉ルート、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁との合流部で規制)</p>
1 「手沢山」周辺規制		<p>防災対応なし</p>	<p>防災対応なし</p>

※1 冬期間の融雪型火山泥流による孤立を想定。

※2 乳頭温泉郷は噴火に伴う直接の影響(噴石など)は少ないが、唯一の避難道路が火砕流、融雪型火山泥流で通行不能となる恐れがあり、北部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。

※3 これらの地域は南部カルデラ南西縁の風化により、火砕流と融雪型火山泥流に対して脆弱な地域で、南部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。

※4 国見温泉は火口に近く、南部カルデラからの噴石が到達する可能性がありレベル4で避難が必要。

※5 秋田駒ヶ岳防災マップ(H15.2作成)には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。

※6 融雪型火山泥流への対応で冬期間のみ。

資料編 2 災害予防計画

2-4-9 栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町村	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村	①想定される影響範囲内に居住地域が存在。 ②融雪型火山泥流が想定される範囲に避難勧告等を発令。 ③羽後町内における融雪型火山泥流の影響範囲は河道域内のみ。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難勧告等を発令。
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難勧告等を発令。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【火口周辺の登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね800m以内 ○火砕流・火砕サージ 火口周辺	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範囲外の登山道は、分岐地点で立入規制。特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難準備・高齢者等避難開始を発令。
レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		

資料編 2 災害予防計画

2-4-10-1 栗駒山の噴火警戒レベル判定基準

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪期において、火砕流・火砕サージが火口から概ね4 kmを超える噴火が観測された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動が観測された場合（レベル3よりも規模大） 溶岩ドームの成長が確認された場合 火砕流・火砕サージが火口から概ね2 kmを超える噴火が観測された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね4 kmを超え、6 km以内の河川流域）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>非積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動が観測された場合 溶岩ドームの成長が確認された場合 火砕流・火砕サージが火口から概ね2 kmを超える噴火が観測された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する（警戒範囲の縮小）。</p>
2	<p>【居住地域の近く（火口から概ね800mを超え、4 km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>レベル2の基準の現象が発生し、さらに次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震や火山性微動の急増および規模（振幅）の増大 GNSS等で山体膨張を示す顕著な地殻変動が観測された場合（レベル2よりも規模大） 大きな噴石の飛散、火砕流の流下が確認された場合 溶岩流の流下、溶岩ドームの出現が確認された場合 噴出物に明瞭なマグマ起源の物質が含まれていた場合 レベル2相当の噴火が断続的に発生し、さらに規模の大きな噴火の可能性があると判断した場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって1か月程度経過した場合。</p>
1	<p>【火口周辺（火口から概ね800m以内）に影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の基準でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震が増加（地震回数が20回以上/24時間）した場合 ただし、地震の発生場所や深さを考慮する 低周波地震もしくは火山性微動が発生した場合 GNSS等で山体膨張を示す明瞭な地殻変動が観測された場合 地熱域や噴気域の明瞭な拡大、新たな噴気もしくは噴気活動の活発化が観測された場合 <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口からの有色噴煙が観測された場合 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。

・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。

・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料編 2 災害予防計画

2-4-10-2 十和田の噴火警戒レベル判定基準

令和4年3月24日

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>(5-3) 【山体周辺広範囲の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・火砕流、火砕サージが火口から概ね30kmの範囲に流下 ・(積雪期)融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達</p>	<p>[噴火発生の場合] 発生した噴火の規模、様式に応じ、活動状況の経過を見つつ警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル5の中で切り替える 噴火が終息し、火山活動の低下が認められた場合、噴火発生場所、規模に応じて警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル3以下に引き下げる</p> <p>[噴火未発生の場合] 左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が明確に認められた場合、地殻変動源や噴気、地熱の活動領域から警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル3以下に引き下げる</p>
	<p>(5-2) 【山体周辺の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・火砕流、火砕サージが火口から概ね4kmを超えて概ね20km(最大23km)まで流下 下記の現象を観測した場合 ・レベル4-2に示した現象の更なる増大、変化速度の急激な上昇 ・レベル5-1に示した規模の噴火の頻発、規模増大</p>	
	<p>(5-1) 【火口近傍の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散 ・火砕流・火砕サージが想定火口から概ね4km以内に到達 ・湖底で、湖面上に影響を及ぼす小規模な噴火が発生</p>	
4	<p>(4-2) 【山体周辺の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 下記の現象を観測した場合 ・レベル4-1に示した火山活動の規模増大 ・新鮮なマグマを含む浮遊物等、湖底でのマグマの噴出を示す現象</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、地震活動が低下、膨張・隆起を示す地殻変動が停止、収縮の傾向が継続した場合、レベル3以下に引き下げる ただし、レベル引下げ後に再び火山活動の高まりを示す変化が見られた場合は、基準に達していない場合でもレベル4に引き上げる。</p>
	<p>(4-1) 【火口近傍の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性】 下記の現象を複数項目観測した場合 ただし、現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある ・山体地下浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 ・火山性地震の多発(発生場所を考慮) ・低周波地震、火山性微動の多発(発生場所、規模を考慮) ・活発な噴気、地熱域の拡大、顕著な温度上昇 ・多量の火山ガスの放出 ・変色水の発生頻度の増加</p>	
3	<p>(活動活発化の過程でのレベル2、3の運用はしない) 火山活動が沈静化し、レベル4、5から引き下げる過程で、火口の出現位置等の状況に応じてレベル2、3を発表する場合がある</p>	<p>レベル2、3の運用を開始する際に、改めて検討する。</p>
2		
1	<p>(火山の状況に関する解説情報(臨時)の発表) 下記の現象を複数項目観測した場合 ・山体地下浅部のわずかな膨張を示す地殻変動 ・火山性地震の増加(発生場所、規模を考慮) ・低周波地震、火山性微動の複数回発生(発生場所、規模を考慮) ・噴気、地熱活動、湖面の変色水等の発生</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合</p>
	<p>【火山活動は静穏】 深さ5km前後で地震が時々発生。火山活動による地殻変動、噴気や湖面の異常などは認められない。</p>	

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料編 2 災害予防計画

2-4の2-2 防災行政無線等の整備状況

平成31年3月31日現在

区分	同報系				移動系					有線放送 (CATV含む) 加入世帯数
	防災行政無線		その他 ※		基地局	中継局	移動局			
	屋外拡声装置	屋内受信機	屋外拡声装置	屋内受信機			車載型	可搬型	携帯型	
盛岡市	106	421	2	120	1	1	5	0	30	0
宮古市	335	940	0	1,622	2	8	97	23	174	0
大船渡市	198	11,432	0	0	1	3	16	37	28	0
奥州市	80	74	0	0	6	2	72	39	140	4,950
花巻市	20	0	0	4,795	4	0	20	0	17	2,318
北上市	0	0	0	0	1	0	54	0	12	7,428
久慈市	262	1,237	0	0	0	0	0	0	0	0
遠野市	191	155	0	850	2	2	16	14	12	8,821
一関市	359	0	0	0	4	2	221	16	105	9,488
陸前高田市	150	1,051	0	0	1	1	0	9	31	0
釜石市	113	1,393	0	0	2	2	25	35	50	0
二戸市	105	2,150	0	0	2	2	9	5	53	0
八幡平市	186	215	0	0	3	1	21	3	43	0
滝沢市	140	200	0	0	1	0	12	2	19	0
雫石町	78	1,965	0	0	1	1	19	6	38	0
葛巻町	0	0	108	2,211	6	3	20	1	5	3,212
岩手町	130	853	0	0	1	0	19	0	13	0
紫波町	0	0	0	0	1	0	7	25	17	0
矢巾町	0	0	30	1,500	1	0	15	6	22	0
西和賀町	0	0	0	2,074	2	0	64	0	2	0
金ヶ崎町	0	0	33	0	2	33	15	2	0	0
平泉町	11	2,300	0	0	1	0	11	0	6	0
住田町	43	0	0	2,074	1	0	12	8	35	2,207
大槌町	61	3,043	0	0	1	0	0	0	50	0
山田町	113	280	0	0	2	0	8	7	25	0
岩泉町	12	0	12	4,000	6	0	72	12	40	0
田野畑村	65	1,400	0	0	1	1	19	0	4	0
普代村	0	0	0	18	1	2	5	0	21	0
軽米町	110	0	0	3,847	0	0	0	0	0	3,847
洋野町	164	535	0	0	2	0	5	0	3	0
野田村	0	0	0	1,600	1	0	5	0	0	0
九戸村	36	311	0	0	1	0	3	0	5	0
一戸町	0	0	53	43	1	0	5	0	8	0
合計	3,068	29,955	238	24,754	62	64	872	250	1,008	42,271

※ MCA陸上移動通信システム、デジタル移動通信システム、コミュニティFM放送、280MHz同報無線システム、IP告知システム、有線放送

資料編 2 災害予防計画

2-4の2-3 防災相互通信用無線局一覧

(令和4年4月1日現在)

(1) 158.35MH z

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
警察庁	盛岡市内丸8-10 岩手県警察本部	ML	5	12	いわて	801~812
海上保安庁	青森県八戸市築港街2-16 八戸海上保安部	FP	5	3	かいほいどう 2972	
			5		かいほいどう 2981	
			5		かいほいどう 2982	
	釜石市魚河岸1-2 釜石海上保安部	FP	10	2	かいほいどう 2957	
			5		かいほいどう 2973	
	宮古市鯨ヶ崎下町2-33) 宮古海上保安部	FP	5	3	かいほいどう 2977	
5			かいほいどう 2985			
5			かいほいどう 2986			
岩手県	花巻市葛第3地割183-1 防災航空センター	MP	1	1	しょうぼうへりいわて	
		FP	10	1	しょうぼうこうくう いわて	
		MP	1	2	しょうぼうこうくう いわて	102, 103
			5	4		101, 106~108
宮古市	宮古市新川町2-1 宮古市役所	ML	5	2	ぼうさいみやこ	4, 5
			10	1		3
盛岡地区広域 行政事務組合	盛岡市内九8-5 盛岡地区広域消防事務組合消防本部	FB	10	1	もりしょうほんぶ	1~3
		ML	5	3	ほんぶけいたい	1
			10	1	いわてこうほう	1
			10	1	にしねこうほう	1
			10	1	あしろすいそう	1
			10	1	ほんぶこうほう	1
			10	1	やはばすいそう	1
			10	1	ほんぶしき	1
			10	1	ほんぶしえん	1
		10	3	ほんぶ	2~4	
宮古地区広域 行政組合	宮古市五月町2-1 宮古地区広域行政組合消防本部	FB	10	1	みやしょうほんぶ	
		ML	10	1	みやしょう	1
一関市消防本 部	一関市山目字中野140-3 一関市消防本部	ML	10	1	いちのせき	9
			10	1	いちのせきしき	
			5	1	いちのせき	50
			5	1	せんまや	50
			10	1	かわさき	22
			10	1	ひがしやま	22
			10	1	だいとう	22
			10	1	むろね	22
			10	1	たむら	22

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	いちのせき	22
			10	1	ひらいずみ	22
			10	1	はないずみ	22
			10	1	せんまや	22
			10	1	せんまやしき	
			10	1	ふじさわ	22
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	奥州市水沢大鐘町2-16 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	ML	5	9	みずさわ	93, 94, 105~108, 205, 207, 208
			5	2	まえさわ	302, 303
			5	2	いさわ	302, 303
			5	2	ころもがわ	302, 303
			5	2	かねがさき	302, 303
			10	3	みずさわ	3, 21, 501
			10	1	みずさわしき	1
			10	1	みずさわすいそう	1
			10	1	みずさわかがく	1
			10	1	みずさわくっせつ	
			10	2	きゅうきゅうみずさわ	2, 3
			10	2	まえさわ	1, 31
			10	1	いさわほんぶしき	1
			10	1	ころもがわ	1
			5	11	えさししょうぼう	24~34
			10	2	えさしいわやどう	3, 8
			10	3	えさしたまさと	1, 2, 4
			10	1	えさしかがく	1
			10	1	えさしひろせ	2
			10	1	えさしいなせ	3
			10	1	えさしおだき	1
			10	1	えさしげんばしき	1
			10	1	えさしきゅうきゅう	1
			10	1	えさしふじさと	3
10	1	えさしすいそう	1			
10	1	えさしこうほう	1			
北上地区消防組合消防本部	北上市柳原町2-3-6 北上地区消防組合消防本部		10	2	きたかみしき	1.2
			10	3	きたかみすいそう	1~3
			10	1	きたかみほんぶ	1
			10	1	きたかみたんく	1
			10	1	きたかみはしご	1
			10	1	きたかみきゅうじょ	1
			10	1	きたかみかがく	1

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
		ML	10	3	きたかみきゆうきゅう	1~3
			10	2	きたかみしきざいはんそう	1.2
			10	1	きたかみこうほう	1
			10	1	きたかみじんいはんそう	1
			10	1	きたかみしえん	1
			10	1	きたかみゆそう	1
			10	1	きたかみれんらく	1
			10	1	きたかみさいたい	1
			10	1	わがすいそう	1
			10	1	わがきゆうきゅう	1
			10	1	わがこうほう	1
			10	1	おおつつみすいそう	1
			10	1	おおつつみきゆうきゅう	1
			10	1	おおつつみこうほう	1
			5	1	きたかみかはん	1.2
西和賀郡西和賀町沢内字大野13-3-18 西和賀消防署		ML	10	2	にしわがしき	1.2
			10	1	にしわがすいそう	1.2
			10	1	にしわがきゆうきゅう	1.2
			10	1	にしわがこうほう	1
久慈広域連合 消防本部	久慈市長内町第29地割21-1 久慈広域連合消防本部	FB	10	1	くじしょうぼうほんぶ	
		ML	1	13	くじしょうぼう	52~55, 58~61, 72~6
			10	4	くじしょうぼう	1, 6, 10, 200
			10	6	くじきゆうきゅう	1, 2, 4~7
			10	1	くじしょうぼうしれいしや	
10	1	くじかがく	2			
花巻市消防本部	花巻市材木町12-6 花巻市消防本部	FB	10	1	はなしょうほんぶ	
	花巻市石鳥谷町八幡4-100-1 花巻北消防署	FB	10	1	はなしょうきた	
花巻市材木町12-6 花巻市消防本部		ML	10	1	はなまきげんちほんぶ	4
			10	1	はなまきはんそう	1
			10	1	はなまきしえん	1
			10	2	はなまきちゅうおうほんぶ	1, 2
			10	1	はなまきちゅうおうしき	1
			10	1	はなまきちゅうおうきゅうじよ	1
			10	1	はなまきちゅうおうすいそう	1
			10	1	はなまきちゅうおうはしご	1
			10	1	はなまきちゅうおうかがく	1
			10	2	はなまきちゅうおうきゆうきゅう	1, 2
			10	1	はなまきゆもとほんぶ	1
			10	1	はなまきゆもときゆうきゅう	1
			10	1	はなまきゆぐちおおさわほんぶ	1

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	はなまきゆぐちおおさわきゆうきゆう	1
			10	1	はなまききたしき	1
			10	1	はなまききたぼんぷ	1
			10	1	はなまききたすいそう	1
			10	2	はなまききたきゆうきゆう	1, 2
			10	1	はなまきとうわしき	1
			10	1	はなまきとうわしきぼんぷ	1
			10	1	はなまきとうわきゆうきゆう	1
			10	1	はなまきおおはさましき	1
			10	1	はなまきおおはさましきぼんぷ	1
			10	1	はなまきおおはさまきゆうきゆう	1
大船渡地区消防組合	大船渡市盛町字木町1-1 大船渡地区消防組合消防本部	ML	5	1	だいしょう	61
			10	3	だいしょう	1, 101, 107
遠野市消防本部	遠野市青笹町糠前10-46 遠野市消防本部	ML	10	3	とおしょう	2, 3, 6
			10	1	とおしょうしき	3
			10	2	とおしょうきゆうきゆう	1, 2
陸前高田市	陸前高田市高田町字砂畑1-1 陸前高田市消防本部	ML	5	4	たかしょう	57, 58, 61, 62
			10	1	たかしょう	3
二戸地区広域行政事務組合	二戸市福岡字長峰28-1 二戸地区広域行政事務組合消防本部	ML	5	5	にしょう	101, 102, 105, 201, 202,
			10	1	にしょう	6
			10	1	にしょうきゆうこう	1
	一戸町西法寺関屋157-1 二戸地区広域行政事務組合一戸分署	ML	5	6	にしょう	112, 113, 115, 131~133
			10	2	にしょう	12, 13
			10	1	にしょうきゆうきゆう	5
軽米町大字軽米第3地割78-11 二戸地区広域行政事務組合軽米	ML	5	2	にしょう	123, 124	
九戸村大字伊保内第10地割11-19 二戸地区広域行政事務組合九戸	ML	5	1	にしょう	143	
東日本旅客鉄道株式会社	盛岡市盛岡駅前通1-41 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	ML	1	14	もりてつしんつう	20~29, 71~74
			1	14	もりてつけいたい	1~14
久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策	久慈市夏井町字閉伊口第8地割105-2	ML	1	5	ちかびぼうさい	1~5

資料編 2 災害予防計画

(2)466.775MH z

(平成19年4月1日現在)

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
盛岡市	盛岡市内丸12-2 盛岡市役所	ML	10	2	ぼうさいもりおか	14~15
大船渡市	大船渡市盛町字宇津野沢15 大船渡市役所	FB	10	1	ぼうさいおおふなと	
		ML	10	5	ぼうさいおおふなと	1~5
	大船渡市大船渡町字明神町10-14	ML	10	1	ぼうさいおおふなと ちくほんぶ	1
	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦37-11	ML	10	1	ぼうさいおおふなと たこのうら	1
	大船渡市赤崎町字山口80-38	ML	10	1	ぼうさいおおふなと あかさか	1
	大船渡市末崎町字平林81	ML	10	1	ぼうさいおおふなと まつさきちょう	1
北上市	北上市芳町1-1 北上市役所	PB	10	1	ぼうさいきたかみ	
		ML	10	9	ぼうさいきたかみ	1~4, 10~13, 80
	北上市和賀町横川目11-160 和賀庁舎	ML	5	5	ぼうさいきたかみ	51~55
			10	25	ぼうさいきたかみ	21~24, 31~50, 75
	北上市上江釣子17-201-2 江釣子庁舎	ML	10	2	ぼうさいきたかみ	60, 70
陸前高田市	陸前高田市字館の沖110 陸前高田市役所	FB	10	1	ぼうさいりくぜんた かた	
		ML	10	6	ぼうさいりくぜんた かた	1~6
二戸市	二戸市福岡字川又47 二戸市役所	ML	10	18	ぼうさいいのへ	3~5, 51~65
西根町	西根町大更第35地割62 西根町役場	FB	10	1	ぼうさいにしねち ょうやくば	
		ML	5	17	ぼうさいにしね	201~217
			10	9	ぼうさいにしね	101~109
矢巾町	矢巾町大字南矢幅第13地割123 矢巾町役場	FB	10	1	ぼうさいやはば	
		ML	5	10	ぼうさいやはば	50~59
			10	12	ぼうさいやはば	1~12
石鳥谷町	石鳥谷町八幡4地割161 石鳥谷町役場	FB	5	1	ぼうさいいしどりや	
		ML	5	3	ぼうさいいしどりや	1~3

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
胆沢町	胆沢町南都田字加賀谷270 胆沢町役場	FB	10	1	ぼうさいいさわ	
		ML	5	59	ぼうさいいさわ	1~47, 52~63
			10	7	ぼうさいいさわ	48~51, 64~66
大槌町	大槌町子槌第25地割字金崎	FB	10	1	ぼうさいおおつち	
		ML	1	7	ぼうさいおおつち	101~107
			10	10	ぼうさいおおつち	1~8, 50, 51
浄法寺町	浄法寺町大字浄法寺字下前田37-4 浄法寺町役場	ML	5	5	ぼうさいじょうぼうじ	11~15
			10	2	ぼうさいじょうぼうじ	2, 3
松尾村	松尾村野駄第19地割75 松尾村役場	ML	5	8	ぼうさいまつお	108~115
			10	4	ぼうさいまつお	8~11
玉山村	玉山村大字洪民字泉田77-1 玉山村役場	ML	5	6	ぼうさいたまやま	21~26
			10	6	ぼうさいたまやま	1~6
野田村	野田村大字野田第20地割14 野田村役場	ML	5	3	ぼうさいのだ	1~3
			10	4	ぼうさいのだ	4~7
九戸村	九戸村大字伊保内第10地割11-6 九戸村役場	FB	10	1	ぼうさいくのへ	
		ML	5	5	ぼうさいくのへ	4~8
			10	3	ぼうさいくのへ	1~3

2-4の2-4 非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表

1 県庁舎・盛岡地区合同庁舎

交換機収容	019 回線数		電 話		電 番		電 号		備 考
	12	651-3160~3171							
知事室	1	623-1751							
総務部長室	1	625-7525							
秘書課	1	622-4401							
管財課	1	623-5736							非常通報機
総合防災室	1	651-3925							
総議会事務局	0								
盛岡地方振興局土木部	1	651-4082							

2 地区合同庁舎

庁舎名	回線数	電 話		電 番		電 号		備 考
花巻地区合同庁舎 0198	4	22-4913 総務-207、208	22-2331 保福環-222、 223	22-4931 農林-241、244	22-4973 土木-266、268			転換器により内 線電話機に切替
北上地区合同庁舎 0197	1	63-8378 (FAX) 土木						
奥州地区合同庁舎 0197	5	22-2812 総務-204、208	22-2843 総務-221、223	22-2862 保健所-263、 278	22-2842 農林-294、295	22-2844 土木-314、319		転換器により内 線電話機に切替
奥州地区合同庁舎 0197	3	35-8441 農林-226、227	35-8445 農改-267、268	35-6742 農改-233、238				転換器により内 線電話機に切替
江刺地区合同庁舎 0197	6	23-6676 (FAX) 総務	23-9634 (FAX) 県税	26-3565 (FAX) 保福環	23-0579 (FAX) 保福環	26-1875 (FAX) 農林	26-1425 (FAX) 土木	
一関地区合同庁舎 0191	3	52-4902 保福環-203、 202	52-4931 農林-220、221	52-4971 土木-247、248				転換器により内 線電話機に切替
大船渡地区合同庁舎 0192	3	27-9932 農林-224、225	27-9925 水産-232、233	27-9920 教育-276、277				転換器により内 線電話機に切替
遠野地区合同庁舎 0198	3	62-9663 (FAX) 保健所	62-1577 (FAX) 農林	63-1088 (FAX) 土木				転換器により内 線電話機に切替
釜石地区合同庁舎 0193	6	25-2717 総務-202、306	25-2702 保福環-242、 243	25-2704 農林-222、223	25-2706 水産-227、230	25-2714 土木-270、291	25-2707 漁取-261、 262	転換器により内 線電話機に切替
宮古地区合同庁舎 0193	6	64-2217 総務-202、203	64-2037 総務-210、215	64-2219 保健所-226、 235	64-2039 農政-241、243	64-2054 水産-281、284	64-2055 土木-307、 308	転換器により内 線電話機に切替
岩泉地区合同庁舎 0194	5	22-3117 土木-420	22-4630 土木-212	22-4631 普及サブセン ター-473	22-4632 林務-230	22-4212 土木		転換器により内 線電話機に切替
久慈地区合同庁舎 0194	8	53-1720 (FAX) 経営企画	52-3919 (FAX) 保健所	53-3560 (FAX) 農政	53-2304 (FAX) 林務	61-1164 (FAX) 水産	61-1123 (FAX) 土木	52-8813 (FAX) 教育
二戸地区合同庁舎 0195	5	23-9201 総務-202、203	23-9216 総務-205、208	23-9218 保福環-226、 228	23-9236 農政-250、251	23-9217 土木-300、301		転換器により内 線電話機に切替

資料編 2 災害予防計画

2-5 避難対策計画

2-5-1 市町村における避難所の指定状況

県内各市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

令和5年1月1日現在

市町村名	緊急避難場所について		避難所について		
	①緊急避難場所の指定数	②最終報告日	③避難所の指定数	④災害対策基本法施行令第20条の6第5号で規定する指定基準を満たした施設の指定数	⑤最終報告日
盛岡市	241	R5.1.1	187	47	R5.1.1
宮古市	142	R5.1.1	61	0	R5.1.1
大船渡市	69	R5.1.1	97	0	R5.1.1
花巻市	37	R5.1.1	87	0	R5.1.1
北上市	106	R5.1.1	75	2	R5.1.1
久慈市	163	R5.1.1	121	0	R5.1.1
遠野市	118	R5.1.1	71	0	R5.1.1
一関市	214	R5.1.1	38	0	R5.1.1
陸前高田市	162	R5.1.1	26	8	R5.1.1
釜石市	133	R5.1.1	18	9	R5.1.1
二戸市	75	R5.1.1	45	1	R5.1.1
八幡平市	57	R5.1.1	56	0	R5.1.1
奥州市	214	R5.1.1	212	0	R5.1.1
滝沢市	28	R5.1.1	28	0	R5.1.1
雫石町	32	R5.1.1	23	0	R5.1.1
葛巻町	38	R5.1.1	17	0	R5.1.1
岩手町	26	R5.1.1	26	0	R5.1.1
紫波町	84	R5.1.1	83	3	R5.1.1
矢巾町	31	R5.1.1	53	14	R5.1.1
西和賀町	41	R5.1.1	19	7	R5.1.1
金ヶ崎町	49	R5.1.1	13	0	R5.1.1
平泉町	30	R5.1.1	10	0	R5.1.1
住田町	37	R5.1.1	37	0	R5.1.1
大槌町	50	R5.1.1	17	9	R5.1.1
山田町	69	R5.1.1	37	0	R5.1.1
岩泉町	78	R5.1.1	52	0	R5.1.1
田野畑村	37	R5.1.1	36	3	R5.1.1
普代村	33	R5.1.1	4	2	R5.1.1
軽米町	45	R5.1.1	38	0	R5.1.1
野田村	28	R5.1.1	4	0	R5.1.1
九戸村	37	R5.1.1	10	3	R5.1.1
洋野町	71	R5.1.1	71	0	R5.1.1
一戸町	35	R5.1.1	13	3	R5.1.1
計	2,575		1,672	108	

※災害対策基本法施行令第20条の6第5号

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

資料編 2 災害予防計画

2-7 孤立化対策計画

2-7-1 県内の災害時孤立化想定地域

平成20年10月1日現在（岩手県調べ）

番号	市町村名	地域数	番号	市町村名	地域数
1	盛岡市	38	21	金ヶ崎町	0
2	宮古市	34	22	平泉町	0
3	大船渡市	32	23	藤沢町	0
4	花巻市	27	24	住田町	3
5	北上市	0	25	大槌町	8
6	久慈市	0	26	山田町	8
7	遠野市	46	27	岩泉町	1
8	一関市	20	28	田野畑村	0
9	陸前高田市	6	29	普代村	4
10	釜石市	21	30	川井村	7
11	二戸市	6	31	軽米町	1
12	八幡平市	11	32	野田村	2
13	奥州市	8	33	九戸村	3
14	雫石町	8	34	洋野町	3
15	葛巻町	3	35	一戸町	10
16	岩手町	6	合 計		331
17	滝沢村	0			
18	紫波町	9			
19	矢巾町	0			
20	西和賀町	6			

資料編 2 災害予防計画

2-8-1 県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表

(令和4年1月1日現在)

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器 具	資 材
雫石川	盛岡広域振興局土木部長	盛岡市上厨川15地割字杉原	S44	115	鎌25 スコップ62 ペンチ20 トビチ2 ハンマー4 のこぎり8 ツルハシ9 掛矢8 一輪車23 唐くわ10 シノ9 大ハンマー10 斧4 縄あみ器40 エンジンチェーンソー1	土のう4,000 大型土のう40 耐候性大型土のう60 松丸太4本(5m) 杉丸太40本(4m) トラロープ(50m)3巻 ビニロンロープ(200m)5巻 木杭401 荒縄9巻 オイルマット(不織布タイプ)1100枚 オイルマット(浮遊活性炭タイプ)140枚 オイルフェンス(10m/本,連結タイプ)70m オイルフェンス(2m/本,浮遊活性炭タイプ)32m 油中和剤660 ブルシート13枚 防災シート40枚 土木シート(クロスシート)3枚 竹90本 鋼杭341本 塩ビ管(径12cm)12本 単管パイプ(4m)27本 袋詰めネット(3m×2.3m)50袋
豊沢川	花巻土木センター 所長	花巻市中根子字道地	S47	115	鎌23 スコップ33 唐くわ5 掛矢12 おの3 ハンマー13 のこぎり5 金切のこ3 つるはし3 一輪車22 リヤカー1 片手ハンマー2 シノ1 縄あみ器15 金テコ3 ペンチ1 番線カッター1 水タケ2	土のう14,700 大型土のう100 丸太杭(1.5)200本 丸太杭(1.8)150本 番線100kg 鋼杭(1.8)40本 鋼杭(1.5)50本 鋼杭(1.2)170本 ロープ8巻 トラロープ1巻 ブルシート7枚 オイルフェンス50m オイルフェンス(3m/本,浮遊活性炭タイプ)240m オイルマット204枚 歩板8枚 スイパーTマット4枚 塩ビ管(3.0~4m)18本 鉄板(9mm)7枚 鉄板(12mm)1枚 単管パイプ(2m)66本 単管パイプ(3m)2本 ステンレス管12本 竹(3m)20本 竹(4m)4本 アルミ製ポール(2m)50本
和賀川	北上土木センター 所長	北上市北鬼柳31地割48	S47	115	鎌5 スコップ20 掛矢10 おの5 のこぎり5 ハンマー5 トビチ13 ツルハシ5 唐くわ5 ペンチ5 かすがい9 ナタ5 一輪車2	土のう11,830 鉄線70kg 木杭(1.2~1.5m)107本 松丸太85 荒縄7巻 マニラロープ900m オイルマット480枚 ビニロンシート50 あゆみ板14 オイルフェンス222m 杉丸太4本 スリイ油濾過吸着袋18袋 万国旗型オイルマット80m 鋼杭50本
人首川	県南広域振興局土木部長	奥州市江刺愛宕字金谷16-1	S47	115	鎌6 スコップ28 掛矢2 おの3 唐くわ3 ハンマー1 ツルハシ18 投光器2 一輪車7 トビチ3 コムボート1 ホウ4	土のう袋2,500 松丸太100本 大型土のう袋265 鉄線500kg 歩板100パイプ(1.0m)50本 パイプ(2.0m)100本 ブルシート20枚 トラロープ3巻 荒縄1束 オイルフェンス122m(2m×61) オイルマット80枚 木杭4 油濾過吸着袋36枚 吸着マット270枚
磐井川	一関土木センター 所長	一関市真柴字中田60-1	H24	115	鎌28 スコップ106 掛矢27 手おの6 ペンチ2 唐くわ5 ハンマー12 一輪車34 ナタ4 大ハンマー37 バール3 ツルハシ5 コムボート2 ワイヤカッター4 シノ14 ラチェット大6 フォーク2 のこぎり2	土のう20,000袋 木杭136 縄6巻 ナニ線20kg 杉丸太6(4m) 杉丸太3(5m)本 綿ロープ300m 4巻 トラロープ100m 2巻 オイルマット700枚 大型土のう350袋 オイルフェンス115m スイパーTマット6枚 鋼杭74本 ブルシート145枚

資料編 2 災害予防計画

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器具	資材
千厩川	千厩土木センター 所長	一関市千厩町千厩字東小田 285 の 1	H6	115	鎌 8 スコップ 18 掛矢 7 唐くわ 9 のこぎり 4 ツルハシ 10 ハンマー 3 大ハンマー 4 おの 5 ベンチ 7 トビグチ 5 小トビグチ 2 一輪車 5 救命胴衣 5 金ゴテ 4 バール 3 投光器 2 発電機 1 長尺鎌 4 番線 50kg	土のう 22,000 松丸太 49(4m) 松杭 31(1.2m) 松杭 50(2.0m) 木杭 340(0.6m) 唐竹 11(2.9m) 竹串 120 (1.8m, 60本×2束) 鉄線 50kg ブルーシート 80枚(3.6×5.4) グリーンシート 2枚(5.4×7.2) イエローシート 13枚(2.0×4.0) 黒色シート 3巻 オイルマット 1020枚 吸着マット式オイルフェンス 2本(10m×2) オイルフェンス 100m(10m×10) ロープ 1巻 荒縄 11巻 歩み板 67枚(4m) 鉄筋 50本(Φ16mm) 平鋼 20枚(2m) 塩ビ管 10本(UV100:4m) 大型土のう 210袋 耐候性大型土のう 284袋 袋詰玉石 200袋(1t)
気仙川	大船渡土木センター 所長	陸前高田市横田町字西宿	S46	115	スコップ 17 掛矢 8 ハンマー 2 ベンチ 4 おの 8 のこぎり 6 一輪車 10台 鎌 5 ツルハシ 5 唐鋏 3 ナタ 4 カッター 0 金槌 7 バリ 2 フォーク 10 トビグチ 4	土のう 200 松丸太 38 鉄線 75kg 杉丸太 10 雑木杭 75 オイルマット 500枚 (5箱) オイルマット 124枚 (50×24) オイルフェンス 50m オイルプロッター 400枚 ロープ 1巻 ビニールシート 5枚 歩板 10枚 塩ビパイプ 4本 鉄パイプ 6本 鉄筋 145本 竹 54本 二子縄 6ロット 大型土のう 200袋 ワイヤ 1丸 油処理剤 7缶 たる木 (4m) 33本 ホトルユニット 40袋
猿ヶ石川	遠野土木センター 所長	遠野市遠野町 27 地割	H24	115	スコップ 18 掛矢 3 唐くわ 9 つるはし 19 一輪車 2	土のう 13,240 ジャコフ 53kg 鉄線 20kg 松丸太 3本 ビニールシート 66枚 ロープ 4巻 オイルマット 557枚 荒縄 5巻 木杭(丸)143本 木杭(角)9本 鋼杭 32本 オイルフェンス 146m
鶴住居川	沿岸広域振興局土木部長	釜石市鶴住居日の神	S46	115	スコップ 48 掛矢 7 ハンマー 3 つるはし 14 とうが 12 おの 1 一輪車 4	土のう 6,595 蛇かご 15 鉄線 25kg 5束 木杭 253 角杭 45 ビニールシート 95 ロープ 3巻 オイルフェンス 10m×9+20m×5+2m×10本 オイルマット 1,400枚
閉伊川	宮古土木センター 所長	宮古市小山田 4 地割字中林前 96番 1	S46	115	かま 4 スコップ 24 掛矢 6 ハンマー(大 1, 小 2)3 投光器 1 つるはし 7 とうが 3 とびぐち 6 おの 1 のこぎり 2	土のう 15,000 松丸太 127 ジャコフ 19 鉄線 80kg ビニールシート 5 木杭 96 オイルマット 200枚 ロープ 3巻 オイルフェンス 220m ゴムシート 5
小本川	岩泉土木センター 所長	岩泉町松橋 17 の 1	H3	107	スコップ 49 のこぎり 1	土のう 125 丸太 56 木杭 540 ビニールシート 7 ロープ 2巻 オイルマット 400枚 オイルフェンス 10組 油処理分散洗浄剤 450
久慈川	県北広域振興局土木部長	久慈市川崎町 1-33	S45	115	スコップ 65 ベンチ 2 つるはし 22 ハンマー 5 投光器 2 ノコギリ 1 かま 10 おの 4 掛矢 4 とびぐち 1 竹ざお 27本 ハンマー(大)7 一輪車 6 ナタ 11	木杭 180 ナイロンカーテープ 4巻 松丸太 90 荒縄 9巻 ビニールシート 12 土のう 8,000袋 鉄線 6巻 オイルマット 1100枚 オイルフェンス 104m コンクリートパネル 7枚 油中和剤 30函 大型土のう 70袋

資料編 2 災害予防計画

河川名	管理者	水防倉庫 所在地	建設 年度	床面積 (㎡)	器 具	資 材
馬淵川	二戸土木 センター 所長	二戸市金 田一字八 ツ長 88-1	H9	108	スコップ 7 掛矢 3 のこぎり 1 つるはし 5 かま 11 ハマー (大) 1 鉋 2 胴長 2	土のう 6,400 松丸太 86 本 オイルマット 468 枚 ビニールシート 75 枚 麻袋 60 袋 コンパネ 102 枚 オイルフェンス 48m 松杭 78 トラロープ 3 巻 荒縄 6 巻

2-8-2 水防管理団体の水防備蓄器具、資材数一覧表

(令和4年1月1日現在)

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	器具										資材										水防倉庫概要 床面積 (㎡)			
					ス コ ッ プ	つ る は し	と う が	の こ ぎ り	か ま	掛 矢	と び ぐ ち	リ ヤ カ ー	ナ タ	ク ソ リ ン の パ ー ト 他	杭 木	空 俵	縄	ビ ニ ール シ ート	葦	竹	鉄 線	も っ こ	吹	土 の う		そ の 他	建 築 年 度	
北上川	盛岡市	盛岡市長	三本柳16-43-7	盛岡	34	10	6	5	2	14	5	5	5	5	3	5	3	128		4	28	20	5		140	鉄筋100 オイルマット100	H 4	54.22
北上川	盛岡市	盛岡市長	黒川23-19	盛岡	20	10	5	5	5	9	6	5	5	5	2	102			10	20	18	5		230	鉄筋20 オイルマット100	H 5	33.67	
北上川	盛岡市	盛岡市長	手代森14-19-20	盛岡	20	10	6	5	5	10	5	5	5	5	3	126			10	20		5		240	鉄筋46 オイルマット100	H 25	27.90	
北上川	矢巾町	矢巾町長	南矢巾8-96-1	盛岡	25	3	3	3	3							300				5				5,000	オイルマット100	H 10	300.00	
北上川	紫波町	紫波町長	東長岡字天王126-2	盛岡	50	5	26		8	18	4	8	5	5	5	50			2			1		1,000		消防屯所併設		
北上川	紫波町	紫波町長	二日町字田中前44-6	盛岡	3	2	10				3	10												1,000		消防屯所併設		
北上川	紫波町	紫波町長	北日詰字大日堂20-1	盛岡	4						1					30	100		8	6				1,100	トコハンク15 ハンマー2	消防屯所併設		
北上川	紫波町	紫波町長	大巻字八竜54-1	盛岡	24	5	18	2	3	4	4	12				20			3					1,000		消防屯所併設		
北上川	岩手町	岩手町長	大字五丁目10-44	岩手	10	3	5	1	0	3	2	4	2	2						20				1,600	鉄筋100 救命用衣10 オイルマット200	岩手町役場倉庫		
中津川	盛岡市	盛岡市長	愛宕町6番7	盛岡	69	26	19	23	14	17	15	4	4	7	4	79			20	36		5		100	鉄筋86 オイルマット100	S 49	19.44	
雫石川	滝沢市	滝沢市長	土沢265-5	盛岡	10	20		1						※-10										1,000		消防屯所併設		
葛根田川	雫石町	雫石町長	高前田55-1	盛岡	20	5	5	2	5	10	2			5					3			5		2,600		消防屯所併設		
松川赤川	八幡平市	八幡平市長	野駄19-75	岩手	7	3			5	5	3	2		3										1,000		松尾車庫内		
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	遠野市綾織町下綾織29-56-1	遠野	26	8	5			10	6	6	3			83		4				40		5,200		H 元	22.50	
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	遠野市遠野町41-26	遠野	60		10		3	13	6	16				90		12	36					7,330	鉄製クイ 50	H 4	39.70	
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	宮守町下鱈沢34-8-5	遠野	79	9	50	8	20	39	18	10	3	9		90		45	50			90		6,000	鉄製クイ T-マント 4	H 19	19.90	
豊沢川	花巻市	花巻市長	大谷地160	花巻	82		3				12								0	7		50		9,450 (袋のみ)	箱木土のう 1280 鉄線 10 ステン スチール 鋼柱 10	S 59	46.75	
猿ヶ石川	花巻市	花巻市長	東和町落谷1区184	花巻	30															40				1,628 (袋のみ)		S 57	28.98	
稗貫川	花巻市	花巻市長	石鳥谷町関口	花巻	40	4	10		3					1					5					800 (袋のみ)		S 32	33.00	
稗貫川	花巻市	花巻市長	大迫町大迫3-1-1	花巻	20						3													2,100(袋) 220(砂入り)	ロープ 200m 作成士のう150	H 9	14.90	
北上川	北上市	北上市長	稲瀬町岩脇	北上	150	35	50	18	14	28	30			9		147			30							救命用衣60	H 12	89.40
和賀川	北上市	北上市長	相去町平林3-5	北上	75	5					1								0					6,390 50(大型)	砂8m3 作成士のう1000	H 9	101.60	
北上川	金ヶ崎町	金ヶ崎町長	金ヶ崎町三ヶ尻南荒巻75-6	県南	32	19		0	0	0	6	11							13					809	鉄筋棒 100本	消防屯所併設		
北上川	奥州市	奥州市長	江刺愛宕字馬場先	県南	25	5	5	3	3		4	11		7		17		25				70		2,000	鉄筋棒 258本	H 9	33.00	
北上川	奥州市	奥州市長	水沢羽田字町中袋	県南	95	9	19		10	12	19			5	※-12	58	PP1800	71	20		50					S 25	33.00	
北上川	奥州市	奥州市長	水沢東中通り二丁目	県南	35	5	19		5	26	7	7		5	※-13	158	PP1800		16							S 31	33.00	
北上川	奥州市	奥州市長	水沢姉体町字橋本	県南	0	6	10	4	8	11	5			3	※-14	149		23	20		5					S 26	33.00	
北上川	奥州市	奥州市長	水沢黒石町字二渡	県南	0	15	15	7	12	20	25			7	※-15	185	PP1837	40	20							S 35	33.00	
北上川	一関市	一関市長	川崎町薄衣字如来地100 川崎防災センター	千厩	55	11	10	4	0	23	33			※-2	200	フロン 4,400		14	45		25			400	鉄製板 100 改良月の輪用コネク ト1 BBP-カー 1 T-マント 2 4,400 ワイヤネット 5	H 15	124.50	
胆沢川	奥州市	奥州市長	水沢市佐倉河字八ツ口	県南	44	6	9	5	6	2	11			2	※-16	20	PP1000	58				18				S 27	33.00	

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	器				具				資				材		水防倉庫概要							
					ス	つ	と	お	の	か	掛	と	リ	ナ	ク	杭	空	縄	ビ	庭	竹	鉄	も	土	そ	建
					の	ぎ	り	ま	矢	ち	カ	タ	ソ	の	他	年	積	の	の	の	の	の	の	の	の	の
小本川	岩泉町	岩泉町長	岩泉町松橋17の1	岩泉	34	5	75	6	3	3							2	12				4,800	鋼杭	H 3	107.0	
久慈川	久慈市	久慈市長	田屋町	久慈	190	4		3	3	13							20		60			※-8	S 42	59.00		
久慈川	久慈市	久慈市長	長内町(消防署)	久慈	30			1										105				1,000	※-9	久慈消防署		
馬淵川	葛巻町	葛巻町長	葛巻町葛巻8-5-1	岩手	40	2	6	2	8	3	一輪車 ₃	0	※-11			10	30	30				3,900		H 3	33.05	
馬淵川	一戸町	一戸町長	一戸町役場	二戸	15	2	3	1	5	3	20						0	5				2,000		H 8	57.96	
馬淵川	二戸市	二戸市長	石切所字中曾根50番	二戸	13	5	5	2	5	2							10	10				3,000		市民会館裏側駐車場		
安比川	八幡平市	八幡平市長	吹田70	岩手	10			1	10								0	5				200	スーパースト100	S 57	28.00	
米代川	八幡平市	八幡平市長	丑山口16-1	岩手														0				100		H 10	15.00	
安比川	二戸市	二戸市長	浄法寺町浄法寺	二戸	31		18		3	1	12		カチコ2												消防屯所	
岡本川	二戸市	二戸市長	浄法寺町荒谷	二戸	7						4														消防屯所	
瀬月内川	九戸町	九戸村長	九戸村伊保内第23地割60	二戸	15	3	2	2	3	2	2	2	ハマー ₃ ヘソ ₃			5	10					1,500		S 55	279.25	
雪谷川	軽米町	軽米町長	九戸郡軽米町軽米(軽米町防災センター)	二戸	30			2	2	2		2	ハマー ₃ ヘソ ₄ カチコ ₃								2,000				防災センター	

- ※-1 縄より器22
- ※-2 竹割器5 竹ソギカマ3 縄より器17 むしろ縫針17 大ハンマー18 金槌4 ビニールパイプ19 竹切鋸10
- ※-3 竹割器4 竹ソギカマ5 縄より器30 むしろ縫針17 ペンチ4 大ハンマー19 ビニールパイプ4 竹切鋸6 木槌2 金槌1
- ※-4 竹割器10 竹ソギカマ7 縄より器24 大ハンマー4 竹切鋸2 ビニールパイプ1
- ※-5 竹割器10 縄より器5 大ハンマー6 竹切鋸6 ビニールパイプ1
- ※-6 鋼製杭250 Tマット4 BBワーカー2 ライフジャケット10
- ※-7 ロープ2巻 ビニールパイプ15 ハンマー9
- ※-8 チェンソー1 排水用ポンプ10台 XJ払機4 竹割器3 竹ソギカマ3 空気膨張用ゴムボート 発電機8
- ※-9 小型ポンプ1 組立式FRPボート1
- ※-10 発電機1 投光器1 チェンソー1
- ※-11 照明灯7 チェンソー6 大ハンマー1 鋸鎌3 縄より器10 浸水防水シート3
- ※-12 ペンチ9 ハンマー9 竹ソギカマ2 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣8 木タコ12 帽上灯10
- ※-13 帽上灯10
- ※-14 ペンチ3 ハンマー2 竹ソギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯10
- ※-15 ペンチ7 ハンマー13 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 木タコ3 帽上灯10
- ※-16 ペンチ5 ハンマー3 竹ソギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯8
- ※-17 大ハンマー13 金槌9 むしろ縫い針8 縄より器30
- ※-18 Tマット4 鉄製杭108 パイロン30 救命胴衣10
- ※-19 大ハンマー28 小ハンマー16 木槌1 縄擦器48 縄切鎌45 むしろ縫針42 竹割器9 竹鋸17 竹尖鎌9
- ※-20 竹削ぎ鎌3 竹割器1 竹切鋸1
- ※-21 むしろ縫針11 竹尖鎌3

- 水防管理団体名 一関市
 保管場所: 一関市川崎町薄衣字加妻 舟2
 一関市川崎町薄衣字松形 舟1 船外機1
 一関市川崎町薄衣字南新山 舟1 船外機1
 一関市川崎町薄衣字川崎防炎センター 舟2
 一関市川崎町薄衣字町裏 船外機2
 一関市川崎町門崎字銚子 舟1 船外機1
 一関市川崎町門崎字神平 舟2
 一関市川崎町門崎字岩畑 舟2
 一関市川崎町門崎字官紅 舟1
 一関市川崎町門崎字針山 舟1
- 一関市中里沖田 船外機3
 一関市三関字桜町 舟1 船外機1
 一関市弥栄字運南田 舟1 船外機1
 一関市弥栄字梅ヶ崎 舟1 船外機1
 一関市舞川字小戸 舟1 船外機1
 一関市花泉町老松字日向前 舟1 船外機1
 一関市藤沢町黄海字天沼 舟2 船外機2
 一関市藤沢町黄海字熊館 舟2 船外機1
 一関市藤沢町黄海字町裏 舟3
 一関市藤沢町黄海字下曲田 舟2 船外機1
 一関市藤沢町黄海字小日形 舟1

2-8-3 空中消火基地の資機材等備蓄状況

(令和4年4月1日現在)

配備区分 基地名(場所) 資機材名等	岩手県					計				
	消防学校	大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	花泉地区補給基地	久慈地区補給基地	大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	花泉地区補給基地	久慈地区補給基地	計
設置年度	昭和49	昭和60	昭和61	昭和62	平成元	同左	同左	同左	同左	—
設置主体	岩手県	大船渡地区消防組合	二戸地区広域行政事務組合	一関市	久慈地区広域行政事務組合	同左	同左	同左	同左	—
ヘリコプター離着陸場面積 (㎡)	44,016	4,850	14,911	5,000	4,489	同左	同左	同左	同左	73,266
資機材保管庫面積 (㎡)	鉄骨平屋建									
散	200	198	260	198	202	—	—	—	—	1,058
布	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
装	8	6	6	6	6	—	—	—	—	32
置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
組	4	2	—	1	—	—	—	—	—	7
立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
槽	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
吹流し	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
薬剤混合水槽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
混合機	2	1	—	—	—	—	—	—	—	3
かくはん機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
粉砕機	1	1	1	1	1	—	—	—	—	5
可搬式動力ポンプ	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
ベルトコンベア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
充電機	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
バッテリーボックス	12	5	6	6	6	—	—	—	—	35
ホース	13	—	—	—	—	—	—	—	—	13
薬剤	—	75	75	66	75	—	—	—	—	291
粉	—	32	25	26	25	—	—	—	—	108
剤	461	336	336	327	336	—	—	—	—	1,796
※ MAPI袋=30kg, CMC1袋=20kg, エプアールT1缶=20kg, フォレックスI缶=15kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

(令和4年12月末現在)

機(器)材名 所管区分	背負式 消火水 のう	軽可搬 消防ポン プ	山林防 災スプレ ーヤー	移動用 水槽	布製バ ケツ	チェン ソー	刈払機	スコップ	唐鍬	小型動 力ポン プ	ウオーター チャー ジャー	消防ポ ンプ自 動車	小型動 力ポン プ付水 槽車	林野火 災工作 車	防火水 槽
岩手北部森林管理署	38	0	1	3	24	5	21	35	35	0	0	0	0	0	0
三陸北部森林管理署	67	4	1	11	53	3	10	109	96	0	0	0	0	0	0
三陸北部森林管理署久慈支署	32	2	0	2	27	3	8	53	101	0	0	0	0	0	0
三陸中部森林管理署	50	3	0	6	39	3	4	52	129	0	0	0	0	0	0
盛岡森林管理署	87	2	1	3	80	3	14	30	122	1	0	0	0	0	0
岩手南部森林管理署	103	1	0	3	102	0	0	117	190	0	0	0	0	0	0
岩手南部森林管理署遠野支署	34	1	0	3	25	2	10	68	77	0	0	0	0	0	0
東北森林管理局計	411	13	3	31	350	19	67	464	750	1	0	0	0	0	0
盛岡広域振興局林務部	(324) 324	(3) 3	(3) 3	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
県南広域振興局林務部	(12) 12	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(85) 85	(0) 0	(0) 0	(0) 10	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
花巻農林振興センター	(53) 75	(1) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 14	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
遠野農林振興センター	(160) 160	(1) 1	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
一関農林振興センター	(353) 353	(3) 3	(1) 1	(16) 17	(100) 100	(6) 6	(8) 11	(98) 98	(93) 93	(0) 0	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
沿岸広域振興局農林部	(156) 156	(4) 4	(1) 1	(13) 13	(100) 100	(2) 3	(0) 0	(45) 49	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
宮古農林振興センター林務室	(312) 321	(0) 0	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
岩泉林務出張所	(329) 352	(2) 2	(8) 8	(4) 4	(0) 13	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
大船渡農林振興センター	(218) 228	(2) 2	(0) 0	(8) 8	(0) 0	(27) 27	(52) 52	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
県北広域振興局林務部	(244) 256	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(71) 71	(0) 0	(0) 0	(63) 63	(59) 59	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
二戸農林振興センター林務室	(510) 521	(8) 8	(0) 0	(25) 25	(95) 105	(0) 0	(0) 0	(189) 193	(91) 91	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
森林整備課	(76) 76	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
県計	(2,747) 2,834	(25) 25	(15) 16	(95) 96	(451) 474	(36) 37	(60) 63	(395) 429	(243) 243	(3) 3	(20) 21	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

()内は県所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

(令和4年12月末現在)

機(器)材名 所管区分	背負式 消火水 のう	軽可搬 消防ポン プ	山林防 災スプレ ーヤー	移動用 水槽	布製バ ケツ	チェン ソー	刈払機	スコップ	唐鍬	小型動 力ポン プ	ウオーター チャー ジャー	消防ポ ンプ自 動車	小型動 力ポン プ付水 槽車	林野火 災工作 車	防火水 槽
岩手北部森林管理署	38	0	1	3	24	5	21	35	35	0	0	0	0	0	0
三陸北部森林管理署	67	4	1	11	53	3	10	109	96	0	0	0	0	0	0
三陸北部森林管理署久慈支署	32	2	0	2	27	3	8	53	101	0	0	0	0	0	0
三陸中部森林管理署	50	3	0	6	39	3	4	52	129	0	0	0	0	0	0
盛岡森林管理署	87	2	1	3	80	3	14	30	122	1	0	0	0	0	0
岩手南部森林管理署	103	1	0	3	102	0	0	117	190	0	0	0	0	0	0
岩手南部森林管理署遠野支署	34	1	0	3	25	2	10	68	77	0	0	0	0	0	0
東北森林管理局計	411	13	3	31	350	19	67	464	750	1	0	0	0	0	0
盛岡広域振興局林務部	(324) 324	(3) 3	(3) 3	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
県南広域振興局林務部	(12) 12	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(85) 85	(0) 0	(0) 0	(0) 10	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
花巻農林振興センター	(53) 75	(1) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 14	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
遠野農林振興センター	(160) 160	(1) 1	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
一関農林振興センター	(353) 353	(3) 3	(1) 1	(16) 17	(100) 100	(6) 6	(8) 11	(98) 98	(93) 93	(0) 0	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
沿岸広域振興局農林部	(156) 156	(4) 4	(1) 1	(13) 13	(100) 100	(2) 3	(0) 0	(45) 49	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
宮古農林振興センター林務室	(312) 321	(0) 0	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
岩泉林務出張所	(329) 352	(2) 2	(8) 8	(4) 4	(0) 13	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
大船渡農林振興センター	(218) 228	(2) 2	(0) 0	(8) 8	(0) 0	(27) 27	(52) 52	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
県北広域振興局林務部	(244) 256	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(71) 71	(0) 0	(0) 0	(63) 63	(59) 59	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
二戸農林振興センター林務室	(510) 521	(8) 8	(0) 0	(25) 25	(95) 105	(0) 0	(0) 0	(189) 193	(91) 91	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
森林整備課	(76) 76	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
県計	(2,747) 2,834	(25) 25	(15) 16	(95) 96	(451) 474	(36) 37	(60) 63	(395) 429	(243) 243	(3) 3	(20) 21	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

()内は県所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

(令和4年12月末現在)

機(器)材名 所管区分	背負式 消火水 のう	軽可搬 消防ポン プ	山林防 災スプレ ーヤー	移動用 水槽	布製パ ケツ	チェン ソー	刈払機	スコップ	唐鍬	小型動 力ポン プ	ウオーター チャー ジャー	消防ポ ンプ自 動車	小型動 力ポン プ付水 槽車	林野火 災工作 車	防火水 槽
盛岡市	359	0	0	0	0	76	0	0	0	31	0	45	0	0	0
八幡平市	312	14	0	0	0	10	0	0	0	33	0	28	0	0	24
滝沢市	157	3	5	14	41	19	1	140	0	7	12	14	0	0	23
雫石町	128	0	0	2	0	4	0	52	0	8	4	17	1	0	56
葛巻町	141	0	1	0	0	10	2	16	0	1	1	8	11	0	48
岩手町	120	2	1	1	0	2	0	28	0	0	3	8	0	0	0
紫波町	129	2	0	2	0	7	0	173	42	0	0	14	20	0	187
矢巾町	10	1	0	2	0	2	0	14	6	4	0	14	0	0	0
奥州市	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釜石市	0	0	0	0	0	4	2	5	1	0	0	0	0	0	0
大槌町	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0
花巻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北上市	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0	0	315
西和賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	95
遠野市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平泉町	119	1	0	0	0	1	0	120	0	0	0	2	0	0	127
大船渡市	2	0	0	0	0	2	5	5	2	0	0	0	0	0	0
住田町	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮古市	0	0	0	0	0	6	3	0	37	0	0	0	0	0	0
田野畑村	23	5	0	5	0	8	0	93	11	9	2	6	0	0	0
二戸市	357	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
軽米町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
九戸村	168	10	0	0	0	0	0	0	0	11	15	5	0	0	0
一戸町	32	3	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0
久慈市	207	0	0	0	0	41	0	0	0	2	0	0	0	0	0
野田村	0	0	0	0	0	1	7	5	0	0	0	0	0	0	0
普代村	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0
市町村計	2,675	43	7	26	41	198	21	692	101	108	37	248	32	0	983
盛岡地区広域消防組合消防本部	141	0	4	27	0	31	0	420	116	13	25	0	0	0	0
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	49	1	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	1	0	0
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	62	1	4	8	0	1	0	10	0	0	2	0	0	0	0
花巻市消防本部	22	0	0	9	0	7	6	186	16	5	2	7	2	0	0
花巻市消防団	620	0	0	0	0	0	0	129	0	85	0	42	0	0	0
北上地区消防組合	0	0	0	0	0	11	0	15	0	0	0	10	1	0	0
遠野市消防本部	348	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一関西消防署	20	1	0	0	0	4	3	240	19	25	1	18	1	0	294
一関南消防署	0	1	0	2	0	2	1	98	27	18	0	9	0	0	282
一関南消防署藤沢分署	0	0	0	2	0	1	2	30	0	21	0	4	0	0	158
一関東消防署	0	0	0	2	0	3	0	89	0	11	0	6	0	0	108
一関東消防署室根分署	49	1	0	0	0	1	1	98	57	11	2	4	0	0	179
一関東消防署川崎分署	62	0	0	0	0	2	2	31	0	11	3	5	0	0	147
一関北消防署	0	0	0	0	0	2	0	0	0	29	1	7	0	0	166
一関北消防署東山分署	0	0	0	4	0	2	0	137	0	17	0	3	0	0	75
大船渡消防署	0	0	0	0	0	0	0	68	20	0	0	0	0	0	0
大船渡消防署住田分署	0	0	0	1	0	0	0	8	3	0	0	0	0	0	0
大船渡消防署三陸分署	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0
陸前高田市消防本部	132	0	0	0	0	22	0	0	0	0	11	0	0	0	0
宮古地区広域行政組合消防本部	455	1	9	26	21	68	18	627	375	74	11	67	2	0	96
岩泉消防署、宮古消防署田野畑分署	0	0	1	1	0	4	5	25	0	2	0	3	0	0	0
久慈広域連合消防本部	83	0	0	2	0	11	0	84	0	4	5	11	1	0	1
二戸消防署軽米分署	8	0	0	6	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
二戸消防署浄法寺分署	0	0	0	0	0	0	0	8	4	0	2	0	0	0	0
二戸消防署一戸分署	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部計	2,051	9	18	92	23	177	38	2,318	638	326	70	196	8	0	1,506
合計	7,971	90	44	245	888	431	189	3,903	1,732	438	128	444	40	0	2,489

資料編 2 災害予防計画

2-8-5 放射性物質災害用資機材の備蓄状況

(令和4年4月1日現在)

岩手県における配備状況			
測定対象・機器種別		配置場所	
空間線量率等を測定	モニタリングポスト	盛岡市(1)(環境保健研究センター)、花巻市(1)(花巻地区合同庁舎)、奥州市(1)(奥州地区合同庁舎)、一関市(1)(三反田大気測定局)、大船渡市(1)(大船渡地区合同庁舎)、釜石市(1)(釜石地区合同庁舎)、宮古市(1)(宮古市立宮古小学校)、久慈市(1)(久慈地区合同庁舎)、二戸市(1)(二戸地区合同庁舎)、滝沢市(1)(岩手県立大学)	
	サーベイメータ	NaI(TI)シンチレーション	各広域振興局保健福祉環境部(盛岡(1)・奥州(1)・釜石(1)・久慈(1)・花巻(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・二戸(1)) 県南広域振興局土木部(奥州(1)・一関(1)・千厩(1)) 環境保健研究センター(2)、北上川上流流域下水道事務所(2)、企業局施設総合管理所(1)、企業局県南施設管理所(2)、教育委員会事務局保健体育課(1)、各教育事務所(盛岡(1)・中部(1)・県南(1)・沿岸南部(1)・宮古(1)・県北(1))、工業技術センター(2)
		GM計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)
	積算線量計	消防安全課(5、防災航空センター)、県南広域振興局保健福祉環境部(10)、各広域振興局農政(林)部(15)(盛岡・奥州・釜石・久慈・花巻・遠野・一関・宮古・大船渡・二戸) 県南教育事務所(18)	
放射性物質濃度を測定	ゲルマニウム半導体検出器	環境保健研究センター(2)、工業技術センター(1)	
	NaI(TI)シンチレーションスペクトロメータ	各広域振興局農政部(8)、農業研究センター畜産研究所(2)、林業技術センター(2)、中部農業改良普及センター(1)、県立高等学校(盛岡工業(1)・釜石(1))、県立支援学校(盛岡視覚(1)・盛岡聴覚(1)・盛岡となん(1)・盛岡ひがし(1)・盛岡峰南高等(1)・花巻清風(1)・前沢明峰(1)・久慈拓陽(1)・気仙光陵(1))、岩手県岩畜検査室(4)	
	簡易測定器	農業改良普及センター(中部(2)・盛岡(1)・八幡平(1)・奥州(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・久慈(1)・二戸(1))	

県内市町村・広域連合・一部事務組合における保有状況								
測定対象	機器種別		配備団体数			配備台数		
			市町村	広域連合・一部事務組合	合計	市町村	広域連合・一部事務組合	合計
空間線量率等	サーベイメータ	NaI(TI)シンチレーション	32	10	42	563	28	591
		GM計数管式	5	4	9	11	35	46
	積算線量計	7	6	13	141	124	265	
放射性物質濃度	NaI(TI)シンチレーション	29	3	32	60	3	63	

※ 数値については「岩手県放射線影響対策報告書」より抽出

資料編 2 災害予防計画

2-9 建築物等安全確保計画

2-9-1 防火地域，準防火地域指定状況

(令和3年3月31日現在)

都市名	防火地域		準防火地域	
	面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
盛岡市	25.0	平成9.10.17	1,179.0	平成21.3.19
宮古市			111.2	昭和26.12.22
大船渡市			33.7	平成30.3.30
奥州市			50.0	平成23.3.29
花巻市			75.3	昭和43.12.28
北上市			239.0	昭和45.7.1
久慈市			80.0	平成11.6.18
一関市			163.7	昭和41.8.26
陸前高田市			27.0	平成27.9.9
釜石市			218.0	平成6.3.1

資料編 2 災害予防計画

2-9-2 住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数

(令和元年12月1日現在)

建設年度	建設戸数	内 訳					備考
		盛岡市	花巻市	奥州市	釜石市	八幡平市	
昭和35	戸 18	戸 18	戸	戸	戸	戸	
36	18	18					
37	18	18					
38	62	36	26				
39	60	36	24				
40	42	42					
41	48	48					
42	54	54					
43	48	48					
44	48	48					
45	18	18					
46							
47							
48	68	32		36			
49	56			24	32		
50							
51	30				30		
52	6				6		
53	45				45		
54	51	21			30		
55	10					10	
56	77				62	15	
57	10					10	
58	12					12	
59	2					2	
60							
61							
62	8					8	
63							
平成元							
2							
3							
4							
5							
6	20				20		
7							
8							
9	42	42					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
計	871	479	50	60	225	57	

資料編 2 災害予防計画

2-9-3 都市公園の整備状況及び整備計画

(令和3年3月31日現在)

種 別	計 画		開 設	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
街区公園	339	84.54	1,190	166.87
近隣公園	45	88.45	58	101.94
地区公園	13	95.92	13	83.87
総合公園	21	523.74	25	539.36
運動公園	12	211.55	11	191.80
風致公園	6	235.90	5	85.64
広域公園	3	508.60	3	192.10
墓園	3	89.70	3	61.10
緑地	19	324.13	46	103.47
合 計	461	2,162.53	1,354	1,526.15
1人当り公園面積				15.64m ² /人

- (注) 1 計画とは、都市計画法により計画決定されたものであり、令和3年3月31日現在のものである。
 2 開設とは、都市公園法により開設されたものをいう。
 3 1人当り公園面積とは、都市計画区域内人口(976千人)をベースとしている。

資料編 2 災害予防計画

2-9-4 市街地再開発事業の状況

(令和3年3月31日現在)

事業主体名	実施年度	施工地区名	備考
盛岡市	昭和52～57	盛岡駅前第一地区（第一工区）	国土交通省住宅局所管
盛岡市	昭和52～60	盛岡駅前第一地区（第二工区）	〃
水沢市	昭和55～60	水沢中央地区	〃
北上市	昭和56～60	北上駅前地区	国土交通省都市・地域整備局所管
北上市	平成6～11	北上本通り・新穀町地区	国土交通省住宅局所管

※ 「実施年度」は補助事業実施年度

資料編 2 災害予防計画

2-9-5 がけ地近接等危険住宅移転事業の状況

(令和元年12月1日現在)

事業内容	事業実績														
	昭和54年度	〃55年度	〃56年度	〃57年度	〃58年度	〃59年度	〃60年度	〃61年度	〃62年度	〃63年度	平成元年度	〃2年度	〃3年度	〃4年度	〃5年度
除去戸数	9	14	7	13	17	12	7	6	10	7	5	4	8	8	5
建設戸数	8	13	6	9	13	8	7	4	10	5	3	3	5	5	4
事業内容	事業実績														
	〃6年度	〃7年度	〃8年度	〃9年度	〃10年度	〃11年度	〃12年度	〃13年度	〃14年度	〃15年度	〃16年度	〃17年度	〃18年度	〃19年度	〃20年度
除去戸数	6	6	5	1	10	4	1	1	5	9	7	4	7	2	7
建設戸数	4	4	2	1	2	3	1	1	2	3	1	1	2	0	3
事業内容	事業実績														
	〃21年度	〃22年度	〃23年度	〃24年度	〃25年度	〃26年度	〃27年度	〃28年度	〃29年度	〃30年度					
除去戸数	3	2	4	2	0	0	3	0	1	0					
建設戸数	2	1	1	1	0	0	1	0	1	0					

資料編 2 災害予防計画

2-9-6 土地区画整理事業の状況

令和3年3月31日現在

都市名	完了		施工中	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
盛岡市	30	908.9	3	125.4
釜石市	9	305.5	—	—
宮古市	12	280.3	—	—
北上市	15	450.1	—	—
花巻市	20	434.3	—	—
大船渡市	14	379.0	—	—
一関市	7	249.2	—	—
奥州市	21	310.9	—	—
遠野市	3	51.9	—	—
久慈市	3	142.7	—	—
陸前高田市	5	124.1	2	298.5
二戸市	2	26.4	1	88.4
八幡平市	—	—	1	3.8
平泉町	1	11.3	—	—
大槌町	6	89.8	—	—
紫波町	3	43.9	—	—
矢巾町	9	187.8	—	—
山田町	6	77.4	1	47.1
滝沢市	5	111.6	—	—
野田村	1	12.9	—	—
合計	172	4,198.0	8	563.2

資料編 2 災害予防計画

2-9-7 建築物防災週間防災査察実施状況

(令和元年12月1日現在)

	平成 15年度 上期	〃 15年度 下期	〃 16年度 上期	〃 16年度 下期	〃 17年度 上期	〃 17年度 下期	〃 18年度 上期	〃 18年度 下期
現地査察件数	42	36	38	36	36	40	73	62
改善指導件数	21	24	21	24	18	22	44	32
	平成 19年度 上期	〃 19年度 下期	〃 20年度 上期	〃 20年度 下期	〃 21年度 上期	〃 21年度 下期	〃 22年度 上期	〃 22年度 下期
現地査察件数	67	75	66	78	66	59	64	62
改善指導件数	50	55	44	51	33	41	33	34
	平成 23年度 上期	〃 23年度 下期	〃 24年度 上期	〃 24年度 下期	〃 25年度 上期	〃 25年度 下期	〃 26年度 上期	〃 26年度 下期
現地査察件数	42	45	55	60	55	53	53	58
改善指導件数	30	31	45	35	42	40	46	48
	平成 27年度 上期	〃 27年度 下期	〃 28年度 上期	〃 28年度 下期	〃 29年度 上期	〃 29年度 下期	〃 30年度 上期	〃 30年度 下期
現地査察件数	59	58	47	54	57	54	50	49
改善指導件数	33	42	39	40	32	36	29	38
	令和 元年度 上期							
現地査察件数	55							
改善指導件数	35							

資料編 2 災害予防計画

2-9-8 災害危険区域の指定箇所

(令和元年6月1日現在)

区分	条例制定日	地区名	指定区域	指定の目的
宮古市	平成24年 10月24日施行	浦の沢	重茂第30地割の一部	津波による 災害を未然 に防止し、 住民の生命 財産の安全 を図る。
		追切	重茂第30地割の一部	
		鶏磯	重茂第25地割の一部、第26地割の一部	
		荒巻	重茂第23地割の一部、第24地割の一部、第25地割の一部	
		音部	音部第1地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第9地割の一部、重茂第23地割の一部	
		撰待	田老字水沢の一部、星山の一部、片巻の一部、下撰待の一部、弘川の一部	
		松月	崎山第4地割の一部	
		中ノ浜	崎山第3地割の一部、第6地割の一部	
		宿	崎山第3地割の一部	
		日出島	銚ヶ崎第15地割の一部、第16地割一部	
		大沢	銚ヶ崎第6地割の一部、第8地割の一部、第10地割の一部、第12地割の一部	
		小堀内	赤前第14地割の一部	
		堀内	赤前第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部	
		葉の木	赤前第17地割の一部	
		太田浜	白浜第3地割の一部	
		小鯖沢	白浜第3地割の一部	
		田老	田老字乙部の一部、字野原の一部、字青砂里の一部、字川向の一部、字向山の一部、字西向山の一部、字田中の一部、字小林の一部、字小田代の一部、字荒谷の一部、字館が森の一部、字田の沢の一部	
		法之脇	津軽石第1地割の一部、第2地割の一部	
		赤前	赤前第1地割の一部、第4地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、津軽石第2地割、第7地割の一部、第8地割の一部	
		高浜	高浜2丁目の一部、4丁目の一部	
		金浜	金浜第1地割の一部、第2地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部	
		平浜（大浜）	重茂第29地割の一部	
		立浜	重茂第27地割の一部、第29地割の一部	
		宿浜	重茂第26地割の一部、第27地割の一部	
		重茂里	重茂第3地割の一部、重茂第5地割の一部、第6地割の一部、第7地割の一部	
		与奈沢	重茂第7地割の一部、第9地割の一部	
		姉吉	重茂第9地割の一部、第10地割の一部	
		千鶏	重茂第11地割の一部、第12地割の一部、第14地割の一部、第15地割の一部	
		石浜	重茂第15地割の一部、第16地割の一部、第18地割の一部、第20地割の一部、第21地割の一部	
		川代	重茂第21地割の一部、第22地割の一部	
		水沢漁港	田老字水沢の一部、字水沢南の一部	
		小堀内（田老）	田老字向新田の一部、字青野滝北の一部	
		青野滝	田老字青野滝南の一部、字重津部北の一部、字重津部の一部	
		沼の浜	田老字重津部の一部、字乙部野の一部、字和野の一部、字駿達の一部、字滝の沢の一部	
		小港和野	田老字和野の一部	
		小港漁港	田老字和野の一部	
		越田	田老字和野の一部、字越田の一部	
		榎内漁港	田老字西向山の一部、字榎内の一部	
		女遊戸	崎山第4地割の一部、第6地割の一部	
		大船渡市	平成25年	

資料編 2 災害予防計画

4月1日施行	小石浜	三陸町綾里字小石浜及び字館ヶ森の各一部	災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。			
	砂子浜	三陸町綾里字砂子浜の一部				
	野々前・白浜	三陸町綾里字殿畑、字白浜、字大久保、字大明神及び字野々前の各一部				
	合足	赤崎町字合足の一部				
	小壁	三陸町越喜来字鳥頭の一部				
	崎浜	三陸町越喜来字大平、字仲崎浜、字東崎浜及び字明神道の各一部				
	越喜来泊	三陸町越喜来字泊及び字小泊の各一部				
	小路	三陸町綾里字小路の一部				
	細浦	末崎町字船河原、字石浜、字峯岸、字内田、字細浦、字中野、字神坂、字小細浦及び字山岸の各一部				
	浦浜	三陸町越喜来字小出、字所通、字前田、字肥の田、字沖田、字波板、字杉下、及び字泊の各一部				
	赤土倉	末崎町字赤土倉及び字大浜の各一部				
	碁石	末崎町字大浜、字泊里及び字大豆沢の各一部				
	末崎泊里	末崎町字泊里、字大豆沢、字中森、字西館、字山根及び字小中井の各一部				
	門之浜	末崎町字島崎、字高清水、字大田、字小田、字鶴巻、字門之浜、字小中井及び字西館の各一部				
	根白	三陸町吉浜字向野、字十二役及び字根白の各一部				
	扇洞	三陸町吉浜字扇洞の一部				
	吉浜	三陸町吉浜字沖田、字上野、字中井、字川原、字扇洞及び字横石の各一部				
	甫嶺	三陸町越喜来字甫嶺、字西甫嶺及び字鬼沢の各一部				
	長崎	赤崎町字外口及び字長崎の各一部				
	蛸ノ浦	赤崎町字清水、字蛸ノ浦及び字鳥沢の各一部				
	綾里	三陸町綾里字港、字石浜、字岩崎、字平館、字黒土田、字館、字田浜上及び田浜下の各一部				
	下船渡	大船渡町字永沢、字上平、字下平、字砂子沢、字宮ノ前及び字下船渡の各一部				
	大船渡	大船渡町字砂森、字中港の各全部 大船渡町字地ノ森、字堀川、字役料、字富沢、字赤沢、字新田、字欠ノ下向、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部				
	盛	盛町字砂土場、字東町裏、字内ノ目、字馬場、字二本柁及び字中道下の各全部 盛町字町、字松木渡、字東町、字館下、字みどり町、字津野沢、字御山下、字田中島及び字下館下の各一部				
	赤崎	赤崎町字諏訪前、字中井、字沢田、字石橋前、字佐野、字亀井田、字曲土手、字普金、字跡浜、字塩場、字後ノ入、字生形、字大洞、字山口、字太立、字永浜及び字清水の各一部				
	一関市	平成17年 9月20日施行 (平成19年 1月1日改正) (平成23年 9月26日改正)		舞川	字不動塚及び字小和巻の標高27.9メートル以下の区域 字河賀慶の標高27.1メートル以下の区域 字番台、字駒ヶ峯、字根岸及び字荷掛場の標高26.6メートル以下の区域	出水による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
				弥栄	字川底の標高24.6メートル以下の区域 字小間木の標高24.3メートル以下の区域	
川崎町門崎			字銚子の標高24.6メートル以下の区域			
川崎町薄衣			字町裏、字法道地、字久伝、字須崎、字矢作前、字砂子田、字高館、字六反、字大清水、字玉崎、字御手洗及び字千石の標高18メートル以下の区域 字古館の標高23.5メートル以下の区域 字畑の沢の標高23.4メートル以下の区域			

資料編 2 災害予防計画

			字南新山及び字石船渡の標高23.1メートル以下の区域 字上巻の標高22.9メートル以下の区域 字下巻の標高22.7メートル以下の区域 花泉町日形 字沼田の標高22.5メートル以下の区域 字中神の標高21.9メートル以下の区域 字下清水の標高20.4メートル以下の区域 花泉町老松 字沼野沢及び字小沼の標高19メートル以下の区域 花泉町永井 字川の口の標高19メートル以下の区域 字大森の標高18.5メートル以下の区域 黄海 字本沢の基準高21.8メートル以下の区域 字川口沖の基準高21.0メートル以下の区域 字小日形の基準高20.9メートル以下の区域 字上曲田の基準高19.7メートル以下の区域 字下曲田の基準高19.0メートル以下の区域	
陸前高田市	平成24年 3月26日施行	高田町	高田町曲松126-16、126-17、124-4、113-2、119-5、117-2、120-10、116-9、110-4、110-9、110-10、111-2、111-8、111-10、113-4、113-5、113-7、114-6、114-10、116-11、117-10、117-12、117-13、118-2、118-5、118-13、119-3、119-9、119-16、119-21、119-23、120-4、120-11、120-16、120-17、121-6、124-5、125-14、125-18、126-2、126-4、126-6、126-12、126-15、127-1、127-4、127-6、127-18、128-4、128-7、129-9、129-10、129-11、131-10、132-5、1-2、110-1、110-3、110-6、110-7、110-15、110-18、110-19、111-1、111-6、111-7、111-9、112-5、113-1、113-3、113-8、113-9、113-11、113-16、113-20、113-21、114-1、114-11、115-4、115-8、115-10、116-1、116-5、116-6、116-7、116-8、116-12、116-13、116-15、116-16、116-18、117-1、117-4、117-5、117-9、117-11、118-1、118-6、118-7、118-10、118-11、118-12、118-14、119-1、119-2、119-6、119-7、119-12、119-14、119-18、119-22、120-3、120-7、120-9、121-8、121-10、123-1、123-4、124-2、124-3、124-6、124-8、125-1、125-4、125-7、125-10、125-11、125-11、125-15、125-16、125-17、125-19、125-20、126-9、126-11、127-3、127-5、127-11、127-12、127-15、127-16、128-1、128-5、129-3、129-4、129-5、131-1、131-5、131-13、132-24、119-8、119-11、121-2、125-2、125-8、125-12、110-12、110-17、111-5、115-1、116-4、120-19、125-6、127-9、127-17、129-1、129-2、129-12、110-8、110-11、110-14、110-16、115-3、119-17、125-3、125-9、125-22、126-3、114-2、120-8、120-20、127-2、113-12、115-5、115-6、115-7、119-4、124-7、124-10、110-2、110-21、114-5、119-13、119-15、119-19、119-20、119-24、121-1、121-7、121-9、126-10、128-3、128-6、128-10、131-4、131-8、131-12、131-14、131-16、131-17、132-4、110-20、114-3、114-4、114-7、114-8、114-14、120-1、120-2、124-1、124-9、125-5、129-8、130-1、131-6、131-7、131-11、110-5、110-13、112-2、112-3、113-6、113-10、113-17、113-18、113-19、113-22、114-9、115-9、116-17、118-8、121-3、128-2、128-8、128-9、128-11、128-12、128-13、129-6、129-7、130-2、131-2、131-3、132-6、132-7、114-13、115-2、127-7、127-8、112-7、114-12、120-5、120-6、120-18、127-10、127-13、127-14。	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。

資料編 2 災害予防計画

中宿12-3、12-4、9-1、13-1、13-2、13-7、14-1、18-5、48-2、48-8、48-9、48-11、65-2、6-2、7、8-3、10-2、13-6、13-12、15-2、15-3、15-4、18-18、19-3、23-1、34-1、34-12、37-1、39-2、30-1、60-8、60-17、60-19、62-6、64-1、66-6、74-2、75-2、66-1、66-4、8-1、11-1、11-7、11-8、14-8、16-1、16-2、37-2、37-3、40-1、40-2、40-4、74-1、75-1、74-3、35-3、48-7、18-2、12-1、12-2、13-3、13-11、35-1、43-1、43-5、18-1、18-6、18-13、18-14、18-16、18-20、18-22、35-2、36、38-2、42-1、42-2、45、18-15、1-2、2、52-2、55-6、9-3、10-3、74-4、本宿44-4、45-3、45-4、45-5、45-8、48-3、48-4、94-7、94-10、95-1、95-2、95-3、95-5、95-6、95-7、95-9、46-3、49-1、76-1、76-2、84-1、95-4、94-11、94-6、94-1、86-1、86-5、95-10、45-1、46-1、46-2、47-1、46-9、46-10、94-2、94-8、95-8、87-3、87-5、87-7、88-3、50-3、53-1、75-2、76-5、76-9、77-3、92-1、92-2、92-6、92-22、92-27、93-8、96-4、96-5、96-9、96-10、94-3、94-4、94-5、飯森場2-2、3-1、9、中田39-3、53-6、134-5、53-4、53-8、54-1、56-3、88-2、97、98、134-6、36-3、53-9、53-10、53-3、86-10、54-5、56-8、177、56-6、134-2、53-1、86-8、135-3、135-4、135-7、135-5、135-8、4-5、4-10、86-5、1-3、2-1、2-7、2-10、2-17、2-18、5-1、5-12、5-14、56-4、134-3、下宿34-6、36-1、37-9、34-1、34-5、37-2、27-4、4、7-3、8-4、10-1、11-4、12-1、14-1、14-2、16-1、16-2、21-1、21-3、21-4、21-7、21-8、21-9、21-10、21-11、21-12、21-14、23-1、23-3、24-1、25-2、26-1、27-2、27-3、27-11、37-4、38-2、38-3、39-2、39-4、40-5、67、法量4-5、太田11-2、9-5、9-9、61-3、中長砂58-2、58-3、10-8、10-13、10-14、10-17、10-18、10-20、11-1、11-4、11-25、11-26、11-28、12-7、12-9、16-1、17、18-1、18-4、20-4、21-2、22、22-1、24-2、24-4、25-3、25-4、25-8、25-9、25-

資料編 2 災害予防計画

		<p>10、25-19、25-21、26-1、27-3、28-2、29-1、29-2、29-3、30、31-1、37-1、37-2、38、41、42-2、43-1、43-2、43-3、44-2、60、69-1、69-3、70-1、砂畑1-2、1-3、2-1、2-3、2-4、8-4、9-10、10-4、10-14、11-8、12-14、2-2、2-12、9-6、9-7、9-8、9-9、9-11、9-12、10-15、11-1、11-4、11-5、11-7、11-10、11-14、11-16、11-17、11-19、11-23、12-15、12-20、12-22、12-25、12-26、12-27、12-28、13-1、13-2、13-6、13-21、15-4、68-3、68-4、68-5、69-1、69-4、69-5、69-6、71-2、71-6、71-9、71-14、71-15、71-16、前の森135、152、184-3、184-4、127、128-1、129、136、137-1、138、140、143、144、145-1、145-2、146、147、148、153、154、155、158-1、161、166、166-2、169-2、170、184-1、184-2、301、303、304、305、310、311、313、316、318、319、321、322、323、327、330、333、334、336、337、338、339、341、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、355-2、356、357、364、365、368、375、376、377、379、380、381、386、387、388、512、513、514、515、516-1、516-2、517、518、519、520、521、522、525、馬場前52-1、52-2、46-1、47、47-2、50-1、51-1、51-2、53、54、55、56、57-1、57-2、58、60、61、63-1、63-2、64-1、65-1、65-3、65-5、65-7、134、135-1、135-2、137-1、137-2、138-1、138-2、140-1、140-2、140-3、144、146、147、149、150、151、152、153、154-1、154-2、155、156、158、159、160、163、164、165-1、165-2、166、167-1、167-2、168、169、170-2、170-3、172、174、175、176、178、179、180、181-4、181-5、181-6、183、184-1、184-2、185-1、188-1、189-1、189-2、190、191、杉並1、5-3、5-5、16、22-1、22-3、34-1、34-2、34-3、34-4、39-2、39-3、46、48、63、67-2、68-3、70-1、70-4、75、76、78、88、91-2、102-2、110-1、110-2、111、112-1、112-2、113-1、113-2、124、125-2、126、127-2、129、131、134-1、135-1、135-2、135-3、135-4、136、137、138、140、141、143、144、145、146、147、148、149、152、153-1、153-3、153-5、125、130、134-2、150-3、153-2、153-4、館の沖119、159、160、161、162、163、164、165-1、165-2、166、170、171、172-1、172-2、172-3、172-4、173-1、173-2、174、175、176、183、184-1、185、187、188、188-2、189、115、118、122、123、124、127、129、131、132、133、134、135-1、135-2、136、141、142-1、142-2、145、146、147、148、149、150、152、153-1、154、158、176-2、177、178、179、180-1、182、184-2、中川原6-1、10-2、古川28-10、陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業による仮換地HB10街区1画地、HA03街区101画地、HA01街区1画地、HA02街区1画地、HB01街区2画地、HB02街区2画地、HB03街区1画地、HB04街区1画地、HB05街区1画地、HB06街区2画地、HB07街区2画地、HB09街区2画地、HB11街区101画地、HB11街区102画地、HB12街区1画地、HB13街区1画地、HB14街区1-1画地</p>
気仙町		気仙町中井204-2、200-2、268、265-2、265-

資料編 2 災害予防計画

3、土手影345、138-3、145-1、300、307、
312、316、318、325、336、337、342、356、
357、358、131-1、134、138-4、141-1、141-
2、142-2、148-1、266、303、304、305、315、
320、321、324、326、327、328、329、330、
331、338、339、343、344、346、347、348、
350、353、354、355、367、368、371、372、
373、374、132-1、133-1、135-1、154-1、156-
1、157-1、378、302、363、351、138-1、146-
1、308、311、332、333、340、149-1、150-3、
150-5、267、136-1、151-1、151-2、152-1、
153-1、306、309、310、323、361、362、364、
375、湊106、169-3、6-1、6-2、9、12-1、19-
5、20-1、90-4、90-5、93-4、93-5、93-6、96-
2、105、106、112-1、112-4、112-5、112-6、
112-7、113-1、114-1、115-2、116-2、119-1、
122-1、122-2、122-3、124-4、124-5、124-8、
124-10、124-11、131-15、131-16、131-17、
153-3、156-2、157-3、165-1、168-2、170-2、
176-5、176-6、176-7、176-8、176-9、176-
11、177-1、177-11、177-12、177-13、177-
19、178-20、178-33、178-56、178-57、178-
58、178-59、185-2、185-5、185-10、185-11、
185-18、186-6、186-7、186-10、186-11、186-
12、186-14、186-18、186-21、186-22、186-
23、186-24、186-50、186-56、187-2、7-1、
37-1、87-1、104-1、109、118-1、125-1、176-
3、178-1、178-27、178-38、178-51、178-62、
180-2、180-7、180-8、180-9、185-3、185-4、
185-20、186-8、186-20、121、10-1、13、14、
19-2 19-4 96-1 101 101-2 169-4 171-

資料編 2 災害予防計画

3、171-5、172-2、172-4、173-4、173-14、
176-1、176-14、176-16、176-17、176-18、
176-19、176-20、177-5、178-3、178-7、178-
29、178-31、178-35、178-40、178-49、179-
4、179-5、179-6、180-11、180-12、180-13、
180-14、180-15、180-16、180-17、180-18、
185-6、185-7、185-8、185-17、185-19、186-
3、186-27、186-28、186-30、186-40、186-
46、95、186-37、39-5、39-18、178-22、178-
23、17832、185-9、107、107-1、125-3、173-
11、173-12、173-15、173-17、175-1、176-2、
178-30、178-41、176-4、18、86-1、120、180-
1、186-1、186-36、186-43、186-49、191、
17、20-3、20-4、22-3、39-14、118-2、186-
4、203、8-1、112-16、125-11、177-7、19-6、
19-7、186-9、200-2、112-14、177-15、99-1、
99-3、99-4、173-10、173-16、178-26、178-
36、178-37、178-39、178-60、171-2、180-3、
11、15、38-2、177-3、178-8、木場319、320、
346、101、103、104-1、104-2、105、106、
109-1、307、308、317、318、324、100-1、
112-2、305、306、309、310、313、314、107-
1、107-2、301、110-1、111-3、111-5、315、
316、321、322、326、327、328、329、330、
331、332、333、334、336、337、338、340、
341、342、343、344、345、347、348、349、
350、351、352、355、356、357、358、359、
302、303、97-1、98-1、304、311、312、108-
1、300、中堰713、714、677、678、708、710、
628、667、269、281、282、295-1、296-1、
296-2、297-1、602、623、626、630、652、
653、664、665、711、712、278-2、294、464、
604、619、621、622、624、634、637、646、
647、659、660、662、666、669、670、671、
672、686、687、688、689、690、696、697、
698、709、719、720、682、683、685、716、
631、638、639、640、641、642、675、676、
270、620、701、702、693、694、695、718、
606、607、608、609、610、651、657、658、
699、700、715、274-11、274-12、276-1、
611、612、627、645、654、655、679、680、
681、684、724、625、632、633、635、636、
668、673、674、648、649、650、721、605、
603、要谷136-1、7-3、15、28、31-4、39-2、
2-2、2-3、4、5、8-1、8-2、19-3、20-1、21、
42-8、136-3、137、145、145-2、145-3、168、
10、24-2、26、45-1、45-4、24-4、45-11、46-
13、24-3、139、9、6-2、37-2、24-5、月山65-
1、65-2、63-3、64-2、64-1、62-3、62-6、63-
1、二日市40-1、40-5、40-6、52-2、64-4、64-
7、64-8、64-9、64-13、62、60、60-2、63-1、
63-2、64-1、64-2、64-10、64-11、64-17、64-
21、69-2、70、68、40-4、40-10、45-1、古谷
41-2、42-1、43、50、51-2、113-3、113-4、
113-6、117-3、46、47、42-2、48-2、44-1、
44-2、94-3、159、163-5、118-1、118-2、双六
6-4、39-1、53-21、59、61、63、67-1、29-5、
60、60-1、67-2、57、58-3、64-1、66、69-5、
83、43-2、62、牧田169、174-1、44-4、56-3、
180、183-3、185-2、181-1、167、171、172、
上長部2、10、48、256-7、272-7、53、53-3、
56-2、260-4、63、62-2、62-3、62-6、64-2、
51、55-1、13、13-2、14-2、253-4、64-3、
58、248、257-2、59、福伏13-2、13-3、21、

資料編 2 災害予防計画

		<p>24-10、195、23-4、29、30、34-2、27、18-1、20、13-1、14-2、11-3、14-1、23-6、24-3、24-6、24-8、24-2、奈々切264、265、215、216、220、221、226、247、248、262、263、281、282、283、285、286、288、298、333、338、343、204、205、209、217、232、240、241、242、243、245、272、273、275、289、292、297、328、329、330、335、346、203、211、222、326、218、219、316、323、336、337、212、244、290、291、321、322、344、345、296、268、277、278、279、294、231、252、293、299、300、301、302、315、233-1、233-2、246、287、307、314、214、225、227、228、229、230、234、303、304、305、306、270、271、317、318、339、223、224、235、236、238、239、253、254、255、256、257、258、259、260、261、269、276、280、309、319、320、324、325、334、342、田の浜4-5、神崎7-3、42-1、87-1、1-2、50-8、54-1、133、22-5、荒川76-3、104-3、104-4、107-1、77-4、77-3、104-1、80-2、82-2、82-3、107-3、102、川口1、2-1、2-2、3-6、41-2、32-3、町3、14、139-1、164、172、町裏62-3、91-1、62-1、63-1、63-2、67-1、小淵76-16、76-19、76-20、91-2、的場1-2、2-7、2-12、2-18、3-13、4-7、8-7、9-6、11-3、12-5、14-4、14-17、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業による仮換地114街区1画地、115街区1画地、116街区1画地、116街区2画地</p>
	<p>米崎町</p>	<p>米崎町沼田58-2、216-7、153-1、168-1、6-1、6-3、15、16、51-1、51-5、73-1、73-5、80、83、84、90-1、91-1、91-4、93、97-2、131-5、132-7、145-9、153-6、154-3、154-6、154-7、155-1、156-18、156-20、159-1、159-5、163-3、163-4、163-5、169-1、182、183、187、197、216-5、218-6、250-2、251、8-4、14、18-1、18-4、28-1、29、31-3、32-1、32-2、36、41-2、53-2、55、73-3、73-4、74-2、75-1、76-1、76-3、77-1、77-2、77-5、77-7、77-9、78-2、78-10、79-1、82-1、82-2、82-4、82-6、82-7、87-1、91-2、91-3、100-8、131-2、143-7、145-2、145-23、149-1、151-7、152-1、153-7、153-8、154-5、156-9、156-17、156-19、158-2、174-1、175-4、175-6、176-1、176-2、177-1、178-1、179-1、180-1、181-1、191-1、212、216-2、216-8、216-9、218-2、218-3、218-4、220-2、229-4、247、52、60、3-4、20-9、222-1、153-9、148-4、151-2、151-4、151-8、216-4、218-7、22-1、23-1、23-2、64-3、78-1、154-1、154-2、154-4、175-11、220-1、223-1、224-1、226-1、79-2、100-4、149-4、216-3、218-8、81-3、81-4、81-7、85-6、229-3、脇の沢10、168-20、139-3、168-31、11-5、8-5、9-1、116-1、117-4、119-1、135-2、137-2、138-1、138-2、140-3、140-5、140-7、143-4、146-3、146-13、147-9、164-2、167-2、167-5、168-12、168-21、168-24、1-7、7、116-4、119-2、120-1、121-1、121-3、122-1、122-10、122-11、126-1、127-2、127-4、136-3、136-5、136-16、136-17、139-4、140-9、146-4、146-5、146-8、146-10、166-1、168-1、168-3、168-7</p>

資料編 2 災害予防計画

	<p>168-9、168-16、168-26、168-27、168-30、171、118、168-25、16、2-5、154-6、154-8、165、146-9、168-28、6、173-1、151-3、28-5、137-1、147-2、5-1、5-2、167-3、館8-1、90-3、127-6、5、3-1、2-3、10-3、10-8、12-3、12-4、12-13、12-16、12-17、13-1、104-1、108-4、109-2、122-3、135-2、1-1、1-3、2-1、4、9-3、9-6、9-7、12-8、12-15、90-2、91、126-4、3-2、92、93-1、93-2、125-6、126-1、6、11-3、14-5、89-2、89-3、89-4、90-1、109-1、109-9、13-6、122-8、123-1、123-3、127-2、7-1、7-3、137、10-1、135-1、中島115、36-5、157-2、71-1、39-2、156-2、157-3、堂の前92-8、50、97-1、6-1、6-3、10-3、11-10、25-1、25-14、25-27、25-30、25-33、47-2、65-4、65-5、65-7、65-18、65-19、65-20、65-21、65-22、66、93-1、98-6、98-7、3-1、4-1、16-1、16-16、16-18、19-1、25-3、25-6、59、63、67、69、70-2、71-2、74-2、92-10、94-4、94-5、95、102、106-1、107-1、110-1、110-5、166-2、61-1、11-5、11-6、11-13、12-7、25-5、25-12、47-3、61-6、101-4、30-1、30-3、100、75-4、25-15、25-25、96-1、96-8、98-1、98-2、98-8、25-7、25-17、25-23、101-2、6-2、7-1、7-2、10-5、16-15、57、98-3、167、3-4、37、65-14、65-15、地竹沢276-1、6-3、32-1、34-1、34-3、19-1、33、36-8、36-10、36-12、62、273-1、274-1、275-1、36-9、6-2、31-4、31-5、30-1、川西121-2、11-5、38-5、46-8、111-2、111-4、111-9、116-2、116-3、116-4、117、118-4、9、41-2、42-2、44、51-2、61-3、61-5、61-6、40-4、43-1、102、83-2、67-3、67-4、19-1、68-7、68-8、11-6、11-7、16-2、38-4、38-6、38-9、39-1、40-7、40-8、40-9、83-2、118-5、118-6、118-7、121-4、121-6、松峰104-2、103-5、59-87、104-1、107-1、108-1、109-5、134-5、62-1、62-5、59-86、103-6、中田71-1、71-5、82、255、273、274、80、254-1、254-2、254-4、83、川崎177-1、179、西の沢26-1、26-2、249-3</p>
矢作町	<p>矢作町大嶋部35-2、42-1、129-11、129-15、131-8、54-1、131-13、146、越戸内141-2、176、10-1、13、170-13、170-14、11-1、203、11-3、12、134-5、134-8、136-7、小嶋部96-2、寺前7</p>
広田町	<p>広田町長洞107、11-1、20-2、25-1、25-3、33、80-1、83-1、118-1、195-1、240、52-1、76-2、81、7-1、104、224-3、114-1、197-1、30-1、3-1、5-1、6-1、16-2、113-1、4-4、2-1、24-2、羽根穴26-1、26-3、26-17、80-3、114-1、114-2、200-2、33-1、106-2、172-1、24-5、29-1、29-3、大久保145-5、133-3、140-5、140-10、1-1、154-1、140-4、140-11、146-3、150-3、155-2、139-2、中沢8-2、8-3、33-1、33-3、34-3、39-1、39-6、41-1、49、188-16、52、188-15、188-17、323-1、37-2、188-1、35-3、35-12、36-1、7-1、43-2、43-3、188-3、188-6、188-12、6-7、42-9、277、7-6、9-3、279-1、306-4、6-1、39-4、276-14、泊65-3、107、108、112、113、114、114-1、</p>

資料編 2 災害予防計画

	<p>115、154、155、78-14、79-4、83-1、83-3、94-1、95-2、124、134-1、75-2、78-10、110、138-2、97-2、105-1、77-3、78-4、78-19、109、116-1、116-2、116-3、117、20-3、103-4、136、140、142、78-9、18-1、71、75-1、76-2、78-1、81-4、135、83-2、102-3、103-5、93-1、69、103-2、103-1、小長洞2-1、3-2、33-1、34-2、33-2、33-3、169、170、六ヶ浦23-1、33、34-1、34-2、35-1、35-2、35-3、391、398、399、382-2、1-6、382-3、1-1、1-2、1-3、3-2、2-7、149-1、151-2、152-5、148-1、150-1、108-12、145-1、146-1、403-8、5-1、108-7、108-14、156、165-3、383-5、30-8、袖野120、久保2-1、257、11-1、11-6、14-4、4-4、大陽225-1、224-1、224-3、223-3、後花貝30-1、35-5、190-2、35-1、187-2、164-1、田端5、193-5、191-2、195-4、219、190-9、195-3、198-2、191-4、216、1-1、前花貝17-5、45、107-2、123-7、139-1、160-3、161-1、5-5、28、29-1、155、162-1、206-11、213、159、187-4、1-2、2、2-4、3、4-1、4-6、9-3、54-1、54-3、54-4、169-1、206-10、15-1、49-2、166-3、167-1、167-5、168-1、8-1、157、39、52、156-1、166-2、172-10、172-12、天王前13、14-3、14-7、14-8、14-9、14-10、21-4、23-10、25-3、28-8、28-18、28-23、28-24、28-26、70-7、70-10、70-14、70-15、70-16、70-21、70-24、73、78-1、78-6、79-2、85-13、87-7、87-8、106-1、7-4、28-22、28-25、28-27、28-28、55-1、58-5、70-23、70-27、78-4、78-5、84-12、85-15、30-2、3、28-9、70-4、70-12、70-18、72、28-16、28-15、29-3、75-1、75-2、75-4、76-1、76-2、85-5、85-8、88-1、89-3、89-4、89-6、2-5、28-12、28-17、88-2、23-8、63-4、7-6、21-2、21-5、23-11、29-1、32-3、76-3、90-5、97-4、74-24、85-14、28-6、28-19、7-8、10、御城林43-7、後浜103-2、83、84-3、83-1、92、平畑162</p>
<p>小友町</p>	<p>小友町矢の浦51、24-1、25-1、23、31、両替22、89、93-1、94-9、94-10、18、94-4、94-5、94-6、3-1、7-2、36-1、115、91-1、93-2、19、26-1、94-13、94-17、94-18、94-1、94-20、茶立場5-8、2-4、3-1、3-12、4-1、4-2、5-4、5-6、5-7、5-21、12-6、13-8、13-9、1-1、15-1、谷地前17-4、17-5、43-1、40-2、16-1、17-1、56-2、13-1、40-5、42、53、84-2、91-1、91-6、15-8、51-3、79-3、7-1、16-4、6-1、三日市14、6-8、6-12、6-14、41-3、44-1、44-3、44-5、46-4、46-5、56-10、66-1、69-1、6-5、8-3、10-1、39-10、46-17、56-2、56-4、67-1、68-1、78-5、123、11-1、36-2、64-3、6-2、6-4、6-13、56-7、76-1、76-9、42-1、43-6、37-3、48-2、12、12-1、5-13、6-9、41-6、41-7、45-2、54-2、16、5-11、63-1、8-1、13-1、14-9、18-7、18-11、73、74-1、衣地6-2、7-7、7-8、5-1、7-3、7-4、3-22、3-6、7-2、小ヶ口前23-2、26-2、28、29-1、30-2、26-3、金浜7-2、9-1、9-8、10-1、2-4、5、9-2、6-2、新田前2-7、2-13、冥加沢1-8、1-9、6-6、6-8、6-9、22-1、22-2、25-1、</p>

資料編 2 災害予防計画

			25-3、25-9、25-17、25-23、25-25、26-3、27-2、27-4、39-2、147-2、148-3、148-4、148-6、148-8、148-11、148-14、1-11、1-16、6-3、6-4、6-10、11、25-13、25-15、25-26、26-1、148-9、25-24、19-2、21-4、19-4、20-8、27-9、148-1、1-4、1-2、188、泉田1-2、6-2、8-1、5、6-1、7-1、1、51-1、3、19-17、茂里花1-1、12-3、12-5、32-5、32-13、45-1、46-2、46-3、4、47、58、32-12、45-2、44-2、後谷地17-1、25-4、25-5、15-1、18-1、21-1、浦の前19-2、4-10、4-11、4-12、13-2、唯出3、5-2、9-1、11-1、11-4、20-2、20-3、22-1、24-2、64、68-2、72-4、72-5、72-7、99、6-5、8-1、12、13、17-2、28-1、42-1、42-6、43-1、66、67、78-3、20-4、22-2、22-5、19-1、21-1、73-1、20-1、65-1、76-2、76-3、77-2、79-1、96-1、57、70-2、55、81-1、83-2、85、宮崎13-1、56、26-1、下新田14-20、16-1、16-7、17-1、17-8、17-9、18-5、19-18、1-3、7-4、14-18、19-1、19-7、19-15、19-19、1-6、1-8、小崎下2-20、門前85-2、1-2、46、雲南49-2、29-3、上新田8-7、14-5、9-5、10-5、柳沢前110、塩谷1-1、6-1、浦田1-1、1-2、1-3、2-2、2-6、2-7、18-1、18-2、18-6、小谷地上25、瀬沢76、113-1、113-2、衣地下1-1、1-24、1-25、1-26、金田30-1	
		竹駒町	竹駒町細根沢15-4、37-1、14-4、仲の沢9、1-2、3-8、3-13、15-3、大畑12-3、12-4、12-5、12-6、25-13、25-25、28-2、28-3、11、3-8、25-4、25-10、2-1、2-3、3-1、3-6、3-7、3-9、3-10、3-15、10-1、十日市場3-9、3-10、39-1、243-3、8-12、8-7、8-9、8-13、9-1、9-2、9-9、101-1、102-1、滝の里14-1、1、15-2、4-3、10、118-3、館1-2	
釜石市	平成25年 3月11日施行	室浜 根浜 箱崎白浜 仮宿 桑ノ浜 本郷 花露辺 箱崎 両石 尾崎白浜 荒川 大石 佐須 小白浜 唐丹片岸 平田 嬉石松原地区	片岸町第10地割の一部 鶴住居町第20地割の一部、第21地割の一部、第22地割の一部 箱崎町第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部 箱崎町第4地割の一部 箱崎町第13地割の一部 唐丹町字大曾根の一部、字本郷の一部、字桜峠の一部 唐丹町字花露辺の一部 箱崎町第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部 両石第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部 大字平田第7地割の一部、第8地割の一部 唐丹町字下荒川の一部、字荒川の一部、字上荒川の一部 唐丹町字屋形の一部、字大石の一部、字向の一部 大字平田第9地割の一部 唐丹町字小白浜の一部 唐丹町字片岸の一部、字川目の一部 大字平田第3地割の一部、大字平田第6地割の一部 嬉石町二丁目の一部、松原町三丁目の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。

資料編 2 災害予防計画

		東部地区	港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、只越町一丁目の一部、浜町一丁目の一部、浜町二丁目の一部、東前町の一部、新浜町一丁目の一部、新浜町二丁目の一部、大字釜石第一地割の一部、大渡町一丁目の一部、大町一丁目の一部、大町二丁目、大町三丁目の一部、只越町一丁目の一部、只越町二丁目の一部、只越町三丁目の一部、浜町三丁目の一部	
		平田埋立地区	大字平田第3地割の一部	
大槌町	平成24年 12月17日施行	町方	新町、須賀町、栄町、大町の一部、大槌第20地割、第21地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		小枕・伸松	小槌第28地割の一部	
		安渡	安渡一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、新港町、港町の一部	
		赤浜	赤浜一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、吉里吉里第27地割の一部	
		吉里吉里	吉里吉里一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、吉里々々第30地割の一部、第31地割の一部、第32地割の一部	
		浪板	吉里々々第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部	
		沢山	大槌第22地割の一部、安渡一丁目の一部	
山田町	平成24年 10月5日施行 (平成24年 12月14日改正)	山田	北浜町の一部、中央町の一部、川向町の一部、境田町の一部、飯岡第1地割の一部、山田第1地割の一部、第2地割の一部、第5地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		織笠	織笠第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部、第4地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部	
		船越	船越第3地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部	
		小谷鳥	船越第18地割の一部、第19地割の一部	
野田村	平成24年 9月21日施行	野田	大字野田第9地割23番、24番2の一部、24番12の一部、24番13の一部、25番8、26番10、28番3、29番1、29番3、30番2、30番3、30番4、32番8、32番10、33番2、34番1、34番3、36番1、36番3、36番4、36番5、37番、38番1、38番3、38番4、38番6、38番7、38番11、38番14、38番15、38番16、39番1の一部、39番4、39番5、41番1、42番13、47番1、48番4、49番、50番1、50番2、50番4、50番5、50番6、50番7、51番1、51番8、51番9、51番10、52番2、52番3、53番1、53番5、55番1、56番1、56番2、58番1、60番1、60番2、64番1、65番1、65番3、83番4、83番6、83番9、83番10、83番64、83番66、83番123、83番124、83番125、83番137、84番5、84番6、84番7の一部、85番1、85番3、85番5、101番、105番、106番1、106番2、107番の一部、109番、112番の一部、119番の一部、120番の一部、121番、122番、133番、134番、135番、136番、138番、140番、144番の一部、145番、146番、147番、148番の一部、149番の一部、150番の一部、155番の一部、156番、157番の一部、第10地割8番4、9番、10番1、10番3、10番4、10番12、11番1、11番2、11番5、12番1、12番2、12番6、13番1、14番1、14番3、14番6、14番7、15番1、15番3、16番1、16番2、16番5、18番1、18	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。

番2、18番4、21番1の一部、21番4、21番5、23番1、23番3、23番4、25番1、26番1、28番の一部、29番1、29番3、40番31、40番34、40番55、40番64、40番82、40番84、40番86、40番105、40番109、40番113、40番115、40番117、40番119、40番122、40番127、40番129、40番137、40番152、40番153、40番154、40番155、40番168、40番169、40番170、40番180、40番213、40番215、40番216、40番219、40番224、40番228、40番231、40番250、40番254、40番256、40番258、40番259の一部、40番261、40番263、40番269の一部、40番270、40番271、40番272、40番273、40番274、40番275、40番277、40番278、40番279、40番281、40番283の一部、40番284の一部、40番286、40番287、40番288、40番296、40番297、40番298、40番300、40番301、40番302、40番304、40番305、40番306、40番307、40番319の一部、40番321、40番322、40番323、40番324、40番328の一部、40番332、40番336、40番344、40番345、40番349、43番6、43番8、43番10、43番11、44番1、44番3、44番4、44番6、44番7、44番8、44番12、44番13、44番14、44番15、51番1、51番2、233番、235番、236番1、236番2、236番3、第11地割9番3の一部、9番6の一部、15番3、15番4の一部、15番5、18番15、21番2、21番3の一部、21番4の一部、22番1、22番2、23番1、23番3、23番4、23番5、23番6、23番7、23番8、23番11、23番25、23番35、23番36、23番37、25番1の一部、26番1、26番2、27番1、27番2、28番1、29番4、30番3、30番4、31番1の一部、32番1、33番1、33番3、33番5、34番1、34番6、35番1、35番2、35番6、35番7、36番1、36番4、36番7、36番8、36番9、36番12、37番1、37番2、38番1、38番2、38番5、38番9、38番25、39番2、39番3、39番4、39番6の一部、39番7、39番9、39番10、39番11、39番12、39番14、39番37、39番38、39番43、39番45、39番50、39番51、39番52、47番1、48番1、第12地割61番1の一部、61番8、61番11、61番12、61番36、61番38、61番64、61番74の一部、第16地割23番2の一部、53番1の一部、53番2の一部、64番1の一部、67番1の一部、68番1の一部、68番2の一部、73番1、73番2、75番、76番、79番1、79番2、87番1、88番1、89番、90番、96番1、96番2、100番1、100番5、101番1、103番1、104番、第17地割40番4の一部、40番5の一部、41番1の一部、44番の一部、45番、46番1、46番2の一部、46番3、47番1、47番2、47番4、47番5、47番6、47番8の一部、48番1の一部、53番7、第18地割1番4の一部、1番5の一部、1番9、1番10、1番11の一部、3番2、3番3、4番1、4番3、4番6、5番1、5番2、5番3、5番4、5番5、5番10、5番20、5番21、7番1、8番1、8番4、8番5、8番6、8番7、8番8、8番11、8番13、8番14、8番15、8番16、9番1の一部、9番3の一部、9番6の一部、11番6の一部、12番1の一部、12番2、12番4、12番6、12番7、12番10、12番11、12番12、12番13、12番14、12番15、12番18、12番28、12番35、12番36、12番37、12番40、12番46、12番47、12番48、14番1、14番2、15番1、15番3、15番6、15番7、15番8、16番1、16番3、17番、19番1、19番3、20番1、20番5、21番1、22番1、22番3、23番1、23番2、23番3、23番4、23番6、23番18、23番19、23番20、24番1、25番2、25番4、25番17、26番1、29番3、29

資料編 2 災害予防計画

		<p>番7、29番8、29番9、30番2、31番1、31番4、32番1、32番7、33番1、33番4、34番1、35番1、35番4、35番5、35番8、35番10、35番11、35番12、35番13、35番14、36番1、36番3、36番5、36番7、36番8、36番10、36番12、36番21、36番28、36番29、36番30、36番31、第19地割18番、22番5、25番1の一部、25番2の一部、25番3の一部、27番3の一部、27番4、28番2、28番3、28番4、28番5、28番6、28番7、28番9、28番11、28番12、28番13、32番1、32番3、32番4、32番5、32番6、32番7、32番8、32番9、32番10、33番6、36番1、37番1、38番3、38番6、38番7、38番8、39番1、41番1、41番8、41番9、42番1、42番2、42番3、42番7、第29地割36番2、40番2、40番4、40番5、40番6、42番1、42番2、42番3、55番1、64番2、64番13、66番1、66番3、67番1、67番2、67番3、69番1、137番、第36地割119番2、120番の一部、121番13の一部、121番34、121番35、121番88、122番8、122番13、122番14、122番15、122番18、122番19、122番20、122番21、122番23、122番24、122番25、122番26、122番27、122番28、122番29、122番30、213番、216番、219番、223番、224番、225番、226番</p>
	<p>玉川</p>	<p>大字玉川第3地割25番1、25番2、25番3、25番4、26番1、77番7、77番8、77番14、77番16、77番21、第4地割73番1の一部、73番6、74番1、75番1、76番1、76番2、76番3、77番1、77番2、77番3、77番4、106番</p>

資料編 2 災害予防計画

2-9-10 指定防火対象物の現況（消防法第8条）

（令和4年3月31日現在）

業 態 別		数	
1	イ	劇場，映画館，演芸場，観覧場	106
	ロ	公会堂，集会場	1,354
2	イ	キャバレー，カフェー，ナイトクラブの類	1
	ロ	遊技場，ダンスホール	107
	ハ	風俗営業店舗	0
	ニ	個室型店舗等	20
3	イ	待合，料理店の類	29
	ロ	飲食店	937
4		百貨店，マーケット，その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	2,083
5	イ	旅館，ホテル，宿泊所	805
	ロ	寄宿舎，下宿，共同住宅	12,242
6	イ	(1) 病院等	56
		(2) 診療所等	23
		(3) 小規模病院	118
		(4) 無床診療所	622
	ロ	(1) 有料老人ホーム	748
		(2) 生活保護者施設（救護施設）	1
		(3) 児童施設（乳児院）	2
		(4) 障害児施設	10
		(5) 障害者施設	83
	ハ	(1) 老人デイサービス	347
		(2) 生活保護者施設（更正施設）	4
		(3) 児童施設（保育所）	542
		(4) 障害児施設（デイサービス）	48
		(5) 障害者支援施設	358
	ニ		幼稚園等
7		小学校，中学校，高等学校，高等専門学校，大学，専修学校，各種学校の類	1,778
8		図書館，博物館，美術館の類	174
9	イ	公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場の類	9
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	55
10		車両の停車場，船舶又は航空機の発着場	56
11		神社，寺院，教会の類	687
12	イ	工場，作業場	6,299
	ロ	映画スタジオ，テレビスタジオ	7
13	イ	自動車車庫，駐車場	690
	ロ	航空機格納庫	4
14		倉庫	5,326
15		前各項に該当しない事業場	12,534
16	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物	3,400
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	2,351
16の2		地下街	1
16の3		準地下街	0
17		重要文化財，重要民俗資料，史跡等の建造物	170
18		アーケード	16
合 計			54,356

2-10 交通施設安全確保計画
2-10-1 道路施設の現況

令和2年4月1日現在 (単位: Km)

道路種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	実延長の内訳										道路種別内訳							
						改良・未改良内訳					未改良延長					舗装済延長	舗装率	未舗装道延長	道路延長	橋りょう		トンネル	
						改良済延長		改良率			5.5m未満含む	車道改良率	車道改良率	うち自動車交通不能	舗装済延長					舗装率	未舗装道延長	道路延長	数
						5.5m以上	改良率	5.5m未満含む	改良率	改良率													
一般国道	4	643.7			643.7	643.2	99.9%	643.7	100.0%							643.7	100.0%		536.1	490.0	36.8	90.0	70.9
県道	16	1,316.3	112.5		1,203.8	1,167.9	97.0%	1,178.0	97.9%	25.8						1,192.4	99.0%	11.5	1,128.1	967.0	35.3	93.5	40.4
計	19	1,960.0	112.5		1,847.6	1,811.1	98.0%	1,821.7	98.6%	25.8						1,836.1	99.4%	11.5	1,664.2	1,457.0	72.1	183.5	111.2
主要地方道	50	1,394.6	60.5		1,334.1	1,128.7	84.6%	1,207.8	90.5%	126.2						1,229.7	92.2%	104.4	1,287.7	823.5	27.0	53.0	19.4
一般県道	195	1,771.3	69.9	39.0	1,662.4	1,097.6	66.0%	1,358.1	81.7%	304.3	4.7					1,325.2	79.7%	337.2	1,626.2	936.0	31.0	17.0	5.2
計	245	3,165.9	130.4	39.0	2,996.5	2,226.3	74.3%	2,565.9	85.6%	430.5	18.1					2,554.9	85.3%	441.6	2,913.9	1,759.5	58.0	70.0	24.6
国管理	4	643.7			643.7	643.2	99.9%	643.7	100.0%							643.7	100.0%		536.1	490.0	36.8	90.0	70.9
県管理	255	4,452.6	242.8	39.0	4,170.8	3,366.9	80.7%	3,715.8	89.1%	455.0	18.1					3,719.2	89.2%	451.6	4,012.6	2,712.5	93.2	163.5	65.0
市管理	6	29.6			29.6	27.3	92.4%	28.1	95.1%	1.4						28.1	95.1%	1.4	29.4	14.0	0.2		
計	264	5,125.9	242.8	39.0	4,844.1	4,037.4	83.3%	4,387.7	90.6%	456.4	18.1					4,391.0	90.6%	453.0	4,578.1	3,216.5	130.1	253.5	135.8
一級	1,434	3,773.5	25.3	22.9	3,725.3	2,025.7	54.4%	3,378.0	90.7%	347.2	27.1					3,425.5	92.0%	299.8	3,679.7	1,792.0	40.7	14.0	4.9
二級	1,844	3,397.9	18.1	8.0	3,371.8	806.2	23.9%	2,694.5	79.9%	677.3	73.0					2,781.6	82.5%	590.2	3,346.6	1,548.0	23.2	11.0	2.0
小計	3,278	7,171.4	43.5	30.9	7,097.0	2,831.9	39.9%	6,072.5	85.6%	1,024.5	100.1					6,207.1	87.5%	890.0	7,026.2	3,340.0	64.0	25.0	6.8
その他	51,840	21,700.7	162.5	119.8	21,418.4	2,322.1	10.8%	11,270.1	52.6%	10,148.0	2,356.5					10,662.7	49.8%	10,755.8	21,321.7	6,729.0	88.8	27.0	7.9
計	55,118	28,872.1	206.0	150.7	28,515.4	5,154.0	18.1%	17,342.6	60.8%	11,172.5	2,456.5					16,869.7	59.2%	11,645.7	28,347.9	10,069.0	152.8	52.0	14.8
総計	55,382	33,998.0	448.8	189.7	33,359.5	9,191.4	27.6%	21,730.3	65.1%	11,628.9	2,474.7					21,260.7	63.7%	12,098.8	32,926.0	13,285.5	282.9	305.5	150.6

※ 橋梁及びトンネルにおける数は、他県とまたがるものを0.5箇所として計上している。

※ 路線数・延長等は、岩手の道路現況(令和2年4月1日現在)による。

※ 各々の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計数値と合計欄の数値が一致しない場合がある。

資料編 2 災害予防計画

2-10-2 隧道一覧表

令和4年4月1日現在

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
三陸	国道45号	大船渡市	476.0	5.0	4.5	S36	覆工	コンクリート舗装
赤部	東北横断自動車道	奥州市～花巻市	1,042.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
秋丸	国道283号	気仙郡住田町～遠野市	1,130.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
安あおぞら	(仙人峠道路)	久慈岩泉線	188.0	6.0	4.5	H15	覆工	コンクリート舗装
安家清流	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	235.0	6.0	4.5	H15	覆工	コンクリート舗装
荒川	国道45号	釜石市	1,169.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
案内	(吉浜釜石道路)	久慈市	1,150.0	7.6	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
胆沢	国道281号	奥州市	601.0	6.5	4.7	H14	覆工	コンクリート舗装
石沢	国道397号	奥州市	515.9	6.5	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
今泉	国道45号	陸前高田市	706.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
岩泉	(唐桑高田道路)	下閉伊郡岩泉町	1,986.0	7.0	4.5	H22	覆工	コンクリート舗装
岩泉長内	国道45号	下閉伊郡岩泉町	301.0	7.0	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
岩井第一	(岩泉道路)	宮古市	682.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
岩井第二	国道106号	宮古市	143.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
鵜住居第1	国道45号	釜石市	937.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
鵜住居第2	(釜石山田道路)	釜石市～上閉伊郡大槌町	1,445.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
海上光れ大沢	(釜石山田道路)	山田町	265.0	5.5	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
江繫	重茂半島線	宮古市	162.0	6.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
煙突山	紫波江繫線	宮古市	1,554.0	13.5	4.5	R2	覆工	コンクリート舗装
大牛内	国道106号	宮古市	345.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
大槌第1	(岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	256.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
大槌第2	国道45号	上閉伊郡大槌町	2,043.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
大升沢	(釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	263.0	7.0	4.7	H13	覆工	コンクリート舗装
大宮沢	国道106号	盛岡市	978.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
尾肝要	戸呂町軽米線	九戸郡軽米町	2,736.0	7.0	4.5	H25	覆工	コンクリート舗装
押角	国道45号	下閉伊郡田野畑村	3,094.0	9.0	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
おみおし	国道340号	宮古市～下閉伊郡岩泉町	575.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
重茂	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡田野畑村	771.0	5.5	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
小山田西	重茂半島線	宮古市	1,100.0	13.5	4.5	R2	覆工	コンクリート舗装
女遊部	国道106号	宮古市	149.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
片岸	国道45号	釜石市	465.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
片巢	(釜石山田道路)	釜石市	1,493.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
釜石	国道45号	釜石市	873.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
上川井	(釜石山田道路)	釜石市	559.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
川井第2	国道106号	宮古市	1,782.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
北山(下り線)	国道455号	盛岡市	950.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
北山(上り線)	国道455号	盛岡市	923.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
吉里吉里	国道45号	上閉伊郡大槌町	407.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
栗畑	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	340.0	6.5	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
缺	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	333.0	6.0	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
恋し浜	大船渡綾里三陸線	大船渡市	854.0	5.5	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
恋の峠	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	343.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
甲子	国道 283 号 (仙人峠道路)	釜石市	488.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
子飼沢	国道 397 号	住田町	901.0	6.5	4.7	H26	覆工	コンクリート舗装
小鍬第1	国道 45 号 (釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	309.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
小鍬第2	国道 45 号 (釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	975.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
小成	国道 45 号	下閉伊郡岩泉町	75.0	7.0	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
小股	国道 397 号	気仙郡住田町	191.0	6.5	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
境鼻	国道 106 号	盛岡市	138.0	7.0	4.7	H15	覆工	コンクリート舗装
桜峠	国道 45 号 (吉浜釜石道路)	釜石市	521.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
ささのほら	国道 397 号	気仙郡住田町	214.0	6.5	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
笹目子	国道 4 号	二戸郡一戸町	611.0	7.0	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
定内	国道 283 号 (釜石道路)	釜石市	808.0	7.0	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
下戸鎖1号	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	128.0	6.0	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
下戸鎖2号	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	188.0	6.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
篠倉山	国道 45 号 (吉浜釜石道路)	釜石市	3,023.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
篠ヶ崎	江刺室根線	一関市	85.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
島の沢	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	189.0	8.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
清水	国道 107 号	気仙郡住田町	199.0	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
下川井	国道 281 号	久慈市	510.2	7.0	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
新川目	国道 106 号	盛岡市	757.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
新区界	国道 106 号	宮古市～盛岡市	4,998.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
新鍬台	国道 45 号 (吉浜釜石道路)	大船渡市～ 釜石市	3,330.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
新狭山	一関大東線	一関市	758.0	6.0	4.5	H10	覆工	コンクリート舗装
新三陸	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	2,226.0	7.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
新仙人	国道 283 号 (仙人峠道路)	釜石市～ 気仙郡住田町	4,492.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新鳥ヶ澤	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	839.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
新普代第1	国道 45 号 (普代道路)	下閉伊郡普代村	118.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新普代第2	国道 45 号 (普代道路)	下閉伊郡普代村	347.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新水海	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	445.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
須麻古	遠野東和 自転車道線	遠野市	55.0	3.0	2.5	H14	覆工	アスファルト舗装
杉名畑第1号	国道 107 号	和賀郡西和賀町	279.0	6.5	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
杉名畑第2号	国道 107 号	和賀郡西和賀町	252.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
撰待	国道 45 号	宮古市	288.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
曾利田	国道 106 号	盛岡市	194.0	7.0	4.7	H17	覆工	コンクリート舗装
台	花巻停車場 花巻温泉郷線	花巻市	115.0	6.5	4.5	H8	覆工	アスファルト舗装
高清水	二戸五日市線	二戸市	198.1	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
滝観洞	国道283号 (仙人峠道路)	気仙郡住田町	2,996.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
田鎖	国道106号	宮古市	326.0	10.0	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
館下	国道343号	一関市	311.0	8.0	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
立丸第1	国道340号	遠野市～宮古市	1,839.0	6.0	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
立丸第2	国道340号	宮古市	920.0	6.0	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
千歳	薄衣舞川線	一関市	263.0	6.5	4.5	H14	覆工	アスファルト舗装
津付	国道397号	住田町	224.0	6.5	4.7	H24	覆工	コンクリート舗装
つなぎ	国道340号	宮古市	218.0	6.5	4.7	S57	吹付	コンクリート舗装
手代森	国道106号	盛岡市	2,625.0	10.0	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
通岡	国道45号 (高田道路)	陸前高田市～ 大船渡市	1,230.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
鳥ヶ沢	水海大渡線	釜石市	299.0	3.4	3.8	S2	吹付	アスファルト舗装
中井	国道397号	住田町	423.0	6.5	4.7	H23	覆工	コンクリート舗装
中出	国道283号	釜石市	28.0	5.5	4.5	S34	覆工	アスファルト舗装
鍋倉	国道283号 (遠野道路)	遠野市	181.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
南昌第1	矢巾西安庭線	矢巾町～雫石町	2,005.0	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
南昌第2	矢巾西安庭線	矢巾町	472.0	6.0	4.5	H2	覆工	コンクリート舗装
二郷山	釜石秋田線 (遠野～宮守)	遠野市	311.0	7.0	4.5	H24	覆工	コンクリート舗装
似鳥	二戸五日市線	二戸市	296.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
沼袋	国道281号	久慈市	335.0	7.0	4.5	H16	覆工	コンクリート舗装
根田茂	盛岡大迫東和線	盛岡市	1,466.0	6.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
早坂	国道455号	盛岡市～ 下閉伊郡岩泉町	3,115.0	6.5	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
腹帯清水	国道106号	宮古市	577.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
腹帯水神	国道106号	宮古市	283.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
ひきめ	国道106号	宮古市	1,885.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
ひばさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	166.0	6.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
平津戸	国道106号	宮古市	3,159.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
古田	国道106号	宮古市	2,050.0	10.0	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
古田	盛岡大迫東和線	花巻市	290.0	6.0	4.5	H11	覆工	アスファルト舗装
袈岩	国道106号	宮古市	295.0	5.5	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
鱒滝	国道281号	久慈市	310.0	6.0	4.8	S53	覆工	コンクリート舗装
松草	国道106号	宮古市	534.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
松山	国道106号	宮古市	73.0	13.5	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
水沢	国道106号	盛岡市	411.0	7.0	4.7	H16	覆工	コンクリート舗装
水海	国道45号	釜石市	70.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
湊	国道45号 (久慈道路)	久慈市	563.0	7.0	4.5	H5	覆工	コンクリート舗装
室浜	吉里吉里釜石線	釜石市	195.0	8.5	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
茂市	国道106号	宮古市	1,774.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
焼石西	国道397号	奥州市	280.0	6.5	4.7	H13	覆工	コンクリート舗装
焼石東	国道397号	奥州市	200.0	6.5	4.7	H14	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
八雲	国道45号 (釜石山田道路)	釜石市	635.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
やすがさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	292.0	5.5	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
築川	国道106号	盛岡市	1,576.0	12.0	4.5	R2	覆工	コンクリート舗装
梁川口内	国道107号	奥州市～北上市	1,022.0	6.5	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
遊井名田	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市	592.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
ゆりあげ	国道397号	気仙郡住田町	465.0	6.5	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
吉浜	国道45号 (吉浜道路)	大船渡市	1,644.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
与部沢	国道106号	宮古市	1,039.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
両石	国道45号 (釜石山田道路)	釜石市	1,209.0	7.0	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
安渡	大槌小槌線	上閉伊郡大槌町	140.0	6.5	4.7	S44	覆工	コンクリート舗装
安家隧道	安家玉川線	九戸郡野田村	36.0	3.0	4.0	S31	吹付	アスファルト舗装
宇津野沢	国道45号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	269.0	7.0	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
鰻淵	国道281号	久慈市	76.0	6.5	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
猿沢	国道343号	一関市	494.0	6.5	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
猿沢	宮古岩泉線	下閉伊郡岩泉町	160.0	6.0	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
遠川	久慈岩泉線	久慈市	394.0	6.0	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
横道	国道340号	下閉伊郡岩泉町	287.0	6.5	4.5	H10	覆工	コンクリート舗装
横道隧道	田野畑岩泉線	下閉伊郡岩泉町	95.3	4.0	4.5	S29	覆工	アスファルト舗装
下遠川	久慈岩泉線	久慈市	120.0	6.0	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
下達曾部	国道106号	宮古市	997.0	6.0	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
下平第1	国道106号	宮古市	196.2	6.0	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
下平第2	国道106号	宮古市	635.0	7.0	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
夏本	国道45号	上閉伊郡大槌町	122.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
蟹岡	国道106号	宮古市	158.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
榎	東北横断自動車道 釜石秋田線	花巻市～奥州市	1,952.0	7.0	4.5	H22	覆工	コンクリート舗装
鎌峰	国道343号	一関市	80.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
茅森	国道281号	久慈市	190.0	6.5	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
刈屋	国道340号	宮古市	103.0	6.5	4.5	S63	覆工	コンクリート舗装
間木戸	国道45号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	977.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
館市	国道282号	八幡平市	203.0	6.0	4.7	S51	覆工	アスファルト舗装
岩泉小本	国道45号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,134.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
岩谷	国道455号	下閉伊郡岩泉町	31.8	5.5	4.5	S50	覆工	アスファルト舗装
嬉石	国道45号	釜石市	138.0	6.5	4.5	S50	覆工	コンクリート舗装
宮古第一	国道45号	宮古市	120.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第三	国道45号	宮古市	388.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第四	国道45号	宮古市	554.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第二	国道45号	宮古市	437.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
九蔵坂	国道281号	岩手郡葛巻町	328.0	6.5	4.5	H5	覆工	コンクリート舗装
区界	国道106号	宮古市～ 盛岡市	271.0	6.0	4.7	S50	覆工	コンクリート・ アスファルト舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
熊の木	国道 45 号	釜石市	498.0	7.0	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
栗木	国道 397 号	気仙郡住田町	221.0	6.5	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
鍬台	国道 45 号	大船渡市～釜石市	2,305.0	6.5	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
権現	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	112.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
権現堂	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	665.0	7.0	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
見内川	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	102.2	6.5	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
古歌葉	国道 397 号	奥州市	361.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
古廟坂	国道 45 号	釜石市～上閉伊郡大槌町	660.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第1	戸呂町軽米線	久慈市	60.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第2	戸呂町軽米線	久慈市	93.0	6.0	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第3	戸呂町軽米線	久慈市	461.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第4	戸呂町軽米線	久慈市	147.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第5	戸呂町軽米線	久慈市	128.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
向山第1	国道 107 号	和賀郡西和賀町	405.5	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
向山第2	国道 107 号	和賀郡西和賀町	377.9	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
向落合	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市	991.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
綱取	上米内湯沢線	盛岡市	107.5	5.5	5.0	S54	覆工	コンクリート舗装
高山	国道 343 号	陸前高田市	81.0	6.0	4.7	S59	覆工	コンクリート舗装
黒崎	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	123.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
黒森	国道 343 号	陸前高田市	96.5	7.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
坂下	国道 343 号	陸前高田市	97.0	6.0	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
笹の田	国道 343 号	一関市	400.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
笹崎	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	284.0	7.0	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
三ツ石	国道 106 号	宮古市	410.0	6.0	4.5	S49	覆工	コンクリート舗装
三田貝	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	154.0	6.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
山口	国道 281 号	久慈市	238.0	6.5	4.7	S58	覆工	コンクリート舗装
山根	久慈岩泉線	久慈市	183.0	6.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
山田	国道 45 号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	774.0	7.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
山伏	盛岡横手線	雫石町～和賀郡西和賀町	1,282.0	6.5	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
思淵	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	109.0	6.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
種山	国道 397 号	気仙郡住田町～奥州市	870.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
舟渡	野田長内線	久慈市	129.0	5.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
重津部	国道 45 号 (宮古田老道路)	宮古市	294.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
小繫	国道 4 号	二戸郡一戸町	145.0	6.5	4.5	S38	覆工	コンクリート舗装
小繫歩道	国道 4 号	二戸郡一戸町	202.0	3.0	2.5	H4	覆工	コンクリート舗装
小山田	宮古港線	宮古市	875.0	6.0	4.7	H4	覆工	コンクリート舗装
小倉隧道	一戸山形線	二戸郡一戸町～九戸郡九戸村	288.0	4.0	4.3	S24	吹付	コンクリート舗装
小倉山	花巻大曲線	花巻市～和賀郡西和賀町	1,765.0	6.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
小滝	国道 106 号	宮古市	246.0	6.0	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
小 峠	国道 340 号	宮古市	920.0	6.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
小 峠	国道 396 号	遠野市	995.0	6.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
小 白 浜	国道 45 号	釜石市	324.0	6.5	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
小 本	国道 45 号	下閉伊郡岩泉町	729.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
松 野	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	152.0	6.5	4.5	S58	覆工	コンクリート舗装
上 小 黒 山	国道 343 号	陸前高田市	132.0	7.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
上 達 曾 部	国道 106 号	宮古市	84.0	6.0	4.5	S50	覆工	コンクリート舗装
城 山	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	932.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
城 山	国道 281 号	岩手郡岩手町	305.0	6.5	4.7	S59	覆工	コンクリート舗装
尻 跳	国道 281 号	久慈市	375.2	6.0	4.8	S49	覆工	コンクリート舗装
深 戸	国道 340 号	宮古市	327.0	6.5	4.7	S60	覆工	コンクリート舗装
仁 田 山	大船渡広田線 陸前高田	陸前高田市	313.0	6.0	4.7	H10	覆工	コンクリート舗装
清 水 合 足	大船渡綾里三陸線	大船渡市	400.0	6.0	4.7	S63	覆工	コンクリート舗装
盛	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	221.0	7.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
西 家 第 1	国道 106 号	宮古市	184.5	5.5	4.5	S49	覆工	コンクリート舗装
西 家 第 2	国道 106 号	宮古市	164.0	5.5	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
石 塚	国道 45 号	釜石市	1,351.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
石 峠	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	594.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
石 浜	大船渡綾里三陸線	大船渡市	119.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
赤 羽 根	国道 340 号	気仙郡住田町～ 遠野市	1,998.0	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
赤 金	国道 397 号	奥州市	855.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
撰 待 第 1	国道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,355.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
撰 待 第 2	国道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,772.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
折 瓜	二戸九戸線	二戸市～ 九戸郡九戸村	1,137.0	6.5	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
仙 岩	国道 46 号	岩手郡雫石町	1,243.0	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
仙 人	国道 283 号	釜石市～ 遠野市	2,500.0	5.1	4.5	S34	覆工	コンクリート舗装
川 井	国道 340 号	宮古市	107.0	6.5	4.7	S61	覆工	コンクリート舗装
川 井 第 1	国道 106 号	宮古市	1,764.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
川 尻	国道 107 号	和賀郡西和賀町	110.0	5.5	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
川 代	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	80.0	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
川 内	国道 106 号	宮古市	405.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
川 目	国道 106 号	盛岡市	234.5	6.0	4.7	S47	覆工	コンクリート舗装
船 越	国道 45 号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	1,288.0	7.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
霜 ケ 沢	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	466.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
太 田 名 部	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	81.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
大 芦	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	409.0	5.5	4.5	S52	覆工	アスファルト舗装
大 橋	国道 283 号	釜石市	251.0	5.5	4.5	S35	覆工, 一部素堀	アスファルト舗装
大 荒 沢	国道 107 号	和賀郡西和賀町	300.0	6.0	4.5	S37	覆工	コンクリート舗装
大 森 山	国道 397 号	奥州市	210.8	5.5	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
大沢第一	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	169.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
大沢第二	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	91.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
大峠	国道 106 号	宮古市	458.0	6.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
第2号 (浄土ヶ浜)	野田長内線	久慈市	90.4	3.5	4.5	S30	吹付	アスファルト舗装
第3号	野田長内線	久慈市	15.0	3.3	4.5	S30	吹付	アスファルト舗装
滝	久慈岩泉線	久慈市	378.0	5.5	4.5	S48	覆工	コンクリート舗装
滝ノ上	西山生保内線	岩手郡雫石町	108.4	4.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
中山1号	花巻大曲線	花巻市	169.5	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
中山2号	花巻大曲線	花巻市	700.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
長内	国道 45 号	久慈市	553.0	7.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
鳥谷坂	国道 45 号	釜石市	1,350.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
津軽石	国道 45 号 (山田宮古道路)	宮古市	491.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
天神	国道 45 号	釜石市	205.0	7.0	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
田名部	国道 45 号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	1,985.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
田野畑	国道 45 号	下閉伊郡 田野畑村	130.0	7.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
田老	国道 45 号	宮古市	618.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
島ノ越	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	129.0	5.5	4.5	S47	覆工	アスファルト舗装
湯田	盛岡横手線	和賀郡西和賀町	561.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
当楽	国道 107 号	北上市～ 和賀郡西和賀町	214.0	6.0	4.5	S48	覆工	コンクリート舗装
堂道	国道 340 号	宮古市	135.0	6.5	4.7	S57	吹付	コンクリート舗装
鳶ヶ森	国道 343 号	一関市	481.0	6.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
尼堤	国道 343 号	陸前高田市	244.0	7.0	4.7	H1	覆工	コンクリート舗装
入畑	夏油温泉江釣子線	北上市	250.0	5.5	4.5	S56	覆工	アスファルト舗装
梅木	国道 343 号	陸前高田市	105.0	6.5	4.5	S59	覆工	コンクリート舗装
柏木	国道 106 号	宮古市	376.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
柏里	国道 107 号	気仙郡住田町	330.0	6.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
白山第1	久慈岩泉線	久慈市	154.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白山第2	久慈岩泉線	久慈市	433.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白山第3	久慈岩泉線	久慈市	61.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白石	国道 107 号	大船渡市～ 気仙郡住田町	807.7	6.5	4.5	S42	覆工	コンクリート・ アスファルト舗装
白土	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市～花巻市	1,857.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
箱石	国道 106 号	宮古市	273.0	5.5	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
八ヶ森	大船渡綾里三陸線	大船渡市	260.0	5.5	4.8	S48	覆工	コンクリート舗装
標示合	国道 343 号	一関市	97.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
普代	国道 45 号	下閉伊郡普代村	276.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
普代浜	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	217.0	5.5	4.5	S51	覆工	アスファルト舗装
平井賀	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	393.0	6.0	4.5	S51	覆工	アスファルト舗装
弁天	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	218.5	5.5	4.5	S47	覆工	アスファルト舗装
法師渡	国道 106 号	宮古市	291.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道 幅員	建築 限界高	竣工 年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
豊間根	国道45号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	709.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
豊沢	花巻大曲線	花巻市	246.0	5.4	4.5	S35	覆工	コンクリート舗装
明神前	国道45号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	1,129.0	7.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
門馬	国道106号	宮古市	210.0	6.0	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
雄鹿戸	国道340号	宮古市～ 下閉伊郡岩泉町	580.1	4.5	4.5	S10	覆工, 一部素掘	アスファルト舗装
羅生	国道45号	大船渡市	566.0	6.5	4.5	S40	覆工	コンクリート舗装
鈴久名	国道106号	宮古市	254.0	5.5	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
			m	m	m			

資料編 2 災害予防計画

2-10-3 障害物除去機械一覧表

令和4年12月1日現在

振興局等名 機械名	盛岡	岩手	花巻	北上	県南	一関	千厩	大船渡	遠野	沿岸	宮古	岩泉	県北	二戸	計
除雪トラック	4	1	6	1	1	1	2	2			1		4	2	25
除雪グレーダ	40	11	12	7	8	5	3	10	12	6	6	6	7	12	145
除雪ドーザ	8	7	1	13	2	1	1	2	2	2	4	10	4	4	61
合計	52	19	19	21	11	7	6	14	14	8	11	16	15	18	231

資料編 2 災害予防計画

2-10-4 港湾における耐震強化岸壁整備計画

整備対象港湾一覧

平成27年4月1日現在

番号	港湾名	種別	管理者	所在地	備考
1	久慈港	重要港湾	岩手県	久慈市	
2	宮古港	〃	〃	宮古市	
3	釜石港	〃	〃	釜石市	整備済み
4	大船渡港	〃	〃	大船渡市	

2-10-5 漁港における耐震強化岸壁整備計画

整備対象漁港一覧

令和4年12月31日現在

番号	漁港名	種別	管理者	所在地	備考
1	野田漁港	第2種	岩手県	野田村	
2	太田名部漁港	〃	〃	普代村	整備済み
3	島の越漁港	第4種	〃	田野畑村	整備済み
4	田老漁港	第2種	〃	宮古市	
5	重茂漁港	第2種	〃	〃	整備済み
6	山田漁港	第3種	〃	山田町	
7	大槌漁港	〃	〃	大槌町	整備済み
8	両石漁港	第2種	〃	釜石市	整備済み
9	唐丹漁港	〃	〃	〃	整備済み
10	根白漁港	〃	〃	大船渡市	整備済み
11	越喜来漁港	〃	〃	〃	
12	綾里漁港	〃	〃	〃	整備済み
13	広田漁港	〃	〃	陸前高田市	
14	長部漁港	〃	〃	〃	

資料編 2 災害予防計画

2—10—6 花巻空港消火救難活動に関する協定

花巻空港内の関係行政機関及び事業所等を有する団体（以下「協力団体」という。）は、花巻空港における航空機事故、火災その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「緊急事態」という。）の消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条

この協定は、花巻空港における緊急事態に際し、協力団体が消火救難活動を円滑に実施することを目的とする。

（消火救難隊の設置及び組織）

第 2 条

前条の緊急事態に備えて、花巻空港内の協力団体の職員をもって構成する消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を設置する。

2 組織は、隊長に花巻空港事務所長を、副隊長に国土交通省東京航空局花巻空港出張所長、岩手県空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長、日本通運株式会社盛岡総代理支店長並びに花巻空港事務所次長を充て、各班の編成は、別表 1 のとおりとする。

（隊長等の権限と任務）

第 3 条

隊長は、消火救難隊の指揮命令をとるほか、任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

3 班長は、隊長の命を受け、班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるとともに、その状況を記録整理するものとする。

4 班員は、班長のもとに担当の任務に従事するものとする。

5 各班の主な分担は、別表 2 のとおりとする。

（消火救難隊本部）

第 4 条

緊急事態には消火救難本部を設置し、隊長を本部長として、副隊長を副本部長として機能させ、情報収集、関係機関に対する情報提供等対外的な事項の対応にあたるものとする。

（緊急事態の発見情報の伝達）

第 5 条

緊急事態の第一発見者は、その状況等を直ちに花巻空港事務所に急報しなければならない。

2 緊急事態発生の際の警報は、館内非常放送で伝達するほか、有線、無線により緊急連絡系統図（別表 3）により通報するものとする。

資料編 2 災害予防計画

(班員の出動)

第6条

班員は、前項の警報等があったときは、隊長が別に定める場合を除き、花巻空港事務所側は空港消防隊待機室前に、空港ターミナルビル側は除雪車庫前に集合するものとする。

(班員の表示)

第7条

班員は、消火救難活動に従事するときは、所定の腕章を着用しなければならない。

(基本的事項)

第8条

協力団体の長は、ランプパス所有者の中から、別表1の人数の班員を派遣するものとする。

なお、班長については、隊長が指名する。

- 2 協力団体の長は、消火救難活動の際に、職員の増員派遣並びに活動に要する資器材の提供に協力するものとする。

(岩手県災害対策本部との関係)

第9条

岩手県災害対策本部（以下「県本部」という。）が設置されたときは、現地の消火救難隊本部は、県本部と連携をとり必要な措置を講ずるものとする。

(消火救難器材の整備)

第10条

班長は、緊急事態の発生に備え、その任務遂行に必要な器材等について、定期的に点検するものとする。

(訓練)

第11条

消火救難隊は、隊長が別に定めるところにより、定期的に総合訓練又は部分訓練を実施するものとする。

(準用規定)

第12条

この協定は、花巻空港周辺において発生した緊急事態についても準用するものとする。

(有効期間)

第13条

この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、協力団体いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

資料編 2 災害予防計画

(その他)

第14条

隊長は、この協定を実施するための要領を、別に定めることができるものとし、その他必要な事項又は変更があるときは、その都度協議して実施するものとする。

この協定締結の証として、本協定書12通を作成し、全協力団体が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

協力団体

岩手県花巻空港事務所 所長 加藤 伸 三

国土交通省東京航空局花巻空港出張所 所長 拜 戸 明

岩手県空港ターミナルビル株式会社
代表取締役社長 高 橋 宏 弥

日本通運株式会社盛岡総代理支店 支店長 佐々木 善信

株式会社フジドリームエアラインズ花巻空港支店
支店長 中 尾 仁

株式会社エスエーエスいわて花巻空港事業所 所長 伊 藤 正 隆

東邦航空株式会社花巻事業所 所長 道 山 郁 雄

北日本航空株式会社 代表取締役 山 内 敏 朗

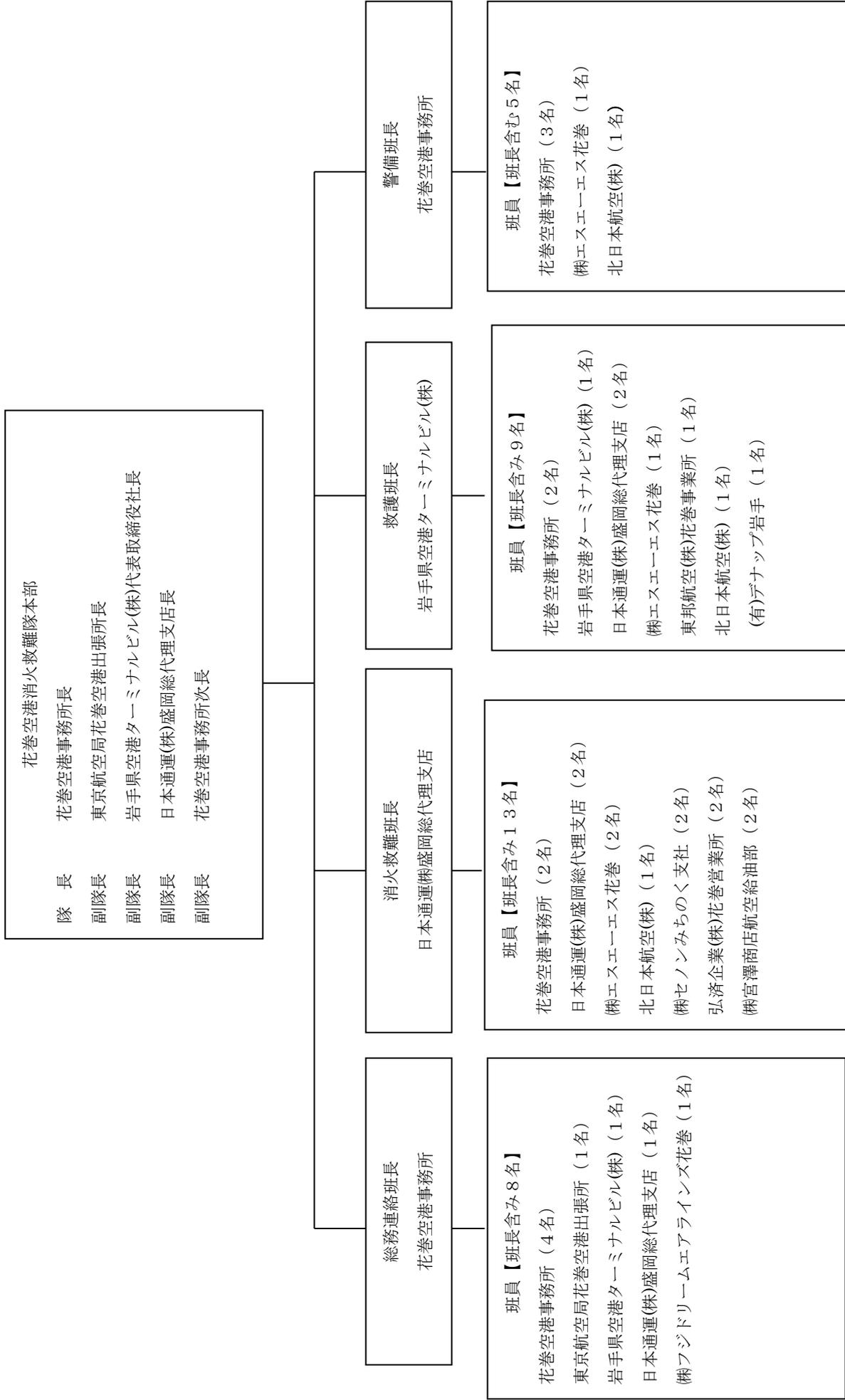
有限会社デナップ岩手 代表取締役 佐 藤 淑 憲

株式会社セノンみちのく支社 支社長 渡 邊 弘

弘済企業株式会社花巻営業所 所長 面 川 定 吉

株式会社宮澤商店航空給油部 所長 千 葉 善 広

別表 1

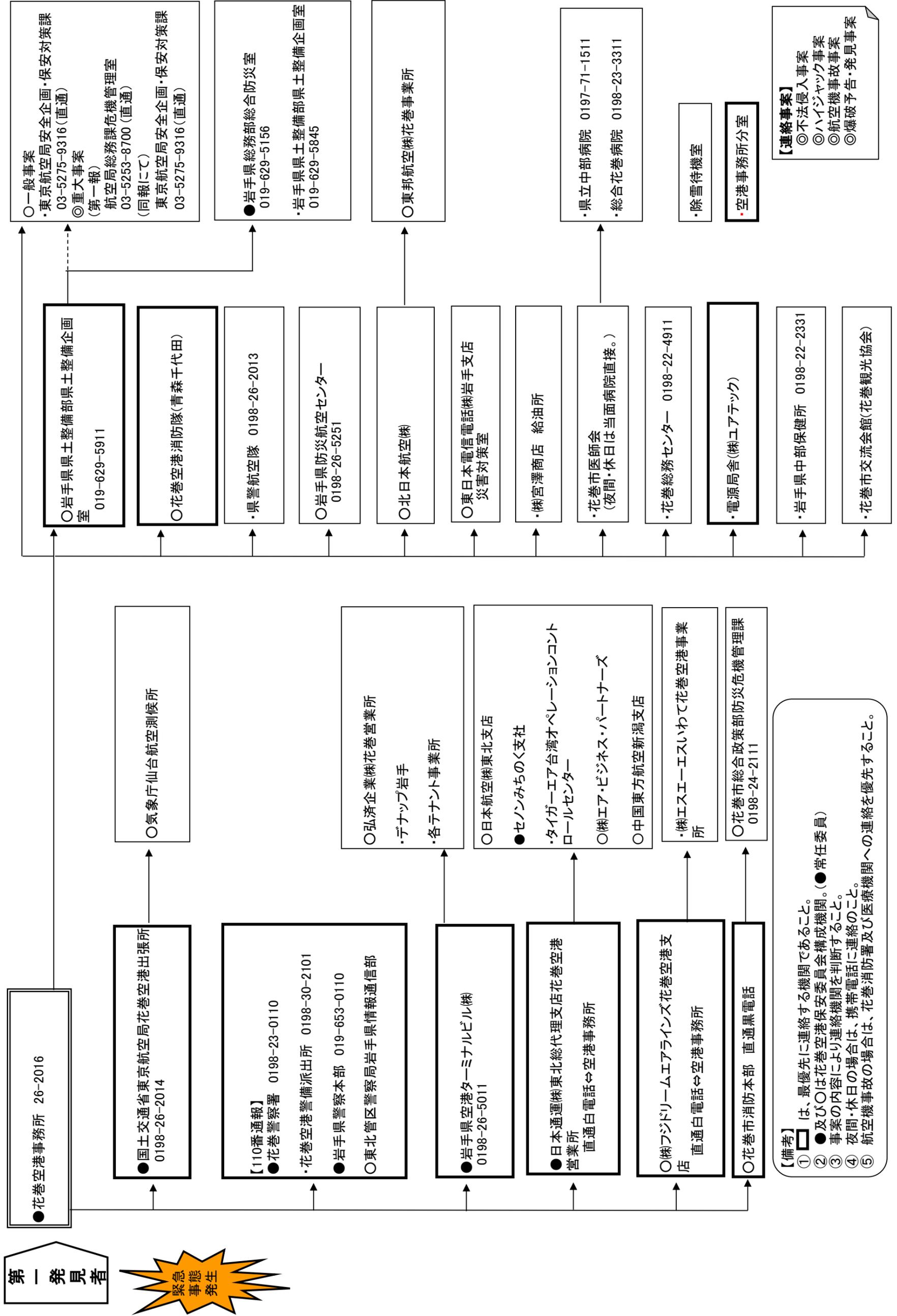


別表 2

花巻空港消防救難隊各班の主な分担内容

班 区 分	業 務 内 容	班 区 分	業 務 内 容
総務連絡班 班 長 花巻空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定伝達の内容を記録整理する。 2 受信、発信の内容を記録整理する。 3 遭難者や同家族の待合室を花巻市交流会館1階観光情報コーナーとする。 4 事故に関する情報を逐一整理し、消防救難隊本部に通報する。 5 空港関係のノータムを発行する。 6 各班と連絡調整を図り混乱の削減を図る。 7 業務遂行必需品の調達を取りまとめ手配する。 8 事故に関する記録（写真撮影を含む。）、資料を調整する。 	救 護 班 班 長 岩手県空港ターミナルビル(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急医療手当の場所（トリアージ地区、エアータレント）を設営する。 2 派遣医師等を応急医療手当の場所に誘導案内する 3 トリアージ区分の人数等を確認し、消防救難隊本部に報告する。
消防救難班 班 長 日本通運(株) 盛岡総代理支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機火災の場合は、空港内の化学消防車が第一義的に消火にあたるが、建物等の火災で初期消火の可能な場合に消火活動にあたる。 2 脱出した乗客の避難誘導、必要に応じ避難用バス等の手配を総務連絡班に依頼する。 (バスの依頼先：花巻観光バス(株)、岩手県交通(株)) 3 救出可能な負傷者を救護班と連絡をとり応急措置の場所に搬出する。 (救急車到着後は消防署員の指示に従う) 	警 備 班 班 長 花巻空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 制限区域内に消防救難関係者（警察、消防、医療機関）が入退場する際のゲート（入場は1番、4番又は8番、退場は1番、3番又は8番）の閉閉にあたる。 2 空港利用者等の避難誘導を図り混乱を防止する。 3 事故現場の保全を図り、関係機関の事故調査に支障を来すことのないよう配慮する。

別表3 花巻空港緊急連絡系統図



【備考】
 ① □ は、最優先に連絡する機関であること。
 ② ●及び○は花巻空港保安委員会構成機関。(●常任委員)
 ③ 事業の内容により連絡機関を判断すること。
 ④ 夜間・休日の場合は、携帯電話に連絡のこと。
 ⑤ 航空機事故の場合は、花巻消防署及び医療機関への連絡を優先すること。

資料編 2 災害予防計画

2-10-7 花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と花巻市（以下「乙」という。）は花巻空港及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、花巻空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは花巻空港におけるその他の火災又はそれら発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第 2 条 花巻空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第 1 次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 花巻空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第 1 次的にこれにあたり、甲が必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第 3 条 花巻空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、花巻空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第 4 条 緊急事態の消火救難活動の指揮は、空港所在地の管轄する乙の消防機関がこれにあたる。ただし、空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、花巻空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（遺体安置所の場所）

第 5 条 航空機事故等に伴う遺体安置場所は、宮野目地区体育館とする。

（調査に対する協力）

第 6 条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第 7 条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第 8 条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練及び部分訓練を定期的実施するものとする。

資料編 2 災害予防計画

(資料の交換等)

第 9 条 甲及び乙は、花巻空港に発着する航空機、花巻空港における諸施設、相互の消火機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

2 甲の所有する空気ボンベ充填について乙は協力するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所
所 長 日 野 利 則

乙 花 巻 市
市 長 大 石 満 雄

資料編 2 災害予防計画

2-10-8 花巻空港医療救護活動に関する協定書

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人花巻市医師会（以下「乙」という。）は、花巻空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護師等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の設定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供等）

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

- 2 毎年度、甲及び乙は、個々の医療器具の整合性を確認し、不具合がある場合は速やかに対処することを検討すること。

（消火救難訓練）

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護師等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対して、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第 7 条 医療救護活動に係る費用については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第 8 条 医師又は看護師等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急

資料編 2 災害予防計画

医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花 卷 空 港 事 務 所
所 長 日 野 利 則

乙 社 団 法 人 花 卷 市 医 師 会
会 長 高 橋 康 文

資料編 2 災害予防計画

2-10-9 花巻空港医療救護活動に関する協定書細目

花巻空港医療救護活動に関する協定書（平成21年4月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行なった場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通じて、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

（費用負担の内訳）

第4条 乙が請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

(1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

(2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（有効期間）

第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所
所長 日野利則

乙 社団法人花巻市医師会
会長 高橋康文

資料編 2 災害予防計画

第1号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社 団 法 人

医 師 会

会 長

印

医 療 救 護 要 員 名 簿

職 種	氏 名	所 属 医 療 機 関	住 所

第2号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社団法人 医師会
会 長 印

医療救護活動実施報告書

出動日数 令和 年 月 日 時～ 月 日 時

要請区分 派遣要請・待機要請

活動場所

活動状況

出動医療救護要員数 医師 名 看護師 名 事務職員 名

資料編 2 災害予防計画

第3号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社 団 法 人

医 師 会

会 長

印

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

品 名	規 格	数 量	薬 価 等	
			単 価	金 額

資料編 2 災害予防計画

第4号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社団法人 医師会

会 長 印

訓練参加者名簿

訓練実施日時 年 月 日 時 分～ 月 日 時 分

訓練内容

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所

資料編 2 災害予防計画

第5号様式

令和 年 月 日

請 求 書

殿

社 団 法 人 医 師 会

会 長 印

請求金額 円

ただし、航空機事故の医療救護活動に対する費用負担として、上記のとおり請求
します。

なお、内訳は別紙のとおりです。

第5号様式 (別紙1)

令和 年 月 日

1 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

社団法人 医師会
会 長 印

職 種	氏 名	所 属 医 療 機 関	金 額	摘 要

(注) 本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

第5号様式 (別紙2)

令和 年 月 日

2 医療救護要員が携行した医療品等を使用した場合の実費

社団法人 医師会
会 長 印

品 名	規 格	数 量	薬 価		摘 要
			単 価	等 価 金 額	

(注) 本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

所属医療機関名

氏 名

資料編 2 災害予防計画

2-10-10 花巻空港消防車両一覧

化学消防自動車	3 台
救難資器材搬送車	1 台
救急医療作業車	1 台

2-10-11 花巻空港除雪車両等一覧

ロータリー除雪車	3 台
除雪トラック (10 t)	5 台
除雪トラック (4 t)	2 台
スノースーパー	4 台
除雪ドーザ	1 台
融雪剤散布車	2 台
摩擦係数測定車	2 台

2-11 ライフライン施設等安全確保計画

2-11-1 下水道施設の現況及び整備計画

(流域下水道)

(令和4年3月末時点)

流域名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業計画				3年度末整備状況					
				処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (km^3 /日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (km^3 /日最大)	ポンプ場 (箇所数)
	計			17,460	512.9	146.7	273.3	12	14,374	505.4	146.5	266.3	12
北上川	都南処理区	S49	S55	8,669	332.8	83.3	195.6	8	7,342	326.3	83.1	195.6	8
上流	花北処理区	S54	S62	5,602	116.4	42.7	48.0	2	4,711	120.3	42.7	48.0	2
	胆江処理区	S61	H4	3,189	63.7	20.7	29.7	2	2,321	58.8	20.7	22.7	2
磐井川	一関処理区	S57	H2	1,689	38.5	8.9	17.3	1	1,338	36.0	8.9	13.4	1

資料編 2 災害予防計画

(公共下水道)

(令和3年度末)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業認可					令和3年度末整備状況				
				処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠(分流汚水) (km)	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠(分流汚水) (km) ※1	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
盛岡市	都南処理区	S49	S54	5,701	263,720	111.5	—	汚4, 雨8	5,028.3	255,549	1,512.5	—	汚4, 雨8
宮古市	計			1,177	30,330	37.0	16.1	5	1,133.2	31,697	247.0	16.1	5
	宮古処理区	S52	S63	1,088	27,300	35.3	15.0	汚2、雨3	1,044.7	30,436	225.3	15.0	汚2、雨3
	田老処理区	H6	H12	89	3,030	1.7	1.1		88.5	1,261	21.7	1.1	
大船渡市	大船渡処理区	H3	H6	913	17,880	24.6	11.5		809.9	14,568	127.6	6.4	
花巻市	計			3,362	63,720	89.4	4.4	2	2,807.7	60,939	584.4	4.4	2
	花北処理区	S54	H2	2,993	56,690	71.7	—	雨1	2,464.2	56,123	505.3	—	雨1
	大迫処理区	H5	H11	175	4,300	8.5	2.5		174.9	2,434	40.7	2.5	
	東和処理区	H5	H12	194	2,730	9.2	1.9	汚1	168.6	2,382	38.4	1.9	汚1
北上市	花北処理区	S54	S61	2,609	59,750	54.2	—		2,246.6	64,202	429.2	—	
久慈市	久慈処理区	S57	H4	684	15,700	18.2	9.4	雨1	557.6	14,600	120.5	5.4	雨1
遠野市	計			572	10,960	14.4	6.5		521.3	11,183	112.3	4.8	
	遠野処理区	H2	H8	515	10,000	12.3	5.6		465.1	10,242	92.4	4.2	
	宮守処理区	H7	H14	57	960	2.1	0.9		56.2	941	19.9	0.6	
一関市	計			2,176	45,330	56.1	7.7		1,857.0	46,182	400.9	7.2	
	一関処理区	S56	H2	1,419	32,030	31.8	—		1,149.5	33,073	237.8	—	
	花泉処理区	H3	H7	161	3,800	4.8	1.7		142.7	3,636	36.9	1.7	
	摺沢処理区	H6	H13	91	1,900	2.2	1.6		91.0	2,016	26.1	1.3	
	大原処理区	H13	H17	66	1,100	2.4	0.6		63.7	1,216	16.7	0.6	
	千蔵処理区	H13	H23	116	2,400	4.0	1.0		95.1	1,803	21.3	1.0	
	東山処理区	H6	H13	268	3,400	9.9	2.2		260.0	3,735	51.8	2.2	
	川崎処理区※2	H11	H13	55	700	1.0	0.6		55.0	703	10.3	0.4	
陸前高田市	高田処理区	H4	H10	517	5,600	12.0	2.0	雨1	516.8	4,754	87.6	2.0	雨1
釜石市	計			1,088	24,900	26.4	14.6	6	550.7	22,356	174.0	14.6	6
	大平処理区	S32	S53	796	20,500	22.0	12.8	汚3, 雨2	522.8	18,602	128.8	12.8	汚3, 雨2
	鶴住居処理区	H26		253	2,800	3.8	1.3	雨1	1.0	2,129	37.8	1.3	雨1
	上平田処理区	S53	S54	39	1,600	0.6	0.5		26.9	1,625	7.4	0.5	
二戸市	計			675	11,930	21.7	4.5	2	567.7	12,573	104.9	4.5	2
	二戸処理区	H6	H12	614	11,130	19.1	4.2	汚2	506.9	11,699	94.3	4.2	汚2
	浄法寺処理区	H19	H22	61	800	2.6	0.3		60.8	874	10.6	0.3	
八幡平市	計			491	9,720	15.8	4.3		416.0	8,088	79.7	3.1	
	西根処理区	H9	H15	438	8,640	14.4	3.6		363.0	7,075	66.3	2.4	
	安代処理区	H14	H18	53	1,080	1.4	0.7		53.0	1,013	13.4	0.7	
奥州市	計			2,465	58,180	53.0	3.0		2,012.0	56,354	438.2	3.0	
	胆江処理区	S61	H4	2,167	53,090	46.6	—		1,762.9	50,185	376.6	—	
	前沢処理区	H5	H10	298	5,090	6.4	3.0		249.1	6,169	61.6	3.0	
滝沢市	都南処理区	S53	S57	830	32,420	25.0	—		769.7	39,892	220.9	—	
雫石町	都南処理区	S54	S63	760	9,180	30.6	—	汚1	664.5	9,177	113.0	—	汚1
岩手町	岩手処理区	H7	H13	332	6,280	11.2	3.0	汚1	237.7	6,068	41.6	2.8	汚1
紫波町	紫波処理区	S53	S61	808	17,980	19.5	7.6	雨1	665.2	20,940	126.5	7.1	雨1
矢巾町	都南処理区	S52	S59	913	22,090	22.7	—		879.3	21,693	171.3	—	
西和賀町	計			196	5,200	18.4	3.9		196.0	3,640	77.3	3.0	
	湯田処理区	H8	H14	98	2,200	5.7	2.5		98.0	1,721	30.5	1.6	
	沢内処理区	H8	H14	98	3,000	12.7	1.4		98.0	1,919	46.8	1.4	
金ヶ崎町	胆江処理区	S62	H5	739	8,170	18.0	—	汚1	557.9	8,644	111.3	—	汚1
平泉町	一関処理区	S58	H7	203	3,290	3.2	—		187.5	2,947	34.0	—	
住田町	世田米処理区	H9	H14	103	2,000	3.3	0.9		96.0	1,752	20.8	0.9	
大槌町	大槌処理区	H4	H11	332	7,300	11.6	4.7	雨3	237.3	5,887	51.2	3.5	雨3
山田町	計			439	6,160	10.8	2.9	1	310.2	7,050	61.5	2.9	1
	船越処理区	H6	H12	171	2,320	5.2	1.3	汚1	170.6	2,602	17.9	1.3	汚1
	山田処理区	H15		268	3,840	5.6	1.6		139.6	4,448	43.6	1.6	
岩泉町	岩泉処理区	H4	H11	109	3,000	2.1	2.2		100.0	2,535	24.9	1.5	
田野畑村	田野畑処理区	H11	H19	32	470	1.4	0.5		32.0	408	6.8	0.5	
軽米町	軽米処理区	H9	H17	109	2,700	2.4	1.0		98.2	2,620	22.5	1.0	
野田村	野田処理区	H7	H13	150	2,921	2.8	1.6		99.5	2,974	28.2	1.2	
九戸村	九戸処理区	H5	H11	88	2,800	6.5	1.2		88.0	2,454	29.4	1.2	
洋野町	計			239	5,710	5.1	2.4	1	212.4	4,860	56.0	2.0	1
	種市処理区	H10	H17	170	3,450	3.9	1.4		143.2	3,066	35.4	1.4	
	大野処理区	H6	H13	69	2,260	1.2	1.0	汚1	69.2	1,794	20.6	0.6	汚1
一戸町	一戸処理区	H7	H14	283	4,100	6.4	1.9		234.3	3,968	44.1	1.6	
県計				29,095	759,491	735.3	117.8	38	24,691	750,554	5,660.1	100.7	38

※1 管渠延長について、事業認可では法で定める主要な管渠のみ計上しているが、整備状況では全ての管渠を計上している。

※2 処理開始のH13はフレックスプラントによるもので、処理場による開始はH19から。

資料編 2 災害予防計画

(都市下水路)

(令和3年度末)

市町村名	都市下水路名	計画決定延長 (m)	集水面積 (ha)	施工済延長 (m)	施工年度	備考
宮古市	磯 鶏	1,190	43	1,190	S51～S57	(指) S51.3.1
	板 屋	910	21	910	S56～S61	(指) S56.9.9
大船渡市	桜 場	2,510	504	1,645	S33～S56	(指) S52.2.25
	新 田	2,280	190	2,281	S33～H4	(指) S52.2.25
	盛 東 部	1,350	45	1,332	S57～S63	(指) S57.6.11
花巻市	籠 堰	681	40	681	S37～S38	(指) S37.7.7
	大 堰 川	800	492	790	S46～S48	(指) S45.8.26
	旧 後 川	1,139	152	1,139	S47～S51	(指) S45.8.26
	滝ノ沢川	1,640	256	604	S52～S54	(指) S51.10.15
	新 川	1,180	51	1,174	S53～S55	(指) S52.10.7
	直 町	1,248	54	1,248	S53～H4	(指) S53.3.13
	好 地	921	38	921	S56～S60	(指) S56.11.30
久慈市	中部8号	925	112	470	S58～S62	(指) S58.1.11
陸前高田市	長 砂	460	63	460	S38～S39	(指) S38.8.3
釜石市	鵜 住 居	0	0	0	H26	土地区画整備により 廃止
奥州市	原 中	2,728	117	2,728	S40～S48	(指) S40.3.31
山田町	境 田	0	0	0	S58～H2	排水路を整備した ため廃止
岩泉町	小 本	274	52	274	S60～S62	(指) S60.12.20
計	18ヶ所	20,236	2,230	17,847		

公共下水道の雨水幹線に転用したものは除く。

資料編 2 災害予防計画

(特定公共下水道)

(令和3年度末)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業認可		令和3年度末整備状況	
				処理面積 (ha)	処理水量 (千m ³ /日)	処理面積 (ha)	処理水量 (千m ³ /日)
北上市	北上工業団地	S46	S59	212	36.5	163.0	27.0

2-12 危険物施設等安全確保計画

2-12-1 化学消火薬剤備蓄状況

(H30.4.1現在)

種別	合計		化学消火薬剤種類別												
	ア～カ	カ～ケ	たん白系		合成界面活性剤 ウ(kl)	水成膜泡消火薬剤 (低発泡) エ(kl)	水溶性液体用泡消火薬剤 (耐アルコール用) オ(kg)	粉末(kg)							
			3%型	ア 6%イ				第1種	第2種	第3種	第4種				
市町村名等															
盛岡地区広域消防組合	6.28		0.28	1.62	0.46	3.84	0.08								
花巻市	1.48				0.84	0.64									
北上地区消防組合	2.50				0.00	1.80	0.70								
奥州金ヶ崎行政事務組合	2.30		0.08		0.80	0.96	0.46								
一関市	4.50				3.80	0.28	0.42								
大船渡地区消防組合	3.06				1.54	1.44	0.08								
陸前高田市	0.78				0.72	0.06									
遠野市	0.10				0.10										
釜石大槌地区行政事務組合	2.62		0.62		1.44		0.56								
宮古地区広域行政組合	2.20				1.60	0.60									
久慈広域連合	3.79		1.51		0.85	1.43									
二戸地区広域行政事務組合	0.90				0.90										
県計	30.51		2.49	1.62	13.05	11.05	2.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

資料編 2 災害予防計画

2-13 水害予防計画

2-13-1 河川改修の状況

(令和4年3月31日現在)

施行区分	改修区分	指定延長	要改修延長	改修延長	進捗率
	国土交通省直轄工事 (北上川(宮城県分含む))	336.5km	468.9km	266.8km	56.9%
	県工事	2,831.4km	1,442.5km	748.3km	51.9%

2-13-2 ダムの現況（国土交通省所管分）

（令和4年4月1日現在）

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元				貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事業主体
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量	有効量				
				m	m	km ³		km ²	km ²	km ³	km ³			億円	
田瀬ダム	北上川	猿ヶ石川	花巻市	81.5	320.0	420.0	重力式 コンクリートダム	740.0	6.0	146,500	101,800	治水1,815m ³ /s 発電27,000kW かんがい9m ³ /s	実調 昭15以前 建設 昭16～19 昭25～29	31.5	国
湯田ダム	"	和賀川	西和賀町	89.5	264.9	379.9	アーチ重力式 コンクリートダム	583.0	6.3	114,160	93,710	治水1,800m ³ /s 発電 (1)37,600kW (2)16,300kW かんがい8m ³ /s	実調 昭28～31 建設 昭32～39	146.5	国
四十四田ダム	"	北上川	盛岡市	50.0	480.0	382.2	重力式 コンクリート アース 複合ダム	1,196.0	3.9	47,100	35,500	治水650m ³ /s 発電15,100kW	実調 昭35～36 建設 昭37～43	66.8	国
御所ダム	"	雫石川	"	52.5	327.0	1,200.0	中央コア型 ロックアップ ・重力式 コンクリート 複合ダム	635.0	6.4	65,000	45,000	治水1,250m ³ /s 発電13,000kW 水道用水 64,800m ³ /日	実調 昭42～43 建設 昭44～56	488.8	国
胆沢ダム	"	胆沢川	奥州市	127.0	723.0	13,500.0	中央コア型 ロックアップ ダム	185.0	4.4	143,000	132,000	治水2,210m ³ /s 発電 (1)14,200kW (2)1,600kW かんがい 27.8m ³ /s 水道用水 46,800m ³ /日	実調 昭58～62 建設 昭63～平25	2,360	国
遠野ダム	"	来内川	遠野市	26.5	181.5	30.6	重力式 コンクリート ダム	29.6	0.12	1,030	920	治水160m ³ /s	昭28～32	2.4	県
滝ダム	久慈川	長内川	久慈市	70.0	187.0	220.0	"	152.6	0.34	7,600	6,000	治水400m ³ /s 発電450kW	実調 昭44～46 建設 昭47～57	145.8	県

資料編 2 災害予防計画

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元				貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事業主体
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量	有効量				
網取ダム	北上川	中津川	盛岡市	59.0	247.0	201.0	重力式 コンクリート ダム	83.0	0.79	15,000	13,300	治水610m ³ /s 管理用発電 200kW 水道用水 32,000m ³ /日	実調 昭47~48 建設 昭49~57	158.3	県
入畑ダム	"	夏油川	北上市	80.0	233.0	293.2	"	38.0	0.63	15,400	13,900	治水360m ³ /s 発電2,100kW 水道用水 38,000m ³ /日 工業用水 17,000m ³ /日 かんがい 35,000m ³ /日	実調 昭49~51 建設 昭52~平2	194.0	県
日向ダム	甲子川	小川川	釜石市	56.5	290.0	241.2	"	22.0	0.29	5,700	5,000	治水310m ³ /s 管理用発電50kW	実調 昭56~57 建設 昭58~平9	267.9	県
早池峰 ダム	北上川	稗貫川	花巻市	73.5	333.0	333.0	"	75.1	0.86	17,250	15,750	治水280m ³ /s 発電1,400kW 水道用水 1,000m ³ /日 工業用水 21,600m ³ /日	実調 昭57~61 建設 昭62~平12	368	県
綾里川 ダム	綾里川	綾里川	大船渡 市	43.0	154.0	70.2	"	1.6	0.03	486	445	治水13m ³ /s 水道用水 500m ³ /日	実調 昭61~平2 建設 平3~12	85	県
鷹生 ダム	盛川	鷹生川	大船渡 市	77.0	322.0	328.0	"	17.0	0.39	9,680	9,000	治水300m ³ /s 水道用水 4,630m ³ /日	実調 昭60~63 建設 平元~18	324	県
遠野第二 ダム	北上川	来内川	遠野市	23.1	87.5	20.0	"	33.5	0.08	248	221	治水90m ³ /s	建設 平2~22	119	県
築川 ダム	北上川	築川	盛岡市	77.2	242.7	230	"	117.2	0.97	19,100	16,700	治水480m ³ /s 水道用水 5,000m ³ /日	実調 昭62~平3 建設 平4~令3	530	県

資料編 2 災害予防計画

2-13-4 砂防事業の実施状況

(令和4年3月31日現在)

所管別	事業主体	現状 (令3末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成溪流 197 溪流	令3 ～ 令7	着手溪流 77 溪流 (うち概成 39 溪流)	令3 ～ 令7	着手溪流 57 溪流 (うち概成 2 溪流)	

※直轄分を除く

資料編 2 災害予防計画

2-13-5 砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧

(令和4年3月31日現在)

振興局等	市町村	指定 地数	砂防施設数		振興局等	市町村	指定 地数	砂防施設数			
			えん堤工	溪流保全工				えん堤工	溪流保全工		
盛岡	盛岡市	13	15	0	沿岸	釜石市	76	58	12		
	旧盛岡市	11	13	0		大槌町	23	18	3		
	旧玉山村	2	2	0		小計	99	76	15		
	雫石町	29	26	3		宮古	宮古市	70	65	4	
	滝沢市	3	3	0			旧宮古市	32	29	0	
	紫波町	7	8	1			旧田老町	10	9	2	
	矢巾町	1	1	0			旧新里村	10	9	1	
	小計	53	53	4			旧川井村	18	18	1	
	岩手	葛巻町	20	19		2	山田町	21	20	2	
		岩手町	5	4		0	小計	91	85	6	
		八幡平市	48	41		5	岩泉	岩泉町	77	59	4
		旧西根町	7	8		0		田野畑村	16	9	2
		旧松尾村	12	10		2		小計	93	68	6
		旧安代町	29	23		3	大船渡	大船渡市	37	33	1
小計		73	64	7	陸前高田市	16		14	0		
盛岡広域局管内 合計	126	117	11	住田町	13	10		0			
県南	奥州市	32	20	8	小計	66	57	1			
	旧水沢市	1	1	0	沿岸広域局管内 合計	349	286	28			
	旧江刺市	24	15	6	県北	久慈市	52	30	8		
	旧前沢町	2	1	2		旧久慈市	30	20	6		
	旧胆沢町	1	0	0		旧山形村	22	10	2		
	旧衣川村	4	3	0		普代村	4	3	0		
	金ヶ崎町	16	13	2		洋野町	4	4	0		
	小計	48	33	10		旧種市町	3	3	0		
	花巻	花巻市	45	39		10	旧大野村	1	1	0	
		旧花巻市	17	19		2	野田村	3	2	0	
旧大迫町		23	16	7		小計	63	39	8		
旧石鳥谷町		4	3	1		二戸	二戸市	7	10	0	
旧東和町		1	1	0	旧二戸市		5	5	0		
小計	45	39	10	旧浄法寺町	2		5	0			
北上	北上市	17	12	1	軽米町		2	2	0		
	西和賀町	45	48	5	九戸村		10	8	2		
	旧湯田町	20	17	3	一戸町	15	17	1			
	旧沢内村	25	31	2	小計	34	37	3			
小計	62	60	6	県北広域局管内 合計	97	76	11				
遠野	遠野市	76	81	13	計	882	759	97			
	旧遠野市	62	67	12							
	旧宮守村	14	14	1							
	小計	76	81	13							
一関	計※1	35	37	3							
	平泉町	2	3	0							
	一関市※2	77	64	8							
	旧一関市	29	30	2							
	旧花泉町	4	4	1							
小計	33	34	3								
千厩	旧大東町	14	8	2							
	旧藤沢町	7	7	0							
	旧千厩町	2	0	0							
	旧東山町	8	8	1							
	旧室根村	5	3	1							
	旧川崎村	8	4	1							
小計※3	44	30	5								
県南広域局管内 合計	310	280	47								

※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計
 ※2：新一関市の合計
 ※3：旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町
 ・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

資料編 2 災害予防計画

2-13-6 砂防事業現況調

(令和4年3月31日現在)

対策区分 施行区分	概成 溪流数	えん堤工	床固・帯工	山腹工	溪流保全工
国土交通省直轄工事	14 溪流	30 基	床固 8 基		
県工事	284 溪流	759 基	57 基	8 箇所	97.8 km

資料編 2 災害予防計画

2-13-7 農地関係水害防止施設事業調

(令和2年3月31日現在)

事業名	施行箇所	全体計画	施行年度	令和元年度 までの進捗	防災上の効果
防災ダム					
衣川	胆沢郡 衣川村	箇所 ダム 5	昭25～平9	完 成 5	減産防止(米) 1,169t 被害防止額(年平均) 1,093,381千円
御所	岩手郡 雫石町	〃 3	昭25～44	完 成 3	〃 468t 〃 88,818千円
荒沢	岩手郡 安代町	〃 3	昭27～平11	完 成 3	〃 180t 〃 578,811千円
雪谷川	九戸郡 軽米町	〃 1	昭42～52	完 成 1	〃 72t 〃 33,755千円
矢櫃	岩手郡 雫石町	〃 1	昭45～57	完 成 1	〃 27,048千円
煙山	紫波郡 矢巾町	〃 1	昭39～42	完 成 1	〃 350t 〃 48,725千円
根石	二戸郡 安代町	〃 1	昭60～平12	完 成 1	〃 111,814千円
千貫石	胆沢郡 金ヶ崎町	〃 1	平11～21	完 成 1	被害防止額 14,922,646千円
ため池	県内一円	防災重 点 ため池 898	令元～	完 成 3 未 完 成 895	受益面積 10,420ha
土崩 か 砂 い	〃	水路 176	昭42～	完 成 131 未 完 成 45	〃 10,623ha

資料編 2 災害予防計画

2-13-8 障害防止対策事業調

(平成25年4月1日現在)

事業名	施行箇所	全体事業量	施行年度	防災上の効果	
障害防止 対策事業	盛岡市 (旧玉山村) 八幡平市 (旧西根町) 滝沢市	排水路m	昭45～平24	牧草畑 水田 浸水被害	120ha 190ha 95戸
		36,234			
		道路m			
		27,823			
砂防堰堤	6基				

2-13-9 昭和38年以降における治山事業実施状況調

(令和4年3月末現在)

事業名	箇所
山地治山	4,474
防災林造成	303
保安林整備	2,470
地すべり防止	1,960
計	9,207

注：県単独事業を含まない。

資料編 2 災害予防計画

2-13-10 荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調

直轄（東北森林管理局）事業分

（令和2年3月末現在）

事業名	計 画		施行実績		摘 要
	計画年次	計画概要	施行年次	施行概要	
復旧 治山 事業	昭57 ↳ 昭61	施行箇所 162カ所 安定面積 122.03ha 事業費 5,027,323千円	昭57 ↳ 昭61	施行箇所 197カ所 安定面積 159.17ha 事業費 2,830,515千円	第6次治山事業5カ年計画
	昭62 ↳ 平3	施行箇所 381カ所 安定面積 877.40ha 事業費 5,379,000千円	昭62 ↳ 平3	施行箇所 204カ所 安定面積 449.54ha 事業費 2,662,040千円	第7次 " "
	平4 ↳ 平8	施行箇所 268カ所 安定面積 97.4ha 事業費 4,165,000千円	平4 ↳ 平8	施行箇所 277カ所 安定面積 380.4ha 事業費 2,454,245千円	第8次 " "
	平9 ↳ 平15	施行箇所 244カ所 安定面積 408.63ha 事業費 3,624,000千円	平9 ↳ 平15	施行箇所 305カ所 安定面積 455.7ha 事業費 4,644,944千円	第9次治山事業7カ年計画
	平16 ↳ 平20	—	平16 ↳ 平20	施行箇所 45カ所 安定面積 173.33ha 事業費 876,033千円	森林整備保全事業計画
	平21 ↳ 平25	—	平21 ↳ 平25	施行箇所 111カ所 安定面積 587.54ha 事業費 4,429,813千円	森林整備保全事業計画
	平26 ↳ 平30	—	平26 ↳ 平30	施行箇所 66カ所 安定面積 383.27ha 事業費 3,670,224千円	森林整備保全事業計画
	予防 治山 事業	昭57 ↳ 昭61	施行箇所 8カ所 安定面積 3.42ha 事業費 140,000千円	昭57 ↳ 昭61	施行箇所 6カ所 安定面積 3.67ha 事業費 73,967千円
昭62 ↳ 平3		施行箇所 9カ所 安定面積 22.60ha 事業費 135,000千円	昭62 ↳ 平3	施行箇所 4カ所 安定面積 19.76ha 事業費 83,482千円	第7次 " "
平4 ↳ 平8		施行箇所 2カ所 安定面積 0.5ha 事業費 31,000千円	平4 ↳ 平8	施行箇所 10カ所 安定面積 15.8ha 事業費 51,908千円	第8次治山事業5カ年計画
平9 ↳ 平15		施行箇所 2カ所 安定面積 4.23ha 事業費 29,000千円	平9 ↳ 平15	施行箇所 5カ所 安定面積 13.11ha 事業費 94,235千円	第9次治山事業7カ年計画
平16 ↳ 平20		—	平16 ↳ 平20	施行箇所 2カ所 安定面積 3.54ha 事業費 21,405千円	森林整備保全事業計画
平21 ↳ 平25		—	平21 ↳ 平25	施行箇所 3カ所 安定面積 11.93ha 事業費 57,047千円	森林整備保全事業計画
平26 ↳ 平30		—	平26 ↳ 平30	—	—
		昭57 ↳ 昭61	施行箇所 18カ所 安定面積 61.48ha 事業費 60,000千円	昭57 ↳ 昭60	施行箇所 6カ所 安定面積 10.88ha 事業費 7,911千円
	昭62 ↳ 平3	施行箇所 74カ所 安定面積 354.00ha 事業費 196,000千円	昭62 ↳ 平3	施行箇所 42カ所 安定面積 113.89ha 事業費 82,788千円	第7次 " "
	平4 ↳	施行箇所 66カ所 安定面積 14.7ha	平4 ↳	施行箇所 184カ所 安定面積 1,245.61ha	第8次 " "

資料編 2 災害予防計画

保安林整備事業	平8	事業費	283,000千円	平8	事業費	737,336千円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平9	施行箇所	264ヵ所	平9	施行箇所	467ヵ所	
	平9	安定面積	2,317.00ha	平9	安定面積	12,400.57ha	
	平15	事業費	421,000千円	平15	事業費	2,758,927千円	森林整備保全事業計画
	平16		—	平16	施行箇所	102ヵ所	
	平20			平20	安定面積	3,027.00ha	
平21		—	平21	事業費	730,940千円	森林整備保全事業計画	
平21			平21	施行箇所	67ヵ所		
平25			平25	安定面積	4,182.42ha		
平26		—	平26	事業費	968,853千円	森林整備保全事業計画	
平26			平26	施行箇所	94ヵ所		
平30			平30	安定面積	3960.34ha		
				平30	事業費	1,271,190千円	

県事業分

(令和4年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要		
	計画年次	計 画 概 要	施行年次	施 行 概 要			
山地治山事業	昭62	施行箇所	777ヵ所	昭62	施行箇所	595ヵ所	第7次治山事業5ヵ年計画
	平3	安定面積	3,957ha	平3	安定面積	3,900ha	
	平3	事業費	16,847百万円	平3	事業費	18,383百万円	
	平4	施行箇所	722ヵ所	平4	施行箇所	562ヵ所	第8次 " "
	平8	安定面積	4,812ha	平8	安定面積	5,143ha	
	平8	事業費	22,215百万円	平8	事業費	23,672百万円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平9	施行箇所	714ヵ所	平9	施行箇所	579ヵ所	
	平15	事業費	30,100百万円	平15	事業費	28,656百万円	
	平16	施行箇所	436ヵ所	平16	施行箇所	548ヵ所	治山事業7箇年実施計画
	平22	事業費	15,979百万円	平22	事業費	16,261百万円	
平23	施行箇所	236ヵ所	平23	施行箇所	253ヵ所	治山事業四箇年実施計画	
平26	事業費	8,632百万円	平26	事業費	5,895百万円		
平27	施行箇所	217ヵ所	平27	施行箇所	227ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第2期)	
平30	事業費	8,632百万円	平30	事業費	6,248百万円		
令元	施行箇所	230ヵ所	令元	施行箇所	176ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第3期)	
令4	事業費	6,046百万円	令3	事業費	4,779百万円		
保安林整備事業	昭62	施行箇所	195ヵ所	昭62	施行箇所	350ヵ所	第7次治山事業5ヵ年計画
	平3	安定面積	3,34511a	平3	安定面積	4,812ha	
	平3	事業費	2,115百万円	平3	事業費	2,983百万円	
	平4	施行箇所	219ヵ所	平4	施行箇所	439ヵ所	第8次 " "
	平8	安定面積	7,008ha	平8	安定面積	8,858ha	
	平8	事業費	4,460百万円	平8	事業費	4,630百万円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平9	施行箇所	151ヵ所	平9	施行箇所	336ヵ所	
	平15	事業費	1,800百万円	平15	事業費	2,205百万円	
	平16	施行箇所	173ヵ所	平16	施行箇所	243ヵ所	治山事業7箇年実施計画
	平22	事業費	1,703百万円	平22	事業費	1,089百万円	
平23	施行箇所	78ヵ所	平23	施行箇所	65ヵ所	治山事業四箇年実施計画	
平26	事業費	217百万円	平26	事業費	907百万円		
平27	施行箇所	62ヵ所	平27	施行箇所	27ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第2期)	
平30	事業費	178百万円	平30	事業費	460百万円		
令元	施行箇所	53ヵ所	令元	施行箇所	30ヵ所	治山事業四箇年実施計画	

資料編 2 災害予防計画

令4	事業費	342百万円	令3	事業費	181百万円	国土交通省国土院 国土院（第3期）
----	-----	--------	----	-----	--------	----------------------

- (注) 1 山地治山事業には、地すべり防止、県単治山を含む。
2 平成16～22年度は、国の治山事業計画から、森林整備保全計画（全国計画）に移行しているため、県の治山事業は治山事業7箇年実施計画を策定し実施。平成23年度以降は計画期間を4年間としている。

2-13-11-1 雨量観測所

(令和4年4月1日現在)

	岩手県			青森県			国土交通省東北地方整備局			盛岡地方 気象台			市町村、その他			計
	小計			小計			小計			小計			小計			
	テレメータ	自記	テレメータ	テレメータ	自記	テレメータ	テレメータ	自記	テレメータ	アメダス	テレメータ	自記	テレメータ	自記	小計	
盛岡広域振興局土木部管内	8		8			17	1	18	7		1			1	34	
岩手土木センター管内	2		2			11	1	12	4					0	18	
花巻土木センター管内	4		4			5	2	7	3			1		1	15	
北上土木センター管内	5		5			8		8	3		1			1	17	
県南広域振興局土木部管内	4		4			7	1	8	5					0	17	
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	4		4			4	1	5	2					2	13	
千厩土木センター管内	5		5			4	1	5	2					1	13	
大船渡土木センター管内	9		9				1	1	2			0		0	12	
遠野土木センター管内	5		5			7	1	8	2				1	1	16	
沿岸広域振興局土木部管内	7		7					0	2			0		0	9	
宮古土木センター管内	9		9					0	4				1	1	14	
岩泉土木センター管内	6		6					0	2			16	0	16	24	
県北広域振興局土木部管内	9		9					0	6				6	6	21	
二戸土木センター管内	6		6			6		6	3			8	2	10	31	
計	83	0	83	6	6	69	9	78	47	25	15	40	40	254		

2-13-11-2 水位観測所

(令和4年1月1日現在)

	岩手県					国土交通省東北地方整備局					市町村		計	
	テレメータ	自記	普通	小計	他県 テレメータ	テレメータ	自記	普通	小計	普通	小計	普通		計
盛岡広域振興局土木部管内	12	0	0	12	0	14	2	0	16	0	16	0	28	
岩手土木センター管内	4	0	1	5	0	1	1	0	2	0	2	0	7	
花巻土木センター管内	5	0	0	5	0	7	0	0	7	0	7	0	12	
北上土木センター管内	3	0	0	3	0	6	0	1	7	0	7	0	10	
県南広域振興局土木部管内	3	0	0	3	0	11	2	0	13	0	13	0	16	
一関土木センター管内	5	0	0	5	宮城県	3	0	0	6	0	6	0	14	
千厩土木センター管内	14	2	5	21	0	7	1	0	8	0	8	0	29	
大船渡土木センター管内	8	2	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
遠野土木センター管内	7	0	0	7	0	3	0	0	3	0	3	2	12	
沿岸広域振興局土木部管内	8	0	11	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
宮古土木センター管内	8	0	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
岩泉土木センター管内	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
県北広域振興局土木部管内	11	2	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	
二戸土木センター管内	6	0	0	6	青森県	2	0	0	2	0	2	0	10	
計	100	6	22	128	5	57	6	1	64	1	64	2	199	

資料編 2 災害予防計画

2-13-12 河川水門管理要綱

河 川 水 門 管 理 要 綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

(1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。

(2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

(4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

(1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。

イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。

(2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。

資料編 2 災害予防計画

(3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報

(ウ) 高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合

エ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

カ 特に知事が指示した場合

(4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。

イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき

(イ) 河川水門の異状を発見したとき

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき

(エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき

(7) 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

資料編 2 災害予防計画

様式第1号

河 川 水 門 巡 視 記 録

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

	水門、樋門及び樋管名	巡 視 結 果	※対応状況 (有の場合のみ)
巡 視 状 況		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 1：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 2：障害の状況を施設管理者へ連絡した。 (連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名) 3：その他 (以下に状況を記載のこと)	

資料編 2 災害予防計画

様式第2号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管理操作 責任者住所 氏名	管理操作 担当者住所 氏名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

資料編 2 災害予防計画

様式第3号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第7号の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の 年月日	試運転の結果及び施設の 異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

2-13-13 洪水浸水想定区域指定一覧

(令和5年3月31日現在)

○国管理河川

水系	河川名	対象市町村	公表日	想定最大
北上川	北上川	盛岡市, 矢巾町 紫波町, 花巻市 北上市, 金ヶ崎町 奥州市, 平泉町 一関市	東北地方整備局告示第78号 H14.6.28 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	雫石川	盛岡市, 滝沢市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第143号 H26.10.9 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	中津川	盛岡市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	磐井川	一関市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	砂鉄川	一関市	東北地方整備局告示第15号 H21.3.9 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	胆沢川	奥州市, 金ヶ崎町	東北地方整備局告示第55号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	和賀川	北上市	東北地方整備局告示第56号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	豊沢川	花巻市	東北地方整備局告示第57号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	猿ヶ石川	花巻市, 北上市	東北地方整備局告示第10号 H23.1.19 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	人首川	奥州市	東北地方整備局告示第11号 H23.1.19 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○

○県管理河川

水系	河川名	市町村	公表日	想定最大
閉伊川	閉伊川	宮古市	岩手県告示第384号 H18.3.24	
津軽石川	津軽石川	宮古市 山田町	岩手県告示第385号 H18.3.24 岩手県告示第593号 H20.8.12	
久慈川	久慈川 長内川 夏井川	久慈市	岩手県告示第942号 H18.9.29 岩手県告示第231号 H23.3.25	
気仙川	気仙川	陸前高田市	岩手県告示第944号 H18.9.29	
盛川	盛川	大船渡市	岩手県告示第943号 H18.9.29	
新井田川	瀬月内川	九戸村	岩手県告示第478号 H20.6.20	
大槌川	大槌川	大槌町	岩手県告示第479号 H20.6.20	
鶴住居川	鶴住居川	釜石市	岩手県告示第480号 H20.6.20	
関口川	関口川	山田町	岩手県告示第594号 H20.8.12	
甲子川	甲子川	釜石市	岩手県告示第224号 H22.3.12	
北上川	猿ヶ石川 早瀬川	遠野市	岩手県告示第495号 H26.6.24	
北上川	砂鉄川	一関市	岩手県告示第177号 H27.3.6	
北上川	夏川	一関市	岩手県告示第178号 H27.3.6 岩手県告示第488号 H29.6.16	○
北上川	北上川	盛岡市	岩手県告示第487号 H30.6.15	○
北上川	松川	盛岡市	岩手県告示第488号 H30.6.15	○
北上川	築川	盛岡市	岩手県告示第489号 H30.6.15	○
小本川	小本川	岩泉町	岩手県告示第490号 H30.6.15	○
北上川	北上川	岩手町	岩手県告示第732号 H30.9.28	○
馬淵川	馬淵川	二戸市 一戸町 葛巻町	岩手県告示第733号 H30.9.28	○
馬淵川	安比川	二戸市	岩手県告示第734号 H30.9.28	○
北上川	砂鉄川	一関市		○
北上川	曾慶川	一関市	岩手県告示第781号 H30.10.23	○
北上川	猿沢川	一関市		○
気仙川	気仙川	陸前高田市 住田町	岩手県告示第804号 H30.10.30	○
気仙川	大股川	住田町	岩手県告示第805号 H30.10.30	○
北上川	松川	八幡平市	岩手県告示第840号 H30.11.9	○
北上川	猿ヶ石川	遠野市	岩手県告示第871号 H30.11.20	○
北上川	早瀬川	遠野市	岩手県告示第872号 H30.11.20	○
北上川	衣川	奥州市 平泉町	岩手県告示第932号 H30.12.14	○
甲子川	甲子川	釜石市	岩手県告示第34号 R1.5.24	○
新井田川	瀬月内川	九戸村	岩手県告示第35号 R1.5.24	○
新井田川	雪谷川	軽米町	岩手県告示第36号 R1.5.24	○
鶴住居川	鶴住居川	釜石市	岩手県告示第37号 R1.5.24	○
盛川	盛川	大船渡市	岩手県告示第61号 R2.2.12	○
小槌川	小槌川	大槌町	岩手県告示第538号 R2.8.21	○
大槌川	大槌川	大槌町	岩手県告示第538号 R2.8.21	○
関口川	関口川	宮古市	岩手県告示第539号 R2.8.21	○
気仙川	矢作川	陸前高田市	岩手県告示第607号 R2.9.29	○
北上川	雫石川	雫石町	岩手県告示第152号 R3.3.9	○
北上川	和賀川	西和賀町	岩手県告示第261号 R3.3.30	○
閉伊川	閉伊川	宮古市	岩手県告示第440号 R3.5.28	○
津軽石川	津軽石川	宮古市 山田町	岩手県告示第440号 R3.5.28	○
北上川	胆沢川	奥州市 金ヶ崎町	岩手県告示第506号 R3.6.29	○
普代川	普代川	普代村	岩手県告示第506号 R3.6.29	○
久慈川	久慈川 長内川 夏井川	久慈市	岩手県告示第578号 R3.7.30	○
宇部川	宇部川	久慈市 野田村	岩手県告示第749号 R3.10.29	○
安家川	安家川	岩泉町 野田村	岩手県告示第749号 R3.10.29	○
北上川	稗貫川	花巻市	岩手県告示第62号 R4.2.4	○
北上川	人首川	奥州市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
北上川	大川	一関市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
北上川	千蔵川	一関市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
北上川	小鳥瀬川	遠野市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
閉伊川	刈屋川	宮古市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
閉伊川	長沢川	宮古市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
北上川	岩崎川	矢巾町 紫波町	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
北上川	芋沢川	盛岡市 矢巾町	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	太田川	矢巾町 紫波町	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	諸葛川	盛岡市 滝沢市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○
北上川	木賊川	盛岡市 滝沢市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○

水系	河川名	市町村	公表日	想定最大
北上川	木賊川放水路	滝沢市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	巢子川	盛岡市 滝沢市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	夏油川	北上市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
綾里川	綾里川	大船渡市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	横川	西和賀町	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
久慈川	鳥谷川	久慈市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
久慈川	小屋畑川	久慈市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
小本川	清水川	岩泉町	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
小本川	大川	岩泉町	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
甲子川	小川川	釜石市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
盛川	鷹生川	大船渡市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○

○県管理河川

河川名	観測所名	区域(左岸)、区域(右岸)
砂鉄川 (川内)	川内	左岸 一関市大東町大原字八幡館22番10地先(館下橋)から一関市大東町大原字若宮35番地先(牧田橋)まで 右岸 一関市大東町大原字長泉寺先8番2地先(館下橋)から一関市大東町大原字下鳥神21番12地先(牧田橋)まで
砂鉄川 (十二木橋)	十二木橋	左岸 一関市東山町松川字町裏96番2地先(中通川合流点)から一関市東山町松川字野谷起252番3地先(十二木橋)まで 右岸 一関市東山町松川字三室320番5地先(三室平沢樋門)から一関市東山町松川字滝ノ沢204番8地先(十二木橋)まで
盛川	権現堂	左岸 大船渡市日頃市町字下板用75番15地先(板用橋)から河口まで 右岸 大船渡市日頃市町字中板用51番2地先(板用橋)から河口まで
気仙川 (上流)	昭和橋	左岸 気仙川と大股川との合流点から気仙郡住田町世田米字山谷7番地先(岩澤橋下流600m)まで 右岸 気仙川と大股川との合流点から気仙郡住田町世田米字川向190番地先(岩澤橋下流600m)まで
気仙川 (下流)	館	左右岸 陸前高田市横田町字久連坪84番1地先(舞出頭首工)から河口まで
甲子川	礼ヶ口	左岸 釜石市甲子町第1地割67番1地先(越田橋)から河口まで 右岸 釜石市甲子町第1地割129番地先(越田橋)から河口まで
鶴住居川	日ノ神橋	左岸 釜石市栗林町第17地割27番3地先(道々橋)から河口まで 右岸 釜石市栗林町第19地割32番3地先(道々橋)から河口まで
大槌川	屋敷前	左岸 上閉伊郡大槌町大槌第10地割字洪梨子5番1地先(小松野橋)から河口まで 右岸 上閉伊郡大槌町大槌第9地割字小松野127番1地先(小松野橋)から河口まで
小鎚川	蕨打直橋	左岸 上閉伊郡大槌町小鎚第15地割地先(蕨打直橋)から河口まで 右岸 上閉伊郡大槌町小鎚第16地割地先(蕨打直橋)から河口まで
閉伊川	千徳	左岸 宮古市大字千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先(花輪橋)から河口まで 右岸 宮古市大字田鎖第12地割字糸漬場94番1地先(根市河制工)から河口まで
津軽石川	新町	左岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番2地先(日当橋)から河口まで 右岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番14地先(日当橋)から河口まで
関口川	山田	左岸 下閉伊郡山田町山田第19地割108番1地先(関口新橋)から河口まで 右岸 下閉伊郡山田町山田第19地割110番1地先(関口新橋)から河口まで
久慈川	八日町 生出町	左岸 久慈市大川目町第11地割56弁18地先(岩井川合流点)から河口まで 右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先(岩井川合流点)から河口まで
長内川	長内橋	左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先(小久慈橋)から久慈川合流点まで 右岸 久慈市小久慈町第60地割31番4地先(小久慈橋)から久慈川合流点まで
夏井川	夏井	左岸 久慈市夏井町字夏井第3地割5番1地先(生平橋)から久慈川合流点まで 右岸 久慈市夏井町字夏井第3地割1番5地先(生平橋)から久慈川合流点まで
瀬月内川	沢田橋	左岸 九戸郡九戸村大字伊保内第13地割37番地1地先(栄橋)から九戸郡九戸村大字伊保内第26地割57番地先(南田橋)まで 右岸 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割46番地3地先(栄橋)から九戸郡九戸村大字伊保内第10地割54番2地先(南田橋)まで
築川	葛西橋	左岸 盛岡市川目第9地割171番3地先(下川目橋)から北上川合流点まで 右岸 盛岡市川目第10地割47番1地先(下川目橋)から北上川合流点まで
夏川	佐沼	左岸 一関市花泉町油島字花欠26番地1地先(小谷地橋上流200m)から宮城県境まで
雪谷川	昭和橋	左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先(日の戸橋)から九戸郡軽米町大字上館第1地割92番地先(いちい橋)まで 右岸 九戸郡軽米町大字上館第19地割38番3地先(日の戸橋)から九戸郡軽米町大字上館第13地割59番2地先(いちい橋)まで
猿ヶ石川	駒木	左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先(小鳥瀬川合流点)から遠野市松崎町白岩1地割58番地先(早瀬川合流点)まで 右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先(小鳥瀬川合流点)から遠野市松崎町光興寺2地割76番72地先(早瀬川合流点)まで
早瀬川	上早瀬橋	左岸 遠野市鷲崎町2番2地先(初音橋)から遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先(初音橋)から遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで
馬淵川 (岩根橋)	岩根橋	左岸 二戸郡一戸町鳥越字悪戸平73番3地先(安比川合流点)から二戸郡一戸町小鳥谷字野里1番3地先(平糠川合流点)まで 右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先(安比川合流点)から二戸郡一戸町岩館字川又14番9地先(平糠川合流点)まで
馬淵川 (石切所)	石切所	左岸 二戸市石切所字大淵3番地先(荒瀬橋)から二戸市金田一字駒焼場地先(府金橋)まで 右岸 二戸市石切所字船場16番地先(川原橋上流200メートル地点)二戸市堀野字馬場97番地先(十文字川合流点)まで
安比川 (中央橋)	中央橋	左岸 二戸市似鳥字船石31番16地先(馬淵川合流点)から二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)まで 右岸 二戸市似鳥字平山61番地先(一戸町境)から二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)まで
安比川 (五日市橋)	五日市橋	左岸 二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)から八幡平市細野98番276地内(安比堰堤)まで 右岸 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)から八幡平市細野534番1地内(安比堰堤)まで
松川	古川橋	左岸 盛岡市玉山区川崎字向川崎91番2地先(北上川合流点)から盛岡市玉山区松内字館13番6地先(赤川合流点)まで 右岸 盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(北上川合流点)から盛岡市玉山区松内字築場169番地先(赤川合流点)まで
北上川	船田橋	左岸 盛岡市玉山区渋民字岩鼻44番16地先(船田橋)から盛岡市玉山区芋田字上武道106番2地先(松川合流点)まで 右岸 盛岡市玉山区下田字船綱70番5地先(船田橋)から盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(松川合流点)まで
猿沢川	西本町	左岸 一関市東山町長坂字東本町157番5地先(観音橋下流400m)から一関市東山町長坂字東本町333番6地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市東山町長坂字西本町178番地先(観音橋下流400m)から一関市東山町長坂字東本町37番21地先(砂鉄川合流点)まで
曾慶川	摺沢	左岸 一関市大東町摺沢字但馬崎77番5地先(田端橋)から一関市大東町摺沢字川口122番5地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市大東町摺沢字八幡前9番1地先(田端橋)から一関市大東町摺沢字雲南田33番地先(砂鉄川合流点)まで
矢作川	味米	左岸 陸前高田市矢作町湯漬畑14番7地先(矢作川橋梁)から陸前高田市矢作町字越戸内213番1地先(気仙川合流点)まで 右岸 陸前高田市矢作町字金屋敷6番2地先(矢作川橋梁)から陸前高田市矢作町字小嶋部103番1地先(気仙川合流点)まで
大股川	高屋敷	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで
衣川(上流)	川西橋	左岸 奥州市衣川有浦172番4地先(有浦橋)から西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城1番1地先(戸河内川合流点)まで 右岸 奥州市衣川区有浦166番1地先(有浦橋)から西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城43番2地先(戸河内川合流点)まで
衣川(下流)	川西橋	左岸 西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城1番1地先(戸河内川合流点)から北上川合流点まで 右岸 奥州市衣川区有浦166番1地先(有浦橋)から北上川合流点まで
小本川	赤鹿	左岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字田屋峠39番4号地先(岩泉橋上流420m)から下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先(岩泉橋上流420m)から下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで
安家川	松林	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から下閉伊郡岩泉町安家字半城子118番6号地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町安家字氷渡304番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から下閉伊郡岩泉町安家字年々283番地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで
北上川	下苗代沢	左岸 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割58番地先(朽木川合流点)から岩手郡岩手町大字川口第51地割25番1地先(丹藤川合流点)まで 右岸 岩手郡岩手町大字御堂第5地割63番4地先(朽木川合流点)から岩手郡岩手町大字川口第51地割27番地先(丹藤川合流点)まで

○県管理河川

河川名	観測所名	区域(左岸)、区域(右岸)
馬淵川	田子	左岸 岩手郡葛巻長江刈第39地割38番地先(小屋瀬川合流点)から岩手郡葛巻町葛巻第21地割2番1地先(山形川合流点)まで 右岸 岩手郡葛巻長江刈第34地割6番1地先(小屋瀬川合流点)から岩手郡葛巻町葛巻第21地割4番2地先(山形川合流点)まで
松川	田頭	左岸 八幡平市松尾寄木第1地割152番地先(北ノ又川合流点)まで八幡平市大更第7地割202番31地先(赤川合流点)まで 右岸 八幡平市松尾寄木第1地割615番3地先(北ノ又川合流点)から八幡平市大更第7地割199番1地先(赤川合流点)まで
雫石川	春木場	左岸 岩手郡雫石町御明神赤淵94番1地先(志戸前川合流点)から岩手郡雫石町上野新里73番9地先(葛根田川合流点)まで 右岸 岩手郡雫石町御明神志戸前81番1地先(志戸前川合流点)から岩手郡雫石町御明神長内69番2地先(葛根田川合流点)まで
和賀川	新町	左岸 和賀郡西和賀町沢内字長瀬野12地割133番地先(安ヶ沢川合流点)から和賀郡西和賀町槻沢25地割55番2地先(下前川合流点)まで 右岸 和賀郡西和賀町沢内字泉沢2地割29番地先(安ヶ沢川合流点)から和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先(下前川合流点)まで
閉伊川	川井	左岸 宮古市川井第1地割86番地1地先(小国川合流点)から宮古市茂市第5地割111番地1地先(刈屋川合流点)まで 右岸 宮古市川井第6地割14番地先(小国川合流点)から宮古市茂市第8地割94番地1地先(刈屋川合流点)まで
稗貫川	大迫	左岸 花巻市大迫町内川目第13地割16番4地先(早池峰ダム下流部)から花巻市大迫町亀ヶ森第24地割203地先(大沢川合流点)まで 右岸 花巻市大迫町内川目第10地割24番7地先から花巻市大迫町亀ヶ森第20地割84番1地先(大沢川合流点)まで
胆沢川	胆沢川橋	左岸 奥州市若柳字迎市野々第5地割6番地先(望み大橋下流約10m)から胆沢郡金ヶ崎町西根慶長54番1地先(黒沢川合流点)まで 右岸 奥州市若柳字小松谷第30地割3番地先(望み大橋下流約10m)から奥州市水沢佐倉河字向川原106番3地先(黒沢川合流点)まで
普代川	普代川	左岸 普代村第12地割字中村12番地1地先(鉦山沢)から海まで 右岸 普代村第10地割字羅賀34番地2地先(鉦山沢)から海まで
宇部川(上流)	野田	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)まで 右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)まで
宇部川(下流)	野田	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先(野田橋)まで 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先(野田橋)まで
諸葛川	諸葛橋	左岸 滝沢市卯遠坂2番5地先(県管理区間上流端)から雫石川合流点まで 右岸 滝沢市卯遠坂364番地先(県管理区間上流端)から雫石川合流点まで
人首川	鳴瀬橋	左岸 奥州市江刺米里字荒野54番地先(大内沢川合流点)から奥州市江刺玉里字下上野95番地先(大森橋下流100m)まで 右岸 奥州市江刺米里字荒谷7番2地先(大内沢川合流点)から奥州市江刺玉里字大森前34番3地先(大森橋下流100m)まで
千厩川	神の田	左岸 一関市千厩町千厩字四日町(宮敷橋下流50m地点)から一関市藤沢町増沢字九十村(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで 右岸 一関市千厩町千厩字宮敷(宮敷橋下流50m地点)から一関市川崎町薄衣字滝野(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで
大川	折壁	左岸 一関市室根町矢越字鳥矢森(上湯舟橋下流50m地点)から一関市室根町折壁字中西(宮城県境)まで 右岸 一関市室根町矢越字湯舟(上湯舟橋下流50m地点)から一関市室根町折壁字上前木(宮城県境)まで
岩崎川(上流)	北矢幅	左岸 遠野市土淵町柝内10地割10番4地先(米通川合流点)から紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで 右岸 紫波郡矢巾町大字煙山第6地割112番4地先(煙山ダム)から紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで
岩崎川(下流)	北矢幅	左岸 紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)から紫波郡紫波町二日町字御堂前220番地先(北上川合流点)まで 右岸 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)から紫波郡紫波町高水寺字川原69番地先(北上川合流点)まで
小烏瀬川	福泉寺橋	左岸 遠野市土淵町柝内10地割10番4地先(米通川合流点)から遠野市土淵町土淵13地割217番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市土淵町柝内11地割30番5地先(米通川合流点)から遠野市松崎町駒木12地割151番4地先(猿ヶ石川合流点)まで
刈屋川	繁の木橋	左岸 宮古市茂市第12地割9地先(倉の沢川合流点)から宮古市茂市第2地割253番4地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市茂市第11地割101番1地先(倉の沢川合流点)から宮古市茂市第5地割108番2地先(閉伊川合流点)まで
長沢川	田鎖橋	左岸 宮古市長沢第8地割1番5地先(北川目沢合流点)から宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市長沢第7地割12番5地先(北川目沢合流点)から宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで

資料編 2 災害予防計画

2-14 雪害予防計画

2-14-1 雪崩危険箇所表

(令和4年4月1日現在)

種 別	路 線 名	地 名	箇所数
一 般 国 道	107号	気 仙 郡 住 田 町 世 田 米	1
	281号	久 慈 市 大 川 目 町 第 11 地 割 他	2
	340号	宮 古 市 和 井 内 第 1 地 割 他	2
	397号	奥 州 市 胆 沢 区 若 柳 他	21
	小 計		26
主 要 地 方 道	花 卷 大 曲 線	花 卷 市 豊 沢	1
	大 槌 小 国 線	宮 古 市 小 国 他	7
	野 田 山 形 線	久 慈 市 山 根 町 木 壳 内	1
	小 計		9
一 般 県 道	西 山 生 保 内 線	雫 石 町 高 倉 山 国 有 林 他	7
	小 計		7
	計		42

資料編 2 災害予防計画

2-14-2 岩手労働局における雪崩対策

1 現地調査の実施

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について実地に非積雪期及び積雪期において調査を実施する。

2 書面調査の実施等

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について事業場から提出される届出報告書類に基づき書面調査を実施するとともに、法令に基づく諸届出、報告が正確迅速に必ず提出されるように完全励行を図る。

3 関係機関との情報交換

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について、森林管理署、JR、県、市町村、气象台、警察署、その他の関係機関との常時情報の交換を行う。

4 雪崩災害防止対策に関する指導等

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について個々の事業場に対し、リーフレットによる指導、警告、助言、臨検等を実施する。

5 緊急措置等の発動

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について急迫した危険があり、使用停止、作業中止、避難等の必要あるときは、それらの緊急命令を発動するとともに違法な施設及び作業場所については厳重な取締りを行う。

6 労働災害防止団体の活動援助

中央労働災害防止協会及び建設業、林業の各業種別労働災害防止協会（岩手支部）の活動を通じて事業場の自主的な運動が行われるように資料、情報の提供等の援助を行う。

2-14-3 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策

岩手県の地域における東日本旅客鉄道株式会社の路線に対する雪崩危険箇所は次表のとおりであり、土木技術センター等において巡回警備を実施し、又部外については発見の際の連絡等について協力をお願いし、危険防止を図る。

資料編 2 災害予防計画

なだれ警備箇所一覧表

2020年4月1日現在

NO	線名	駅 間		キロ程		備 考
1	北上線	岩沢	和賀仙人	19K580M	20K400M	
2	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	20K430M	20K570M	
3	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	22K340M	23K140M	
4	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	25K090M	26K480M	
5	北上線	ゆだ錦秋湖	ほっとゆだ	30K980M	31K440M	
6	北上線	ゆだ錦秋湖	ほっとゆだ	33K080M	33K440M	
7	北上線	ほっとゆだ	ゆだ高原	38K105M	38K120M	
1	釜石線	平倉	足ヶ瀬	60k134m		
2	釜石線	上有住	陸中大橋	69k542m		
1	山田線	上米内	大志田	14K950M		
2	山田線	上米内	大志田	15K500M		
3	山田線	上米内	大志田	15K750M		
4	山田線	上米内	大志田	16K753M		
5	山田線	大志田	浅岸	21K300M		
6	山田線	大志田	浅岸	21K740M		
7	山田線	大志田	浅岸	23K859M		
8	山田線	大志田	浅岸	23K956M	24K000M	
9	山田線	大志田	浅岸	24K386M		
10	山田線	大志田	浅岸	24K670M		
11	山田線	松草	平津戸	43K700M		
12	山田線	平津戸	川内	57K740M		
13	山田線	平津戸	川内	57K850M		
1	田沢湖線	赤湊	大地沢	23K790M		
2	田沢湖線	赤湊	大地沢	24K890M	25K320M	
3	田沢湖線	赤湊	大地沢	26K975M		
4	田沢湖線	赤湊	大地沢	27K527M		
5	田沢湖線	赤湊	大地沢	27K685M		
6	田沢湖線	赤湊	大地沢	27K948M	27K975M	
7	田沢湖線	赤湊	大地沢	28K050M	28K155M	
1	花輪線	松尾八幡平	安比尚原	21K524M	21K621M	
2	花輪線	松尾八幡平	安比両原	21K650M		
3	花輪線	松尾八幡平	安比高原	21K845M	21K945M	
4	花輪線	松尾八幡平	安比尚原	22K070M	22K170M	
5	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K550M	22K630M	
6	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K845M		
7	花輪線	松尾八幡平	安比高原	24K680M		
8	花輪線	安比向原	赤坂田	25K373M		
9	花輪線	安比向原	赤坂田	25K877M		
10	花輪線	横間	田山	41K027M	41K098M	
11	花輪線	横間	田山	41K650M	41K715M	
12	花輪線	横間	田山	41K900M		
13	花輪線	横間	田山	42K550M		
14	花輪線	横間	田山	43K085M		
15	花輪線	横間	田山	43K730M		
16	花輪線	横間	田山	43K830M	44K000M	
17	花輪線	田山	兄畑	54K360M	54K490M	
18	花輪線	田山	兄畑	54k860m		
19	花輪線	兄畑	湯瀬温泉	56k690m	56k780m	

資料編 2 災害予防計画

2-14-4 防雪施設の設置状況

令和4年4月1日現在

道路種別	番号	路線名	防雪柵 (m)	スノーシェルター (m)	スノーシェット (m)	雪崩柵 (基)	消雪工 (m)
一般国道	106	106号	20.2	177.0			1,810.5
一般国道	107	107号	2,598.3	785.8	1,329.7	66	1,845.0
一般国道	281	281号	1,937.2	251.0	473.0	21	
一般国道	282	282号	1,348.4	786.0		16	80.0
一般国道	283	283号	2,905.5			99	1,072.0
一般国道	284	284号					34.5
一般国道	340	340号	1,000.0				
一般国道	342	342号	1,122.0	300.0		68	15.3
一般国道	395	395号	768.0				
一般国道	396	396号	701.0				100.0
一般国道	397	397号	260.0	230.0	633.0		
一般国道	455	455号				14	1,611.9
一般国道	456	456号	100.0				
小計		13	12,760.6	2,529.8	2,435.7	284	6,569.2
主要地方道	1	盛岡横手線	2,942.9	418.0		60	3,286.0
主要地方道	2	盛岡停車場線					1,575.0
主要地方道	4	釜石港線					38.0
主要地方道	6	二戸五日市線	549.5				
主要地方道	7	久慈岩泉線		780.0	470.0	16	
主要地方道	10	江刺室根線	234.5				
主要地方道	11	八戸大野線	532.0				
主要地方道	12	花巻大曲線	521.5	142.0		72	340.0
主要地方道	13	盛岡和賀線	5,681.1				1,378.0
主要地方道	15	一戸葛巻線	148.0			430	
主要地方道	16	盛岡環状線					2,821.0
主要地方道	17	岩手平館線	632.0				
主要地方道	23	大更八幡平線	727.0	2,208.9		2	
主要地方道	24	二戸九戸線					550.0
主要地方道	25	紫波江繋線					530.0
主要地方道	26	大槌小国線	528.0			66	
主要地方道	29	野田山形線	923.0				
主要地方道	30	葛巻日影線	179.0				570.0
主要地方道	32	二戸田子線	1,075.7				
主要地方道	36	上米内湯沢線					0.0
主要地方道	37	花巻平泉線	11,295.9				
主要地方道	42	戸呂町軽米線		345.0			
主要地方道	47	北上西ヶ崎線	144.0				
主要地方道	50	北上金ヶ崎線	428.0				
小計		24	26,542.1	3,893.9	470.0	646	11,088.0
一般県道	102	石鳥谷大泊線					183.0
一般県道	103	花巻和賀線	2,708.4				770.0
一般県道	109	石鳥谷花巻温泉線	230.8				
一般県道	112	北上停車場線					1,556.0
一般県道	114	二戸停車場線					471.5
一般県道	116	花巻停車場線					1,024.0
一般県道	120	不動盛岡線					846.0
一般県道	121	遠野停車場線					500.0
一般県道	122	夏油温泉江釣子線	1,472.6			1,959	
一般県道	123	花巻温泉郷線	500.0				
一般県道	129	好摩停車場線					70.0
一般県道	149	侍浜停車場線	200.0				
一般県道	153	侍浜停車場阿子木線	30.0				
一般県道	159	久田笹長根線	552.8				
一般県道	160	土淵達曾部線	810.0				
一般県道	162	紫波雫石線	140.0				
一般県道	164	明戸八木線	605.7				
一般県道	165	岩崎藤根線	615.0				
一般県道	167	釜石住田線	628.7			68	
一般県道	181	道前浄法寺線	664.5				
一般県道	192	後藤野野中線	4,069.8				
一般県道	194	西山生保内線				23	
一般県道	195	田山花輪線	448.0				
一般県道	202	普代小屋瀬線				63	
一般県道	211	雫石停車場線					808.0
一般県道	212	雫石東八幡平線	82.4	160.0			347.0
一般県道	213	花巻空港停車場線					567.0
一般県道	215	湯川温泉線				14	
一般県道	219	網張温泉線	184.0				
一般県道	223	盛岡滝沢線					492.0
一般県道	225	北上和賀線	812.0				
一般県道	235	永沢水沢線	40.0				
一般県道	252	清水野村崎野線	45.5				
一般県道	253	元木江刈内線	146.0				
一般県道	257	岩手大更線	284.0				
一般県道	262	沖田田原線	1,040.0				
一般県道	269	明戸種市線	1,086.8				
一般県道	272	戸田荷軽部線		361.4			
一般県道	274	二戸一戸線					16.0
一般県道	278	鶴飼安達巣子線	439.5				
一般県道	281	矢巾西安庭線	264.0				
一般県道	286	東和花巻温泉線	400.0				
一般県道	288	北上水沢線	1,365.5				
一般県道	293	本宮長田町線					2,770.0
小計		44	19,866.0	521.4	0.0	2,127	10,420.5
合計		81	59,168.7	6,945.1	2,905.7	3,057	28,077.7

資料編 2 災害予防計画

2-14-5 雪崩防止林造成事業調 県事業分

(令和4年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要
	計画年次	計 画 概 要	施行年度	施 行 概 要	
雪崩防止林造成	昭62～平3	施行箇所数 面積 9箇所 17.7ha	昭62～平3	施行箇所数 面積 3箇所 3.8ha	第7次 治山事業 5カ年計画
	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 11.9ha	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 10.4ha	第8次 治山事業 5カ年計画
	平9～平15	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平9～平15	—	第9次 治山事業 7カ年計画
	平16～平22	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平16～平22	—	治山事業7箇年 実施計画
	平23～平26	—	平21～平26	施行箇所数 面積 1箇所 0.31ha	治山事業四箇年 実施計画
	平27～平30	—	平27～平30	—	治山事業四箇年 実施計画（第2 期）
	令元～令4	—	令元～令4	—	治山事業四箇年 実施計画（第3 期）

資料編 2 災害予防計画

2-14-6 雪崩対策事業による施設整備状況

(令和4年3月31日現在)

市町村名	区域名	計	画	実	績
西和賀町	湯 本	昭63～ 擁壁工	— m	昭63～ 擁壁工	— m
		雪崩予防柵	— m	雪崩予防柵	— m
〃	館	平2～14 擁壁工	536m	平2～14 擁壁工	536m
		雪崩予防柵	7基	雪崩予防柵	7基
〃	湯 川	平4～12 擁壁工	179m	平4～12 擁壁工	179m
		雪崩予防柵	14基	雪崩予防柵	14基
〃	天 子 森	平12～15 雪崩予防柵	54基	平12～14 雪崩予防柵	44基

資料編 2 災害予防計画

2-14-7 県の除雪計画（春先の除雪を含まない。）

（令和4年度除雪事業計画書より）

道路種別	実延長	除雪延長	除雪率
一般国道	1,261.7 km	1,220.5 km	96.7 %
主要地方道	1,335.2 km	1,225.1 km	91.8 %
一般県道	1,644.0 km	1,430.0 km	87.0 %
計	4,240.9 km	3,875.6 km	91.4 %

資料編 2 災害予防計画

2-14-8 除雪機械等の整備状況

機種別	保有台数	東北地方整備局 (岩手県内配置) (令和4年12月1日現在)	岩手県 (令和4年12月1日現在)	計
除雪ドーザー	1	1 台	61 台	62 台
除雪グレーダ	28		145	173
ロータリー除雪車	6		62	68
除雪トラック	41		25	66
歩道除雪車	17		132	149
散布車	34		85	119
計	127		510	637

資料編 2 災害予防計画

2-14-10 雪害対策実施要領（抜すい）

1 期間

12月1日から3月31日まで。

但し、一般災害事故等の場合においては、上記期間にかかわらず一部準用する。

2 雪害対策

雪害時又は、雪害を予想されるときは、次により対策をたて早期除雪に努めると共に、被害の際は復旧を速やかにし列車の正常運転を確保し、輸送の円滑化に努める。

(A) 雪害に対する事前手配

（支社手配）

(1) 气象台との連絡

気象通報受領などについて密接な連絡を保つ必要があるので、盛岡、青森、秋田地方气象台に特に協力方を依頼する。

(2) 総合除雪対策

施設指令において、関係保線技術センター所長からの雪の情報に基づき、毎日総合的な除雪対策の手配をとる。

（現場手配）

(1) 早期除雪の徹底

雪害時には、除雪能力が不足する実情に鑑み、駅所は、平常時において早期除雪を充分に行う。

(2) 除雪用資材用具の整備

(B) 雪害時又は雪害を予想されるときの手配

（支社手配）

(1) 施設指令当直者配置

雪害時及び雪害を予想される場合は、必要により対策本部を設置する。なお、地区においては、必要により地区対策本部を設置する。

鉄道気象通報が発令されたとき又は、雪害が予想される場合は、施設指令が行う。

ア 気象通報の早期把握と関係箇所への伝達

イ 排雪列車の運転対策

ウ 雪の情報等の報告に基づく所要の除雪対策の指示手配

エ 支社内関係箇所への連絡

(3) 雪害輸送対策

ア 基本的な考え方

（ア）排雪列車優先運転

（イ）通勤、通学輸送の確保

イ 輸送手配

前号の基本的な考え方にもとづき次の措置をとる。

（ア）入換作業を制限する。

（イ）客車運用を一部変更する。

（ウ）降雪の状態により構内作業能力が低下したときは、列車の運休などの手配をとる。

（エ）本線列車を確保するためには、支線区の除雪要員を本線に出動させる。

資料編 2 災害予防計画

(4) 部外者除雪作業協力要請

列車の運行に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、消防団及び自衛隊の出動を要請する。

(5) 雪がき車の運用及び除雪機械の使用

(6) 信号予備電源の運用

(7) 通信回線障害対策

ア 電線着雪の状態を事前に把握して災害発生を予想されるときは、早目に要員、資材の準備を手配する。

イ 障害が発生した場合の回線の復旧は、次の順位によって行なう。

(イ) 指令電話

(ロ) 閉そく用回線

(ハ) 交換線

(現場手配)

(1) 現場機関相互の協力方

(2) 警戒体制

(3) 東北本線主要転てつ器の除雪手配

(4) 列車検修線の除雪

(5) 機関車及び乗務員の待機

(6) 信号機の着雪除雪

3 雪害時運転規制の標準 (別紙参考)

除雪車両並びに除雪機械配備計画

降雪の甚だしい場合には、早期に排雪列車或いは雪捨列車を運転し、雪害を最少限度に止めることとし、このため必要な運転規制を実施するための配備計画は、次のとおりである。

4 雪害時における運転規制標準

段階	降積雪の状況	線路の状態		機械除雪手配		運転規制		
		本線路	駅側線			運休	けん引定数削減	補機連結
第1次	降雪量 1日10cm～40cm(20cm～50cm)又は毎時2cm(3cm)をこえ6時間以上降り続けているとき	確保	確保	必要により 機械除雪を行う			貨物列車 10～20%	
第2次	降雪量 1日40cm～60cm(50cm～70cm)又は毎時3cm(5cm)をこえ6時間(4時間)以上降り続けているとき	確保	仕訳線の80%以上を確保する。 (仕訳線には貨物線を含む。以下も同じ)	同上		旅客列車 0～20% 貨物列車 0～20%	貨物列車 20～30%	旅客列車 必要により連結
第3次	降雪量 1日60cm～80cm(70cm～90cm)又は毎時5cm(7cm)をこえ4時間(3時間)以上降り続けているとき又は、吹雪のとき	確保	仕訳線の70%以上を確保する。	同上		旅客列車 20～40% 貨物列車 20～40%	貨物列車 30～50%	旅客列車 9両以上の客車列車に連結
第4次	降雪量 1日80cm～90cm(90cm～100cm)又は毎時7cmをこえ3時間以上降り続けているとき、又は吹雪のとき	主本線全部と副本線の50%を確保する。	仕訳線の40%以上を確保する。	同上		旅客列車 40～70% 貨物列車 40～70%	貨物列車 50～60%	旅客列車 全列車に連結 貨物列車 必要により連結
第5次	降雪量 1日90cm(100cm)以上又は毎時10cm以上で列車の運転確保が困難な状態のとき	主本線全部と輸送力確保に必要な最小限の副本線を確保する。	輸送力確保1-必要な仕訳線、機回線等の最小限を確保する。	同上	旅客列車 通勤通学列車を除き運休 貨物列車 緊急物資の輸送に必要な最小限の本数を除き運休	同上	同上	全列車に連結

(注)・降雪時の状況の欄中()内は、雪害線区における場合を示す。
・吹溜の発生が著しい場合又は側雪が相当量を越える場合の運転規制方は、線区又は地方の実情によりこれを強化するものとする。

資料編 2 災害予防計画

2-14-11 救急医療班一覧表

担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
盛岡市保健所、 県央保健所管内	県立中央病院	盛岡市立病院 盛岡赤十字病院 国保葛巻病院 八幡平市立病院 いわてリハビリテーションセンター
中部保健所管内	県立中部病院	県立東和病院 県立遠野病院 西和賀さわうち病院 北上済生会病院
奥州保健所管内	県立胆沢病院	県立江刺病院 総合水沢病院 国保まごころ病院
一関保健所管内	県立磐井病院	県立千厩病院 国保藤沢病院
大船渡、釜石 保健所管内	県立大船渡病院 県立釜石病院	県立高田病院 県立大槌病院
宮古保健所管内	県立宮古病院	県立山田病院 済生会岩泉病院
久慈、二戸保健所管内	県立久慈病院 県立二戸病院	国保種市病院 県立一戸病院 県立軽米病院

資料編 2 災害予防計画

2-14-12 巡回診療班一覧表

市 町 村 名	地 区 名	担 当 医 療 機 関
盛 岡 市	姫 神	八 角 病 院
	藪 川	県 立 中 央 病 院
	玉 山	渋 民 中 央 病 院
	穀 蔵	県立中央病院附属南山形診療所
岩 手 町	西 山	雫 石 町 立 雫 石 診 療 所
	御 明 神	雫 石 町 立 雫 石 診 療 所
葛 卷 町	上 外 川	国 保 葛 卷 病 院
	毛 頭 沢	国 保 葛 卷 病 院
	吉々沢・土谷川	国 保 葛 卷 病 院
	星野・江刈川	国 保 葛 卷 病 院
	寺 田	国 保 葛 卷 病 院
	車 門	国 保 葛 卷 病 院
八 幡 平 市	前 森	八 幡 平 市 立 病 院
	細 野	国 保 安 代 診 療 所
	兄 川	国 保 田 山 診 療 所
遠 野 市	大 野 平	国 保 中 央 診 療 所
	南 川 目	国 保 新 里 診 療 所
宮 古 市	末 前	国 保 田 老 診 療 所
	畑	国 保 田 老 診 療 所
岩 泉 町	坂 本	済 生 会 岩 泉 病 院
	鼠 入	済 生 会 岩 泉 病 院
	国 見	済 生 会 岩 泉 病 院
	田 茂 宿	済 生 会 岩 泉 病 院
	年 々	済 生 会 岩 泉 病 院
軽 米 町	長 倉	県 立 軽 米 病 院
	笹 渡	県 立 軽 米 病 院
計	26地区	

資料編 2 災害予防計画

2-15 津波・高潮災害予防計画

2-15-1 海岸保全区域延長

(令和4年3月31日現在)

所管別	海岸線延長	要保全海岸延長	海岸保全区域延長	要指定延長
国土交通省水管理・国土保全局	443,482 ^m	32,064 ^m	31,814 ^m	250 ^m
国土交通省港湾局	54,657	25,386	22,830	2,556
水産庁	208,414	48,162	47,512	650
農林水産省 農村振興局	2,333	4,397	4,209	188
計	708,886	110,009	106,365	3,644

※延長に重複区間を含む。

2-15-2 津波・高潮災害予防施設の設置状況

(令和4年3月31日現在)

所管別	堤防	護岸	突堤	離岸堤	水門等
国土交通省 水管理 国土保全局	20,603 ^m	1,997 ^m	6 ^基	3,628 ^m	59 ^基
国土交通省 港湾局	14,893	946	0	633	67
水産庁	42,757	3,615	1	1,513	273
農林水産省 農村振興局	3,846	0	0	161	16
計	82,099	6,558	7	5,935	415

資料編 2 災害予防計画

2-15-3 海岸防潮堤防設置一覧

令和4年3月31日現在 (※個別記載箇所を除く)

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)	
					水門	陸閘			
陸前高田市	国土交通省 水管理・国土保全局	大野地区	627.0	10.40	3	—	昭35～37 平26～29	県	
		石浜	160.0	6.30	—	—	昭55～61	〃	
		勝木田	637.0	12.50	3	—	昭40～48 平25～28	〃	
		高田	1,977.3	5.50	1	8	昭35～41	〃	
		田の浜	153.0	3.10	—	—	昭35	〃	
	水産庁	只出	923.0	10.90	1	4	昭40～46 平27～令2	市町村	
		六ヶ浦	863.0	10.40	2	1	昭38 昭53～58 平8～16 平25～令3	市町村, 県	
		根岬	499.0	6.30	—	2	昭49 昭59～62 平26～令2	市町村	
		広田	1,242.0	8.10	14	9	昭42～44 昭47～54 平12～21 平24～令3	県	
		大陽	207.0	8.80	1	2	昭47～50 平26～平30	市町村	
		両替	659.0	12.50	2	1	昭35～40 平26～平30	〃	
		脇の沢	1,863.0	12.50	6	4	昭35～40 平25～令3	〃	
		長部	665.0	12.50	1	1	昭36～40 平25～令3	県	
		要谷	525.0	12.50	4	3	昭35～38 平26～令元	市町村	
		農林水産省 農村振興局	小友	598.6	12.50	3	—	昭43～45 昭35～41 平元～6 平25～29	県
	国土交通省 水管理・国土保全局		越喜来	1,190.0	6.70 11.50	2	—	昭36～58 平25～29	〃
			下甫嶺	477.0	11.50	2	—	昭39～46 平25～29	〃
			国土交通省 港湾局	清水	982.7	3.50	1	15	昭44～56 平3～9
		永浜		714.0	3.50	2	1	昭49 平8～	〃
山口		1,203.0		7.50	1	6	昭40～61 平26～30	〃	
茶屋前	1,211.0	3.40		2	7	昭41～62 平3～18	〃		
野々田	70.0	3.40		1	1	平19～22	〃		
水産庁	蛸の浦	1,463.0	7.50	5	8	昭36～39 昭41～43 昭49～54 平4～10 平27～令2	市町村		
	泊里	361.0	12.80	1	—	昭42～46 平28～令元	〃		
	門の浜	1,553.0	12.80	2	6	昭43～49 昭57～平8 平25～令3	県		
	大船渡	3,196.0	7.50	17	18	昭35～37 平3 平9～令3	〃		
	碁石	176.5	8.00	1	1	昭41～44 平26～28	市町村		
	吉浜	87.0	7.15	—	—	昭41～42 平25～28	〃		

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	陸開		
		崎浜 "	499.0	11.50	3	2	昭41～43 昭55～62 平25～令3	県
		泊 "	322.0	11.50	—	1	昭43～45 昭51～57 平25～令2	市町村
		鬼沢 "	75.0	4.30	—	—	昭46 平25～26	"
		越喜来 "	265.0	11.50	1	1	昭50～55 平24～令元	県
		小石浜 "	166.0	11.50	1	1	昭46～47 平26～令2	市町村
		野々前 "	423.0	7.90	2	—	昭38～42 平4～11 平26～30	"
		綾里 "	900.0	11.60	5	7	昭35～38 昭52～平7 平24～	県

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	陸開		
	農林水産省 農村振興局	合 足 "	225.8	14.10	1	1	昭44~47 平24~27	"
		吉 浜 "	594.1	7.15	1	-	昭40~45 昭55~平元 平24~28	"
		沖 田 "	160.0	4.50	-	-	昭44~平10 平24~25	"
釜石市	国土交通省 水管理・国 土保全局	鶴住居 "	818.0	14.50	1	-	昭36~48 平26~30	"
		水 海 "	250.0	12.00	1	-	昭56~63	"
		小白浜 "	520.0	14.50	1	1	昭44~55 平26~30	"
	国土交通省 港湾局	湾 口 "	1,960.0	-	-	-	昭53~平20	国
		須 賀 "	995.0	6.10	1	7	昭47~51 平26~30	県
		大 平 "	855.0	6.10	2	2	昭45~48 平25~29	"
	水産庁	室 浜 "	284.0	14.50	2	-	昭36~38 平26~令元	市町村
		箱 崎 "	749.0	14.50 5.60	2	-	昭35~37 昭42~44 平25~令3	県
		白 浜 " (鶴住居)	368.0	14.50	2	-	昭36~38 昭61~平3 平26~29	"
		仮 宿 "	164.0	12.00	-	-	昭45 平26~29	市町村
		桑の浜 "	160.0	12.00	1	1	昭42~45 平5~10 平26~30	"
		両 石 "	507.0	12.00	1	-	昭35~39 昭55~61 平26~令2	県
		釜 石 "	1,910.0	6.10	11	8	昭46~51 平24~令3	"
		嬉 石 "	500.0	6.10	1	1	昭37~41 平24~令元	市町村
		平 田 "	538.0	6.10	1	1	昭38~40 平26~令2	"
		白 浜 " (釜石)	216.0	6.10	1	-	昭38~41 平28~平30	"
		佐 須 "	141.0	14.50	1	-	昭47~48 平26~令元	"
		小白浜 "	485.0	14.50	1	3	昭35~37 昭54~平2 平24~令2	県
		農林水産省 農村振興局	本 郷 "	296.0	14.50	2	-	昭41~44 昭51~55 平24~30
下荒川 "	306.0		14.50	2	-	昭35~40 昭43~44 平10~29	"	
大槌町	水産庁	吉里吉里 "	923.0	12.80	2	-	昭35~37 昭51~57 平26~令2	"
		大 槌 "	1,988.0	14.50 6.40	2	3	昭36~46 昭49~平12 平24~令3	"
山田町	国土交通省 水管理・国 土保全局	船越南 "	420.0	12.80	1	-	昭45~52 平26~30	"

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)	
					水門	陸開			
	水産庁	大沢 "	2,918.0	9.70	6	1	昭35~40 昭42 平24~令3	"	
		山田 "	2,184.0	9.70	4	1	昭39~41 昭45~49 昭61~平19 平24~令3	"	
		織笠 "	1,387.0	9.70	1	1	昭36~39 昭43~46 昭51~58 平25~令元	市町村	
		大浦 "	1,723.0	9.70	4	1	昭36~41 昭43~45 平4~17 平25~令3	県	
		船越 "	1,548.0	12.80	6	3	昭35~36 昭50~平元 平25~	"	
	農林水産省 農村振興局	浦の浜 "	660.0	11.60	1	-	昭35~49 昭46~49 平24~29	"	
		小谷島 "	367.0	12.80	1	-	昭41~44 昭56~57 平24~28	"	
	宮古市	国土交通省 水管理・国 土保全局	神林 "	688.0	10.40	1	3	昭58~平2 平25~29	"
			高浜 "	979.0	10.40	3	1	昭55~平7 平25~28	"
			赤前 "	813.0	10.40	1	-	昭36~60 平25~30	"
重茂 "			293.0	14.10	1	1	昭36~42 平25~29	"	
金浜 "			1,248.0	10.40	2	-	昭57~平11 平25~29	"	
国土交通省 港湾局		磯鷄藤原 "	3,543.0	8.50 10.40	-	12	昭35~41 昭61~平10 平26~30	"	
		藤の川 "	782.0	10.40	-	1	平26~30	"	
		高浜 "	348.0	10.40	-	1	平6~20 平26~29	"	
水産庁		津軽石 "	610.0	10.40	3	3	昭35~36 昭44~45 平3~14 平25~29	市町村	
		音部 "	229.0	10.00	-	-	昭37~38 昭47~48 平10~	県	
		宿 "	218.0	14.70	1	1	昭41~47 平25~29	市町村	
		白浜 (宮古)	229.0	10.40	1	-	昭38~40 平25~30	"	
農林水産省 農村振興局		大沢 (宮古)	117.5	14.70	1	1	昭42~44 昭60~平8 平24~28	県	

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	陸開		
宮古市 田老	国土交通省 水管理・国 土保全局	撰待 "	77.0	14.70	—	—	平24～	"
		田老 "	1,200.0	10.00	2	1	昭30～42 平24～29	"
	水産庁	田老 "	1,249.0	14.70	4	3	昭39～44 昭48～54 平25～令3	"
岩泉町	国土交通省 水管理・国 土保全局	小本 "	333.0	12.70	—	—	昭44～47 平25～28	"
	水産庁	小本 "	276.0	12.69	1	2	昭44～47 昭49～62 平23～24	市町村
		茂師 "	65.0	16.00	1	—	昭45～47 平25～29	県
田野畑村	国土交通省 水管理・国 土保全局	明戸 "	340.0	12.00	—	—	昭41～44 平25～28	"
		嶋之越 "	63.1	14.30	1	1	昭47～50 平17～23	"
	水産庁	平井賀 "	388.0	14.30	1	4	昭41～45 平26～令2	市町村
		島の越 "	542.0	14.30	1	3	昭40～44 平14～	県
普代村	国土交通省 水管理・国 土保全局	宇留部 "	1,566.0	5.50 15.50	2	3	昭34～37 昭47～58	"
		太田名部 "	155.0	15.50	1	1	昭37～42	"
野田村	国土交通省 水管理・国 土保全局	広内地区	186.0	14.00	1	1	昭49～52 昭60～平13 平27～29	"
		野田 "	682.6 998.0	7.80 14.00	2 1	— 2	昭40～44 平23～	"
		米田 "	363.0	14.00	1	1	昭58～平2 平23～	"
		野田玉川 "	25.0	12.00	1	—	昭45～48	"
	農林水産省 農村振興局	野田 "	686.5	7.80 12.00	1	1	昭35～39 昭39～42 平2～令元	"
久慈市	国土交通省 港湾局 ※令和2年 10月末時点	諏訪下 "	2,322.0	8.00	—	10	昭38～63 平3～7 平24～28	"
		湾口 "	2,626.0	—	—	—	平2～	国
	水産庁	久慈湊 "	1,239.0	8.00	4	—	昭33～37 昭51～平11 平25～28	市町村
		小袖 "	287.0	12.00	1	1	昭44～48 平25～27	"
		久喜 "	694.0	14.00	2	4	昭43～47 昭50～58 平3～16 平24～28	県
洋野町	国土交通省 水管理・国 土保全局	大谷地 "	274.0	12.00	1	—	平3～8	"
		平内 "	1,086.0	12.00	1	3	昭36～41 昭61～平20	"
		種市 "	312.0	4.30	—	1	昭48～53	"
		玉川 "	217.0	6.00	—	—	昭35～36	"
		八木 "	357.0	12.00	1	2	平26～29	"
		小子内 "	171.0	12.00	1	1	昭53～62	"
		原子内 "	86.0	12.00	1	—	昭42～44 平5～10	"
	水産庁	種市 "	999.1	12.00	5	11	昭38～40 昭42～49 昭62～平6 平23～25	"

資料編 2 災害予防計画

2-15-5 海岸防災林造成実績調

(令和4年3月末現在)

事業名	面積	箇所
防潮林造成事業	140.6ha	38箇所

2-15-6 海岸防災林造成事業調 県事業分

(令和4年3月末現在)

計画		施行実績		摘要
計画年度	計画概要	施行年度	施行概要	
昭62～平3	施行箇所数 5箇所 面積 3.0ha	昭62～平3	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.5ha	第7次 治山事業 5ヶ年計画
平4～平8	施行箇所数 5箇所 面積 0.7ha	平4～平8	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.6ha 防潮工・植栽工他	第8次 治山事業 5ヶ年計画
平9～平15	施行箇所数 1箇所 面積 2.0ha	平9～平15	施行箇所数 1箇所 施行面積 2.42ha	第9次 治山事業 7ヶ年計画
平16～平22	—	平16～平22	—	治山事業 7ヶ年計画
平23～平26	—	平23～平26	施行箇所数 8箇所 施行面積 3.46ha	治山事業四箇年実施 計画
平27～平30	—	平27～平30	施行箇所数 9箇所 施行面積 10.92ha	治山事業四箇年実施 計画（第2期）
令元～令4	—	令元～令2	施行箇所数 1箇所 施行面積 29.85ha	治山事業四箇年実施 計画（第3期）

※1 東日本大震災津波に係る治山施設災害復旧事業を含む。（宮古市撰待地区、山田町浦の浜地区、陸前高田市高田松原地区）

※2 完了年度に施行面積記載する。

資料編 2 災害予防計画

2-15-7 海岸水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者（以下「海岸管理者等」という。）が管理する津波高潮対策機能を有する水門、陸閘及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作に支障がないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則（以下「操作規則」という。）に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則に定めのない水門等については、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第6及び操作規則に定めるところによる。

(操作態勢)

第6 水門等の操作態勢は、操作規則に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。
- (2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。
- (3) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

資料編 2 災害予防計画

(報告)

- 第7** 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。
- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
- 3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

〈様式については省略〉

2-16 土砂災害予防計画
2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(令和4年3月31日現在)

所管別	危険地区分	危険箇所数	危険区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要	
			面積	保全対象 人家		概 成	工事中	未着手		
国土交通省	地すべり危険箇所	箇所 191	km ² 78.18	戸 22,128	箇所 17	箇所 17	箇所 ※(1)	箇所 174	直轄分と県分との合計 ※H22～再開	
	急傾斜地崩壊危険箇所等	6,959	—	28,626	330	311	10	6,638	急傾斜地崩壊危険箇所 I、II、IIIの合計	
	土石流発生危険渓流	7,198	—	37,121		284	61	6,853	土石流危険渓流 I、II、準ずるの合計	
林野庁	国有林	地すべり危険区域	17	21.85	246		0	12	5	「工事中」には 一部概成を含む
		山腹崩壊危険地区	109	—	—		3	49	57	〃
		崩壊流出危険地区	237	—	—		2	150	85	〃
	計	363	—	—		5	211	147	〃	
民有林	地すべり危険区域	45	36.82	14,567	25	30	8	7	〃	
	山腹崩壊	922	—	—		288	218	416	〃	
	土砂流出危険地区	2,708	—	—		588	948	1,172	〃	
農林水産省	計	3,630	—	—		876	1,166	1,588	〃	
	地すべり危険区域	38	13.71	51	3	3	0	35		

資料編 2 災害予防計画

2-16-2 地すべり危険箇所市町村別一覧

(国土交通省分は令和4年3月31日現在)

(林野庁分は令和4年3月末現在)

市町村	所管別	箇所数	区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要
			面積	保全対象人家		概 成	工事中	未着手	
		箇所	km2	戸	箇所	箇所	箇所	箇所	
盛岡市	国土交通省	9	2.23	259					
	林野庁	1	1.41	1	1	1			
宮古市	国土交通省	2	0.12	321	1	1			
花巻市	国土交通省	8	1.17	1,117					
	農林水産省	3	0.37		3	3			
	林野庁	3	1.23	28	2	2	1		
北上市	国土交通省	4	0.91	74					
	農林水産省	5	1.77	6				5	
	林野庁	1	0.01	0			1		(国)
久慈市	国土交通省	22	6	1,251	6	6			
	林野庁	4	1.9	62	3	3		1	
	〃	1	0.07	0			1		(国)
一関市	国土交通省	36	10.45	1,741	2	2			
	農林水産省	7	4.6	22				7	
	林野庁	9	18.56	13,528	7	9			
	〃	1	1.41	140			1		(国)
陸前高田市	国土交通省	2	0.05	36					
	林野庁	1	0.05	1		1			
二戸市	国土交通省	22	17.15	10,504	3	3			
	農林水産省	3	1.46	2				3	
	林野庁	3	1.14	278	1	1	2		
八幡平市	国土交通省	6	3.73	1,035	1	1	(1)		H22～再開
	農林水産省	3	0.35					3	
	林野庁	3	0.72	68	1	1	3	3	
	〃	6	17.71	41			2	4	(国)
奥州市	国土交通省	25	12.22	670	1	1			
	農林水産省	13	4.79	19				13	
	林野庁	6	3.70	57	3	3	1	2	
	〃	6	2.20	64			6		(国)
雫石町	国土交通省	7	1.64	105					
	林野庁	3	2.61	306	1		2	1	
	〃	2	0.45	1				2	(国)
紫波町	国土交通省	2	0.30	40					
西和賀町	国土交通省	18	7.95	600					
金ヶ崎町	農林水産省	3	0.26	2				3	
	林野庁	1	0.75	70	1	1			
平泉町	国土交通省	1	2.03	140					
住田町	林野庁	1	0.30	17		1			
山田町	国土交通省	1	0.16	61					
岩泉町	国土交通省	2	0.37	31					
	農林水産省	1	0.12					1	
	林野庁	2	0.30	86	1	1	1		
田野畑村	国土交通省	1	0.04	41					
軽米町	国土交通省	4	0.97	456					
	林野庁	1	0.17	6			1		
野田村	国土交通省	1	0.02	8					
	林野庁	3	0.13	0	1	3			
九戸村	国土交通省	1	0.05	11					
洋野町	国土交通省	1	0.02	1					
一戸町	国土交通省	16	10.60	3,642	3	3			
	林野庁	4	3.85	59	3	3		1	
計		290	150.57	37,008	45	50	23	49	

注(国)は国有林地内

資料編 2 災害予防計画

2-16-3 国土交通省所管地すべり防止区域一覧表

(令和4年3月31日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区域指定年月日	対策事業施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
巽山	久慈市		巽町	12.16 ha	昭 37. 12. 5	昭36～38 昭41～42 昭52～57 平2～5	概 成 " " "
上夏井	"		夏井町	55.00	39. 9. 30	昭39～47 昭61～平11	概 成
夏井	"		"	12.00	45. 11. 26	昭45～46	概 成
半崎	"		夏井町 侍浜町	53.20	49. 4. 12	昭50～63	概 成
湯田	二戸市		金田一	145.50	33. 12. 9	昭30～39 平元～18	概 成 (自動監視中)
八幡平	八幡平市	(旧松尾村)	赤川山 国有林	55.34	46. 10. 11 48. 2. 15 4. 5. 28	昭47～平12 平22～	概成 工事中(再開)
胆沢	奥州市	(旧胆沢町)	若柳	345.00	38. 6. 8 元. 11. 8	昭37～平18	概 成 (直 轄)
西法寺	二戸郡	一戸町	西法寺	5.52	48. 2. 14	昭47～49	概 成
大芦	久慈市		大芦	97.50	57. 3. 27	昭56～平4	概 成 (自動監視中)
下町	宮古市	(旧田老町)	下町	9.05	58. 12. 17	昭58～60	概 成
小祝	二戸市		白鳥	36.00	60. 3. 27	昭60～平9	概 成
蘭梅	一関市		蘭梅	5.10	63. 3. 9	昭62～平4	概 成
槻木平	"		巖美町	21.95	4. 5. 28	平4～12	概 成
白鳥	二戸市		白鳥	27.50	8. 2. 23	平6～13	概 成
地切	二戸郡	一戸町	岩館	18.94	9. 2. 23	平9～18	概 成
桑畑	久慈市		桑畑	9.14	14. 1. 25	平12～19	概 成
女鹿館	二戸郡	一戸町	女鹿	42.39	14. 1. 25	平12～19	概 成
計	17 地 区			951.29			

資料編 2 災害予防計画

2-16-4 林野庁所管地すべり防止区域一覧表

(令和4年3月末現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区 域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
麦 生	久慈市	侍浜町	麦 生	24.08 ha	昭53.5.13	昭53～平15	概 成
中 崎	〃	夏井町	中 崎	88.92	昭47.7.13	昭47～平8	〃
大平山	一関市	中 里	大平山	22.66	昭37.8.17 平16.10.25	昭34～平20	〃
磐井川	〃	巖美町	横 森	677.36	昭43.4.17	昭44～平30	〃
にごり沢	〃	〃	板 川	293.58	昭45.3.31 平21.1.4	昭45～平29	〃
中 川	〃	〃	本 寺	215.70	昭47.7.13	昭48～平10	〃
井戸沢	〃	〃	長 根	439.91	昭54.4.25	昭55～平15	〃
餅 転	奥州市	衣川区	上衣川	25.40	昭53.5.13	昭53～63	〃
中 沢	下関伊郡	岩泉町	門	28.07	昭53.5.13	昭53～61	〃
浄法寺	二戸市	浄法寺町	御 山	9.28	昭42.10.20 昭53.5.13	昭43～56	〃
根 反	二戸郡	一戸町	根 反	19.95	昭40.8.4	昭40～47 ※令和元～5	〃
面 岸	〃	〃	面 岸	296.37	昭48.6.19	昭48～平17	〃
平船向	〃	〃	檜 山	66.92	昭48.6.19 昭55.4.17	昭52～57	〃
狼 洞	花巻市	東和町	南成島	28.79	昭57.8.9	昭56～61	〃
豊 沢	花巻市	豊 沢	北 向	26.57	昭62.12.22	昭62～平11	〃
門ノ沢	久慈市	夏井町	夏 井	109.54	昭62.12.22	平8～17	〃
寄木向	八幡平市		赤坂田	22.99	昭62.12.22	昭62～平3	〃
南股川	奥州市	衣川区	餅転	87.87	昭62.12.22	昭62～平9	〃
大 森	胆沢郡	金ヶ崎町	永 沢	75.20	平3.5.8	平3～6	〃
岡 山	一関市	巖美町	岡 山	278.13	平4.6.12	平13～29	〃
上槻木平	〃	〃	板 川	101.02	平4.8.5	平4～16 ※令和4～8	〃
玉 川	九戸郡	野田村	玉 川	8.07	平6.11.4	平6～7	〃
増 沢	奥州市	衣川区	増 沢	136.02	平22.1.21	平22～28	〃
田面野木	盛岡市	猪去	田面野木	13.22	平24.9.12	平24～30	〃
志戸前川	岩手郡	雫石町	御明神	89.06	平31.2.6	平31～	工 事 中
計	25 地 区			3,184.68			

※は老朽化対策等維持補修工事を示す。

資料編 2 災害予防計画

2-16-5 農林水産省所管地すべり防止区域一覧表

地区名	位 置			面 積	法に基づく 区域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
豊沢第一	花巻市		豊 沢	22.84 ha	昭45.3.27	平6～平11	概 成
豊沢第二	〃		〃	5.81	〃	〃	〃
太 田	〃		太 田	8.84	昭63.3.22	平元～平10	〃
計	3地区			37.49			

2-16-6 地すべり防止対策事業一覧

(令和4年3月31日現在)

所管別	事業主体	現況 (令3)	概要		実績			令和3までの実績	摘要
			事業費	17カ所	施行箇所	事業費	施行状況		
国土交通省	県	概成	社会資本総合整備計画H30～H34事業計画概要		500,000千円	96,426千円			
			施行箇所1地区(概成)						
林野庁	国	昭62～平3	2	2,071,000千円	1	1,742,055千円		第7次治山事業5カ年計画 (直轄地すべり防止事業)	
		平4～平8	1	1,721,598	1	1,787,125		第8次治山事業 (")	
		平9～平15	1	2,805,000	1	2,552,783		第9次治山事業7カ年計画 (")	
		平16～平20	2	—	2	1,158,076		岩手・宮城内陸地震における補正等を含む。	
		平21～平30	1	4,342,855	1	4,352,667		概成 磐井川地区 (直轄地すべり防止事業)	
		令元～令10	1	5,500,000	1	1,497,682		集水井工3基、谷止工1基 (志戸前川地区直轄地すべり防止事業)	
		昭62～平3	10	1,348,000	8	1,721,232		第7次治山事業5カ年計画	
		平4～平8	12	2,145,000	10	2,986,480		第8次 "	
		平9～平15	9	3,400,000	9	3,304,912		第9次治山事業7カ年計画	
		平16～平22	5	638,564	5	1,048,957		治山事業7箇年実施計画	
		平23～平26	2	616,950	2	751,505		治山事業四箇年実施計画	
農林水産省	県	昭45～平11	3	1,546,318	3	1,546,318	概成 3カ所	農地防災事業計画	

資料編 2 災害予防計画

2-16-7 土石流危険渓流市町村別一覧（土石流危険渓流Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（令和4年3月31日現在）

振興局等	市町村	渓流数	家主 対象 人家戸 数	防止施設					概要	
				概成渓流		着手渓流		未着手 渓流		
				渓流数	施設数	渓流数	施設数			
盛岡	盛岡市	67	515	3	3	0	0	64		
	旧盛岡市	40	324	3	3	0	0	37		
	旧玉山村	27	191	0	0	0	0	27		
	雫石町	39	222	5	6	0	0	34		
	滝沢市	11	828	4	5	2	2	5		
	紫波町	12	65	1	1	0	0	11		
	矢巾町	3	45	0	0	0	0	3		
	小計	132	1,675	13	15	2	2	117		
	岩手	葛巻町	75	1,132	7	9	1	1	67	
		岩手町	32	290	1	2	0	0	31	
		八幡平市	74	1,000	12	14	1	1	61	
		旧西根町	9	104	1	2	1	1	7	
		旧松尾村	18	250	5	6	0	0	13	
		旧安代町	47	646	6	6	0	0	41	
小計	181	2,422	20	25	2	2	159			
盛岡広域局管内 合計		313	4,097	33	40	4	4	276		
県南	奥州市	44	237	5	6	0	0	39		
	旧水沢市	4	22	0	0	0	0	4		
	旧江刺市	26	153	5	6	0	0	21		
	旧前沢町	3	20	0	0	0	0	3		
	旧胆沢町	1	2	0	0	0	0	1		
	旧衣川村	10	40	0	0	0	0	10		
	金ヶ崎町	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	44	237	5	6	0	0	39		
	花巻	花巻市	62	338	6	6	0	0	56	
		旧花巻市	22	181	1	1	0	0	21	
旧大迫町		27	113	4	4	0	0	23		
旧石鳥谷町		1	3	0	0	0	0	1		
旧東和町		12	41	1	1	0	0	11		
小計	62	338	6	6	0	0	56			
北上	北上市	20	101	3	3	0	0	17		
	西和賀町	27	209	8	8	0	0	19		
	旧湯田町	19	156	7	7	0	0	12		
	旧沢内村	8	53	1	1	0	0	7		
小計	47	310	11	11	0	0	36			
遠野	遠野市	128	902	21	20	0	0	107		
	旧遠野市	80	506	11	11	0	0	69		
	旧宮守村	48	396	10	9	0	0	38		
	小計	128	902	21	20	0	0	107		
一関	計※1	6	45	0	0	0	0	6		
	平泉町	1	15	0	0	0	0	1		
	一関市※2	108	655	9	8	0	0	99		
	旧一関市	3	24	0	0	0	0	3		
	旧花泉町	2	6	0	0	0	0	2		
	小計	5	30	0	0	0	0	5		
千厩	旧大東町	39	219	2	2	0	0	37		
	旧藤沢町	9	68	0	0	0	0	9		
	旧千厩町	7	55	0	0	0	0	7		
	旧東山町	22	181	3	4	0	0	19		

資料編 2 災害予防計画

振興局等	市町村	溪流数	家主対象 人家戸数	防止施設					摘要	
				概成溪流		着手溪流		未着手 溪流		
				溪流数	施設数	溪流数	施設数			
	旧室根村	8	80	2	0	0	0	6		
	旧川崎村	18	90	2	2	0	0	16		
	小計※3	103	625	9	8	0	0	94		
県南広域管局内 合計		390	2,525	52	51	0	0	338		
沿岸	釜石市	251	7,531	34	37	15	15	202		
	大槌町	56	1,289	10	10	1	1	45		
	小計	307	8,820	44	47	16	16	247		
宮古	宮古市	271	4,065	18	21	2	2	251		
	旧宮古市	160	2,889	10	13	2	2	148		
	旧田老町	25	327	1	1	0	0	24		
	旧新里村	32	375	4	4	0	0	28		
	旧川井村	54	474	3	3	0	0	51		
	山田町	93	1,524	4	5	3	3	86		
	小計	364	5,589	22	26	5	5	337		
岩泉	岩泉町	160	1,773	25	27	13	13	122		
	田野畑村	27	262	3	3	1	1	23		
	小計	187	2,035	28	30	14	14	145		
大船渡	大船渡市	166	3,233	14	15	0	0	152		
	陸前高田市	93	1,082	7	11	0	0	86		
	住田町	69	516	3	3	1	1	65		
	小計	328	4,831	24	29	1	1	303		
沿岸広域局管内 合計		1,186	21,275	118	132	36	36	1,032		
県北	久慈市	80	585	6	6	0	0	74		
	旧久慈市	60	483	4	4	0	0	56		
	旧山形村	20	102	2	2	0	0	18		
	普代村	24	235	1	1	0	0	23		
	洋野町	5	35	0	0	0	0	5		
	旧種市町	5	35	0	0	0	0	5		
	旧大野村	0	0	0	0	0	0	0		
	野田村	12	65	0	0	0	0	12		
	小計	121	920	7	7	0	0	114		
	二戸	二戸市	63	733	1	1	1	1	61	
		旧二戸市	52	612	1	1	1	1	50	
旧浄法寺町		11	121	0	0	0	0	11		
軽米町		26	202	1	1	0	0	25		
九戸村		34	508	4	6	0	0	30		
一戸町		71	995	5	8	0	0	66		
小計		194	2,438	11	16	1	1	182		
県北広域局管内 合計		315	3,358	18	23	1	1	296		
計		2,204	31,255	221	246	41	41	1,942		

※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2：新一関市の合計

※3：旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】

土石流危険溪流

土危Ⅰ：保全人家5戸以上

土危Ⅱ：保全人家1～4戸

準ずる：人家はないが新規立地が見込まれる箇所

資料編 2 災害予防計画

2-16-8 山地災害危険地区市町村別一覧

(令和4年3月末現在)

市町村名	国 有 林 地 内			民 有 林 地 内		
	箇所数	防 止 施 設		箇所数	防 止 施 設	
		概 成	工事中		概 成	工事中
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
盛岡市 1	11		8	144	19	25
宮古市 2	13		9	387	93	106
大船渡市 3				181	81	20
花巻市 4	20		9	224	46	87
北上市 5	13		12	64	14	36
久慈市 6	8	2	6	222	67	67
遠野市 7	3		3	105	4	89
一関市 8	35		12	463	107	160
陸前高田市 9	1			125	52	21
釜石市 10	11		10	185	74	50
二戸市 11	1		1	150	39	46
八幡平市 12	47		21	136	26	46
奥州市 13	17		10	216	21	99
滝沢市 14				13	2	1
雫石町 15	67		29	37	2	24
葛巻町 16	1		1	130	13	40
岩手町 17	4		4	30	4	2
紫波町 18	1		1	19	5	6
矢巾町 19	7		6	7	3	0
西和賀町 20	17		11	108	21	47
金ヶ崎町 21	2		2	32	6	15
平泉町 22				22	13	4
住田町 23	3		3	117	38	18
大槌町 24	10		8	73	26	23
山田町 25	13		12	63	17	17
岩泉町 26	29		17	196	42	33
田野畑村 27	1		1	76	21	14
普代村 28				54	26	8
軽米町 29				32	11	5
野田村 30				31	10	13
九戸村 31				37	5	13
洋野町 32				25	7	5
一戸町 33	11	3	1	69	16	12
県計	346	5	197	3,773	931	1,152

(注) 山地災害危険箇所数には、地すべり危険箇所数を除く。工事中には「一部概成」箇所を含む。
箇所数は大括り(山地災害危険区域)の数値

2-16-9 山地災害防止対策事業調
県事業分

(令和4年3月末現在)

事業名	計		画		施行実績(県単事業を含む)		摘要
	計画年次	計画概要	施行箇所	施行概要	施行年次	施行概要	
治山事業	昭62～平3	施行箇所 安定面積 事業費 777箇所 3,957ha 16,847百万円	施行箇所 安定面積 事業費 595箇所 3,900ha 18,383百万円	昭62～平3	施行箇所 安定面積 事業費	595箇所 3,900ha 18,383百万円	第7次治山事業 5ヶ年計画
	平4～平8	施行箇所 安定面積 事業費 722カ所 4,812ha 22,215百万円	施行箇所 安定面積 事業費 562カ所 5,143ha 23,672百万円	平4～平8	施行箇所 安定面積 事業費	562カ所 5,143ha 23,672百万円	第8次治山事業 5ヶ年計画
	平9～平15	施行箇所 事業費 714カ所 30,100百万円	施行箇所 事業費 579カ所 28,656百万円	平9～平15	施行箇所 事業費	579カ所 28,656百万円	第9次治山事業 7ヶ年計画
	平16～平22	施行箇所 事業費 609カ所 17,682百万円	施行箇所 事業費 791カ所 17,350百万円	平16～平22	施行箇所 事業費	791カ所 17,350百万円	治山事業7箇年 実施計画
	平23～平26	施行箇所 事業費 314カ所 8,850百万円	施行箇所 事業費 318カ所 6,802百万円	平23～平26	施行箇所 事業費	318カ所 6,802百万円	治山事業四箇年 実施計画
	平27～平30	施行箇所 事業費 279カ所 6,541百万円	施行箇所 事業費 254カ所 6,708百万円	平27～平30	施行箇所 事業費	254カ所 6,708百万円	治山事業四箇年 実施計画 (第2期)
	令元～令4	施行箇所 事業費 283カ所 6,388百万円	施行箇所 事業費 206カ所 4,961百万円	令元～令3	施行箇所 事業費	206カ所 4,961百万円	治山事業四箇年 実施計画 (第3期)

(注) 1 治山事業には、地すべり防止、県単治山、保安林整備を含む。

2 平成16～22年度は、国の治山事業計画から森林整備保全事業計画(全国計画)に移行しているため、県の治山事業は、治山事業7箇年実施計画を策定し実施。平成23年度以降は計画期間を4年間としている。

資料編 2 災害予防計画

2-16-10 急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧（危険箇所Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（令和4年3月31日現在）

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域指定区域数		
		危険箇所数		要対策箇所数	概成箇所数	工事中箇所数			
		自然斜面	人工斜面						
盛岡	盛岡市	71	62	9	62	8	2	11	
	旧盛岡市	70	61	9	61	8	2	11	
	旧玉山村	1	1	0	1	0	0	0	
	雫石町	12	12	0	12	2	0	3	
	滝沢市	10	6	4	6	0	0	0	
	紫波町	1	1	0	1	0	0	0	
	矢巾町	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	94	81	13	81	10	2	14	
	岩手	葛巻町	30	30	0	30	4	0	4
		岩手町	24	16	8	16	2	0	2
		八幡平市	28	19	9	19	6	0	6
		旧西根町	6	3	3	3	0	0	0
		旧松尾村	5	3	2	3	0	0	0
		旧安代町	17	13	4	13	6	0	6
小計	82	65	17	65	12	0	12		
盛岡広域局管内 合計		176	146	30	146	22	2	26	
県南	奥州市	69	58	11	58	11	0	15	
	旧水沢市	20	17	3	17	0	0	0	
	旧江刺市	23	16	7	16	5	0	8	
	旧前沢町	19	18	1	18	6	0	7	
	旧胆沢町	1	1	0	1	0	0	0	
	旧衣川村	6	6	0	6	0	0	0	
	金ヶ崎町	7	5	2	5	0	0	0	
	小計	76	63	13	63	11	0	15	
	花巻	花巻市	60	47	13	47	13	0	18
		旧花巻市	46	34	12	34	7	0	12
旧大迫町		11	10	1	10	5	0	5	
旧石鳥谷町		1	1	0	1	0	0	0	
旧東和町		2	2	0	2	1	0	1	
小計	60	47	13	47	13	0	18		
北上	北上市	33	22	11	22	2	0	2	
	西和賀町	34	17	17	17	2	0	1	
	旧湯田町	32	16	16	16	2	0	1	
	旧沢内村	2	1	1	1	0	0	0	
小計	67	39	28	39	4	0	3		
遠野	遠野市	14	12	2	12	1	0	3	
	旧遠野市	10	9	1	9	1	0	2	
	旧宮守村	4	3	1	3	0	0	1	
小計	14	12	2	12	1	0	3		
一関	計※1	54	47	7	47	14	1	24	
	平泉町	9	9	0	9	0	0	0	
	一関市※2	113	96	17	96	34	2	43	
	旧一関市	37	30	7	30	9	1	18	
	旧花泉町	8	8	0	8	5	0	6	
小計	45	38	7	38	14	1	24		
千厩	旧大東町	18	16	2	16	6	0	6	
	旧藤沢町	2	2	0	2	1	0	1	
	旧千厩町	23	16	7	16	6	1	4	
	旧東山町	14	14	0	14	3	0	3	
	旧室根村	5	5	0	5	0	0	0	
	旧川崎村	6	5	1	5	4	0	5	
小計	68	58	10	58	20	1	19		

資料編 2 災害予防計画

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域 指定区域数		
		危険箇所数		要対策 箇所数	概成 箇所数	工事中 箇所数			
		自然斜面	人工斜面						
県南広域局管内 合計		339	266	73	266	63	2	82	
沿岸	釜石市	330	326	4	326	62	1	69	
	大槌町	81	79	2	79	13	0	13	
	小計	411	405	6	405	75	1	82	
	宮古	宮古市	167	167	0	167	43	2	41
		旧宮古市	123	123	0	123	31	2	25
		旧田老町	18	18	0	18	7	0	10
		旧新里村	10	10	0	10	3	0	3
		旧川井村	16	16	0	16	2	0	3
		山田町	33	33	0	33	7	0	10
		小計	200	200	0	200	50	2	51
	岩泉	岩泉町	49	49	0	49	7	0	7
		田野畑村	19	19	0	19	0	0	0
		小計	68	68	0	68	7	0	7
	大船渡	大船渡市	184	156	28	156	24	0	27
		陸前高田市	88	77	11	77	14	1	16
住田町		35	34	1	34	3	0	3	
小計		307	267	40	267	41	1	46	
沿岸広域局管内 合計		986	940	46	940	173	4	186	
県北	久慈市	72	62	10	62	4	0	4	
	旧久慈市	61	53	8	53	3	0	3	
	旧山形村	11	9	2	9	1	0	1	
	普代村	17	13	4	13	1	0	1	
	洋野町	23	16	7	16	5	0	6	
	旧種市町	15	9	6	9	4	0	5	
	旧大野村	8	7	1	7	1	0	1	
	野田村	8	6	2	6	2	0	4	
	小計	120	97	23	97	12	0	15	
	二戸	二戸市	83	71	12	71	11	1	12
		旧二戸市	62	52	10	52	7	1	7
		旧浄法寺町	21	19	2	19	4	0	5
		軽米町	23	18	5	18	2	0	3
		九戸村	11	10	1	10	0	0	1
		一戸町	54	51	3	51	8	1	5
小計		171	150	21	150	21	2	21	
県北広域局管内 合計		291	247	44	247	33	2	36	
計		1,792	1,599	193	1,599	291	10	330	

※1:旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2:新一関市の合計

※3:旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所Ⅰ : 保全人家5戸以上または公共施設がある箇所

危険箇所Ⅱ : 保全人家1～4戸

危険箇所Ⅲ : 人家はないが新規立地が見込まれる箇所

資料編 2 災害予防計画

2-16-11 急傾斜地崩壊対策事業の実施状況

(令和4年3月31日現在)

所管別	事業主体	現状 (平27末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成箇所 287 箇所	令3 ～ 令7	着手箇所 14 箇所 (うち概成 6 箇所)	令3 ～ 令7	着手箇所 8 箇所 (うち概成 2 箇所)	

資料編 2 災害予防計画

2-16-12 災害報告（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）

第 報

災害報告（地すべり）

(年 月 日 時 分 現在)

ふりがな					地区名		
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字			
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日	時 分	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する			
根拠	[巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ()]						
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月 日 時 分	避難勧告発令時刻	月 日 時 分				
避難指示（緊急）発令時刻	月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻	月 日 時 分				
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分				
発生要因	[降雨 ・ 地震 ・ 融雪 ・ その他 () ・ 原因不明]						
降雨状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時			
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時			
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時			
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km			
融雪	観測所名			災害発生場所からの距離 km			
	災害発生時の積雪深 cm	年 月 日 時					
地すべり規模	幅 m	長さ m	斜面勾配 度	移動層厚 m	拡大の見込	有・無	
	保全対象人家戸数 戸		公共施設				
天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ m	最大幅 m	最大長さ m	湛水(有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施(有・無・検討中)		
移動状況	最大時間移動量(時速)	cm or m	年 月 日 時 ~ 時	観測地点			
	移動総量	cm or m	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	観測地点			
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
	変状	き裂 有・無	陥没 有・無	隆起 有・無	湧水 有・無	末端の押出の有無 有・無	
既存施設状況	既存施設(有・無)(具体内容:) 既存施設の被災(有・無)(具体内容:)						
危険箇所	地すべり危険箇所	該当 有・無	危険度 [A・B・C]	区域所管 [国交・林・農]			
	地すべり防止区域	指定 有・無	指定年 年				
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》名	被害者年齢	才	農地被害 (種類・面積)	
		行方不明	《 》《 》名		才		
		負傷者	《 》《 》名		才		
	人家被害	全壊・流出	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
		半壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
		一部損壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)				
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
その他							
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
の が へ (発令、解除)							
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)							
応急対応							
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]						
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域				
	保安林	土石流危険渓流[I・II・準ずる]	建築基準法による災害危険区域				
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域				
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域				
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅造基準条例の適用区域				
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域				
		災害対策基本法に基づく警戒区域					
	その他 ()						
報告者	①所属 氏名	③所属 氏名					
	②所属 氏名	④所属 氏名					
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること					座標	緯度 度 分 秒	
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする					経度 度 分 秒	本省公表の有無:	

資料編 2 災害予防計画

第 報

災 害 報 告 (土石流等)

(年 月 日 時 分 現在)

発生場所	[都・道・府・県] [市・郡] [区・町・村]			大字	地区名			
河川名	[1級・2級・その他]	水系	川		[沢・川・谷]			
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年月日	時	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する				
根拠	[巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ()]							
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()							
避難情報等の発令時刻	避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月	日	時	分	概略のポンチ絵 (別途添付すること)		
	避難勧告 発令時刻	月	日	時	分			
	避難指示 (緊急) 発令時刻	月	日	時	分			
	土砂災害警戒情報 発表時刻	月	日	時	分			
	避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分			
	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分			
発生要因	[降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]							
降雨状況	異常気象名							
	観測所名	災害発生場所からの距離 km						
	連続雨量 mm	年	月	日	時	～		
	最大24時間雨量 mm/24hr	年	月	日	時	～		
	最大時間雨量 mm/hr	年	月	日	時	～		
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km				
融雪	観測所名	災害発生場所からの距離 km						
	災害発生時の積雪深 cm	年	月	日	時			
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂量 m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積 / 程度		
	流木流出状況	流出流木量 m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積 / 程度		
	氾濫面積 m ²	氾濫最大延長×氾濫最大幅 m×m	平均堆積深	最大堆積深				
	氾濫開始点の勾配 度	氾濫終息点の勾配 度						
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ m	最大幅 m	最大長さ m	湛水 (有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施 (有・無・検討中)		
	既存施設状況	既存施設 (有・無) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容:) 既存施設による土砂捕捉 (有・無・調査中) ・流木捕捉 (有・無・調査中)						
溪流の情報	区分 [I・II・準ずる・危険溪流ではない (番号:)]	流域面積 km ²	河床勾配 1/					
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才	公共的建物・要配慮者利用施設		
		行方不明	《 》《 》《 》名	被害者	才			
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才			
	物的被害	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
			半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
			一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
			床上浸水	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
床下浸水			《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)	農地被害 (種類・面積)				
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
二次災害の可能性	(有・無)							
保全対象	km下流に人家 戸 (人)	道路名等	(その他)					
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)							
応急対応								
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無					[有・無・調査中]		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)	地すべり防止区域 [国交・林・農]					
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域						
その他 ()								
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名				
	②所属	氏名	④所属	氏名				
* [添付図面等]					座標	緯度 度 分 秒 経度 度 分 秒		
都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事						本省公表の有無:		
* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること								
* 写真は、別途e-mailにて送付すること								
* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする								

資料編 2 災害予防計画

第 報

災 害 報 告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 分 現在)

発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日	時 分	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する	
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月 日 時 分	避難勧告発令時刻	月 日 時 分		
避難指示(緊急) 発令時刻	月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻	月 日 時 分		
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分		
発生要因	[降雨・地震・融雪・その他()・原因不明]				
降雨状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時	
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時	
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km	
	観測所名	災害発生場所からの距離 km			
融雪	観測所名	災害発生場所からの距離 km			
	災害発生時の積雪深 cm	年 月 日 時			
斜面の種類	自然斜面	H= m	横断図(別途添付すること)		概況平面図(別途添付すること)
	人工斜面	H= m			
	勾配	θ1 度			
拡大の見込み	[有・無]				
保全対象	人家	戸			
	公共的建物				
崩壊の状況	高さ	m	巾	m	
	面積	m ²	勾配θ2	度	
	崩壊又は流出土砂量	m ³			
	がけ下端の堆積深	m			
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m		
		②家屋	m		
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m		
		②家屋	m		
	崩土の到達距離	m			
	その他				
既存施設状況	既存施設(有・無)(具体内容:) 既存施設の被災(有・無)(具体内容:)				
斜面の情報	区分	[I・II・準ずる・危険箇所ではない]			
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才 (種類・面積)
		行方不明	《 》《 》《 》名	才	農地被害
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造
半壊			《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸 RC 《 》《 》《 》戸
一部損壊			《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸 RC 《 》《 》《 》戸
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)	公共的建物・要配慮者利用施設
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)			
	その他				
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)				
	の	が	へ	(発令、解除)	
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)				
応急対応					
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]				
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国交・林・農]		
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域		
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域		
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条項で建築を制限している区域		
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域		
		災害対策基本法に基づく警戒区域	宅造基準条例の適用区域		
		その他()			
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名	
	②所属	氏名	④所属	氏名	
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること		座標	緯度	度	分
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと			経度	度	分
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする		本省公表の有無:			

災 害 報 告 【雪 崩】

(時点)

ふりがな					区 域 名
発生場所	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]	
発生日時	年	月	日	雪崩危険箇所番号	
気 象 状 況	雪崩発生時の天気				
	雪崩発生時の積雪深	cm	観 測 所 名	観測所との距離	観測所との標高差
	雪崩発生時の気温	℃			
	雪崩発生時の降雪深	cm	日	時	～ 日 時
保 全 対 象	人 家 戸	斜面の向き			
	公共的建物 公共的施設				
斜面の高さ	m	概況平面図		縦断面図	
植生の状況					
崩壊の状況	拡大の見込み		別添	別添	
	雪崩の種類				
	高 さ	m			
	幅	m			
	雪崩雪量	m ³			
	発生区の傾斜度	°			
	走路の長さ	m			
	見通し角	°			
被害の状況	死者・負傷者等	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名	
	住宅被害	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸	
	公共的建物被害	棟			
	その他の建物被害	棟			
	その他の概況				
応急対応及び警戒被難状況	応 急 対 応				
	被 難 状 況	自主避難 世帯 人	勧告・指示 世帯 人		
	地域防災計画記載				
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	急傾斜地崩壊危険区域	保安林	国有林	民有林	
	急傾斜地崩壊危険箇所	建築基準法による災害危険区域			
	地すべり防止区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	砂防指定地	旧住宅地造成事業に関する法律適用区域			
	土砂災害特別警戒区域	宅地造成工事規制区域			
	土砂災害警戒区域	宅造基準条例の適用区域			
	災害対策基本法防災計画区域	都市計画に基づく開発許可制度の適用区域			
	その他 ()				
備 考	拡大の見込みについての理由:				
	保全対象への影響:				
	緊急連絡体制の状況:				
	交通規制等:				
	今後の対応:				
	災害関連緊急事業申請の有無:				
報 告 者	①所属	氏名	③所属	氏名	
	②所属	氏名	④所属	氏名	
※災害報告は、発生場所、座標、被害の状況を優先的に確認するものとし第1報はわかっている範囲でできるだけ早く連絡すること。					
※スラッシュ雪崩の場合はタイトル欄にスラッシュ雪崩と記載すること。					
座標	緯度		経度		

資料編 2 災害予防計画

2-16-13 岩手労働局における土石流による労働災害防止対策

土石流危険河川（*1）において建設工事の作業を行うときは、土石流による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則に定める措置が講じられるよう監督指導等を行うほか、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（*2）による指導を行う。

（*1）土石流危険河川

- 1 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が 0.2km² 以上であって、上流側（支川を含む）の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川
- 2 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川
- 3 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

（*2）「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の概要

- 1 地形等及び過去の土石流の発生状況について、作業着手前の調査の実施
- 2 土石流による労働災害防止のための規定の策定
- 3 降雨量等の把握
- 4 警戒降雨量基準の設定及び当該基準に達した場合に講ずべき措置
- 5 融雪又は地震の場合に講ずべき措置
- 6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずべき措置
- 7 警報及び避難の方法等
- 8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避
- 9 避難訓練の 6 ヶ月毎の定期実施とその記録
- 10 土石流災害防止に関する安全教育の実施
- 11 元方事業者の講ずべき措置
- 12 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずべき措置

資料編 2 災害予防計画

2-17 火災予防計画

2-17-1 消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調

(平成26年4月1日現在)

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - () 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
1	消防相互応援協定	大船渡市、陸前高田市		34. 7.10
2	消防相互応援協定	大船渡市、住田町		34. 7.10
3	相互応援協定	久慈市、洋野町(種市町)		34. 8.10
	相互応援協定	久慈市、洋野町(大野村)		34. 8.10
4	相互応援協定	久慈市、野田村		34. 8.10
5	相互応援協定	久慈市、岩泉町		38. 7.20
6	相互応援協定	久慈市(山形村)、九戸村		46. 6.10
7	相互応援協定	久慈市(山形村)、軽米町		46.10.20
8	相互援助協定	久慈市(山形村)、葛巻町		34. 6. 7
9	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市、洋野町、野田村、普代村		18.12. 5
10	相互応援協定	洋野町、軽米町		19. 2. 1
11	消防相互応援協定	陸前高田市、住田町		34. 7.11
12	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、花巻市(東和町)		31.11. 1
13	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、一関市(大東町)、住田町		46. 7. 1
14	水沢市、前沢町、江刺市、金ヶ崎町、胆沢町消防相互応援協定	奥州市(水沢市、江刺市、胆沢町、前沢町)、金ヶ崎町		31.11. 1
15	相互援助協定	葛巻町、岩泉町		34. 6. 7
16	相互援助協定	葛巻町、九戸村		34. 6. 7
17	相互援助協定	葛巻町、一戸町		34. 6. 7
18	相互援助協定	葛巻町、岩手町		34. 6. 7
19	相互援助協定	岩手町、一戸町		42. 2. 1
20	山田町、大槌町の消防相互応援協定	山田町、大槌町		45. 6. 1
21	消防援助協定	野田村、岩泉町		38. 7.20
22	消防援助協定	普代村、岩泉町		38. 7.20
23	消防援助協定	岩泉町、宮古市(旧田老町)		38. 7.20
24	相互応援協定	軽米町、八戸市(南郷村)	○	11. 1.22
25	相互応援協定	軽米町、南部町(名川町)	○	11. 1.22
26	相互応援協定	軽米町、階上町	○	11. 1.22
27	相互応援協定	軽米町、洋野町(大野村)		34. 7.15
28	相互応援協定	軽米町、九戸村		34. 7.15
29	洋野町・階上町消防相互応援協定	洋野町、階上町	○	19. 9. 1
30	消防相互応援協定	盛岡市(玉山村)、八幡平市(西根町、松尾村、安代町)、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、紫波町		19. 3.30
31	消防相互応援協定	花巻市(旧花巻市、東和町)、北上市、奥州市(江刺市)、西和賀町(湯田町、沢内村)、金ヶ崎町		4.10. 1
32	宮古、下閉伊地区消防応援協定	宮古市(田老町、新里村、川井村)、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村		41. 9.19
33	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市(旧久慈市、山形村)、洋野町(種市町、大野村)、野田村、普代村		62. 4. 1
34	災害時における消防相互応援協定	二戸市(旧二戸市、浄法寺町)、八幡平市(安代町)、一戸町、軽米町、九戸村、三戸町(青森県)、田子町(青森県)	○	9. 5. 1

資料編 2 災害予防計画

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - () 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
35	消防相互応援協定	花巻市（花巻地区消防事務組合、大迫町、東和町）、遠野市（遠野地区消防事務組合、宮守村）		24. 5. 1
36	広域消防相互応援協定（高速道路に関する協定）	一関市（両磐地区消防組合）、栗原市（栗原地域広域行政事務組合）	○	57. 3.26
37	広域消防相互応援協定	一関市（両磐地区消防組合）、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	8.12.10
38	八戸自動車道消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	61.11.27
39	消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	11. 3.18
40	消防相互応援に関する協定	久慈広域連合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	20. 4. 1
41	救急業務応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、宮古地区広域行政組合		50. 7. 1
42	消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、大曲仙北広域市町村圏組合	○	51.10.28
43	東北自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、鹿角広域行政組合	○	6. 6. 1
44	消防相互応援協定	奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合）、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	16.9.14
45	秋田自動車道北上・横手間消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
46	消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
47	消防相互応援協定	遠野市、住田町、大船渡地区消防組合		19.12. 1
48	消防相互応援協定	遠野市（旧遠野市、遠野地区消防事務組合）釜石市、釜石大槌地区行政事務組合		20. 3. 31
49	消防相互応援協定	釜石市、大槌町、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
50	東北自動車道及び八戸自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合）、一関市（両磐地区消防組合）、花巻市（花巻地区消防事務組合）、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合		52.11.19
51	消防相互応援協定	釜石市、大船渡市、大船渡地区消防組合、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
52	消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、大船渡地区消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合、江刺市）、花巻市（花巻地区消防事務組合）、北上地区消防組合、久慈地区広域行政事務組合、遠野市（遠野地区消防事務組合）、一関市（両磐地区消防組合）、二戸地区広域行政事務組合、釜石大槌地区行政事務組合、陸前高田市		19. 4. 1
53	岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定	一関市（藤沢町）、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、気仙沼市、南三陸町、本吉町、栗原市、登米市	○	18. 7. 6
54	消防相互応援協定	花巻市（石鳥谷町、大迫町）、紫波町		34. 7. 1
55	東北横断自動車道釜石秋田線（宮守IC～東和IC）消防相互応援協定	遠野市、花巻市、奥州金ヶ崎行政事務組合		24. 4.13
56	広域消防相互応援協定	一関市（両磐地区消防組合）、陸前高田市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	○	34. 7. 1

資料編 2 災害予防計画

2-17-2 消防力一覧表

(令和3年4月1日現在)

区分 市町村名等	人員		主な消防車両					小型動力 ポンプ
	消防 吏員	消防 団員	ポンプ自動車 (水そう付含)	水そう車	(屈折)はしご 付消防自動車	化学消防 自動車	救急 自動車	
盛岡地区広域消防組合	583	—	28	1	1	1	23	13
花巻市消防本部	146	—	7	2		1	8	7
北上地区消防組合	144	—	9	1		1	8	
奥州金ヶ崎行政事務組合	170	—	9	2		2	9	
一関市消防本部	217	—	15	1		1	11	
大船渡地区消防組合	93	—	5		1	1	6	
陸前高田市消防本部	35	—	4				3	2
釜石大槌地区行政事務組合	110	—	5	1		2	5	2
遠野市消防本部	51	—	4				3	
宮古地区広域行政組合	204	—	12	2	1	1	11	6
久慈広域連合	140	—	9	1	1	2	8	4
二戸地区広域行政事務組合	114	—	8	1	1		6	2
消防本部計	2,007	—	115	12	5	12	101	36
盛岡市	—	1,088	45					31
八幡平市	—	770	28					38
雫石町	—	272	17					9
葛巻町	—	282	8					12
岩手町	—	337	8					26
滝沢市	—	308	14					7
紫波町	—	516	14					20
矢巾町	—	308	14					6
花巻市	—	1,680	42					90
北上市	—	914	18					46
西和賀町	—	329	6					19
奥州市	—	1,635	34					112
金ヶ崎町	—	341	6					17
一関市	—	2,415	41					144
平泉町	—	198	3					11
大船渡市	—	778	22					28
住田町	—	356	5					15
陸前高田市	—	587	12					25
遠野市	—	833	15					52
釜石市	—	566	21					21
大槌町	—	157	8					9
宮古市	—	1,113	46					59
山田町	—	300	13					13
岩泉町	—	504	16					42
田野畑村	—	192	6					9
久慈市	—	753	17					45
普代村	—	140	4					7
野田村	—	210	3					10
洋野町	—	523	15					28
二戸市	—	806	22					41
軽米町	—	402	9					18
九戸村	—	301	5					13
一戸町	—	421	9					25
消防団計	—	20,335	546	0	0	0	0	1,048

2-20 海上災害予防計画
2-20-1 入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況

(1) タンカー入港隻数

港名	年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	入港船舶の大きさ
釜石	隻	221	237	208	236	219	199	199	222	213	197	173	176	157	168	169	160	161	153	49	137	156	158	155	138	148	142	142	130	99トン～4,213トン
	噸	135	99	32	7	11	20	29	30	21	33	19	18	23	16	11	54	43	26	12	16	1	0	2	1	1	1	1	1	69～995
大船渡	隻	443	428	365	315	288	307	330	325	333	316	280	160	57	22	32	117	47	17	7	11	1	2	1	2	0	0	0	0	69～17,999
	噸	23	16	25	20	17	18	14	21	8	6	30	34	27	20	23	9	12	30	15	14	14	16	12	12	12	12	12	12	69～498

(2) 石油等危険物取扱量

港名	年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
釜石	トン	342,760	360,812	364,556	412,420	412,650	390,330	388,470	417,390	407,220	370,870	316,860	307,030	290,320	317,200
	噸	33,467	24,651	9,697	4,750	4,275	5,160	7,651	6,700	5,980	6,250	3,400	2,550	3,250	2,380
大船渡	トン	445,355	450,236	360,129	364,766	364,457	365,844	329,851	359,134	341,259	284,641	250,890	148,712	176,195	172,030
	噸	1,110,773	564,949	207,271	6,766	6,694	5,660	5,816	7,070	6,176	7,833	5,355	5,693	5,278	3,695
釜石	トン	332,060	313,810	302,220	307,442	120,930	290,150	296,109	308,930	309,002	314,380	316,990	315,040	288,880	284,538
	噸	1,600	3,150	3,420	3,900	1,940	2,731	652	0	1,172	700	700	709	669	720
大船渡	トン	143,500	52,670	34,038	16,012	3,998	10,822	6,999	3,001	2,001	700	1,981	0	0	0
	噸	5,111	2,700	3,997	4,856	1,602	1,729	1,278	1,650	794	846	893	708	761	949

2-20-2 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況

岩手県沿岸排出油等防除協議会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
 - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
 - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
 - (3) 山田地区（山田町）
 - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
 - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を

資料編 2 災害予防計画

協議し、その実施を推進することとする。

6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料(4月1日現在のもの)を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他、必要な事項

(訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報

を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

- 2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。
- 3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む)、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成26年3月31日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成27年3月31日）から施行する。

2-20-3 各港湾の各種船艇の配置状況
 (1) 曳船一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	主機種類馬力×台数	推進器	速力	扱先
釜石港	尾崎丸	246.00	36.20	9.80	4.40	PS ディーゼル 2,000×2	プロペラ	ノット 13.30	海洋曳船(株)
	早池峰丸	184.00	33.20	8.80	3.80	ディーゼル 1,550×2	〃	14.50	0193(24)3322
大船渡港	磐手丸	183.00	29.98	8.80	3.80	ディーゼル 1,550×2	プロペラ	14.23	山和商店(有)
	第137佐賀丸	160.00	28.37	8.80	3.57	ディーゼル 1,500×2	〃	-	0192(22)5121 (株)佐賀組 0192(27)7331

(2) タンカーバージー一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	吃水	満載積載量 (タンク別, 及び合計)	所有者
釜石港	第三協同丸	トン 47.31	m 21.19	m 4.6	m 2.35	m —	kl 100	三陸興産
宮古港	第15多賀丸	19.00	20.50	4.70	1.91	1.80	10. 34.5 60.5 15 120	塩釜商会
	第57喜福丸	19.00	21.50	4.59	1.84	28.9	19.4×2 23.3×2 5.8 120	アベキ商店
大船渡港	第八大成丸	19.00	18.55	4.6	1.9	—	90	八木又商店

(3) 隣接海上保安部署巡視船艇要目一覧表

基地	釜		石		宮古		八戸			
	500トン型 PM 56 きたかみ	20メートル型 CL 72 きじかぜ	20メートル型 CL 73 はつかぜ	20メートル型 PL 06 しもきた	500トン型 PM 40 まべち	20メートル型 CL 75 むつぎく	20メートル型 CL 77 むつかぜ	1000トン型 PL 06 しもきた	500トン型 PM 40 まべち	20メートル型 CL 75 むつぎく
長×巾	72.0×10.0	20.0×4.5	20.0×4.5	91.4×11.0	56.0×8.5	20.0×4.5	91.4×11.0	56.0×8.5	20.0×4.3	20.0×4.5
総トン数	650	26	26	1,200	335	26	1,200	335	23	26

基地	塩			釜			石巻		気仙沼	
	ヘリコプター搭載型 PLH 05 ざおう	1000トン型 PL 74 まつしま	1000トン型 PL 64 くりこま	30メートル型 PC 127 うみざり	20メートル型 CL 125 しらはぎ	20メートル型 CL 59 しまかぜ	20メートル型 CL 60 ささかぜ	1000トン型 PL 64 くりこま	20メートル型 CL 125 しらはぎ	20メートル型 CL 59 しまかぜ
長×巾	105.0×15.0	92.0×11.0	89.0×11.0	32.0×6.5	20.0×4.5	20.0×4.5	32.0×6.5	20.0×4.5	20.0×4.5	20.0×4.5
総トン数	3,100	1,250	1,300	100	26	26	100	26	26	26

資料編 2 災害予防計画

2-21 災害対策基金確保計画

2-21-1 災害救助基金の現在高調

(令和4年4月1日現在)

内 訳	金 額	摘 要
定 期 預 金	619,324,960円	
計	619,324,960円	

2-21-2 財政調整基金の現在高調

(令和2年4月1日現在)

区 分	金 額	摘 要
現 金	18,328,677,963円	
計	18,328,677,963円	

3 災害応急対策計画

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろう	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-2-1-2 長周期地震動階級関連解説表

高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
2	室内で大きなゆれを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準		過去の特別警報に相当する事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和2年7月豪雨（死者・行方不明者86人） 令和元年東日本台風（死者行方不明者107人） 平成30年7月豪雨（死者・行方不明者245人） 平成29年7月九州北部豪雨（死者・行方不明者44人） 平成27年9月関東・東北豪雨（死者・行方不明者8人） 平成24年7月九州北部豪雨（死者行方不明者32人） 平成23年台風第12号（死者行方不明者98人）
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	平成5年台風第13号（死者・行方不明者48人）
高潮		高潮になると予想される場合	昭和34年台風第15号（伊勢湾台風） （死者・行方不明者5,000人以上）
波浪		高波になると予想される場合	昭和9年室戸台風 （死者・行方不明者3,000人以上）
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪（死者・行方不明者152人） 昭和38年1月豪雪（死者・行方不明者231人）

(別表1)大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	13	91
	八幡平市	13	112
	滝沢市	14	116
	雫石町	15	112
	葛巻町	13	90
	岩手町	13	95
	紫波町	12	112
	矢巾町	11	114
二戸地域	二戸市	8	90
	軽米町	9	104
	九戸村	10	102
	一戸町	11	96
花北地域	花巻市	15	95
	北上市	15	104
	西和賀町	15	126
遠野地域	遠野市	15	88
奥州金ヶ崎地域	奥州市	12	95
	金ヶ崎町	14	107
両磐地域	一関市	13	107
	平泉町	14	128
久慈地域	久慈市	8	94
	普代村	12	120
	野田村	10	128
	洋野町	13	103
宮古地域	宮古市	11	90
	山田町	10	133
	岩泉町	13	82
	田野畑村	11	120
釜石地域	釜石市	10	127
	大槌町	9	129
大船渡地域	大船渡市	12	120
	陸前高田市	10	120
	住田町	13	114

資料編 3 応急災害対策編

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=36.7, 大沢川流域=6.6, 南川流域=10.8, 築川流域=17.5, 濁川流域=10.1, 大橋川流域=5.4, 松川流域=22.8, 西郡川流域=5.7, 金洗川流域=6.2, 砂子川流域=5.7, 諸葛川流域=18.5, 米内川流域=15.4, 湯沢川流域=5.7, 生出川流域=9.5, 飛田川流域=5.9	北上川流域=(5, 36.7), 雫石川流域=(11, 35.7), 大橋川流域=(7, 4.8), 松川流域=(5, 20.5)	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]
	八幡平市	安比川流域=14.2, 目名市川流域=7.4, 打田内川流域=7.7, 鍋越川流域=10.2, 松川流域=22.9, 赤川流域=21.6, 涼川流域=8.5, 押口沢流域=4.6, 小松尾沢川流域=5.3, 米代川流域=29.2, 矢神川流域=7	安比川流域=(7, 12.7), 打田内川流域=(7, 6), 松川流域=(5, 20.6), 涼川流域=(5, 6.8), 押口沢流域=(5, 4.1), 米代川流域=(5, 26.2), 矢神川流域=(5, 6.3)	—
	滝沢市	北上川流域=54.6, 諸葛川流域=14.6, 金沢川流域=8.5, 越前堰流域=10.4, 木賊川流域=5.8, 巢子川流域=4.9, 仁沢瀬川流域=5.3	木賊川流域=(6, 5.2), 巢子川流域=(6, 4.4)	—
	雫石町	雫石川流域=36.6, 黒沢川流域=10.9, 矢櫃川流域=13, 南畑川流域=18.9, 鶯宿川流域=14.7, 赤沢川流域=8.4, 上野沢流域=6.5, 志戸前川流域=16.5	矢櫃川流域=(5, 11.7), 鶯宿川流域=(5, 13.2), 赤沢川流域=(5, 7.5), 上野沢流域=(5, 5.8)	—
	葛巻町	馬淵川流域=18.8, 星野川流域=5.7, 山形川流域=11.6, 外川川流域=11.4, 元町川流域=5.6, 宇別川流域=10.7, 土谷川流域=8.3	馬淵川流域=(5, 14.7), 土谷川流域=(5, 7.4)	—
	岩手町	北上川流域=3.3, 古館川流域=11.4, 江刈内川流域=4.5, 大坊川流域=10.2, 笈ノ口川流域=3.3, 横沢川流域=6.2, 朽木川流域=5, 太田川流域=4, 黒内川流域=8.2, 黒石川流域=8.4	北上川流域=(5, 2.9), 江刈内川流域=(5, 4), 笈ノ口川流域=(11, 2.9), 横沢川流域=(5, 5.5)	—
	紫波町	滝名川流域=15.5, 赤沢川流域=9.6, 平沢川流域=4.6, 大坪川流域=6.9, 岩崎川流域=12.6, 沢内川流域=7.6, 佐比内川流域=7.2, 平栗沢流域=2.3, 中沢川流域=5.1, 宮手川流域=9.6	北上川流域=(5, 51.3), 滝名川流域=(5, 13.9), 赤沢川流域=(5, 8.6), 平沢川流域=(7, 4.5), 大坪川流域=(9, 4), 岩崎川流域=(5, 11.3), 沢内川流域=(5, 6.8), 佐比内川流域=(5, 6.4), 平栗沢流域=(5, 2)	北上川上流[明治橋・紫波橋]
矢巾町	大白沢川流域=6.2, 太田川流域=9.1, 岩崎川流域=6.1, 芋沢川流域=3.7, 向田川流域=3.4	大白沢川流域=(6, 5.6), 岩崎川流域=(6, 6.1), 芋沢川流域=(6, 3.3)	北上川上流[明治橋]	
二戸地域	二戸市	馬淵川流域=36.5, 金田一川流域=11.4, 仁左平川流域=6.7, 十文字川流域=13, 白鳥川流域=8.5, 安比川流域=36.2, 中沢川流域=4.1, 蔭前川流域=5.5, 川又川流域=8.3, 岡本川流域=11, 吉田川流域=5.9, 太田川流域=7.3, 山内川流域=8.6	馬淵川流域=(5, 34.7), 金田一川流域=(5, 10.2), 安比川流域=(5, 19.2)	—
	軽米町	雪谷川流域=19.6, 瀬月内川流域=11.4, 塚内川流域=4.1, 笹渡川流域=8.7, 沢尻川流域=4.7, 小玉川流域=10.9, 米田川流域=8.1, 蛇口川流域=6.3	雪谷川流域=(5, 17.6), 瀬月内川流域=(5, 10.2), 笹渡川流域=(5, 7.8), 沢尻川流域=(5, 4.2), 米田川流域=(5, 7.2), 蛇口川流域=(5, 5.6)	—
	九戸村	雪谷川流域=4.5, 瀬月内川流域=9.4, 荒田川流域=2.9, 大志田川流域=3.1, 安塔城沢流域=3.9	雪谷川流域=(7, 3.7), 瀬月内川流域=(5, 8.4), 荒田川流域=(5, 2.6)	—
	一戸町	馬淵川流域=27.7, 女鹿川流域=10.8, 平糠川流域=4.9, 二ツ石川流域=11.6, 小繋川流域=5.8, 田子川流域=5.7	馬淵川流域=(5, 27.2), 平糠川流域=(5, 4.4), 小繋川流域=(5, 5.7)	—
花北地域	花巻市	飯豊川流域=7.9, 後川流域=4.5, 瀬川流域=14.9, 添市川流域=11.3, 滝沢川流域=5.9, 稗貫川流域=15.6, 葛丸川流域=16.3, 薬師堂川流域=6, 台川流域=7.3, 小通川流域=4.4, 毒沢川流域=9.2, 小又川流域=9.8, 大堰川流域=5.7	北上川流域=(5, 32.4), 飯豊川流域=(5, 6.1), 豊沢川流域=(9, 18.2), 後川流域=(5, 4.2), 猿ヶ石川流域=(5, 37.8), 薬師堂川流域=(7, 3.6), 台川流域=(5, 5.3), 小又川流域=(5, 8.8)	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]
	北上市	和賀川流域=48, 黒沢川流域=7.6, 飯豊川流域=8.7, 夏油川流域=18, 尻平川流域=14.1, 北本内川流域=18.1	北上川流域=(5, 75.7)	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]
	西和賀町	和賀川流域=34, 南本内川流域=21.8, 小鬼ヶ瀬川流域=8.9, 鬼ヶ瀬川流域=12, 下前川流域=8.6, 本内川流域=12.2, 七内川流域=10.1, 横川流域=21.6	和賀川流域=(5, 30.6), 横川流域=(5, 19.4)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=39.1, 寺沢川流域=5.2, 来内川流域=13.7, 早瀬川流域=16.2, 猫川流域=11.7, 小鳥瀬川流域=22.6, 琴畑川流域=9.8, 荒川流域=11.4	猿ヶ石川流域=(5, 35.1), 早瀬川流域=(5, 14.5), 小鳥瀬川流域=(5, 20.3), 琴畑川流域=(5, 8.8)	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=19.9, 太郎ヶ沢川流域=4, 岩堰川流域=7.7, 大田代川流域=10.9, 伊手川流域=16.9, 浅井川流域=7.1, 荒谷川流域=6.8	北上川流域=(5, 54.2), 衣川流域=(9, 19.6), 伊手川流域=(5, 15.3)	北上川上流[男山・桜木橋・大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=7.6, 永沢川流域=13.8	—	北上川上流[桜木橋]

資料編 3 応急災害対策編

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
両警地域	一関市	金流川流域=17.2, 大平川流域=12.3, 中江川流域=5.1, 千厩川流域=13.4, 興田川流域=20.2, 夏川流域=17.5, 有馬川流域=10.3, 黄海川流域=16.4, 林川流域=5.8, 竹沢川流域=4.1, 猿沢川流域=9.2, 曾慶川流域=8.6, 砂鉄川流域=22.5, 久保川流域=16.6, 市野々川流域=8.6, 小猪岡川流域=12.8, 山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6.1, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.4, 津谷川流域=11, 田茂木川流域=8.2, 滝沢川流域=7.8	北上川流域=(5, 62.8), 金流川流域=(5, 15.4), 大平川流域=(5, 11), 千厩川流域=(5, 12), 興田川流域=(5, 18.1), 黄海川流域=(5, 14.7), 林川流域=(5, 5.2), 竹沢川流域=(5, 3.6), 猿沢川流域=(5, 8.2), 曾慶川流域=(5, 8.6), 砂鉄川流域=(5, 20.2), 山谷川流域=(7, 4.6), 大川流域=(5, 8.7)	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]
	平泉町	笹谷川流域=5.9, 荒川流域=6.9, 太田川流域=9.9, 衣川流域=26.6, 徳沢川流域=5.7, 戸河内川流域=8.4	—	北上川上流[大曲橋・狐禅寺・釣山]
久慈地域	久慈市	瀬月内川流域=7.8, 安堵城沢流域=2.3, 久慈川流域=23.8, 夏井川流域=14, 長内川流域=28.3, 茅森川流域=6.7, 日野沢川流域=7.7, 遠別川流域=14.3, 小屋畑川流域=7.3, 川又川流域=14.9, 葛形沢流域=12.5, 南畑沢流域=9.5, 二又川流域=6.9, 宇部川流域=10.7, 谷地中川流域=6.1, 鳥谷川流域=7.9	久慈川流域=(5, 23.8), 夏井川流域=(5, 14), 長内川流域=(5, 26.9), 小屋畑川流域=(5, 6.7), 川又川流域=(5, 11.9), 宇部川流域=(5, 9.8), 鳥谷川流域=(5, 7.1)	—
	普代村	普代川流域=20.2, 茂市川流域=7.1, 力持川流域=8.1	普代川流域=(6, 18.1), 茂市川流域=(6, 7.1)	—
	野田村	安家川流域=25.3, 宇部川流域=18.9, 明内川流域=7.4, 秋田川流域=4.6	宇部川流域=(9, 13), 明内川流域=(5, 6.6)	—
	洋野町	川尻川流域=11, 大浜川流域=9.5, 有家川流域=8.3, 高家川流域=7.7, 大野川流域=7.6, 蒲の口川流域=3.9, 原子内川流域=10.3, 東横山川流域=4.1, 和座川流域=12.2, 渋谷川流域=7.7, 土釜川流域=6.5, 小山川流域=7.9, 廿一川流域=6.1	川尻川流域=(5, 10.2), 大浜川流域=(5, 8.8), 大野川流域=(5, 7.5), 原子内川流域=(5, 9.2)	—
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=53.3, 山口川流域=5.5, 近内川流域=9.6, 長沢川流域=18, 牛伏沢流域=6.5, 飛沢川流域=6.8, 刈屋川流域=27.2, 小国川流域=27.9, 夏屋川流域=10.1, 大野川流域=7.1, 北川目沢流域=9.2, 平沢流域=5.9, 岩穴沢流域=11.6, 尻石沢流域=12.7, 中之又沢流域=6.9, 薬師川流域=14.5, 湯沢川流域=7.3, 撰待川流域=17.7, 神田川流域=14.4, 八木沢川流域=7.7, 津軽石川流域=27.1, 田代川流域=18.8, 根井沢川流域=3.8, 音部川流域=10.5, 重茂川流域=14.8, 女遊戸川流域=9.2, 小田代川流域=8.1, 大沢川流域=11.2, 長内川流域=11, 石浜沢流域=10.8	閉伊川流域=(5, 47.9), 近内川流域=(5, 8.7), 長沢川流域=(9, 14.9), 牛伏沢流域=(5, 5.8), 刈屋川流域=(5, 24.4), 小国川流域=(5, 25.1), 夏屋川流域=(5, 9), 平沢流域=(5, 5.3), 岩穴沢流域=(5, 10.4), 尻石沢流域=(5, 11.4), 薬師川流域=(5, 14.3), 撰待川流域=(5, 17.1), 神田川流域=(5, 13.5), 八木沢川流域=(5, 6.9), 津軽石川流域=(5, 27.1), 田代川流域=(5, 16.9), 根井沢川流域=(5, 3.4), 音部川流域=(5, 9.4), 小田代川流域=(5, 7.8), 長内川流域=(5, 9.9)	—
	山田町	津軽石川流域=24.2, 豊間根川流域=14.3, 関口川流域=9.4, 織笠川流域=13.8	織笠川流域=(5, 12.4)	—
	岩泉町	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.1, 小本川流域=42.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.8, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.8, 撰待川流域=12.2, 小成川流域=8.3	安家川流域=(6, 16), 年々沢流域=(6, 5.8), 折壁川流域=(6, 8.1), 小本川流域=(6, 37.9), 長内川流域=(6, 3.4), 鼠入川流域=(6, 12.4), 清水川流域=(6, 10.6), 宇津野沢流域=(6, 6.4), 大川流域=(6, 22.2), 松橋川流域=(6, 7.9)	—
	田野畑村	三田市川流域=4.6, 普代川流域=9.6, 明戸川流域=9.1, 平井賀川流域=7.5, 松前川流域=11.1, 白池川流域=5, 姫松川流域=7.5, 田代川流域=6.6	—	—
釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=28.7, 甲子川流域=27.5, 片岸川流域=15.5, 熊野川流域=13.3	鶴住居川流域=(6, 22.3)	—
	大槌町	大槌川流域=22.9, 小槌川流域=17	大槌川流域=(5, 20.5), 小槌川流域=(5, 12.2)	—
大船渡地域	大船渡市	甫嶺川流域=8.9, 綾里川流域=8.2, 後ノ入川流域=8.2, 盛川流域=25.1, 須崎川流域=8.9, 中井川流域=4.6, 立根川流域=8.6, 小通川流域=6.8, 鷹生川流域=11.2	—	—
	陸前高田市	気仙川流域=38, 滝の里川流域=5.9, 矢作川流域=15.6, 壺の沢川流域=7.1, 中平川流域=10.4, 浜田川流域=6.6, 川原川流域=4.5, 長部川流域=7.3	気仙川流域=(9, 30.9), 矢作川流域=(9, 14), 川原川流域=(5, 4.5)	—
	住田町	気仙川流域=33, 大股川流域=22, 新切川流域=11.1	気仙川流域=(5, 29.7)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

資料編 3 応急災害対策編

(別表3)大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	8	61
	八幡平市	6	76
	滝沢市	8	78
	雫石町	7	76
	葛巻町	6	61
	岩手町	5	64
	紫波町	6	76
	矢巾町	8	77
二戸地域	二戸市	5	61
	軽米町	6	70
	九戸村	6	69
	一戸町	5	65
花北地域	花巻市	7	66
	北上市	7	72
	西和賀町	7	88
遠野地域	遠野市	6	61
奥州金ヶ崎地域	奥州市	7	66
	金ヶ崎町	5	74
両磐地域	一関市	8	74
	平泉町	6	89
久慈地域	久慈市	5	61
	普代村	8	78
	野田村	6	83
	洋野町	6	66
宮古地域	宮古市	5	58
	山田町	7	86
	岩泉町	6	53
	田野畑村	6	78
釜石地域	釜石市	7	82
	大槌町	6	83
大船渡地域	大船渡市	8	78
	陸前高田市	7	78
	住田町	7	74

資料編 3 応急災害対策編

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=29.3, 大沢川流域=5.2, 南川流域=6.8, 梁川流域=13.3, 濁川流域=8, 大橋川流域=4.3, 松川流域=18.2, 西郡川流域=4.2, 金洗川流域=4.9, 砂子川流域=4.5, 諸葛川流域=14.8, 米内川流域=12.3, 湯沢川流域=4.5, 生出川流域=7.6, 飛田川流域=4.7	北上川流域=(5, 23), 大沢川流域=(5, 5.2), 南川流域=(5, 6.8), 雫石川流域=(6, 23.3), 濁川流域=(5, 8), 大橋川流域=(5, 4.3), 松川流域=(5, 14.6), 西郡川流域=(6, 3.4), 金洗川流域=(5, 4.9), 砂子川流域=(5, 4.5), 湯沢川流域=(5, 4.5), 飛田川流域=(6, 4.7)	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]
	八幡平市	安比川流域=11.3, 目名市川流域=5.9, 打田内川流域=6, 鍋越川流域=5.1, 松川流域=18.3, 赤川流域=17.2, 涼川流域=6.8, 押口沢流域=3.6, 小松尾沢川流域=3, 米代川流域=23.3, 矢神川流域=5.6	安比川流域=(5, 8.5), 目名市川流域=(5, 4.7), 打田内川流域=(5, 4.8), 鍋越川流域=(5, 4.4), 松川流域=(5, 14.6), 涼川流域=(5, 6.1), 押口沢流域=(5, 2.9), 小松尾沢川流域=(5, 2.4), 米代川流域=(5, 18.6), 矢神川流域=(5, 4.5)	—
	滝沢市	北上川流域=43.6, 諸葛川流域=11.6, 金沢川流域=6.8, 越前堰流域=8.3, 木賊川流域=4.6, 菓子川流域=3.9, 仁沢瀬川流域=4.2	金沢川流域=(6, 5.4), 越前堰流域=(6, 6.6), 木賊川流域=(6, 4.5), 菓子川流域=(5, 3.9), 仁沢瀬川流域=(6, 3.4)	—
	雫石町	雫石川流域=29.2, 黒沢川流域=8.7, 矢櫃川流域=10.4, 南畑川流域=15.1, 鶯宿川流域=11.7, 赤沢川流域=6.7, 上野沢流域=5.2, 志戸前川流域=13.2	雫石川流域=(5, 23.4), 矢櫃川流域=(5, 8.3), 南畑川流域=(5, 15.1), 鶯宿川流域=(5, 11.7), 赤沢川流域=(5, 6.7), 上野沢流域=(5, 5.2)	—
	葛巻町	馬淵川流域=15, 星野川流域=4.5, 山形川流域=9.2, 外川川流域=9.1, 元町川流域=4.4, 宇別川流域=8.5, 土谷川流域=6.6	馬淵川流域=(5, 13.2), 星野川流域=(5, 3.6), 山形川流域=(5, 9.2), 外川川流域=(5, 9.1), 元町川流域=(5, 3.5), 宇別川流域=(5, 6.8), 土谷川流域=(5, 6.6)	—
	岩手町	北上川流域=2.6, 古館川流域=8.8, 江刈内川流域=3.6, 大坊川流域=8.1, 笈ノ口川流域=2.6, 横沢川流域=4.9, 朽木川流域=4, 太田川流域=3.2, 黒内川流域=6.2, 黒石川流域=5.4	北上川流域=(5, 2.6), 古館川流域=(5, 7), 江刈内川流域=(5, 3.6), 大坊川流域=(5, 8.1), 笈ノ口川流域=(5, 2.1), 横沢川流域=(5, 3.9), 朽木川流域=(5, 3.2), 太田川流域=(5, 3.2), 黒内川流域=(5, 6.2), 黒石川流域=(5, 4.3)	—
	紫波町	滝名川流域=12.4, 赤沢川流域=7.6, 平沢川流域=2.8, 大坪川流域=3.5, 岩崎川流域=10, 沢内川流域=6, 佐比内川流域=5.7, 平栗沢流域=1.8, 中沢川流域=4, 宮手川流域=7.6	北上川流域=(5, 46.2), 滝名川流域=(5, 9.9), 赤沢川流域=(5, 7.6), 平沢川流域=(5, 2.8), 大坪川流域=(5, 3.5), 岩崎川流域=(5, 8), 沢内川流域=(5, 6), 佐比内川流域=(5, 5.7), 平栗沢流域=(5, 1.4), 中沢川流域=(5, 3.2), 宮手川流域=(5, 7.6)	北上川上流[紫波橋]
	矢巾町	大白沢川流域=4.9, 太田川流域=7.2, 岩崎川流域=4.9, 芋沢川流域=2.9, 向田川流域=2.7	北上川流域=(5, 56.7), 大白沢川流域=(6, 4.9), 岩崎川流域=(6, 4.9), 芋沢川流域=(6, 2.3), 向田川流域=(6, 2.2)	北上川上流[明治橋]
二戸地域	二戸市	馬淵川流域=25.5, 金田一川流域=7.6, 仁左平川流域=5.3, 十文字川流域=6.5, 白鳥川流域=6.8, 安比川流域=18.1, 中沢川流域=3.2, 蒔前川流域=4.4, 川又川流域=6.6, 岡本川流域=6.6, 吉田川流域=3.2, 太田川流域=5.8, 山内川流域=6.8	馬淵川流域=(5, 16.9), 金田一川流域=(5, 6.1), 十文字川流域=(5, 4.2), 安比川流域=(5, 15.7), 岡本川流域=(5, 6.6), 吉田川流域=(5, 2.6)	—
	軽米町	雪谷川流域=10.2, 瀬月内川流域=9.1, 塚内川流域=3.2, 笹渡川流域=6.9, 沢尻川流域=3.7, 小玉川流域=5.5, 米田川流域=6.4, 蛇口川流域=5	雪谷川流域=(5, 10.2), 瀬月内川流域=(5, 9.1), 塚内川流域=(5, 2.6), 笹渡川流域=(5, 5.5), 沢尻川流域=(5, 3), 小玉川流域=(5, 4.3), 米田川流域=(5, 5.1), 蛇口川流域=(5, 4)	—
	九戸村	雪谷川流域=3.6, 瀬月内川流域=7.5, 荒田川流域=2.3, 大志田川流域=2.4, 安堵城沢流域=2.2	雪谷川流域=(5, 2.6), 瀬月内川流域=(5, 7.5), 荒田川流域=(5, 2.3), 大志田川流域=(5, 2.4), 安堵城沢流域=(5, 1.8)	—
	一戸町	馬淵川流域=22.1, 女鹿川流域=8.6, 平糠川流域=3.9, 二ツ石川流域=9.2, 小繋川流域=4.6, 田子川流域=4.5	馬淵川流域=(5, 22.1), 平糠川流域=(5, 3.1), 二ツ石川流域=(5, 6.9), 小繋川流域=(5, 4.6), 田子川流域=(5, 3.6)	—

資料編 3 応急災害対策編

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
花北地域	花巻市	飯豊川流域=6.3, 後川流域=3.6, 瀬川流域=11.9, 添市川流域=9, 滝沢川流域=4, 稗貫川流域=12.4, 葛丸川流域=13, 薬師堂川流域=4.8, 台川流域=5.8, 小通川流域=3.5, 毒沢川流域=7.3, 小又川流域=7.8, 大堰川流域=4.5	北上川流域=(5, 29.2), 飯豊川流域=(5, 5.5), 豊沢川流域=(5, 16.4), 後川流域=(5, 3.5), 瀬川流域=(5, 11.9), 猿ヶ石川流域=(5, 22.5), 滝沢川流域=(5, 3.2), 稗貫川流域=(5, 12.4), 薬師堂川流域=(5, 3.2), 台川流域=(5, 4.8), 小通川流域=(5, 2.8), 毒沢川流域=(5, 5.8), 小又川流域=(5, 7.8), 大堰川流域=(5, 4.5)	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]
	北上市	和賀川流域=38.4, 黒沢川流域=6, 飯豊川流域=6.9, 夏油川流域=14.4, 尻平川流域=11.2, 北本内川流域=14.4	北上川流域=(5, 35.3)	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]
	西和賀町	和賀川流域=27.2, 南本内川流域=17.4, 小鬼ヶ瀬川流域=7.1, 鬼ヶ瀬川流域=9.6, 下前川流域=6.8, 本内川流域=9.7, 七内川流域=8, 横川流域=17.2	和賀川流域=(5, 21.8), 小鬼ヶ瀬川流域=(5, 7.1), 鬼ヶ瀬川流域=(5, 9.6), 本内川流域=(5, 9.7), 七内川流域=(6, 6.4), 横川流域=(5, 17.2)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=31.2, 寺沢川流域=4.1, 来内川流域=10.9, 早瀬川流域=12.9, 猫川流域=9.3, 小烏瀬川流域=18, 琴畑川流域=7.8, 荒川流域=9.1	猿ヶ石川流域=(5, 25), 来内川流域=(5, 10.9), 早瀬川流域=(5, 10.3), 小烏瀬川流域=(5, 18), 琴畑川流域=(5, 6.2), 荒川流域=(5, 7.3)	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=15.9, 太郎ヶ沢川流域=3.2, 岩堰川流域=6.1, 大田代川流域=8.7, 伊手川流域=13.5, 浅井川流域=5.6, 荒谷川流域=5.4	北上川流域=(5, 37.7), 衣川流域=(5, 12.7), 太郎ヶ沢川流域=(5, 3.2), 岩堰川流域=(5, 6.1), 人首川流域=(5, 15.1), 伊手川流域=(5, 10.8), 浅井川流域=(5, 4.5), 荒谷川流域=(5, 4.3)	北上川上流[桜木橋・大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=6, 永沢川流域=11	—	北上川上流[桜木橋]
両磐地域	一関市	金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域=4, 千厩川流域=10.7, 興田川流域=16.1, 夏川流域=14, 有馬川流域=7.5, 黄海川流域=12.2, 林川流域=4.6, 竹沢川流域=3.2, 猿沢川流域=7.3, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域=13.2, 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域=4.1, 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.5, 津谷川流域=8.8, 田茂木川流域=6.5, 滝沢川流域=6.2	北上川流域=(5, 51.5), 金流川流域=(5, 11.4), 大平川流域=(5, 8.2), 千厩川流域=(5, 10.7), 興田川流域=(5, 16.1), 磐井川流域=(5, 27.9), 有馬川流域=(5, 7.5), 黄海川流域=(5, 10.5), 林川流域=(5, 3.7), 竹沢川流域=(5, 2.6), 猿沢川流域=(5, 5.8), 曾慶川流域=(5, 6.8), 砂鉄川流域=(5, 17), 久保川流域=(5, 13.2), 市野々川流域=(5, 6.8), 小猪岡川流域=(5, 10.2), 山谷川流域=(5, 4.1), 本寺川流域=(5, 4.8), 仏坂川流域=(5, 6.1), 大川流域=(5, 7.5), 津谷川流域=(5, 8.8), 田茂木川流域=(5, 5.2)	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]
	平泉町	笹谷川流域=3.2, 荒川流域=5.5, 太田川流域=7.9, 衣川流域=17, 徳沢川流域=3.6, 戸河内川流域=6.7	北上川流域=(5, 61.8), 笹谷川流域=(5, 3.2), 荒川流域=(5, 5.5), 太田川流域=(5, 7.9), 衣川流域=(5, 16.6), 徳沢川流域=(5, 3.2)	北上川上流[大曲橋・狐禅寺]
久慈地域	久慈市	瀬月内川流域=6.2, 安堵城沢流域=1.8, 久慈川流域=19, 夏井川流域=8.3, 長内川流域=22.6, 茅森川流域=5.3, 日野沢川流域=6.1, 遠別川流域=11.4, 小屋畑川流域=5.8, 川又川流域=11.9, 葛形沢流域=10, 南畑沢流域=7.6, 二又川流域=5.5, 宇部川流域=8.5, 谷地中川流域=4.8, 鳥谷川流域=6.3	瀬月内川流域=(5, 5), 安堵城沢流域=(5, 1.4), 久慈川流域=(5, 18), 夏井川流域=(5, 8.3), 長内川流域=(5, 22.6), 茅森川流域=(5, 5.3), 日野沢川流域=(5, 5), 遠別川流域=(5, 9.1), 小屋畑川流域=(5, 5.8), 川又川流域=(5, 10.7), 葛形沢流域=(5, 10), 南畑沢流域=(5, 7.6), 二又川流域=(5, 4.4), 宇部川流域=(5, 8.5), 谷地中川流域=(5, 4.8), 鳥谷川流域=(5, 6.3)	—
	普代村	普代川流域=16.1, 茂市川流域=5.6, 力持川流域=6.4	普代川流域=(6, 13.5), 茂市川流域=(6, 5.6), 力持川流域=(5, 6.4)	—
	野田村	安家川流域=20.2, 宇部川流域=15.1, 明内川流域=5.9, 秋田川流域=3.6	安家川流域=(5, 16.2), 宇部川流域=(5, 10.9), 明内川流域=(5, 5.9), 秋田川流域=(5, 3.6)	—

資料編 3 応急災害対策編

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
	洋野町	川尻川流域=6.6, 大浜川流域=4.8, 有家川流域=6.6, 高家川流域=5.7, 大野川流域=6, 蒲の口川流域=3.1, 原子内川流域=8.2, 東横山川流域=3.2, 和座川流域=9.7, 渋谷川流域=6.1, 土釜川流域=5.2, 小山川流域=6.3, 廿一川流域=4.8	川尻川流域=(5, 5.3), 大浜川流域=(5, 3.2), 有家川流域=(5, 6.6), 高家川流域=(5, 5.7), 大野川流域=(5, 5.4), 蒲の口川流域=(5, 3.1), 原子内川流域=(5, 8.2), 東横山川流域=(5, 3.2), 和座川流域=(5, 9.7), 渋谷川流域=(5, 6.1), 土釜川流域=(5, 5.2), 小山川流域=(5, 6.3), 廿一川流域=(5, 4.8)	-

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=26.7, 山口川流域=4.4, 近内川流域=7.6, 長沢川流域=14.4, 牛伏沢流域=5.2, 飛沢川流域=5.4, 刈屋川流域=21.7, 小国川流域=22.3, 夏屋川流域=8, 大野川流域=5.6, 北川目沢流域=7.3, 平沢流域=4.7, 岩穴沢流域=9.2, 尻石沢流域=10.1, 中之又沢流域=5.5, 薬師川流域=11.6, 湯沢川流域=5.8, 撰待川流域=14.1, 神田川流域=11.5, 八木沢川流域=6.1, 津軽石川流域=20.7, 田代川流域=15, 根井沢川流域=3, 音部川流域=8.4, 重茂川流域=11.8, 女遊戸川流域=7.3, 小田代川流域=6.4, 大沢川流域=8.9, 長内川流域=8.8, 石浜沢流域=8.6	閉伊川流域=(5, 26.7), 山口川流域=(5, 3.5), 近内川流域=(5, 7.6), 長沢川流域=(5, 13.4), 牛伏沢流域=(5, 5.2), 飛沢川流域=(5, 5.4), 刈屋川流域=(5, 19.5), 小国川流域=(5, 19.9), 夏屋川流域=(5, 6.4), 大野川流域=(5, 4.5), 北川目沢流域=(5, 7.3), 平沢流域=(5, 3.8), 岩穴沢流域=(5, 9.2), 尻石沢流域=(5, 10.1), 中之又沢流域=(5, 5.5), 薬師川流域=(5, 9.3), 湯沢川流域=(5, 5.8), 撰待川流域=(5, 14.1), 神田川流域=(5, 11.5), 八木沢川流域=(5, 6.1), 津軽石川流域=(5, 20.7), 田代川流域=(5, 15), 根井沢川流域=(5, 3), 音部川流域=(5, 8.4), 女遊戸川流域=(5, 7.3), 小田代川流域=(5, 6.4), 大沢川流域=(5, 8.9), 長内川流域=(5, 8.8)	—
	山田町	津軽石川流域=19.3, 豊間根川流域=11.4, 関口川流域=7.5, 織笠川流域=11	津軽石川流域=(6, 15.4), 関口川流域=(5, 7.5), 織笠川流域=(5, 11)	—
	岩泉町	安家川流域=11.5, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.2, 小本川流域=21.1, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.4, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=7, 撰待川流域=9.7, 小成川流域=6.6	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(6, 4.2), 折壁川流域=(6, 5.8), 小本川流域=(5, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(6, 8.8), 清水川流域=(5, 9.4), 宇津野沢流域=(6, 4.6), 大川流域=(6, 15.8), 松橋川流域=(5, 7), 小成川流域=(5, 6.6)	—
	田野畑村	三田市川流域=3.6, 普代川流域=7.6, 明戸川流域=7.2, 平井賀川流域=6, 松前川流域=8.8, 白池川流域=4, 姫松川流域=6, 田代川流域=5.2	—	—
	釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=22.9, 甲子川流域=22, 片岸川流域=12.4, 熊野川流域=10.6	鶴住居川流域=(5, 20.1), 甲子川流域=(5, 22), 片岸川流域=(5, 12.4), 熊野川流域=(7, 8.4)
	大槌町	大槌川流域=15.1, 小樋川流域=13.6	大槌川流域=(5, 14.6), 小樋川流域=(5, 11)	—
大船渡地域	大船渡市	甫嶺川流域=7.1, 綾里川流域=6.5, 後ノ入川流域=6.5, 盛川流域=20, 須崎川流域=7.1, 中井川流域=3.6, 立根川流域=6.8, 小通川流域=5.4, 鷹生川流域=8.9	甫嶺川流域=(5, 6.9), 綾里川流域=(5, 6.5), 後ノ入川流域=(6, 6), 盛川流域=(5, 19.4), 須崎川流域=(5, 7.1), 立根川流域=(5, 6.8), 小通川流域=(7, 5), 鷹生川流域=(7, 8.3)	—
	陸前高田市	気仙川流域=30.4, 滝の里川流域=3.7, 矢作川流域=12.4, 壺の沢川流域=4.7, 中平川流域=8.3, 浜田川流域=4.5, 川原川流域=3.6, 長部川流域=5.8	気仙川流域=(6, 24.3), 滝の里川流域=(5, 3.7), 矢作川流域=(6, 12.4), 壺の沢川流域=(5, 4.7), 中平川流域=(6, 6.6), 浜田川流域=(5, 4.5), 川原川流域=(5, 3.6), 長部川流域=(5, 5)	—
	住田町	気仙川流域=26.4, 大股川流域=17.6, 新切川流域=8.8	気仙川流域=(5, 26.4)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

資料編 3 応急災害対策編

(別表5) 高潮警報・注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
盛岡地域	盛岡市	—	—
	八幡平市	—	—
	滝沢市	—	—
	雫石町	—	—
	葛巻町	—	—
	岩手町	—	—
	紫波町	—	—
	矢巾町	—	—
二戸地域	二戸市	—	—
	軽米町	—	—
	九戸村	—	—
	一戸町	—	—
花北地域	花巻市	—	—
	北上市	—	—
	西和賀町	—	—
遠野地域	遠野市	—	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	—	—
	金ヶ崎町	—	—
両磐地域	一関市	—	—
	平泉町	—	—
久慈地域	久慈市	1.3m	0.9m
	普代村	1.3m	0.9m
	野田村	1.3m	0.9m
	洋野町	1.3m	0.9m
宮古地域	宮古市	1.2m	0.9m
	山田町	1.2m	0.9m
	岩泉町	1.3m	0.9m
	田野畑村	1.3m	0.9m
釜石地域	釜石市	1.3m	0.9m
	大槌町	1.3m	0.9m
大船渡地域	大船渡市	1.2m	0.9m
	陸前高田市	1.3m	0.9m
	住田町	—	—

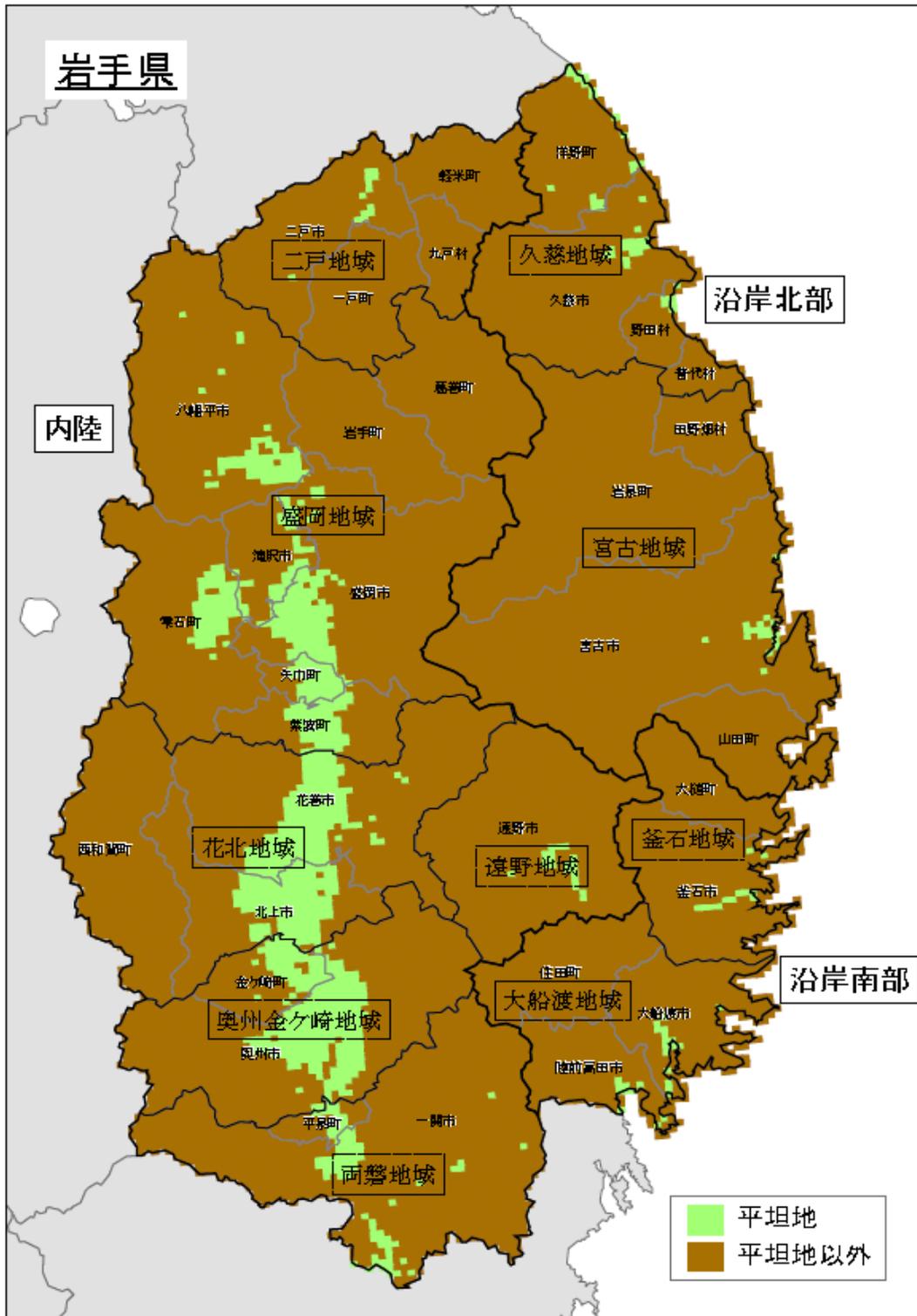
府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をもとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合があります。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報発表基準（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“- ”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「川流域=10.5」は、「川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「川[]」は、洪水警報においては「指定河川である川に発表された洪水予報において、基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

平坦地・平坦地以外地図



盛岡市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	内陸			
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=36.7, 大沢川流域=6.6, 南川流域=10.8, 築川流域=17.5, 濁川流域=10.1, 大橋川流域=5.4, 松川流域=22.8, 西郡川流域=5.7, 金洗川流域=6.2, 砂子川流域=5.7, 諸葛川流域=18.5, 米内川流域=15.4, 湯沢川流域=5.7, 生出川流域=9.5, 飛田川流域=5.9		
		複合基準*1	北上川流域=(5, 36.7), 雫石川流域=(11, 35.7), 大橋川流域=(7, 4.8), 松川流域=(5, 20.5)		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]		
	暴風	平均風速	16m/s		
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	61		
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=29.3, 大沢川流域=5.2, 南川流域=6.8, 築川流域=13.3, 濁川流域=8, 大橋川流域=4.3, 松川流域=18.2, 西郡川流域=4.2, 金洗川流域=4.9, 砂子川流域=4.5, 諸葛川流域=14.8, 米内川流域=12.3, 湯沢川流域=4.5, 生出川流域=7.6, 飛田川流域=4.7		
		複合基準*1	北上川流域=(5, 23), 大沢川流域=(5, 5.2), 南川流域=(5, 6.8), 雫石川流域=(6, 23.3), 濁川流域=(5, 8), 大橋川流域=(5, 4.3), 松川流域=(5, 14.6), 西郡川流域=(6, 3.4), 金洗川流域=(5, 4.9), 砂子川流域=(5, 4.5), 湯沢川流域=(5, 4.5), 飛田川流域=(6, 4.7)		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]		
	強風	平均風速	11m/s		
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

宮古市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	90
	洪水	流域雨量指数基準	閉伊川流域=53.3, 山口川流域=5.5, 近内川流域=9.6, 長沢川流域=18, 牛伏沢流域=6.5, 飛沢川流域=6.8, 刈屋川流域=27.2, 小国川流域=27.9, 夏屋川流域=10.1, 大野川流域=7.1, 北川目沢流域=9.2, 平沢流域=5.9, 岩穴沢流域=11.6, 尻石沢流域=12.7, 中之又沢流域=6.9, 薬師川流域=14.5, 湯沢川流域=7.3, 撰待川流域=17.7, 神田川流域=14.4, 八木沢川流域=7.7, 津軽石川流域=27.1, 田代川流域=18.8, 根井沢川流域=3.8, 音部川流域=10.5, 重茂川流域=14.8, 女遊戸川流域=9.2, 小田代川流域=8.1, 大沢川流域=11.2, 長内川流域=11, 石浜沢流域=10.8	
		複合基準*1	閉伊川流域=(5, 47.9), 近内川流域=(5, 8.7), 長沢川流域=(9, 14.9), 牛伏沢流域=(5, 5.8), 刈屋川流域=(5, 24.4), 小国川流域=(5, 25.1), 夏屋川流域=(5, 9), 平沢流域=(5, 5.3), 岩穴沢流域=(5, 10.4), 尻石沢流域=(5, 11.4), 薬師川流域=(5, 14.3), 撰待川流域=(5, 17.1), 神田川流域=(5, 13.5), 八木沢川流域=(5, 6.9), 津軽石川流域=(5, 27.1), 田代川流域=(5, 16.9), 根井沢川流域=(5, 3.4), 音部川流域=(5, 9.4), 小田代川流域=(5, 7.8), 長内川流域=(5, 9.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.2m	
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
			土壌雨量指数基準	58
洪水		流域雨量指数基準	閉伊川流域=26.7, 山口川流域=4.4, 近内川流域=7.6, 長沢川流域=14.4, 牛伏沢流域=5.2, 飛沢川流域=5.4, 刈屋川流域=21.7, 小国川流域=22.3, 夏屋川流域=8, 大野川流域=5.6, 北川目沢流域=7.3, 平沢流域=4.7, 岩穴沢流域=9.2, 尻石沢流域=10.1, 中之又沢流域=5.5, 薬師川流域=11.6, 湯沢川流域=5.8, 撰待川流域=14.1, 神田川流域=11.5, 八木沢川流域=6.1, 津軽石川流域=20.7, 田代川流域=15, 根井沢川流域=3, 音部川流域=8.4, 重茂川流域=11.8, 女遊戸川流域=7.3, 小田代川流域=6.4, 大沢川流域=8.9, 長内川流域=8.8, 石浜沢流域=8.6	
		複合基準*1	閉伊川流域=(5, 26.7), 山口川流域=(5, 3.5), 近内川流域=(5, 7.6), 長沢川流域=(5, 13.4), 牛伏沢流域=(5, 5.2), 飛沢川流域=(5, 5.4), 刈屋川流域=(5, 19.5), 小国川流域=(5, 19.9), 夏屋川流域=(5, 6.4), 大野川流域=(5, 4.5), 北川目沢流域=(5, 7.3), 平沢流域=(5, 3.8), 岩穴沢流域=(5, 9.2), 尻石沢流域=(5, 10.1), 中之又沢流域=(5, 5.5), 薬師川流域=(5, 9.3), 湯沢川流域=(5, 5.8), 撰待川流域=(5, 14.1), 神田川流域=(5, 11.5), 八木沢川流域=(5, 6.1), 津軽石川流域=(5, 20.7), 田代川流域=(5, 15), 根井沢川流域=(5, 3), 音部川流域=(5, 8.4), 女遊戸川流域=(5, 7.3), 小田代川流域=(5, 6.4), 大沢川流域=(5, 8.9), 長内川流域=(5, 8.8)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
強風		平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
風雪		平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
波浪		有義波高	3.0m	
高潮		潮位	0.9m	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大船渡市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	甫嶺川流域=8.9, 綾里川流域=8.2, 後ノ入川流域=8.2, 盛川流域=25.1, 須崎川流域=8.9, 中井川流域=4.6, 立根川流域=8.6, 小通川流域=6.8, 鷹生川流域=11.2	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	15m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	78	
	洪水	流域雨量指数基準	甫嶺川流域=7.1, 綾里川流域=6.5, 後ノ入川流域=6.5, 盛川流域=20, 須崎川流域=7.1, 中井川流域=3.6, 立根川流域=6.8, 小通川流域=5.4, 鷹生川流域=8.9	
		複合基準*1	甫嶺川流域=(5, 6.9), 綾里川流域=(5, 6.5), 後ノ入川流域=(6, 6), 盛川流域=(5, 19.4), 須崎川流域=(5, 7.1), 立根川流域=(5, 6.8), 小通川流域=(7, 5), 鷹生川流域=(7, 8.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

花巻市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	95
	洪水	流域雨量指数基準	飯豊川流域=7.9, 後川流域=4.5, 瀬川流域=14.9, 添市川流域=11.3, 滝沢川流域=5.9, 稗貫川流域=15.6, 葛丸川流域=16.3, 薬師堂川流域=6, 台川流域=7.3, 小通川流域=4.4, 毒沢川流域=9.2, 小又川流域=9.8, 大堰川流域=5.7	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 32.4), 飯豊川流域=(5, 6.1), 豊沢川流域=(9, 18.2), 後川流域=(5, 4.2), 猿ヶ石川流域=(5, 37.8), 薬師堂川流域=(7, 3.6), 台川流域=(5, 5.3), 小又川流域=(5, 8.8)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	66	
	洪水	流域雨量指数基準	飯豊川流域=6.3, 後川流域=3.6, 瀬川流域=11.9, 添市川流域=9, 滝沢川流域=4, 稗貫川流域=12.4, 葛丸川流域=13, 薬師堂川流域=4.8, 台川流域=5.8, 小通川流域=3.5, 毒沢川流域=7.3, 小又川流域=7.8, 大堰川流域=4.5	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 29.2), 飯豊川流域=(5, 5.5), 豊沢川流域=(5, 16.4), 後川流域=(5, 3.5), 瀬川流域=(5, 11.9), 猿ヶ石川流域=(5, 22.5), 滝沢川流域=(5, 3.2), 稗貫川流域=(5, 12.4), 薬師堂川流域=(5, 3.2), 台川流域=(5, 4.8), 小通川流域=(5, 2.8), 毒沢川流域=(5, 5.8), 小又川流域=(5, 7.8), 大堰川流域=(5, 4.5)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期: ①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

北上市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=48, 黒沢川流域=7.6, 飯豊川流域=8.7, 夏油川流域=18, 尻平川流域=14.1, 北本内川流域=18.1	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 75.7)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	72	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=38.4, 黒沢川流域=6, 飯豊川流域=6.9, 夏油川流域=14.4, 尻平川流域=11.2, 北本内川流域=14.4	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 35.3)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

久慈市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬月内川流域=7.8, 安堵城沢流域=2.3, 久慈川流域=23.8, 夏井川流域=14, 長内川流域=28.3, 茅森川流域=6.7, 日野沢川流域=7.7, 遠別川流域=14.3, 小屋畑川流域=7.3, 川又川流域=14.9, 葛形沢流域=12.5, 南畑沢流域=9.5, 二又川流域=6.9, 宇部川流域=10.7, 谷地中川流域=6.1, 鳥谷川流域=7.9	
		複合基準*1	久慈川流域=(5, 23.8), 夏井川流域=(5, 14), 長内川流域=(5, 26.9), 小屋畑川流域=(5, 6.7), 川又川流域=(5, 11.9), 宇部川流域=(5, 9.8), 鳥谷川流域=(5, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	61	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬月内川流域=6.2, 安堵城沢流域=1.8, 久慈川流域=19, 夏井川流域=8.3, 長内川流域=22.6, 茅森川流域=5.3, 日野沢川流域=6.1, 遠別川流域=11.4, 小屋畑川流域=5.8, 川又川流域=11.9, 葛形沢流域=10, 南畑沢流域=7.6, 二又川流域=5.5, 宇部川流域=8.5, 谷地中川流域=4.8, 鳥谷川流域=6.3	
		複合基準*1	瀬月内川流域=(5, 5), 安堵城沢流域=(5, 1.4), 久慈川流域=(5, 18), 夏井川流域=(5, 8.3), 長内川流域=(5, 22.6), 茅森川流域=(5, 5.3), 日野沢川流域=(5, 5), 遠別川流域=(5, 9.1), 小屋畑川流域=(5, 5.8), 川又川流域=(5, 10.7), 葛形沢流域=(5, 10), 南畑沢流域=(5, 7.6), 二又川流域=(5, 4.4), 宇部川流域=(5, 8.5), 谷地中川流域=(5, 4.8), 鳥谷川流域=(5, 6.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

遠野市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	遠野地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	猿ヶ石川流域=39.1, 寺沢川流域=5.2, 来内川流域=13.7, 早瀬川流域=16.2, 猫川流域=11.7, 小烏瀬川流域=22.6, 琴畑川流域=9.8, 荒川流域=11.4	
		複合基準*1	猿ヶ石川流域=(5, 35.1), 早瀬川流域=(5, 14.5), 小烏瀬川流域=(5, 20.3), 琴畑川流域=(5, 8.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	61	
	洪水	流域雨量指数基準	猿ヶ石川流域=31.2, 寺沢川流域=4.1, 来内川流域=10.9, 早瀬川流域=12.9, 猫川流域=9.3, 小烏瀬川流域=18, 琴畑川流域=7.8, 荒川流域=9.1	
		複合基準*1	猿ヶ石川流域=(5, 25), 来内川流域=(5, 10.9), 早瀬川流域=(5, 10.3), 小烏瀬川流域=(5, 18), 琴畑川流域=(5, 6.2), 荒川流域=(5, 7.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より6℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

一関市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	両磐地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	107
	洪水	流域雨量指数基準	金流川流域=17.2, 大平川流域=12.3, 中江川流域=5.1, 千厩川流域=13.4, 興田川流域=20.2, 夏川流域=17.5, 有馬川流域=10.3, 黄海川流域=16.4, 林川流域=5.8, 竹沢川流域=4.1, 猿沢川流域=9.2, 曾慶川流域=8.6, 砂鉄川流域=22.5, 久保川流域=16.6, 市野々川流域=8.6, 小猪岡川流域=12.8, 山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6.1, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.4, 津谷川流域=11, 田茂木川流域=8.2, 滝沢川流域=7.8	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 62.8), 金流川流域=(5, 15.4), 大平川流域=(5, 11), 千厩川流域=(5, 12), 興田川流域=(5, 18.1), 黄海川流域=(5, 14.7), 林川流域=(5, 5.2), 竹沢川流域=(5, 3.6), 猿沢川流域=(5, 8.2), 曾慶川流域=(5, 8.6), 砂鉄川流域=(5, 20.2), 山谷川流域=(7, 4.6), 大川流域=(5, 8.7)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	74
洪水		流域雨量指数基準	金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域=4, 千厩川流域=10.7, 興田川流域=16.1, 夏川流域=14, 有馬川流域=7.5, 黄海川流域=12.2, 林川流域=4.6, 竹沢川流域=3.2, 猿沢川流域=7.3, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域=13.2, 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域=4.1, 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.5, 津谷川流域=8.8, 田茂木川流域=6.5, 滝沢川流域=6.2	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 51.5), 金流川流域=(5, 11.4), 大平川流域=(5, 8.2), 千厩川流域=(5, 10.7), 興田川流域=(5, 16.1), 磐井川流域=(5, 27.9), 有馬川流域=(5, 7.5), 黄海川流域=(5, 10.5), 林川流域=(5, 3.7), 竹沢川流域=(5, 2.6), 猿沢川流域=(5, 5.8), 曾慶川流域=(5, 6.8), 砂鉄川流域=(5, 17), 久保川流域=(5, 13.2), 市野々川流域=(5, 6.8), 小猪岡川流域=(5, 10.2), 山谷川流域=(5, 4.1), 本寺川流域=(5, 4.8), 仏坂川流域=(5, 6.1), 大川流域=(5, 7.5), 津谷川流域=(5, 8.8), 田茂木川流域=(5, 5.2)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]	
強風		平均風速	10m/s	
風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m		
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

陸前高田市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸南部			
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	120		
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=38, 滝の里川流域=5.9, 矢作川流域=15.6, 壺の沢川流域=7.1, 中平川流域=10.4, 浜田川流域=6.6, 川原川流域=4.5, 長部川流域=7.3		
		複合基準*1	気仙川流域=(9, 30.9), 矢作川流域=(9, 14), 川原川流域=(5, 4.5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	78		
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=30.4, 滝の里川流域=3.7, 矢作川流域=12.4, 壺の沢川流域=4.7, 中平川流域=8.3, 浜田川流域=4.5, 川原川流域=3.6, 長部川流域=5.8		
		複合基準*1	気仙川流域=(6, 24.3), 滝の里川流域=(5, 3.7), 矢作川流域=(6, 12.4), 壺の沢川流域=(5, 4.7), 中平川流域=(6, 6.6), 浜田川流域=(5, 4.5), 川原川流域=(5, 3.6), 長部川流域=(5, 5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

釜石市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	釜石地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	127	
	洪水	流域雨量指数基準	鵜住居川流域=28.7, 甲子川流域=27.5, 片岸川流域=15.5, 熊野川流域=13.3	
		複合基準*1	鵜住居川流域=(6, 22.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	15m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	鵜住居川流域=22.9, 甲子川流域=22, 片岸川流域=12.4, 熊野川流域=10.6	
		複合基準*1	鵜住居川流域=(5, 20.1), 甲子川流域=(5, 22), 片岸川流域=(5, 12.4), 熊野川流域=(7, 8.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

二戸市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=36.5, 金田一川流域=11.4, 仁左平川流域=6.7, 十文字川流域=13, 白鳥川流域=8.5, 安比川流域=36.2, 中沢川流域=4.1, 蒔前川流域=5.5, 川又川流域=8.3, 岡本川流域=11, 吉田川流域=5.9, 太田川流域=7.3, 山内川流域=8.6	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 34.7), 金田一川流域=(5, 10.2), 安比川流域=(5, 19.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	61	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=25.5, 金田一川流域=7.6, 仁左平川流域=5.3, 十文字川流域=6.5, 白鳥川流域=6.8, 安比川流域=18.1, 中沢川流域=3.2, 蒔前川流域=4.4, 川又川流域=6.6, 岡本川流域=6.6, 吉田川流域=3.2, 太田川流域=5.8, 山内川流域=6.8	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 16.9), 金田一川流域=(5, 6.1), 十文字川流域=(5, 4.2), 安比川流域=(5, 15.7), 岡本川流域=(5, 6.6), 吉田川流域=(5, 2.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

八幡平市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	内陸			
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	112	
	洪水		流域雨量指数基準	安比川流域=14.2, 目名市川流域=7.4, 打田内川流域=7.7, 鍋越川流域=10.2, 松川流域=22.9, 赤川流域=21.6, 涼川流域=8.5, 押口沢流域=4.6, 小松尾沢川流域=5.3, 米代川流域=29.2, 矢神川流域=7	
			複合基準*1	安比川流域=(7, 12.7), 打田内川流域=(7, 6), 松川流域=(5, 20.6), 涼川流域=(5, 6.8), 押口沢流域=(5, 4.1), 米代川流域=(5, 26.2), 矢神川流域=(5, 6.3)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s		
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	76		
	洪水		流域雨量指数基準	安比川流域=11.3, 目名市川流域=5.9, 打田内川流域=6, 鍋越川流域=5.1, 松川流域=18.3, 赤川流域=17.2, 涼川流域=6.8, 押口沢流域=3.6, 小松尾沢川流域=3, 米代川流域=23.3, 矢神川流域=5.6	
			複合基準*1	安比川流域=(5, 8.5), 目名市川流域=(5, 4.7), 打田内川流域=(5, 4.8), 鍋越川流域=(5, 4.4), 松川流域=(5, 14.6), 涼川流域=(5, 6.1), 押口沢流域=(5, 2.9), 小松尾沢川流域=(5, 2.4), 米代川流域=(5, 18.6), 矢神川流域=(5, 4.5)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s		
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

奥州市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	奥州金ヶ崎地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	衣川流域=19.9, 太郎ヶ沢川流域=4, 岩堰川流域=7.7, 大田代川流域=10.9, 伊手川流域=16.9, 浅井川流域=7.1, 荒谷川流域=6.8	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 54.2), 衣川流域=(9, 19.6), 伊手川流域=(5, 15.3)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[男山・桜木橋・大曲橋]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	66	
	洪水	流域雨量指数基準	衣川流域=15.9, 太郎ヶ沢川流域=3.2, 岩堰川流域=6.1, 大田代川流域=8.7, 伊手川流域=13.5, 浅井川流域=5.6, 荒谷川流域=5.4	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 37.7), 衣川流域=(5, 12.7), 太郎ヶ沢川流域=(5, 3.2), 岩堰川流域=(5, 6.1), 人首川流域=(5, 15.1), 伊手川流域=(5, 10.8), 浅井川流域=(5, 4.5), 荒谷川流域=(5, 4.3)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[桜木橋・大曲橋]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

滝沢市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=54.6, 諸葛川流域=14.6, 金沢川流域=8.5, 越前堰流域=10.4, 木賊川流域=5.8, 巢子川流域=4.9, 仁沢瀬川流域=5.3	
		複合基準 ^{*1}	木賊川流域=(6, 5.2), 巢子川流域=(6, 4.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	78	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=43.6, 諸葛川流域=11.6, 金沢川流域=6.8, 越前堰流域=8.3, 木賊川流域=4.6, 巢子川流域=3.9, 仁沢瀬川流域=4.2	
		複合基準 ^{*1}	金沢川流域=(6, 5.4), 越前堰流域=(6, 6.6), 木賊川流域=(6, 4.5), 巢子川流域=(5, 3.9), 仁沢瀬川流域=(6, 3.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続		
		②最小湿度35%、実効湿度60%		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期: ①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

雫石町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	雫石川流域=36.6, 黒沢川流域=10.9, 矢櫃川流域=13, 南畑川流域=18.9, 鶯宿川流域=14.7, 赤沢川流域=8.4, 上野沢流域=6.5, 志戸前川流域=16.5	
		複合基準*1	矢櫃川流域=(5, 11.7), 鶯宿川流域=(5, 13.2), 赤沢川流域=(5, 7.5), 上野沢流域=(5, 5.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	雫石川流域=29.2, 黒沢川流域=8.7, 矢櫃川流域=10.4, 南畑川流域=15.1, 鶯宿川流域=11.7, 赤沢川流域=6.7, 上野沢流域=5.2, 志戸前川流域=13.2	
		複合基準*1	雫石川流域=(5, 23.4), 矢櫃川流域=(5, 8.3), 南畑川流域=(5, 15.1), 鶯宿川流域=(5, 11.7), 赤沢川流域=(5, 6.7), 上野沢流域=(5, 5.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

葛巻町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=18.8, 星野川流域=5.7, 山形川流域=11.6, 外川川流域=11.4, 元町川流域=5.6, 宇別川流域=10.7, 土谷川流域=8.3	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 14.7), 土谷川流域=(5, 7.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	61	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=15, 星野川流域=4.5, 山形川流域=9.2, 外川川流域=9.1, 元町川流域=4.4, 宇別川流域=8.5, 土谷川流域=6.6	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 13.2), 星野川流域=(5, 3.6), 山形川流域=(5, 9.2), 外川川流域=(5, 9.1), 元町川流域=(5, 3.5), 宇別川流域=(5, 6.8), 土谷川流域=(5, 6.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

岩手町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	95
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=3.3, 古館川流域=11.4, 江刈内川流域=4.5, 大坊川流域=10.2, 笈ノ口川流域=3.3, 横沢川流域=6.2, 朽木川流域=5, 太田川流域=4, 黒内川流域=8.2, 黒石川流域=8.4	
		複合基準*1	北上川流域=(5, 2.9), 江刈内川流域=(5, 4), 笈ノ口川流域=(11, 2.9), 横沢川流域=(5, 5.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	64	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=2.6, 古館川流域=8.8, 江刈内川流域=3.6, 大坊川流域=8.1, 笈ノ口川流域=2.6, 横沢川流域=4.9, 朽木川流域=4, 太田川流域=3.2, 黒内川流域=6.2, 黒石川流域=5.4	
		複合基準*1	北上川流域=(5, 2.6), 古館川流域=(5, 7), 江刈内川流域=(5, 3.6), 大坊川流域=(5, 8.1), 笈ノ口川流域=(5, 2.1), 横沢川流域=(5, 3.9), 朽木川流域=(5, 3.2), 太田川流域=(5, 3.2), 黒内川流域=(5, 6.2), 黒石川流域=(5, 4.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

紫波町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	内陸			
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	滝名川流域=15.5, 赤沢川流域=9.6, 平沢川流域=4.6, 大坪川流域=6.9, 岩崎川流域=12.6, 沢内川流域=7.6, 佐比内川流域=7.2, 平栗沢流域=2.3, 中沢川流域=5.1, 宮手川流域=9.6		
		複合基準*1	北上川流域=(5, 51.3), 滝名川流域=(5, 13.9), 赤沢川流域=(5, 8.6), 平沢川流域=(7, 4.5), 大坪川流域=(9, 4), 岩崎川流域=(5, 11.3), 沢内川流域=(5, 6.8), 佐比内川流域=(5, 6.4), 平栗沢流域=(5, 2)		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋・紫波橋]		
	暴風	平均風速	16m/s		
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	76		
	洪水	流域雨量指数基準	滝名川流域=12.4, 赤沢川流域=7.6, 平沢川流域=2.8, 大坪川流域=3.5, 岩崎川流域=10, 沢内川流域=6, 佐比内川流域=5.7, 平栗沢流域=1.8, 中沢川流域=4, 宮手川流域=7.6		
		複合基準*1	北上川流域=(5, 46.2), 滝名川流域=(5, 9.9), 赤沢川流域=(5, 7.6), 平沢川流域=(5, 2.8), 大坪川流域=(5, 3.5), 岩崎川流域=(5, 8), 沢内川流域=(5, 6), 佐比内川流域=(5, 5.7), 平栗沢流域=(5, 1.4), 中沢川流域=(5, 3.2), 宮手川流域=(5, 7.6)		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋]		
	強風	平均風速	11m/s		
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)					
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

矢巾町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	114	
	洪水	流域雨量指数基準	大白沢川流域=6.2, 太田川流域=9.1, 岩崎川流域=6.1, 芋沢川流域=3.7, 向田川流域=3.4	
		複合基準*1	大白沢川流域=(6, 5.6), 岩崎川流域=(6, 6.1), 芋沢川流域=(6, 3.3)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	流域雨量指数基準	大白沢川流域=4.9, 太田川流域=7.2, 岩崎川流域=4.9, 芋沢川流域=2.9, 向田川流域=2.7	
		複合基準*1	北上川流域=(5, 56.7), 大白沢川流域=(6, 4.9), 岩崎川流域=(6, 4.9), 芋沢川流域=(6, 2.3), 向田川流域=(6, 2.2)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続		
		②最小湿度35%、実効湿度60%		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

西和賀町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	126	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=34, 南本内川流域=21.8, 小鬼ヶ瀬川流域=8.9, 鬼ヶ瀬川流域=12, 下前川流域=8.6, 本内川流域=12.2, 七内川流域=10.1, 横川流域=21.6	
		複合基準 ^{*1}	和賀川流域=(5, 30.6), 横川流域=(5, 19.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=27.2, 南本内川流域=17.4, 小鬼ヶ瀬川流域=7.1, 鬼ヶ瀬川流域=9.6, 下前川流域=6.8, 本内川流域=9.7, 七内川流域=8, 横川流域=17.2	
		複合基準 ^{*1}	和賀川流域=(5, 21.8), 小鬼ヶ瀬川流域=(5, 7.1), 鬼ヶ瀬川流域=(5, 9.6), 本内川流域=(5, 9.7), 七内川流域=(6, 6.4), 横川流域=(5, 17.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

金ヶ崎町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	奥州金ヶ崎地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	107	
	洪水	流域雨量指数基準	宿内川流域=7.6, 永沢川流域=13.8	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[桜木橋]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水	流域雨量指数基準	宿内川流域=6, 永沢川流域=11	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[桜木橋]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

平泉町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	両磐地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	128	
	洪水	流域雨量指数基準	笹谷川流域=5.9, 荒川流域=6.9, 太田川流域=9.9, 衣川流域=26.6, 徳沢川流域=5.7, 戸河内川流域=8.4	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[大曲橋・狐禅寺・釣山]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	笹谷川流域=3.2, 荒川流域=5.5, 太田川流域=7.9, 衣川流域=17, 徳沢川流域=3.6, 戸河内川流域=6.7	
		複合基準*1	北上川流域=(5, 61.8), 笹谷川流域=(5, 3.2), 荒川流域=(5, 5.5), 太田川流域=(5, 7.9), 衣川流域=(5, 16.6), 徳沢川流域=(5, 3.2)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[大曲橋・狐禅寺]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

住田町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	114	
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=33, 大股川流域=22, 新切川流域=11.1	
		複合基準 ^{*1}	気仙川流域=(5, 29.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=26.4, 大股川流域=17.6, 新切川流域=8.8	
		複合基準 ^{*1}	気仙川流域=(5, 26.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大槌町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	釜石地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	129	
	洪水	流域雨量指数基準	大槌川流域=22.9, 小槌川流域=17	
		複合基準* ¹	大槌川流域=(5, 20.5), 小槌川流域=(5, 12.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	15m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	83	
	洪水	流域雨量指数基準	大槌川流域=15.1, 小槌川流域=13.6	
		複合基準* ¹	大槌川流域=(5, 14.6), 小槌川流域=(5, 11)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

山田町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	133	
	洪水	流域雨量指数基準	津軽石川流域=24.2, 豊間根川流域=14.3, 関口川流域=9.4, 織笠川流域=13.8	
		複合基準 ^{*1}	織笠川流域=(5, 12.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	津軽石川流域=19.3, 豊間根川流域=11.4, 関口川流域=7.5, 織笠川流域=11	
		複合基準 ^{*1}	津軽石川流域=(6, 15.4), 関口川流域=(5, 7.5), 織笠川流域=(5, 11)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上			
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

岩泉町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.1, 小本川流域=42.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.8, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.8, 撰待川流域=12.2, 小成川流域=8.3		
		複合基準*1	安家川流域=(6, 16), 年々沢流域=(6, 5.8), 折壁川流域=(6, 8.1), 小本川流域=(6, 37.9), 長内川流域=(6, 3.4), 鼠入川流域=(6, 12.4), 清水川流域=(6, 10.6), 宇津野沢流域=(6, 6.4), 大川流域=(6, 22.2), 松橋川流域=(6, 7.9)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	53		
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=11.5, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.2, 小本川流域=21.1, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.4, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=7, 撰待川流域=9.7, 小成川流域=6.6		
		複合基準*1	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(6, 4.2), 折壁川流域=(6, 5.8), 小本川流域=(5, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(6, 8.8), 清水川流域=(5, 9.4), 宇津野沢流域=(6, 4.6), 大川流域=(6, 15.8), 松橋川流域=(5, 7), 小成川流域=(5, 6.6)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

田野畑村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
市町村等をまとめた地域		宮古地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	三田市川流域=4.6, 普代川流域=9.6, 明戸川流域=9.1, 平井賀川流域=7.5, 松前川流域=11.1, 白池川流域=5, 姫松川流域=7.5, 田代川流域=6.6	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	78	
	洪水	流域雨量指数基準	三田市川流域=3.6, 普代川流域=7.6, 明戸川流域=7.2, 平井賀川流域=6, 松前川流域=8.8, 白池川流域=4, 姫松川流域=6, 田代川流域=5.2	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

普代村	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	久慈地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	120		
	洪水	流域雨量指数基準	普代川流域=20.2, 茂市川流域=7.1, 力持川流域=8.1		
		複合基準 ^{*1}	普代川流域=(6, 18.1), 茂市川流域=(6, 7.1)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	78		
	洪水	流域雨量指数基準	普代川流域=16.1, 茂市川流域=5.6, 力持川流域=6.4		
		複合基準 ^{*1}	普代川流域=(6, 13.5), 茂市川流域=(6, 5.6), 力持川流域=(5, 6.4)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

軽米町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	雪谷川流域=19.6, 瀬月内川流域=11.4, 塚内川流域=4.1, 笹渡川流域=8.7, 沢尻川流域=4.7, 小玉川流域=10.9, 米田川流域=8.1, 蛇口川流域=6.3	
		複合基準*1	雪谷川流域=(5, 17.6), 瀬月内川流域=(5, 10.2), 笹渡川流域=(5, 7.8), 沢尻川流域=(5, 4.2), 米田川流域=(5, 7.2), 蛇口川流域=(5, 5.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	70	
	洪水	流域雨量指数基準	雪谷川流域=10.2, 瀬月内川流域=9.1, 塚内川流域=3.2, 笹渡川流域=6.9, 沢尻川流域=3.7, 小玉川流域=5.5, 米田川流域=6.4, 蛇口川流域=5	
		複合基準*1	雪谷川流域=(5, 10.2), 瀬月内川流域=(5, 9.1), 塚内川流域=(5, 2.6), 笹渡川流域=(5, 5.5), 沢尻川流域=(5, 3), 小玉川流域=(5, 4.3), 米田川流域=(5, 5.1), 蛇口川流域=(5, 4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

野田村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	128	
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=25.3, 宇部川流域=18.9, 明内川流域=7.4, 秋田川流域=4.6	
		複合基準 ^{*1}	宇部川流域=(9, 13), 明内川流域=(5, 6.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	83	
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=20.2, 宇部川流域=15.1, 明内川流域=5.9, 秋田川流域=3.6	
		複合基準 ^{*1}	安家川流域=(5, 16.2), 宇部川流域=(5, 10.9), 明内川流域=(5, 5.9), 秋田川流域=(5, 3.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上			
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

九戸村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	雪谷川流域=4.5, 瀬月内川流域=9.4, 荒田川流域=2.9, 大志田川流域=3.1, 安堵城沢流域=3.9	
		複合基準*1	雪谷川流域=(7, 3.7), 瀬月内川流域=(5, 8.4), 荒田川流域=(5, 2.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	69	
	洪水	流域雨量指数基準	雪谷川流域=3.6, 瀬月内川流域=7.5, 荒田川流域=2.3, 大志田川流域=2.4, 安堵城沢流域=2.2	
		複合基準*1	雪谷川流域=(5, 2.6), 瀬月内川流域=(5, 7.5), 荒田川流域=(5, 2.3), 大志田川流域=(5, 2.4), 安堵城沢流域=(5, 1.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

洋野町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	久慈地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準	川尻川流域=11, 大浜川流域=9.5, 有家川流域=8.3, 高家川流域=7.7, 大野川流域=7.6, 蒲の口川流域=3.9, 原子内川流域=10.3, 東横山川流域=4.1, 和座川流域=12.2, 渋谷川流域=7.7, 土釜川流域=6.5, 小山川流域=7.9, 廿一川流域=6.1		
		複合基準*1	川尻川流域=(5, 10.2), 大浜川流域=(5, 8.8), 大野川流域=(5, 7.5), 原子内川流域=(5, 9.2)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	66		
	洪水	流域雨量指数基準	川尻川流域=6.6, 大浜川流域=4.8, 有家川流域=6.6, 高家川流域=5.7, 大野川流域=6, 蒲の口川流域=3.1, 原子内川流域=8.2, 東横山川流域=3.2, 和座川流域=9.7, 渋谷川流域=6.1, 土釜川流域=5.2, 小山川流域=6.3, 廿一川流域=4.8		
		複合基準*1	川尻川流域=(5, 5.3), 大浜川流域=(5, 3.2), 有家川流域=(5, 6.6), 高家川流域=(5, 5.7), 大野川流域=(5, 5.4), 蒲の口川流域=(5, 3.1), 原子内川流域=(5, 8.2), 東横山川流域=(5, 3.2), 和座川流域=(5, 9.7), 渋谷川流域=(5, 6.1), 土釜川流域=(5, 5.2), 小山川流域=(5, 6.3), 廿一川流域=(5, 4.8)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

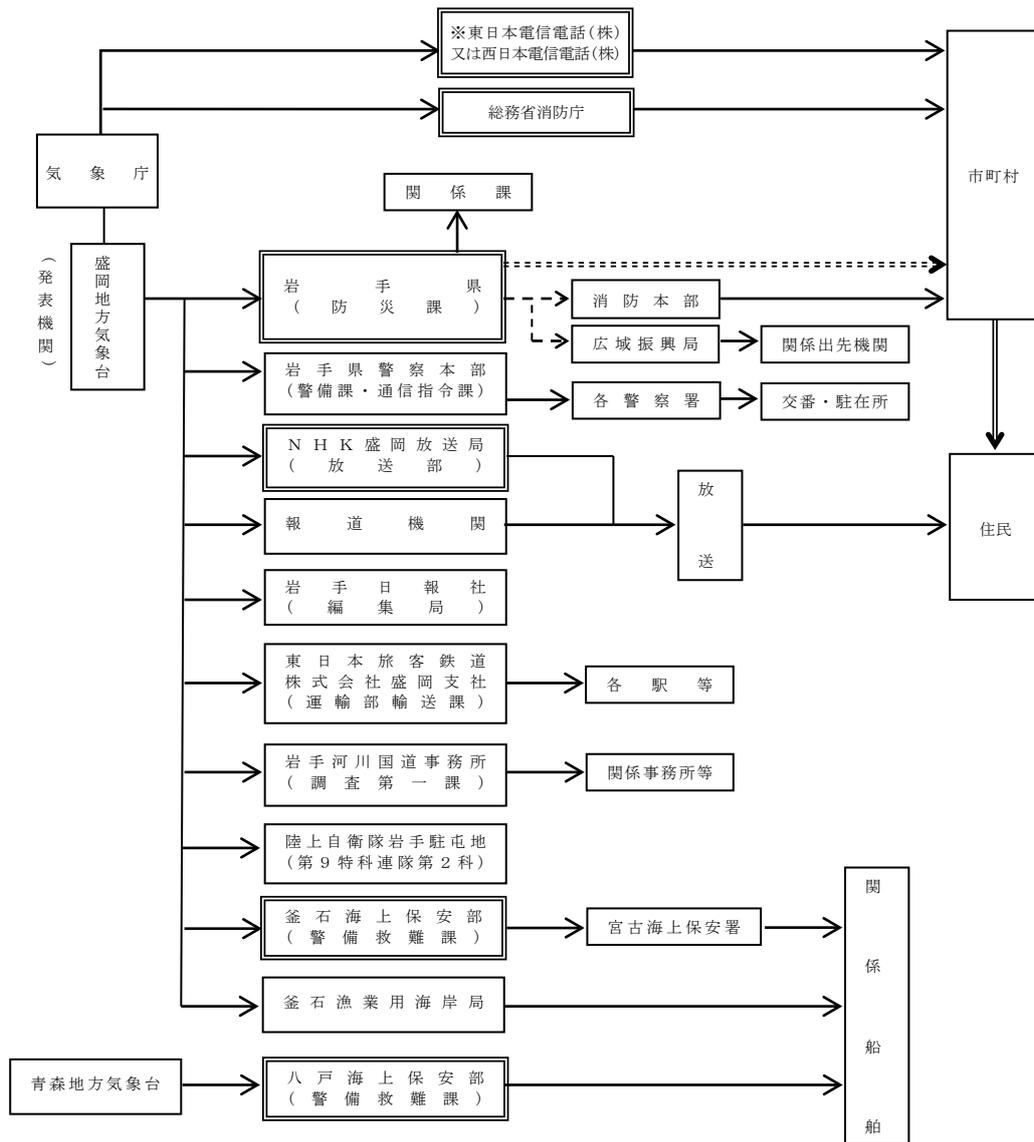
一戸町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	96	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=27.7, 女鹿川流域=10.8, 平糠川流域=4.9, 二ツ石川流域=11.6, 小繋川流域=5.8, 田子川流域=5.7	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 27.2), 平糠川流域=(5, 4.4), 小繋川流域=(5, 5.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	65	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=22.1, 女鹿川流域=8.6, 平糠川流域=3.9, 二ツ石川流域=9.2, 小繋川流域=4.6, 田子川流域=4.5	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 22.1), 平糠川流域=(5, 3.1), 二ツ石川流域=(5, 6.9), 小繋川流域=(5, 4.6), 田子川流域=(5, 3.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別途資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別途資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別途資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

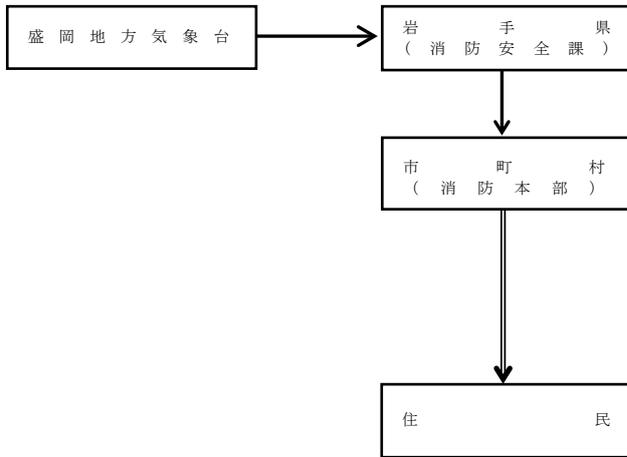
3-2-3 気象警報等伝達系統図



(注)

- 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
- 2 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 3 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
- 4 -----線及び-----線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
- 5 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 6 =====線及び=====線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

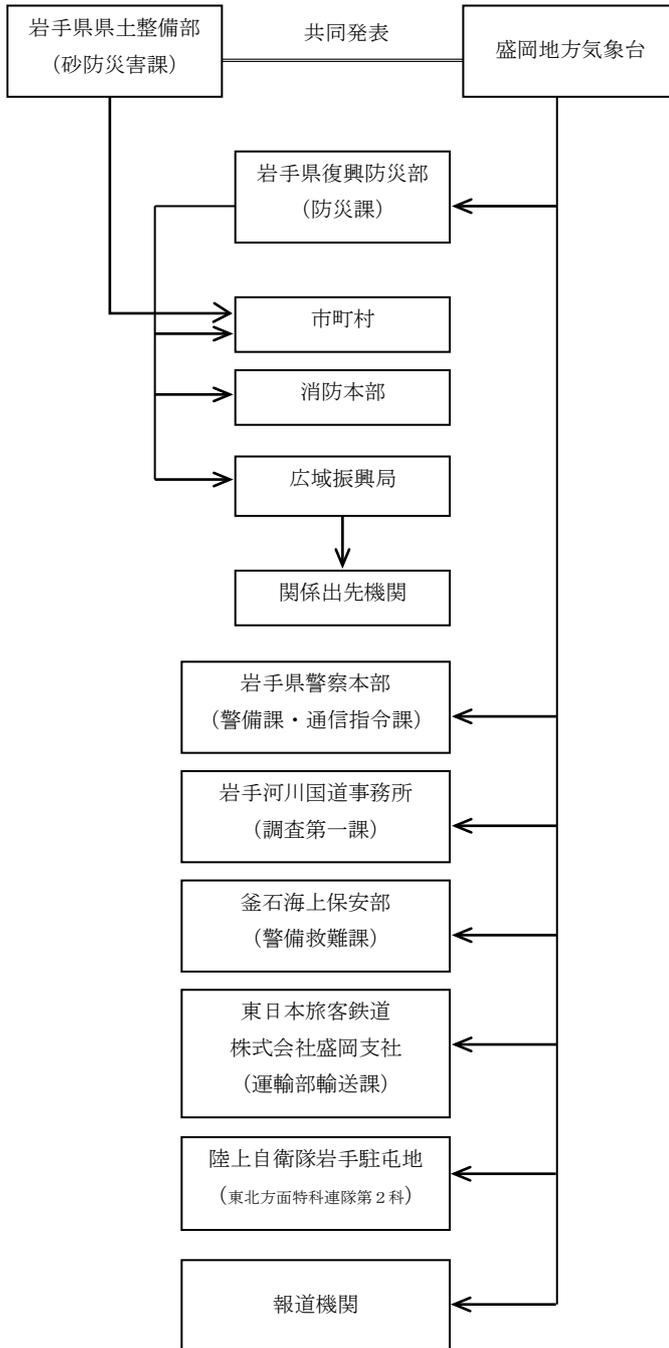
火災気象通報・火災警報伝達系統図



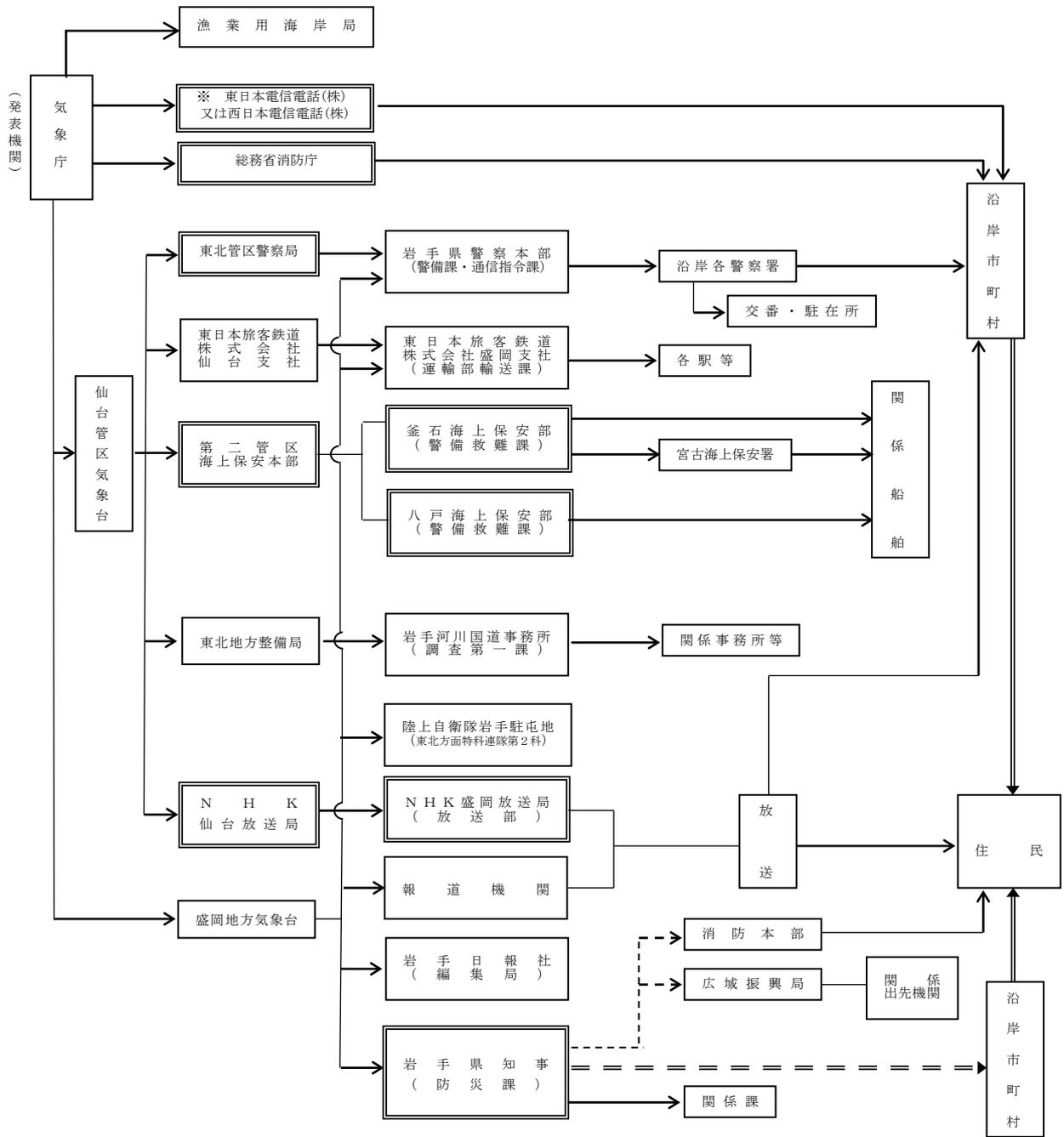
(注)

- 1 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 **————** 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 **=====** 線は、火災警報の伝達系統

3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図

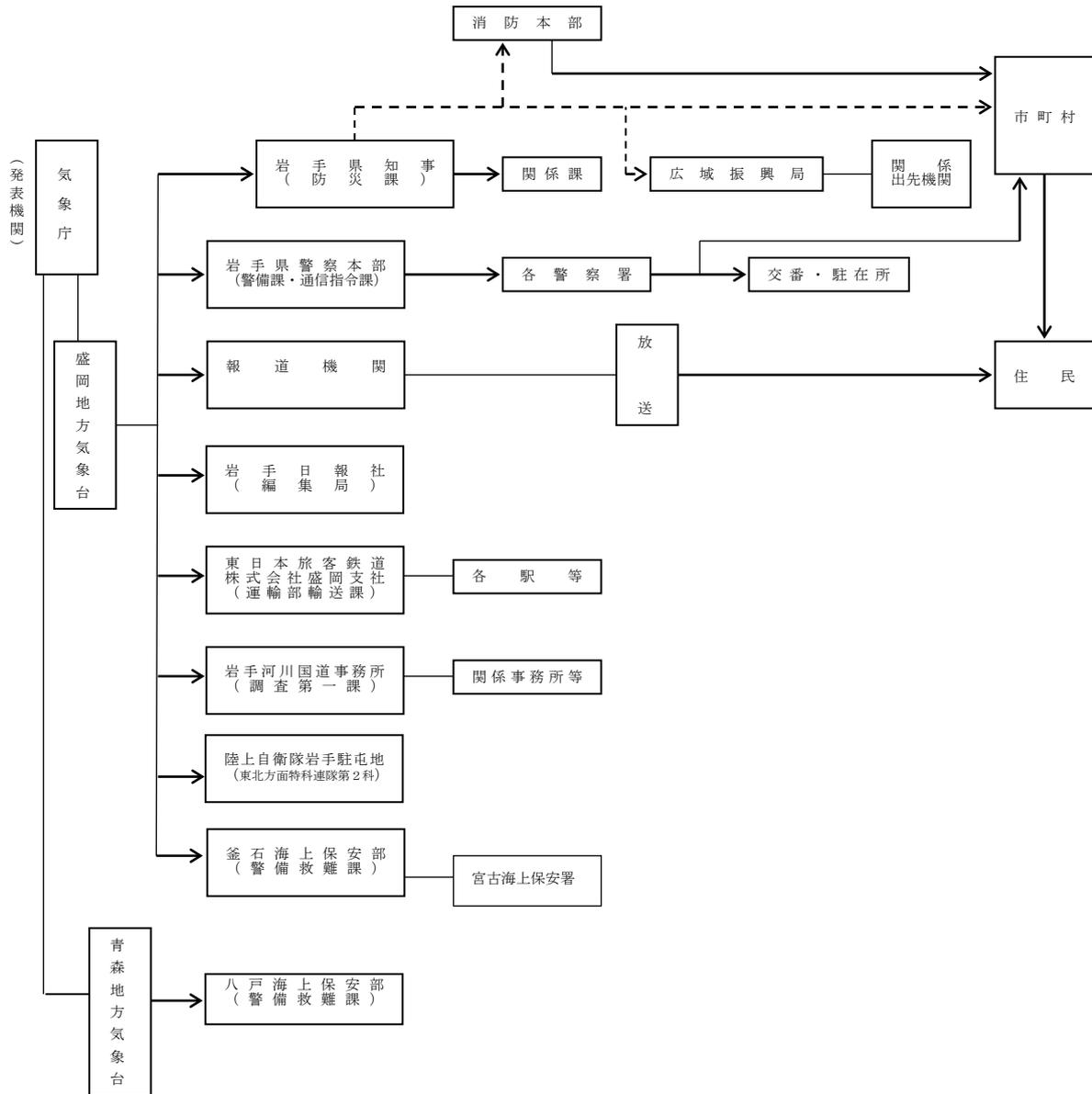


3-2-5 津波警報等伝達系統図



(注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ
 2 ----- 線及び === 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 4 二重線の経路（----- 線及び === 線、——— 線）は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3-2-6 地震及び津波に関する情報伝達系統図



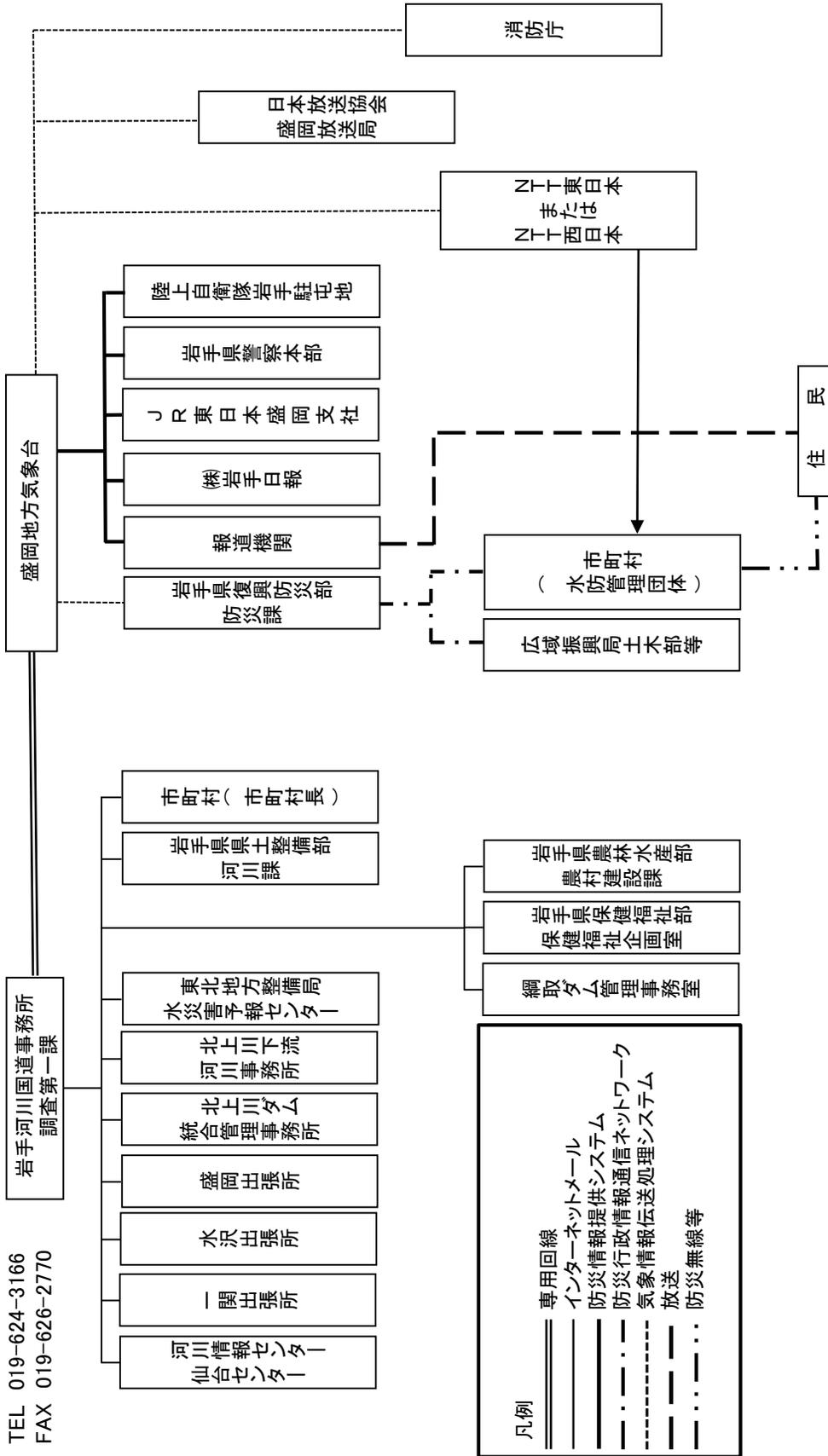
(注) -----は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3-2-7 北上川上流、猿ヶ石川、雫石川、洪水予報の伝達系統図

TEL 019-622-7868
FAX 019-654-8656

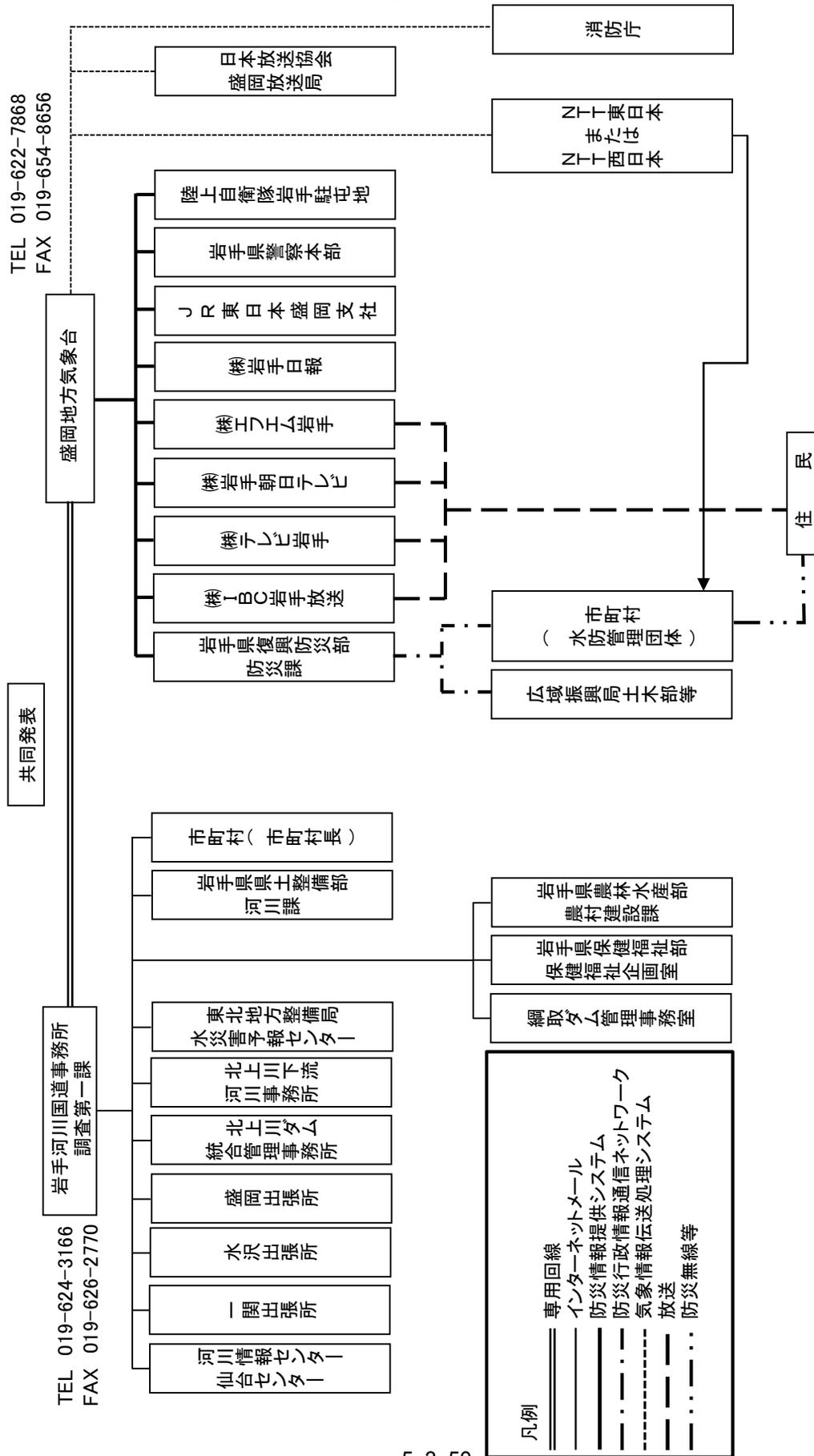
共同発表

TEL 019-624-3166
FAX 019-626-2770



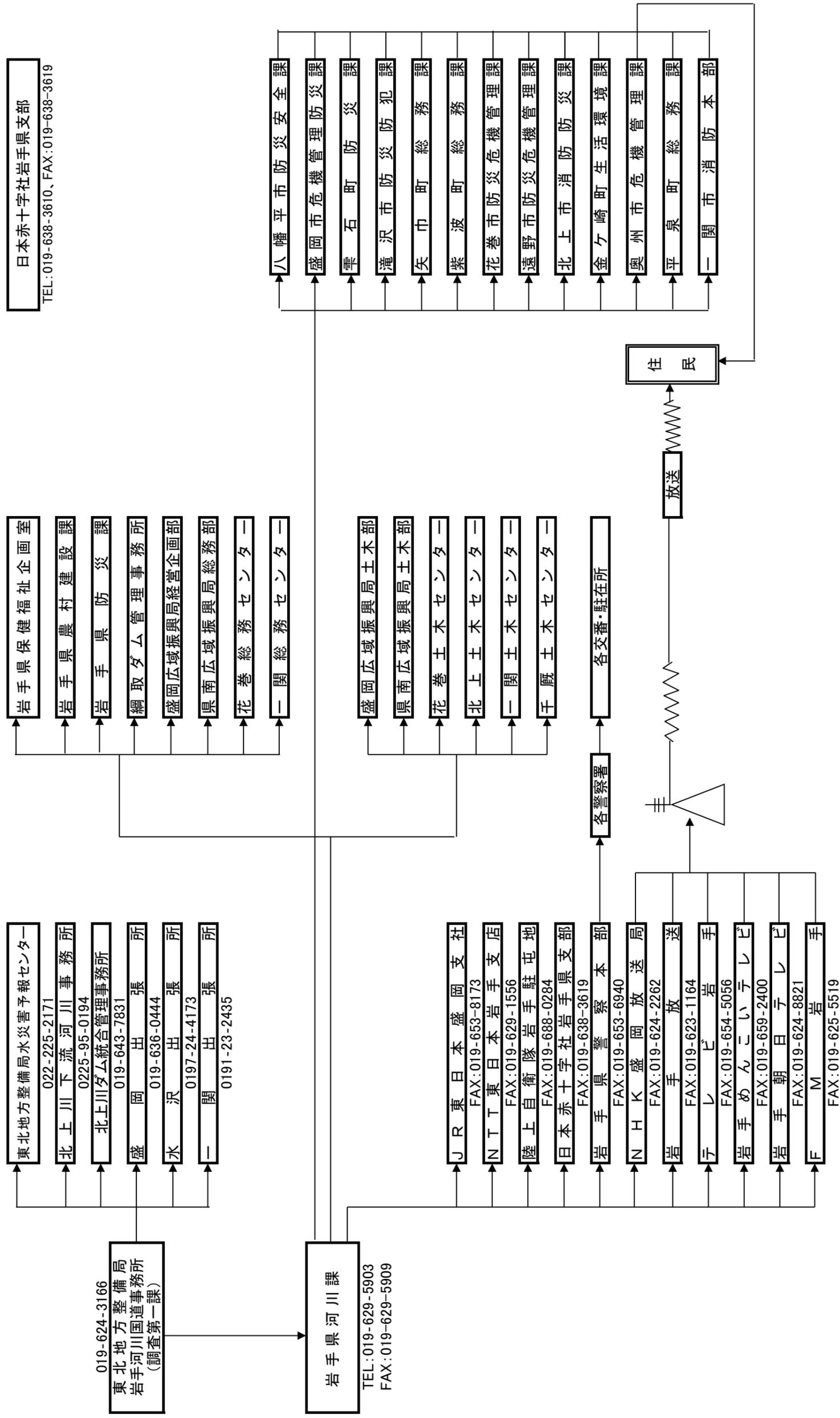
※NTT東日本またはNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

図表4-5 北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図



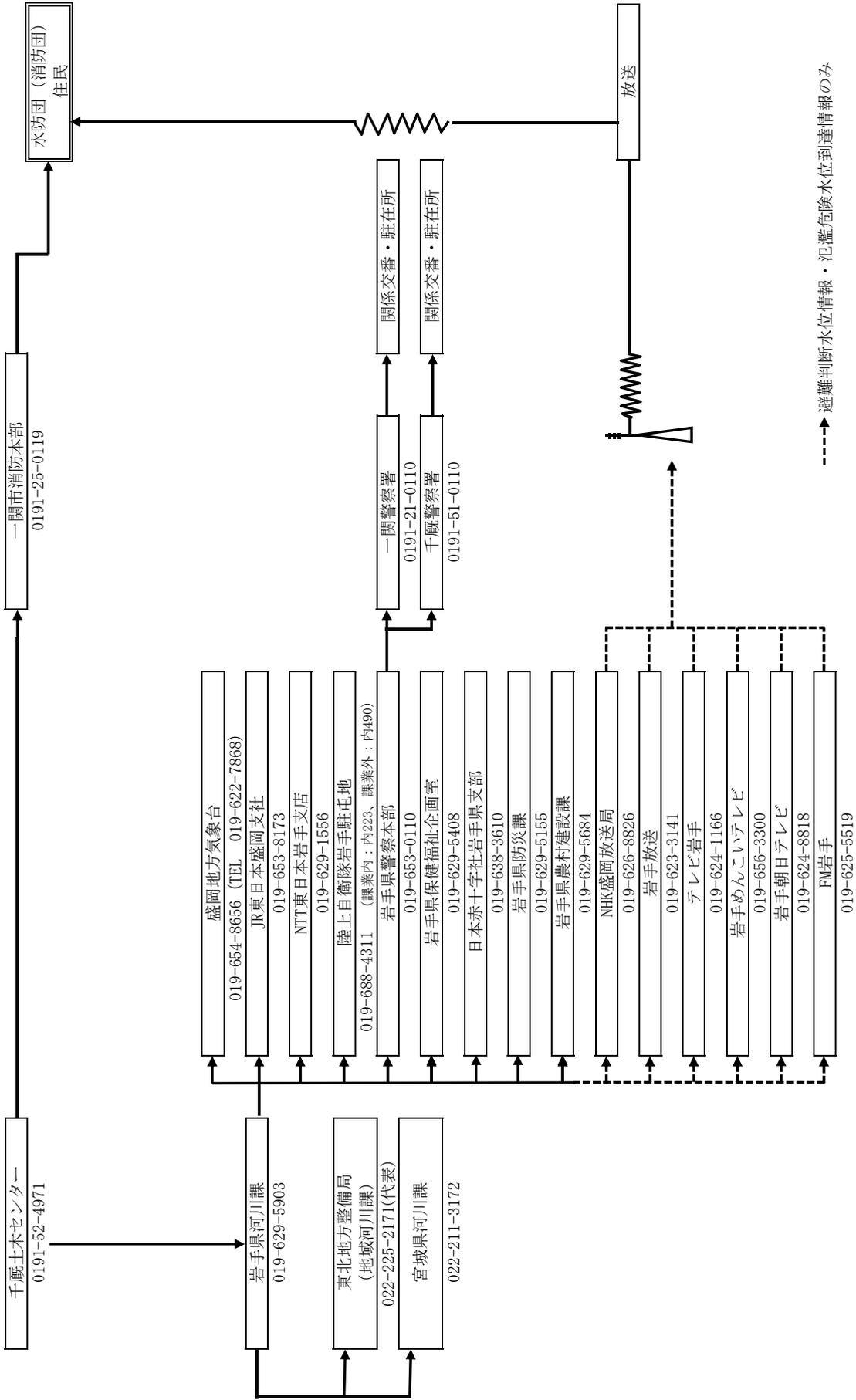
※NTT東日本またはNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

3-2-8 国土交通省が行う水防警報 伝達系統図



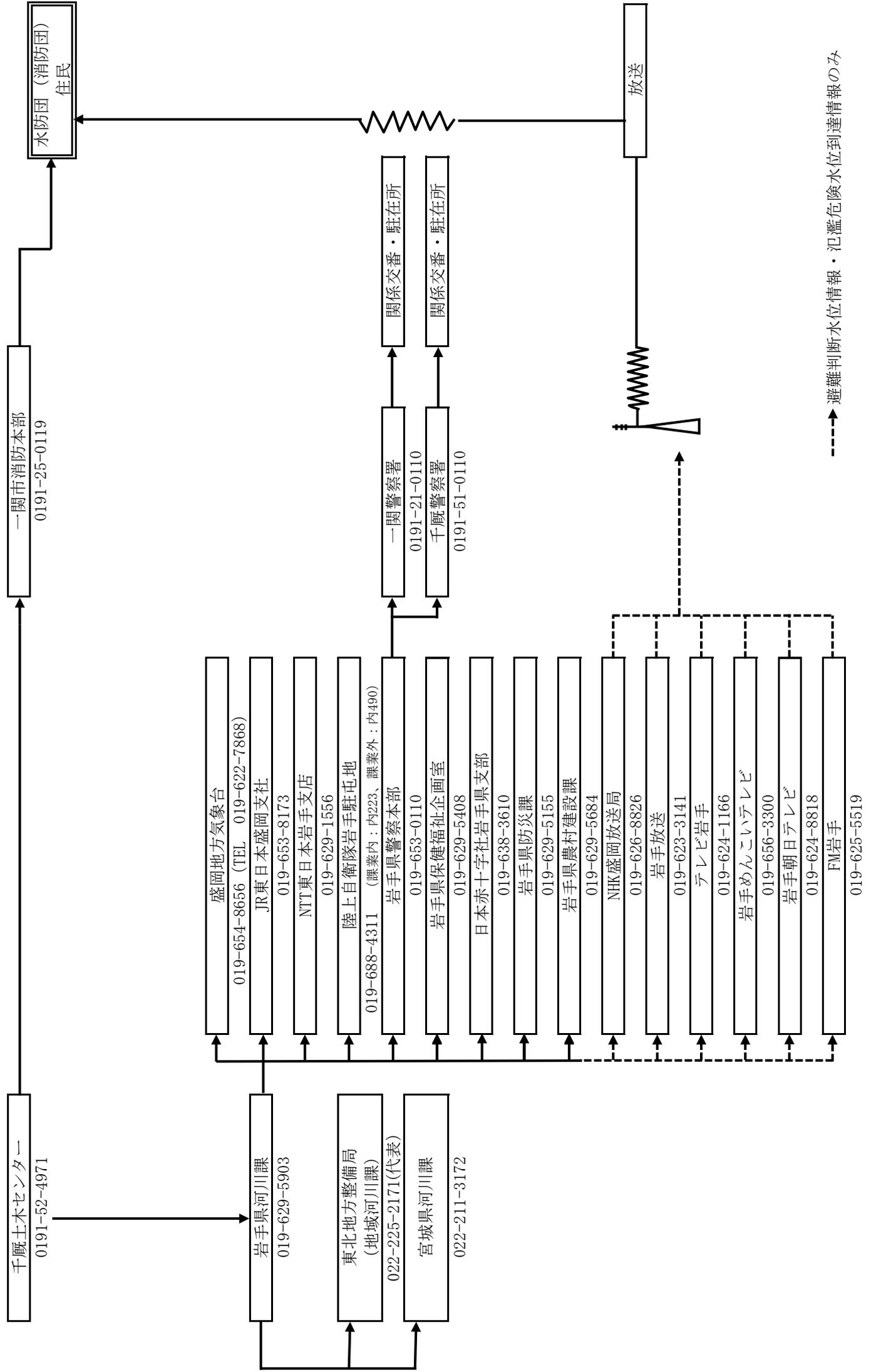
千厩地区

<大川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

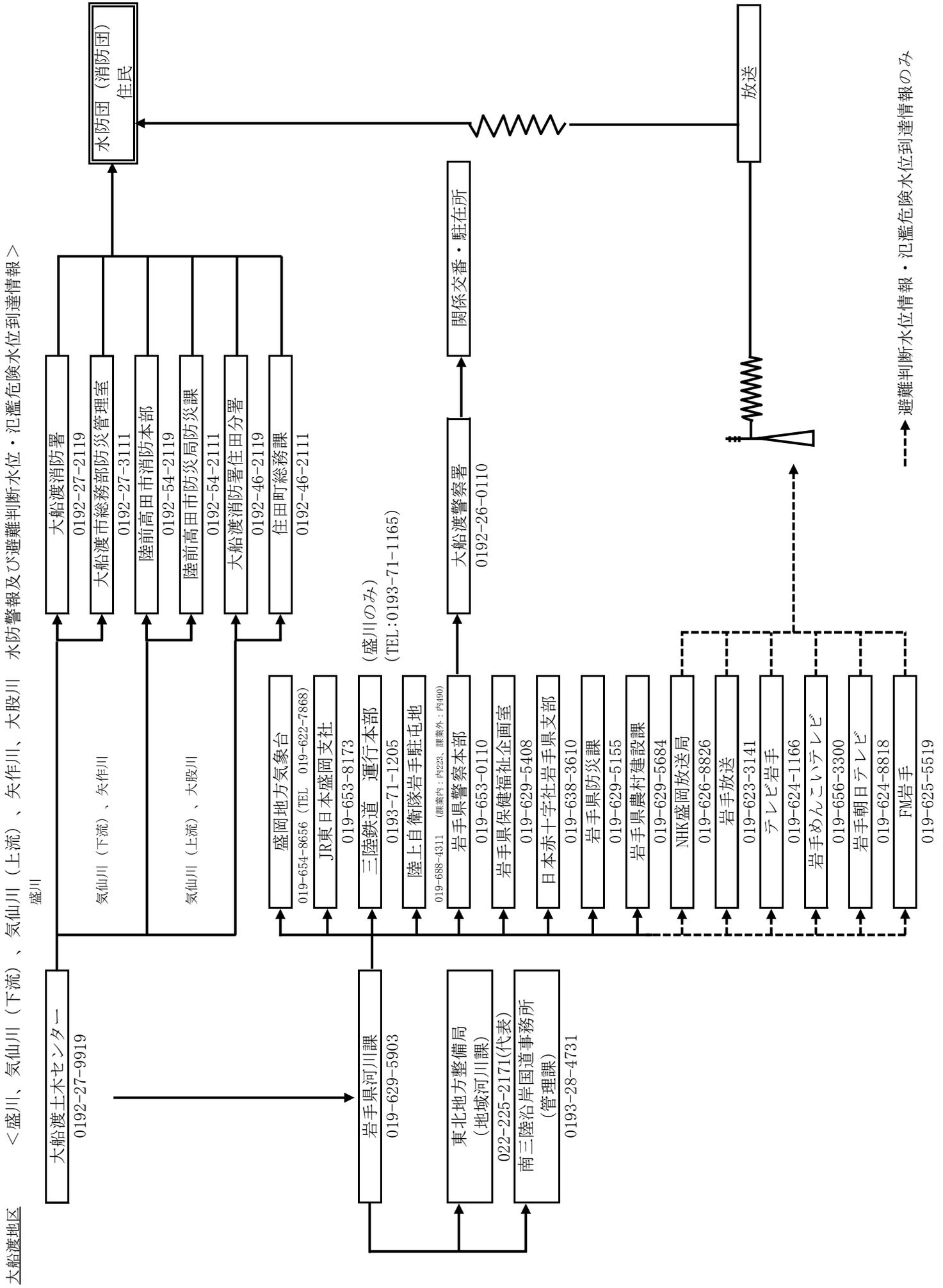


千厩地区

<大川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



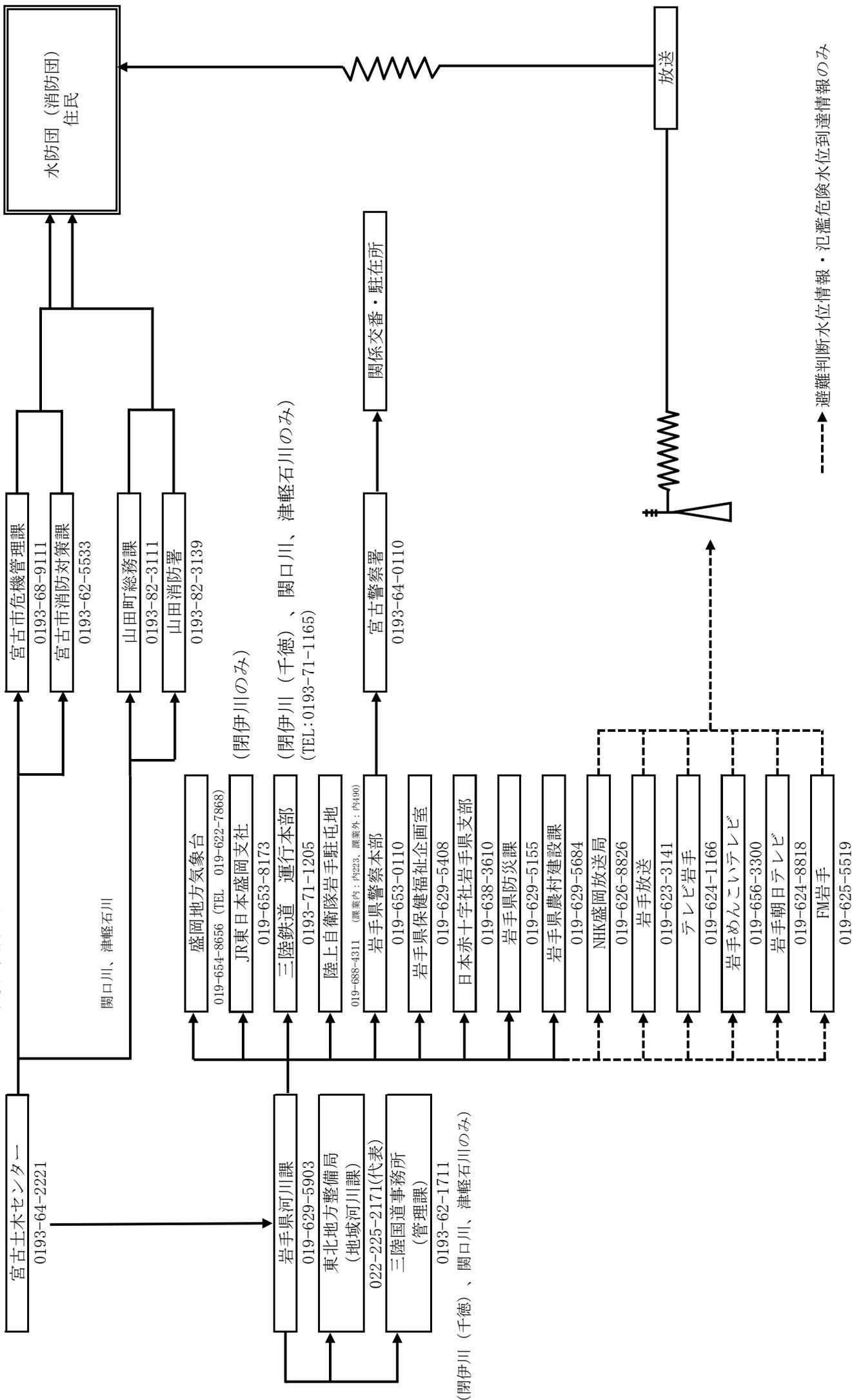
---> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ



宮古地区

< 閉伊川、関河口、津軽石川、長沢川、刈屋川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >

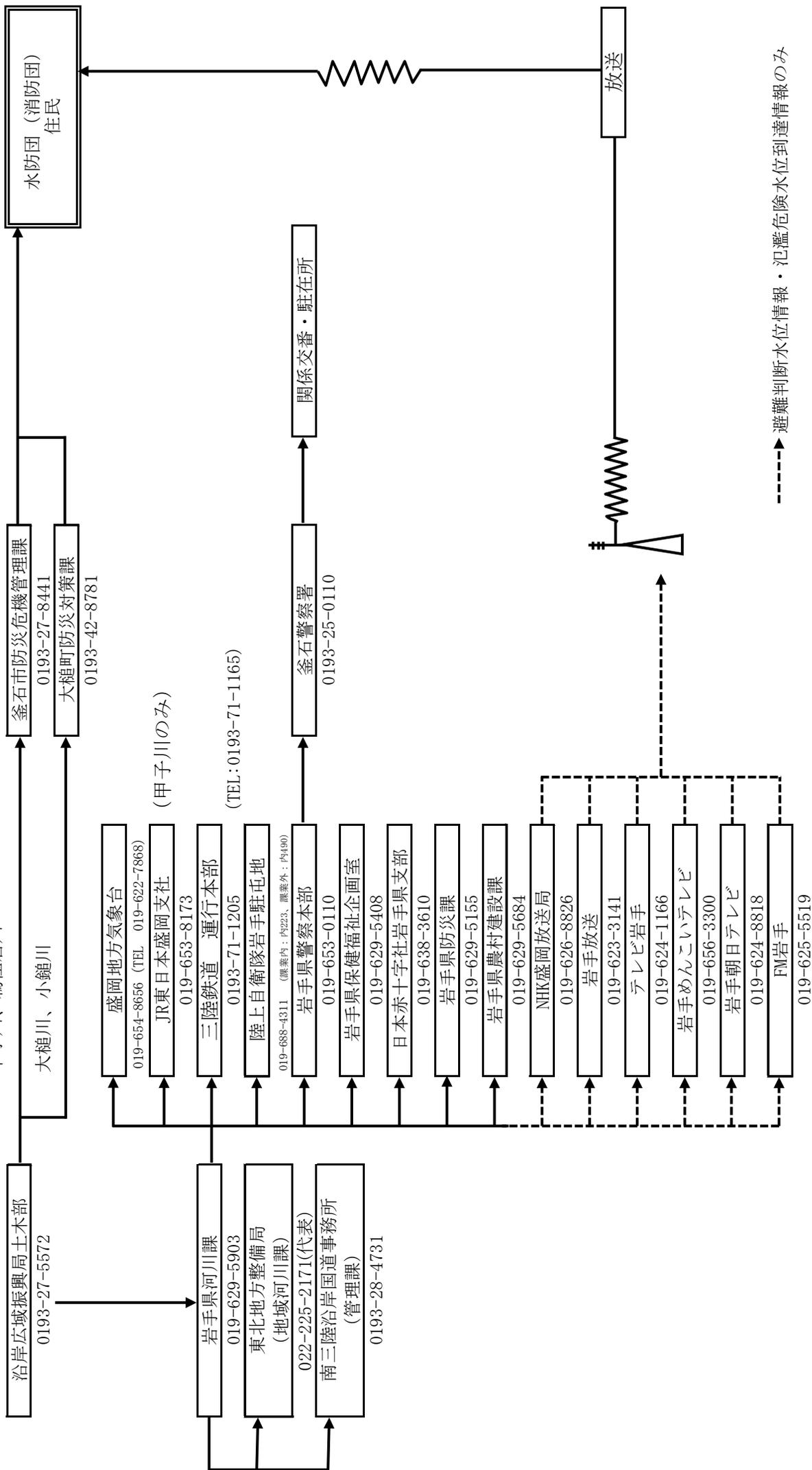
閉伊川、津軽石川



-----> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

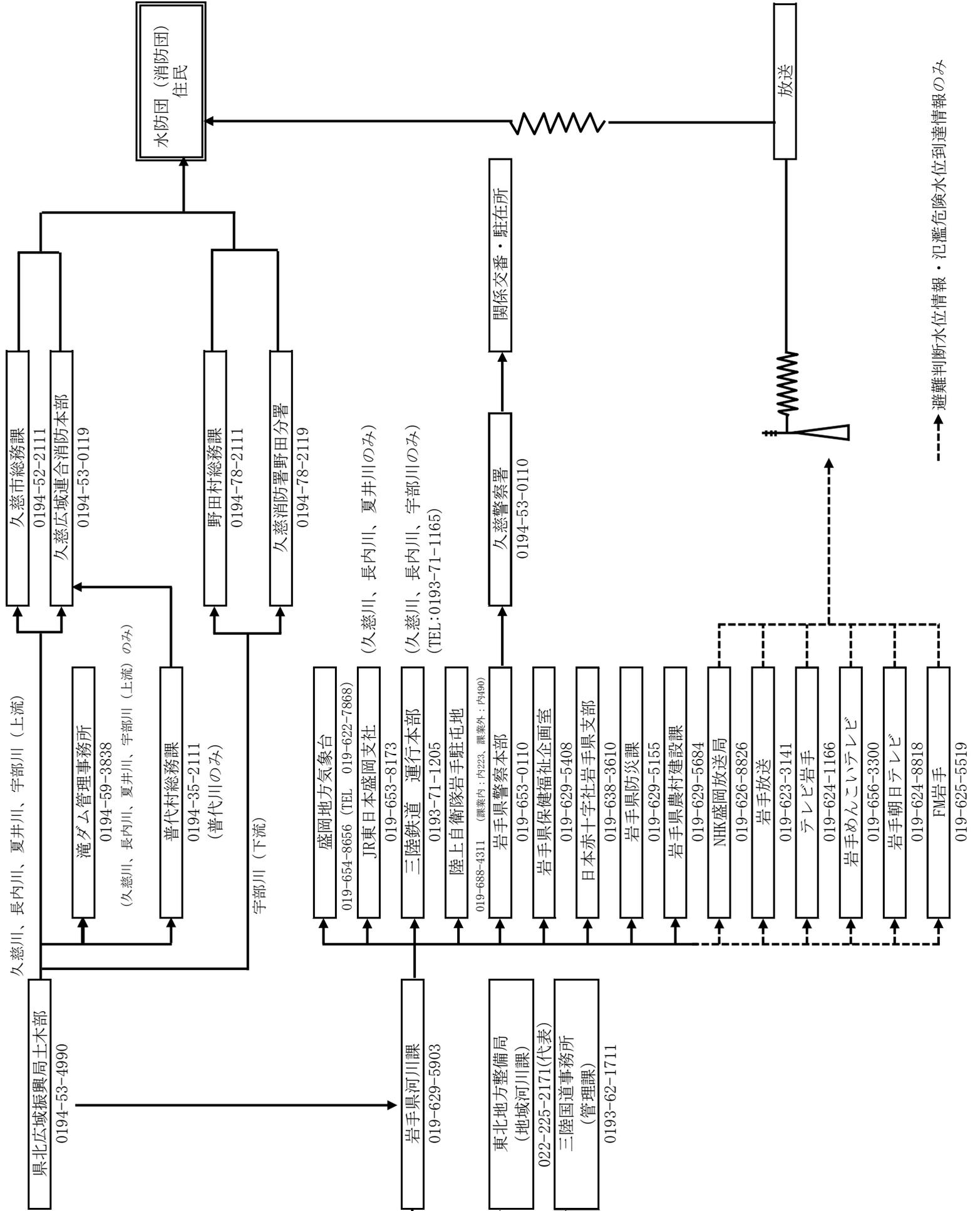
釜石地区

< 甲子川、鵜住居川、大槌川、小槌川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >
甲子川、鵜住居川



-----> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

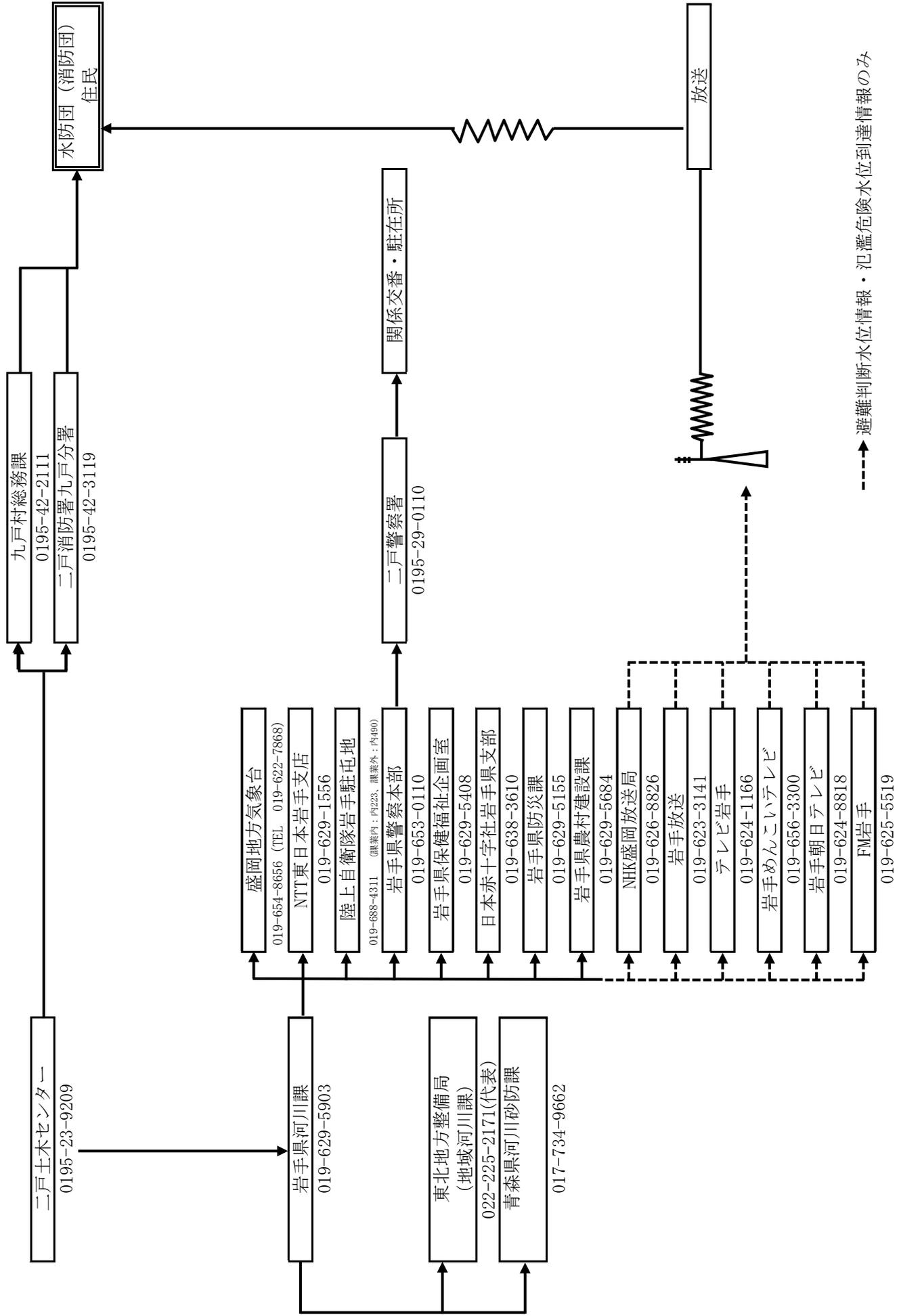
久慈地区 <久慈川、長内川、夏井川、普代川、宇部川（上流）、宇部川（下流） 水防警報及び避難判断断水位・氾濫危険水位到達情報>



---> 避難判断断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

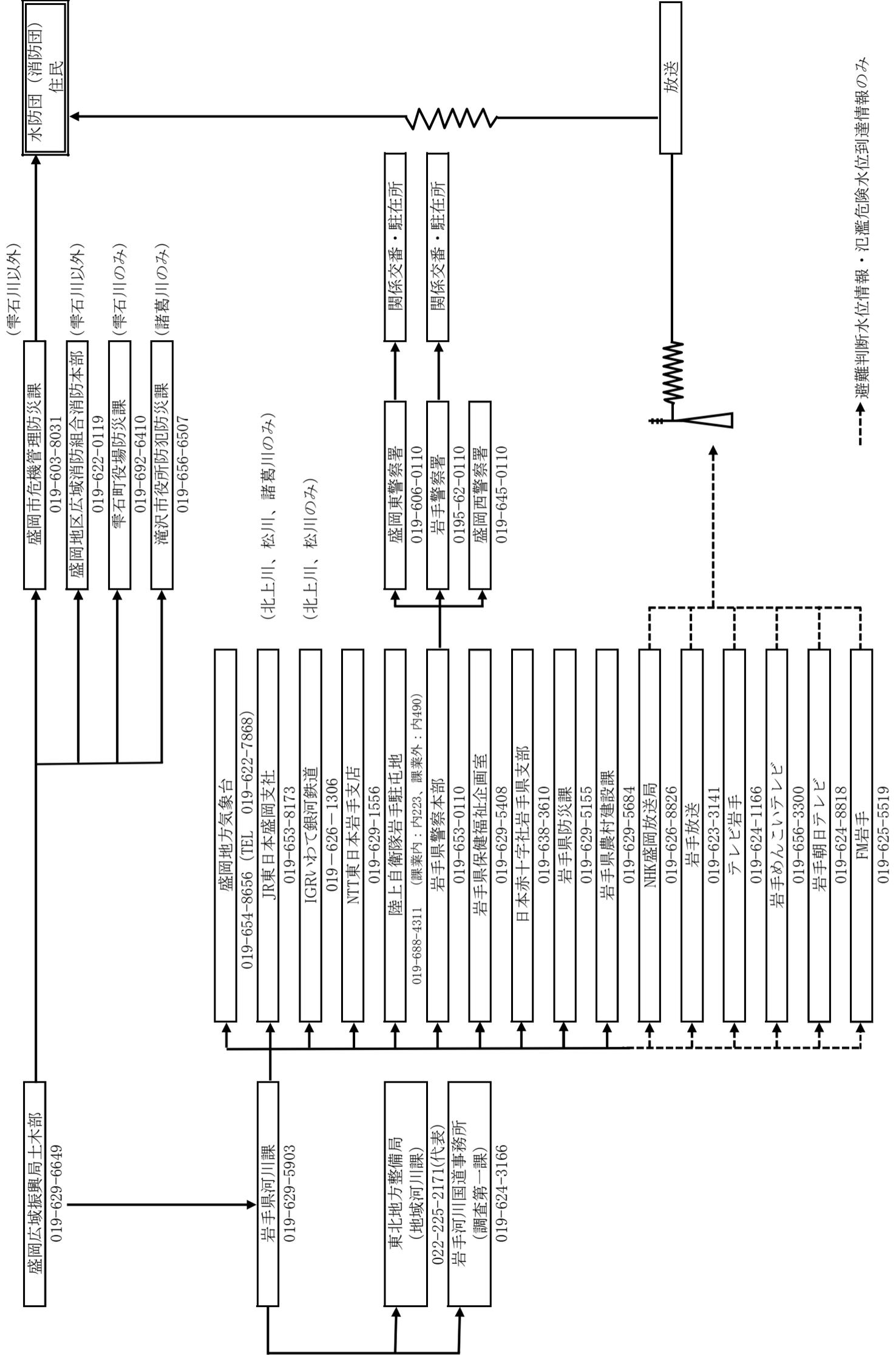
二戸地区 (瀬月内川)

< 瀬月内川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



盛岡地区

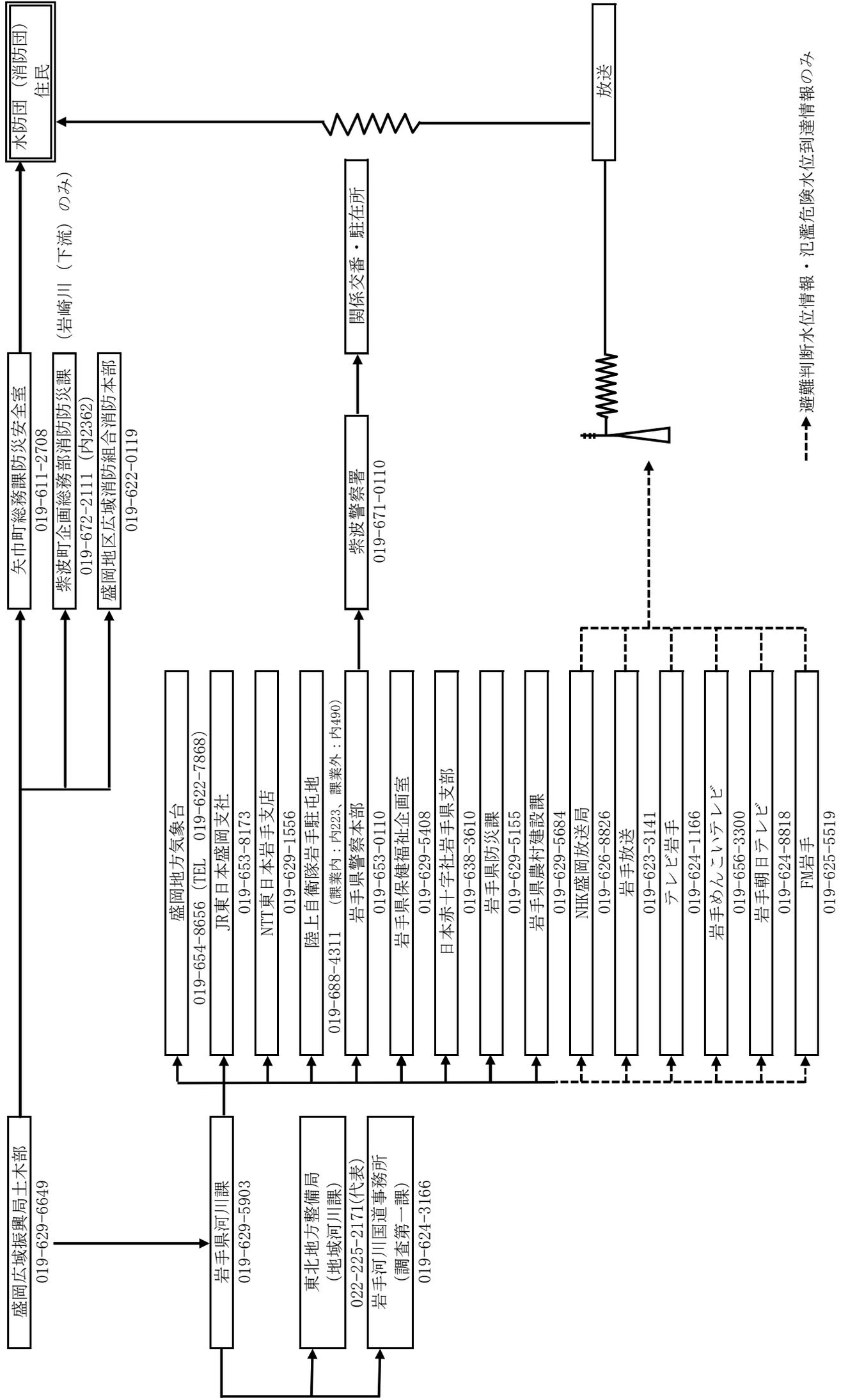
< 築川、北上川、松川、雫石川、諸葛川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



---> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

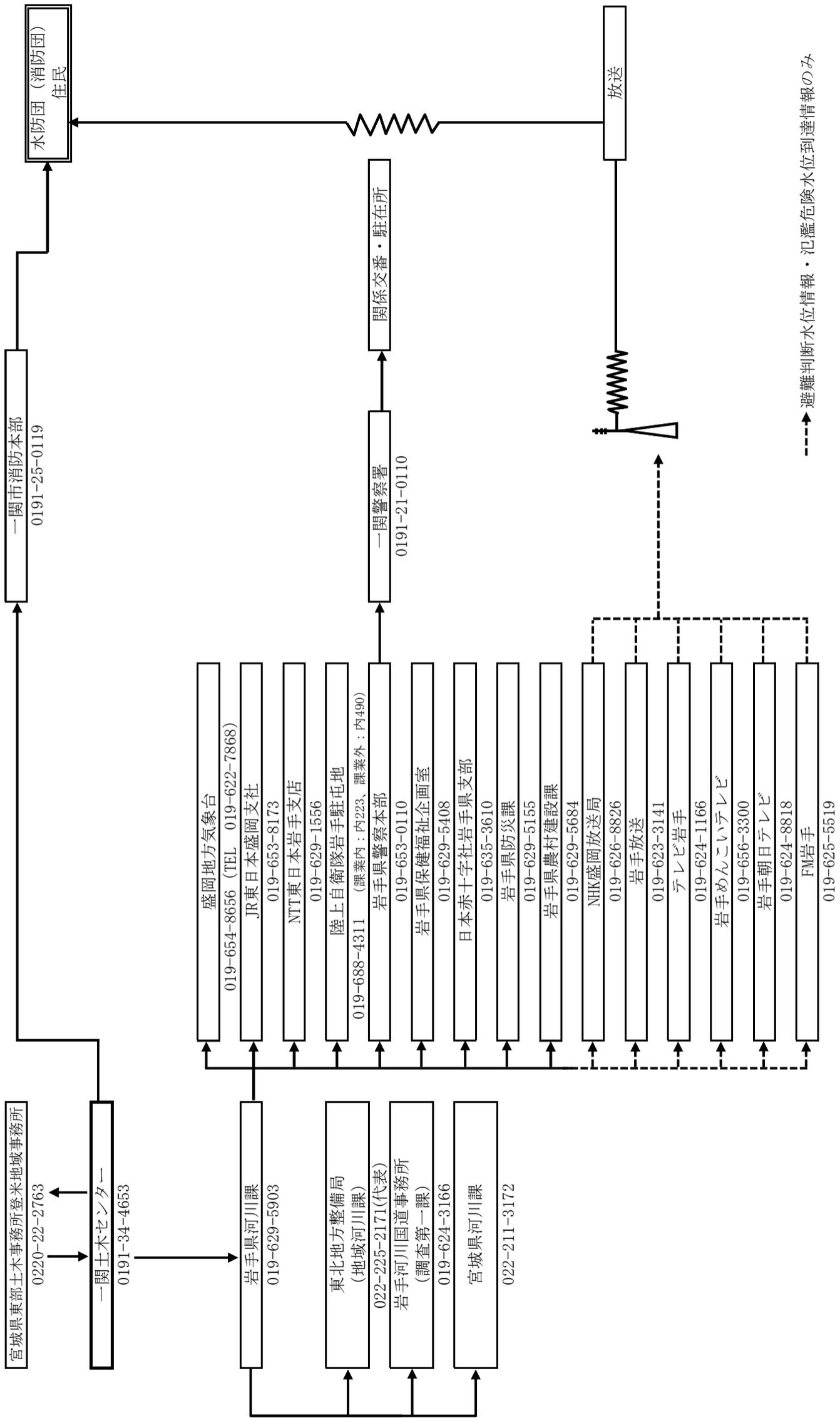
盛岡地区

< 岩崎川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



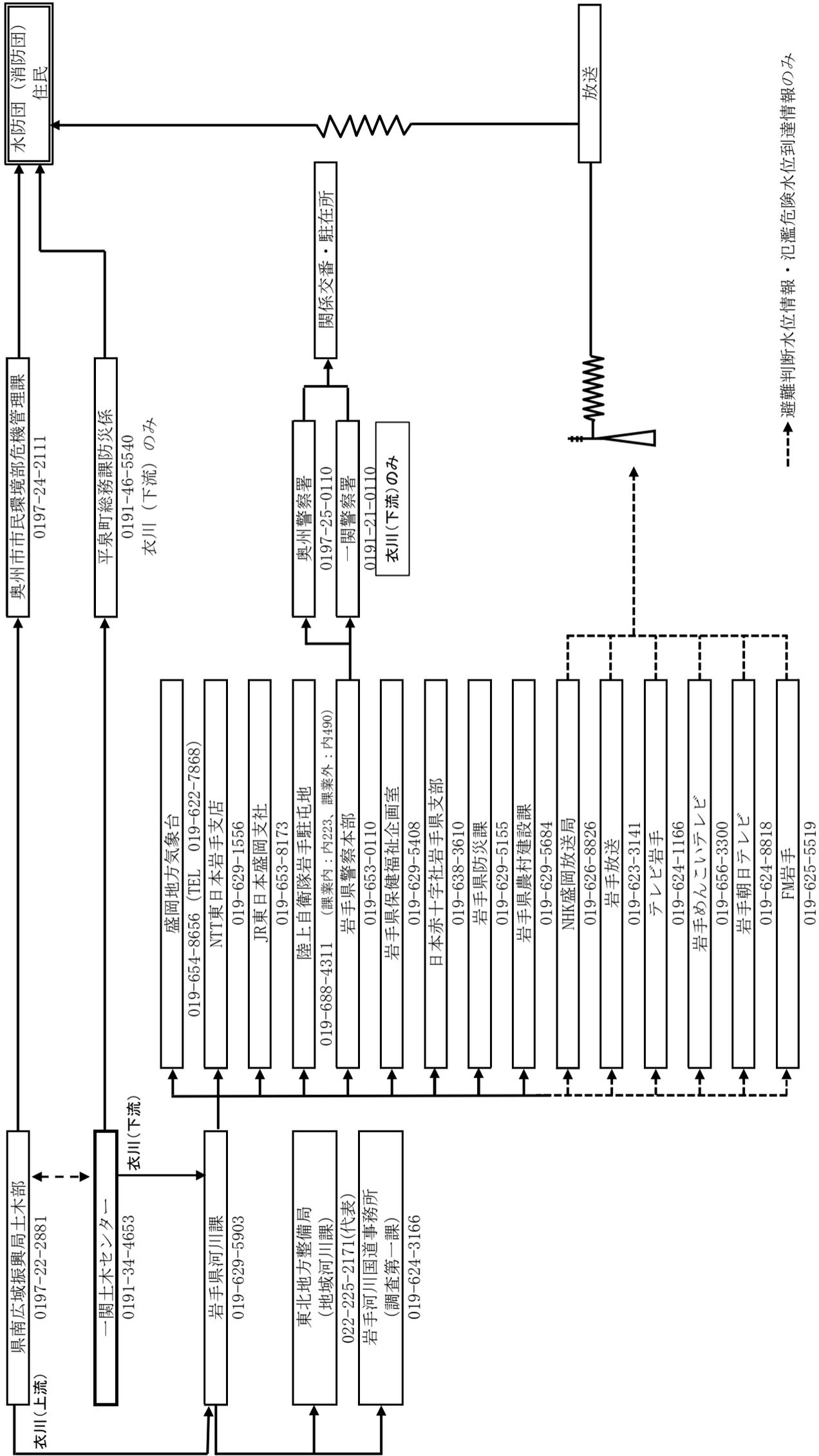
一 関地区

< 夏川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



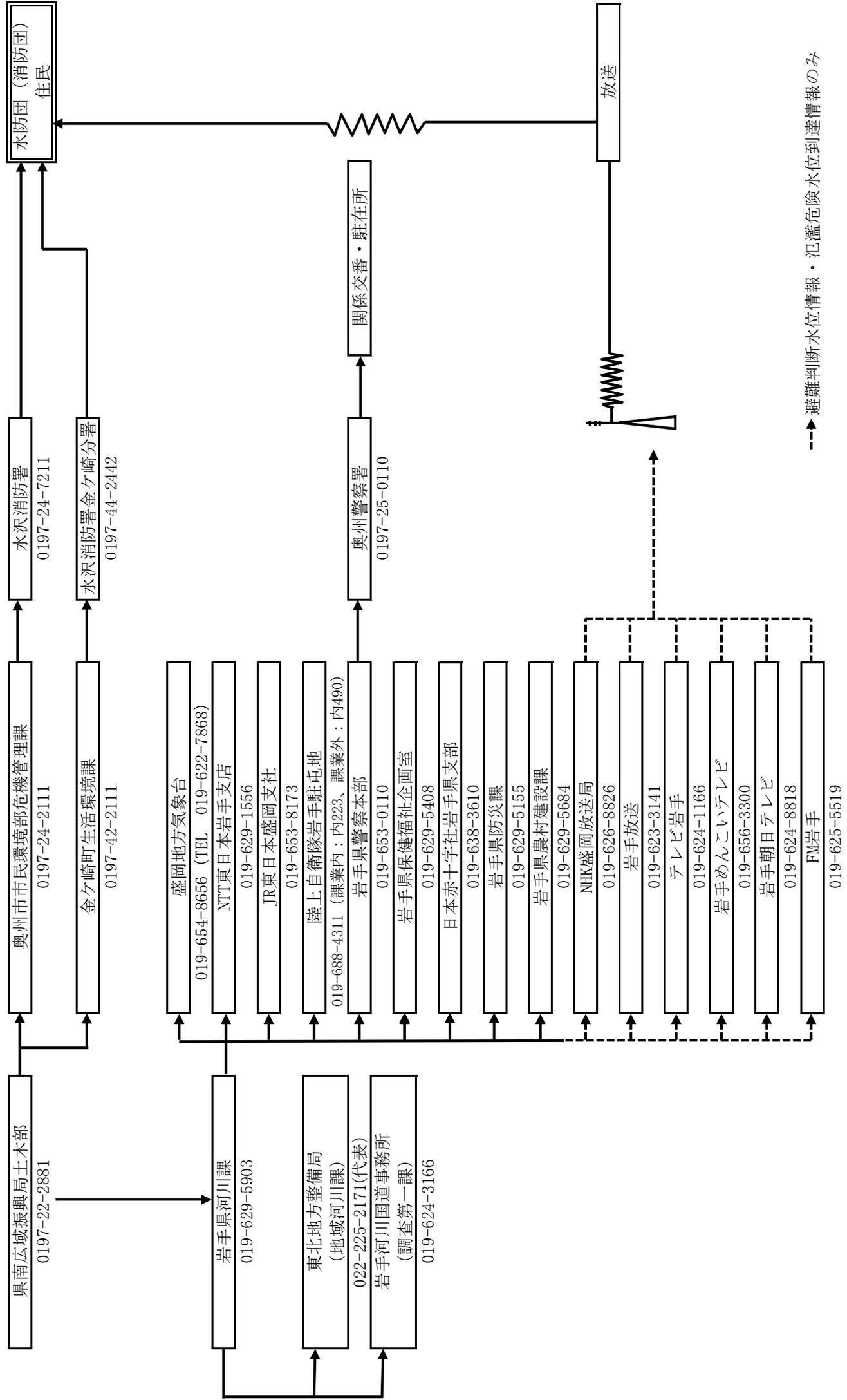
＜衣川（上流）、衣川（下流） 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報＞

一関地区、奥州地区



奥州地区

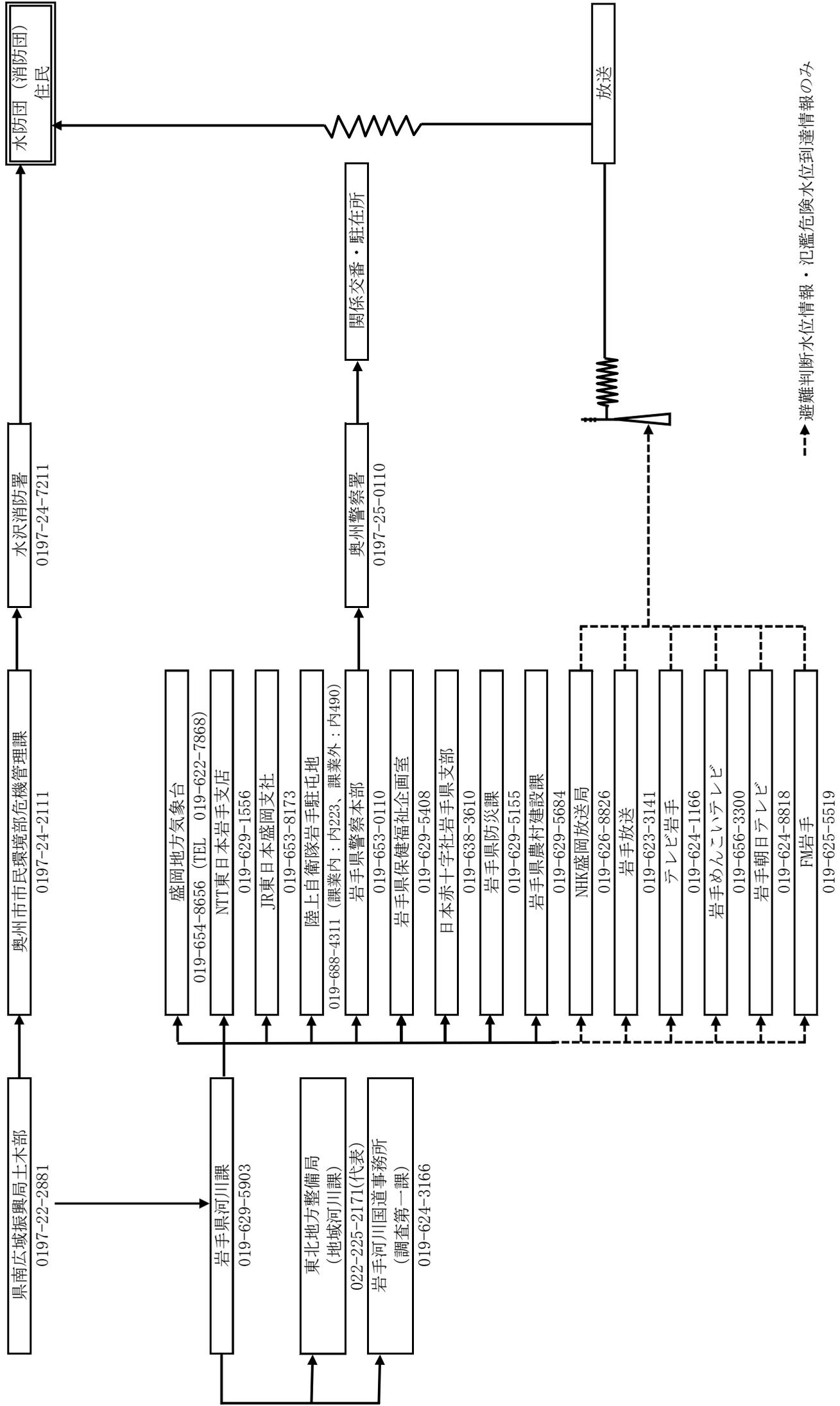
<胆沢川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



---> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

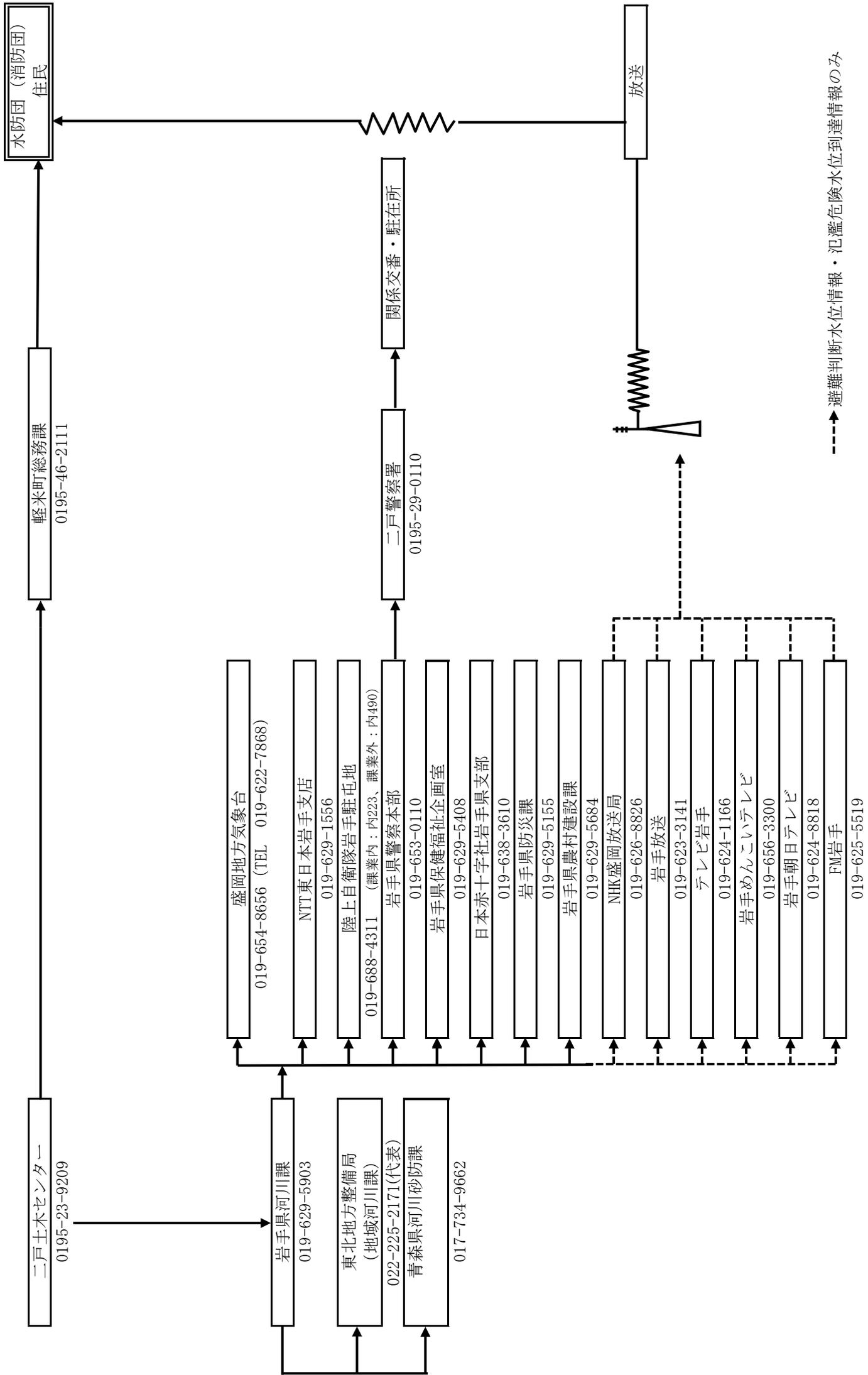
奥州地区

<人首川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

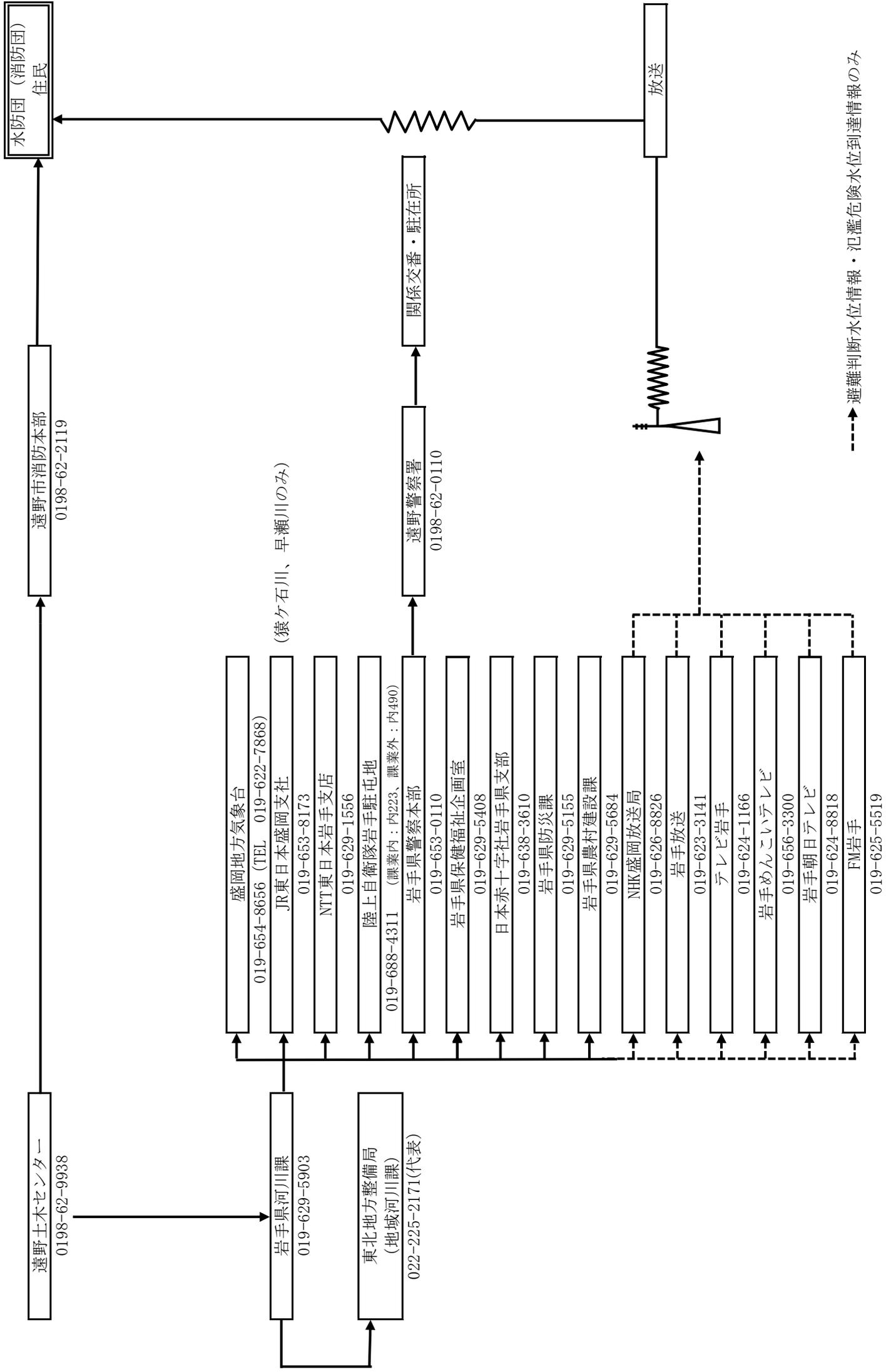


二戸地区 (雪谷川)

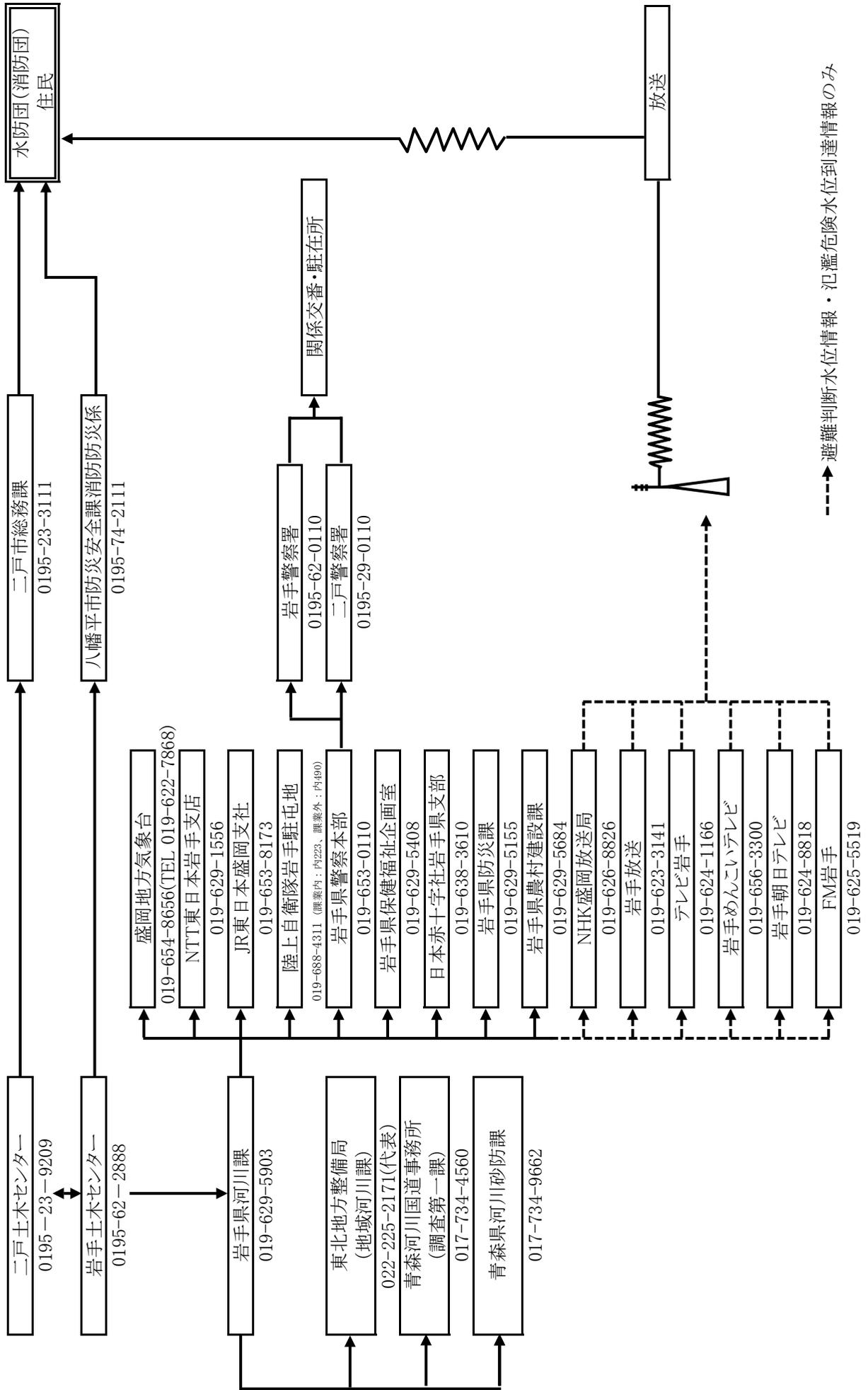
<雪谷川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



遠野地区 <猿ヶ石川、早瀬川、小鳥瀬川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

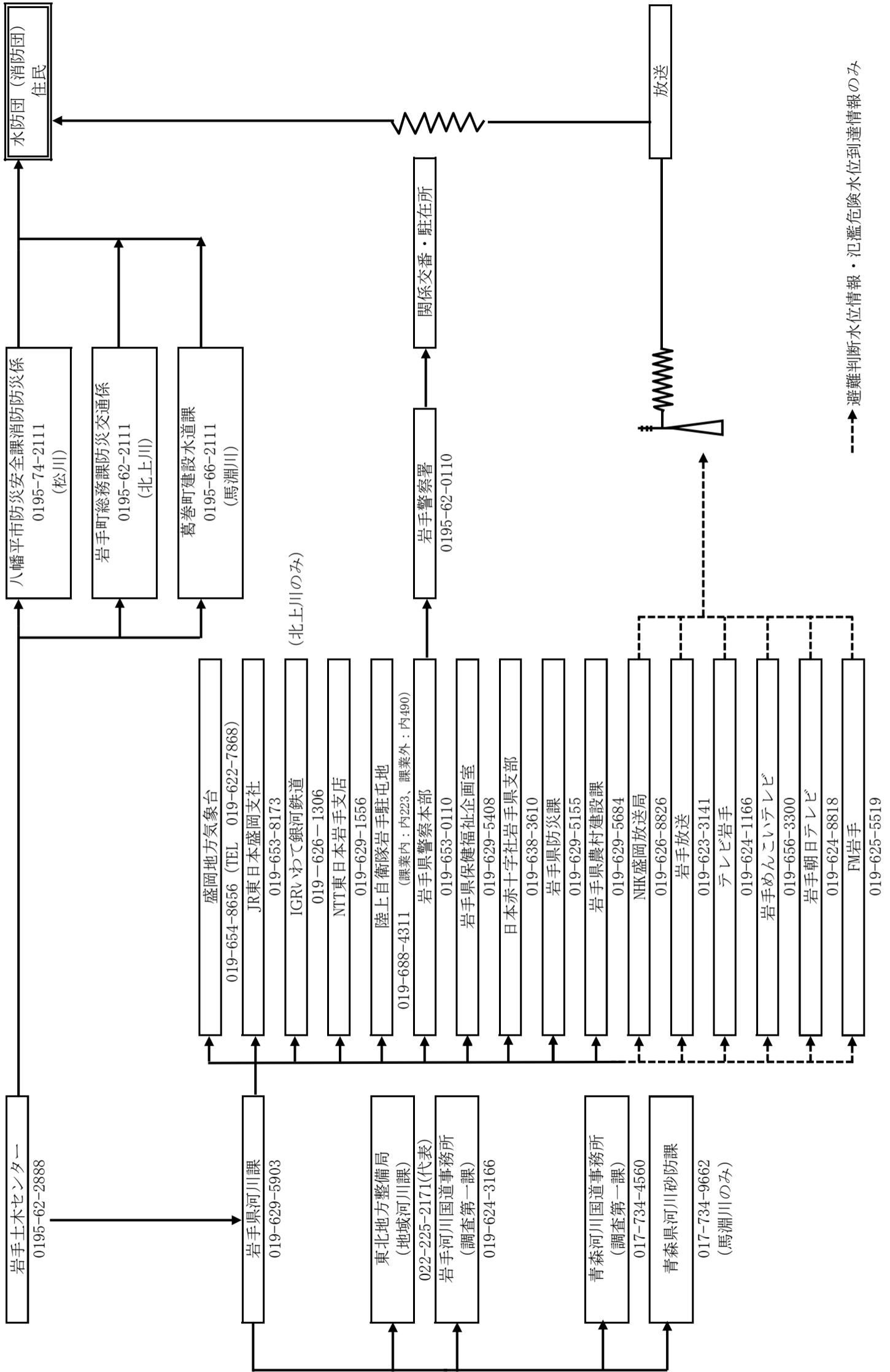


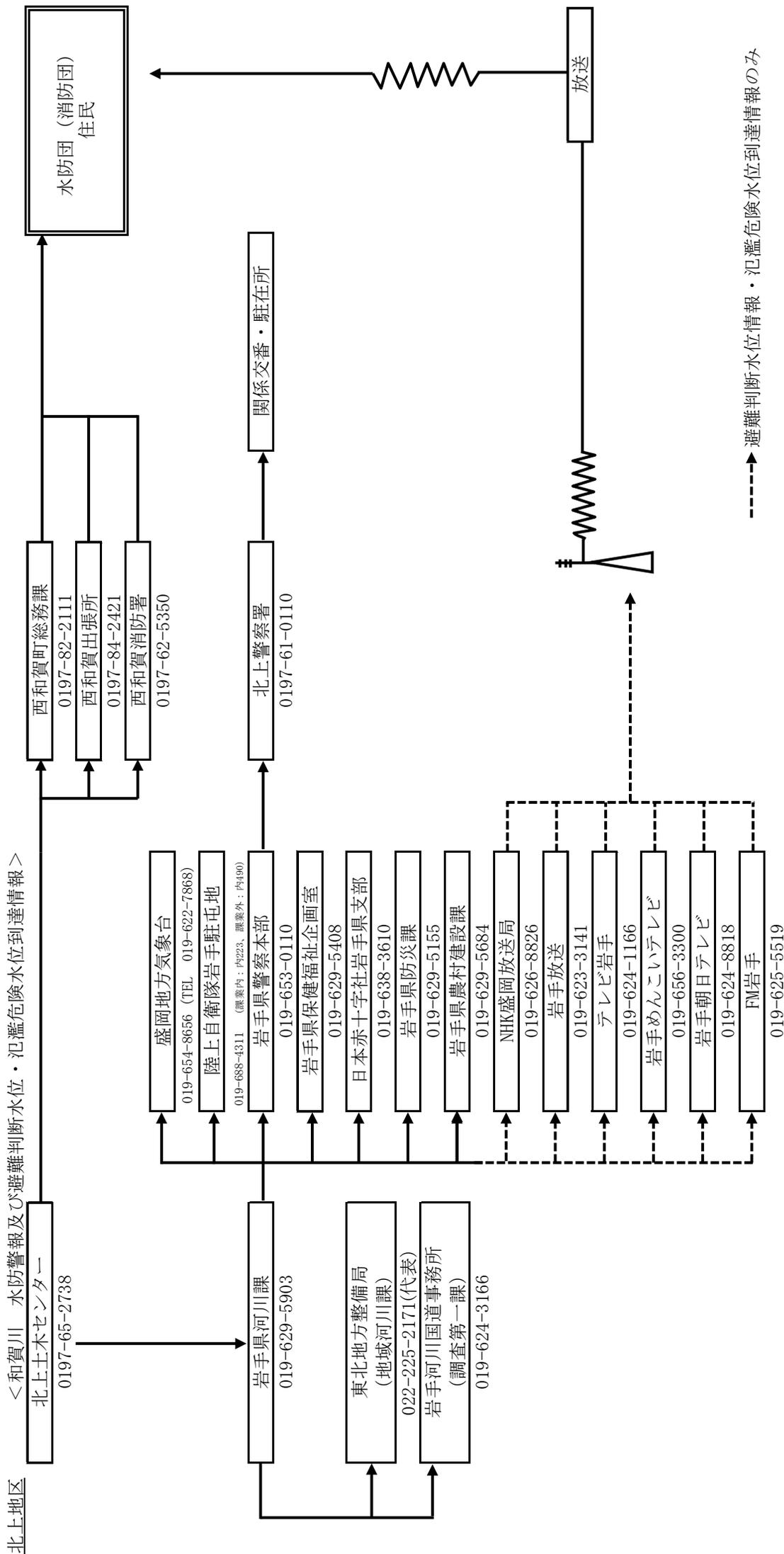
岩手地区、二戸地区(安比川(五日市橋)) <安比川(五日市橋) 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



---> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

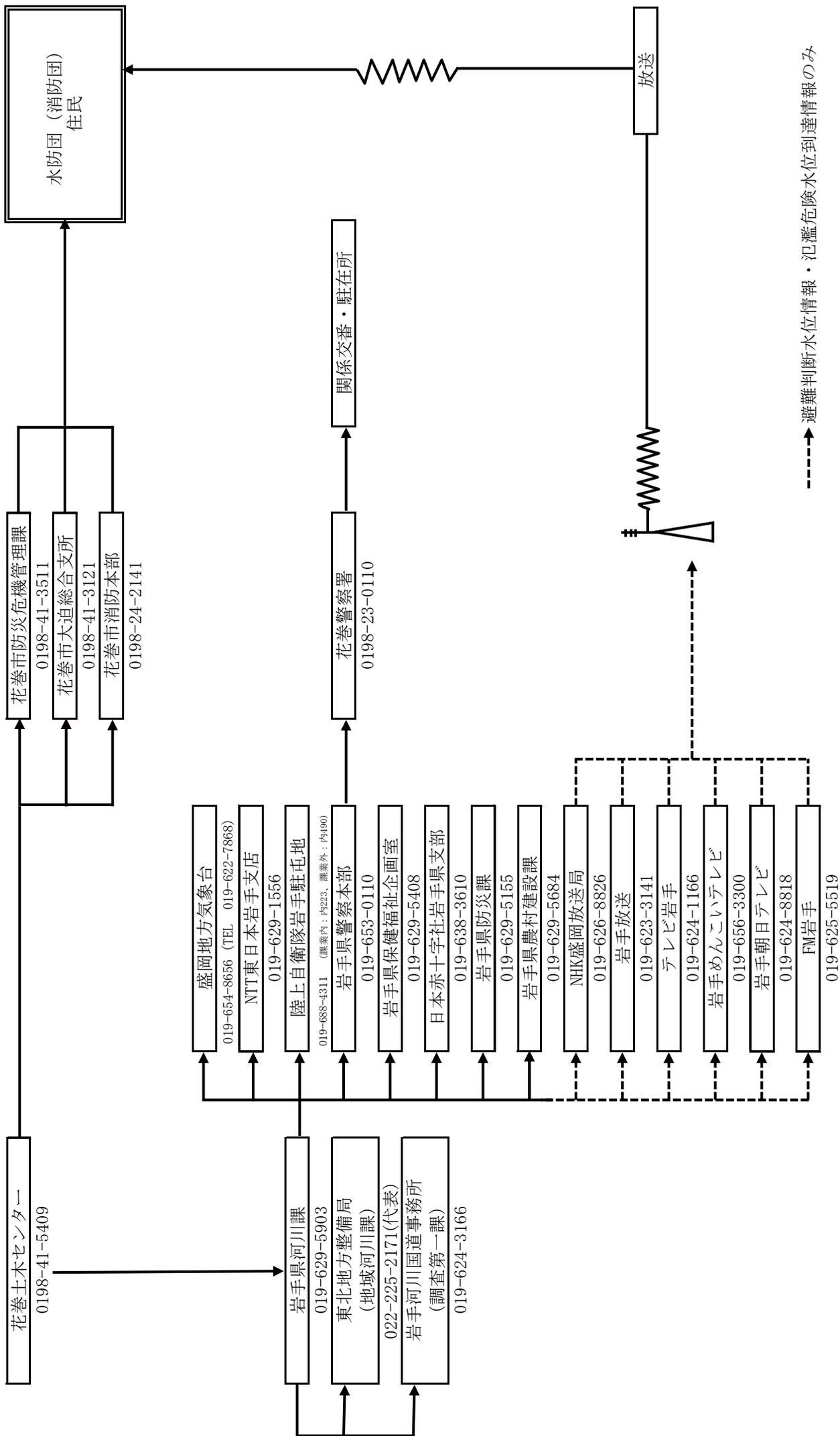
岩手地区 <北上川、松川、馬淵川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>





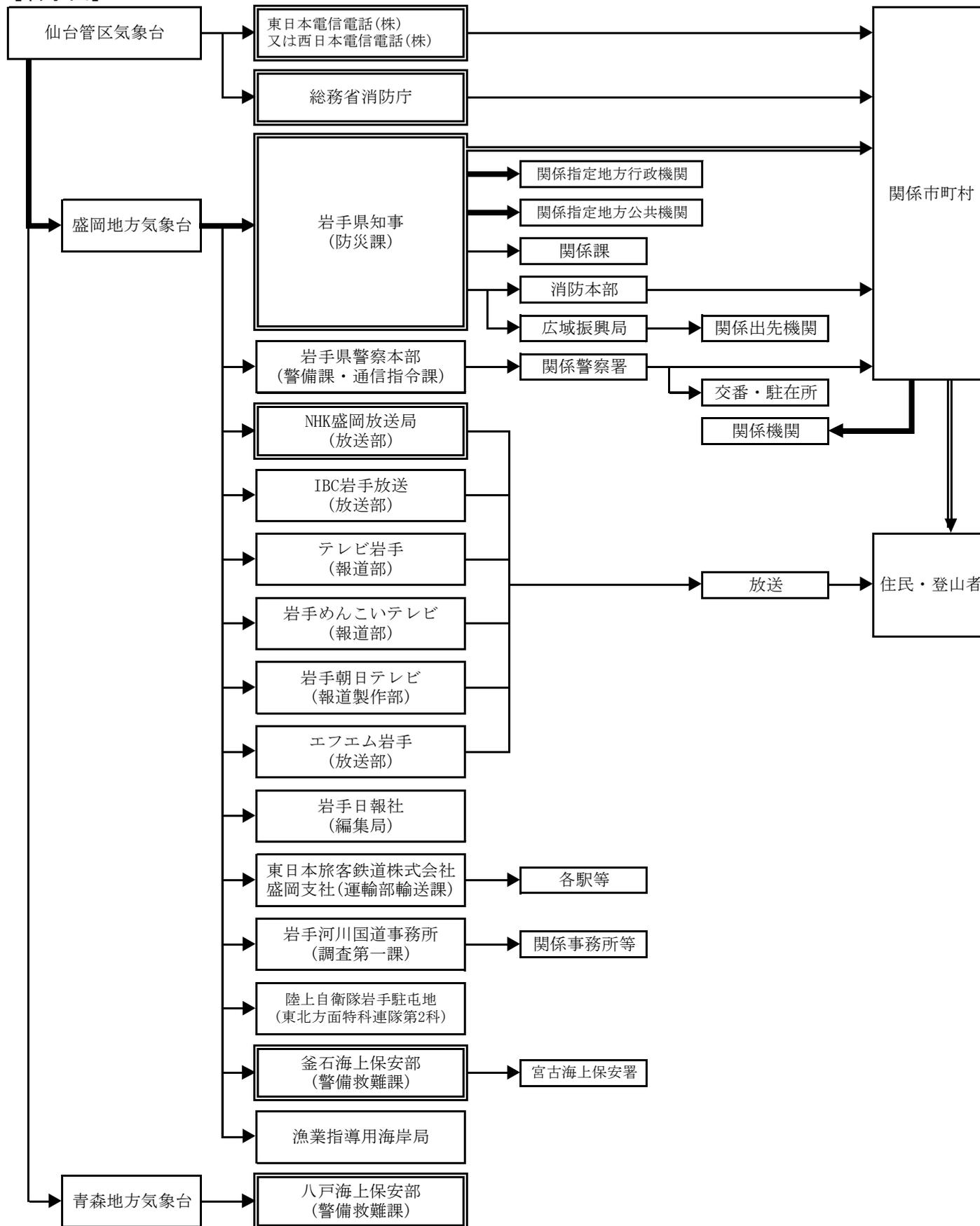
花巻地区

< 稗貫川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



3-2-10 噴火警報・予報等伝達系統図

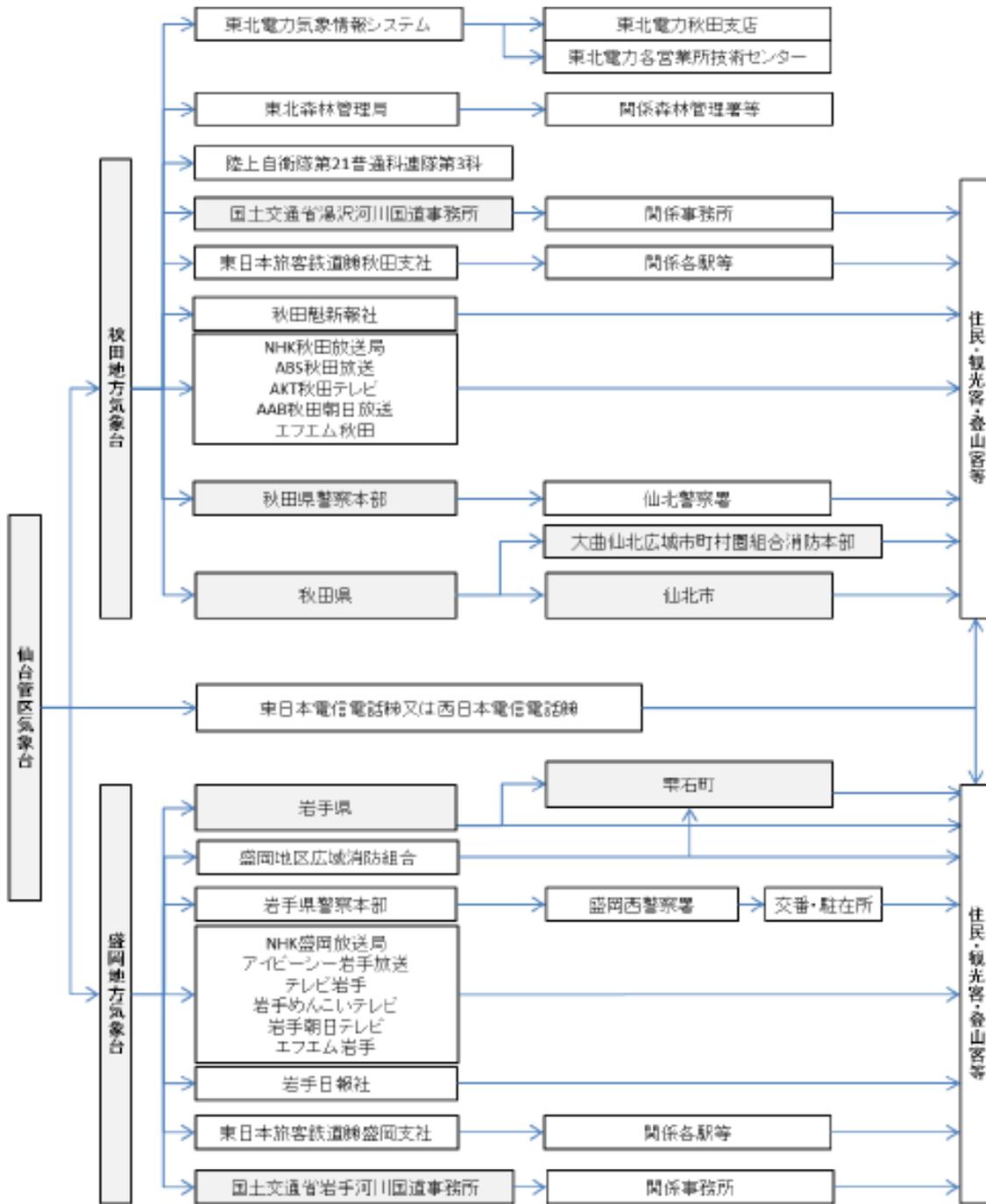
[岩手山]



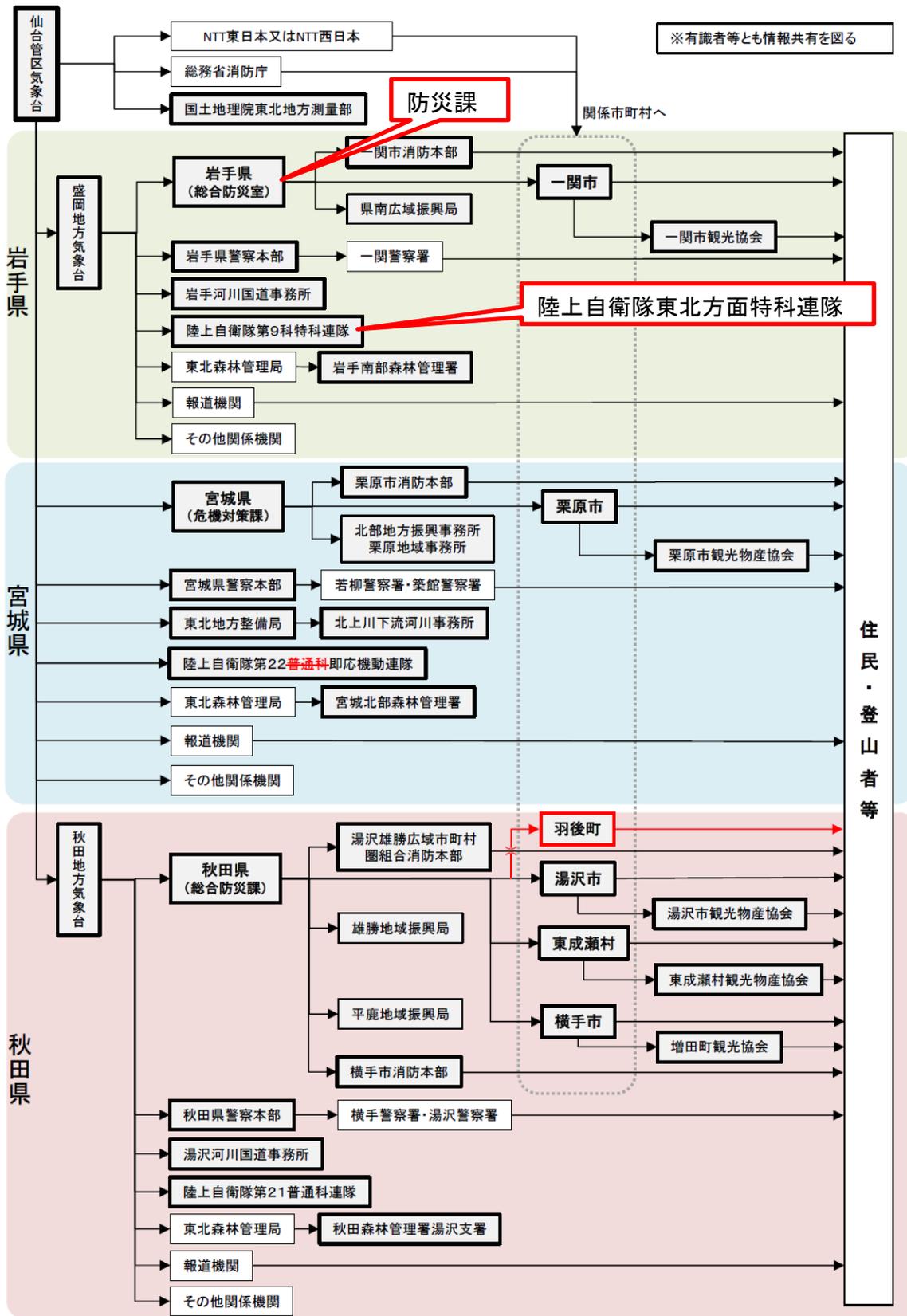
(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、津報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。
- 3 二重線の経路は、
 - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等
 - ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

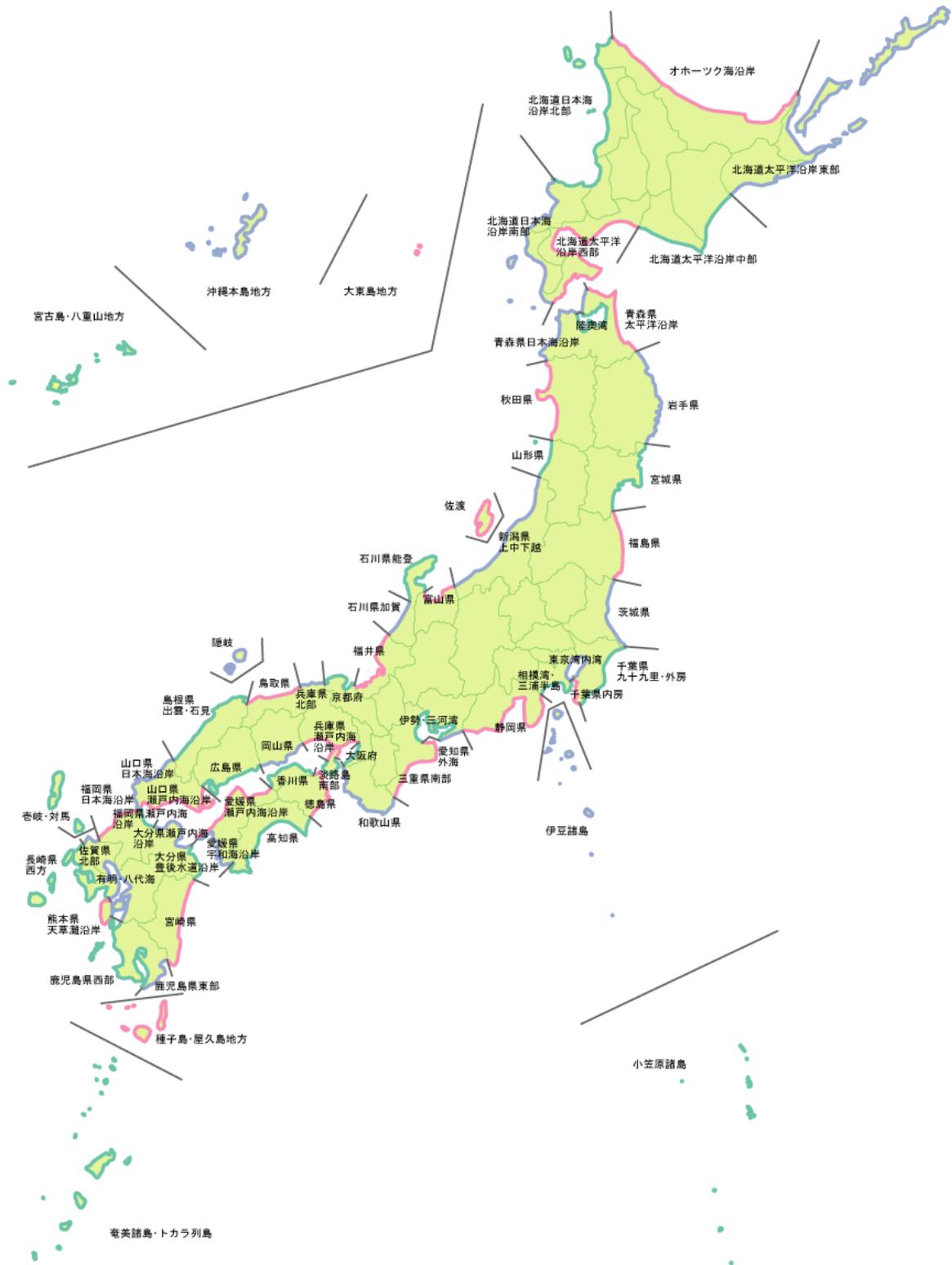
[秋田駒ヶ岳]



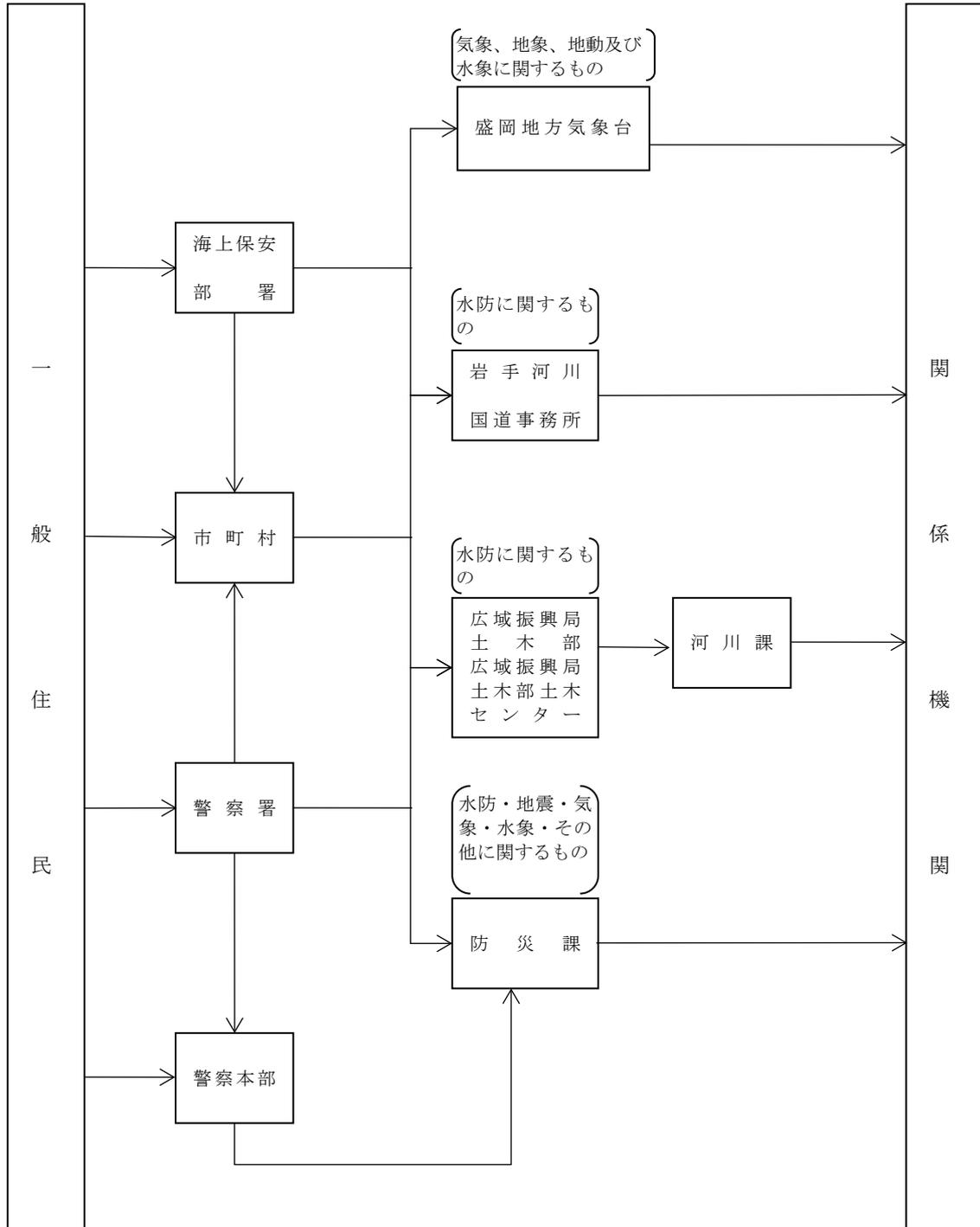
[栗駒山]



3-2-11 津波予報区



3-2-13 異常現象の通報、伝達経路



3-3 通信情報計画

3-3-1 県内無線施設設置状況一覧表

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
岩手県	ぼうさいこうくういわて	岩手県防災航空センター	防災消防安全課総括課長	防災行政用
〃	いわてぼうさいこうくうせんたー	岩手県防災航空センター	〃	公共業務用
〃	しょうぼうこうくういわて	岩手県防災航空センター	〃	〃
〃	LASCOMいわてけんもりおか スーパーバードちきゅう	岩手県庁	〃防災課総括課長	防災行政用 (電気通信業務用)
総務省消防庁	LASCOMそうむしょうしょう ぼうちょういわてけんスーパー バードかはんちきゅう V704	〃	〃	〃
〃	LASCOMそうむしょうしょう ぼうちょういわてけんスーパー バードかはんちきゅう V705	〃	〃	〃
岩手県	LASCOMいわてけんいわて スーパーバードかはんちきゅう V1	盛岡市役所	〃	〃
〃	〃 〃 V 2	宮古 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 3	久慈 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 4	遠野 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 5	釜石 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 6	二戸 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 7	葛巻町役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 8	大槌 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 10	山田 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 13	軽米 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 14	洋野町種市庁舎	〃	〃
〃	〃 〃 V 15	野田村役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 18	九戸 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 20	一戸町役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 21	宮古地区広域行政組合消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 22	久慈広域連合消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 23	遠野市消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 24	釜石大槌地区行政事務組合消防 本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 26	二戸地区広域行政事務組合消防 本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 27	奥州市役所	〃	〃
〃	〃 〃 V 28	一関 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 30	雫石町役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 31	岩手 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 32	八幡平市役所	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 〃 V 33	滝沢 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 36	紫波町役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 37	矢巾 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 40	金ヶ崎 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 45	平泉 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 52	岩泉 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 53	田野畑村役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 54	普代 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 56	盛岡地区広域行政事務組合消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 57	陸前高田市消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 58	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 59	北上地区消防組合消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 60	一関市消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 62	大船渡市役所	〃	〃
〃	〃 〃 V 63	花巻 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 64	北上 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 65	陸前高田 〃	〃	〃
〃	〃 〃 V 67	西和賀町役場湯田庁舎	〃	〃
〃	〃 〃 V 69	住田町役場	〃	〃
〃	〃 〃 V 72	大船渡地区消防組合消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 73	花巻市消防本部	〃	〃
〃	〃 〃 V 108	岩手県立総合防災センター	〃	〃
〃	〃 〃 V 116	陸上自衛隊岩手駐屯地	〃	〃
〃	〃 〃 V 117	釜石海上保安部	〃	〃
〃	〃 〃 V 118	盛岡地方气象台	〃	〃
〃	〃 〃 V 119	知事公館	〃	〃
〃	〃 〃 V 123	岩手県防災航空センター	〃	〃
〃	〃 〃 V 125	盛岡合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 126	花巻合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 127	奥州合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 128	一関合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 129	大船渡合庁	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 〃 V 130	釜石合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 131	宮古合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 132	久慈合庁	〃	〃
〃	〃 〃 V 133	二戸合庁	〃	〃
農村建設課	すいぼうごしょ	御所防災ダム管理事務所	雫石町長	水防事務用
〃	〃 おうしゆく	鶯宿ダム管理所	〃	〃
〃	〃 そとます	外柵沢ダム管理所	〃	〃
〃	〃 れんたき	レン滝ダム管理所	〃	〃
〃	〃 もりおかのうち	盛岡地区合同庁舎	盛岡広域振興局農村整備室長	〃
〃	〃 ごしょ	御所防災ダム管理事務所	雫石町長	〃
〃	〃 やびつ	矢櫃ダム管理所	〃	〃
〃	〃 あにわ	安庭観測所	〃	〃
〃	〃 ますざわ	柵沢観測所	〃	〃
〃	〃 おうしゆく	鶯宿ダム管理所	〃	〃
〃	〃 れんたき	レン滝ダム管理所	〃	〃
〃	〃 そとます	外柵沢ダム管理所	〃	〃
〃	〃 はやしたいら	林平警報所	〃	〃
〃	〃 かつら	桂警報所	〃	〃
〃	〃 そとますざわ	外柵沢警報所	〃	〃
〃	〃 くわばら	桑原警報所	〃	〃
〃	〃 きたますざわ	北柵沢警報所	〃	〃
〃	〃 おすけ	男助警報所	〃	〃
〃	〃 たかまつ	レン滝ダム上流気象観測所	〃	〃
〃	〃 ばば	馬場警報所	〃	〃
〃	〃 きりどめ	切留警報所	〃	〃
〃	〃 おうしゆく おんせん	鶯宿温泉警報所	〃	〃
〃	〃 おうしゆくばし	鶯宿橋警報所	〃	〃
〃	〃 しどたいら	志戸平警報局	北上農村整備センター 所長	〃
〃	〃 とよさわ	豊沢ダム管理所	〃	〃
〃	〃 なかやま	中山観測所	〃	〃
〃	〃 みねごし	峰越観測所	〃	〃
〃	〃 たかくら	高倉第1警報所	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	しどたいら	志戸平警報局	〃	〃
〃	ほうりょう	法領警報所	〃	〃
〃	はなまき	豊沢川土地改良区	〃	〃
〃	まくだて	幕館水位観測所	〃	〃
〃	なまり	鉛水位観測所	〃	〃
〃	さの	佐野水位観測局	〃	〃
〃	ころもがわ	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	ますざわ	衣川防災ダム管理所 1号ダム管理事務所	〃	〃
〃	かわうち	〃 2号ダム管理事務所	〃	〃
〃	ころもがわ	衣川防災ダム管理所	〃	〃
〃	たきざわ	衣川防災ダム管理所 5号ダム管理事務所	〃	〃
〃	かわうち	〃 2号ダム管理事務所	〃	〃
〃	ますざわ	〃 1号ダム管理事務所	〃	〃
〃	かわひがし	〃 川東観測所	〃	〃
〃	きたざわ	〃 3号ダム管理事務所	〃	〃
〃	うんなんだ	衣川村雲南田	〃	〃
〃	うさぎあな	〃 長袋	〃	〃
〃	もちころびやま	〃 餅転山	〃	〃
〃	くにみやま	〃 長塚	〃	〃
〃	あまつち	〃 下河内	〃	〃
〃	あらさわ	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	〃
〃	あっぴ	安代防災ダム管理所 1号ダム管理事務所	〃	〃
〃	いつかいち	〃 五日市観測警報局	〃	〃
〃	なべこし	〃 2号ダム管理詰所	〃	〃
〃	ほその	〃 細野警報局	〃	〃
〃	おうぎはた	扇畑警報局	〃	〃
〃	たかはた	〃 高畑警報局	〃	〃
〃	しものた	〃 下の田警報局	〃	〃
〃	ほしざわ	〃 星沢観測警報局	〃	〃
〃	まえもりやま	〃 安比中継局	〃	〃
〃	ひらまた	〃 平又警報局	〃	〃
〃	たやま	〃 田山観測警報局	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 なべこし	〃 2号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ゆきやがわだむ	雪谷川防災ダム管理事務所	軽米町長	〃
〃	〃 こがるまい	雪谷川防災ダム管理所	〃	〃
〃	〃 まるこ	円子水位観測所	〃	〃
〃	〃 まいた	米田水位観測所	〃	〃
〃	〃 ますこない	増子内水位観測所	〃	〃
〃	〃 たかくら	矢櫃ダム上流気象観測所	雫石町長	〃
〃	〃 くにみ	衣川防災ダム管理所 4号ダム管理事務所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	〃 ごしょ	御所防災ダム管理事務所	雫石町長	〃
〃	〃 おおしゆく	鶯宿ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 そとます	外柵沢ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 れんたき	レン滝ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ころもがわ	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あらさわ	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あらさわ10	〃	〃	〃
〃	〃 〃 11	〃	〃	〃
〃	〃 〃 12	〃	〃	〃
〃	〃 〃 13	〃	〃	〃
〃	〃 あっぴ	〃 1号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 なべこし	〃 2号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 しらさわ	〃 3号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ねいし	〃 根石ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 いわて51	御所ダム管理事務所	雫石町長	〃
〃	〃 〃 52	〃	〃	〃
〃	〃 ころもがわ1	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	〃 〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 あらさわ1	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あらさわ2	〃	〃	〃
〃	ふだいだむかんりとう	普代ダム管理所	普代村長	〃
〃	ふだいだむけいほうしゃ1	〃	〃	〃
岩手県警察本部	いわてけいさつ	警察本部、各警察署、岩手県情報通信部	通信指令課長	警察事務用
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	もりてつけいたい13	盛岡信号通信技術センター	信号通信課長	県との連絡用

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
東日本電信電話 (株)	いわて かはんちきゅうS1	NTT東日本岩手支店	災害対策室長	災害時用公衆電話 (特設公衆電話)
〃	〃 S2	〃	〃	〃
〃	〃 S3	〃	〃	〃
〃	〃 S4	〃	〃	〃
国土交通省岩手河 川国道事務所	けんせついわて	盛岡市上田4丁目2-2	岩手河川国道事務所長	水防道路用
〃	けんせつみずさわかせん	奥州市水沢東大通り1丁目2-14	〃	〃
〃	けんせついちのせきかせん	一関市狐禅寺字石ノ瀬155-81	〃	〃
〃	けんせつみずさわこくどう	奥州市水沢佐倉河字車堂79	〃	〃
〃	けんせつたばしねやま	一関市東山町田河津字袴腰1-138	〃	〃
〃	けんせつくらさわ	花巻市東和町倉沢七区284	〃	〃
〃	けんせつおりづめ	二戸市福岡字織詰26-1	〃	〃
〃	けんせつじょうないさん	紫波郡矢巾町大字和味第13地割山根124-61	〃	〃
〃	けんせつもりおかこくどう	盛岡市津志田1-5-15	〃	〃
〃	けんせつもりおかかせん	盛岡市東仙北1丁目11-11	〃	〃
〃	けんせつみずさわ(基地)	奥州市水沢東大通り1丁目2-14	〃	〃
〃	けんせついちのせき(基地)	一関市狐禅寺字石ノ瀬155-81	〃	〃
〃	けんせつにのへこくどう(基地)	二戸市石切所字荒瀬72-1	〃	〃
〃	けんせつくらさわ(基地)	花巻市東和町倉沢七区284	〃	〃
〃	けんせつかわさき(基地)	一関市川崎町門崎地内	〃	〃
〃	けんせつにしただけだい3(基地)	二戸郡一戸町小繫字西岳1西岳国有林	〃	〃
〃	けんせつまいや(基地)	宮城県登米市東和町米谷字古館5-4	〃	〃
〃	けんせつもりおか 1~16	盛岡市上田4丁目2-2	〃	〃
〃	けんせつもりおか 31~38	〃	〃	〃
〃	けんせつもりおかかせん 1~17	〃	〃	〃
〃	けんせつもりおかかせん 31~39	〃	〃	〃
〃	けんせつみずさわ 1~4	奥州市水沢東大通り1丁目2-14	〃	〃
〃	けんせつみずさわ 31~39	〃	〃	〃
〃	けんせついちのせき 1~7	一関市狐禅寺字石ノ瀬155-81	〃	〃
〃	けんせついちのせき 31~47	〃	〃	〃
〃	けんせつもりおかこくどう 1~4	盛岡市津志田1-5-15	〃	〃
〃	けんせつもりおかこくどう 31~41	〃	〃	〃
〃	けんせつみずさわこくどう 1~3	奥州市水沢佐倉河字車堂79	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	けんせつみずさわこくどう 31~35	〃	〃	〃
〃	けんせつにのへこくどう 1~4	二戸市石切所字荒瀬72-1	〃	〃
〃	けんせつにのへこくどう 31~35	〃	〃	〃
〃	けんせつもりおかにしこくどう 2~7	滝沢市大釜字屋敷8-7	〃	〃
〃	けんせつもりおかにしこくどう 31~45	〃	〃	〃
〃	けんせつぶろーどいわて 1~2	〃	〃	〃
国土交通省北上川ダム統合管理事務所湯田ダム管理支所	けんせつゆだだむ	和賀郡西和賀町杉名畑44地割162-15	北上川ダム統合管理事務所長	〃
国土交通省北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支所	けんせつたせだむ	花巻市東和町田瀬第39地割1-3	〃	〃
国土交通省北上川ダム統合管理事務所胆沢ダム管理支所	けんせついさわだむ	奥州市胆沢若柳字横岳前山6	〃	〃
国土交通省北上川ダム統合管理事務所	けんせつきたかみがわだむ	盛岡市下厨川字四十四田1	〃	〃
〃	けんせつきたかみがわだむとうかん 31~40	〃	〃	〃
〃	けんせつきたかみがわとうかん 900~901	〃	〃	〃
〃	けんせつごしょだむ	盛岡市繫字山根192-4	〃	〃
〃	けんせつごしょだむ 1~2	〃	〃	〃
〃	けんせつごしょだむ 33~35	〃	〃	〃
〃	けんせつものみやま	気仙郡住田町世田米字子飼沢30-111	〃	〃
〃	けんせつにしだけ	二戸郡一戸町小繫字西岳1西岳国有林	〃	〃
国土交通省三陸国道事務所	けんせつさんりく	宮古市藤の川4-1	三陸国道事務所長	〃
〃	けんせつくじこくどう	久慈市川崎町16-35	〃	〃
〃	けんせつじゅうにじん	下閉伊郡山田町大字豊間根字東山1-1	〃	〃
〃	けんせつななつもり	下閉伊郡普代村第5地割上の山1-20	〃	〃
〃	けんせつほんなみ	久慈市侍浜町字本波第9地割地内	〃	〃
〃	けんせつはしかみ	青森県三戸郡階上町大字鳥屋部字行人地内	〃	〃
〃	けんせつかめがもり	宮古市大字田代字亀ヶ森1-1	〃	〃
〃	けんせつふじわら	宮古市磯鶏石崎1	〃	〃
〃	けんせつじゅうにじんだい2(基地)	下閉伊郡山田町大字豊間根字東山1-1	〃	〃
〃	けんせつななつもりだい2(基地)	下閉伊郡普代村第5地割上の山1-20	〃	〃
〃	けんせつほんなみだい2(基地)	久慈市侍浜町字本波第9地割地内	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	けんせつはしかみだい2(基地)	青森県三戸郡階上町大字鳥屋部 字行人地内	〃	〃
〃	けんせつせったいだいいち(基 地)	宮古市田老字小堀内地内	〃	〃
〃	けんせつせったいだいに(基地)	宮古市田老字上撰待地内	〃	〃
〃	けんせつやまだだい2(基地)	下閉伊郡山田町豊間根第9地割地 内	〃	〃
〃	けんせつとよまね(基地)	下閉伊郡山田町豊間根第3地割地 内	〃	〃
〃	けんせついちのわたり(基地)	宮古市崎山第5地割地内	〃	〃
〃	けんせつさるとうげ(基地)	宮古市山口第13地割213-3	〃	〃
〃	けんせつおだしろ(基地)	宮古市田老地内	〃	〃
〃	けんせつかしない(基地)	宮古市田老極内地内	〃	〃
〃	けんせつにっただいら(基地)	宮古市田老地内	〃	〃
〃	けんせつほりない(基地)	九戸郡野田村大字玉川第2地割字 日影山64-163	〃	〃
〃	けんせつしもあつか(基地)	九戸郡野田村大字玉川第2地割字 濱山63-275	〃	〃
〃	けんせつしらい(基地)	下閉伊郡普代村第19地割字白井 77-74	〃	〃
〃	けんせつうべ(基地)	久慈市宇部町第3地割120-218	〃	〃
〃	けんせつあしがさわ(基地)	久慈市長内町第17地割93-27	〃	〃
〃	けんせつくじおさない(基地)	久慈市長内町第35地割31-1	〃	〃
〃	けんせつかしわざだいら(基地)	下閉伊郡普代村柏木平地内	〃	〃
〃	けんせつすごう(基地)	下閉伊郡田野畑村地内	〃	〃
〃	けんせつさんりく 1~5	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	けんせつさんりく 31~36	〃	〃	〃
〃	けんせつくじこくどう 1~7	久慈市川崎町16-35	〃	〃
〃	けんせつくじこくどう 31~36	〃	〃	〃
〃	けんせつみやここくどう 1~4	宮古市佐原3-21-4	〃	〃
〃	けんせつみやここくどう 31~36	〃	〃	〃
〃	けんせつみやこにしこくどう 1~ 3	宮古市千徳14地割	〃	〃
〃	けんせつみやこにしこくどう 31 ~36	〃	〃	〃
〃	けんせつさんりく 900~901	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	けんせつぶろーどさんりく 1~2	〃	〃	〃
国土交通省南三陸 国道事務所	けんせつまいずみ(基地)	陸前高田市気仙町荒川地内	南三陸国道事務所長	〃
〃	けんせつしんくわだだいいち (基地)	大船渡市三陸町吉浜扇洞地内	〃	〃
〃	けんせつしんくわだだいに(基 地)	釜石市唐丹町上荒川地内	〃	〃
〃	けんせつおおつち(基地)	上閉伊郡大槌町大槌地内	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	けんせつあらかわ(基地)	釜石市唐丹町片岸地内	〃	〃
〃	けんせつしのくらのやまだいいち (基地)	釜石市甲子町地内	〃	〃
〃	けんせつさくらとうげ(基地)	釜石市唐丹町小白浜地内	〃	〃
〃	けんせつしのくらのやまだいに(基 地)	釜石市唐丹町字大曾根地内	〃	〃
〃	けんせつおなっぺ(基地)	釜石市両石町地内	〃	〃
〃	けんせつかまいしとんねる(基 地)	釜石市住吉町地内	〃	〃
〃	けんせつうのすまいだいにとんね る(基地)	釜石市片岸町第1地割地内	〃	〃
〃	けんせつさだない(基地)	釜石市定内町地内	〃	〃
〃	けんせつみなみさんりく 31~32	釜石市鶴住居町第13地割1-4	〃	〃
〃	けんせつおおふなとこくどう	大船渡市立根町字中野27	〃	〃
〃	けんせつかまいしこくどう	釜石市大字平田第3地割61-72	〃	〃
〃	けんせつおおくぼ	大船渡市三陸町吉浜字平根10-3	〃	〃
〃	けんせつくじらやま	上閉伊郡大槌町吉里吉里字鯨山 国有林地内	〃	〃
〃	けんせつはこねやま	大船渡市末崎町字上山地内	〃	〃
〃	けんせつくじらやまだい2(基 地)	上閉伊郡大槌町鯨山国有林地内	〃	〃
〃	けんせつはこねやまだい2(基 地)	大船渡市末崎町字上山地内	〃	〃
〃	けんせつおおふなとこくどう 1~ 3	大船渡市立根町字中野27	〃	〃
〃	けんせつおおふなとこくどう 4	〃	〃	〃
〃	けんせつおおふなとこくどう 31 ~36	〃	〃	〃
〃	けんせつしんからくわとんねる (基地)	気仙沼市東八幡前219-2の一部	〃	〃
〃	けんせつはなまきこくどう 1	花巻市東宮野目10-55	〃	〃
〃	けんせつはなまきこくどう 3	〃	〃	〃
〃	けんせつはなまきこくどう 31~ 33	〃	〃	〃
〃	けんせつはなまきこくどう 34~ 35	花巻市東宮野目第10地割55	〃	〃
〃	けんせつはなまきこくどう 2	気仙郡住田町上有住土倉	〃	〃
〃	けんせつはなまきこくどう 4	遠野市宮守町下鱒沢	〃	〃
〃	けんせつさんりくこくどう 1~4	石巻市蛇田字新金沼244	〃	〃
〃	けんせつさんりくこくどう 31~ 36	〃	〃	〃
〃	けんせつさんりくこくどう 5	気仙沼市本吉町九多丸31-6	〃	〃
国土交通省釜石港 湾事務所	こうわんかまいし(基地)	釜石市港町2-7-27	釜石港湾事務所長	港湾工事に用
〃	こうわんかまいし 1~3	釜石港区域	〃	〃
〃	こうわんみやこ(基地)	宮古市磯鶏1-1-14	〃	〃

資料編 3 応急災害対策編

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	こうわんみやこ 1～4	宮古港区域	〃	〃
〃	こうわんくじ(基地)	久慈市長内町40-108-13	〃	〃
〃	こうわんくじ 1～4	久慈港区域	〃	〃
東北電力ネット ワーク(岩手支社)	ほくでんいわて	東北電力ネットワーク(岩手支社(盛岡市))	岩手支社長	電力業務用
〃	きたかみほせん	〃 水沢電力センター(金ヶ崎町)	〃	〃
〃	みやこほせん	〃 宮古電力センター(宮古市)	〃	〃
〃	もりおかほせん	〃 盛岡電力センター(盛岡市)	〃	〃
〃	もりおかはいでん	〃 盛岡電力センター(盛岡市)	〃	〃
〃	みずさわはいでん	〃 水沢電力センター(奥州市)	〃	〃
〃	いちのせきはいでん	〃 一関電力センター(一関市)	〃	〃
〃	みやこはいでん	〃 宮古電力センター(宮古市)	〃	〃
〃	にのへはいでん	〃 二戸電力センター(二戸市)	〃	〃
〃	くじはいでん	〃 久慈電力センター(久慈市)	〃	〃
〃	はなきたはいでん	〃 花北電力センター(北上市)	〃	〃
〃	とおのはいでん	〃 遠野電力センター(遠野市)	〃	〃
〃	かまいしはいでん	〃 釜石電力センター(釜石市)	〃	〃
〃	おおふなとはいでん	〃 大船渡電力センター(大船渡市)	〃	〃
〃	いわいずみはいでん	〃 岩泉サービスセンター(岩泉町)	〃	〃
八戸海上保安部	かいほきちはちのへ	八戸海上保安部	部長	海上保安業務
釜石海上保安部	かいほきちかまいし	釜石海上保安部	部長	〃
宮古海上保安署	かいほきちみやこ	宮古海上保安署	署長	〃
岩手県企業局	けんでんもりおか	岩手県庁(無線局) 盛岡地区合同庁舎(通信所)	業務課 電気課長	電気事業用
〃	〃 がんばろう	日ノ戸(無線局) 施設総合管理所(通信所)	施設総合管理所長	〃
〃	〃 きたかみ	県南施設管理所	県南施設管理所長	〃
〃	いわてけんでん 1	盛岡地区合同庁舎	業務課 電気課長	〃
〃	いわてけんでん 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	施設総合管理所	施設総合管理所長	〃
〃	いわてけんでん 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18	県南施設管理所	県南施設管理所長	〃
釜石無線 漁業協同組合	かまいしぎょぎょう, おさきかま いしぎょぎょう, おおつちかま いしぎょぎょう	釜石市大平町2-9-1	組合長	漁業通信 電気通信業務
宮古漁業協同組合	みやこぎょぎょう	宮古市光岸地4-40	〃	漁業通信

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
気仙郡漁業 協同組合連合会	おおふなとぎょぎょう, いまでやまおおふなとぎょぎょう	大船渡市末崎町字上山108-191	会長	〃
久慈市 漁業協同組合	くじしぎょぎょう	久慈市長内町第42-6	組合長	〃
種市漁業協同組合	たねいちぎょぎょう	種市町第22-131-1	〃	〃
重茂漁業協同組合	おもえぎょぎょう	宮古市重茂第1-37-1	〃	〃
小本浜 漁業協同組合	おもとはまぎょぎょう	岩泉町小本字家の向221-1	〃	〃
普代村 漁業協同組合	ふだいぎょぎょう	普代村第9地割字銅屋31-4	〃	〃
田老町 漁業協同組合	たろうぎょぎょう, たろうぎょ ぎょう2	宮古市田老3-2-1	〃	〃
日本赤十字社岩手 県支部	につせきいわて	日本赤十字社岩手県支部	日赤岩手県支部長	災害情報連絡事務用

3-3-2 災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書（県警察本部）
岩手県知事千田正（以下「甲」という。）と岩手県警察本部長武藤誠（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく公衆電気通信設備の優先的利用及び無線設備の使用の手続について、次のとおり協定する。

（警察通信設備の種類）

第1条 甲が法第57条の規定に基づき優先的利用及び使用（以下「使用」という。）をすることができるこの公衆電気通信設備及び無線設備（以下「警察通信設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 警察有線通信設備
 - (2) 警察無線通信設備
 - (3) 警察衛星通信設備
- （使用の申出）

第2条 甲は、警察通信設備を使用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に申し出るものとする。

- (1) 使用しようとする警察通信設備の種類
- (2) 使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者の氏名
- (5) 通信希望日時
- (6) その他必要な事項

2 前項の申出は、原則として、岩手県と岩手県警察本部との間に設備している専用電話によって行なうものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、甲から前条の申出があった場合において、当該申出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ当該申出に係る通信が警察通信設備で到達可能なものであるときは、警察通信設備の使用を承認するものとする。この場合において、当該申出に係る通信の発信順位は、当該通信の緊急性、通信の内容、受付順位等を勘案して乙が決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定による警察通信設備の使用についての連絡を確実にし、かつ、連絡の円滑を期するため、甲、乙はそれぞれ岩手県総務部総合防災室長及び岩手県警察本部警備部警備課長を連絡責任者に指名しておくものとする。

（警察通信設備の固有管理）

第5条 乙は、この協定に基づく警察通信設備の使用に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は甲に対する通信機器の貸与は行なわないものとする。

（雑則）

第6条 この協定は、法第79条の規定に基づく公衆電気通信設備の優先的使用及び無線設備の使用の手続について準用するものとする。この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和42年11月8日

岩手県知事	千田	正
岩手県警察本部長	武藤	誠

3-3-3 災害対策基本法に基づく有線電気通信設備等の使用に関する協定書（東日本旅客鉄道株式会社）
岩手県（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社盛岡支店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく有線電気通信設備及び無線設備の使用の手続きについて、次のとおり協定する。

（通信設備の種類）

第1条 甲が法第57条の規定に基づき使用することのできる乙の有線電気通信設備及び無線設備（以下「鉄道通信設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道有線通信設備
 - (2) 鉄道無線通信設備
- （使用の申出）

第2条 甲は、鉄道通信設備を使用しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにし乙に申し出るものとする。

- (1) 使用しようとする鉄道通信設備の種類
- (2) 使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者の氏名
- (5) 発信希望日時
- (6) その他必要な事項

2 前項の申出は、原則として甲と乙との間に設置している専用電話によって行うものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、甲から前条の申出があった場合において、当該申出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ、当該申出に係る通信が鉄道通信設備で到達可能なものであるときは、鉄道通信設備の使用を承認するものとする。この場合において、当該申出に係る通信の発信順位は、当該通信の緊急性、通信の内容等を勘案して甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定による鉄道通信設備の使用についての連絡を確実にし、かつ、連絡の円滑を期するため、それぞれ岩手県総務部消防防災課長及び東日本旅客鉄道株式会社盛岡支店総務課長を連絡責任者とするものとする。

（鉄道通信設備の固有管理）

第5条 乙は、この協定に基づく鉄道通信設備の使用に関し、鉄道通信設備の新設若しくは増設又は甲に対する通信機器の貸与は原則として行わないものとする。

（準用）

第6条 この協定は、法第79条の規定に基づく有線電気通信設備及び無線設備の使用の手続きについて準用する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和62年7月13日

甲	岩手県知事	中村	直
乙	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支店長	小野	尚志

3-3-4 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下、「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

（非常通信系の構成）

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

一 同一構成員内の通信系

二 異なる構成員相互間の通信系

（地方区及び地区非常通信系の構成）

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。

3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会

二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）

三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の疎通に協力するものとする。

（非常通報の内容）

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

一 人命の救助に関するもの

二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

八 遭難者救護に関するもの

九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの
（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。
（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に関係する者から非常通信の依頼のあったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達しうると認められる場合はこの限りではない。
（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。
（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用 （非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。
（使用周波数）

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4, 630KHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4, 630KHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。
（非常通信の予告）

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。
（非常通報の伝送順序等）

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。
一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項を記載するものとする。

(1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z）

- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

- (1) 電信の場合
伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号 3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。
- (2) 電話及びファクシミリの場合
1号に掲げる事項の伝送は、それぞれその区分を付して行うものとする。
- (3) 伝送途中における形式の変更
非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

- 2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には、「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

（訓練通信の種別及び訓練回数）

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練

- 2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれその地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

（訓練通信の聴取）

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

（通信の中止）

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎

通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事(又は局内心得)及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式及び記入要領により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は平成22年2月24日から実施する。

資料編 3 応急災害対策編

3-3-5 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

令和4年4月1日現在

構 成 員 名	構 成 員 名
岩手県	九戸村
岩手県警察本部	洋野町
盛岡市	一戸町
宮古市	岩手県町村会
大船渡市	東北漁業無線協会
北上市	日本放送協会盛岡放送局
久慈市	(株)アイビーシー岩手放送
遠野市 消防本部	(株)テレビ岩手
陸前高田市	(株)岩手めんこいテレビ
釜石市	(株)岩手朝日テレビ
二戸市	(株)エフエム岩手
八幡平市	(株)ラヂオもりおか
奥州市	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク
滝沢市	奥州エフエム放送(株)
雫石町	一関コミュニティFM(株)
葛巻町	えふえむ花巻(株)
岩手町	特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会
紫波町	北上ケーブルテレビ株式会社
矢巾町	盛岡ガス(株)
住田町	三陸鉄道(株)
大槌町	岩手県北自動車(株)
山田町	岩手開発鉄道(株)
岩泉町	(社)岩手県タクシー協会
田野畑村	(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
普代村	(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業
野田村	

3-3-6 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、岩手県知事が日本放送協会（以下「NHK」という。）に放送を行なうことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岩手県知事は、法第55条の規定に基づく通知、または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行なうことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岩手県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時および送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送)

第4条 NHKは、岩手県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑をはかるため、岩手県消防防災課長および日本放送協会盛岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、岩手県知事および日本放送協会盛岡放送局長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和40年1月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

締結月日	協定の相手方	連絡責任者	締結月日	協定の相手方	連絡責任者
39. 12. 15	日本放送協会 盛岡放送局 日本放送協会 釜石放送局	盛岡放送局 放送部長	60. 10. 1	(株)エフエム岩手	報道部長
40. 4. 1	岩手放送(株)	報道部長	3. 4. 1	(株)岩手めんこいテレビ	報道制作部長

資料編 3 応急災害対策編

46.2.1	(株)テレビ岩手	報道部長	8.10.1	(株)岩手朝日テレビ	報道制作部長
--------	----------	------	--------	------------	--------

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	災害関連死者	災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疫病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
軽傷者		災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月未満で治療できる見込みのもの	
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの	
畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	船舶被害	被害船舶	沈没
流失			流失し、所在が不明となったもの
破損			修理しなければ航行できないもの
文化財	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	

資料編 3 応急災害対策編

ハ の 被 害	半 壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一 部 破 損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

資料編 3 応急災害対策編

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-5 広報広聴計画

3-5-1 報道機関への放送協力要請（通知）

総 防 第 437 号
 13 盛消第 18 号
 13 零総発第 290 号
 西 総 第 629001 号
 滝 防 第 627001 号
 13 総 第 1066 号
 玉 住 生 第 113 号
 平成 13 年 6 月 29 日

日本放送協会盛岡放送局長	石郷岡 卓 様	
(株)IBC 岩手放送代表取締役社長	菊 池 昭 雄 様	
(株)テレビ岩手代表取締役社長	中 野 士 朗 様	
(株)岩手めんこいテレビ代表取締役社長	吉 武 秀 起 様	
(株)岩手朝日テレビ代表取締役社長	蓮 見 博 民 様	
(株)エフエム岩手代表取締役社長	東 島 末 起 様	
盛岡エフエム放送(株)代表取締役社長	工 藤 嘉 衛 様	
	岩 手 県 知 事	増 田 寛 也
	盛 岡 市 長	桑 島 博
	雫 石 町 長	川 口 善 彌
	西 根 町 長	工 藤 勝 治
	滝 沢 村 長	柳 村 純 一
	松 尾 村 長	佐々木 正四郎
	玉 山 村 長	工 藤 久 徳

市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について（依頼）

岩手山の火山防災対策につきましては、常日頃、御協力を賜り感謝申し上げます。

この「市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について」は平成 12 年 3 月 17 日付で協力要請を行っております。

岩手山の入山につきましては、本年 7 月 1 日から 10 月 8 日まで、東側の 4 ルートに限り一部規制を緩和する予定としております。

市町村長は、火山噴火が発生するなどして住民の生命・身体に危険が及ぶと判断した場合においては、避難勧告等をし、防災行政無線や広報車等を通じて速やかに住民に伝達することとしておりますが、入山規制緩和に伴い、岩手山登山者に対する下山誘導に係る要請について改訂をいたしました。

つきましては、この避難勧告等の情報を迅速かつ確実に住民に伝達するには、可能な限り情報伝達の多重化を図る必要があり、このため、貴局をはじめ放送各社等の御協力をいただくことが極めて重要であると考えておりますので、下記 1 の場合は、別添「放送各社等に対する放送協力要請について」により、市町村長等から情報提供いたしますので、可能な限りその内容を放送くださるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 放送協力要請を行う場合

資料編 3 応急災害対策編

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間内に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 改訂事由

本年7月1日から10月8日まで、岩手山の入山規制を一部緩和する予定であることから入山規制緩和期間中に、臨時火山情報等が発表された場合に登山者等の安全確保のため火山に関する情報の提供、速やかな下山、入山の禁止を呼びかける必要があるため。

(別添)

放送各社等に対する放送協力要請について

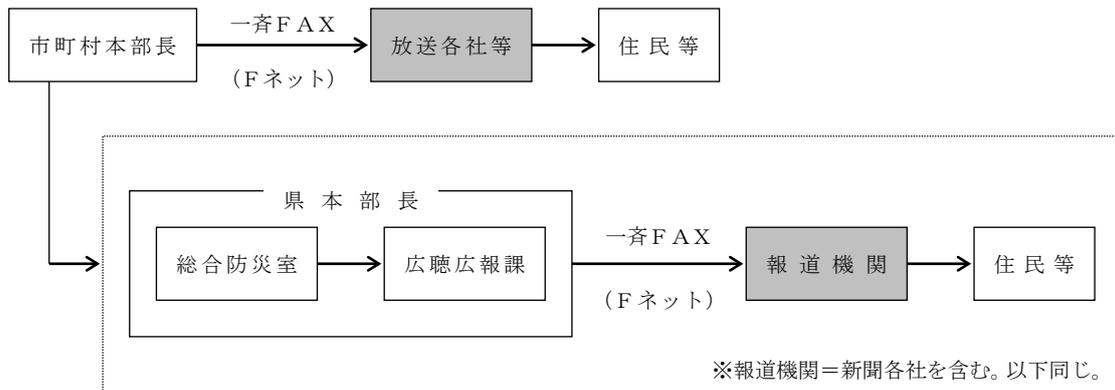
1 放送協力要請の項目について

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 放送協力要請の方法

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合

ア 連絡系統



※県は、市町村から避難勧告（指示）報告があったつど、報道機関に資料提供します。

イ 資料提供の様式及び提供例

市町村及び県は、別紙1の様式により、放送各社等に資料提供します。

- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報又は噴火に係る臨時火山情報が発表された場合

連絡系統



資料編 3 応急災害対策編

※緊急火山情報等が、盛岡地方気象台から直接伝達される報道機関（放送各社等）に対しては、市町村及び県は特に資料提供は行いません。

(3) 岩手山への立入りが危険であると判断された場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 市町村及び県は、別紙2の様式により放送各社等に資料提供します。

(4) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 適宜の様式で資料提供します。

3 放送各社等の連絡先

下記の番号に一斉ファックスし、その後電話により送信の確認をすることとしています。

放送局名	担当部局	電話番号	FAX番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	昼 019-626-8826 夜 //	019-624-2262	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	昼 019-623-3141 夜 //	019-623-1164	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	昼 019-624-9012 夜 019-624-1166	019-654-5056	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	昼 019-656-3303 夜 019-656-3300	019-656-3030	盛岡市本宮字 松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	昼 019-629-2901 夜①090-3367-2518 ②019-624-8818	019-624-8821	盛岡市盛岡駅 西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5511 夜 //	019-625-5519	盛岡市盛岡駅前通 8-17
盛岡エフエム放送(株)	放送部	019-621-7110	019-621-7153	盛岡市中ノ橋通 1-1-21

※ 盛岡エフエム放送(株)へは、緊急火山情報等を総合防災室から伝達

※平成 18 年 (株)エフエム岩手移転のため、住所及び電話番号が変更

(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5514 夜 //	019-625-5519	盛岡市内丸 2-10
-----------	-----	------------------------	--------------	------------

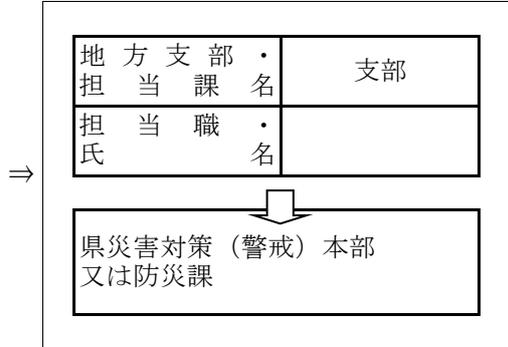
資料編 3 応急災害対策編

別紙1 (資料提供様式)
報告様式

第 報
 (市町村 ⇒ 放送各社等)
 (市町村 ⇒ 県)
 (県 ⇒ 放送各社等)

避難の指示・勧告状況

市 町 村 名	
担当課・係名	
担当職・氏名	
連絡先	
F A X 送 信 刻	月 日 () 時 分



避難勧告等の区分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告	
避難勧告等を行った者		
避難勧告等の理由		
避難勧告等の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分	
避難対象地域名		
避難対象者数	世帯 人	
避 難 先	(指定)	(その他)
避 難 者 数	世帯 人	世帯 人
避難勧告等の解除日時	月 日 () 午前・午後 時 分	

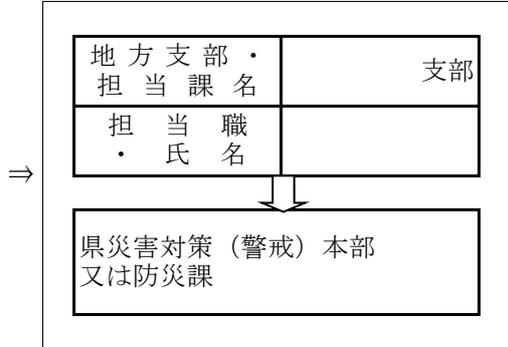
- 注1 様式欄外の「第 報」には、何回目の報告であるかがわかるように記載のこと。
 2 様式欄外の「市町村⇒放送各社等」には、市町村から放送各社等、市町村から県、県から放送各社等の区分に応じ、○で表示のこと。
 3 追加、修正等があった場合には、当該部分がわかるように明示すること。

別紙2 (提供例)
報告様式

第 報
市町村 ⇒ 放送各社等
市町村 ⇒ 県
県 ⇒ 放送各社等

岩手山の入山規制状況

市町村名	
担当課・係名	
担当職・氏名	
連絡先	
FAX送信時刻	○月○日(○)○時○分



下記のとおり岩手山の入山を規制しましたので、放送協力要請に基づき情報を提供いたします。

入山規制を行った者	
入山規制の理由	
入山規制の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分
入山規制登山口	
その他関連事項	
入山規制緩和日時	月 日 () 午前・午後 時 分

3-6-1 緊急輸送道路の指定状況

緊急輸送道路一覧表

路線名		指定区間	供用区間	備考	
【高規格道路】					
東北縦貫自動車道	-	県内全線	全線	1次	
東北横断自動車道	-	釜石JCT～花巻JCT	全線	1次	
	-	北上JCT～秋田県境	全線	1次	
三陸縦貫自動車道	-	県内全線	全線	1次	
三陸北縦貫道路	-	県内全線	全線	1次	
八戸久慈自動車道	-	県内全線	全線	1次	
宮古盛岡横断道路	達曾部道路	-	全線	1次	
	築川道路	-	全線	1次	
	都南川目道路	川目IC～手代森IC	全線	1次	
	宮古西道路	宮古港IC～宮古根市IC	全線	1次	
	宮古箱石道路		碓目～腹帯地区	全線	1次
			下川井地区	全線	1次
			川井～箱石地区	全線	1次
	平津戸松草道路	平津戸・岩井～松草	全線	1次	
区界道路	区界～築川	全線	1次		

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
【直轄国道】			
国道4号	県内全線	全線	1次
国道45号	県内全線	全線	1次
国道46号	県内全線	全線	1次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
【県管理国道】			
国道106号	45号（宮古市：築地交差点）～340号（宮古市茂市）	全線	1次
	340号（宮古市茂市）～宮古盛岡横断道路（宮古市腹帯）	全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市腹帯） ～宮古盛岡横断道路（宮古市古田）	全線	1次
	宮古盛岡横断道路（宮古市古田） ～宮古盛岡横断道路（宮古市下川井）	全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市下川井） ～340号（宮古市下川井）	全線	1次
	340号（宮古市下川井） ～宮古盛岡横断道路（宮古市箱石）	全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市箱石） ～宮古盛岡横断道路（宮古市平津戸）	全線	1次
	宮古盛岡横断道路（宮古市平津戸） ～宮古盛岡横断道路（宮古市区界第4地割）	全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市区界第4地割） ～宮古盛岡横断道路（宮古市区界第1地割）	全線	1次
	宮古盛岡横断道路（宮古市区界第1地割） ～宮古盛岡横断道路（盛岡市梁川第6地割）	全線	2次
	宮古盛岡横断道路（盛岡市梁川第6地割） ～宮古盛岡横断道路（盛岡市川目第5地割）	全線	1次
	宮古盛岡横断道路（盛岡市川目第5地割） ～4号（盛岡市：茶畑交差点）	全線	1次
	国道107号	45号（大船渡市盛町：権現堂交差点） ～283号（遠野市宮守町下鱒沢：鱒沢交差点）	全線
283号（遠野市宮守町下鱒沢：鱒沢交差点） ～107号（遠野市宮守町下鱒沢：凌沢交差点）		全線	1次
107号（遠野市宮守町下鱒沢：凌沢交差点） ～東北横断自動車道（江刺田瀬IC）		全線	2次
東北横断自動車道（江刺田瀬IC）～秋田県境		全線	1次
国道281号	全線	全線	1次
国道282号	県内全線	全線	1次
国道283号	45号（釜石市：松原交差点） ～東北横断自動車道（釜石仙人峠IC）	全線	1次
	東北横断自動車道（釜石仙人峠IC） ～遠野市上郷第17地割	全線	2次
	東北横断自動車道（遠野住田IC） ～340号（遠野市松崎町白岩15地割）	全線	2次
	340号（遠野市松崎町白岩15地割） ～396号（遠野市綾織町：日影交差点）	全線	1次
	396号（遠野市綾織町：日影交差点） ～107号（遠野市宮守町下鱒沢：鱒沢交差点）	全線	2次
	107号（遠野市宮守町下鱒沢：凌沢交差点） ～4号（花巻市高木：花巻東BP矢沢交差点）	全線	1次
国道284号	県内全線	全線	1次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
国道340号	青森県境～395号（軽米町軽米第14地割）	全線	2次
	395号（軽米町軽米第14地割）～106号（宮古市茂市）	全線	1次
	106号（宮古市川井）～283号（遠野市松崎町）	全線	1次
	283号（遠野住田IC） ～343号（陸前高田市竹駒町：廻館交差点）	全線	2次
	343号（陸前高田市竹駒町：廻館交差点） ～45号（陸前高田市気仙町：高田松原西交差点）	全線	1次
国道342号	道の駅巖美溪～一関IC	全線	2次
	一関IC～宮城県境		1次
国道343号	340号（陸前高田市竹駒町：廻館交差点） ～4号（奥州市水沢中田町：中田町交差点）	全線	1次
	（主）一関大東線～（一）沖田渋民線	全線	2次
	（一）沖田渋民線～343号（一関大東長渋民）	全線	2次
	（主）一関大東線～343号（一関市大東町大原勝善）	全線	1次
国道346号	県内全線	全線	1次
国道395号	全線	全線	1次
国道396号	全線	全線	1次
国道397号	107号（住田町世田米小股） ～〈市〉大手通り線（奥州市水沢区）	全線	1次
	〈市〉大手通り線～（一）前沢北上線	全線	2次
国道455号	全線	全線	1次
国道456号	396号（紫波町栃内）～283号（花巻市高松）	全線	2次
	（主）水沢米里線重用区間（奥州市江刺区）		1次
	（主）一関北上線重用区間（奥州市江刺区）		2次
	343号（一関市大東町摺沢）～284号（一関市千厩町摩王）		2次
	284号（一関市千厩町摩王）～宮城県境		1次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
【主要地方道】			
(主)盛岡横手線	455号(盛岡市内丸:裁判所前交差点) ～(市)梨木町上田一丁目線	全線	1次
	全線(455号(盛岡市内丸:裁判所前交差点) ～(市)梨木町上田一丁目線を除く)	全線	2次
(主)釜石港線	(市)大町只越町1号線 ～283号(釜石市鈴子町:大渡橋南交差点)	全線	1次
	釜石海上保安部～(市)大町只越町1号線	全線	2次
(主)二戸五日市線	全線	全線	2次
(主)久慈岩泉線	全線	全線	2次
(主)水沢米里線	(一)玉里梁川線～4号(奥州市水沢区:道下交差点)	全線	1次
(主)大船渡綾里三陸線	45号(大船渡市:大船渡合庁前交差点)～大船渡港	全線	1次
	大船渡港～(市)綾里線	全線	2次
	(一)崎浜港線～45号(大船渡市三陸町前田)	全線	2次
(主)江刺室根線	(市)川内本線～343号(一関市大東町大原)	全線	2次
(主)花巻大曲線	4号(花巻市高木:花巻東BP矢沢交差点) ～(一)花巻南インター線	全線	1次
(主)盛岡和賀線	全線((主)上米内湯沢線～(町)宮田線を除く)	全線	2次
	(主)上米内湯沢線～(町)宮田線	全線	1次
(主)一関北上線	4号(一関市山目:大槻交差点) ～(主)一関大東線(一関市中央町:竹山交差点)	全線	1次
	(主)一関大東線(一関市中央町:竹山交差点) ～107号(北上市立花)	全線	2次
	(主)水沢米里線重用区間(奥州市江刺区)	全線	1次
(主)盛岡環状線	全線	全線	2次
(主)一関大東線	全線	全線	1次
(主)軽米種市線	全線	全線	2次
(主)軽米九戸線	(主)戸呂町軽米線～340号(九戸村江刺家)	全線	1次
	395号(軽米町小軽米)～(主)戸呂町軽米線	全線	2次
(主)大更八幡平線	282号(八幡平市大更)～(一)渋民田頭線	全線	2次
(主)二戸九戸線	全線	全線	1次
(主)大槌小国線	全線	全線	2次
(主)花巻北上線	全線	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
(主)野田山形線	45号(野田村野田付近交差点) ～(主)野田山形線(野田村野田22)	全線	2次
(主)平泉巖美溪線	(一)三日町瀬原線～〈町〉役場線	全線	2次
(主)二戸田子線	県内全線	全線	2次
(主)釜石遠野線	国道45号～〈市〉寺前線	全線	2次
(主)上米内湯沢線	全線(396号(盛岡市手代森:都南大橋東交差点) ～(主)盛岡和賀線を除く)	全線	2次
	396号(盛岡市手代森:都南大橋東交差点) ～(主)盛岡和賀線	全線	1次
(主)花巻平泉線	4号(花巻市二枚橋:方八丁交差点)～(主)盛岡和賀線	全線	2次
	107号(北上市和賀町横川目)～(主)北上西インター線	全線	2次
	(一)三日町瀬原線～4号(平泉バイパス)	全線	2次
	(主)盛岡和賀線～〈市〉大畑・糠塚線	全線	2次
(主)大船渡広田陸前高田線	45号(陸前高田市米崎町:広田半島入口交差点)～広田漁港	全線	2次
	〈市〉駅通り線(陸前高田市高田町字館の沖) ～340号(陸前高田市高田町字大石沖)	全線	2次
(主)北上東和線	東和IC～283号(花巻市東和町安俵)	全線	2次
(主)宮古岩泉線	106号(宮古市上鼻)～〈市〉北部環状線	全線	1次
(主)重茂半島線	〈市〉重茂港線～45号(宮古市:津軽石交差点)	全線	2次
(主)戸呂町軽米線	281号(久慈市山形町戸呂町)～(主)軽米九戸線	全線	1次
	(主)軽米九戸線～395号(軽米町上館)	全線	2次
(主)岩泉平井賀普代線	45号(田野畑村:大芦交差点)～島の越漁港	全線	2次
	太田名部漁港～45号(普代村:役場口交差点)	全線	2次
(主)柏台松尾線	松尾八幡平IC～282号(八幡平市松尾)	全線	2次
(主)紫波インター線	全線	全線	2次
(主)北上西インター線	全線	全線	2次
(主)北上金ヶ崎インター線	全線	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
【一般県道等】			
(一)石鳥谷大迫線	4号(花巻市石鳥谷町好地:好地交差点) ～(一)中寺林犬淵線	全線	2次
(一)花巻和賀線	〈市〉城内・大通り一丁目線～〈市〉吹張町・城内線	全線	1次
	(主)花巻大曲線～〈市〉不動・下根子線	全線	2次
(一)江刺金ヶ崎線	〈町〉役場中央線～4号(金ヶ崎町西根:西根交差点)	全線	2次
(一)不動盛岡線	〈町〉安庭線～〈市〉殿町6号線	全線	1次
	〈町〉狼久保線～〈町〉安庭線	全線	2次
(一)遠野停車場線	〈市〉穀町仲町通り線～(一)遠野住田線	全線	2次
(一)種市停車場線	(一)角ノ浜玉川線～45号(洋野町種市:緑ヶ丘交差点)	全線	2次
(一)達曾部下宮守線	全線	全線	1次
(一)紫波雫石線	紫波IC～(主)盛岡和賀線	全線	2次
(一)盛岡鶯宿温泉線	(主)盛岡環状線～(主)盛岡横手線	全線	2次
(一)玉里梁川線	全線	全線	1次
(一)若柳花泉線	〈市〉郷ノ里五輪堂線～342号(一関市花泉町老松水沢)	全線	2次
(一)後藤野野中線	107号～〈市〉後藤野工業団地線	全線	2次
(一)花輪千徳線	(一)宮古港線～106号(宮古市千徳第10地割)	全線	2次
(一)不動矢巾停車場線	〈町〉三堤線～(一)矢巾停車場線	全線	2次
(一)相川平泉線	(主)一関大東線～4号(道の駅平泉)	全線	2次
(一)矢巾停車場線	〈町〉中央1号線 ～4号(矢巾町西徳田:矢幅駅入口交差点)	全線	1次
	(一)不動矢巾停車場線～〈町〉中央1号線	全線	2次
(一)崎浜港線	(主)大船渡綾里三陸線～〈市〉中村線	全線	2次
(一)一戸浄法寺線	(一)二戸一戸線～〈町〉平田沢関屋線	全線	2次
(一)羽黒堂二枚橋線	(一)東宮野目二枚橋線 ～4号(花巻市二枚橋町:花巻空港駅口交差点)	全線	1次
(一)八木港線	全線	全線	2次
(一)野田港線	全線	全線	2次
(一)氏子橋夕顔瀬線	4号(盛岡市上堂:上堂交差点) ～〈市〉上堂一丁目青山二丁目線	全線	2次
(一)岩泉停車場線	岩泉消防署～455号(岩泉町岩泉太田)	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
(一)盛岡滝沢線	〈市〉中屋敷町青山一丁目2号線～(主)盛岡環状線	全線	2次
(一)佐倉河真城線	4号(奥州市水沢区佐倉河:道下交差点) ～〈市〉大手通り線(奥州市水沢区立町:立町交差点)	全線	1次
(一)長部漁港線	45号(陸前高田市気仙町交差点)～〈市〉湊漁港線	全線	2次
(一)吉里吉里釜石線	大槌漁港～(一)大槌小鎚線	全線	2次
(一)遠野住田線	283号(遠野市綾織町新里4地割)～遠野IC	全線	1次
	遠野IC～(一)遠野停車場線	全線	2次
(一)水海大渡線	45号(釜石市:釜石両石IC入口交差点)～釜石両石IC	全線	2次
(一)新城馬口沢線	4号(奥州市:沖田交差点)～(一)衣川前沢線	全線	2次
(一)角ノ浜玉川線	(一)種市停車場線～〈町〉種市漁港線	全線	2次
(一)桜峠平田線	45号(釜石市唐丹町:桜峠北交差点)～唐丹漁港	全線	2次
(一)吉浜上荒川線	45号(大船渡市三陸町:川原交差点)～〈市〉根白元屋敷線	全線	2次
(一)清水野村崎野線	〈市〉飯豊和田線 ～4号(北上市村崎野:北上工業団地交差点)	全線	1次
(一)相去飯豊線	〈市〉川原町線～〈市〉九年橋藤沢線	全線	1次
(一)崎山宮古線	道の駅みやこ～45号(宮古市築地2丁目)	全線	2次
(一)一関平泉線	〈市〉中央町三反田線～(主)一関北上線	全線	1次
(一)二戸軽米線	(主)二戸田子線 ～(一)二戸一戸線(二戸市福岡:長嶺郵便局前交差点)	全線	2次
	340号(軽米町軽米:軽米IC交差点)～〈町〉役場沢線	全線	2次
(一)中寺林犬淵線	4号(花巻市石鳥谷町中寺林:石鳥谷BP南口交差点) ～(一)石鳥谷大迫線	全線	2次
(一)二戸一戸線	4号(二戸市上田面:金田一交差点)～〈市〉矢沢線	全線	1次
	〈市〉矢沢線～(主)二戸九戸線交差点 (一)二戸軽米線重用区間(二戸市福岡長嶺)除く)	全線	2次
	〈町〉袋町沢田線 ～4号(一戸町一戸:県立一戸病院入口交差点)	全線	2次
	4号(一戸町一戸:小井田交差点)～〈町〉根反線	全線	2次
(一)宮古港線	全線	全線	2次
(一)大槌小鎚線	全線	全線	2次
(一)衣川前沢線	(一)前沢北上線～(一)新城馬口沢線	全線	2次
(一)東和花巻温泉線	(一)山の神西宮野目線～4号(花巻市東宮野目:花巻東バイパス北口交差点)	全線	1次
(一)宮古山田線	山田北IC～45号(山田町豊間根第2地割)	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
(一)小本港線	全線	全線	2次
(一)本宮長田町線	〈市〉太田橋中川町線～(主)盛岡横手線	全線	2次
	(主)盛岡環状線～〈市〉太田橋中川町線	全線	2次
	〈市〉宮沢小幅線～(主)盛岡環状線	全線	2次
(一)花巻停車場花巻温泉郷線	〈市〉四日町三丁目中央線～(主)盛岡和賀線	全線	2次
(一)東宮野目二枚橋線	全線	全線	1次
(一)花巻空港インター線	全線	全線	1次
(一)山の神西宮野目線	全線	全線	1次
(一)花巻南インター線	全線	全線	1次
(一)三日町瀬原線	全線	全線	2次
(一)前沢北上線	全線	全線	2次
都市計画道路 上野西法寺線	全線 ((一) 二戸一戸線～ (一) 一戸浄法寺線) ※未供用	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
【市町村道】			
盛岡市道 上田四丁目稲荷町1号線	4号(盛岡市上田:NHK前交差点) ～(一)氏子橋夕顔瀬線(館坂交差点)	全線	2次
盛岡市道 上田四丁目稲荷町2号線	(一)氏子橋夕顔瀬線(館坂交差点) ～(主)盛岡横手線(稲荷町交差点)	全線	2次
盛岡市道 本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田一丁目15番18号地先 ～(市)上田四丁目稲荷町1号線(市営体育館前交差点)	全線	2次
盛岡市道 北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先 ～4号(盛岡市北山一丁目321番地先)	全線	1次
盛岡市道 上田一丁目線	県立中央病院～盛岡市北山一丁目301番1地先	全線	1次
盛岡市道 上田一丁目1号線	盛岡市上田一丁目6番15号地先～県立中央病院	全線	1次
盛岡市道 梨木町上田一丁目線	(主)盛岡横手線～盛岡市上田一丁目6番15号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸大沢川原一丁目線	455号交差点(盛岡市内丸8番4号地先) ～盛岡市大通一丁目2番1号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸大通三丁目線	106号交差点(盛岡市内丸3番1号地先) ～盛岡市大通一丁目2番1号地先	全線	1次
盛岡市道 太田橋中川町線	(主)盛岡横手線～(一)本宮長田線	全線	2次
盛岡市道 内丸三ツ割五丁目1号線	455号交差点(盛岡市内丸2番1地先) ～盛岡市内丸9番18号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸4号線	盛岡市内丸10番38号地先～盛岡市内丸9番18号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸本町通一丁目線	455号交差点(盛岡市内丸11番15号地先) ～盛岡市内丸10番38号地先	全線	1次
盛岡市道 宮沢小幅線	(一)本宮長田町線 ～(主)盛岡和賀線(アイスアリーナ南交差点)	全線	2次
盛岡市道 上堂一丁目青山二丁目線	(一)氏子橋夕顔瀬線～(一)盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 稲荷町谷地頭線	盛岡市青山一丁目23番24号地先～(一)盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 青山一丁目線	盛岡市青山一丁目9番22号地先 ～盛岡市青山一丁目23番24号地先	全線	2次
盛岡市道 中屋敷町青山一丁目2号線	盛岡市青山一丁目9番22号地先～(一)盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 岩手飯岡駅前通線	4号(盛岡市三本柳10地割1番10地先) ～盛岡市永井22地割51番地1地先	全線	2次
盛岡市道 下永林1号線	盛岡市永井22地割51番地1地先 ～46号(盛岡市津志田14地割70番地1地先)	全線	2次
盛岡市道 大島線	4号(盛岡市永井1地割73番1地先)～盛岡市中央卸売市場	全線	2次
盛岡市道 殿畑六号線	(一)不動盛岡線(盛岡市永井31地割) ～日本オイルターミナル	全線	1次
宮古市道 山口地区6号線	(一)宮古岩泉線～宮古市五月町1-1地先	全線	2次
宮古市道 山口地区23号線	宮古市五月町1-1地先～宮古地区広域行政組合消防本部	全線	2次
宮古市道 山口地区1号線	(一)宮古岩泉線～宮古地区合同庁舎	全線	2次
宮古市道 藤の川1号線	45号(宮古市藤の川1)～宮古市藤の川3-8地先	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
宮古市道 藤の川7号線	宮古市藤の川3-8地先～三陸国道事務所	全線	2次
宮古市道 小佐原1号線	45号（宮古市佐原3丁目）～〈市〉小佐原2号線	全線	1次
宮古市道 小佐原2号線	〈市〉小佐原1号線～県立宮古病院	全線	1次
宮古市道 市街地16号線	45号（宮古市田老1丁目）～田老字川向159番地6地先	全線	2次
宮古市道 重茂港線	（一）重茂半島線～重茂漁港	全線	2次
宮古市道 小堀内向新田線	45号（岩手県宮古市田老小堀内33）～田老北IC	全線	2次
宮古市道 北部環状線	45号（宮古市佐原3丁目）～（主）宮古岩泉線	全線	1次
宮古市道 中川原地区十四号線	106号（宮古市南町13-2） ～〈市〉八幡沖鉄道踏切線（宮古市南町13-1）	全線	1次
宮古市道 八幡沖鉄道踏切線	〈市〉中川原地区十四号線（宮古市南町13-1） ～宮古市役所（宮古市宮町一丁目1-18）	全線	1次
宮古市道 市街地33号線	45号（宮古市田老向山）～（一）有芸田田老線	全線	2次
宮古市道 千徳大橋線	106号（宮古市上鼻二丁目）～（一）宮古港線	全線	1次
宮古市道 板屋近内線	（一）宮古岩泉線 ～〈市〉北部環状2号線（宮古市近内第4地割22番1地先）	全線	2次
宮古市道 北部環状2号線	〈市〉北部環状線～宮古北IC	全線	1次
	宮古北IC～〈市〉板屋近内線（宮古市近内第4地割22番1地先）	全線	2次
大船渡市道 合同庁舎前線	45号（大船渡市猪川町：大船渡合庁前交差点） ～大船渡地区合同庁舎	全線	2次
大船渡市道 田茂山明神前線	45号（大船渡市盛町字下館下22-4） ～〈市〉県立大船渡病院線（大船渡市大船渡町字山馬越31-4）	全線	1次
大船渡市道 県立大船渡病院線	〈市〉田茂山明神前線（大船渡市大船渡町字山馬越20-2） ～県立大船渡病院	全線	1次
大船渡市道 綾里線	大船渡市三陸町綾里字石浜77-22～（主）大船渡綾里三陸線	全線	2次
大船渡市道 中村線	（一）崎浜港線～大船渡市三陸町越喜来字杉下90-2	全線	2次
大船渡市道 崎浜旧支線	大船渡市三陸町越喜来字杉下85-3 ～大船渡市三陸町越喜来字杉下83-1	全線	2次
大船渡市道 旧崎浜線	大船渡市三陸町越喜来字杉下84-7 ～大船渡市三陸町越喜来字浪板14-6	全線	2次
大船渡市道 根白元屋敷線	大船渡市三陸町吉浜字根白85-4～（一）吉浜上荒川線	全線	2次
大船渡市道 扇洞根白線	大船渡市三陸町吉浜字扇洞73-1～根白漁港	全線	2次
大船渡市道 根白漁港線	〈市〉根白元屋敷線（大船渡市三陸町吉浜字根白18-1） ～〈市〉扇洞根白線（大船渡市三陸町吉浜字根白36-2）	全線	2次
大船渡市道 野々田川口橋線	〈市〉野々田二号線（大船渡市大船渡町字野々田11） ～45号（大船渡市大船渡町字野々田21）	全線	1次
大船渡市道 野々田二号線	〈市〉野々田川口橋線（大船渡市大船渡町字野々田7） ～大船渡港	全線	1次
大船渡市道 宇津野沢権現堂線	45号（大船渡市盛町字宇津野沢1-3） ～〈市〉市役所庁舎前線（大船渡市盛町字宇津野沢1-1）	全線	1次

資料編 3 応急災害対策編

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
大船渡市道 市役所庁舎前線	〈市〉宇津野沢権現堂線（大船渡市盛町字宇津野沢1-1） ～大船渡市役所	全線	1次
大船渡市道 滝の沢線	45号（三陸IC交差点）～道の駅さんりく	全線	2次
大船渡市道 田茂山佐野線	45号～〈市〉大船渡綾里三陸線	全線	2次
花巻市道 城内・大通り一丁目線	（一）山の神西宮野目線（花巻警察署前交差点） ～（一）花巻和賀線	全線	1次
花巻市道 里川口・上町線	（一）山の神西宮野目線（里川口交差点）～花巻市上町15-1	全線	1次
花巻市道 上町・坂本線	花巻市上町15-1～花巻市役所	全線	1次
花巻市道 吹張町・城内線	（一）花巻和賀線～花巻市役所	全線	2次
花巻市道 役場庁舎入口線	花巻市石鳥谷町八幡第4地割105～（一）中寺林犬淵線	全線	2次
花巻市道 役場庁舎南廻線	花巻市石鳥谷町八幡第4地割100-7～花巻北消防署	全線	2次
花巻市道 瀬畑口・下根子線	（一）山の神西宮野目線（瀬畑口交差点） ～花巻市南諏訪町7-4	全線	2次
花巻市道 山の神・諏訪線	花巻市南諏訪町7-4～花巻市南諏訪町17-14	全線	2次
花巻市道 不動・下根子線	（一）花巻和賀線～花巻市南諏訪町17-14	全線	2次
花巻市道 四日町三丁目中央線	（一）山の神西宮野目線（四日町交差点） ～（一）花巻停車場花巻温泉郷線（四日町三丁目交差点）	全線	2次
花巻市道 材木町・山の神線	花巻市消防本部（花巻中央消防署）～（主）花巻大曲線	全線	2次
花巻市道 吹張町・滝ノ沢線	花巻市末広町105～花巻市消防本部（花巻中央消防署）	全線	2次
花巻市道 鍛冶町・末広町線	花巻市末広町105～（一）花巻和賀線	全線	2次
花巻市道 大畑・糠塚線	（主）花巻平泉線～花巻第二工業団地	全線	2次
花巻市道 卸町五号線	（主）花巻平泉線～花巻第一工業団地	全線	2次
花巻市道 日居城野・地森線	（一）花巻停車場花巻温泉郷線～日居城野運動公園	全線	2次
北上市道 九年橋藤沢線	107号（北上市本石町二丁目110） ～（一）相去飯豊線（北上市大通り三丁目85）	全線	2次
北上市道 大天満大曲線	〈市〉九年橋藤沢線～〈市〉上川原常盤台線	全線	1次
北上市道 川原町線	4号（北上市北鬼柳29地割） ～〈市〉上川原常盤台線（北上市北鬼柳32地割）	全線	1次
	（一）相去飯豊線（北上市九年橋三丁目） ～〈市〉上川原常盤台線（北上市北鬼柳32地割）	全線	1次
北上市道 上川原常盤台線	〈市〉川原町線（北上市九年橋三丁目） ～（一）北上停車場線（北上市大通り四丁目171）	全線	1次
	107号（北上市新穀町交差点） ～〈市〉大天満大曲線（北上市芳町101）	全線	1次
北上市道 蒲沢村崎野線	4号（北上市村崎野17地割34） ～〈市〉飯豊和田線（北上市村崎野17地割186）	全線	1次
北上市道 常盤台藤沢線	4号（北上市藤沢18地割102番地23） ～北上市藤沢15地割176番地2	全線	1次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
北上市道 飯豊和田線	(一) 南笹間黒沢尻線 (北上市北鬼柳3地割) ～107号 (北上市北鬼柳19地割)	全線	1次
	(一) 南笹間黒沢尻線 (北上市北鬼柳3地割) ～ (一) 清水野村崎野線 (北上市村崎野19地割)	全線	1次
北上市道 大堤北線	4号 (北上市相去町旧館沢九の一) ～同市相去町古館沢一	全線	2次
北上市道 飯豊秋葉線	4号 (北上市村崎野19地割) ～ (市) 川原町南田線 (北上市北工業団地201)	全線	2次
北上市道 川原町南田線	(市) 飯豊秋葉線 (北上市北工業団地201) ～川原町南田線 (川原町同市北工業団地1-1)	全線	2次
	(市) 川原町南田線 (北上市二子町馬場野1-2) ～ (市) 川原町南田線 (北上市成田27地割100-14)	全線	2次
北上市道 第2073124号線	(市) 川原町南田線～北上工業団地	全線	2次
北上市道 後藤工業団地線	(一) 後藤野野中線～ (市) 後藤工業団地三号線	全線	2次
北上市道 後藤工業団地三号線	(市) 後藤工業団地三号線 ～後藤野工業団地 (北上市和賀町後藤2地割106-170)	全線	2次
北上市道 成田黒沢尻線	(市) 飯豊秋葉線 (北上市北工業団地563-3) ～ (市) 川原町南田線 (北上市成田27地割100-14)	全線	2次
北上市道 第1002053号線	4号 (北上市相去町平林38-3) ～ (市) 第1002053号線 (北上市相去町平林8-17)	全線	2次
北上市道 第1023045号線	(市) 第1023053号線 (北上市相去町平林8-17) ～ (市) 第1023052線 (北上市相去町山根梨の木43-102)	全線	2次
北上市道 第1023052号線	(市) 第1023045号線 (北上市相去町大松沢1-23) ～ (主) 北上金ヶ崎インター線 (北上市相去町大松沢1-14)	全線	2次
久慈市道 東駅前線	久慈市川崎町第1地割67-1～久慈市川崎町第1地割66-37	全線	1次
久慈市道 久慈駅東口線	久慈市川崎町第1地割66-37～久慈市川崎町第2地割1-16	全線	1次
久慈市道 二十八日町新井田線	281号 (久慈市二十八日町一丁目1) ～久慈市表町第1地割59-20	全線	1次
	久慈市田屋町第2地割50-5～久慈IC	全線	1次
久慈市道 下長内旭町線	久慈市川崎町第2地割1-16～久慈市旭町第7地割41-1	全線	1次
	久慈市長内町第27地割30-3～久慈市川崎町第3地割8-7	全線	2次
久慈市道 広美町海岸線	久慈市長内町第23地割64-21 ～45号 (久慈市長内町第34地割19-1)	全線	2次
	久慈市長内町34-37-15～久慈市長内町34-57-2	全線	1次
久慈市道 久慈夏井線	久慈市旭町9-42-15～久慈市旭町9-52-3	全線	2次
久慈市道 久慈港線	(市) 広美町海岸線 (久慈市長内町34-37-15) ～長内工業団地 (久慈市長内町34-57-2)	全線	2次
久慈市道 門前源道線	(市) 下長内旭町線 (久慈市旭町9-42-15) ～県立久慈病院 (久慈市旭町9-52-3)	全線	1次
遠野市道 一日市新町線	(一) 遠野住田線～遠野地区合同庁舎	全線	2次
遠野市道 一日市新張線	283号・340号 (遠野市松崎町白岩15地割) ～ (市) 穀町仲町通り線 (穀町1地割交差点)	全線	2次
遠野市道 穀町仲町通り線	遠野警察署～ (一) 遠野停車場線	全線	2次

資料編 3 応急災害対策編

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
遠野市道 上組町青笹線	遠野市上組町15-2 ～〈市〉東館上組町線（上組町12地割交差点）	全線	2次
遠野市道 東館上組町線	遠野警察署～〈市〉上組町青笹線（上組町13地割交差点）	全線	2次
一関市道 中央町三反田線	(一) 一関平泉線～一関市銅谷町204-3	全線	1次
一関市道 朴中里線	(一) 一関北上線～一関市竹山町5-1	全線	1次
一関市道 東工業団地線	(主) 一関大東線～一関市狐禅寺字大平133	全線	1次
	〈市〉東工業団地線（一関市狐禅寺字久田99-2） ～〈市〉東工業団地線（一関市東台14-5）	全線	2次
一関市道 狐禅寺太平線	一関市狐禅寺字大平133～一関市滝沢字宮田118-19	全線	1次
	一関市滝沢字宮田118-19～一関市滝沢字宮田118-88	全線	1次
一関市道 狐禅寺太平2号線	一関市狐禅寺字大平131～一関市狐禅寺字大平118-19	全線	1次
一関市道 泥田立沢線	一関市山目字泥田21-1～342号（一関市山目字泥田20-9）	全線	2次
一関市道 川内本線	一関市大東町大原字立町87-1～（主）江刺室根線	全線	2次
一関市道 立町線	一関市大東町大原字立町1-1 ～343号（一関市大東町大原字町裏119-3）	全線	2次
一関市道 大原渋民線	一関市大東町渋民字大洞地11-2 ～343号（一関市大東町渋民字横張4-8）	全線	2次
一関市道 大馬場堺の沢線	343号渋民バイパス（一関市大東町渋民竹町）～一関北消防署	全線	2次
一関市道 北方館山線	456号（一関市千厩町千厩字町230） ～一関市千厩町千厩字北方16-2	全線	2次
一関市道 北方線	一関市千厩町千厩字北方16-2 ～一関市千厩町千厩字北方16-3	全線	2次
一関市道 千厩新町北方線	456号（一関市千厩町千厩字町60-1） ～一関市千厩町千厩字北方22-5	全線	2次
一関市道 駒場横井田線	一関千厩町千厩字横井田70-7 ～456号（一関千厩町千厩字横井田66-5）	全線	2次
一関市道 千厩病院線	一関千厩町千厩字横井田70-7 ～一関市千厩町千厩字上駒場87-3	全線	2次
一関市道 多目的グラウンド線	一関千厩町千厩字草井沢32-10 ～一関千厩町千厩字草井沢32-10	全線	2次
一関市道 萩の森団地線	一関千厩町千厩字草井沢32-10 ～一関千厩町千厩字草井沢32-10	全線	2次
一関市道 駒場金田線	一関市千厩町千厩字上駒場106-1 ～一関市千厩町千厩字中駒場19-6	全線	2次
一関市道 中駒場線	一関市千厩町千厩字上駒場120-5 ～一関市千厩町千厩字中駒場14-1	全線	2次
一関市道 千厩奥玉線	284号（一関市千厩町千厩字下駒場174-4） ～一関市千厩町千厩字上駒場152-2	全線	2次
一関市道 駒場広域道路線	284号（一関市千厩町千厩字上駒場285-8） ～一関市千厩町千厩字上駒場360-9	全線	2次
一関市道 郷ノ里五輪堂線	(一) 若柳花泉線～一関市花泉町桶津字下原78-1 〈市〉東工業団地線（一関市東台14番77地先）	全線	2次
一関市道 東台環状線	～〈市〉東工業団地線（一関市東台14番77地先）※環状線全て指定	全線	2次

資料編 3 応急災害対策編

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
陸前高田市道 栃ヶ沢7号線	陸前高田市高田町字栃ヶ沢47番14 ～陸前高田市高田町字栃ヶ沢47番13	全線	2次
陸前高田市道 栃ヶ沢8号線	陸前高田市高田町字鳴石38番2 ～陸前高田市高田町字栃ヶ沢47番13	全線	2次
陸前高田市道 相川鳴石線	340号（陸前高田市竹駒町字相川204-6） ～〈市〉鳴石和野線（陸前高田市高田町字鳴石52-11）	全線	2次
陸前高田市道 鳴石和野線	〈市〉相川鳴石線（陸前高田市高田町字鳴石51番1） ～〈市〉和野線（陸前高田市高田町字西和野40番1）	全線	2次
陸前高田市道 西和野山苗代線	〈市〉和野線（陸前高田市高田町字西和野91番14） ～〈市〉川向荒沢線（陸前高田市高田町字山苗代48番3）	全線	2次
陸前高田市道 和野線	〈市〉鳴石和野線（陸前高田市高田町字荒町24番） ～〈市〉西和野山苗代線（陸前高田市高田町字西和野57番1）	全線	2次
陸前高田市道 湊漁港2号線	長部漁港（陸前高田市気仙町字湊109番） ～（一）長部漁港線（陸前高田市気仙町字湊178番9）	全線	2次
陸前高田市道 川向荒沢線	45号（陸前高田市米崎町字川向26番12） ～〈市〉西和野山苗代線（陸前高田市高田町字荒沢33番2）	全線	2次
陸前高田市道 大石沖館の沖線	340号（陸前高田市高田町字大石沖137番） ～〈市〉駅通り線（陸前高田市高田町字館の沖109番）	全線	2次
陸前高田市道 駅通り線	〈市〉大石沖館の沖線（陸前高田市高田町字大石110番9） ～陸前高田市役所	全線	2次
釜石市道 大町只越町1号線	釜石市只越町3丁目～釜石市只越町1丁目	全線	1次
釜石市道 只越天神町線	（主）釜石港線～釜石市只越町3丁目	全線	1次
釜石市道 松倉4号線	283号（釜石市野田町2丁目）～県立釜石病院	全線	1次
釜石市道 小佐野町8号線	283号（釜石市小佐野町1丁目）～釜石市小佐野町1丁目	全線	2次
釜石市道 小佐野町1号線	釜石市小佐野町1丁目～釜石市小佐野町4丁目	全線	2次
釜石市道 野田向定内線	釜石市定内町2丁目～釜石市定内町2丁目	全線	2次
釜石市道 向定内11号線	釜石市定内町2丁目～釜石市定内町4丁目	全線	2次
釜石市道 小佐野町大沢線	釜石市小佐野町4丁目～釜石市定内町2丁目	全線	2次
	釜石市定内町4丁目～独立行政法人国立病院機構釜石病院	全線	2次
釜石市道 鈴子町中央線	283号（釜石市鈴子町8）～釜石市鈴子町8	全線	2次
釜石市道 鈴子町中妻線	釜石市鈴子町14～釜石市鈴子町13	全線	2次
釜石市道 鈴子町北線	釜石市鈴子町15～釜石市鈴子町13	全線	2次
釜石市道 鈴子町1号線	283号（釜石市鈴子町9）～釜石市鈴子町15	全線	2次
釜石市道 八雲町1号線	283号（釜石市：釜石警察署入口交差点）～釜石警察署	全線	2次
釜石市道 大平工業団地2号線	45号（釜石市大平町4丁目）～〈市〉太平工業団地1号線	全線	2次
釜石市道 大平工業団地1号線	〈市〉太平工業団地2号線～岩手県オイルターミナル	全線	2次
釜石市道 寺前線	（主）釜石遠野線（釜石市鶴住居町五丁目） ～南三陸沿岸国道事務所（釜石市鶴住居町5丁目）	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
二戸市道 枋ノ木市民会館線	(主) 二戸九戸線～二戸市石切所字荷渡14-4地先	全線	2次
二戸市道 枋ノ木中道線	二戸市石切所字前小路62-3地先～二戸市石切所字荷渡14-4地先	全線	2次
二戸市道 大村前小路線	二戸市石切所字前小路62-3地先～(主) 二戸五日市線	全線	2次
二戸市道 下川又中村線	(主) 二戸九戸線～二戸市役所	全線	1次
二戸市道 上田面1号線	4号(二戸市金田一字上田面46-3地先) ～二戸消防署・二戸警察署	全線	2次
二戸市道 諏訪前2号線	4号(二戸市石切所字諏訪前63-2)～(主) 二戸五日市線	全線	2次
二戸市道 矢沢線	(一) 二戸一戸線～395号(二戸市仁左平字矢沢76-1地先)	全線	1次
二戸市道 長嶺上東線	(一) 二戸軽米線～二戸市堀野字上東72-1地先	全線	2次
二戸市道 大沢倉小清水線	二戸市堀野字上東72-1地先～二戸市福岡字大平70-4地先	全線	2次
二戸市道 福岡大平線	二戸市福岡字大平70-4地先～二戸市労働環境施設運動公園	全線	2次
八幡平市道 森子線	282号(八幡平市野駄第21地割230番2地先) ～八幡平市野駄第21地割1番22地先	全線	2次
八幡平市道 森子支線	八幡平市野駄第21地割150番1地先 ～八幡平市野駄第21地割164番	全線	2次
八幡平市道 松尾線	282号(八幡平市松尾第27地割107番2地先) ～八幡平市野駄第21地割1番22地先	全線	2次
八幡平市道 北切線	(主) 大更八幡平線～八幡平市大更第35地割63番56	全線	2次
八幡平市道 工業団地線	282号～盛岡北部工業団地	全線	2次
八幡平市道 大更中央線	282号～八幡平市立病院	全線	2次
奥州市道 大手通り線	397号(奥州市水沢西町2)～(一) 佐倉河真城線	全線	1次
奥州市道 川原小路柳町線	総合水沢病院～奥州市水沢字川原小路11-2	全線	2次
奥州市道 十文字秋成線	343号(奥州市水沢中田町5)～(一) 佐倉河真城線	全線	2次
奥州市道 北上野福原線	(一) 佐倉河真城線～奥州市水沢大鐘町2丁目14	全線	2次
奥州市道 西町下笹森線	397号(奥州市水沢西町2)～奥州市胆沢小山字下笹森106-4	全線	1次
奥州市道 南上野桜屋敷線	県立胆沢病院～〈市〉西町下笹森線	全線	1次
奥州市道 中町小境線	456号(奥州市江刺大通り5)～奥州市江刺西大通り91-2	全線	2次
奥州市道 高縁相馬檀線	奥州市胆沢南都田字小十文字160 ～397号(奥州市胆沢若柳下松原97)	全線	2次
奥州市道 下萱刈窪鶴田線	(主) 前沢北上線～奥州市胆沢南都田字小十文字160	全線	2次
奥州市道 南八日市新地野線	(主) 水沢米里線(奥州市江刺岩谷堂字南八日市) ～〈市〉耳取三ノ関線(奥州市江刺岩谷堂字松長根)	全線	2次
奥州市道 耳取三ノ関線	〈市〉南八日市新地野線(奥州市江刺岩谷堂字松長根) ～〈市〉フロンティアパーク環状線(奥州市江刺岩谷堂字袖山11-19)	全線	2次

資料編 3 応急災害対策編

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
奥州市道 フロンティアパーク環状線	〈市〉耳取三ノ関線（奥州市江刺岩谷堂字袖山11番44地先） ～〈市〉耳取三ノ関線（奥州市江刺岩谷堂字袖山11番19地先）	全線	2次
奥州市道 工業団地一号線	〈市〉南八日市新地野線（奥州市江刺岩谷堂字松長根） ～〈市〉高畑佐野線	全線	2次
奥州市道 高畑佐野線	〈市〉工業団地一号線～〈市〉南八日市新地野線	全線	2次
奥州市道 工業団地二号線	〈市〉南八日市新地野線 ～奥州市江刺岩谷堂字松長根13番地先	全線	2次
奥州市道 附野下笹森線	（一）衣川水沢線（奥州市胆沢小山附野） ～〈市〉西町下笹森線（奥州市胆沢小山字下笹森106-4）	全線	2次
滝沢市道 滝沢駅線	4号（滝沢市砂込：県立大学入口交差点）～滝沢市菓子152-57	全線	2次
滝沢市道 産業文化センター5号線	滝沢市砂込389-76～滝沢市砂込389-28	全線	1次
滝沢市道 紫野第2号幹線	4号（滝沢市砂込738）～アピオ北側駐車場入口	全線	1次
	滝沢市菓子152-57～（主）盛岡環状線	全線	2次
滝沢市道 鶉飼姥屋敷線	（主）盛岡環状線（商工会前交差点） ～総合公園テニスコート付近	全線	2次
滝沢市道 中鶉飼上ノ山線	（主）盛岡環状線（ビッグルーフ入口交差点） ～総合公園テニスコート付近	全線	2次
滝沢市道 茨島土沢線	（主）盛岡環状線～滝沢中央SIC	全線	2次
雫石町道 雫石・小岩井線	雫石町千刈田73番地～46号（雫石町晴山38番地1）	全線	2次
雫石町道 雫石中央線	雫石町千刈田120番地～46号（雫石町上曾根田103番地4）	全線	2次
雫石町道 北田圃12号線	雫石町千刈田5番地1～雫石町千刈田120番地	全線	2次
葛巻町道 役場線	281号（葛巻町葛巻第14地割）～葛巻町役場	全線	2次
葛巻町道 下町田子線	281号（葛巻町葛巻第14地割）～葛巻町役場	全線	2次
葛巻町道 椀ノ木土谷川線	プラトー入り口～281号（葛巻町葛巻第39地割）	全線	2次
葛巻町道 奥道線	340号（葛巻町葛巻第5地割）～281号（葛巻町葛巻第5地割）	全線	2次
葛巻町道 ミルク公園線	プラトー入り口（〈町〉椀ノ木土屋川線） ～くずまき交流館プラトー	全線	2次
岩手町道 庁舎前東線	〈町〉沼宮内一方井線 ～4号（岩手町五日市：石神の丘交差点）	全線	2次
岩手町道 沼宮内一方井線	岩手町五日市9地割84-22地先～〈町〉庁舎前東線	全線	2次
岩手町道 大宮通り線	岩手町五日市9地割84-22地先～岩手土木センター	全線	2次
紫波町道 東裏中新田線	4号（紫波町日詰字下丸森38-7）～紫波中央駅前一丁目1-3	全線	2次
紫波町道 中新田蓬田線	紫波中央駅前二丁目3-28～紫波中央駅前二丁目3-20	全線	2次
紫波町道 紫波中央駅前南北線	紫波中央駅前二丁目3-20～紫波中央駅前二丁目1-3	全線	2次
紫波町道 紫波中央駅前二丁目1号線	紫波中央駅前二丁目1-33～紫波中央駅前二丁目1-4	全線	2次

資料編 3 応急災害対策編

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
紫波町道 希望ヶ丘線	(主) 紫波インター線～紫波町紫波中央駅前一丁目1-84	全線	2次
矢巾町道 中央1号線	矢巾町医大通一丁目30番1号～〈町〉安庭線	全線	1次
矢巾町道 安庭線	〈町〉中央1号線～〈町〉堤川目線	全線	1次
	4号(矢巾町藤沢:消防学校入口交差点)～〈町〉中央1号線	全線	2次
矢巾町道 三堤線	(一) 不動矢巾停車場線～矢巾町大字南矢幅第13地割117番3	全線	2次
矢巾町道 三堤2号線	矢巾町大字南矢幅第13地割142番5～矢巾町役場入口	全線	2次
矢巾町道 狼久保線	矢巾町大字南矢幅第13地割117番3～(一) 不動盛岡線	全線	2次
矢巾町道 宮田線	(主) 盛岡和賀線～矢巾町大字広宮沢第5地割109番6	全線	1次
矢巾町道 堤川目線	矢巾町大字広宮沢第5地割109番6～〈町〉安庭線	全線	1次
	〈町〉安庭線～矢巾SIC下り線側入口	全線	2次
矢巾町道 流通センター南二丁目九号線	(主) 盛岡和賀線～〈町〉志和稲荷街道線	全線	2次
矢巾町道 志和稲荷街道線	(一) 不動盛岡線(岩手県紫波郡矢巾町大字赤林第六地割)～〈町〉流通センター南二丁目九号線	全線	2次
矢巾町道 町民センター線	〈町〉狼久保線～矢巾町役場	全線	2次
西和賀町道 舘役場前線	107号(西和賀町川尻40地割40番地66)～西和賀町川尻40地割40番地71	全線	2次
西和賀町道 大野南線	(主) 盛岡横手線～西和賀さわうち病院	全線	2次
金ヶ崎町道 役場中央線	金ヶ崎町西根南町30～金ヶ崎町西根南町22-1	全線	2次
	(一) 江刺金ヶ崎線～金ヶ崎町役場	全線	2次
金ヶ崎町道 南荒巻・医者屋敷線	4号(金ヶ崎町三ヶ尻:勘九郎東交差点)～金ヶ崎町西根大平	全線	2次
金ヶ崎町道 大平線	金ヶ崎町西根森山31～金ヶ崎町西根大平	全線	2次
金ヶ崎町道 南花沢・前野線	4号(金ヶ崎町三ヶ尻:金ヶ崎工業団地口交差点)～金ヶ崎町西根森山	全線	2次
金ヶ崎町道 森山3号線	金ヶ崎町西根森山・西根大沢～金ヶ崎町西根森山・西根森	全線	2次
金ヶ崎町道 森山5号線	金ヶ崎町西根森山・西根森～金ヶ崎町西根森山	全線	2次
金ヶ崎町道 森山一号線	金ヶ崎町西根森山十七番地先～〈町〉南花沢・前野線	全線	2次
金ヶ崎町道 谷木前・南町線	〈市〉南花沢・前野線(岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根前野)～4号(金ヶ崎町西根古寺)	全線	2次
平泉町道 役場線	(主) 平泉巖美溪線～平泉町役場(平泉町平泉字志羅山43-1)	全線	2次
平泉町道 祇園線		全線	2次
住田町道 役場別当線	107号(住田町世田米川向)～住田町世田米字川向87-7	全線	2次

資料編 3 応急災害対策編

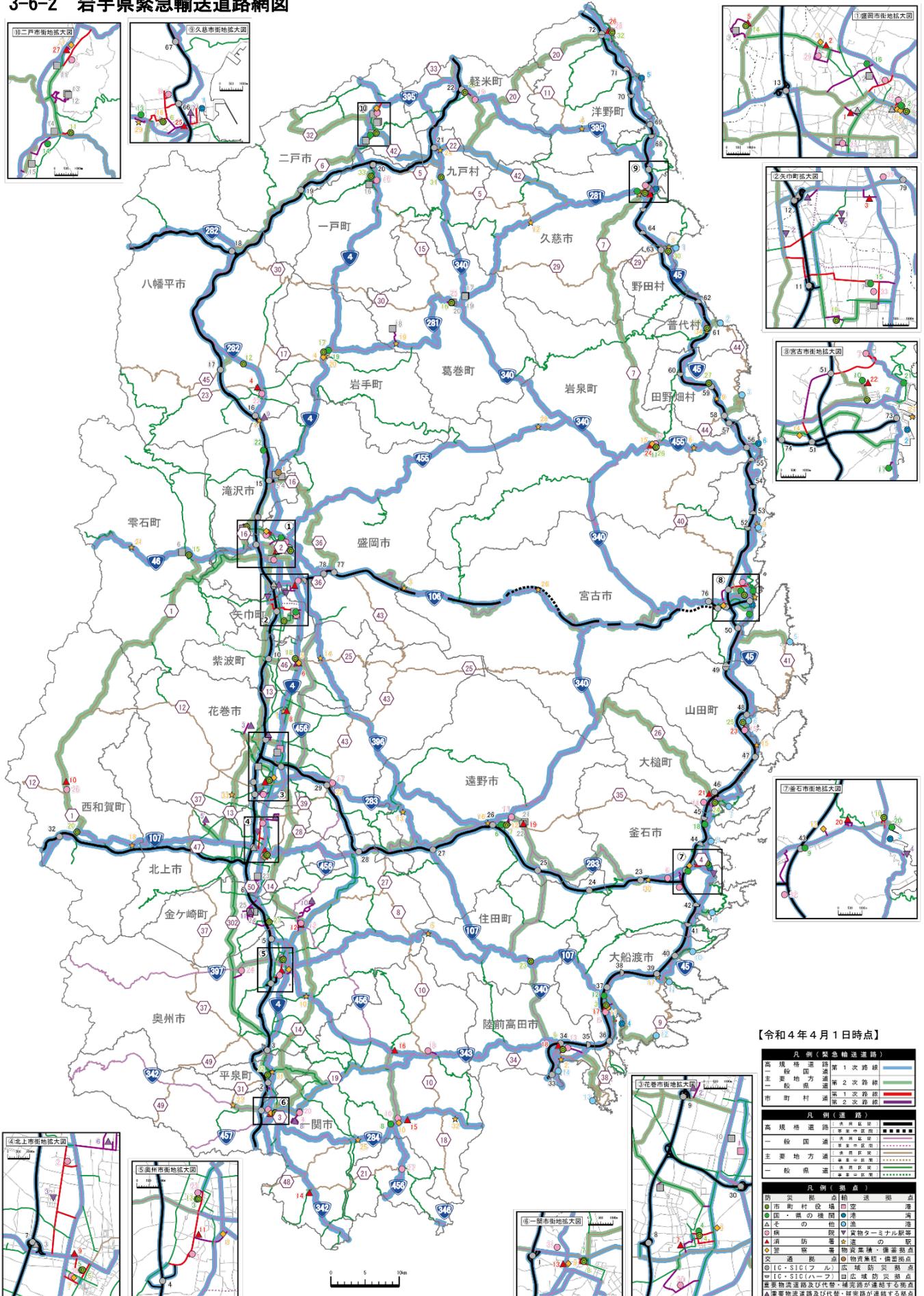
緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
住田町道 役場前線	住田町世田米字川向87-7～住田町世田米字川向22-5	全線	2次
住田町道 清水沢上和野線	住田町世田米字川向22-5～107号（住田町世田米川向）	全線	2次
大槌町道 花輪田寺野線	（一）大槌小鎚線～大槌町小鎚第22地割字中川原	全線	2次
大槌町道 寺野線	大槌町小鎚第21地割109番内29～県立大槌病院	全線	2次
大槌町道 小鎚線	（一）大槌小鎚線～大槌町小鎚第21地割109番内29	全線	2次
大槌町道 源水迫又線	大槌消防署～（主）大槌小国線	全線	2次
大槌町道 大ケ口線	大槌消防署～〈町〉末広町沢山1号線（大槌町末広町交差点）	全線	2次
大槌町道 末広町沢山1号線	〈町〉大ケ口線（大槌町末広町交差点）～（主）大槌小国線	全線	2次
大槌町道 愛宕山線	（一）大槌小鎚線（大槌町本町413） ～大槌町役場（大槌町小鎚第32地割126番地91）	全線	2次
山田町道 中央・八幡線	45号（山田町中央町158-15） ～山田町役場（山田町八幡町331-2）	全線	2次
山田町道 織笠・外山線	45号（下閉伊郡山田町織笠12-2-9） ～下閉伊郡山田町織笠14-29-3	全線	2次
山田町道 細浦・柳沢線	山田町織笠14-29-3～山田町織笠14-4-1	全線	2次
山田町道 境田南線	45号（山田町境田町15-35） ～〈町〉細浦・柳沢線（山田町飯岡2-1-60）	全線	2次
岩泉町道 中家線	455号（岩泉町岩泉中家45）～〈町〉惣畑線	全線	2次
岩泉町道 惣畑線	〈町〉中家線～岩泉町役場	全線	2次
田野畑村道 田野畑平井賀線	45号（下閉伊郡田野畑村145番7地先） ～45号（下閉伊郡田野畑村123番3地先）	全線	2次
田野畑村道 田野畑インター菅窪線	45号（下閉伊郡田野畑村和野239-2）～田野畑中央IC	全線	2次
普代村道 普代駅前1号線	（主）岩泉平井賀普代線～青の国ふだい	全線	2次
軽米町道 役場沢線	（一）二戸軽米線～九戸郡軽米町大字軽米第10地割3番	全線	2次
軽米町道 蓮台野橋大町線	（一）二戸軽米線～九戸郡軽米町大字軽米第8地割105番9	全線	2次
軽米町道 大町向川原蓮台野橋線	軽米町大字軽米第8地割108番2～（主）戸呂町軽米線	全線	2次
軽米町道 軽米病院脇線	軽米町大字軽米第2地割54番1 ～395号（九戸郡軽米町大字上館第14地割1番3）	全線	2次
軽米町道 軽米病院線	軽米町大字上館第1地割73番9 ～九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番1	全線	2次
軽米町道 岩崎外川目線	395号（軽米町大字上館第14地割43番2） ～九戸郡軽米町大字上館第1地割73番8	全線	2次
野田村道 北区明内線	45号（野田村野田付近交差点）～野田村役場	全線	2次
野田村道 役場前線	（一）野田山形線～野田村役場	全線	2次
洋野町道 種市駅前十号線	種市第23地割字小橋27番81～種市第23地割27番2	全線	2次

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	供用区間	備考
洋野町道 種市駅前八号線	種市第23地割27番2～種市第23地割27番2	全線	2次
洋野町道 種市漁港線	45号（種市第18地割字小路合64番1） ～種市第18地割字小路合47番1	全線	2次
洋野町道 吹切線	45号（九戸郡洋野町種市第4地割10-1）～洋野宿戸IC	全線	2次
一戸町道 袋町沢田線	(一) 二戸一戸線（一戸町一戸字砂森100-2地先） ～県立一戸病院（一戸町一戸字砂森60-1地先）	全線	2次
一戸町道 平田沢関屋線	(一) 一戸浄法寺線（一戸町西法寺字平田沢19-2地先） ～一戸町総合運動公園（一戸町西法寺字大平19地先）	全線	2次

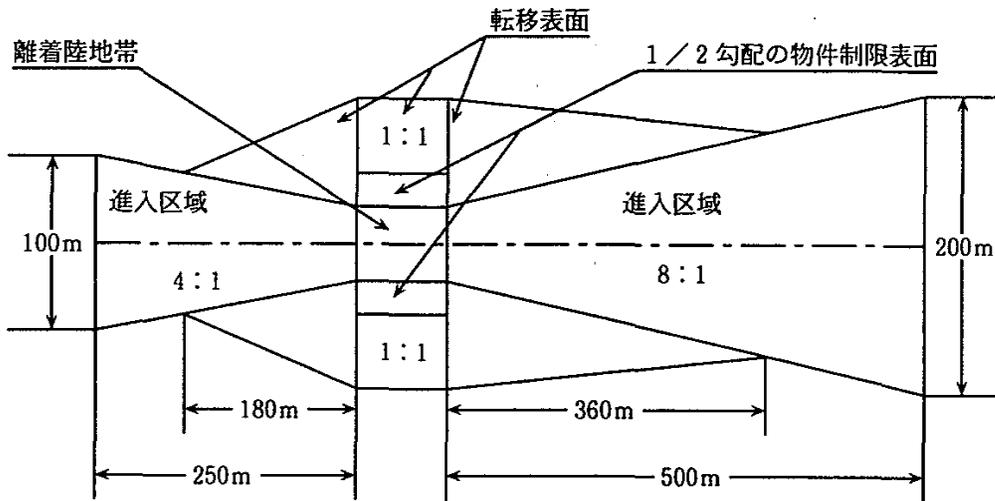
3-6-2 岩手県緊急輸送道路網図



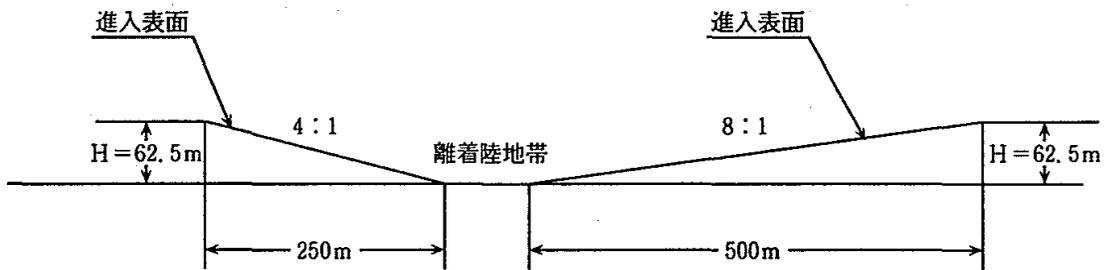
3-6-3 飛行場外離着陸場の設置基準

回転翼航空機の場合の進入区域，進入表面，転移表面の略図

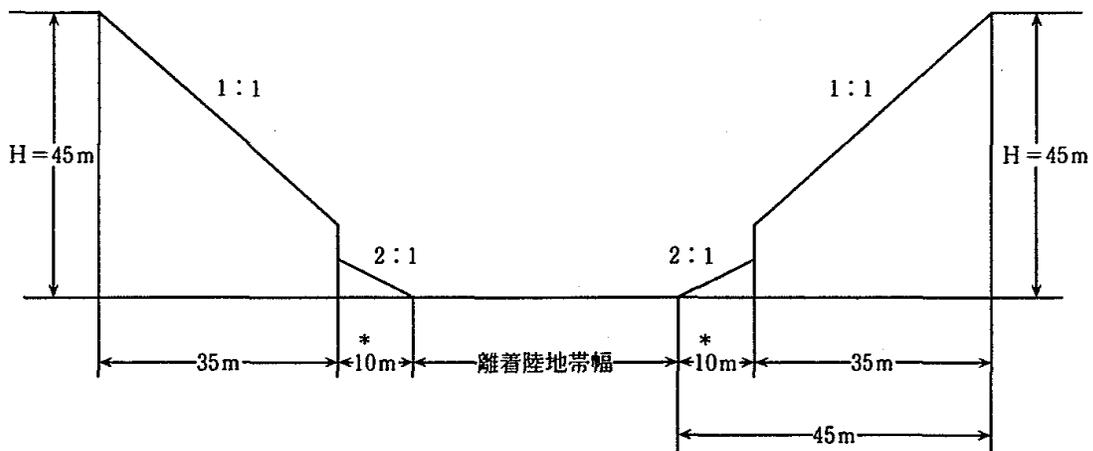
- (ア) 一般
① 平面図



- ② 進入表面断面図



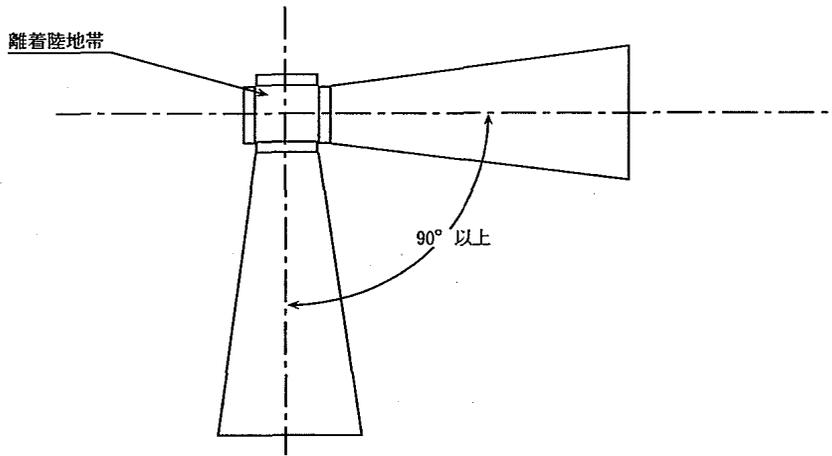
- ③ 転移表面断面図



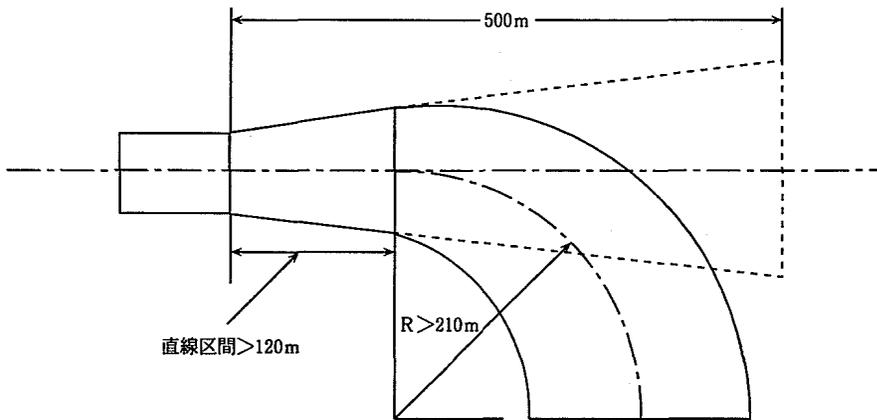
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域, 進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域, 進入表面



② わん曲した進入経路, 出発経路の場合の進入区域, 進入表面

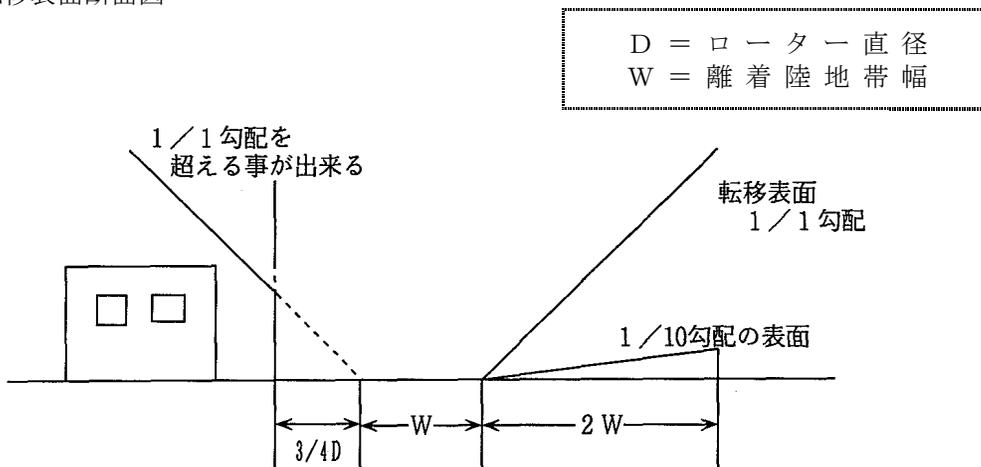


* 進入表面の勾配は, 中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例 (一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合)]

* 転移表面断面図

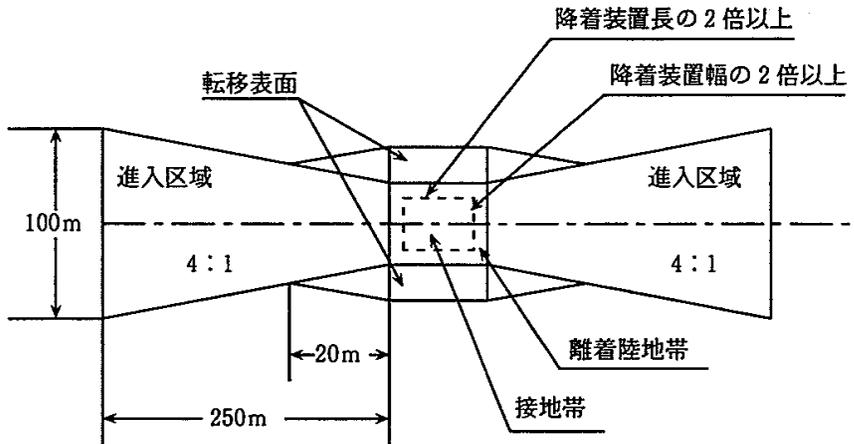


$3/4D$ の範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

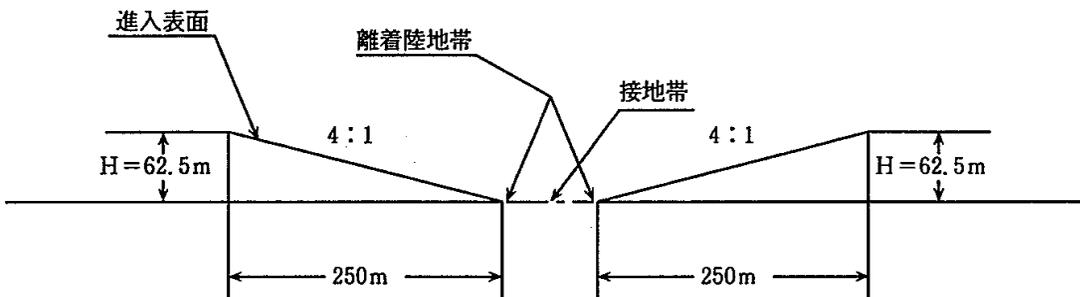
$2W$ の範囲内は $1/10$ 勾配の表面の上に出る高さの物件のないこと。

(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

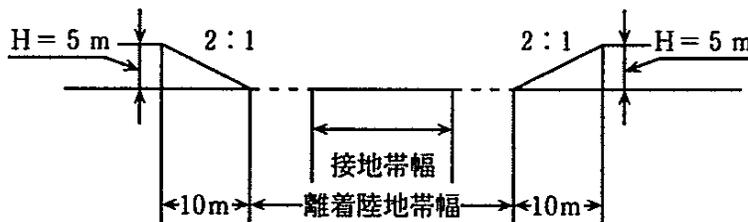
① 平面図



② 進入表面断面図

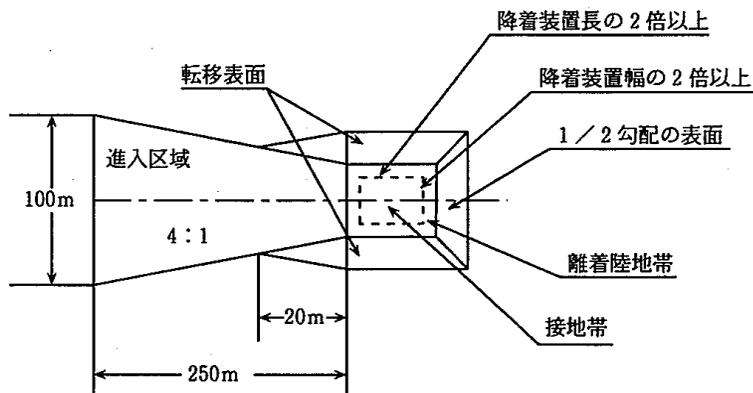


③ 転移表面断面図

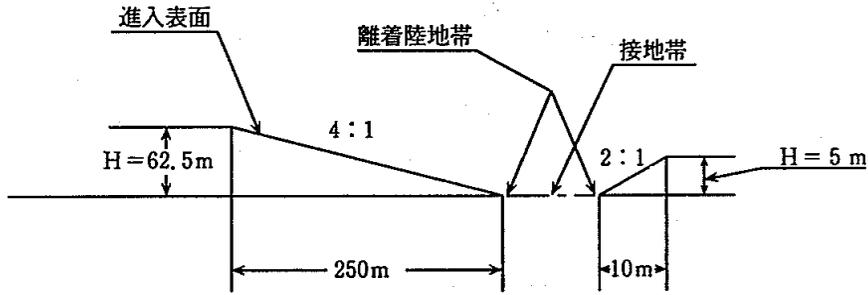


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面，転移表面の特例]

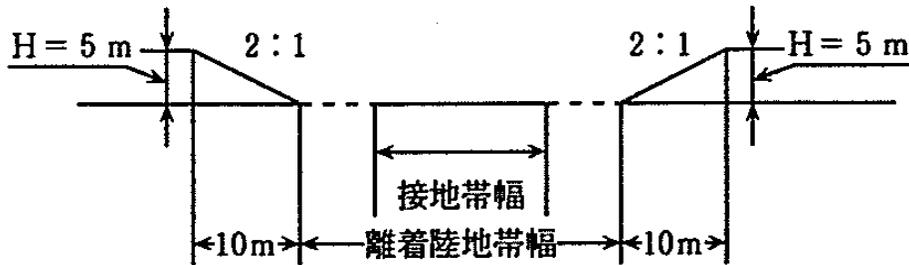
① 平面図



② 進入表面断面図

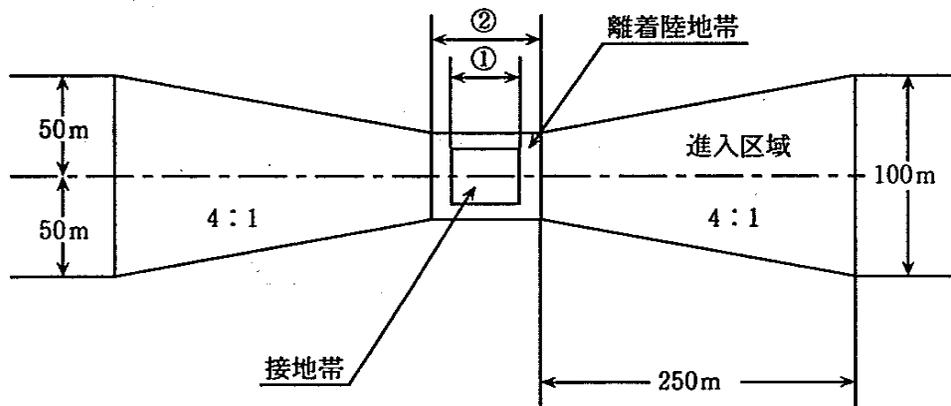


③ 転移表面断面図



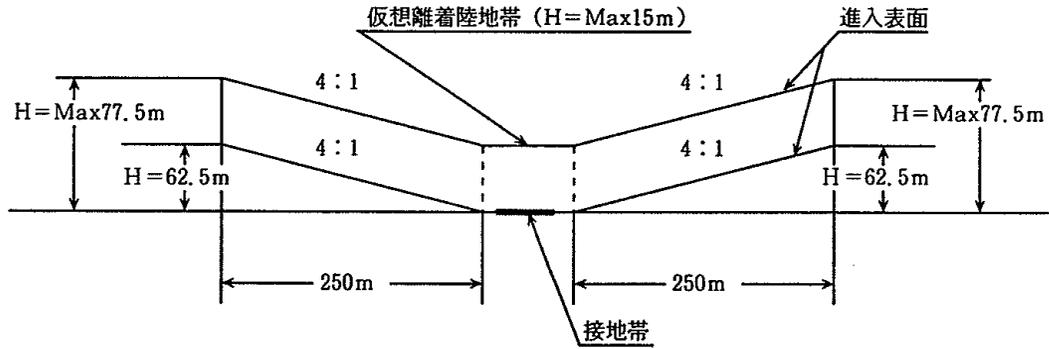
(ウ) 災害時において緊急輸送等、または訓練においても使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図



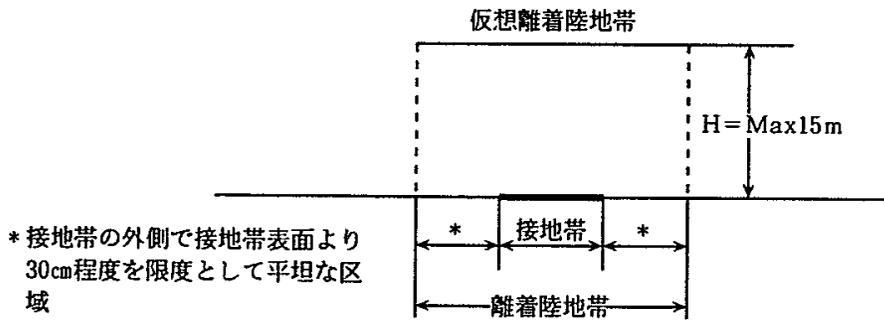
- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 *全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 *離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図

(転移表面は設定せず)



※ 危険予防の措置

- A 飛行場外離着陸場への立入禁止措置
ヘリコプターの運航にかかわらない者の立入禁止措置を講ずること。
- B 防塵措置
ヘリコプターの下降流による砂塵が発生するおそれがあるところでは、散水による防塵措置を講ずること。
- C 飛散防止措置
飛行場外離着陸場周囲の物品等の飛散防止措置を講ずること。

3-6-4 飛行場及び飛行場外離着陸場一覧(県調査)

空港

注:座標の欄のNは北緯, Eは東経を表す。

令和5年1月1日現在

番号	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想される場所
			世界測地系 WGS 84				
1	花巻空港	花巻市 葛第3地割183-1	N 39° 25' 43"	E 141° 08' 07"	2500 50		

ヘリポート

番号	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想される場所
			世界測地系 WGS 84				
1	岩手県警察盛岡ヘリポート	盛岡市 内丸62-8	N 39° 42' 08"	E 141° 09' 13"	23 19		

飛行場外離着陸場

市町村名	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想される場所
			世界測地系 WGS 84				
盛岡市	盛岡太田橋グラウンド	盛岡市 下厨川字稲荷9他	N 39° 42' 14"	E 141° 07' 01"	400 110		
	盛岡南大橋下流	盛岡市 東仙北地内	N 39° 40' 58"	E 141° 09' 35"	200 80		
	盛岡都南大橋下流	盛岡市 三本柳北上川河川公園	N 39° 39' 31"	E 141° 10' 14"	110 130		
	盛岡競馬場C駐車場	盛岡市 新庄字上八木田10	N 39° 41' 35"	E 141° 12' 58"	200 100	有	
	県営運動公園陸上競技場	盛岡市 みたけ一丁目10-1	N 39° 44' 19"	E 141° 07' 16"	185 120	有	
	盛岡市立見前南中学校	盛岡市 西見前第16地割73	N 39° 38' 36"	E 141° 09' 39"	100 80	有	
	国土交通省津志田河川 防災ステーションヘリポート	盛岡市 向中野新田地先	N 39° 39' 29"	E 141° 10' 14"	23 20		
	盛岡市渋民文化会館 (姫神ホール)	盛岡市 渋民字鶴塚55-1	N 39° 50' 58"	E 141° 10' 06"	150 75	有	
	高松公園	盛岡市 上田字堤頭	N 39° 43' 40"	E 141° 08' 47"	125 155		
	盛岡中央公園	盛岡市 本宮字姥屋敷外	N 39° 41' 42"	E 141° 07' 33"	146 103		
八幡平市	八幡平市総合運動公園 陸上競技場	八幡平市 大更第37地割105-2	N 39° 55' 53"	E 141° 05' 50"	38 70		
	岩手山焼走り	八幡平市	N 39° 52' 36"	E 141° 02' 26"	290 130		
	国際交流村	八幡平市 平笠第24地割720-2	N 39° 56' 55"	E 141° 01' 44"	200 100		
	鬼清水球技場	八幡平市 野駄第3地割360	N 39° 55' 19"	E 140° 59' 39"	200 100		
	八幡平市ラグビー場	八幡平市 寄木第7地割3-1	N 39° 55' 15"	E 140° 58' 26"	200 100		
	八幡平市さくら公園	八幡平市 柏台一丁目28	N 39° 55' 43"	E 141° 00' 24"	100 150		
	八幡平市中山ラグビー場	八幡平市 寄木第2地割512	N 39° 56' 30"	E 141° 02' 59"	100 60		
	八幡平市松尾総合運動公園 多目的広場	八幡平市 野駄第7地割地内	N 40° 00' 12"	E 140° 58' 18"	300 400		
	安比高原スキー場 駐車場	八幡平市 安比高原117-1	N 40° 05' 32"	E 141° 02' 42"	130 120		
	八幡平市 安代グラウンド	八幡平市 寺志田110	N 40° 08' 26"	E 140° 57' 30"	180 85	有	
	八幡平市田山グラウンド	八幡平市 馬場下夕46-1	N 39° 48' 47"	E 140° 57' 56"	200 200		
	岩手高原スノーパーク	岩手郡雫石町 大字長山字岩手山	N 39° 38' 34"	E 140° 56' 26"	100 180		
	雫石町宮鶯宿運動場	岩手郡雫石町 南畑字男助山地内	N 39° 41' 58"	E 140° 57' 47"	175 110	有	
	雫石町総合運動公園 陸上競技場	岩手郡雫石町 高前田107	N 39° 41' 44"	E 140° 59' 42"	118 40		
	中央家畜市場駐車場	岩手郡雫石町 七ツ森20-1	N 39° 44' 00"	E 140° 57' 56"	90 110		
雫石町宮 西山運動場	岩手郡雫石町 長山猿子地内	N 39° 44' 25"	E 140° 57' 08"	100 95			
旧西根小学校	岩手郡雫石町 西根上駒木野320	N 39° 41' 37"	E 140° 53' 22"	120 70	有		
旧橋場小学校	岩手郡雫石町 橋場安栖63-2	N 39° 41' 04"	E 140° 56' 30"	80 80	有		
御明神運動場	岩手郡雫石町 御明神高八卦20-1						

資料編 3 応急災害対策編

葛巻町	ふれあい交流センター 多目的グラウンド	岩手郡葛巻町 葛巻第5地割170	N 40° 02' 58" E 141° 27' 45"	70 100	有	
	旧冬部小学校	岩手郡葛巻町 田部字境ノ沢44	N 40° 07' 21" E 141° 22' 47"	110 100	有	
	葛巻町立小屋瀬中学校	岩手郡葛巻町 葛巻第28地割76-70	N 39° 59' 16" E 141° 23' 55"	120 100	有	
	葛巻町立江刈中学校	岩手郡葛巻町 江刈第16地割54-2	N 40° 00' 13" E 141° 29' 15"	135 115	有	
	葛巻町立葛巻小学校	岩手郡葛巻町 葛巻第12地割37-1	N 40° 02' 22" E 141° 26' 24"	120 90		
	岩手町	佐藤弘吉所有休耕田	岩手郡岩手町 大字川口第26地割25-1	N 39° 53' 46" E 141° 18' 07"	300 110	
県立 沼宮内高等学校		岩手郡岩手町 大字五日市10-4	N 39° 58' 13" E 141° 12' 42"	90 60	有	
滝沢市	滝沢市営大釜運動場	滝沢市 大釜中瀬53	N 39° 42' 06" E 141° 04' 31"	200 300		
	陸上自衛隊岩手駐屯地 総合グラウンド	滝沢市 後268-433	N 39° 50' 12" E 141° 06' 16"	100 50		
	国立岩手山青少年交流の家	滝沢市 後292	N 39° 49' 34" E 141° 05' 25"	200 300		
	岩手産業文化センター	滝沢市 砂込389-20	N 39° 48' 32" E 141° 07' 48"	250 120		
	岩手山馬返し駐車場	滝沢市 岩手山268-6	N 39° 49' 57" E 141° 02' 27"	90 80		
	滝沢総合公園 多目的広場	滝沢市 鶴飼御庭田1-1	N 39° 43' 56" E 141° 04' 15"	80 45	有	
	紫波町	紫波場外 (桜町河川グラウンド)	紫波郡紫波町 桜町下川原地内	N 39° 32' 56" E 141° 10' 28"	150 120	
紫波町	ラ・フランス温泉館 多目的広場	紫波郡紫波町 小屋敷字新在家90	N 39° 34' 23" E 141° 05' 05"	100 70	有	
	矢巾町	消防学校	紫波郡矢巾町 医大通二丁目2-1	N 39° 37' 08" E 141° 09' 43"	200 100	
矢巾町総合グラウンド		紫波郡矢巾町 大字煙山6-152	N 39° 36' 51" E 141° 05' 31"	160 120		
一関市	一関河川防災ステーション	一関市 中里字沖田47	N 38° 56' 49" E 141° 08' 05"	20 19		
	一関市運動公園 陸上競技場	一関市 真柴字宮沢	N 38° 55' 07" E 141° 07' 30"	150 100	有	
	磐井川緑地公園	一関市 青葉2丁目地先	N 38° 55' 50" E 141° 07' 46"	450 40		
	須川高原温泉	一関市 巖美町字祭時山国有林46林班ト号	N 38° 58' 47" E 140° 46' 10"	70 70		
	いちのせき健康の森 第2駐車場	一関市 巖美町字祭時	N 39° 00' 35" E 140° 51' 49"	130 65		
	一関 I C	一関市赤萩鶴巻48	N 38° 56' 18" E 141° 06' 09"	40 40		
	岩手県立磐井病院HP	一関市狐禅寺字大平17	N 38° 56' 04" E 141° 10' 15"	45 20		
	花泉空中消火基地	一関市 花泉町花泉字伊勢沢21	N 38° 50' 05" E 141° 10' 01"	200 40		
	一関市立 花泉中学校	一関市 花泉町涌津字古川8	N 38° 49' 52" E 141° 11' 14"	120 120	有	
	千厩多目的グラウンド 運動広場	一関市 千厩町千厩字草井沢32-2	N 38° 55' 47" E 141° 20' 36"	118 158		
	一関東消防署	一関市 千厩町千厩字上駒場360-9	N 38° 55' 31" E 141° 21' 31"	120 80		
	駒場交流公園	一関市 千厩町千厩字上駒場404	N 38° 55' 55" E 141° 21' 22"	64 55		
	砂鉄川大明神公園	一関市 大東町大原字有南田209-1地先	N 39° 00' 53" E 141° 23' 23"	100 30		
	大東グラウンド	一関市 大東町摺沢字塚ノ沢72	N 39° 00' 23" E 141° 19' 51"	80 90		
	一関市東山球場 駐車場	一関市 東山町長坂字西本町212-1	N 38° 59' 49" E 141° 15' 06"	60 40		
	一関市立 室根小学校・室根中学校	一関市 室根町矢越字五反田41-2、73-1	N 38° 56' 02" E 141° 26' 04"	60 90	有	
	室根きらめきパーク 多目的広場	一関市 室根町折壁字宝下	N 38° 56' 03" E 141° 26' 50"	120 65	有	
	川崎運動広場	一関市 川崎町薄衣字法道地152-5	N 38° 53' 55" E 141° 16' 16"	150 150	有	
	川崎町農山村広場	一関市川崎町薄衣字町裏 (北上大橋堤防公園)	N 38° 53' 54" E 141° 16' 05"	100 18		

資料編 3 応急災害対策編

一関市	川崎防災センター (国土交通省川崎ヘリポート)	一関市 川崎町薄衣字如来地100	N 38° 54' 06" E 141° 15' 43"	20 22			
	大籠コミュニティ体育館 (旧大籠小学校)	一関市 藤澤町大籠字大白1-3	N 38° 48' 04" E 141° 23' 12"	100 100	有		
	並木ヶ丘コミュニティグラウンド	一関市	N 38° 52' 53"	125			
		藤沢町新沼字西風46-10	E 141° 20' 57"	125			
平泉町	国土交通省 一関水防ヘリポート	西磐井郡平泉町 平泉字塩沢地先	N 38° 57' 59" E 141° 07' 37"	23 20			
宮古市	医療の村	宮古市 崎嶽ヶ崎第4地割1	N 39° 39' 38" E 141° 57' 04"	138 55			
	宮古消防署訓練場	宮古市 五月町2-1	N 39° 38' 49" E 141° 56' 48"	130 60	有	浸水	
	宮古市立 崎山中学校	宮古市大字崎山 第3地割字トロの木1-1	N 39° 40' 44" E 141° 57' 42"	130 100	有		
	三陸病院グラウンド	宮古市大字田鎖第12地割 字糸漬場94-1-2	N 39° 37' 45" E 141° 53' 51"	100 100			
	閉伊川スポーツ公園 (左岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 38' 08" E 141° 56' 53"	700 150		浸水	
	閉伊川スポーツ公園 (右岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 38' 01" E 141° 56' 49"	700 150		浸水	
	県立 宮古高等学校	宮古市 宮町二丁目2-1	N 39° 38' 12" E 141° 56' 50"	120 120		浸水	
	県立 宮古商工高等学校	宮古市 磯鶏三丁目5-1	N 39° 37' 05" E 141° 57' 34"	160 150			
	宮古市立 河南中学校	宮古市 河南一丁目1-1	N 39° 37' 18" E 141° 57' 16"	150 120	有		
	老木グラウンド	宮古市	N 39° 37' 45"	300			
		老木第11地割	E 141° 53' 10"	130			
	合同資源産業	宮古市 小山田一丁目7番地	N 39° 37' 55" E 141° 56' 48"	200 200		浸水	
	県立 宮古北高等学校	宮古市 田老字八幡水神43-2	N 39° 43' 46" E 141° 57' 08"	150 120	有		
	新里山村広場	宮古市 刈屋17-6	N 39° 38' 09" E 141° 46' 32"	120 100			
	宮古市立 新里中学校グラウンド	宮古市 刈屋第15-133	N 39° 38' 28" E 141° 46' 25"	110 110	有		
	川井地区河川公園	宮古市 川井2-81	N 39° 35' 50" E 141° 40' 44"	200 50			
	やまびこ産直館	宮古市 川内8-2	N 39° 38' 58" E 141° 35' 21"	120 75			
	旧門馬小学校	宮古市 区界第4地割148-1	N 39° 38' 22" E 141° 25' 32"	115 80	有		
	宮古市立 重茂中学校	宮古市 重茂第2地割1	N 39° 35' 14" E 142° 01' 10"	90 65			
	宮古港フェリーターミナル 駐車場	宮古市 磯鶏第4地割114-1	N 39° 37' 36" E 141° 58' 12"	120 90		浸水	
	山田町	県立 山田高等学校	下閉伊郡山田町 織笠第8地割6-2	N 39° 27' 00" E 141° 57' 00"	160 170	有	
		旧山田北小学校	下閉伊郡山田町 山田14-21	N 39° 28' 42" E 141° 56' 57"	120 50	有	浸水
		山田町立 豊間根小学校	下閉伊郡山田町 豊間根第7地割58-1	N 39° 31' 33" E 141° 55' 45"	95 65	有	
山田町立 船越小学校		下閉伊郡山田町 船越10-45	N 39° 25' 39" E 141° 58' 58"	105 80	有		
岩泉町	龍泉洞青少年旅行村 グラウンド	下閉伊郡岩泉町 岩泉字神成12	N 39° 51' 49" E 141° 47' 29"	95 95			
	大牛内育成牧場	下閉伊郡岩泉町 小本字大牛内62-23	N 39° 51' 25" E 141° 56' 59"	500 300			
	岩泉町立 岩泉中学校	下閉伊郡岩泉町 岩泉字一ツ石4	N 39° 50' 58" E 141° 48' 15"	95 92	有		
	ふれあいらんど岩泉	下閉伊郡岩泉町 乙茂字大向48	N 39° 50' 29" E 141° 52' 03"	185 145			
	岩泉町立 有芸小学校	下閉伊郡岩泉町 上有芸字運名根27-21	N 39° 46' 18" E 141° 48' 37"	120 50	有		
	旧安家中学校	下閉伊郡岩泉町 安家字日陰181	N 39° 59' 01" E 141° 43' 26"	125 65			
	旧小川小学校	下閉伊郡岩泉町 袋綿字関屋57-1	N 39° 51' 27" E 141° 40' 54"	90 60	有		
	旧釜津田中学校	下閉伊郡岩泉町 釜津田字種倉27-6	N 39° 47' 37" E 141° 35' 33"	90 50	有		
	岩泉町立小本小学校・ 小本中学校屋外運動場	下閉伊郡岩泉町 小本字南中野145	N 39° 50' 21" E 141° 57' 20"	240 78	有	浸水	

資料編 3 応急災害対策編

田野畑村	田野畑村立	下閉伊郡田野畑村	N 39° 55' 18"	150	有		
	田野畑中学校	松前沢87	E 141° 54' 36"	90			
	田野畑村 臨時防災ヘリポート	下閉伊郡田野畑村 管窪43番地4	N 39° 55' 16" E 141° 54' 06"	64 68			
奥州市	小谷木橋グラウンド	奥州市水沢 羽田町字上小谷木地内	N 39° 08' 03" E 141° 10' 40"	80 160			
	胆沢川桜つつみ広場	奥州市水沢 佐倉河字玉貫地内	N 39° 11' 07" E 141° 07' 24"	500 100			
	県立 水沢商業高等学校	奥州市水沢 土器田1	N 39° 08' 40" E 141° 07' 33"	120 120	有		
	藤橋グラウンド	奥州市水沢 黒石町鶴城	N 39° 05' 26" E 141° 11' 18"	500 320			
	江刺中央運動公園 陸上競技場	奥州市江刺 岩谷堂字松長根2番地	N 39° 12' 10" E 141° 10' 31"	160 100	有		
	田原地区農村広場	奥州市江刺 田原字沢田前48-5	N 39° 09' 07" E 141° 13' 44"	120 100	有		
	伊手スポーツ広場	奥州市江刺 伊手字西風54番地	N 39° 10' 39" E 141° 18' 14"	110 100	有		
	米里地区総合運動場	奥州市江刺 米里字荒谷30-2	N 39° 14' 19" E 141° 18' 51"	130 100	有		
	梁川地区総合運動場	奥州市江刺 梁川字藤渡戸289-3	N 39° 17' 08" E 141° 15' 58"	140 100	有		
	広瀬地区総合運動場	奥州市江刺 広瀬字柿ノ木421-1	N 39° 15' 12" E 141° 12' 36"	140 90	有		
	稲瀬地区総合運動場	奥州市江刺稲瀬 字十文字台249-130	N 39° 13' 57" E 141° 09' 22"	150 100	有		
	旧江刺東中学校	奥州市江刺 玉里字後沢76-1	N 39° 14' 09" E 141° 14' 47"	135 105	有		
	前沢いきいき スポーツランド	奥州市前沢 字阿部館27-1	N 39° 03' 24" E 141° 08' 23"	100 100			
	旧赤生津小学校	奥州市前沢 生母字田谷49-2	N 39° 01' 59" E 141° 08' 59"	150 100	有		
	前沢分署	奥州市前沢 古城字島田2-1	N 39° 03' 41" E 141° 08' 19"	20 20			
	東洋工機	奥州市胆沢 小山北蛸ノ手5-6	N 39° 06' 42" E 141° 04' 29"	150 50			
	胆沢陸上競技場	奥州市胆沢 南都田字小十文字160	N 39° 07' 22" E 141° 04' 12"	96 94	有		
	県立 水沢高等学校	奥州市胆沢 小山龍ヶ馬場5-1	N 39° 07' 20" E 141° 08' 15"	150 150	有		
	つぶ沼場外	奥州市胆沢 若柳字谷子沢1-1	N 39° 06' 50" E 140° 53' 14"	125 100			
	プーキートレーディング(株) 駐車場	奥州市衣川 字日向59-636	N 39° 02' 05" E 141° 05' 08"	200 75			
	胆沢分署	奥州市胆沢小山字 十文字39-2	N 39° 07' 11" E 141° 03' 37"	98 48			
	金ヶ崎町	森山総合公園 陸上競技場	胆沢郡金ヶ崎町 西根森山31-2	N 39° 12' 36" E 141° 05' 33"	150 80	有	
		岩手県農業大学校	胆沢郡金ヶ崎町 六原蟹子沢14	N 39° 14' 12" E 141° 02' 48"	285 90	有	
		東北電力北上ヘリポート	胆沢郡金ヶ崎町 西根字森山19-3	N 39° 12' 24" E 141° 04' 35"	32 60		
		金ヶ崎分署	胆沢郡金ヶ崎町 西根北宿内78-1	N 39° 12' 29" E 141° 05' 43"	100 49		
		日居城野運動公園 陸上競技場	花巻市 松園町613-1	N 39° 24' 31" E 141° 05' 56"	125 90	有	
花巻市	県立 花巻北高等学校	花巻市 本館54	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	100 200	有		
	県立 花巻南高等学校	花巻市 中北万丁目228-1	N 39° 23' 31" E 141° 05' 16"	190 100	有		
	葛丸ダム	花巻市石鳥谷町 大瀬川309-2、309-3	N 39° 30' 40" E 141° 03' 15"	150 40			
	県立 花北青雲高等学校	花巻市 石鳥谷町北寺林11-1825	N 39° 29' 41" E 141° 08' 08"	140 120			
	大正橋公園	花巻市 石鳥谷町好地16-271	N 39° 29' 51" E 141° 09' 30"	700 100			
	猿ヶ石川河川敷 (東晴山)	花巻市 東晴山7区	N 39° 22' 07" E 141° 15' 14"	300 63			
	横峰駐車場	花巻市 東和町田瀬6区	N 39° 19' 39" E 141° 18' 01"	81 41			
	あやめ苑駐車場	花巻市 東和町田瀬25区	N 39° 17' 36" E 141° 19' 40"	300 51			
	田瀬振興センター	花巻市 東和町田瀬14区137	N 39° 18' 53" E 141° 18' 47"	150 60			

花巻市	県立 大迫高等学校	花巻市 大迫町大迫9-9	N 39° 28' 18" E 141° 17' 15"	170 200			
	外川目振興センター	花巻市 大迫町外川目27-86	N 39° 27' 16" E 141° 17' 54"	120 80	有		
	大迫野球場駐車場	花巻市 大迫町大迫第16地割42	N 39° 28' 04" E 141° 16' 26"	38 68			
	石鳥谷ふれあい運動公園 駐車場	花巻市 石鳥谷町北寺林第11地割	N 39° 29' 46" E 141° 07' 56"	70 350			
	和賀川ふれあい広場	北上市 鬼柳町下鬼柳第4地割	N 39° 16' 33" E 141° 06' 34"	380 140			
北上市	県立 中部病院HP	北上市 村崎野第17地割10	N 39° 19' 53" E 141° 06' 20"	20 20			
	北上総合運動公園	北上市 相去町高前檀27-36	N 39° 15' 28" E 141° 05' 39"	165 165			
	北上市民岩崎城 陸上競技場	北上市 和賀町岩崎第18地割53-37	N 39° 16' 50" E 141° 02' 32"	195 125			
	ふるさと体験館「北上」	北上市和賀町 山口第23地割24-5	N 39° 17' 44" E 140° 58' 20"	40 40			
	県立 西和賀高等学校校庭	和賀郡西和賀町 湯田第19地割25-2	N 39° 21' 14" E 140° 46' 00"	300 100			
	錦秋湖総合公園 駐車場	和賀郡西和賀町 川尻第41地割	N 39° 18' 54" E 140° 47' 22"	40 40			
二戸市	西和賀消防署	和賀郡西和賀町 沢内字大野第13地割3-1	N 39° 22' 22" E 140° 45' 43"	40 40			
	二戸空中消火基地	二戸市 堀野字大平16	N 40° 17' 14" E 141° 18' 11"	160 70			
	県立 福岡工業高等学校	二戸市 石切所字火行塚2-1	N 40° 15' 41" E 141° 17' 01"	100 100	有		
	二戸市立 金田一中学校	二戸市 金田一字野月55	N 40° 18' 48" E 141° 18' 07"	100 100	有		
	堀野近隣公園	二戸市 堀野字馬場51-1	N 40° 17' 49" E 141° 17' 59"	100 100	有		
	旧御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	N 40° 14' 01" E 141° 13' 15"	90 50	有		
	県立 二戸病院HP	二戸市 堀野字大畑6-1	N 40° 17' 57" E 141° 18' 20"	48 40			
	浄法寺運動公園野球場	二戸市浄法寺町 小池85-2	N 40° 11' 21" E 141° 09' 12"	100 100			
	県立福岡高等学校 (旧浄法寺校)	二戸市浄法寺町 霜屋敷4-2	N 40° 10' 35" E 141° 08' 01"	130 100			
	天台の湯広場	二戸市浄法寺町 野黒沢133-1	N 40° 11' 55" E 141° 05' 24"	70 50			
	二戸消防署駐車場	二戸市金田一 字上田面300-2	N 40° 18' 15" E 141° 18' 16"	88 62			
	軽米町	ハートフルスポーツランド	九戸郡軽米町 大字軽米第1地割160-1	N 40° 18' 42" E 141° 27' 49"	190 140		
		県立 軽米高等学校	九戸郡軽米町 大字軽米第9地割34-1	N 40° 19' 25" E 141° 27' 28"	140 100	有	
九戸村	九戸村総合運動場 陸上競技場	九戸郡九戸村 大字伊保内1-61	N 40° 11' 35" E 141° 25' 59"	170 110			
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	N 40° 11' 13" E 141° 25' 21"	140 110			
	一戸町立 奥中山小学校	二戸郡一戸町 奥中山字西田子76-3	N 40° 03' 52" E 141° 13' 31"	110 100	有		
一戸町	奥中山高原スキー場 駐車場	二戸郡一戸町 奥中山字西田子662-1	N 40° 04' 57" E 141° 11' 32"	80 75			
	一戸町総合運動公園 陸上競技場	二戸郡一戸町 西法寺字大平8	N 40° 12' 06" E 141° 17' 32"	185 120			
	久慈空中消火基地	久慈市 長内町第28地割105-1	N 40° 10' 42" E 141° 47' 33"	125 40			
久慈市	久慈川左岸河川敷公園	久慈市 栄町(市立久慈小学校前)	N 40° 11' 39" E 141° 45' 12"	500 70			
	平庭高原ふれあい広場	久慈市山形町 来内第20地割13-174	N 40° 05' 06" E 141° 30' 37"	150 80			
	久慈市立 山形中学校	久慈市山形町 川井第10地割87-8	N 40° 09' 03" E 141° 34' 10"	115 115	有		
	久慈市総合防災公園	久慈市夏井町 大崎第3地割45-4	N 40° 12' 28" E 141° 47' 13"	118 110			

資料編 3 応急災害対策編

普代村	黒崎展望台駐車場	下閉伊郡普代村 第2地割下村	N 40° 00' 22" E 141° 55' 54"	30 45		
	普代村北緯40度総合運動公園多目的グラウンド	下閉伊郡普代村 第19地割白井71	N 40° 02' 27" E 141° 52' 22"	45 75		
	普代浜緑地公園	下閉伊郡普代村 第7地割字明神30-4	N 40° 00' 47" E 141° 53' 45"	28 46		
	駐車場					
野田村	県立 久慈工業高等学校	九戸郡野田村 大字野田第26地割62-7	N 40° 06' 53" E 141° 48' 28"	230 184	有	
	野田村立 野田小学校	九戸郡野田村 大字野田第12地割61-18	N 40° 06' 10" E 141° 49' 07"	90 70	有	
	のんちゃんパーク	九戸郡野田村 第18地割内	N 40° 06' 27" E 141° 49' 25"	100 50		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第22地割114-13	N 40° 06' 10" E 141° 48' 08"	145 130		
	種市運動場	九戸郡洋野町 種市21地割188	N 40° 24' 20" E 141° 42' 07"	200 150		
	洋野町立 中野中学校	九戸郡洋野町 中野245-7	N 40° 18' 35" E 141° 46' 32"	150 100	有	
洋野町	県立 種市高等学校	九戸郡洋野町 種市38地割94-110	N 40° 25' 55" E 141° 41' 47"	200 150	有	
	大野山村広場	九戸郡洋野町 大野60	N 40° 16' 37" E 141° 37' 58"	120 100		
	洋野町立 大野中学校	九戸郡洋野町 大野第9地割39-1	N 40° 17' 05" E 141° 37' 23"	100 120	有	
	洋野町立 向田小学校	九戸郡洋野町 上館第55地割49-14	N 40° 19' 41" E 141° 36' 18"	130 90	有	
	洋野消防署	九戸郡洋野町 種市第23地割86-1	N 40° 24' 40" E 141° 42' 36"	60 50		
	大船渡盛川河川敷	大船渡市 盛町字盛川緑地公園内	N 39° 04' 57" E 141° 43' 05"	290 70		浸水
	県立 大船渡高等学校	大船渡市 猪川町字長洞7-1	N 39° 05' 36" E 141° 42' 54"	180 100	有	
	県立大船渡東高等学校 (東校舎)	大船渡市 立根町字冷清水1-1	N 39° 06' 40" E 141° 42' 51"	80 75	有	
大船渡市	フレアイランド尾崎岬	大船渡市 赤崎町字鳥沢188	N 39° 01' 28" E 141° 44' 20"	85 65		
	三陸空中消火基地	大船渡市越喜来 字杉下56-3	N 39° 07' 10" E 141° 49' 00"	120 80		
	旧吉浜中学校	大船渡市三陸町 吉浜字扇洞127-2	N 39° 09' 29" E 141° 50' 09"	150 100		
	大船渡市 鷹生ダム多目的広場	大船渡市 日頃市町字赤坂西風山1-5	N 39° 09' 43" E 141° 42' 52"	140 80		
	旧大船渡農業高等学校	大船渡市 立根町字萱中215-1	N 39° 07' 22" E 141° 43' 53"	150 180		
	大船渡市営球場	大船渡市 末崎町字平林72-13	N 39° 00' 13" E 141° 42' 37"	110 130		
	住田町立 世田米中学校	気仙郡住田町 世田米字大崎72-1	N 39° 08' 21" E 141° 34' 56"	150 100	有	
	住田町立 有住中学校	気仙郡住田町 上有住字櫃割12-1	N 39° 11' 43" E 141° 35' 15"	100 100	有	
	住田町五葉地区公民館	気仙郡住田町 上有住字中塚63	N 39° 12' 06" E 141° 38' 59"	90 60	有	
遠野市	住田町河川敷公園	気仙郡住田町 世田米字川向95-4	N 39° 08' 38" E 141° 34' 37"	60 70		
	住田町運動公園野球場	気仙郡住田町 世田米字川向80-1	N 39° 08' 38" E 141° 34' 32"	70 70		
	遠野早瀬川緑地公園	遠野市 遠野町第19地割	N 39° 19' 59" E 141° 32' 25"	100 100		
	遠野運動公園 軽スポーツ広場	遠野市 青笹町糠前第11地割	N 39° 19' 51" E 141° 33' 58"	110 70		
	遠野市立 小友小学校	遠野市 小友町16-133	N 39° 16' 14" E 141° 25' 29"	80 85		
	上郷生涯学習スポーツ施設	遠野市 上郷町板沢第11地割6-6	N 39° 17' 10" E 141° 35' 15"	110 90		
	遠野市立 附馬牛小学校	遠野市 附馬牛町下附馬牛第11地割43-1	N 39° 24' 46" E 141° 31' 45"	105 90		
	上鱒沢緑地公園	遠野市 官守町上鱒沢8地割	N 39° 18' 17" E 141° 25' 38"	76 100		
	遠野市立 遠野西中学校	遠野市 官守町下宮守39-65	N 39° 20' 39" E 141° 22' 11"	120 70	有	
	柏木平河川運動公園	遠野市 官守町下鱒沢21地割内	N 39° 18' 21" E 141° 22' 38"	100 100		
	銀河の森運動公園	遠野市 官守町下宮守25-19	N 39° 20' 54" E 141° 20' 44"	160 115		

遠野市	遠野市立 達曾部小学校	遠野市 宮守町達曾部15-10	N 39° 23' 31" E 141° 20' 51"	150 105		
	遠野市総合防災センター (遠野消防署)	遠野市 青笹町糠前10-46	N 39° 19' 46" E 141° 33' 49"	110 100		
	県立 釜石商工高等学校	釜石市 大平町三丁目6	N 39° 15' 30" E 141° 53' 48"	130 130	有	
釜石市	釜石市球技場	釜石市 甲子町第10地割159-4	N 39° 15' 15" E 141° 48' 31"	160 120		
	日本製鉄(株)グラウンド	釜石市 鈴子町第25地割15内	N 39° 16' 11" E 141° 52' 37"	130 50		浸水
	釜石東中学校	釜石市 鶴住居町第13地割20-3	N 39° 19' 31" E 141° 53' 06"	150 70	有	
	鶴住居小学校校庭	釜石市 鶴住居町 第18地割5-1	N 39° 19' 43" E 141° 53' 44"	55 45	有	浸水
	釜石復興スタジアム東側駐車場	釜石市 平田公園 多目的広場	N 39° 14' 05" E 141° 53' 12"	40 40		
	吉里吉里農村広場	上閉伊郡大槌町 吉里吉里一丁目250	N 39° 22' 01" E 141° 56' 38"	117 80		浸水
	大槌町	大槌消防署庁舎 北側駐車場	上閉伊郡大槌町 大槌第14地割142-1	N 39° 21' 57" E 141° 53' 51"	55 40	
陸前高田市	県立大槌高等学校 グラウンド	上閉伊郡大槌町 大槌第15地割71-1	N 39° 22' 14" E 141° 54' 14"	140 110		
	陸前高田市総合交流センター 夢アリーナたかた	陸前高田市 高田町字太田5	N 39° 00' 59" E 141° 38' 28"	100 100		
	長部グラウンド	陸前高田市 気仙町字上長部地内	N 38° 59' 35" E 141° 36' 40"	150 100		浸水
	陸前高田市立 広田小学校	陸前高田市 広田町字大久保9	N 38° 57' 52" E 141° 41' 43"	105 70	有	
	陸前高田市立 小友小学校	陸前高田市 小友町字宮崎3-2	N 38° 59' 43" E 141° 41' 48"	110 64		浸水
	小友グラウンド	陸前高田市 小友町字柳沢48-2	N 38° 59' 46" E 141° 41' 56"	100 95		浸水
	陸前高田市立 高田東中学校	陸前高田市 米崎町字和方130-1	N 39° 00' 26" E 141° 40' 41"	100 100	有	
	二又復興交流センター (旧矢作小学校)	陸前高田市 矢作町字愛宕下11-1	N 39° 01' 56" E 141° 31' 50"	65 65		
	陸前高田市立 横田小学校	陸前高田市 横田町字久連坪17-1	N 39° 04' 46" E 141° 34' 49"	105 75	有	
	陸前高田市コミュニティーホール (屋上へりポート)	陸前高田市 高田町字栃ヶ沢210-3	N 39° 01' 38" E 141° 37' 27"	17 21	有	
	高田松原運動公園 東側駐車場	陸前高田市 高田町字中宿地内	N 39° 00' 36" E 141° 38' 29"	295 100		浸水
	岩手県立野外活動センター 多目的広場	陸前高田市 広田町字大久保124-1	N 38° 57' 50" E 141° 41' 56"	165 100		浸水

岩手山噴火対策関係場外離着陸場

番号	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場 所指定 の有無	津波による 浸水が予想 される場所
			世界測地系 WGS 84				
1	岩手山9合目	八幡平市 国見国有林1553林班	N 39° 50' 46" E 140° 59' 59"	20 20			
2	姥倉山	岩手郡雫石町 網張国有林783林班	N 39° 51' 01" E 140° 57' 26"	20 20			
3	黒倉山	八幡平市 松川国有林1554林班	N 39° 51' 02" E 140° 57' 44"	20 20			

3-7 公安警備計画

3-7-1 県警察装備品保有状況

品 名	数 量	備 考
災害レスキューセット	100	スコップ、とびぐち、ノコギリ、パール
レスキューフォース	22	
エンジンカッター	28	
エンジンカッターⅡ型	2	
チェーンソー	29	
高性能チェーンソー(Ⅰ・Ⅱ)	3	
削岩機	7	
災害用ファイバースコープ	1	
小型赤外線カメラ	1	
伸縮式画像探索機	1	
エアージャッキ	19	
エアークッション	2	
臨時仮設信号機	14	
大型投光器	22	
災害用通行止め看板	89	
避難誘導・交通規制用自動制御告知版セット	3	
エアータント	2	
フレーム式テント	1	
救助用ボート	20	
潜水用具	34	
救命索発射器	6	
遠隔操縦式水中ロボット	1	
遠隔操縦式水中ロボットⅡ型	3	
レスキュー車	2	
投光車	1	
キッチンカー	1	
トイレカー	1	
災害対策用資機材運搬車	1	
オフロード二輪車	19	

3-8 消防活動計画

3-8-1 緊急消防援助隊岩手県大隊

小隊名	構成消防本部名等	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)	指揮車
都道府県大隊指揮隊	盛岡, 一関(2隊)	指揮車
消火小隊	盛岡(7), 花巻(4), 北上(2), 奥州金ケ崎(4), 釜石大槌(3), 一関(6), 大船渡(2), 陸前高田(1), 遠野(1), 宮古(4), 久慈(4), 二戸(4) (42隊)	消防ポンプ自動車, 水槽付消防ポンプ車, 化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡(1), 北上(2), 奥州金ケ崎(1), 一関(1), 宮古(1), 大船渡(1) (7隊)	救助工作車, 高度救助用資機材, 津波・大規模風水害対策車
救急小隊	盛岡(4), 花巻(2), 北上(2), 奥州金ケ崎(3), 釜石大槌(1), 一関(2), 大船渡(1), 陸前高田(1), 遠野(1), 宮古(3), 久慈(2), 二戸(1) (23隊)	災害対応特殊救急自動車, 高度救命用資機材
後方支援小隊	盛岡(4), 花巻(2), 北上(1), 奥州金ケ崎(2), 釜石大槌(2), 一関(2), 大船渡(1), 宮古(1), 久慈(2) (17隊)	支援車, 資機材搬送車, 上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
通信支援小隊	盛岡(1隊)	広報通信車
特殊災害小隊 (毒劇)	盛岡(1隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物, B災害, C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡(はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車), 奥州金ケ崎(はしご車), 釜石大槌(水難救助車) (5隊)	
航空小隊	岩手県防災航空隊(1隊)	防災ヘリコプター
航空指揮支援隊	岩手県(1隊) (航空後方支援小隊と重複登録)	航空隊支援車
航空後方支援小隊	岩手県(1隊)	航空隊支援車

資料編 3 応急災害対策編

3-8-2 緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先

消防本部	時間 帯別	連絡窓口	電話番号	F A X 番号	衛星電話 (県庁から)
盛岡地区	昼間	警防課	019-626-7402	019-651-9916	8-20-003-414-1
	夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	8-20-003-414-2
宮古地区	昼間	消防課	0193-71-1159	0193-62-9008	8-20-003-466-1
	夜間休日	指令課	0193-77-5019		
一関市	昼間	消防課	0191-25-0119	0191-25-5922	8-20-003-534-1
	夜間				
釜石大槌地区	昼間	通信指令室	0193-22-0119	0193-55-6119	8-20-003-453-1
	夜間				
奥州金ヶ崎	昼間	危機管理室	0197-24-7211	0197-23-6009	8-20-003-526-1
	夜間	水沢消防署			
久慈広域	昼間	消防課	0194-53-0119	0194-53-3115	8-20-003-487-1
	夜間	久慈消防署			
花巻市	昼間	警防課	0198-24-2141	0198-23-2201	8-20-003-495-2
	夜間				
北上地区	昼間	警防課	0197-64-1122	0197-65-4621	8-20-003-502-1
	夜間	北上消防署			
大船渡地区	昼間	消防課 通信指令係	0192-27-2119	0192-27-7414	8-20-003-555-1
	夜間				
遠野市	昼間	消防総務課	0198-62-2119	0198-62-2271	8-20-003-563-1
	夜間	通信指令室		0198-62-9922	
陸前高田市	昼間	通信指令室	0192-54-2119	0192-55-2641	8-20-003-556-1
	夜間				
二戸地区	昼間	指令室	0195-27-4724	0195-27-4726	8-20-003-434-2
	夜間				8-20-003-434-1

3-10 相互応援協力計画

3-10-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

資料編 3 応急災害対策編

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市

盛岡市長 桑島 博

宮古市

宮古市長 菊池 長右エ門

大船渡市

大船渡市長 甘竹 勝郎

水沢市

水沢市長 後藤 晨

花巻市

花巻市長 渡邊 勉

北上市

北上市長 高橋 盛吉

久慈市

久慈市長 久慈 義昭

遠野市

遠野市長 菊池 正

一関市

一関市長 佐々木 一朗

陸前高田市

陸前高田市長 菅野 俊吾

釜石市

釜石市長 野田 武義

江刺市

江刺市長 及川 勉

二戸市

二戸市長 小原 豊明

資料編 3 応急災害対策編

雫石町			
雫石町長	川口	善彌	
葛巻町			
葛巻町長	遠藤	治夫	
岩手町			
岩手町長	田中	幸平	
西根町			
西根町長	工藤	勝治	
滝沢村			
滝沢村長	柳村	純一	
松尾村			
松尾村長	佐々木	正四郎	
玉山村			
玉山村長	工藤	久徳	
紫波町			
紫波町長	鷹木	壯光	
矢巾町			
矢巾町長	高橋	隆三	
大迫町			
大迫町長	畠	敏	
石鳥谷町			
石鳥谷町長	大竹	義文	
東和町			
東和町長	小原	秀夫	
湯田町			
湯田町長	菅原	信夫	
沢内村			
沢内村長	内記	正志	
金ヶ崎町			
金ヶ崎町長	高橋	紀雄	
前沢町			
前沢町長	鈴木	一司	
胆沢町			
胆沢町長	千田	明	
衣川村			
衣川村長	佐々木	秀康	
花泉町			
花泉町長	小野寺	亮助	
平泉町			
平泉町長	穂積	昭慈	

資料編 3 応急災害対策編

大東町			
大東町長	小原	伸元	
藤沢町			
藤沢町長	佐藤	守	
千厩町			
千厩町長	藤野	光男	
東山町			
東山町長	松川	誠	
室根村			
室根村長	名取	渉	
川崎村			
川崎村長	千葉	莊	
住田町			
住田町長	菅野	剛	
三陸町			
三陸町長	佐々木	菊夫	
大槌町			
大槌町長	黒澤	友吉	
宮守村			
宮守村長	照井	春雄	
田老町			
田老町長	竹花	達雄	
山田町			
山田町長	黒澤	孝	
岩泉町			
岩泉町長	八重樫	協二	
田野畑村			
田野畑村長	早野	仙平	
普代村			
普代村長	岩澤	義雄	
新里村			
新里村長	山口	通男	
川井村			
川井村長	原	眞	
軽米町			
軽米町長	平	澄芳	
種市町			
種市町長	関根	重男	
野田村			
野田村長	中川	正勝	

資料編 3 応急災害対策編

山形村

山形村長 小笠原 寛

大野村

大野村長 柏木 幸夫

九戸村

九戸村長 伊保内 昭一

浄法寺町

浄法寺町長 砂子田 一男

安代町

安代町長 北館 義一

一戸町

一戸町長 稲葉 暉

3-10-3 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応 援 調 整 市 町 村

地域名	構 成 市 町 村	応 援 調 整 市 町 村	
		正	副
二 戸	二戸市, 軽米町, 九戸村, 浄法寺町, 一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市, 普代村, 種市町, 野田村, 山形村, 大野村	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市, 雫石町, 葛巻町, 岩手町, 西根町, 滝沢村, 松尾村, 玉山村, 紫波町, 矢巾町, 安代町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市, 田老町, 山田町, 岩泉町, 田野畑村, 新里村, 川井村	盛岡市	花巻市
岩 手 中 部	花巻市, 北上市, 大迫町, 石鳥谷町, 東和町, 湯田町, 沢内村	一関市	釜石市
胆 江	水沢市, 江刺市, 金ヶ崎町, 前沢町, 胆沢町, 衣川村	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市, 釜石市, 大槌町, 宮守村	遠野市	江刺市
両 磐	一関市, 花泉町, 平泉町, 大東町, 藤沢町, 千厩町, 東山町, 室根町, 川崎村	水沢市	陸前高田市
気 仙	大船渡市, 陸前高田市, 住田町, 三陸町	一関市	水沢市

資料編 3 応急災害対策編

別表第2 (第7条関係)

連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有 線 電 号	
二戸	二 戸 市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽 米 町	総 務 課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九 戸 村	総 務 課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄 法 寺 町	総 務 課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一 戸 町	総 務 課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久 慈 市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普 代 村	住 民 課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種 市 町	総 務 課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野 田 村	住 民 課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山 形 村	総 務 課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大 野 村	総 務 課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛 岡 市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫 石 町	総 務 課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛 巻 町	総 務 課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩 手 町	総 務 課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西 根 町	総 務 課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝 沢 村	総 務 課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松 尾 村	総 務 課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉 山 村	総 務 課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫 波 町	町 民 課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢 巾 町	住 民 課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安 代 町	総 務 課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮 古 市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田 老 町	総 務 課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山 田 町	総 務 課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩 泉 町	総 務 課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田 野 畑 村	住 民 生 活 課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新 里 村	住 民 生 活 課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川 井 村	総 務 課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花 巻 市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北 上 市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大 迫 町	総 務 課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石 鳥 谷 町	総 務 課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東 和 町	総 務 課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯 田 町	福 祉 課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢 内 村	総 務 課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119

資料編 3 応急災害対策編

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有 線 電 号	
胆 江	水 沢 市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 町	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 磐	一 関 市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
気 仙	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三 陸 町	総 務 課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2



は、応援調整市町村であること。

資料編 3 応急災害対策編

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手縣市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他 ()
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎, 学校, 病院, 道路, 鉄道, 港湾, ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担当者名	
電話・FAX番号	

資料編 3 応急災害対策編

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾）	

3-10-4 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー道県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第4項に規定するカバー（支援）県という。）第3条第4項に規定するカバー（支援）県（以下「カバー道県」という。）については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー道県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(幹事道県等)

第4条 全国協定第3条第1項に規定する幹事県（以下「幹事道県」という。）及び同条第6項に規定する幹事代理県（「副幹事道県」という。）は、実施細目で定める。

2 幹事道県は、全国協定第3条第5項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。

3 副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

(連絡調整員の派遣)

第5条 カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第6条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの幹旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調

整本部により決定された業務を除く。

(応援の要請)

第7条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事道県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第8条 カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援現地本部の設置)

第9条 カバー道県は、第7条第1項又は前条第2項に基づく応援の要請があったときは、被災道県に応援現地本部を置く。

2 カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事道県へ報告する。

3 応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。

- (1) 応援のニーズの把握
- (2) 国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
- (3) 幹事道県（次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部）との連絡調整

4 応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

(広域応援本部の設置)

第10条 幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。

資料編 3 応急災害対策編

- 2 広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
- 3 広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各道県の防災担当責任者をもって充てる。
- 4 前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

- 2 前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成26年10月21日に締結された協定は、これを廃止する。

3-10-5 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(カバー道県)

第3条 協定第3条に規定するカバー道県は、別表2のとおりとする。

(幹事道県等)

第4条 協定第4条第1項に規定する幹事道県及び副幹事道県は、別表3に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする事とし、同条第4項に規定する職務の代理順序も同表に定めるところによる。

2 協定第4条第1項に規定する副幹事道県は、次年度の幹事道県とする。

3 第1項の規定に関わらず、災害対応が翌年度に及ぶ場合には、当該災害が発生した時の担当道県が務めるものとする。ただし、次期担当道県との間で協議が整った場合にはこの限りでない。

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第5条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表4のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第6条 協定第5条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害時等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等の活動拠点の確保)

第8条 被災道県は、応援職員等が被災道県庁舎において活動する拠点（執務スペース）を確保するものとする。

(応援等状況の報告)

第9条 カバー道県は、協定第5条に基づき派遣した連絡調整員及び協定第9条に基づき設置した応援現地本部の活動について、幹事道県（広域応援本部が設置されているときは同本部。第2項に同じ。）に対し、適宜状況報告を行う。

2 幹事道県は、応援状況の集約を行い、前項で収集した情報等を活用して応援に係る総合的な調整を行う。

(広域応援本部の設置通知等)

第10条 幹事道県は、広域応援本部を設置したときは、道県に通知するとともに、必要に応じ本部員及び事務局員の派遣要請を行う。

(広域応援本部の会議)

第11条 広域応援本部の本部員会議は、本部長が招集し、議長は、本部長をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(広域応援本部の事務局)

第12条 広域応援本部の事務局は本部が設置された道県の防災担当部局及び各道県から派遣された連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県防災担当者の中から選任する。

(応援に関するガイドラインの策定)

第13条 協定及び実施細目で定めるほか、応援の実施に関し必要な事項は、別にガイドラインを策定し、迅速かつ的確な応援の実現に努めるものとする。

(防災訓練等)

第14条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第15条 協定第11条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援道県が必要な補償を行う。

(3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

資料編 3 応急災害対策編

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第16条 応援道県が、協定第11条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額

2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書(関係書類添付)により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(資料の交換)

第17条 協定第11条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

(連絡会議の開催)

第18条 協定第12条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

(協定の見直し)

第19条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細目は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 平成26年10月21日の実施細目は、これを廃止する。

資料編 3 応急災害対策編

(経過措置)

- 1 第4条の規定に基づく別表3に定める 幹事道県等の持ち回り順序は、令和6年4月1日から適用し、幹事道県を岩手県から始める。
- 2 前項の適用までの間、令和4年度は、幹事道県を青森県、副幹事道県を北海道とし、令和5年度は、幹事道県を北海道、副幹事道県を岩手県とする。

資料編 3 応急災害対策編

別表 1

道県名	部局名	課名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話 (直通)	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部 危機対策局	危機対策課	01-11	011-204-5008 (防災) 011-204-5014 (国民保護) F A X 011-231-4314	同 左 又 は 011-231-3398 (当直 室)	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	危機管 理局	防災危機管 理課	02-221	017-734-9088 (防災) 017-734-9089 (国民保護) F A X 017-722-4867	同左 (夜間休日常駐 員から当番職員へ 連絡)	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	復興防 災部	防災課	03-16	019-629-5155 (防災及び 国民保護) F A X 019-629-5174	同左 (宿日直職員か ら当番職員へ連絡)	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-237 5	022-211-2375 (防災) 022-211-2382 (国民保護) F A X 022-211-2398	同 左 又 は 022-211-3161 (防災 センター警備員か ら当番職員へ連絡)	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563 (防災) 018-860-4562 (国民保護) F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	防災く らし安 全部	防災危機管 理課	06-531	023-630-2231 (防災) 023-630-2654 (国民保護) F A X 023-633-4711	同 左 又 は 023-630-2754 (宿日直職員から 当番職員へ連絡)	023-630-3142~3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	生活環 境部	災害対策課	07-61	024-521-7194 (防災) 024-521-7641 (国民保 護) F A X 024-521-7920	同 左 又 は 024-521-7821 (警備員から当番 職員へ連絡)	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1638 (防災) 025-282-1636 (国民保護) F A X 025-282-1640	同 左 又 は 025-285-5511 (警備員から当番 職員へ連絡)	025-282-1638 (防災) 025-282-1636 (国民保 護) F A X 025-282-1640

別表2 カバー道県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表3 幹事道県等の持ち回り順序

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

※1 副幹事道県は、翌年度の幹事道県担当道県が務めることとし、幹事道県に事故があるときは、その職務を代理する。

※2 副幹事道県に事故があるときは、副幹事道県の次の順番の道県がその職務を代理する。

※3 幹事道県と副幹事道県のいずれにも事故があった場合は、副幹事道県の次の番号以降の道県で、番号の若い順に幹事道県、副幹事道県をそれぞれ代理するものとする。

別表4 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

3-10-6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロッ

資料編 3 応急災害対策編

ク内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

（経費の負担）

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

資料編 3 応急災害対策編

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平井伸治
全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒岩祐治
全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川勝平太
北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三村申吾
関東地方知事会 会長
山梨県知事 長崎幸太郎
中部圏知事会 会長
愛知県知事 大村秀章
近畿ブロック知事会 会長

資料編 3 応急災害対策編

大阪府知事	吉 村 洋 文
中国地方知事会 会長	
山口県知事	村 岡 嗣 政
四国知事会 常任世話人	
愛媛県知事	中 村 時 広
九州地方知事会 会長	
大分県知事	広 瀬 勝 貞

3-10-7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援体制)

第3条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。

応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象情報
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第6条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

資料編 3 応急災害対策編

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって、前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）

及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出勤時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

附 則

(実施時期)

この協定は、平成12年3月1日から実施する。

この協定の締結を証するため本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

北海道知事	堀 達 也
青森県知事	木 村 守 男
岩手県知事	増 田 寛 也
宮城県知事	浅 野 史 郎
秋田県知事	寺 田 典 城
山形県知事	高 橋 和 雄
福島県知事	佐 藤 栄 佐 久
新潟県知事	平 山 征 夫

3-10-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日消防救第61号

(最終改正 令和2年7月17日消防広第190号)

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地¹の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況
- ⑦ 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ へりの誘導方法

⑩ 要請側消防本部の連絡先

⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

(1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰されるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

(2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき

命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたとときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリにより搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

資料編 3 応急災害対策編

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

別表 [略]

3-10-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

昭和61年 5月30日消防救第61号

(最終改正 令和2年 7月17日消防広第190号)

1 目的

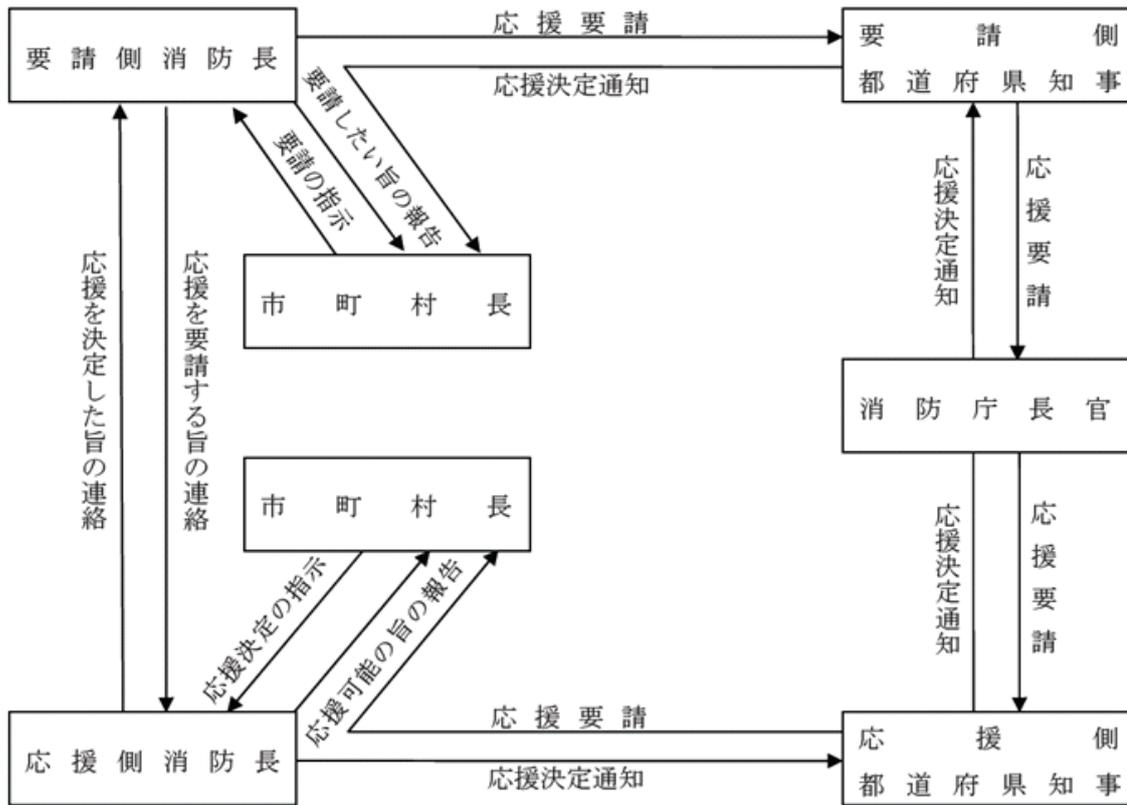
この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 要請側市町村 要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県 要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村 要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県 要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。

資料編 3 応急災害対策編

- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
 - ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故

- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式6
- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 経費の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要した経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があつた日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

〈以下様式については省略〉

資料編 3 応急災害対策編

3-10-10 相互応援協定締結状況

1 防災上の連携・協力に関する協定（平常時）

協定の名称	協定の内容	締結月日	協定の相手方	担当部局
防災上の連携・協力に関する協定	1. 応援調整体制の整備 2. 連絡体制等の整備 3. 政策検討等の共同実施 4. 相互交流の推進	平成22年3月24日	秋田県	復興防災部 (防災課)

資料編 3 応急災害対策編

3-10-10 相互応援協定締結状況

2 東北地方における災害等の相互応援に関する協定

協定の名称	協定の内容	締結月日	協定の相手方	担当部局
東北地方における災害等の相互応援に関する協定	1 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む） 2 構成機関への職員の派遣 3 災害に係る専門家の派遣 4 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け 5 構成機関が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 6 通行規制等の措置 7 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力 8 必要最小限の災害等緊急対応 9 その他必要と認められる事項 ※構成機関：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社	平成31年3月25日	東北地方整備局	復興防災部（防災課）

3-10-10 相互応援協定締結状況

3 民間との災害時応援協定の締結状況

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局	
通信情報 (24 団体 25 協定)	災害に関する放送	昭和39年12月15日	日本放送協会盛岡放送局	災害時における放送要請に関する協定	復興防災部	
	〃	昭和40年4月1日	(株)IBC岩手放送	〃		
	〃	昭和46年2月1日	(株)テレビ岩手	〃		
	〃	平成3年4月1日	(株)岩手めんこいテレビ	〃		
	〃	平成8年10月1日	(株)岩手朝日テレビ	〃		
	〃	昭和60年10月1日	(株)エフエム岩手	〃		
	災害に関する報道	平成9年12月15日	(株)岩手日報社	災害時における報道要請に関する協定		
	〃	平成9年12月15日	(株)朝日新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)毎日新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)読売新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)河北新報社盛岡支社	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)産業経済新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)日本経済新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)岩手日日新聞社	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	全国新聞情報農業協同組合連合会東北支所	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)日刊工業新聞社盛岡総局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(一社)共同通信社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)時事通信社盛岡支局	〃		
	原子力災害発生時の情報連絡	平成25年3月28日	東北電力株式会社	原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定書		警察本部
災害に関する情報発信	平成25年7月24日	Google Ireland Limited	防災への取り組みに関する協定書			
〃	平成26年12月11日	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定			
アマチュア無線の活用	平成26年3月10日	(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部	アマチュア無線による災害時応援協定			
ドローンによる情報収集	平成29年12月25日	損害保険ジャパン日本興亜(株)	防災力向上に関する協定			
災害に関する緊急放送	平成25年1月30日	(株)エフエム岩手	災害時等緊急放送の協力に関する協定			
緊急輸送 (18 団体 18 協定)	鉄道輸送	平成8年12月24日	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	災害時における輸送の確保に関する協定	ふるさと 振興部	
		平成3年12月24日	日本貨物鉄道(株)東北支社	〃		
		平成8年12月24日	三陸鉄道(株)	〃		
		平成17年6月9日	IGRいわて銀河鉄道(株)	〃		
	バス輸送	平成8年12月24日	(公社)岩手県バス協会	〃	商工労働 観光部	
	トラック輸送	平成9年1月16日	(公社)岩手県トラック協会	災害時における救済物資等の緊急輸送に関する協定		
	〃	平成15年4月1日	赤帽岩手県軽自動車運送協同組合	〃		
	漁船輸送	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会	災害時における漁船による輸送の確保に関する協定	農林水産部	
	船舶輸送	平成17年3月29日	東北内航海運組合	災害時における船舶による輸送の確保に関する協定		
	航空輸送	平成18年1月17日	東北旅客船協会	災害時における旅客船による輸送等の確保	復興防災部	
		平成8年11月26日	東邦航空(株)	災害時における航空輸送に関する協定		
	航空燃料調達等	平成8年11月26日	北日本航空(株)	〃	復興防災部	
	〃	平成10年1月13日	(株)宮澤商店	災害時における航空機燃料の調達及び輸送に関する協定		

3-10-10 相互応援協定締結状況

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局		
	交通誘導警備	平成22年1月12日	弘済企業(株)	大規模災害時における航空機への給油に関する協定	警察本部		
		平成10年2月16日	(一社)岩手県警備業協会	大規模災害時における交通誘導警備業務等に関する協定			
		平成17年3月23日	(一社)日本自動車連盟 東北本部岩手支部	覚書			
		平成29年8月1日	岩手県葬祭業協同組合	災害時における遺体搬送に関する協定			
		平成31年4月26日	東北港運協会	災害時における応援協力に関する協定			
帰宅困難者 支援関係 (12団体 12協定)	帰宅困難者支援	平成28年8月1日	(株)壺番屋	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	復興防災部		
		平成28年8月1日	(株)オートボックスセブン	〃			
		平成28年8月1日	(株)ストロベリーコーンズ	〃			
		平成28年8月1日	(株)セブン-イレブン・ジャパン	〃			
		平成28年8月1日	(株)ドトールコーヒー	〃			
		平成28年8月1日	(株)ハードオフコーポレーション	〃			
		平成28年8月1日	(株)ファミリーマート	〃			
		平成28年8月1日	ミニストップ(株)	〃			
		平成28年8月1日	(株)モスフードサービス	〃			
		平成28年8月1日	山崎製パン(株)	〃			
		平成28年8月1日	デイリーヤマザキ事業統括本部	〃			
		平成28年8月1日	(株)吉野家ホールディングス	〃			
		平成28年8月1日	(株)ローソン	〃			
医療関係 (26団体 26協定)	医療救護	平成元年4月20日	(一社)岩手県医師会	災害時の医療救護に関する協定	保健福祉部		
		平成21年5月28日	(学法)岩手医科大学	災害時等における岩手DMATの医療救護活動に関する協定			
		平成29年4月1日	盛岡赤十字病院	〃			
		昭和34年6月1日 昭和34年10月9日	日本赤十字社岩手県支部	災害時における医療救護活動に関する協定			
		平成23年3月11日	(一社)岩手県薬剤師会	災害時における医療救護活動に関する協定			
		精神医療救護	平成30年4月1日	(学法)岩手医科大学		岩手DPATの出動に関する協定	
			平成30年10月1日	独立行政法人国立病院機構 花巻病院		〃	
			令和1年7月1日	岩手県立南光病院		岩手DPATの出動に関する覚書	
		歯科医療救護	平成23年3月15日	(一社)岩手県歯科医師会		災害時の歯科医療救護に関する協定書	
		医薬品、医療資機材及び防疫用資機材の確保	平成9年2月6日	岩手県医薬品卸業協会		災害時における医薬品等の確保に関する協定	
		医療資機材の確保	平成9年2月6日	岩手県医療機器販売業協会		災害時における医療資機材の確保に関する協定	
		医療用ガス等の確保	平成23年3月11日	(一社)産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部		災害時における医療用ガス等の確保に関する協定	
		災害救助犬の出動	平成22年11月22日	特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク		災害時における災害救助犬の出動に関する協定	復興防災部
			平成22年11月22日	特定非営利活動法人日本レスキュー協会		〃	

資料編 3 応急災害対策編

3-10-10 相互応援協定締結状況

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
	動物の救護活動	平成20年4月30日 (平成29年5月17日1団体追加)	(一社)岩手県獣医師会 他11団体	災害時における動物の救護活動に関する協定	環境生活部
身元確認 (1 団体 1 協定)	多数死体の検視及び身元確認	平成21年11月28日	(一社)岩手県歯科医師会	覚書	警察本部
葬祭用品の確保 (2 団体 2 協定)	葬祭用品の確保	平成13年2月13日	岩手県葬祭業協同組合	災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定	環境生活部
	葬祭用品・遺体搬送手段等の確保	平成30年2月14日	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における協力に関する協定	
生活必需品、食料及び飲料の確保 (32 団体 31 協定)	生活物資の確保	平成26年12月18日	岩手県生活協同組合連合会	災害時における生活物資の確保等に関する協定	環境生活部
		平成9年1月16日	(株)川徳	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	商工労働 観光部
		平成9年1月16日	ホームック(株)	〃	
		平成9年1月16日	ジャスコ(株)東北事業本部	〃	
		平成9年1月29日	(株)イトーヨーカ堂	〃	
		平成20年6月23日	(株)ローソン	〃	
		平成20年9月30日	(株)ファミリーマート	〃	
		平成20年12月22日	NPO法人コメリ災害対策センター	〃	
		平成21年11月13日	(株)セブンイレブン・ジャパン	〃	
		平成29年9月14日	株式会社カワチ薬品	災害時における物資の調達に関する協定書	
		平成30年10月1日	東日本段ボール工業組合	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	
		平成25年3月25日	岩手県生活衛生同業組合中央会、(公財)岩手県生活衛生営業指導センター	災害時における救助に関する協定	復興防災部
		令和3年11月17日	(株)ファーストリテイリング	災害時における物資の調達に関する協定	商工労働 観光部
		令和3年11月30日	(株)高速	〃	
	プロパンガス及び資機材の調達並びに応急対策要員の確保	平成9年1月16日	(一社)岩手県高圧ガス保安協会	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	復興防災部
	燃料の供給	平成19年10月11日	岩手県石油商業組合	災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	商工労働 観光部
		平成25年6月24日	石油連盟	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	商工労働 観光部
	木炭の確保	平成8年12月25日	(一社)岩手県木炭協会	災害時における木炭の確保に関する協定	農林水産部
	乾麺の確保	平成9年1月31日	岩手県乾麺工業協同組合	災害時における食糧の確保に関する協定	
	生めんの確保	平成9年1月31日	岩手県生めん協同組合	〃	
	パンの確保	平成9年1月31日	岩手県パン工業協同組合	〃	
	食肉加工品の確保	平成8年12月19日	(株)岩手畜産流通センター	〃	
	牛乳等の確保	平成8年12月19日	岩手県牛乳協会	〃	
	野菜の確保	平成8年11月14日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における野菜の確保に関する協定	

資料編 3 応急災害対策編

3-10-10 相互応援協定締結状況

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局	
	水産食料の確保	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会	災害時における水産食料品の確保に関する協定	教育委員会	
		平成3年12月19日	岩手県水産加工業協同組合連合会	〃		
	原材料、パン・ミルクの確保	平成8年12月26日	(公財)岩手県学校給食会	災害時における学校給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に関する協定		農林水産部
		平成18年12月25日	(株)純情米いわて	災害時における食料の確保に関する協定		
	精米の供給及び玄米の搗精飲料の確保	平成19年1月25日	(株)岩泉産業開発	災害時における飲料の確保に関する協定		環境生活部
		平成19年1月25日	サントリーフーズ(株)	〃		
平成19年1月25日		みちのくココロラボトリング(株)	〃			
農畜産関係 { 6 団体 9 協定 }	稲の種苗の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における稲の種苗の確保に関する協定	農林水産部	
	蚕種・桑苗の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における蚕種・桑苗の確保に関する協定		
	肥料及び病害虫防除用資機材の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における肥料及び病害虫防除用資機材の調達に関する協定		
	家畜飼料等の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における家畜飼料等の確保に関する協定		
	動物用医薬品等の確保	平成8年11月12日	岩手県動物薬品器材協会	災害時における動物用医薬品等の確保に関する協定		
	家畜防疫業務への協力	平成24年2月8日	岩手県農業共済組合連合会	家畜防疫業務に関する協定		
	家畜防疫業務への資機材等の調達	平成27年11月2日	(一社)岩手県高圧ガス保安協会	家畜防疫業務における液化炭酸ガス及び関連資機材の調達に関する協定		
	家畜防疫業務に係る車両消毒	平成29年3月30日	(一社)岩手県ペストコントロール協会	家畜伝染病発生時等における消毒業務に関する協定		
	伝染病家畜処理	平成22年4月1日	(一社)岩手県建設業協会	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定		県土整備部
応急住宅建設 { 6 団体 7 協定 }	住宅建設	平成7年11月13日	(一社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	県土整備部	
	民間賃貸住宅媒介	平成22年3月16日	(公社)全日本不動産協会岩手県本部	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定		
		平成22年3月16日	(一社)岩手県宅地建物取引業協会	〃		
		平成25年7月1日	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定		
	民間賃貸住宅提供	平成26年9月3日	(一社)岩手県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会岩手県本部	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定		
木材の確保	平成8年12月25日	岩手県森林組合連合会	災害時における木材の確保に関する協定	農林水産部		
	平成8年12月18日	岩手県木材産業協同組合	〃			
廃棄物処理 { 3 団体 3 協定 }	廃棄物の処理	平成26年10月27日	(一社)岩手県産業資源循環協会	災害時における廃棄物の処理に関する協定	環境生活部	
	災害廃棄物の処理等	平成29年10月19日	太平洋セメント(株)	循環型地域社会の形成に関する協定		
	し尿の処理	平成18年10月12日	岩手県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理に関する協定		
復旧 { 41 団体 42 協定 }	漁港・漁場関係公共土木施設等の応急対策業務の実施	平成25年4月15日	(一社)全日本漁港建設協会岩手県支部	災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定	農林水産部	

資料編 3 応急災害対策編

3-10-10 相互応援協定締結状況

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
	災害査定業務等への協力	平成15年4月18日 (平成29年6月16日一部改定)	(一社)岩手県土地改良設計協会	災害査定業務等に関する協定	
	流木及び丸太等の除去、立木等の伐採及び撤去等	平成31年3月28日	ノースジャパン素材流通協同組合	災害時における応急対策業務に関する協定	
	被災情報の収集・報告 障害物除去用等の重機 資機材等の調達 応急復旧工事	平成9年1月10日	(一社)岩手県建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	県土整備部
	詳細な被災情報の収集 及び連絡応急復旧工事 の実施	平成21年7月9日	(一社)岩手県電業協会	〃	
	公共土木施設等の応急 対策に対する協力	平成20年5月19日	(一社)岩手県測量設計業協会	〃	
	災害時における公共土 木施設等の緊急点検	平成28年3月24日	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部	〃	
	工事中の施設の復旧	平成19年2月19日	(一社)日本建設業連合会東北支部	〃	
	公共土木施設等の応急 対策に対する協力	平成29年9月13日	(一社)建設コンサルタンツ協会東北支部	〃	
	災害時における下水道 管路施設の復旧活動	平成26年3月28日	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	
	県営発電施設の応急対 策用資機材及び復旧要 員の確保	平成26年3月31日	東芝エネルギーシステムズ(株)	災害時における県営発電施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定	企業局
		平成26年3月31日	日立三菱水力(株)	〃	
		平成8年11月18日	(株)明電舎盛岡営業所	〃	
		平成26年3月31日	シンフォニアテクノロジー(株)	〃	
		平成26年3月31日	(株)日立プラントメカニクス	〃	
		平成26年3月31日	富士電機(株)	〃	
		平成26年3月31日	日本ケーブル(株)東北支店	〃	
		平成26年3月31日	北芝電機(株)	〃	
		平成26年4月1日	(一社)岩手県建設業協会	災害時における県営発電施設の応急対策業務に関する協定	
	県営工業用水道施設の 応急対策用資機材及び 復旧要員の確保	平成26年3月31日	(株)タカヤ	〃	
		平成8年11月18日	(株)日立製作所東北支社	〃	
		平成8年11月18日	(株)電業社機械製作所東北支店	〃	
		平成26年3月31日	東芝インフラシステムズ(株)	〃	
		平成26年3月31日	(株)明電舎	〃	
		平成26年3月31日	オルガノ(株) オルガノプラントサービス(株)	〃	
		平成26年6月19日	日立造船(株)	〃	
		平成26年3月31日	メタウォーター(株)	〃	
		平成26年3月31日	(株)荇原製作所東北支店	〃	
		平成26年3月31日	北上鐵工(株)	〃	
		平成26年3月31日	(株)小原建設	〃	
		平成26年3月31日	(有)アセス	〃	
		平成26年3月31日	(株)北日本環境保全	〃	
				※対象地域：北上中部以外	

資料編 3 応急災害対策編

3-10-10 相互応援協定締結状況

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
		平成26年3月31日	(株)水質研究所	〃 ※対象地域：北上中部以外	
		平成26年3月31日	東北計測サービス(株)	災害時における県管工業用水道施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定	
	水道施設の復旧活動	平成11年2月12日	(一社)岩手県空調衛生工事業協会	災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定	環境生活部
		平成22年8月6日	岩手県管工事業協同組合連合会	〃	
	災害時における建築物の清掃及び消毒等環境衛生の実施	平成21年10月26日	岩手県ビル管理事業協同組合	災害時における建築物の清掃及び消毒等環境衛生に関する協定	復興防災部
	大規模災害時の各種救護活動への協力	平成25年4月8日	(公社)隊友会岩手県隊友会	隊友会との災害時応援協定	
	情報システムの応急復旧	平成25年3月28日	(株)アイシーエス	災害時の情報システムの応急復旧に関する協定書	政策地域部
	災害発生時における交通安全施設の復旧対策	平成27年3月17日	(一社)全国交通信号工事技術普及協会	災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定	警察本部
	〃	平成27年3月17日	(一社)全国道路標識・標示業協会東北支部岩手県協会	〃	
	災害時における電力復旧に関する協定	令和2年10月29日	東北電力(株)岩手支店・東北電力ネットワーク(株)岩手支社	災害時における電力復旧に関する協定	復興防災部

4 民間との協定の締結状況（その他）

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
人工衛星の活用	災害情報の収集・伝達手段としての人工衛星の有用性の検証	平成24年4月27日	(独)宇宙航空研究開発機構	岩手県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定	復興防災部 (防災課)
車両貸与	災害応急対策を実施するために必要とする車両の貸与	令和3年5月26日	岩手ダイハツ販売㈱	災害時における車両貸与に関する協定	総務部 (行政経営推進課)
車両貸与	避難所等に電力供給が可能な電動車両等を貸与	令和4年3月15日	(一社)日本自動車販売協会連合会岩手県支部	災害時における電動車両等の貸与に関する協定	復興防災部 (復興危機管理室)
支援協力	災害時に遊技業協同組合加盟店の駐車場を一時避難場所、防災活動拠点とし貸与	令和4年3月24日	岩手県遊技業協同組合(、県警)	災害時における支援協力に関する協定	復興防災部 (防災課)

3-11 自衛隊災害派遣要請計画

3-11-1 陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品

(令和5年4月1日現在)

種類	数量	用途
小型車	84	偵察, 連絡用
中型トラック	54	人員, 資器材輸送用
大型トラック	86	〃
特大型トラック	26	〃
救急車	5	患者輸送
レッカー	3	
雪上車	7	冬季人員, 資器材輸送用
給水トレーラー	18	給水
野外炊具1号(炊事トレーラー)	10	野外炊事
小型ドーザ	1	土木工事
中型ドーザ	1	〃
大型ドーザ	4	〃
バケットローダー	2	〃
15t クレーン	1	〃
グレーダー	1	〃
油圧ショベル	7	〃
スノーモビル	4	偵察, 資機材輸送
人命救助システム I型	2	人命救助システム構成品内訳表のとおり
人命救助システム II型	2	〃
人命救助システム III型	4	〃
オートバイ	6	偵察, 連絡用
指揮通信車	3	指揮・通信
円ピ(スコップ)	1400	工事用
十字鍬	480	〃
斧	190	〃
アキオ(ソリ)	42	冬季患者, 物資輸送
ボート	15	水上救助
救命胴衣	272	〃
背負い式消火水のう	76	火災消火

資料編 3 応急災害対策編

人命救助システム構成品内訳表

区分		物品管理区分	構成品	数量	
				I型	II型
部隊用 装備品	中隊用		マスク用リサイクラー	2	
			捜索用音響探知機	4	
			破壊構造物探索器	4	3
			検電器	4	3
			折り畳み式リヤカー	4	1
			救助用油圧器具	8	1
			救助用三脚	2	
			万能運搬具	2	1
			三連伸縮はしご	2	
			小隊用	施設器材	救助作業用照明具
	エンジン式削岩機	8			1
	エアジャッキ	8			1
	手動式ウインチ	8			
	背負式消火ポンプ	11			3
	救助作業用誘導棒	8			2
	分隊用		サイレン付警報器	16	3
			捜索用投光器	16	1
			救助用ロープ	16	4
			携帯式便所	16	13
			エンジンカッター	16	2
チェンソー			22		
油圧式ジャッキ			16	2	
手動式ウインチ			16	1	
油圧式カッター			16	1	
ピストン式破壊工具			16		
ピック付バール			16	30	
鉄線きょう			16	2	
衛生器材			救急キット（携帯用）	16	
個人用装備品			防じん眼鏡, レスキューベスト	200	30
その他	化学器材	空気呼吸器	4	4	
		空気濃度測定器	2	1	
		可燃性ガス検知器	4	1	
		予備ボンベ	4	4	
	衛生器材	患者固定具セット（陰圧式, 3型×1, 2型×1）	2		
		担架ベッド	4	1	
		吸引器（足踏式）	4		
	人工そ生器セット（手動式）	4			

令和4年度災害救助基準

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

資料編 3 応急災害対策編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

資料編 3 応急災害対策編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

資料編 3 応急災害対策編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

資料編 3 応急災害対策編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-16 医療・保健計画

3-16-1 指定病院連絡先一覧

指定病院名	N T T回線	
	電話番号 (代表)	F A X 番号
岩手医科大学附属病院	019-613-7111	019-907-7819 (病院事務部)
盛岡赤十字病院	019-637-3111	019-637-3801
県立中央病院	019-653-1151	019-653-2528
県立中部病院	0197-71-1511	0197-71-1414
県立胆沢病院	0197-24-4121	0197-24-8194
県立磐井病院	0191-23-3452	0191-23-9691
県立大船渡病院	0192-26-1111	0192-27-9285
県立釜石病院	0193-25-2011	0193-23-9479
県立宮古病院	0193-62-4011	0193-63-6941
県立久慈病院	0194-53-6131	0194-52-2601
県立二戸病院	0195-23-2191	0195-23-2834

3-16-2 医療施設一覧表(病院)

(令和4年4月1日現在)

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数				診療 科目	目	
						精神	感染症	結核	療養 一般			合計
盛岡市	国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	(019) 647-2195	独立行政法人国立病院機構		-	-	10	250	260	内科・小児科・外科・歯科・呼吸器科・整形外科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・アレルギ科・リウマチ科・消化器内科・循環器内科・脳神経内科・腎臓内科	
	岩手県立中央病院	// 上田1-4-1	653-1151	岩手県	○	-	-	-	685	685	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・腎臓内科・糖尿病内科・血液内科・リウマチ科・乳腺外科・消化器官外科・脳神経外科・等	
	盛岡市立病院	// 本宮5-15-1	635-0101	盛岡市	○	80	8	-	180	268	内科・精神科・外科・整形外科・眼科・歯科・放射線科・循環器内科・皮膚科・麻酔科・消化器内科・糖尿病代謝内科・脳神経内科・呼吸器内科・腎臓内科・泌尿器科・外科・脳神経外科	
	盛岡赤十字病院	// 三本柳6-1-1	637-3111	日本赤十字社	○	-	-	-	398	398	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・脳神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・精神科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・小児外科・病理診断科	
	岩手医科大学附属内丸メデイカルセンター	// 内丸19-1	613-6111	学校法人岩手医科大学		-	-	-	50	50	内科・脳神経内科・心療内科・アレルギー科・リウマチ科・外科・整形外科・脳神経外科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・麻酔科・歯科・矯正歯科・泌尿器科・麻酔科・小児歯科・歯科口腔外科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・腎臓内科・乳腺外科・気管食道外科・消化器外科・肝臓外科・臨床検査科・糖尿病内科・代謝内科・血液内科	
	三田記念病院	// 加賀野3-14-1	624-3251	一般財団法人岩手済生医会		277	-	-	-	277	精神科	
	中津川病院	// 下米内2-4-12	662-3252	//		-	-	-	51	51	内科・呼吸器内科・循環器科・リハビリテーション科	
	遠山病院	// 下ノ橋町6-14	651-2111	医療法人遠山病院	○	-	-	-	36	70	内科・外科・整形外科・婦人科・皮膚科・消化器外科・呼吸器内科	
	栢内病院	// 肴町2-28	623-1316	医療法人巖心会	○	-	-	-	109	109	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・形成外科	
	高松病院	// 館向町4-8	624-2250	医療法人社団高松病院	○	-	-	-	55	95	内科・整形外科・外科・麻酔科・皮膚科・リハビリテーション科	

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数				診 療 科 目	
						精神	感染症	結核	療養 一般		合計
	孝仁病院	中太田字泉田28	656-2888	社団医療法人啓愛 会		-	-	54	126	180	内科・整形外科・外科・婦人科・皮膚科・泌尿器科・リハ ビリテーション科・放射線科・リウマチ科・乳癌外科・麻 酔科
	赤坂病院	名須川町29-2	624-1225	社団医療法人赤坂 病院		-	-	-	52	52	内科・皮膚科・泌尿器科・歯科・消化器内科
	盛岡鶴山荘病院	高松4-20-40	661-2685	社会医療法人みや ま会	173	-	-	-	-	173	精神科・心療内科
	三愛病院	月が丘1-29-15	641-6633	医療法人社団恵仁 会		-	-	-	60	60	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・心臓器科・ アレルギー科・血液内科・腎臓内科・腎臓内科・糖尿病内 科・心臓血管外科
	内丸病院	本町通1-12-7	654-5331	社団医療法人久仁 会	○	-	-	30	60	90	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・循環器内 科・消化器内科・乳癌外科・肛門外科
	荻野病院	本宮1-6-12	636-0317	医療法人謙和会	○	-	-	-	58	58	内科・リハビリテーション科・循環器内科
	盛岡つなぎ温泉病院	繫字尾入野64-9	689-2101	特定社団医療法人 盛岡つなぎ温泉病 院	○	-	2	120	48	170	内科・呼吸器科・脳神経内科・整形外科・リハビリテー ション科・外科・アレルギー科・脳神経外科・循環器内 科・消化器内科・糖尿病内科
	松園第一病院	東黒石野3-2-1	662-6111	医療法人共生会		-	-	120	-	120	内科・耳鼻いんこう科
	松園第二病院	西松園3-22-3	662-0100	〃	○	-	-	30	59	89	内科・整形外科・脳神経内科・消化器内科・循環器内科・ リウマチ科・耳鼻いんこう科・外科
	都南病院	東見前6-40-1	638-7311	医療法人仁医会 (財団)		248	-	-	-	248	内科・精神科
	未来の風せいわ病院	手代森9-70-1	696-2055	社会医療法人智徳 会		321	-	-	-	321	内科・精神科
	川久保病院	津志田26-30-1	635-1305	盛岡医療生活協同 組合	○	-	-	60	60	120	内科・小児科・外科・眼科・小児歯科・小児歯科・リハビ リテーション科・歯科・歯科口腔外科・整形外科
	盛岡南病院	津志田13-18-4	638-2020	医療法人社団愛和 会		-	-	164	-	164	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科
	盛岡友愛病院	永井12-10	638-2222	医療法人友愛会	○	-	-	135	251	386	内科・消化器科・循環器科・脳神経内科・外科・整形外 科・皮膚科・歯科・リハビリテーション科・放射線科・こ う門科・心療内科・リウマチ科・心臓血管外科・麻酔科・ 小児歯科・眼科・耳鼻いんこう科・小児科・呼吸器外科・ 泌尿器科・矯正歯科・形成外科・婦人科・アレルギー科・ 呼吸器科・乳癌外科・心臓血管外科
	渋民中央病院	渋民字大前田53 -2	683-2336	医療法人仁妙光会		-	-	177	-	177	内科・外科・整形外科

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数				診療 科目	目		
						精神	感染症	結核	療養			一般	合計
	ひめかみ病院	// 下田字陣場41-10	683-2121	医療法人真彰会		123	-	-	-	-	123	内科・精神科・脳神経内科・眼科・呼吸器内科	
	八角病院	// 好摩字夏間木70-190	682-0201	医療法人日新堂	○	-	-	-	-	50	50	内科・外科・脳神経外科・消化器内科・消化器外科・糖尿病内科・整形外科	
県 央	岩手医科大学附属病院	矢巾町医大大通2-1-1	613-7111	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学	○	68			922	1,000	1,000	内科・小児科・精神科・脳神経内科・心療内科・アレルギーク・リウマチ科・外・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科・歯科・呼吸器内科・乳腺外科・気管食道外科・消化器外科・病理診断科・臨床検査科・小児歯科・矯正歯科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・腎臓内科・糖尿病内科・代謝内科	
	いわてリハビリテーションセンター	雫石町第22地割字七ツ森16-243	692-5800	岩手県		-	-	-	-	100	100	リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科・脳神経内科	
	鶯宿温泉病院	// 南畑32地割字南栴沢265	695-2321	社団医療法人蔵生会	○	-	-	-	88	-	88	内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・リウマチ科・リハビリテーション科・麻酔科・皮膚科	
	松誠会滝沢中央病院	滝沢市鶴岡笹森42番地2号	684-1151	医療法人社団松誠会	○	-	-	-	46	40	86	内科・外科・皮膚科・婦人科・アレルギー科・乳癌外科・呼吸器内科・循環器内科・糖尿病内科・代謝内科リハビリテーション科	
	栢内第二病院	// 大釜吉水103-1	684-1111	医療法人蔵心会	○	-	-	-	-	144	144	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・脳神経内科・リウマチ科・歯科・口腔外科	
	平和台病院	紫波町犬淵字南谷地110-5	672-2266	社団医療法人法成会		289	-	-	-	-	289	精神科	
	岩手県立療育センター	矢巾町医大大通2-1-3	601-2777	岩手県		-	-	-	-	60	60	整形外科・歯科・泌尿器科・小児科・脳神経内科・児童精神科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科	
	南昌病院	// 広宮沢1-2-181	697-5211	医療法人社団鼎厚堂	○	-	-	-	80	100	180	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・脳神経内科・循環器内科・脳神経外科	
	みちのく療育園メダイカルセンター	// 大字煙山24-1	611-0600	社会福祉法人新生会		-	-	-	-	60	60	小児科・内科・リハビリテーション科・歯科・精神科・耳鼻いんこう科	
	国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	(0195) 66-2311	葛巻町	○	-	-	-	18	42	60	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科	
	八幡平市国保西根病院 →八幡平市立病院	八幡平市大更第25地割328番地1	76-3111	八幡平市	○	-	-	-	-	60	60	内科・小児科・外科・リウマチ科・整形外科	
	東八幡平病院	// 柏台2-8-2	78-2511	一般財団法人みちのく愛隣協会	○	-	-	-	100	50	150	内科・小児科・脳神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・歯科・リハビリテーション科・放射線科・消化器内科・呼吸器内科・リウマチ科	

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数				診療 科目	目	
						精神	感染症	結核	療養 一般			合計
中 部	国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪500	(0198) 24-0511	独立行政法人国立 病院機構		144	-	-	60	204	精神科・歯科	
	イーハトーブ病院	湯口字志戸平14 -1	38-5656	医療法人杏林会		-	-	-	50	100	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・脳神経内 科・泌尿器科	
	総合花巻病院	花巻町4-28	23-3311	財団法人総合花巻 病院	○	-	-	-	199	199	内科・消化器内科・脳神経内科・外科・整形外科・婦人 科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・リハビリテーショ ン科・放射線科・麻酔科・呼吸器科	
	もとだて病院	東宮野目13-1-1	23-5131	社団医療法人報昌 会		144	-	-	-	144	内科・精神科・診療内科	
	宝陽病院	石鳥谷町新堀15 -23	45-6500	社団医療法人啓愛 会		-	-	45	112	157	内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・小児科・腎臓内 科・泌尿器科・リハビリテーション科	
	岩手県立東和病院	東和町安俣6区75 番地1	42-2211	岩手県	○	-	-	-	68	68	内科・外科・リハビリテーション科・消化器科	
	岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14- 74	(0198) 62-2222	〃	○	-	2	-	120	122	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻い んこう科・リハビリテーション科・脳神経内科・消化器 科・皮膚科・循環器内科・脳神経内科・麻酔科	
	六角牛病院→はやらね ホスピタル	青笹町中沢第5 地割5番地	62-2026	医療法人財団正清 会		116	-	-	-	116	内科・精神科	
	北上済生会病院	北上市九年橋三丁目15 番33号	(0197) 64-7722	社会福祉法人恩賜 財団済生会支部岩 手県済生会	○	-	4	-	220	224	内科・循環器科・小児科・脳神経内科・外科・整形外科・ 脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器 科・呼吸器内科・消化器科・心臓血管外科・リウマチ科・ 麻酔科・呼吸器外科・リハビリテーション科・救急科・放 射線科・皮膚科	
	花北病院	村崎野16-89-1	66-2311	社会医療法人花北 病院		124	-	-	-	124	内科・精神科・脳神経内科	
	岩手県立中部病院	村崎野17-10	71-1511	岩手県	○	-	20	-	414	434	内科・小児科・精神科・脳神経内科・心療内科・外科・整 形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器科・産婦人科・ 眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテー ション科・放射線科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内 科・糖尿病代謝内科・血液内科・乳癌外科・麻酔科・腎臓 内科・病理診断科	
	西和賀さわうち病院	西和賀町沢内字大野13- 3-12	85-3131	西和賀町	○	-	-	-	40	40	内科・外科・小児科・眼科・歯科・循環器内科・脳神経内 科・泌尿器科・整形外科	
	岩手県立胆沢病院	奥州市水沢字龍ヶ馬場 61	(0197) 24-4121	岩手県	○	-	9	-	337	346	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外 科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・放射線 科・麻酔科・皮膚科・心臓血管外科・呼吸器内科・消化器内 科・循環器内科・脳神経内科・精神科・乳癌外科・リハ ビリテーション科・血液内科	

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数				診療 科目	目
						精神	感染症	結核	療養 一般		
一 関	奥州市総合水沢病院	〃 水沢大手町3-1	25-3833	奥州市	○	—	4	—	145	149	内科・小児科・精神科・脳神経内科・外科・整形外科・産婦人科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・循環器内科・麻酔科
	奥州病院	〃 水沢東大通り1-5-30	25-5111	医療法人清和会	○	—	—	120	36	156	内科・消化器内科・循環器内科・外科・整形外科・歯科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・消化器外科・糖尿病内科・人工透析内科・腎臓内科・泌尿器科・脳神経外科
	おとめがわ病院	〃 水沢佐倉河字慶徳27-1	24-4148	医療法人社団創生会胆江病院	—	274	—	—	—	274	精神科
	石川病院	〃 水沢南町8-10	25-6311	社団医療法人石川病院	○	—	—	12	20	32	内科・小児科・外科・整形外科・循環器内科・こう門科・外消化器科・麻酔科・皮膚科・泌尿器科
	美山病院	〃 水沢羽田町字水無沢495-2	24-2141	社団医療法人啓愛会	—	—	—	60	112	172	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科
	美希病院	〃 前沢古城字丑沢上野100	56-6111	〃	—	—	—	100	149	249	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・皮膚科・泌尿器科
	奥州市国民健康保険まごころ病院	〃 胆沢南都田字大持40	46-2121	奥州市	○	—	—	—	48	48	内科・外科・歯科口腔外科・消化器科・整形外科・循環器内科・小児科
	岩手県立江刺病院	〃 江刺西大通り5-23	35-2181	岩手県	○	—	15	—	122	137	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・リハビリテーション科・泌尿器科・皮膚科・消化器科・循環器科・麻酔科・脳神経外科
	国立病院機構岩手病院	〃 関市山目字泥田山下48	(0191) 25-2221	独立行政法人国立病院機構	—	—	—	—	250	250	内科・小児科・脳神経内科・外科・歯科・呼吸器科・循環器科・心療内科・脳神経外科・消化器科・リハビリテーション科
	岩手県立南光病院	〃 狐禅寺字大平17	23-3655	岩手県	—	359	—	—	—	359	精神科・リハビリテーション科
	岩手県立磐井病院	〃 狐禅寺字大平17	23-3452	〃	○	—	10	—	305	315	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器科・循環器科・形成外科・泌尿器科・呼吸器科・産婦人科・脳神経内科・心療内科・放射線科・歯科口腔外科・心臓血管外科・病理診断・救急科
	一関病院	〃 大手町3-36	23-2050	医療法人博愛会	○	—	—	60	139	199	内科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・麻酔科・アレルギー科・消化器科・リハビリテーション科・リウマチ科・肛門外科
	昭和病院	〃 田村町6-3	23-2020	医療法人社団愛生会昭和病院	—	—	—	—	54	54	内科・小児科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科・麻酔科・ペインクリニック内科
	西城病院	〃 八幡町2-43	23-3636	医療法人西城病院	—	—	—	—	64	64	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・脳神経内科・泌尿器科・リハビリテーション科

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数				診療 科目	目	
						精神	感染症	結核	療養 一般			合計
大船渡	岩手県立大東病院	〃 大東町大原字川内128	72-2121	岩手県		—	—	—	40	40	内科・脳神経内科・外科・リハビリテーション科・整形外科	整形外科
	岩手県立千厩病院	〃 千厩町千厩字草井沢32-1	53-2101	〃	○	—	4	—	148	152	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・消化器内科・循環器内科・泌尿器科・脳神経内科・麻酔科・皮膚科・脳神経外科	脳神経外科
	ひがしやま病院	〃 東山町松川字卯入道121	48-2666	社団医療法人西城病院		—	—	—	44	44	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・脳神経内科・リハビリテーション科	脳神経内科・リハビリテーション科
釜石	一関市国保藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52-2	63-5211	一関市	○	—	—	—	44	44	内科・外科・小児科・整形外科・放射線科	放射線科
	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	(0192) 26-1111	岩手県	○	105	4	10	370	489	内科・小児科・精神科・脳神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・脳神経外科・呼吸器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・循環器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・消化器科・血液内科・病理診断	脳神経外科・脳神経外科
	希望ヶ丘病院	陸前高田市高田町字大隅8-6	53-1019	医療法人希望会		93	—	—	—	153	精神科・脳神経内科・内科	精神科
釜石	岩手県立高田病院	陸前高田市高田町太田512番地2	54-3221	岩手県	○	—	—	—	60	60	内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科	脳神経内科・内科
	国立病院機構釜石病院	釜石市定内町4-7-1	(0193) 23-7111	独立行政法人国立病院機構		—	—	—	180	180	内科・小児科・リハビリテーション科・神経内科	神経内科
	岩手県立釜石病院	〃 甲子町10-483-6	25-2011	岩手県	○	—	—	—	272	272	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・消化器科・循環器科・神経内科・心臓血管外科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科	脳神経外科・脳神経外科
釜石	釜石のぞみ病院	〃 大渡町3-15-26	31-2300	医療法人仁医会(財団)		—	—	—	52	154	内科・眼科・婦人科・精神科	精神科
	釜石厚生病院	〃 野田町1-16-32	23-5105	〃		204	—	—	—	204	内科・精神科	精神科
	せいいてつ記念病院	〃 小佐野町4-3-7	23-2030	医療法人楽山会	○	—	—	—	119	119	内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・泌尿器科・心療内科・耳鼻いんこう科	心療内科
岩手県立大槌病院	大槌町小槌第23地割字寺野1番地1	42-2121	岩手県		—	—	—	50	50	内科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科・皮膚科	皮膚科	

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数				診療科目	目
						精神	感染症	結核	療養一般		
宮古	岩手県立宮古病院	宮古市大字崎嶺ヶ崎 1-11-26	(0193) 62-4011	〃	○	—	4	10	320	334	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・呼吸器科・消化器科・循環器科・精神科・脳神経内科・リハビリテーション科・麻酔科・形成外科
	三陸病院	〃 板屋1-6-36	62-7021	医療法人財団正清会		205	—	—	—	205	精神科・内科・麻酔科
	宮古山口病院	〃 山口五丁目3-20	62-3945	社団医療法人新和会		340	—	—	—	340	内科・精神科・歯科・脳神経内科
	宮古第一病院	〃 保久田8-37	62-3737	特定医療法人弘慈会		—	—	—	148	148	内科・消化器科・眼科・歯科・リハビリテーション科
	岩手県立山田病院	山田町飯岡第1地割21番地1	82-2111	岩手県		—	—	—	50	50	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科
久慈	落生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家19-1	(0194) 22-2151	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岩手県済生会	○	—	—	—	92	92	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・小児科
	岩手県立久慈病院	久慈市旭町10-1	(0194) 53-6131	岩手県	○	—	4	—	287	334	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・精神科・脳神経内科・呼吸器科・循環器科・放射線科・麻酔科・消化器科・歯科口腔外科
	北リアス病院	〃 源道12-111	53-2323	社団医療法人祐和会		210	—	—	—	210	精神科・脳神経内科・心療内科・老年内科
二戸	久慈恵愛病院	〃 湊町17-100	52-2311	社団医療法人祥和会		—	—	—	42	81	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・こう門科・消化器外科
	洋野町国保種市病院	洋野町種市23-27-2	65-2127	洋野町	○	—	—	—	41	41	内科・外科
	岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	(0195) 23-2191	岩手県	○	—	5	—	248	253	内科・小児科・脳神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・皮膚科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・麻酔科・放射線科・精神科・泌尿器科
	岩手県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	46-2411	〃	○	—	—	—	45	98	内科・小児科・外科・リハビリテーション科・精神科
	岩手県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	33-3101	〃	○	147	4	—	48	199	内科・小児科・外科・整形外科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・精神科・脳神経内科・リハビリテーション科・眼科・歯科

資料編 3 応急災害対策編

3-16-3 就業届出助産師数調（保健所別）

（令和2年12月31日現在）

保健医療圏	保健所 保健名	総 数	就 業 場 所								
			助 産 所			病 院	診 療 所	保健所 又は市 町村	社会福 祉施設	助産師 学校及 び養成 所	そ の 他
			開設者 (出張のみによる者を除く)	従事者	出張のみによる者						
総 数		390	6	4	5	265	66	27	0	17	0
盛 岡		200	3	0	2	128	42	10	0	15	0
	盛岡市	121	1	0	2	70	40	4	0	4	0
	県 央	79	2	0	0	58	2	6	0	11	0
岩手中部	中 部	55	1	4	0	31	16	3	0	0	0
胆 江	奥 州	10	0	0	1	0	5	3	0	1	0
両 磐	一 関	29	1	0	1	22	3	2	0	0	0
気 仙	大船渡	22	0	0	0	21	0	1	0	0	0
釜 石	釜 石	16	1	0	0	15	0	0	0	0	0
宮 古	宮 古	24	0	0	1	18	0	5	0	0	0
久 慈	久 慈	13	0	0	0	13	0	0	0	0	0
二 戸	二 戸	21	0	0	0	17	0	3	0	1	0

資料編 3 応急災害対策編

3-16-4 医療救護班編成表

1 地方支部（県立病院班）

名 称	所 在 地	電 話	班数	患者 移送車
県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	019 (653) 1151	2	1
県立東和病院	花巻市東和町安俵6-75-1	0198 (42) 2211	1	
県立中部病院	北上市村崎野17-10	0197 (71) 1511	1	1
県立胆沢病院	奥州市水沢龍ヶ馬場61	0197 (24) 4121	1	1
県立江刺病院	奥州市江刺西大通り5-23	0197 (35) 2181	1	1
県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平17	0191 (23) 3452	1	1
県立南光病院	〃	0191 (23) 3655	1	
県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	0191 (53) 2101	1	
県立大東病院	一関市大東町大原字川内128	0191 (72) 2121	1	1
県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192 (26) 1111	1	2
県立高田病院	陸前高田市高田町字太田512-2	0192 (54) 3221	1	
県立釜石病院	釜石市甲子町10-483-6	0193 (25) 2011	1	2
県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	0198 (62) 2222	1	1
県立大槌病院	大槌町小槌第23地割字寺野1-1	0193 (42) 2121	1	
県立宮古病院	宮古市崎楯ヶ崎1-11-26	0193 (62) 4011	1	1
県立山田病院	山田町飯岡1-21-1	0193 (82) 2111	1	
県立久慈病院	久慈市旭町10-1	0194 (53) 6131	1	1
県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195 (23) 2191	1	1
県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	0195 (33) 3101	1	
県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	0195 (46) 2411	1	
計			21	14

資料編 3 応急災害対策編

2 市町村本部

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15-1	019 (635) 0101	1	1
国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	0195 (66) 2311	1	1
八幡平市立病院	八幡平市大更25-328-1	0195 (76) 3111	1	1
西和賀さわうち病院	西和賀町沢内字大野13地割3番地 12	0197 (85) 3131	1	1
総合水沢病院	奥州市水沢大手町3-1	0197 (25) 3833	1	
国保まごころ病院	奥州市胆沢南都田大持40	0197 (46) 2121	1	1
国保藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52-2	0191 (63) 5211	1	
国保種市病院	洋野町種市23-27-2	0194 (65) 2127	1	
計			8	5

3 日赤及び済生会

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
盛岡赤十字病院	盛岡市三本柳6-1-1	019 (637) 3111	2	2
北上済生会病院	北上市九年橋3-15-33	0197 (64) 7722	1	1
済生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家19-1	0194 (22) 2151	1	
計			4	3

資料編 3 応急災害対策編

4 独立行政法人国立病院機構

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
独立行政法人国立病院 機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	019 (647) 2195	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 花 巻 病 院	花巻市諏訪500	0198 (24) 0511	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 岩 手 病 院	一関市山目字泥田山下48	0191 (25) 2221	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 釜 石 病 院	釜石市定内町4-7-1	0193 (23) 7111	1	1
計			4	4

5 岩手県医師会

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
岩 手 県 医 師 会	盛岡市菜園2-8-20	019 (651) 1455	88	

3-16-5 災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県医師会（以下「乙」という。）は災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は岩手県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療班の派遣）

第2条 甲は、岩手県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療班に対する指揮は、甲が指定するものを行う。

（医療班の業務）

第5条 乙が派遣する医療班は、甲または市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療班の業務は次の通りとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療班が使用する医薬品等は、当該医療班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

資料編 3 応急災害対策編

(費用の弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し 甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 10 年 3 月 19 日

甲 岩手県

岩手県知事 中 村 直

乙 盛岡市菜園二丁目 8 番 20 号

社団法人 岩手県医師会

会長 三 浦 新 也

3-16-6 災害時における医療救護活動に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し次の業務を要請できるものとする。

- (1) 薬剤師の派遣
- (2) 甲が行う医療救護活動に対する医薬品の供給
- (3) 災害支援物資の仕分け、配送

2 乙は、前項第1号の要請があったときは、甲の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。

（薬剤師の業務等）

第3条 前条第1項第1号に基づく薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

2 派遣薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が供給する。

3 派遣薬剤師の調剤費は、無料とする。

（医薬品の供給）

第4条 第2条第1項第2号に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙の甲に対する医薬品等の供給
- (2) 乙の会員に対する、甲への医薬品等の供給要請

（災害支援物資の配送）

第5条 第2条第1項第3号に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の指定する災害支援物資の受領
- (2) 前号の災害支援物資の仕分け、配送

（薬剤師に対する指揮等）

第6条 派遣薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものを行うものとする。

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

資料編 3 応急災害対策編

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する費用
- (2) 派遣薬剤師が携行し、使用した医薬品等の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 乙が供給した医薬品等の実費
- (5) 乙の会員が供給した医薬品等の実費並びに乙の取りまとめの経費
- (6) 災害支援物資の配送経費
- (7) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

(細則)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の発行)

第13条 この協定は、平成23年3月11日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

平成23年3月11日

甲 岩手県

岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県盛岡市馬場町3-12

社団法人岩手県薬剤師会

会 長 畑 澤 博 巳

3-16-6-2

災害時の歯科医療救護に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、甲が行う歯科に係る医療救護（以下「歯科医療救護」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第3条 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に歯科医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に歯科医療救護班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき歯科医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（災害歯科医療救護計画）

第4条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定するものが行う。

（歯科医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次の通りとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2） 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） その他必要とされる措置

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(歯科医療費)

第9条 救護所における歯科医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月15日

甲 岩手県

岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番25号

社団法人 岩手県歯科医師会

会長 箱 崎 守 男

資料編 3 応急災害対策編

3-16-7 医薬品等調達関係団体連絡先一覧表

団 体 名 称	事 務 局	電 話
岩手県医薬品卸業協会	花巻市空港南2-18 東北アルフレッサ(株) 内	0198-26-3540
岩手県医療機器販売業協会	紫波郡矢巾町高田10-37 (株) 南部医理科 内	019-697-3264
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部	盛岡市本町通1-17-13 岩手県ガス会館 内	019-623-6471
(一社) 岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町3-12 岩手県薬剤師会館 内	019-622-2467
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳6-1-6 岩手県赤十字血液センター 学術情報・供給課 内	019-637-4702

3-16-8 災害時における医薬品等の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が岩手県医薬品卸業協会（以下「協会」という。）に、医薬品、医療資機材及び防疫用資機材（以下「医薬品等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 県は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する医薬品等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 協会等が県の要請により医薬品等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、協会に対し、医薬品等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県環境保健部生活衛生薬務課、協会においては岩手県医薬品卸業協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する医薬品等の供給応援を行うために、協会に協力要請を行った場合においても、協会は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めることとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成9年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月6日

岩 手 県

岩手県知事 増 田 寛 哉

岩手県医薬品卸業協会

理 事 長 小 田 島 實

3-16-9 災害時における医療資機材の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が東北医療機器協会岩手県支部（以下「協会」という。）に、医療資機材（以下「資機材等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 県は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する資機材等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 資機材等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、協会に対し、資機材等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県環境保健部生活衛生薬務課、協会においては東北医療機器協会岩手県支部事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する資機材等の供給応援を行うために、協会に協力要請を行った場合においても、協会は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めることとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成9年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月6日

岩 手 県

岩手県知事 増 田 寛 哉

東北医療機器協会岩手県支部

支 部 長 早 川 政 則

3-16-10 災害時における医療用ガス等の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が一般社団法人産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部（以下「岩手県支部」という。）に、医療用ガス及び関係資機材（以下「医療用ガス等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定める。

(要 請)

第2条 県は、医療用ガス等を確保する必要があると認めたときは、岩手県支部及び岩手県支部に加盟する会員（以下「岩手県支部等」という。）にたいし、その保有する医療用ガス等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、岩手県支部等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。
ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 岩手県支部等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 岩手県支部等が県の要請により医療用ガス等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医療用ガス等の把握が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、岩手県支部に対し、医療用ガス等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県保健福祉部健康国保課、岩手県支部においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する医療用ガス等の供給応援を行うため、岩手県支部に協力要請を行った場合においても、岩手県支部は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び岩手県支部が協議して定めることとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成23年3月11日から適用する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、県及び岩手県支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月11日

岩 手 県

岩手県知事 達 増 拓 也

一般社団法人日本産業・医療ガス協会
東北地域本部医療ガス部門岩手県支部

支 部 長 笠 井 昭 彦

資料編 3 応急災害対策編

3-16-11 健康管理活動班編成表

1 市町村班

名 称	所 在 地	電 話	班数
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15-1	019(635)0101	1
国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	0195(66)2311	1
八幡平市立病院	八幡平市大更25-328-1	0195(76)3111	1
西和賀さわうち病院	西和賀町沢内字大野13-3-12	0197(85)3131	1
総合水沢病院	奥州市水沢大手町3-1	0197(25)3833	1
国保まごころ病院	奥州市胆沢南都田字大持40	0197(46)2121	1
国保藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52-2	0191(63)5211	1
国保種市病院	洋野町種市23-27-2	0194(65)2127	1
計			8

2 地方支部保健医療班

健康管理活動班を組織する地方支部名	県立病院班を組織する県立病院名	所 在 地	電 話	班数
盛岡地方支部	県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	019(653)1151	2
花巻地方支部	県立東和病院	花巻市東和町安俵6-75-1	0198(42)2211	1
〃	県立中部病院	北上市村崎野17-10	0197(71)1511	1
〃	県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	0198(62)2222	1
奥州地方支部	県立胆沢病院	奥州市水沢龍ヶ馬場61	0197(24)4121	1
〃	県立江刺病院	〃 江刺西大通り5-23	0197(35)2181	1
一関地方支部	県立磐井病院	一関市狐禅寺大平17	0191(23)3452	1
〃	県立南光病院	〃	0191(23)3655	1
〃	県立千厩病院	〃 千厩町千厩字草井沢32-1	0191(53)2101	1
大船渡地方支部	県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192(26)1111	1
〃	県立高田病院	陸前高田市高田町字太田56	0192(54)3221	1
釜石地方支部	県立釜石病院	釜石市甲子町10-483-6	0193(25)2011	1
〃	県立大槌病院	大槌町小槌第23地割字寺野1-1	0193(42)2121	1
宮古地方支部	県立宮古病院	宮古市崎楯ヶ崎1-11-26	0193(62)4011	1

資料編 3 応急災害対策編

健康管理活動班を 組織する 地方支部名	県立病院班を 組織する 県立病院名	所在地	電話	班数
〃	県立山田病院	山田町飯岡1-21-1	0193(82)2111	1
久慈地方支部	県立久慈病院	久慈市旭町10-1	0194(53)6131	1
二戸地方支部	県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195(23)2191	1
〃	県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	0195(33)3101	1
〃	県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	0195(46)2411	1
計				20

3-17 食料、生活必需品等供給計画

3-17-1 支給物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料等の種類〕

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

〔1人当たりの供給数量〕

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算300グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

3-17-2 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（（制定）平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知。（最終改正）令和4年9月6日付 4農産第2397号 農産局長通知）第4章I第11（以下「要領」という。）の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

（1）要請の連絡（第1報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙1の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）（別紙2の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

（2）要請書の送付

- ① 市町村は、（1）の①の電話連絡後は、速やかに別紙3の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、（1）の②の電話連絡後は、速やかに別紙3の要請書を農産局長に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

農産局長は、1の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業者」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業者が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙4）を交換する。

4. 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町

村長が負担する。

5. 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

6. 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を農産局長に支払う。
- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の(2)ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、農産局長と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

7. 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

【別紙6】

災害救助用米穀代金納付契約書

- 1 種類
 2 数量
 3 代金 円 _____

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

4 現金取引場所

5 代金納付期限 年 月 日

6 引取目的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○○市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は災害救助用米穀の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第2条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年 14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第3条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第4条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第5条 乙は、災害救助用米穀の引取後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第6条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事

印

乙

3-17-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

制定 平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知
最終改正 令和4年9月6日付 4農産第2397号 農産局長通知

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式4-24により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

3-20 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

3-20-1 製材品供給可能概数

(令和4年12月末現在)

団体の名称	代表者	所在地	電話	構成員	供給可能量
岩手県木材産業協同組合	理事長 日當 和孝	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	019-624-2141	80名	22,608 m ³

地区毎の供給可能量

地区名	協力製材所数	在庫量(m ³)
盛岡地区	9	2,330
花巻地区	1	100
北上地区	1	350
奥州地区	4	10,605
一関地区	4	483
気仙地区	4	5,700
遠野・釜石地区	4	900
宮古地区	4	880
久慈地区	2	830
二戸地区	5	430
合計	38	22,608

註 製品在庫量は各地区の構成員が常時在庫している平均数量である。

3-21 感染症予防計画

3-21-1 感染症予防薬剤調達先一覧表

〔（消）石灰〕

(平成25年12月5日現在)

所在地	名称	電話
盛岡市高松2-13-10	合資会社小原商店	019(662)3301
紫波町佐比内字館前127	三陸石灰株式会社	019(674)2010
矢巾町流通センター南1-4-8	岩手農蚕株式会社	019(637)2424
一関市東山町長坂字町裏325	株式会社松川石灰工業所	0191(47)3232
盛岡市大通1-2-1	全国農業協同組合連合会岩手県本部	019(626)8615
大船渡市大船渡町字欠ノ下向1-125	橋爪商事株式会社	0192(27)1131

(注) クレゾール石けん液, サラシ粉等は医薬品等調達関係団体連絡先一覧表(3-16-7)によること

3-21-2 感染症予防関係法（抜すい）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜すい）

第4章 就業制限その他の措置

（健康診断）

第17条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっていると疑うにかんする医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

第5章 消毒その他の措置

（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

（ねずみ族、昆虫等の駆除）

第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

（物件に係る措置）

第29条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令

で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

(死体の移動制限等)

第30条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

- 3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第31条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

- 2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用に対して、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(建物に係る措置)

第32条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する措置によっても一類感染症のまん延を防止できない場合であって、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

(交通の制限又は遮断)

第33条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、政令で定める基準に従い、72時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限

し、又は遮断することができる。

(必要な最小限度の措置)

第34条 第26条の3から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

予防接種法抜すい

[臨時に行う予防接種]

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

3-22 廃棄物処理・障害物除去計画

3-22-1 一般廃棄物処理業者一覧表

(し尿処理業者)

(令和4年11月1日現在)

名称	住所
有限会社久慈衛生社	久慈市長内町第10地割7番地5
久慈港運株式会社	久慈市長内町第42地割8番地14
有限会社光衛生社	久慈市小久慈町第8地割24番地1
有限会社北星産業	久慈市山形町小国第4地割143番地
株式会社普代衛生社	下閉伊郡普代村第12地割字中村70番地
有限会社野田衛生社	九戸郡野田村大字野田第26地割39番地
有限会社大野衛生社	九戸郡洋野町大野第61地割40番地3
有限会社種市清掃社	九戸郡洋野町種市第25地割1番地2
有限会社中野衛生社	九戸郡洋野町中野第9地割4番地1
有限会社八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面241-1
有限会社県北衛生社	二戸市福岡字五日町28
有限会社アイオー浄化槽	二戸市福岡字城ノ内145-4
有限会社軽米清掃社	九戸郡軽米町大字軽米9-34-7
有限会社軽米清運	九戸郡軽米町大字軽米7-35-15
九戸衛生社	九戸郡九戸村大字伊保内3-13-15
有限会社一戸衛生社	二戸郡一戸町一戸字大道沢47-3
有限会社一戸浄化槽	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野8
文化企業株式会社	盛岡市上鹿妻稲荷場44
株式会社第一環境保全	盛岡市手代森19-19
有限会社都南清掃社	盛岡市三本柳9-17-34
有限会社南部衛生社	盛岡市羽場14-77
有限会社好摩衛生社	盛岡市好摩字夏間木70-346
有限会社安代衛生社	八幡平市荒屋新町61番地
株式会社北岩手衛生センター	八幡平市大更第1地割238番地10
有限会社松尾清掃社	八幡平市松尾寄木第13地割242番地
有限会社岩手環境衛生	岩手郡岩手町大字一方第15地割47番地6
有限会社沼宮内衛生センター	岩手郡岩手町大字五日市第10地割184番地7
有限会社シダ	岩手郡葛巻町葛巻13-3-2
株式会社紫波環境	紫波郡紫波町南日詰字小路口70-1
有限会社藤原クリーンサービス矢巾営業所	紫波郡矢巾町大字西徳田5-90-1
株式会社光衛生社	花巻市豊沢町8-75 花巻市石鳥谷町北寺林7-470-1
花巻市清掃株式会社	花巻市諏訪104-1
株式会社北上衛生社	北上市常盤台4-11-116
みちのく環境衛生有限会社	北上市和賀町岩崎26-24
有限会社遠野衛生社	遠野市上組町3-10
有限会社奥寺衛生社	遠野市松崎町白岩17-51-4
株式会社宮守衛生社	遠野市宮守町上鱒沢18-27
有限会社西和賀衛生社	和賀郡西和賀町大沓36-20-5
有限会社青葉衛生	一関市青葉二丁目2番12号
有限会社一関衛生事業協会	一関市狐禅寺字手負沢49番地
有限会社東磐浄化そうセンター	一関市千厩町千厩字脇谷11番地4

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
有限会社東磐清掃事業協会	一関市千厩町磐清水字田神66番地 6
クリーンセンター花泉有限会社	一関市花泉町日形字日形山 2 番地 1
有限会社花泉衛生社	一関市花泉町花泉字下北浦41番地 6
公德社	西磐井郡平泉町平泉字片岡70番地 2
有限会社平泉衛生社	西磐井郡平泉町平泉字西郷59番地
有限会社エス・ケー・ケーオカド	奥州市胆沢小山字道場61- 3
株式会社環境保全	奥州市江刺愛宕字朴ノ木218- 1
株式会社江刺衛生社	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323- 2
有限会社衣川環境	奥州市衣川上河内248- 2
有限会社丸高清掃社	奥州市前沢字陣場98- 3
一般財団法人水沢環境公社	奥州市水沢工業団地四丁目42
株式会社衛生管理センター	胆沢郡金ヶ崎町西根東地蔵野10- 4
有限会社文化衛生社	宮古市小山田 4 - 3 -45
株式会社宮古衛生社	宮古市小山田 4 - 5 -24
新里衛生社	宮古市刈屋16-61- 1
有限会社田老衛生社	宮古市田老字新田70- 1
有限会社ニコニコ総合企業	宮古市藤の川14-15
株式会社川井衛生	宮古市古田第 2 地割49番地18
株式会社コバヤシ	下閉伊郡山田町飯岡 2 -110- 1
有限会社三陸衛生社	下閉伊郡山田町織笠25-125- 2
貫洞衛生社	下閉伊郡山田町飯岡6-14-2
有限会社マリン衛生社	下閉伊郡山田町八幡町10- 4
有限会社岩泉衛生社	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 2 - 5
中央第一総合有限会社	下閉伊郡岩泉町岩泉字鼠入川66
有限会社田野畑清掃社	下閉伊郡田野畑村菅窪138
ライフ工業株式会社	大船渡市猪川町字久名畑98- 3
有限会社東環	大船渡市大船渡町字赤沢19- 1
株式会社成翊光産業	大船渡市大船渡町字富沢 6 - 1
有限会社気仙広域清掃	大船渡市末崎町字上山108-18
株式会社菊池商店	陸前高田市広田町字泊138- 2
釜石清掃企業株式会社	釜石市甲子町第10地割419番地5
株式会社大安	上閉伊郡大槌町安渡 3 -11- 7

資料編 3 応急災害対策編

(ごみ処理業者一覧)

(令和4年11月1日現在)

名称	住所
有限会社根井建設	久慈市大川目町第14地割84番地
大野運送有限会社	久慈市長内町第37地割12番地 8
有限会社陸中商会	久慈市長内町第37地割12番地 8
株式会社青松	下閉伊郡山田町豊間根第 9 地割86番地 1
有限会社久慈総合サービス	久慈市長内町第40地割12番地 2
株式会社丸才	久慈市長内町第37地割15番地23
S A I S E I 株式会社	久慈市長内町第37地割17番地1
久慈港運株式会社	久慈市長内町第42地割 8 番地14
株式会社久慈中央商事	久慈市長内町第 9 地割20番地
株式会社中塚工務店	久慈市源道第13地割21番地
株式会社岩瀬張建設	久慈市小久慈町第 3 地割20番地
株式会社ヒカリ総合交通	久慈市小久慈町第36地割25番地39
株式会社中才貨物運送	久慈市巽町二丁目39番地
大内田建設有限会社	久慈市田屋町第 1 地割30番地10
久慈地区環境事業協同組合	久慈市湊町第15地割 1 番 6
有限会社岩本朝日商店	久慈市門前第 1 地割138番地 5
株式会社つしま	久慈市門前第 3 地割39番地 4
有限会社北星産業	久慈市山形町小国第 4 地割143番地
株式会社普代衛生社	下閉伊郡普代村第12地割字中村70番地
有限会社野田衛生社	九戸郡野田村大字野田第26地割39番地
有限会社大野衛生社	九戸郡洋野町大野第61地割40番地 3
有限会社種市清掃社	九戸郡洋野町種市第25地割 1 番地 2
株式会社ノブタ興業	九戸郡洋野町種市第51地割72番地 4
有限会社中野衛生社	九戸郡洋野町中野第 9 地割 4 番地 1
有限会社リサイクルセンター二戸	二戸市石切所字馬作目 8 - 1 二戸市福岡字八幡平21-22
有限会社八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面241番地 1
有限会社阿要清掃センター	二戸市白鳥字白鳥12-13
合川公明	二戸市米沢字上平20- 6
有限会社 生内企画サービス	二戸市福岡字五日町60番地 2
株式会社マッハ総合計画	二戸市福岡字長塚11番地 1
株式会社丹野組	二戸市福岡字中村20番地
アグリ開発有限会社	九戸郡軽米町大字上館12-80- 1
株式会社サンコーポレーション	九戸郡軽米町大字上館15-130- 1
有限会社丸徳開発物流	九戸郡軽米町大字蛇口第 2 地割188番地
山野内運送有限会社	九戸郡軽米町大字晴山 5 -82- 1
有限会社玉館工務店	九戸郡軽米町大字小軽米15地割78番地
株式会社九戸清掃センター	九戸郡九戸村大字伊保内第10地割52番地 1
日幸運輸有限会社	二戸郡一戸町一戸字越田橋11- 4
株式会社一戸リサイクル	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口 5 - 1
B e r r y 合同会社	二戸郡一戸町一戸字蒔前50- 3
有限会社一戸浄化槽	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野 8
社会福祉法人カナンの園	二戸郡一戸町中山字大塚 4 - 7

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
IGRいわて銀河鉄道 株式会社	盛岡市青山二丁目2-8
アートクリーン盛岡	盛岡市下田字陣場5番地10
有限会社錦開発	盛岡市上太田若宮11番地
有限会社開運興業	盛岡市大通三丁目9番19号
有限会社藤工	盛岡市乙部5地割105番
盛岡産資源株式会社	盛岡市乙部5地割158番地1
株式会社山崎組	盛岡市加賀野3-12-30
有限会社堀間組	盛岡市上飯岡15地割99番地3
有限会社晴山商店	盛岡市上飯岡6地割56番地3
有限会社ひまわり廃棄物処理事業所	盛岡市上太田穴口74番地1
アイ環境株式会社	盛岡市上鹿妻稲荷場44番地
有限会社ニーズ開発	盛岡市上堂三丁目11番38号
株式会社公楽	盛岡市上堂四丁目1番20号
第一商事株式会社	盛岡市上ノ橋町8番8号
新工住建株式会社	盛岡市川崎字上川崎24番地1
クリーンダスト吉田	盛岡市川目第7地割18番地5
有限会社阿部建設	盛岡市厨川二丁目1番80号
株式会社齊藤興業	盛岡市黒川12地割18番地
有限会社高祐	盛岡市八幡町4番23号
社会福祉法人盛岡市民福祉バンク	盛岡市紺屋町2番9号
株式会社佐藤英夫商店	盛岡市三本柳23地割104番地1
株式会社東北ターボ工業	盛岡市下太田田中1番地2
株式会社ホットハウス	盛岡市前九年三丁目26番1号
有限会社赤トンボ	盛岡市仙北三丁目10番18号
有限会社 クリーンワークさわぐち	盛岡市高松二丁目23番27号
盛北商運	盛岡市玉山字二子沢24番地1
有限会社玉山清掃衛生センター	盛岡市玉山字二子沢24番地1
有限会社アール・フォー	盛岡市下田字柴沢660番地2
株式会社アプト	盛岡市津志田町二丁目16番1号
秀商事	盛岡市つつじが丘3-16
株式会社盛岡清掃センター	盛岡市手代森19地割19番地
株式会社佐藤興産	盛岡市手代森19地割95番地2
株式会社アイヴィック	盛岡市永井1地割13番地1
丸大運輸株式会社	盛岡市永井13地割95番地
有限会社盛岡クリーンサービス	盛岡市西仙北二丁目19番16号
有限会社藤忠商事	盛岡市西松園四丁目2番6号
有限会社藤健	盛岡市新田町3番3号
有限会社南部衛生社	盛岡市羽場14地割77番地
有限会社東安工業	盛岡市東安庭三丁目8番34号
岩手福祉リサイクル	盛岡市東桜山28番地19
廃棄物処理業マックトータルサービス	盛岡市東新庄一丁目10番22号
有限会社岩井沢工務所	盛岡市本町通一丁目15番29号
藤丸運送有限会社	盛岡市巻堀字上桑畑52-2
小原商事	盛岡市松園二丁目13番17号

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
アリス株式会社	盛岡市神子田町21番15号
有限会社藤原クリーンサービス	盛岡市神子田町5番12号
菱和建设株式会社	盛岡市みたけ一丁目6番30号
有限会社ベストサーベイ	盛岡市みたけ三丁目4番37号
丸高商事株式会社	盛岡市みたけ四丁目25番1号
有限会社アイ・リサイクル丸忠	盛岡市みたけ四丁目37番8号
株式会社メモリワーク紡	盛岡市みたけ5丁目11番15号
有限会社ホヤマ資源	盛岡市南青山町2番21号
株式会社サン寿広	盛岡市南大通三丁目9番35号
有限会社再販	盛岡市南仙北一丁目13番6号
有限会社アット・ユー	盛岡市紅葉が丘2番23号
JR盛岡鉄道サービス株式会社	盛岡市盛岡駅前通1番41号
株式会社ロハス	盛岡市厨川三丁目11番地11号
文化企業株式会社	盛岡市上鹿妻稻荷場44
照井商事株式会社	滝沢市鶴飼狐洞1-254
有限会社工藤商事	滝沢市鶴飼先古川55-3
株式会社イトラスト	滝沢市下鶴飼16番地2
丹内建設株式会社	滝沢市篠木黒畑56-3
合資会社たきざわクリーンサービス	滝沢市篠木中村45番地2
株式会社山本興業	滝沢市土沢220番地12
株式会社藤原興業	滝沢市牧野林992番地2
岩井建設株式会社	岩手郡雫石町大字繫第5地割字塩ヶ森175番地7
株式会社ツカサエアーク	岩手郡雫石町塩ヶ森300-1
有限会社クリーン雫石	岩手郡雫石町長山楢91番地4
有限会社桜商事	岩手郡雫石町西根田茂木58
株式会社バイオマスパワーしずくいし	岩手郡雫石町丸谷地36番1
有限会社沼宮内衛生センター	岩手郡岩手町大字五日市第10地割184番地7
有限会社岩手環境衛生	岩手郡岩手町大字一方井第15地割47番地6
株式会社岩手特殊	岩手郡岩手町大字一方井第7地割209番地1
株式会社御堂	岩手郡岩手町大字沼宮内第22地割37番地1
銀河造園土木	岩手郡岩手町大字沼宮内第22地割37番地8
御堂重機有限会社	岩手郡岩手町大字沼宮内第22地割37番地8
有限会社ハヤサカ	岩手郡岩手町大字沼宮内第24地割1番地1
有限会社安代清掃社	八幡平市川原25番地
株式会社北岩手衛生センター	八幡平市大更第1地割238番地10
光商会	八幡平市大更第1地割305番地
有限会社丸安商店	八幡平市大更第18地割50番地64
有限会社西根清掃	八幡平市大更第18地割88番地101
株式会社高福組	八幡平市柏台1丁目1番1号
安代ハイウェイ株式会社	八幡平市清水92番地2
ライフサポートベルグ	八幡平市田頭第3地割147番地1
有限会社藤喜建設	八幡平市田頭第32地割59番地
有限会社田村工業	八幡平市松尾第3地割157番地
株式会社高橋板金	八幡平市松尾寄木第13地割142番地

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
有限会社松尾清掃社	八幡平市松尾寄木第13地割242番地
清澤運輸有限会社	八幡平市松尾寄木第13地割357番地39
有限会社ゴールド企画	八幡平市松尾寄木第20地割53番地
株式会社山金組	八幡平市石名坂下夕第8地割32
株式会社みちのく	八幡平市柏台1丁目19番1号
高橋建設株式会社	八幡平市松尾寄木第15地割151番地
有限会社ビット	紫波郡紫波町稲藤字宝木27番地2
有限会社タカショウ	紫波郡紫波町上平沢字川原田177番地1
ピットハウス	紫波郡紫波町片寄字丹後5番地1
有限会社共進工業	紫波郡紫波町平沢字幅63番地8
有限会社紫波興業	紫波郡紫波町小屋敷字古屋敷70番地
株式会社遠山産業	岩手県紫波郡紫波町遠山字中松原73番地1
作山興業有限会社	紫波郡紫波町遠山字中松原97番地
株式会社丸孝商会	紫波郡紫波町宮手字泉屋敷78番地
株式会社悠希商事	紫波郡紫波町土館字松森31番地1
株式会社つくも	紫波郡紫波町片寄字大沢尻3番地1
有限会社芦名商会	紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割183番地2
有限会社山岸	紫波郡矢巾町大字東徳田第14地割29番地16
有限会社原建設工業	紫波郡矢巾町大字広宮沢1地割2番地636
有限会社村松興業	紫波郡矢巾町大字広宮沢第7地割46番地
株式会社カマイシリサイクルサービス	紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割52番地1
株式会社山谷産業	紫波郡矢巾町広宮沢第10地割515-3
エグゼキュート東北株式会社	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割312番地
株式会社トータルサポート唯一	紫波郡矢巾町大字高田9地割10番地12
盛岡・紫波地区都市環境事業協同組合	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割90番地1
有限会社丸石産業	花巻市石鳥谷町好地16-63-1
有限会社新興産業	花巻市石鳥谷町小森林2-6-1
株式会社サンクリーン	花巻市太田5-74
藤田守	花巻市大迫町亀ヶ森28-39
北久保 藤田隆造	花巻市大迫町亀ヶ森4-4-1
有限会社大迫白清社	花巻市大迫町外川目21-11
成和建设株式会社	花巻市金矢4-52-1
コーダ産業有限会社	花巻市幸田17-29-2
株式会社藤孝産業	花巻市実相寺237-17
有限会社松園総業	花巻市下似内17-93-3
花巻市清掃株式会社	花巻市諏訪104-1
株式会社報徳	花巻市東和町土沢5-364
有限会社大道地工業	花巻市中根子字道地8
アントレーヴ株式会社	花巻市二枚橋5-360-1

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
株式会社理水興業	花巻市星が丘2-16-12
株式会社光衛生社	花巻市豊沢町8-75
岩手コンポスト株式会社	花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番地13
株式会社スパット北上	北上市村崎野14地割63番地3
岩手リサイクル創生館 工藤隆雄	北上市上野町二丁目26番7号
株式会社有田屋	北上市鍛冶町三丁目2番47号
株式会社エコ	北上市成田26地割83番地10
北上ビルメン株式会社	北上市幸町2番5号
千田技建工業株式会社	北上市下江釣子15地割4番地2
リックス株式会社	北上市相去町大松沢1番地64
中央建設株式会社	北上市堤ヶ丘二丁目9番50号
株式会社北日本環境保全	北上市常盤台四丁目11番116号
株式会社北上衛生社	北上市常盤台四丁目11番116号
株式会社マルサ	北上市成田26地割83番地12
株式会社岩手環境事業センター	北上市二子町上野112番地1
K・Sテック株式会社	北上市二子町築館14番地14
有限会社中神工務店	北上市孫屋敷8番1号
高橋 利美 (屋号:さくら環境企画)	北上市村崎野9地割194番地11
マルケイ建設株式会社	北上市和賀町藤根17地割54番地1
株式会社和賀開発	北上市和賀町横川目36地割26番地
有限会社遠野地方運送	遠野市青笹町青笹14-91
有限会社遠野環境企画	遠野市青笹町青笹4-54-2
有限会社遠野地区清掃社	遠野市綾織町新里18-69-3
丸和運送有限会社	遠野市宮守町達曾部4-43
松田重機工業株式会社	遠野市小友町17-51-7
株式会社テラ	遠野市青笹町中沢2-52
有限会社西和賀衛生社	和賀郡西和賀町大沓36-20-5
株式会社山の幸王国	和賀郡西和賀町桂子沢75地割61番地7
有限会社県南クリーン	一関市赤荻字中条97番地1
有限会社小山重機	一関市川崎町薄衣字如来地5番地5
有限会社セレクトクリーン	一関市狐禅寺字手負沢49番地
千田古物商	一関市千厩町千厩字梅田46番地3
ニッコー・ファインメック株式会社	一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
有限会社東磐収集社	一関市千厩町奥玉字林ノ沢16番地
有限会社東磐クリーンサービス	一関市大東町大原字萱140番地11
株式会社一関環境保全センター	一関市滝沢字苦木100番地8
株式会社一般公害集配センター	一関市萩荘字上本郷149番地7
有限会社花泉環境サービス	一関市花泉町老松字水沢屋敷3番地4
クリーンセンター花泉有限会社	一関市花泉町日形字日形山2番地1
有限会社中村解体	一関市東山町田河津字野土81番地2
有限会社東部産業	一関市東山町長坂字中倉157番地
有限会社バイオ・グリーン	一関市藤沢町大籠字天ノ穴39番地1
有限会社グリーン総業	一関市藤沢町大籠字天ノ穴38番地

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
新生ビル管理株式会社	一関市三関字仲田21番地 1
有限会社萱農場	一関市大東町大原字樽原62番地 8
有限会社平泉衛生社	西磐井郡平泉町平泉字西郷59番地
有限会社平泉清掃社	西磐井郡平泉町平泉字樋渡12番地 2
株式会社ゴトウ	西磐井郡平泉町平泉字瀬原109番地
有限会社エス.ケー.ケー.オカド	奥州市胆沢小山字道場61番地 3
黒沢建設株式会社	奥州市胆沢小山字駒籠267
株式会社阿部総業	奥州市胆沢若柳字愛宕796番地
有限会社胆沢環境	奥州市胆沢若柳字中横沢原273番地
株式会社広岡組	奥州市胆沢南都田字下広岡323番地 1
奥州循環システム株式会社	奥州市胆沢若柳字堀通27番地 1
株式会社昭和清掃興業	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323番地 2
株式会社環境保全	奥州市江刺愛宕字朴ノ木218番地 1
新星興産株式会社	奥州市江刺岩谷堂字五道ヶ辻 8 番地 1
株式会社江刺衛生社	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323番地 2
有限会社ニーズ	奥州市江刺梁川字下芦沢20番地 1
有限会社ふる里開発	奥州市江刺梁川字七下96-1 番地
有限会社サンシコー開発	奥州市衣川大石ヶ沢 1 番地 1
有限会社衣川環境	奥州市衣川上河内248番地 2
有限会社志和商店	奥州市前沢字長檀 3 番の 1
有限会社丸高清掃社	奥州市前沢字陣場98番地 3
有限会社鈴木商会	奥州市前沢白山字館84番地 1
有限会社小野徳三郎商店	奥州市水沢字大町82番地
有限会社クレンリネスサンライズ	奥州市水沢字極楽14番地 2
株式会社サンライフ	奥州市水沢字田小路16番地 4
石川 一典 (屋号：水沢便利センター)	奥州市水沢字鶴淵25番地 7
砂押プラリ株式会社 奥州支店	奥州市水沢黒石町字鶴ノ木新田70
振興開発株式会社	奥州市水沢佐倉河字杉ノ堂99番地 2
県南造園土木株式会社	奥州市水沢真城字北塩加羅157番地 1
株式会社浅間建設	奥州市水沢真城字杉ノ下113番地
一般財団法人水沢環境公社	奥州市水沢工業団地四丁目42番地
EC南部コーポレーション株式会社	奥州市水沢佐倉河字慶徳71番地
有限会社リサイクル伊藤	奥州市水沢神明町二丁目 1 番42号
有限会社ワンダー商会	奥州市水沢字堰合32番地
有限会社ケーエステック	奥州市水沢花園町二丁目 2 番17号
株式会社オイラー	奥州市水沢東大通り三丁目 7 番15号
株式会社東北芝幸	奥州市水沢福吉町 5 番26号
株式会社ホワイトアウル	奥州市胆沢小山字小田切310
一般財団法人クリーンいわて事業団	奥州市江刺岩谷堂字五道ヶ辻 8 番地 1
有限会社エスケープルドーザ	奥州市江刺梁川字大尻215番地
株式会社環境保全サービス	奥州市水沢卸町 4 番地 7
株式会社大栄興業	奥州市水沢佐倉河字明神堂146-9
株式会社E Y S	奥州市水沢字高屋敷24番地 1
千葉 原生	奥州市水沢中田町 3 番31-1 号

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
株式会社衛生管理センター	胆沢郡金ヶ崎町西根東地蔵野10番地 4
岩手カレットセンター株式会社	胆沢郡金ヶ崎町六原赤坂裏 9 番地 1
柴田 由一	胆沢郡金ヶ崎町永栄谷木前58番地
有限会社共同産業	胆沢郡金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1
有限会社オーガニック金ヶ崎	胆沢郡金ヶ崎町西根駒沢 3 番地
株式会社宮古衛生社	宮古市小山田四丁目 5 番24号
新里衛生社	宮古市刈屋第16地割61番地 1
有限会社田老衛生社	宮古市田老字新田70番地 1
株式会社田川商店	宮古市田老字撰待43番地 2
リアス環境管理株式会社	宮古市長町一丁目 9 番17号
宮古環境管理株式会社	宮古市藤の川13番23号
有限会社ニコニコ総合企業	宮古市藤の川14番15号
株式会社川井衛生	宮古市古田第 2 地割49番地18
有限会社陸中協同クリーンサービス	宮古市八木沢第 5 地割70番地 1
有限会社芳賀清掃社	下閉伊郡山田町荒川4-6
陸中スキット株式会社	下閉伊郡山田町飯岡第 2 地割114番地 2
有限会社大和	下閉伊郡山田町豊間根21-40- 9
マルヨ産業運送株式会社	下閉伊郡山田町船越第6地割51番地 6
有限会社岩泉衛生社	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 2 - 5
中央第一総合有限会社	下閉伊郡岩泉町岩泉字鼠入川66
岩泉産廃興業有限会社	下閉伊郡岩泉町袈綿字本町30番地
有限会社クリーン田野畑	下閉伊郡田野畑村羅賀262- 2
有限会社田野畑リサイクル	下閉伊郡田野畑村一の渡118- 4
三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町中央町11番14号
ホクヨープライウッド株式会社	東京都文京区本郷一丁目25番 5 号
岩手県南運輸株式会社	大船渡市赤崎町字石橋前39番地5
岩手資源開発株式会社	大船渡市猪川町字大野 5 番地 1
株式会社岩手環境保全	大船渡市猪川町字久名畑86番地 5
株式会社大船渡資源	大船渡市盛町字みどり町21 - 2
中村建設株式会社	大船渡市三陸町越喜来字所通122番地 2
有限会社平田興運	大船渡市三陸町越喜来字所通24- 7
株式会社アトラス	大船渡市立根町字細野23 - 3
株式会社ヤスモト	大船渡市日頃市町字大迎37- 1
開発運輸株式会社	大船渡市日頃市町字中板用45- 8
有限会社気仙広域清掃	大船渡市末崎町字上山108番地18
有限会社三陸解体	大船渡市立根町字細野4-58
有限会社志田	大船渡市赤崎町字永浜106-11
有限会社アルファ岩手	大船渡市赤崎町字後ノ入66-1

資料編 3 応急災害対策編

名称	住所
有限会社大船渡ブロック建設	大船渡市猪川町字中井沢10-7
岩手資源開発株式会社	大船渡市猪川町字大野5番地1
株式会社アトラス	大船渡市立根町字細野23番地3
株式会社アイケン	大船渡市末崎町字神坂47-1
マルショウ工業有限会社	陸前高田市小友町字茗荷1番地13
有限会社クリーン石川	陸前高田市高田町字中和野5番地
公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター	陸前高田市高田町字中田62番地1
有限会社山城運輸	陸前高田市竹駒町字館117番地2
小島 義明 (屋号：インテリアオジマ)	陸前高田市高田町字鳴石51番地111
株式会社戸建	陸前高田市高田町字大隅93番地3
同和鍛造株式会社 釜石事業所	釜石市大字釜石12地割138番地
釜石清掃企業株式会社	釜石市甲子町第10地割419番地 5
トップ商会 西澤 利廣	釜石市甲子町第9地割227
日鉄物流釜石株式会社	釜石市鈴子町23番15号
三陸興産株式会社	釜石市大平町3丁目3番2号
有限会社新菱和運送	釜石市松原町2丁目35番
	釜石市上中島町4-3-7
菅原 望 (屋号：三陸テクノ)	釜石市小佐野町3丁目3番26号
大和田清掃社	上閉伊郡大槌町小槌第20地割75番地26
有限会社大槌運送	上閉伊郡大槌町吉里吉里第1-8-4
マルコ清掃社	上閉伊郡大槌町小槌第22地割27番地14
一般財団法人大槌町シルバー人材センター	上閉伊郡大槌町須賀町3-23
大安環境有限会社	上閉伊郡大槌町安渡3-11-17
松村建設株式会社	上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番
株式会社カワムラ	青森県八戸市大字金浜字土橋第5地割14
株式会社曾我産業	青森県八戸市南郷大字中野丑木沢41番地7
有限会社サンコー清掃	青森県三戸郡三戸町大字斗内字中堤13番地4
同和興業株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6-1
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	宮城県仙台市青葉区一番地1丁目9番1号 仙台トランスタワー15階
熊谷俊成	宮城県気仙沼市久保171番地
若清テクノ株式会社	宮城県栗原市若柳字川南子々松166番地
グリーンリサイクル株式会社	宮城県富谷市成田9丁目3番地5
東北ビル管財株式会社	秋田県大館市片山字中通6番地2
株式会社高良	福島県南相馬市原町区南町一丁目93番地
株式会社EJサービス	胆沢郡金ヶ崎町西根森山4番地18
太平洋セメント株式会社	東京都文京区小石川1丁目1番1号
UBE三菱セメント株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

3-22-2 一般廃棄物処理施設一覧表
(し尿処理施設)

(令和4年11月1日現在)

設置者	構成市町村名	処理能力 k1/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
盛岡地区衛生処理組合	盛岡市、滝沢市、雫石町	70	膜分離 高負荷	滝沢市大崎94-194	
				019-688-5110	020-0621
		100	標脱	滝沢市大崎94-194	
				019-688-5110	020-0621
盛岡北部行政事務組合	盛岡市、八幡平市、葛巻町、岩手町	100	標脱	八幡平市平館27-49	
				0195-74-2716	028-7405
		45	浄化槽専用	八幡平市平館27-49	
				0195-74-2716	028-7405
北上地区広域行政組合	花巻市、北上市、西和賀町	250	高負荷	北上市成田23-55-1	
				0197-68-2203	024-0003
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市、金ヶ崎町	276	膜分離 高負荷	奥州市水沢佐倉河字仙人49	
				0197-24-5821	023-0003
一関地区広域行政組合	一関市、平泉町	160	好一段 高負荷	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	
				0191-21-2157	029-0131
	一関市	100	高負荷	一関市川崎町薄衣字石船渡133	
				0191-43-2344	029-0202
遠野市	/	61	高負荷 膜分離	遠野市綾織町下綾織32-30-1	
				0198-62-2878	028-0532
宮古地区広域行政組合	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	74	標脱	宮古市千徳14-121-5	
				0193-62-4035	027-0058
		63	標脱	宮古市千徳14-121-2	
				0193-62-4035	027-0058
釜石大槌地区行政事務組合	釜石市、大槌町	85	膜分離 高負荷	担当部署：釜石市鈴子町22-1 施設所在：釜石市甲子町10-498	
				0193-31-1336	026-0031
気仙広域連合	大船渡市、陸前高田市、住田町	130	高負荷	大船渡市盛町字田中島13-15	
				0192-26-3739	022-0003
久慈広域連合	久慈市、洋野町、普代村、野田村	105	膜分離 高負荷	九戸郡洋野町中野7-30-10	
				0194-66-9160	028-7906
二戸地区広域行政事務組合	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	112	高負荷	二戸市下斗米字細越20-1	
				0195-23-2651	028-6102
紫波町	紫波町、矢巾町	44	脱水 (助燃剤) 希釈	担当部署：紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3-1 施設所在：紫波郡紫波町南日詰字小路口92-1	
				019-672-2111	028-3392

資料編 3 応急災害対策編

(ごみ焼却施設)

(令和4年11月1日現在)

設置者	構成市町村名	処理能力 t/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
岩手・玉山環境組合	盛岡市、岩手町	28	ストーカ式	盛岡市寺林字平森54-54	
				019-682-0552	028-4122
滝沢・雫石環境組合	滝沢市、雫石町	100	シャフト式	滝沢市大石渡332-2	
				019-688-2464	020-0613
盛岡・紫波地区環境施設組合	盛岡市、紫波町、矢巾町	160	シャフト式	紫波郡矢巾町大字西徳田12-168-2	
				019-697-3835	028-3603
盛岡市	/	405	ストーカ式	盛岡市上田字小鳥沢148-25	
				019-663-7153	020-0102
八幡平市	/	50	ストーカ式	八幡平市野駄27-621	
				0195-76-2814	028-7301
葛巻町	/	10	ストーカ式	岩手郡葛巻町葛巻7-10	
				0195-66-4286	028-5402
岩手中部広域行政組合	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	182	ストーカ式	北上市和賀町後藤3地割60番地	
				0197-72-8286	024-0335
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市、金ヶ崎町	240	ストーカ式	奥州市水沢佐倉河字仙人49	
				0197-24-5821	023-0003
一関地区広域行政組合	一関市、平泉町	150	ストーカ式	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	
				0191-21-2157	029-0131
	一関市	80	流動床式	一関市大東町摺沢字南長者101-1	
宮古地区広域行政組合	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	186	流動床式	宮古市小山田第2地割110番地	
				0193-64-7111	027-0038
岩手沿岸南部広域環境組合	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	147	シャフト式	釜石市大字平田第3地割81番地3	
				0193-27-7020	026-0001
久慈広域連合	久慈市、洋野町、普代村、野田村	120	ストーカ式	久慈市夏井町大崎3-95	
				0194-53-5319	028-0001
二戸地区広域行政事務組合	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	90	流動床式	二戸市石切所字二枚平19-1	
				0195-25-5660	028-6103

3-23 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

3-23-1 県内火葬場一覧表

(令和4年7月1日現在)

No.	市町村名	火葬場名称	経営者	所在地	連絡先	火葬炉数	燃料
1	盛岡市	盛岡市斎場 やすらぎの丘	盛岡市 市民登録課	盛岡市三ッ割字寺山46番地4	019-601-5046 019-651-4111(役所)	9	都市ガス
2	八幡平市	八幡平市斎場	八幡平市 市民課	八幡平市野駄27-601	0195-76-2031 0195-74-2111(役所)	2	灯油
3	雫石町	雫石町火葬場	雫石町 町民課環境対策室	雫石町七ツ森16番地80	019-692-3571 019-692-6403(役場)	3	灯油
4	葛巻町	くずまき斎苑	葛巻町 農林環境エネルギー課	葛巻町葛巻15地割21-3	0195-66-2111(役場)	1	灯油
5	岩手町	岩手・玉山斎場 「浄霊苑」	岩手・玉山環境組合	岩手町大字五日市第7地割 92番地35	0195-62-2720 019-682-0552(事務局)	2	灯油
6	紫波町	紫波斎苑 かたくりの丘	紫波町産業部環境課	紫波町星山字杉田34番地6	019-672-4841 019-672-2111(役場)	2	灯油
7	矢巾町	矢巾斎苑	矢巾町 町民環境課	矢巾町大字白沢第6地割 175番地12	019-697-7848 019-611-2501(役場)	2	灯油
8	花巻市	大迫斎場	花巻市 大迫総合支所 市民サービス課	花巻市大迫町大迫第10地割 29番地1	0198-48-2918 0198-41-3126(支所)	1	灯油
9	花巻市	石鳥谷斎場	花巻市 石鳥谷総合支所 市民サービス課	花巻市石鳥谷町好地第2地割 161番地1	0198-45-4912 0198-41-3446(支所)	2	灯油
10	花巻市	東和斎場	花巻市 東和総合支所 市民サービス課	花巻市東和町土沢5区255番地	0198-42-1251 0198-41-6516(支所)	1	灯油
11	北上市	しみず斎園	北上地区 広域行政組合	北上市北工業団地5-36	0197-66-2725 0197-68-2203(組合)	6	灯油
12	遠野市	遠野市斎場 永遠の丘	遠野市 環境整備部環境課	遠野市遠野町22-7	0198-62-2681 0198-62-2111(役所)	3	灯油
13	西和賀町	にしわが斎苑	西和賀町 町民課	西和賀町沢内字鍵飯14地割 7番地	0197-81-2580 0197-85-2111(役場)	1	灯油
14	奥州市	胆江地区広域火葬場 さくらぎ苑	奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢佐倉河字東鍛冶 屋44番地	0197-51-3900 0197-24-5821(組合)	5	灯油
15	一関市	釣山斎苑	一関地区広域行政組 合 一関清掃センター	一関市字釣山30-1	0191-21-2159 0191-21-2157(組合)	5	灯油
16	一関市	千厩斎苑	一関地区広域行政組 合 一関清掃センター	一関市千厩町千厩字東小田 334-2	0191-52-2426 0191-21-2157(組合)	4	灯油
17	大船渡市	おおふなと斎苑	大船渡市市民生活部 市民環境課	大船渡市立根町字猫足83番地	0192-27-6849 0192-27-3111(役所)	3	灯油
18	陸前高田市	陸前高田斎苑	陸前高田市市民協働 部市民課	陸前高田市高田町字太田87番地	0192-55-3579 0192-54-2111(役所)	2	灯油
19	釜石市	釜石斎場	釜石市市民生活部生 活環境課	釜石市大字平田3-60-3	0193-26-7111 0193-22-8451(役所)	3	灯油
20	大槌町	おおつち斎苑	大槌町 町民課	大槌町安渡1-7-38	0193-42-8713(役場)	2	灯油
21	宮古市	みやこ斎苑	宮古市 市民生活部総 合窓口課	宮古市千徳第14地割71番地4	0193-64-2225	4	灯油
22	宮古市	宮古市川井火葬場	宮古市 川井総合事務 所 住民生活係	宮古市箱石第2地割87番地1	0193-76-2111 (川井総合事務所)	1	灯油
23	宮古市	常安寺火葬場	宗教法人常安寺	宮古市沢田4番11号	0193-62-4252	2	灯油
24	山田町	やまだ斎苑	山田町 町民課	山田町山田第1地割10番地	0193-82-6878 0193-82-3111(役場)	2	灯油
25	岩泉町	岩泉斎場	岩泉町 町民課環境対 策室	岩泉町岩泉字天間40番地1	0194-22-5533 0194-22-2111(役場)	2	灯油
26	久慈市	久慈地区斎場	久慈広域連合事務局 衛生課	久慈市夏井町鳥谷第4地割 23番地35	0194-58-3670 0194-66-9090(連合)	3	灯油
27	二戸市	斎場にのへ	二戸市市民生活課環 境推進室	二戸市下斗米字寺久保113-1	0195-20-3003 0195-23-3111(役所)	2	灯油
28	軽米町	かるまい斎苑	軽米町 町民生活課	軽米町大字軽米第6地割 52番地3	0195-46-3892 0195-46-2111(役場)	1	灯油
29	九戸村	九戸村斎場	九戸村 保健福祉課	九戸村大字伊保内第22地割 16番地	0195-42-2111(役場)	1	灯油
30	一戸町	一戸町営火葬場	一戸町 総務部町民課	一戸町岩館字館37番地	0195-33-2278 0195-33-2111(役場)	1	灯油

3-23-2 岩手県広域火葬計画

岩手県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、大規模災害（以下「災害」という。）発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において「広域火葬」とは、災害により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが困難になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、市町村等に提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び他都道府県との調整等、必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、火葬許可事務の特例的な取扱いの実施及び市町村内の情報収集と整理を行う等必要な措置を講じる。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、広域火葬における被災市町村と応援火葬場の割振りについて、地域ごとにあら

かじめ定めておくものとする。(別表)

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 災害発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行业者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的にした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 通信の確保

通常の通信が途絶した場合における市町村等との通信(連絡)手段の確保

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生時を想定した訓練を行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、環境生活部県民くらしの安全課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

(1) 被災市町村は、県内で災害が発生した後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。(別記第1号様式)

(3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。(別記第2号様式)
- (3) 被災市町村は、市町村内の死亡者数の大幅な変動により、前記(2)の広域火葬応援要請に基づき県から割り振られた応援火葬場以外の火葬場においても、広域火葬が必要と判断したときは、改めて県に応援を要請するものとする。(別記第2号様式)
- (4) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、火葬場設置者及び必要に応じ近隣県に協力依頼するとともに、国に報告するものとする。(別記第3号様式の1、別記第3号様式の2)
- (5) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (6) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(別記第4号様式)
- (7) 県は、前記(4)において広域火葬の実施を決定したときは、市町村及び火葬場設置者に、市町村は、住民及び葬祭業者等関係団体に速やかにその旨を周知するものとする。
- (8) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び(6)を準用し対応するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、被災市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(別記第5様式の1、別記第5様式の2)
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。(参考様式)
また、県から割り振られた日以降も火葬応援が必要な場合は、火葬受入れ期間の延長について応援火葬場と調整するものとする。
- (3) 県は、災害の規模が大きく、被災市町村だけでは応援火葬場との調整を行うことが困難な場合は、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。(別記第5様式の3)

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。(別記第6号様式の1)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。(別記第6号様式の2)

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項に規定する緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、法第76条第1項に規定する緊急通行車両により行うものとする。

- (3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記第7号様式）

- (4) 県は、関係市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体への応援・協力依頼を行うものとする。

7 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

8 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

- (2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに国に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

9 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記第8号様式の1）

イ 被災市町村が平常時に使用している火葬場（別記第8号様式の2）

- (2) 前記(1)の火葬状況報告は、1週間分を取りまとめ、火葬実施日の翌週末までに報告

するものとする。なお、災害対応等業務都合により期限までの報告が困難な場合は、この限りではない。

(3) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

10 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

11 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(別記第9号様式)

(4) 災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(別記第10号様式)

(5) 前記(3)及び(4)の広域火葬に関する報告は、広域火葬の終了後、翌月末までに全体を取りまとめて報告するものとする。

第4 大規模な疾病の流行等への準備

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合においては、この計画の第1から第3までに定めるところにより対応するものとする。

第5 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成24年11月29日から適用する。

附則

この計画は、平成30年8月24日から適用する。

附則

この計画は、令和3年6月8日から適用する。

応援火葬場の割振り

○ 被災市町村が通常使用している火葬場だけでは火葬が困難な場合は、被災市町村を構成市町村とする地域の火葬場に火葬の割振りを行う。

また、被災市町村を構成市町村とする地域の火葬場だけでは、火葬が困難な場合は、応援地域として割当てした地域の火葬場に、火葬の割振りを行う。

なお、応援地域の火葬場の被災状況及び死者数の状況等に応じて、他の地域の火葬場も含めて広域火葬の協力依頼を行うものであること。

地域名	構成市町村	応援地域	
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町	岩手中部	胆江
岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	盛岡	胆江
胆江	奥州市、金ヶ崎町	岩手中部	両磐
両磐	一関市、平泉町	岩手中部	胆江
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	胆江	両磐
釜石	釜石市、大槌町	岩手中部	宮古
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡	岩手中部
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	盛岡	二戸
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡	久慈

3-26 農畜産物応急対策計画

3-26-1 家畜診療班及び防疫班編成表

支 部	家畜診療班			家畜防疫班			備考
	班 長	班 員	事務職員	班 長	班 員	事務職員	
中 央	1	5～8	1	1	5～8	1	地方支部農林班及び協力期間の職員により構成
県 南	1	5～8	1	1	5～8	1	
県 北	1	5～8	1	1	5～8	1	

3-28 ライフライン施設応急対策計画

3-28-1 電力施設現況一覧表

1 発電所

事業者名	発電所名	所在地
東北電力株式会社		
〃+	米内	盛岡市下米内
〃+	山口	久慈市大川目町
〃+	附馬牛	遠野市附馬牛町
〃+	猿ヶ石	花巻市東12丁目
〃+	磐井川	一関市巖美町
〃+	鷺の滝	釜石市橋野町
〃+	橋野	〃 〃
〃+	栗橋	〃 〃
〃+	福岡	〃 石切所
〃+	舌崎	〃 釜沢
〃+	葛根田第一	岩手郡雫石町
〃+	葛根田第二	〃 〃
〃+	水神	北上市和賀町
〃+	浅内	下閉伊郡岩泉町
〃+	岩泉	〃 〃
〃+	岩泉第二	〃 〃
〃+	川内	宮古市川内
〃+	鈴久名	宮古市鈴久名
〃+	腹帯	宮古市腹帯
〃+	世田米	気仙郡住田町世田米
〃+	葛根田地熱	岩手郡雫石町
東北水力地熱株式会社		
〃+	松川地熱	八幡平市松尾寄木
〃+	石羽根	北上市和賀町
〃+	和賀川	〃 〃
電源開発株式会社		
〃+	東和	花巻市東和町
〃+	胆沢第一	奥州市胆沢区
岩手県+		
〃+	胆沢第二	奥州市胆沢
〃+	岩洞第一	盛岡市日ノ戸
〃+	岩洞第二	盛岡市門前寺
〃+	仙人	北上市和賀町
〃+	四十四田	盛岡市上田
〃+	御所	盛岡市繫
〃+	滝	久慈市小久慈町
〃+	北ノ又	八幡平市松尾
〃+	北ノ又第二	八幡平市松尾
〃+	北ノ又第三	八幡平市松尾
〃+	入畑	北上市和賀町
〃+	松川	八幡平市松尾
〃+	早池峰	花巻市大迫町
〃+	稲庭高原風力	二戸市浄法寺町
〃+	柏台	八幡平市松尾
〃+	胆沢第三	奥州市胆沢
〃+	胆沢第四	奥州市胆沢
〃+	相去太陽光	北上市相去町
〃+	高森高原風力	一戸町高森高原地区
〃+	築川	盛岡市川目

注 +印は無人発電所

2 変電所

事業者名	変電所名	所在地
東北電力ネットワーク株式会社+	盛岡	盛岡市本宮
〃+	盛岡中央	盛岡市神明町
〃+	東盛岡	盛岡市東新庄
〃+	高松	盛岡市高松
〃+	仙北町	盛岡市向中野
〃+	釜石	釜石市千鳥町
〃+	大橋	釜石市甲子町
〃+	千徳	宮古市長根
〃+	西通	盛岡市盛岡駅西通
〃+	東宮古	宮古市日の出町
〃+	津軽石	宮古市津軽石
〃+	山目	一関市山目
〃+	一関	一関市赤萩
〃+	大船渡	大船渡市大船渡町
〃+	日高	奥州市水沢
〃+	花巻	花巻市西大通り
〃+	柳原	北上市さくら通り
〃+	河原町	北上市九年橋
〃+	宮古	宮古市老木
〃+	北上	北上市藤沢
〃+	北盛岡	滝沢市耳取山
〃+	久慈	久慈市田屋町
〃+	遠野	遠野市大工町
〃+	岩手高田	陸前高田市高田町
〃+	岩谷堂	奥州市江刺
〃+	江刺	奥州市江刺
〃+	葛巻	岩手郡葛巻町
〃+	沼宮内	岩手郡岩手町
〃+	好摩	盛岡市好摩
〃+	雫石	岩手郡雫石町
〃+	日詰	紫波郡紫波町
〃+	川尻	和賀郡西和賀町
〃+	前沢	奥州市前沢
〃+	千厩	一関市千厩町
〃+	平泉	西磐井郡平泉町
〃+	花泉	一関市花泉町
〃+	大槌	上閉伊郡大槌町
〃+	本銅	下閉伊郡岩泉町
〃+	岩手中里	下閉伊郡岩泉町
〃+	山田	下閉伊郡山田町
〃+	種市	九戸郡洋野町
〃+	伊手	奥州市江刺
〃+	耳取	和賀郡西和賀町
〃+	仙人	北上市和賀町
〃+	普代	下閉伊郡普代村
〃+	軽米	九戸郡軽米町
〃+	松園	盛岡市三ツ割
〃+	長田町	盛岡市長田町

資料編 3 応急災害対策編

事業者名	変電所名	所在地
〃+	宮野目	花巻市西宮野目
〃+	大平	釜石市大平町
〃+	東山	一関市東山町
〃+	常盤	奥州市水沢
〃+	下船渡	大船渡市大船渡町
〃+	矢巾	紫波郡矢巾町
〃+	岩手滝沢	滝沢市大釜
〃+	沢	一関市三関
〃+	岩手	盛岡市玉山永井
〃+	金ヶ崎	胆沢郡金ヶ崎町
〃+	飯豊	北上市村崎野
〃+	安代配電塔	八幡平市荒屋新町
〃+	竜ヶ森配電塔	八幡平市星沢
〃+	柏台	八幡平市松尾寄木
〃+	大迫配電塔	花巻市大迫町
〃+	大東配電塔	一関市大東町
〃+	九戸配電塔	九戸郡九戸村
〃+	洪民	盛岡市下田
〃+	後藤野	北上市和賀町
〃+	二戸	二戸市堀野
〃+	水沢	奥州市水沢
〃+	雫石開閉所	岩手郡雫石町
〃+	立根	大船渡市立根町
〃+	都南	盛岡市永井
〃+	北岩手	二戸郡一戸町
〃+	藤沢	一関市藤沢町
〃+	葛巻開閉塔	岩手郡岩手町
〃+	相去	北上市相去町
〃+	巢子	滝沢市狼久保
〃+	住田	気仙郡住田町
〃+	東花巻	花巻市東和町
〃+	青山	盛岡市青山
電源開発発送変電ネットワーク株式会社+	胆沢	奥州市胆沢

3 事業所

事業者名	事業所名	所在地
東北電力株式会社	岩手支店	盛岡市紺屋町1-25
〃	岩手三陸営業所	釜石市甲子町10-210-3
〃	岩手県南営業所	北上市本通り四丁目11-12
〃	岩手発電技術センター	盛岡市本宮字水門3-1
東北電力ネットワーク株式会社	岩手支社	盛岡市紺屋町1-25
〃	久慈電力センター	久慈市門前4-1-1
〃	二戸電力センター	二戸市福岡字五日町20
〃	盛岡電力センター	盛岡市紺屋町1-25
〃	〃	盛岡市本宮字水門3-1
〃	宮古電力センター	宮古市築地2丁目2-33
〃	〃	宮古市太田1-3-7
〃	〃 (岩泉サービスセンター)	下閉伊郡岩泉町岩泉惣畑66
〃	遠野電力センター	遠野市大工町3-34
〃	釜石電力センター	釜石市甲子町10-210-3
〃	花北電力センター	北上市本通り四丁目11-12
〃	水沢電力センター	奥州市水沢区西町5-27
〃	〃	胆沢郡金ヶ崎町西根森山17-2
〃	大船渡電力センター	大船渡市盛町字内の目11-10
〃	一関電力センター	一関市田村町8-10
〃	岩手制御所	盛岡市本宮字水門3-1
電源開発株式会社	東和電力所	花巻市東和町谷内9-15

3-28-2 都市ガス事業者一覧表

名称	所在地	電話	F A X	供給区域
盛岡ガス株式会社	盛岡市上田二丁目19番56号	盛岡 019(653)1241	019(653)1217	盛岡市, 滝沢市, 矢巾町
花巻ガス株式会社	花巻市材木町17-37	花巻 0198(22)3633	0198(24)9089	花巻市(旧花巻市)
水沢ガス株式会社	奥州市水沢山崎町14-16	水沢 0197(24)4151	0197(24)4135	奥州市(水沢, 胆沢)
一関ガス株式会社	一関市三関字日照40-1	一関 0191(23)3417	0191(23)3477	一関市(旧一関市)
釜石瓦斯株式会社	釜石市鈴子町147番地5	釜石 0193(22)3535	0193(22)3542	釜石市

3-28-3 都市ガスの状況

種別 \ 名称	盛岡ガス(株) (一般ガス13A)	花巻ガス(株) (一般ガス13A)	水沢ガス(株) (一般ガス13A)	一関ガス(株) (一般ガス13A)	釜石瓦斯(株) (一般ガス13A)
製 造 法	LNG気化器 エアフィン式及び 温水式	LNG気化器 エアフィン式	LNG気化器 エアフィン式	液化石油ガス気化器, プロパンエア方式	LNG気化器 エアフィン式
能 力 (1,000MJ換算)	24,235 m ³ /日	1,319 m ³ /日	1,846 m ³ /日	4,069 m ³ /日	4,482 m ³ /日
原 料 ガ ス 貯 蔵 基 数	4基	3基	3基	2基	3基
ガ ス ホ ル ダ ー 基 数	3基	0基	0基	3基	1基
貯 蔵 能 力	105,000m ³	0m ³	150m ³	1,300m ³	8,500m ³
導 管 延 長	695,804m	74,854m	75,931m	52,550m	162,191m
供 給 戸 数	45,736戸	3,965戸	5,932戸	3,282戸	8,366戸

3-28-4 液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地

(1) 充てん所

事業所名	住所	電話
岩手共同ガス(株)	盛岡市仙北2-6-6	019-634-0311
東邦岩手(株) 宮古充填所	宮古市赤前4-1	0193-63-4251
(株)八木又商店	大船渡市大船渡町字地ノ森61-10	0192-27-1778
ミライフ東日本(株) 盛岡支店大船渡基地	大船渡市大船渡町字砂森1-18	0192-26-3828
岩手工業株式会社	大船渡市盛町字田中島27番地13	0192-26-5155
全農東北エネルギー(株) 岩手LPガスセンター	花巻市二枚橋5-120-1	0198-26-3124
東綱商事(株) 北上営業所	北上市北工業団地7-9	0197-66-2641
カメイ(株) 花北ガスターミナル	北上市村崎野19-127-2	0197-68-3117
(株)丸片ガス	北上市村崎野20-80	0197-68-3350
北良(株) ガスセンター	北上市和賀町後藤2-106-160	0197-73-7222
(有)佐甚商店	一関市大東町摺沢字大森115-1	0191-75-2327
岩手県オイルターミナル(株)	釜石市大平町4-1-4	0193-22-3921
泉金物産(株) 県南営業所	奥州市水沢真城字中林下18	0197-25-5125
水沢ガス(株) 北充填所	奥州市水沢佐倉河字中ノ町64	0197-23-6218
盛岡ガス燃料(株) 滝沢LPG充填所	滝沢市湯舟沢491-1	019-688-0210
東邦岩手(株) 本店営業所	矢巾町大字藤沢10-136	019-697-4151
マルハ産業(株) 盛岡営業所	矢巾町大字西徳田8-15-1	019-697-2929
(株)ホームエネルギー東北 盛岡センター	矢巾町大字広宮沢1-276	019-697-0341
大陽日酸(株)東北支社 岩手ガスセンター	金ヶ崎町西根森山4-6	0197-44-4365

(2) オートガススタンド

事業所名	住所	電話
東邦スワン(株)	盛岡市盛岡駅西通2-3-10	019-651-6771
(株)宮崎商店 上堂オートガススタンド	盛岡市上堂4-9-1	019-641-5872
北良(株)	北上市堤ヶ丘1-9-32	0197-65-0155
二戸ガス(株) S S L Pガススタンド	二戸市米沢字下村131-1	0195-25-5550

(3) 充てん所・オートガススタンド併設

事業所名	住所	電話
カメイ(株) 盛岡ガスターミナル	盛岡市湯沢10-48-40	019-605-6111
泉金物産(株) 盛岡支店	盛岡市厨川1-15-46	019-641-5121
泉金物産(株) 宮古支店	宮古市上鼻2-1-25	0193-62-6021
(株)丸光商事 宮古LPガス充填所	宮古市根市2-33-2	0193-62-5000
(有)石川ガス	大船渡市盛町字二本杵23-4	0192-27-3232
東海プロパン(株) 大船渡充填所	大船渡市盛町字中道下2-26	0192-27-4121
気仙郡漁業協同組合連合会 プロパン充填所	大船渡市大船渡町字上平16-2	0192-27-1635
花巻ガス(株)	花巻市材木町17-37	0198-22-3633
協同組合北上エルピーガスセンター	北上市藤沢17-147-1	0197-64-7632
ENEOSグローブエナジー(株) 久慈充填所	久慈市大沢8-2-3	0194-53-5265
(株)細谷地	久慈市長内町17-100-10	0194-53-2305
マルキ産業(株) LPガス充填所	遠野市青笹町青笹4-58-2	0198-62-3624
カメイ(株) 一関ガスターミナル	一関市赤荻字桜町175	0191-33-1310
カンリョウ(株) 千厩LPG充填工場	一関市千厩町千厩字上駒場106-5	0191-53-2231
(株)森燃	一関市真柴字中田87	0191-23-2044
東海プロパン(株) 高田営業所	陸前高田市米崎町字中田225-1	0192-55-2723
釜石瓦斯(株)	釜石市松原町3-1-19	0193-22-1513
二戸ガス(株)	二戸市仁左平字北井沢6	0195-23-3388
岩手液化ガス(株)	二戸市金田一字上田面76-1	0195-27-3325
泉金物産(株) 八幡平ガス営業所	八幡平市平館25-55-4	0195-74-3276
水沢ガス(株) 南充填所	奥州市水沢山崎町14-1	0197-24-4457
N X エネルギー東北(株) 岩手支店 日詰ガスターミナル	紫波町南日詰字箱清水127-1	019-671-2602

(4) 充てん設備 (バルクローリー)

事業所名	住所	電話
カメイ物流サービス(株) 盛岡営業所	盛岡市湯沢10-48-40	019-605-6111
泉金物産(株) 宮古支店	宮古市上鼻2-1-25	0193-62-6021
(株)丸片ガス 宮古営業所	宮古市宮町4-2-40	0193-62-6077
東海プロパン(株) 大船渡充填所	大船渡市盛町字中道下2-26	0192-27-4121
カメイ物流サービス(株) 北上営業所	北上市村崎野19-127-2	0197-68-3117
北良(株) ガスセンター	北上市和賀町後藤2-106-160	0197-73-7222
(株)丸片ガス	北上市村崎野20-80	0197-68-3350
マルキ産業(株)LPガス充填所	遠野市青笹町青笹第4地割58-2	0198-62-4033
カメイ物流サービス(株) 一関営業所	一関市赤荻字桜町175	0191-33-1310
釜石瓦斯(株)	釜石市松原町3-1-19	0193-22-1513
岩手液化ガス(株)	二戸市金田一字上田面76-1	0195-27-3325
二戸ガス(株)	二戸市仁左平字北井沢6	0195-23-3388
(株)アストモスガスセンター岩手 水沢営業所	奥州市水沢真城字町下101-5	0197-23-7551
水沢ガス(株) 北充填所	奥州市水沢佐倉河字中ノ町64	0197-23-6218
水沢ガス(株) 南充填所	奥州市水沢山崎町14-1	0197-24-4457
(株)アストモスガスセンター岩手 滝沢営業所	滝沢市湯舟沢491-1	019-688-8611
伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 岩手支店滝沢営業所	滝沢市土沢87-2	019-684-1234
(株)アストモスガスセンター岩手 矢巾営業所	矢巾町大字藤沢10-183-7	019-697-8510
(株)ホームエネルギー東北 盛岡センター	矢巾町大字広宮沢1-276	019-697-0341

資料編 3 応急災害対策編

3-28-5 応急給水資材の整備状況

(令和3年3月31日現在)

	市町村名	給水車	給水タンク	ポリタンク	運搬車	その他
盛岡広域ブロック	盛岡市	4m ³ 1台 3m ³ 1台 1.5m ³ 1台	1m ³ 26基	20L 145個 10L 815個		給水パック 6L 13,000枚 臨時仮設給水栓 14基
	八幡平市	2m ³ 1台	1.2m ³ 1基 1m ³ 2基	20L 40個		
	滝沢市	2m ³ 1台	1m ³ 6基 0.5m ³ 1基	20L 20個 10L 20個	2t 1台	給水パック 6L 1,000枚
	雫石町		1m ³ 2基 0.5m ³ 2基 0.2m ³ 1基	20L 480個 10L 590個		給水パック 6L 3,200枚 給水パック 5L 700枚 仮設給水栓(4口) 2基
	岩手町		1m ³ 1基	20L 120個		給水パック 6L 180枚
	矢巾町	2m ³ 1台	1.2m ³ 3基 1m ³ 5基 0.5m ³ 2基	20L 10個		給水パック 6L 1,600枚
県南広域ブロック	岩手中部 水道企業 団	3.8m ³ 1台 2m ³ 1台	1.8m ³ 3基 1m ³ 9基 0.5m ³ 2基 0.3m ³ 2基	20L 23個 10L 87個	1.5t 1台 0.3t 1台	給水パック 6L 2,000枚
	紫波町	3.8m ³ 1台				
	遠野市		1m ³ 1基 0.5m ³ 2基 0.3m ³ 4基		2t 1台	給水パック6L 800枚
	一関市	3.7m ³ 1台 2m ³ 1台	2m ³ 1基 1.5m ³ 1基 1m ³ 1基 0.5m ³ 4基	20L 70個 10L 20個	2t 1台	給水パック 10L 430枚 給水パック 6L 440枚
	奥州市	3.8m ³ 1台 1.6m ³ 1台	1.5m ³ 3基 1m ³ 4基	500L 3個 18L 56個		給水パック 6L 2,000枚
	西和賀町		2m ³ 1基 0.5m ³ 1基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 3基	20L 30個 18L 95個		
	金ヶ崎町	2m ³ 1台	1.5m ³ 1基 1m ³ 1基	18L 17個	1t 1台	給水パック 6L 400枚
	平泉町	1.8m ³ 1台	0.5m ³ 2基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 1基 0.1m ³ 2基	20L 150個		

資料編 3 応急災害対策編

	市町村名	給水車	給水タンク	ポリタンク	運搬車	その他
沿岸南部広域ブロック	大船渡市		1m ³ 2基	20L 10個	2t 1台	給水パック 10L 200枚 給水パック 6L 5,600枚 給水パック 5L 30枚
	陸前高田市	2m ³ 1台	1m ³ 1基 0.5m ³ 1基	20L 38個 10L 5個		給水パック 7L 10枚 給水パック 6L 500枚 給水パック 5L 100枚 給水パック 3L 1,700枚
	住田町		1.5m ³ 2基	20L 35個 15L 33個 10L 21個		給水パック 6L 170枚
	釜石市		1m ³ 6基	500L 5個 10L 40個	2t 1台	給水パック 10L 1,300枚 給水パック 6L 1,200枚 給水パック 4L 300枚
	大槌町	3m ³ 1台	1m ³ 1基	500L 8個		給水パック 6L 4,080枚
宮古広域ブロック	宮古市	3m ³ 2台	1m ³ 6基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 2基	20L 19個 10L 3個 18L 223個	2t 1台 0.5t 1台	給水パック 6L 711枚 給水パック 5L 1,170枚 給水パック 4L 135枚 緊急用飲料水備蓄タンク40m ³ 2基 防災無線 11台 携帯電話 8台
	山田町		1m ³ 1基	20L 10個		給水パック 6L 1,400枚
	岩泉町		1.5m ³ 1基 1m ³ 2基 0.3m ³ 1基	18L 22個	2t 1台	給水パック 6L 100枚
	田野畑村		1m ³ 1基		2t 1台	
県北広域ブロック	普代村		3.6m ³ 1基 1m ³ 2基	20L 20個		
	久慈市	2m ³ 1台	1m ³ 4基	20L 20個	1.5t 1台	給水パック 10L 1,000枚 給水パック 6L 5,000枚 給水パック 5L 900枚
	洋野町	2m ³ 1台	1m ³ 3基	20L 5個 18L 64個		給水パック 10L 300枚 給水パック 6L 300枚
	野田村			20L 180個		給水パック 6L 800枚 ペットボトル水1.0L 360本 ペットボトル水1.5L 2,824本
	二戸市		1m ³ 2基 0.3m ³ 4基	20L 85個 15L 8個 10L 65個	2t 1台 0.35t 2台	給水パック 10L 400枚 給水パック 6L 100枚 給水パック 5L 800枚
	軽米町		2.0m ³ 1基 0.5m ³ 1基	20L 54個		給水パック 10L 15枚 給水パック 6L 490枚
	九戸村		1m ³ 1基	20L 30個 10L 30個		給水パック 6L 100枚
	一戸町		1m ³ 1基 0.5m ³ 1基	18L 20個	1.4t 1台 0.5t 1台	給水パック 6L 200枚
	葛巻町		1m ³ 1基 0.5m ³ 2基	20L 20個 10L 20個	1t 1台	

3-32 防災ヘリコプター活動計画

3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 運航体制（第4条―第12条）
- 第3章 運航管理（第13条―第21条）
- 第4章 安全管理（第22条・第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 事故防止対策等（第26条―第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する消防安全課の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

（常駐基地）

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

（総括管理者）

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（防災航空隊）

第7条 消防安全課防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

（隊長等の任務）

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

資料編 3 応急災害対策編

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 消火活動

(3) 救助活動

(4) 救急活動

(5) 災害予防活動

(6) 消防防災訓練活動

(7) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第4号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。

3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法を明らかにした要領等を整備しなければならない。

資料編 3 応急災害対策編

4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。

5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行うものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員及び操縦士（以下「隊員等」という。）の教育訓練を実施するために必要な訓練計画等を定めるとともに、施設及び設備の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。

3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めた時は、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

〈以下様式については省略〉

資料編 3 応急災害対策編

(様式第3号)

岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表 (年度)

部課名
職氏名
連絡先

TEL

1 使用日時

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 その他参考となる事項

(様式第5号)

岩手県防災ヘリコプター使用承認書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

岩手県総務部総合防災室防災航空担当課長

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県防災ヘリ
コプターの使用について下記により承認する。

記

1 使用日時 年 月 日 () 時 分～ 時 分

2 目的

3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じて岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、消火基地等の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。

資料編 3 応急災害対策編

- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
- 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの国民の生命，身体及び財産を保護し，被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ，国民の生命，身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は，次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，上空からの偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり，防災ヘリによる消火が有効であると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し，又は延焼拡大のおそれがあると認められ，偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において，人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において，地上からの救出が困難であり，屋上からの救出が必要と認め

られる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ 臓器搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークからの臓器搬送が必要で、臓器の搬送に時間的制約があり、また脳死と判定された者の状態が急変等により、早急に臓器搬送が必要と認められる場合。

オ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	発信者		TEL	
			FAX	
要請日時	年 月 日 ()		時	分要請
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:)			
	2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 その他:)			
	3 救 助 (山岳―搜索・救助 水難―搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:)			
	4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)			
発生場所	市 町 村			
	(世界測地系座標) N		E	
気象状況	天候	視程	(風向)	(風速) (気温)
災害の状況	発生日時: 年 月 日 時 分頃			
要救助者情報	ふりがな 氏 名		生年月日	
			(男 ・ 女) 年 月 日生 (歳)	
	住所		携帯電話	
	特徴			
現場指揮者	職・氏名		連絡方法	
			携帯電話等 無線 コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	
離着陸場-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他:			
	(世界測地系座標) N		E	
	無線コールサイン		(主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	
離着陸場-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他:			
	(世界測地系座標) N		E	
	無線コールサイン		(主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	

資料編 3 応急災害対策編

その他	応援に要する資器機材の品目及び数量
	特記事項

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	
使用無線	無線 CH (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波) コールサイン
到着予定時間	年 月 日 () 時 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 時間 分間
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	年 月 日 () 時 分
受信者	

岩手県防災航空センター： TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話：隊長 090-6853-4083、副隊長 090-6853-4090、副隊長 090-6853-4073

災 害 等 即 報

年 月 日

運航管理責任者 様

報告者

記

活動種別	1. 災害対策() 2. 火災() 3. 救助() 4. 救急() 5. その他()
要請市町村等	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
要請日時	年 月 日 () 時 分
活動日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
発生場所	
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要) (活動内容) (活動範囲)
搬送人員	
その他 参考事項	
現場出動人員	

様式第3号

災 害 状 況 等 報 告 書

年 月 日

運航管理責任者

岩手県消防安全課防災航空担当課長 様

要請市町村等の長

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領第7により、次のとおり報告します。

記

災害種別	1. 災害対策 2. 火災 3. 救助 4. 救急 5. その他()				
発生日時	年	月	日 ()	時	分頃
要請日時	年	月	日 ()	時	分
発生場所					
災害の概要 及び 対応状況					
出動機関 及び 人員等	消防署隊	人	台	関係機関(人)	
	消防団隊	人	台		
被害の概要等 (被害の規模、 または被救助者 の傷病程度等)					
その他 参考事項					
担当者	所属・役職・氏名・TEL				

岩手県防災航空センター: TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

資料編 3 応急災害対策編

岩手県防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領別紙「岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準」2(4)アの岩手県防災ヘリコプターが交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う場合の具体的な基準は、次のとおりとする。

(交通遠隔地)

1 交通遠隔地とは、おおむね別図のヘリコプターの有効範囲内の地域とする。

(傷病者)

2 緊急に搬送を行う必要がある傷病者とは、次の傷病原因に該当する者とする。

(1) 自動車事故

ア 自動車から放り出された事故

イ 同乗者が死亡した事故

ウ 自動車が横転し、又は転覆した事故

エ 車体がおおむね50cm以上つぶれた事故

オ 車内がおおむね30cm以上つぶれた事故

カ 歩行者若しくは自転車が自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

キ その他これらに準ずる事故

(2) オートバイ事故

ア おおむね時速35km以上で衝突した事故

イ オートバイから放り出された事故

ウ その他これらに準ずる事故

(3) 転落事故

ア 高所からの転落事故

イ 山間部における滑落事故

ウ その他これらに準ずる事故

(4) 窒息事故

ア 溺水事故

イ 生き埋め事故

ウ その他これらに準ずる事故

(5) 列車事故

(6) 航空機事故

(7) 傷害事件

ア 発砲事件

イ 刺傷事件

ウ その他これらに準ずる事件

(8) 重症が疑われる中毒事件

(9) 重症が疑われる疾病

(傷病者の観察判断基準)

3 緊急に搬送を行う必要がある傷病者の観察判断基準は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の状態（バイタルサイン）

ア 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する（ジャパンコーマスケールで30以

上)。

- イ 全く脈がない，又は脈拍が弱い。
- ウ 呼吸が停止している，又は呼吸が弱い。
- エ 呼吸障害がある。
- オ その他これらに準ずる状態

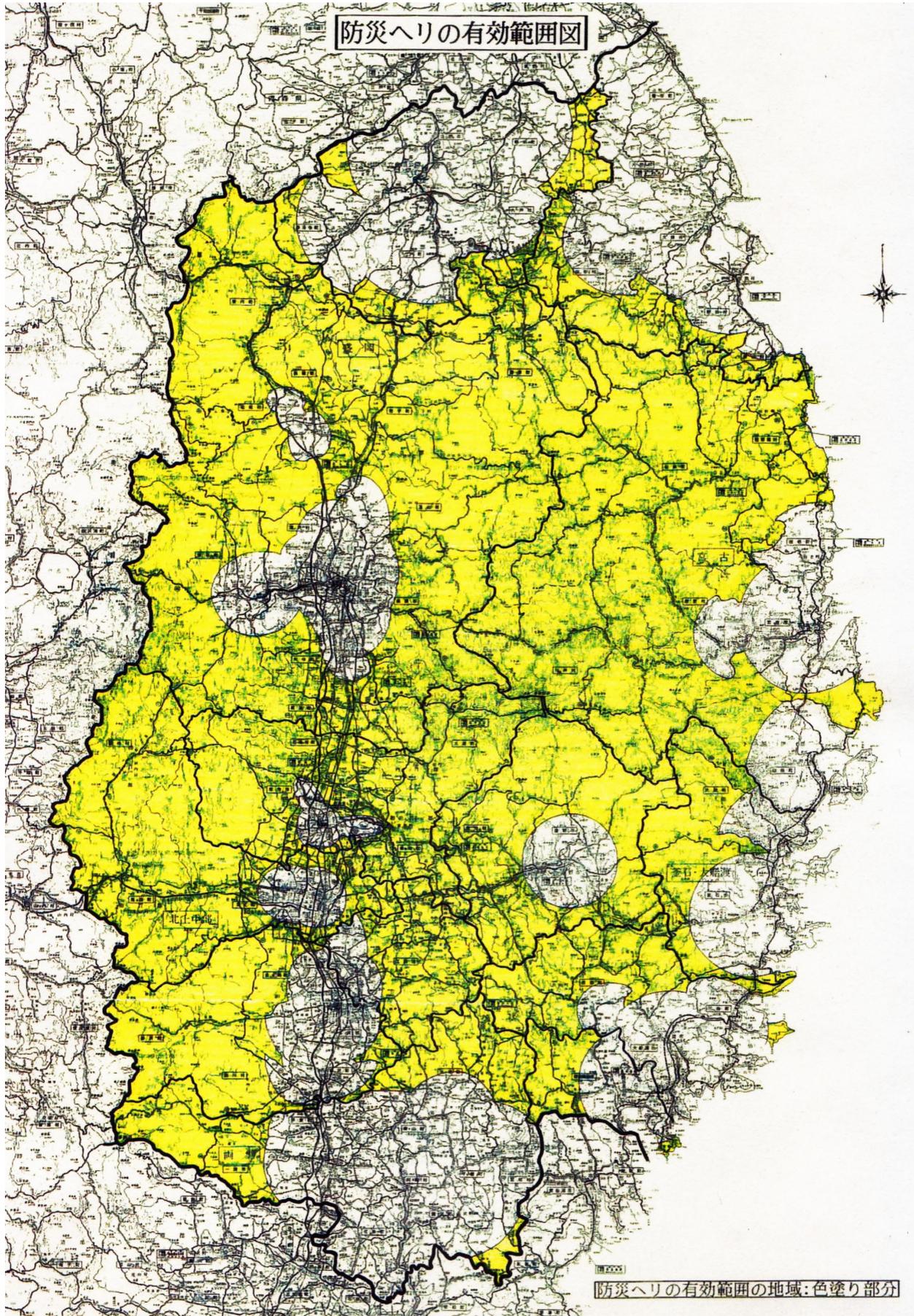
(2) 外傷

- ア 頭部，頸部，躯幹又は肘若しくは膝より近位の四肢の外傷性出血
- イ 2箇所以上の四肢の変形又は四肢（手指及び足趾を含む。）の切断
- ウ 麻痺を伴う四肢の外傷
- エ 熱傷
 - (ア) 体のおおむね3分の1を超える熱傷
 - (イ) 気道熱傷
 - (ウ) その他これらに準ずる熱傷
- オ 意識障害を伴う電撃傷（雷又は電線による感電事故）
- カ 意識障害を伴う外傷
- キ その他これらに準ずる外傷

(3) 疾病

- ア けいれん発作
- イ 不穏状態（意識障害等により暴れる状態）
- ウ 四肢の麻痺
- エ 強い痛み
- オ その他これらに準ずる疾病

(4) その他緊急性があるもの



「防災ヘリの有効範囲図」に係る留意事項

- 1 防災ヘリの有効範囲とは、防災ヘリによる搬送が救急自動車による搬送より時間的に早いと見込まれる地域であり、次により算出した範囲である。
 - (1) 防災ヘリの出動は花巻空港から、救急自動車の出動は救急隊が配備されている各消防署所からとし、同時に出動する。
 - (2) 防災ヘリの巡航速度は時速260km、救急自動車の速度は時速40kmとする。
 - (3) 防災ヘリによる搬送時間については、離陸までの準備時間が10分かかるものとする。

- 2 防災ヘリの有効範囲は、救急事案の発生現場周辺における緊急離着陸場の位置や道路事情等によって変動するものである。

3-32-4 岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約

(目的)

第1条 岩手県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、ヘリコプター等による災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

(組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表（岩手県ヘリコプター等運用調整会議参画機関）のとおりとする。

(所掌事項)

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

(1) 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等に関する情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

(2) 大規模な災害の発生時

別途定める「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、岩手県災害対策本部支援室内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

(座長)

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長があたる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、岩手県復興防災部消防安全課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月11日から施行する。

※別表 (略)

3-32-5 大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画

1 目的

この計画は、岩手県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、岩手県災害対策本部支援室（以下「支援室」という。）におけるヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

※ 本計画は岩手県ヘリコプター等運用調整会議の参画機関（以下「参画機関」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

※ 大規模な災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。

2 ヘリコプター等運用調整班の設置

(1) 岩手県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、岩手県災害対策本部支援室長（以下「支援室長」という。）の指示により、支援室内に岩手県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置する。

(2) ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の機動的な活動調整を行うため、参画機関から参集できる最小限の要員等（以下「ヘリ運用調整員」という。）で構成するものとする。

(3) ヘリ運用調整班長は、岩手県防災航空隊副隊長又は支援室長が指名する者を充てるものとする。

3 ヘリ運用調整員の自主参集

ヘリ運用調整員は、岩手県内で大規模な災害が発生した場合には、参集する旨を支援室に報告するとともに、次の情報等を可能な範囲で携えて支援室に参集するものとする。（別紙1 「岩手県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」 別紙4 「岩手県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」参照）

- (1) 参画機関が収集した災害情報及び映像
- (2) 参画機関が既に行なった災害対策活動状況
- (3) 参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- (4) ヘリコプター等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- (5) ヘリコプター等の航空燃料給油計画
- (6) ヘリコプター等の使用予定駐機場所及び場外離着陸場情報
- (7) その他必要な事項

4 ヘリ運用調整員の派遣の要請

支援室長は、災害対策活動のために参画機関が保有するヘリコプター等の支援が必要と認めた場合には、参画機関に対してヘリ運用調整班設置の旨を通知するとともに、ヘリ運用調整員の派遣を要請するものとする。（別紙1 「岩手県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」参照）

※ 「3」との違い

基本的にはヘリ運用調整員の自主参集を原則とするが、状況によっては大規模な地震や津波など大規模な災害であることが明白である場合ばかりではなく、発災してからしばらくして大規模な災害であることが判明する場合もある。そのような場合には、ヘリ運用調整班の設置の事実を参画機関に通知しなければヘリ運用調整員の派遣ができないものと考えられることから、自主参集を補完するために規定するものである。

5 大規模災害発生時におけるヘリコプター等の初動行動

参画機関は、岩手県内で大規模な災害が発生した場合には、努めて次の任務を行うものとする。

※ 大規模災害発生時においては初動対応が肝要であることから、ヘリ運用調整班活動に入る前の初動行動を規定しておくものである。

- (1) 岩手県防災航空隊は、速やかに被災地災害対策本部及び消防本部と連絡を取り、被災地災害対策本部職員又は消防本部職員を搭乗させて上空偵察を行うものとする。その際、ヘリ運用調整班長も搭乗するものとする。また、ヘリ運用調整班長は、上空偵察後、直ちに支援室に入り被害状況を伝えるとともに支援室長の指示によりヘリ運用調整班を立ち上げ、ヘリ運用調整班長の職務を行うものとする。
- (2) 岩手県警察航空隊は、速やかに被災地の上空偵察を行い、ヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）により被災地の映像を支援室に電送するものとする。
- (3) 陸上自衛隊東北方面隊は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレにより被災地の映像を支援室に配信するものとする。
- (4) 国土交通省東北地方整備局は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレによる被災地の土砂崩れや河川、道路の被害の状況記録を支援室に提供するものとする。
- (5) 第二管区海上保安本部は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレによる被災地の状況記録を支援室に提供するものとする。
- (6) 上記の他、参画機関は、活動態勢の準備を行うものとする。

6 参画機関ヘリコプター等の集結場所

参画機関ヘリコプター等の集結場所は、原則としていわて花巻空港とする。

7 いわて花巻空港における受援体制

岩手県防災航空隊は、参画機関のヘリコプター等がいわて花巻空港に集結する場合には、支援室及び花巻空港事務所と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機スポットの調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 夜間駐機場所の調整
- (7) その他必要な事項

8 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 支援室及び関係機関との活動連絡調整
- (2) いわて花巻空港における受援調整
- (3) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
(別紙2「ヘリコプター等活動振分書」 別紙3「応援航空隊活動表」参照)
- (4) 航空燃料の給油に関する調整
- (5) 他県との広域的な連携及び調整
- (6) その他必要な事項

9 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 他機関ヘリ（報道ヘリコプター等）活動把握
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

10 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、支援室長にヘリ運用調整員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

11 計画の準用

岩手県復興防災部消防安全課総括課長は、支援室の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関が保有するヘリコプター等が岩手県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

※ 小規模の災害であっても参画機関が保有するヘリコプター等が、岩手県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合や隣県又は複数の市町村に関係する災害等でヘリコプター等の運用を調整する必要がある場合を想定するものである。

12 計画の見直し

本計画は、参画機関等からの修正意見等が提言された場合等、岩手県ヘリコプター等運用調整会議において必要に応じて見直しをするものとする。

附 則

この計画は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年11月11日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年7月6日から施行する。

※別紙1～4 （略）

3-32-6 岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画

岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」第9項「ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項」を具体的に定め、ヘリコプター等の安全な運航を確保することを目的とする。

2 適 用

この計画は、岩手県内に大規模災害等が発生し又は発生するおそれがある場合において（以下「大規模災害等が発生した場合等」という。）、当該地域を飛行する参画機関等に適用するものとし、関係協力団体に対しては協力を求めるものとする。

3 用語の定義

この計画において使用される用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「大規模災害等」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。
- (2) 「参画機関」とは、ヘリコプター等運用調整会議に参画する機関をいう。
- (3) 「参画機関等」とは、参画機関及び参画機関への応援等機関をいう。
- (4) 「関係協力団体」とは、その他の航空機運航者及び報道機関をいう。
- (5) 「参画ヘリ等」とは、参画機関等が保有するヘリコプター等で、参画機関が調整可能なヘリコプター等をいう。
- (6) 「注意喚起ノータム」とは、災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル（平成8年1月26日付け空航第35号、空保第5号）（以下「安全対策マニュアル」という。）に基づき、航空機の輻輳が予測される場合に、一定の空域における飛行の注意喚起のため発行する航空情報（ノータム）をいう。
- (7) 「航空交通情報提供ノータム」とは、安全対策マニュアルに基づき、一定の空域において航空機の輻輳により救援活動に支障がある場合、当該空域を飛行する航空機に対して航空交通情報の聴取を推奨するために発行する航空情報（ノータム）をいう。

第2章 安全運航対策の実施

1 安全運航対策に関する基本的事項

ヘリコプター等運用調整班は、ヘリコプター等の災害対策活動等の状況について情報収集し、ヘリコプター等の安全運航に関する対策（以下「安全運航対策」という。）を講ずる必要性の有無を随時検討し、実施するものとする。

2 安全運航対策に係るヘリコプター等運用調整班の業務

(1) 参画ヘリ等の飛行の調整

ヘリコプター等運用調整班は、ヘリコプター等の安全な災害対策活動の実施のため必要があると認めるときは、参画ヘリ等の飛行に関する調整を実施するものとする。

(2) 航空情報の提供

ヘリコプター等運用調整班において提供を検討する航空情報の種類及び手続きは次のとおりとする。

ア 注意喚起ノータム

(ア) 参画機関は、大規模災害等が発生した場合等において、航空機の安全運航のため必要と認めるときは、地方航空局等に対し、注意喚起ノータム発行のための手続きを依頼する。

(イ) 通報した内容に変更があった場合には、速やかに通報する。

イ 航空交通情報提供ノータム

(ア) ヘリコプター等運用調整班は、局地航空情報の提供を決定したときは、地方航空局等に航空交通情報提供ノータムの発行のための手続きを依頼する。

(イ) 通報した内容に変更があった場合には、速やかに通報する。

ウ 依頼文書の例を別紙1に示す。

(3) 局地情報提供

ア 局地情報提供所の開設

(ア) ヘリコプター等運用調整班は、特定の地域において局地航空情報を提供する必要がある場合に、局地情報提供所の開設を検討する。

(イ) ヘリコプター等運用調整班は、参画機関に局地情報提供所開設の協力を要請することができる。

(ウ) 局地航空情報として提供する航空交通情報は、気象情報、他機に関する交通情報、離着陸に関する助言等とする。

(エ) 局地航空情報の提供の範囲（以下「局地情報提供エリア」という。）は、被災状況又はヘリコプター等活動状況等に応じ、ヘリコプター等運用調整班で定める。

(オ) 局地航空情報を提供する場所は、その提供の範囲を考慮の上、ヘリコプター等運用調整班で定めるものとし、その実施機関は参画機関の中からヘリコプター等運用調整班で調整する。

(カ) (イ)及び(ウ)の定めは、個々の参画機関が自己の必要により局地航空情報を提供することを妨げないものとする。

(キ) 独自に局地航空情報を提供しようとする（単発的又は一時的なものを除く。）参画機関は、事前に局地情報提供エリア、局地航空情報を提供する場所、提供の期間等

をヘリコプター等運用調整班に通知しなければならない。

イ 局地情報提供の実施

(7) 局地情報提供実施の通知等

ヘリコプター等運用調整班は、局地情報提供の実施を決定したときは、速やかに参画機関等に連絡するとともに、関係協力団体に情報提供し、協力を求めるものとする。

(イ) 局地情報提供所における協力要請

局地情報提供所は、局地情報提供エリア内において以下の状況が認められる場合は、ヘリコプター等に当該エリアへの進入禁止又は退去について協力を要請する。

a 局地情報提供所が必要と認めるとき。

b 局地情報提供エリア内の災害活動ヘリコプター等からの要請があったとき。

ウ 局地情報提供実施内容の変更及び廃止

ヘリコプター等運用調整班は、局地情報提供実施内容を変更又は廃止したときは、参画機関等及び関係協力団体に通知する。

エ 局地情報提供実施内容に対する参画ヘリ等の基本方針

参画ヘリ等は、局地情報提供実施要領の通知があったときは、第3章に定める飛行要領に基づき活動するものとする。

3 情報連絡体制等

(1) 参画機関

参画機関への情報連絡体制は別紙2のとおりとする。

(2) 関係協力団体

関係協力団体は別紙3のとおりとし、情報提供及び協力要請は次のとおりとする。

ア 岩手県復興防災部消防安全課は、本計画を策定（修正を含む。）したときは、文書で通知し、協力を要請するものとする。

イ 大規模災害等が発生した場合等における情報提供及び協力要請は、電話又は FAX により行う。

第3章 飛行要領

1 移動を主目的とした飛行

(1) 位置通報点の基準を別紙4のとおりとする。

(2) 可能な限り位置通報点において、管制機関等に対し位置通報を行う。管制機関等と通信設定が困難な場合は、位置通報点又は著名な地名等付近において航空機相互連絡用周波数（122.6MHz）で所属・位置・高度・針路・目的地・意図等を一方送信し、航空機相互間の連携を図る。

2 局地情報提供エリアの飛行

局地情報提供エリア内は、次により飛行するものとする。

- (1) 局地情報提供エリアへ進入する際は、局地情報提供所の許可を得る。
- (2) 局地情報提供エリアでは、局地情報提供所との通信設定を保つ。
- (3) 極力着陸灯等及びストロボライト等を点灯し、他機からの視認を容易にする。
- (4) 局地情報提供所からエリア外への退去の要請があった場合は、エリアから離脱する。
- (5) 局地情報提供エリアから離脱する際は、その旨を局地情報提供所に通報した後、周波数を変更する。
- (6) 局地情報提供所との交信要領
災害対策活動等に従事するヘリコプター等が局地情報提供所と交信する場合は、呼出符号の後にその業務に対応した次の単語を通報するものとする。

[例] ○○Information, JA766M, Rescue

Rescue	救助・救急（医師搬送を含む）
Search	搜索
Fire Fighting	消火
Transporter	物資輸送及び救急以外の人員搬送
Public	広報
Observation	情報収集

[注] 上記以外の活動は、単語を通報しない。

3 局地情報提供所が設置されていない離着陸場等での飛行

(1) 離着陸要領

着陸するために降下する場合は、風の正対成分で進入方向を東向き(E)か、西向き(W)とする。

航空機相互連絡用周波数で一方送信しながら降下し、安全に着陸できると判断する時点から風に正対して着陸する。

離陸する場合は、その逆とする。

(2) 高度区分

次の高度区分を基準として活動する。

ただし、高度区分以外の高度で飛行する場合は、航空機相互連絡用周波数で一方送信した後、高度を変更する。

ア 搜索救助活動、消火活動を行うヘリコプターは、対地 1000ft 以下

イ 飛行統制、ヘリテレ（映像伝送）を行うヘリコプターは対地 1500ft から 2500ft

ウ 固定翼機は対地 3000ft 以上

附 則

この計画は平成 23 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この計画は令和3年11月11日から施行する。

附 則

この計画は令和4年7月6日から施行する。

※別紙1～4 (略)

4 災害復旧・復興計画
 4-2 生活の安定確保計画
 4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧表

(令和元年12月1日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)
融資の対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告等に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づき 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置 (旧擁壁の除去を含む)
融資要件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災害証明書が交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の災害証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の災害証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人(日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込みこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること 5 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込みこと 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要な資金を用意できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込日現在、原則として79歳未満であること 6 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)であること

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること 2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること（建設・購入の場合のみ） 3 敷地の権利が転貸借でないこと 4 住宅部分の床面積は、制限が無し。ただし店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上が必要。	1 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること 2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）であること 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること（建設・新築購入の場合のみ） 4 敷地の権利が転貸借でないこと 5 建築基準法その他関係法令に適合していること	
貸付金の限度		所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け0.36% (令和元年12月1日現在)	個人向け0.36%、事業者向け0.16% (令和元年12月1日現在)	個人向け0.36%、事業者向け0.16% (令和元年12月1日現在)
期間	25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4-2-2 災害復興住宅資金

(令和元年12月1日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災，地震，暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し，住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊，大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 建設資金 1,680万円 2 整地資金 450万円 3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造，準耐火構造，木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊，大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,650万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユース[®]ラス住宅、リ・ユース[®]ラスマンション 2,650万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造，準耐火構造，木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユース[®]ラス住宅、リ・ユース[®]ラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 740万円 2 引方移転資金 450万円 3 整地資金 450万円 ※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で450万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

4-2-3 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付上限額の目安	貸付条件
<p>低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他のことを受ける世帯（資金の貸付に必要と認められること）</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）</p>	<p>福祉資金福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）</p>	<p>1世帯 150万円以内</p>	<p>1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内（目安） 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 貸付利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 申込方法 借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を経由して県社会福祉協議会へ申し込む。</p>
		<p>福祉資金福祉費（住宅の補修等に必要な経費）</p>	<p>1世帯 250万円以内</p>	

4-2-3 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付上限額の目安	貸付条件の目安
<p>・低所得世帯 (資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けると認められる自立生活できると認められる世帯であって、自立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であること)。 ・障がい者世帯 ・高齢者世帯 (日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)</p>	<p>福祉資金福祉費 (災害を受けたことにより臨時に必要な経費) 福祉資金福祉費 (住宅の補修等に必要経費)</p>	<p>1世帯 150万円以内 1世帯 250万円以内</p>	<p>1 据置期間 貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日) から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要 (ただし、連帯保証人なしでも貸付可) 4 貸付利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 申込方法 借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を経由して県社会福祉協議会へ申し込む。</p>

資料編 4 災害復旧・復興計画

4-2-4 災害援護資金

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円以内 平成14年8月1日現在</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）</p>	<p>対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円</p>	<p>貸付条件 1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%以内（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 5 延滞利率 年5%</p>

5 附属資料

5-1 みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年10月15日岩手県条例第49号）

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。

(3) 自主防災組織等 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。

(4) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

一部改正〔平成26年条例16号〕

（基本理念）

第3条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成26年条例16号〕

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第 11 条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第 12 条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第 13 条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第 14 条 県は、第 9 条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

一部改正〔平成 26 年条例 16 号〕

(実施状況の公表)

第 15 条 知事は、毎年度、前 2 条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 23 年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 12 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-2 岩手県防災会議条例（昭和 37 年岩手県条例第 34 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 8 年条例 5 号〕

（委員及び専門委員）

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 15 人以内、4 人以内、31 人以内及び 9 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和 42 年条例 24 号・平成 8 年 5 号・15 年 37 号・24 年 62 号・25 年 52 号・26 年 3 号・27 年 1 号・令和 4 年 27 号〕

（幹事）

第 3 条 防災会議に、幹事 71 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔昭和 42 年条例 24 号・平成 8 年 5 号・15 年 37 号・24 年 62 号・25 年 52 号・26 年 3 号・27 年 1 号〕

（部会）

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第 5 条 防災会議の庶務は、復興防災部において処理する。

一部改正〔昭和 40 年条例 6 号・令和 2 年 53 号〕

（補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 26 日条例第 6 号）

資料編 5 附属資料

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年10月13日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成8年11月11日までの間に市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成8年11月11日までとする。

附 則（平成15年7月14日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成16年11月11日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成16年11月11日までとする。

附 則（平成24年10月18日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月16日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成26年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成26年11月10日までとする。

附 則（平成27年3月11日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成28年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成28年11月10日までとする。

附 則（令和2年12月14日条例第53号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月19日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年3月16日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、令和5年3月16日までとする。

5-3 岩手県災害対策本部条例（昭和 37 年岩手県条例第 40 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 18 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和 37 年岩手県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 2 項の規定により、同法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償の種類)

第 2 条 前条の損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の 6 種とする。

(補償基礎額)

第 3 条 損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行う。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気の発生が確定した日を基準として、同法第 12 条の規定により算定した平均賃金の額。
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第 4 条 従事者が負傷し、又は病気にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

第 5 条 従事者が負傷し、又は病気にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間 1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業補償を行わない。ただし、その業務上の収入が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第 6 条 従事者の負傷又は病気になおった場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、

資料編 5 附属資料

障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級
 - (2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より2級上位の等級
 - (3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より3級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額を超えてはならない。
- 5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は病気によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもって、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ、当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行う。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

資料編 5 附属資料

第10条 第4条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は病気がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行ったときは、その後は損害補償は行わない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行わない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行わない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

別表(第6条関係)

等級	倍数	身 体 障 害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ肘関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれ膝関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

資料編 5 附属資料

等級	倍数	身 体 障 害
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の全ての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下に減じたもの 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 1 上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1 下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の全ての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢が用をなさなくなったもの 7 1 下肢が用をなさなくなったもの 8 両足の全ての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの 2 咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 7 1 下肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 8 片手の全ての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の 4 本の指を失ったもの
7 級	560	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することがで

資料編 5 附属資料

等級	倍数	身 体 障 害
		<p>きないもの</p> <p>6 おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の4本の指を失ったもの</p> <p>7 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の全ての指が用をなさなくなったもの</p> <p>12 外貌が著しく醜くなったもの</p> <p>13 両側の辜（こう）丸を失ったもの</p>
8級	450	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下に減じたもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの</p> <p>4 おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの</p> <p>7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 片足の全ての指を失ったもの</p>
9級	350	<p>1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下に減じたもの</p> <p>3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>9 一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p>

資料編 5 附属資料

等級	倍数	身 体 障 害
		12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の2本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの 14 第1足指をあわせ片足の2本以上の指を失ったもの 15 片足の全ての指が用をなさなくなったもの 16 外貌が相当程度醜くなったもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
10 級	270	1 1眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に障害を残すもの 4 14本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第1足指又は他の4本の指を失ったもの 10 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの
11 級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第1足指をあわせ片足の2本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12 級	140	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

資料編 5 附属資料

等級	倍数	身 体 障 害
		3 7本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第2足指を失ったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指を失ったもの又は片足の第3足指以下の3本の指を失ったもの 12 片足の第1足指又は他の4本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌が醜くなったもの
13級	90	1 1眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 5本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第3足指以下の1本又は2本の指を失ったもの 11 片足の第2足指が用をなさなくなったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの
14級	50	1 1眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 3本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第3足指以下の1本又は2本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの

備 考

資料編 5 附属資料

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

5-5 岩手県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は会長（会長に事故があるときはその指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。

(2) 岩手県地域防災計画の軽微な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。ただし、会議を開催することが困難と認めるときは、委員への通知をもって報告に代えることができる。

(部会)

第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て行うものとする。

2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、速やかに部会に付議するものとする。

3 部会長は、付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかにその結果を、会長に報告するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員（委員の属する機関の職員のうちから幹事が任命されていない委員に限る）及び専門委員を出席させることができる。

3 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和38年3月22日から施行する。

附則

この規程は、昭和49年9月7日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

5-6 小災害見舞金交付内規

(目的)

第1条 この内規は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に規定する災害で、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)が適用されない小災害の発生に際して当該災害により住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村及びり災住民の救助を行った市町村に対して小災害見舞金を交付し、り災住民の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全壊世帯 住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯をいう。
- (2) 半壊世帯 住家が半壊し、半焼する等著しく損傷した世帯をいう。
- (3) 床上浸水世帯 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯をいう。
- (4) 住家が滅失した世帯 全壊世帯、半壊世帯及び床上浸水世帯をいう。
- (5) 小災害 災害により住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表に掲げる数に該当するもの(法第2条に規定する政令で定める程度の災害(以下「法適用災害」という。)を除く。)をいう。
- (6) 被災率 市町村ごとに、災害により住家が滅失した世帯の数を当該市町村の人口に応じそれぞれ災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)別表第一に定める世帯の数で除して得た数(小数点第2位以下切捨て)をいう。

(世帯の数の算定)

第3条 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した世帯の1世帯として算定するものとする。

(小災害見舞金の種類)

第4条 小災害見舞金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) り災見舞金
- (2) 救助見舞金

(小災害見舞金の交付)

第5条 り災見舞金は、小災害によって住家が滅失した世帯に対して見舞金を支給した市町村に交付する。

2 救助見舞金は、り災住民の救助を行った市町村に交付する。

(小災害見舞金の額)

第6条 り災見舞金の額は、当該市町村における住家が滅失した世帯ごとに災害救助法施行細則(昭和35年岩手県規則第59号)第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額(6人を超える世帯にあっては、6人世帯の金額を限度とする。)に当該市町村の被災率を乗じて得た金額(1,000円未満は切り上げるものとする。)の合計額とする。ただし、実際に市町村が住宅が滅失した世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。

2 救助見舞金の額は、当該市町村が行った救助のうち、法適用災害に係る法第4条に規定する救助の種類(法第4条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類(救助について法第2条に規定する救助の例によって算出した額に当該市町村の被災率を乗じて得た金額(1,000円未満

資料編 5 附属資料

は切上げるものとする。) とする。

(同一災害による見舞金の交付)

第7条 小災害又は法適用災害の発生した市町村以外の市町村において、当該災害とほぼ同時に発生した同一原因による災害によって住家が滅失した世帯に対して当該市町村が見舞金を支給した場合及び当該市町村が災住民の救助を行った場合には、当該市町村のり災状況を勘案し、特に必要と認めるものについて、前条の例により算定した小災害見舞金を交付することができる。

附 則

1 この内規は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 18 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

別表

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	
人口 5,000 人未満	15 世帯以上	30 世帯未満
人口 5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯以上	40 世帯未満
人口 15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯以上	50 世帯未満
人口 30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯以上	60 世帯未満
人口 50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯以上	80 世帯未満
人口 100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯以上	100 世帯未満
人口 300,000 人以上	75 世帯以上	150 世帯未満

5-7 岩手県災害対策本部規程

(平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 本部 (第3条―第9条)
- 第3章 広域支部 (第10条―第14条)
- 第4章 地方支部 (第15条―第21条)
- 第5章 現地災害対策本部 (第22条)
- 第6章 本部支援室 (第23条)
- 第7章 削除
- 第8章 調査班及び現地作業班 (第25条・第26条)
- 第9章 配備体制 (第27条―第32条)
- 第10章 災害情報 (第33条)
- 第11章 雑則 (第34条―第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県災害対策本部条例（昭和37年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）第5条の規定により、岩手県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部並びに室、課、所、調査監（以下「課等」という。）及び機関
- (2) 広域支部
- (3) 地方支部及び班
- (4) 現地災害対策本部
- (5) 本部支援室
- (6) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、原則として岩手県庁内に置く。

第2章 本部

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び復興防災部長をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条第3号に掲げる復興防災部の事務を監督する副知事
- 第2順位 第1順位に掲げる者以外の副知事
- 第3順位 復興防災部長

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の長（復興防災部長を除く。）、

復興防災部副部長（釜石市に駐在する者を除く。）並びに東京事務所長

- (2) 医療局長
- (3) 企業局長
- (4) 教育長
- (5) 警察本部長

4 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、県の職員のうちから本部員を指名することができる。

5 本部のその他の職員には、県の職員をもって充てる。

（本部員会議）

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

（部）

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

2 部に、部長及び次長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、次長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（課等及び機関）

第6条 部に、別表第2に掲げる課等及び別表第3に掲げる機関を置く。

2 課等に課等の長、機関に機関の長を置き、課等の長にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる職にある者を、機関の長にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 課等及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもって充てる。

4 課等の長及び機関の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等又は機関の事務を掌理する。

（課等及び機関の主な担当業務）

第7条 課等及び機関の主な担当業務は、次のとおりとする。

(1) 別表第2にあつては課等の欄、別表第3にあつては機関の欄に掲げる区分に応じ、これらに対応するそれぞれの表の主な担当業務の欄に掲げる事務

(2) その他本部長が特に命じること。

（本部連絡員）

第8条 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務を担当する。

3 本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

（部の運営）

第9条 この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

第3章 広域支部

(広域支部)

第10条 地方における広域的な災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第4に掲げる広域支部を置く。

第11条 広域支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の調整に関すること。
- (2) その他本部長が特に命じること。

第12条 広域支部に、広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及びその他の職員を置く。

- 2 広域支部長は、広域振興局長をもって充てる。
- 3 副広域支部長は、広域支部長が広域支部委員のうちから適当と認める者を指名する。
- 4 広域支部委員は、別表第4に掲げる構成地方支部の長及び広域支部長が構成地方支部の支部委員のうちから指名する者をもって充てる。

(広域支部委員会議)

第13条 広域支部長は、広域的な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、広域支部委員会議を招集する。

- 2 広域支部委員会議は、広域支部長、副広域支部長及び広域支部委員をもって構成する。
- 3 広域支部長は、審議事項の内容に応じ、副広域支部長のほか、一部の広域支部委員の出席により会議を開催し、並びに副広域支部長及び広域支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(広域支部の運営)

第14条 この訓令に定めるもののほか、広域支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、広域支部長が定める。

第4章 地方支部

(地方支部)

第15条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第5に掲げる地方支部を置く。

第16条 地方支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命じること。

第17条 地方支部に、支部長、副支部長、支部委員及びその他の職員を置く。

- 2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。県南広域振興局にあつては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長）又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）をもって充てる。
- 3 副支部長は、支部長が支部委員のうちから適当と認める者を指名する。
- 4 支部委員は、別表第5の左欄に掲げる地方支部及び同表の中欄に掲げる所管区域の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる構成機関又は組織の長をもって充てる。ただし、広域振興局にあつては、広域振興局の部長をもって充てる。

(支部委員会議)

第18条 支部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、支部委員会議を招集する。

- 2 支部委員会議は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。

資料編 5 附属資料

3 支部長は、審議事項の内容に応じ、副支部長のほか一部の支部委員の出席により会議を開催し、並びに副支部長及び支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(班)

第19条 地方支部に、別表第6に掲げる班を置く。

2 班に、班長を置き、別表第6の左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。

3 班に、副班長及び班員を置き、副班長にあつては別表第6の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の中から班長が指名し、班員にあつては、同表の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の職員をもって充てる。

(支部連絡員)

第20条 地方支部に、支部連絡員を置き、各班長が当該班内の職員のうちから指名する。

2 支部連絡員は、支部長の命令の伝達、各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(現地連絡員)

第20条の2 支部長は、地方支部の職員のうちから現地連絡員を2人以上指名する。

2 本部長、広域支部長又は支部長は、必要があると認めるときは、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）に現地連絡員を2人以上派遣する。

3 現地連絡員は、被災市町村における災害情報の収集及び被災市町村から本部、広域支部及び地方支部への情報の伝達を担当する。

(地方支部の運営)

第21条 この訓令に定めるもののほか、地方支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、支部長が定める。

第5章 現地災害対策本部

第22条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命ずること。

3 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって構成する。

4 現地本部長は、広域支部長をもって充てる。

5 現地本部員は、現地本部長が災害地を所管する広域支部の職員のうちから指名する。

第6章 本部支援室

第23条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長、副班長及び班員を置く。

3 本部支援室長は、復興防災部長をもって充てる。

4 副室長は、復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者をもって充てる。

5 復興防災部長は、班長、副班長及び班員を、復興防災部にあつてはあらかじめ復興防災部の職員の内

資料編 5 附属資料

うちから、復興防災部以外の部にあつては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。

6 本部支援室の構成及び主な担当業務は、別表第7のとおりとする。

第7章 削除

第24条 削除

第8章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第25条 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

2 調査班は、災害の現場における被害の状況、被災市町村の行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。

3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部支援室長が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(現地作業班)

第26条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、感染症予防班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

2 現地作業班は、災害地における救護の実施、感染症予防の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。

3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長がそれぞれ指名する。

第9章 配備体制

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備体制(以下「指定職員配備体制」という。)	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報)</p> <p>(カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</p> <p>(ア) 気象特別警報</p> <p>(イ) 高潮特別警報</p> <p>(ウ) 波浪特別警報</p>	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員

資料編 5 附属資料

	<p>ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合</p> <p>オ 県内で震度5強を観測した場合</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号の規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）による特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象のことをいう。以下同じ。）又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	
<p>広域 支部 及び 地方 支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p>	<p>アからコマまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の</p>

資料編 5 附属資料

		<p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）</p> <p>(カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</p> <p>イ 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</p> <p>(ア) 気象特別警報</p> <p>(イ) 高潮特別警報</p> <p>(ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）</p> <p>オ 所管区域内の市町村で震度5強を観測した場合</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>職員で広域支部長が指名したもののほか、地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>
<p>(2) 主査以上配備（2号）体制（以下「主査以上配備体</p>	<p>本部</p>	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 気象特別警報</p>	<p>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</p>

資料編 5 附属資料

<p>制」という。)</p>	<p>(カ) 高潮特別警報 (キ) 波浪特別警報</p> <p>(ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）</p> <p>(ケ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>エ 県内で震度6弱を観測した場合</p> <p>オ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	
<p>広域 支部 及び 地方 支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p>	<p>アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副</p>

資料編 5 附属資料

		<p>(イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 気象特別警報 (カ) 高潮特別警報 (キ) 波浪特別警報 (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (ケ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。） イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。 エ 所管区域内の市町村で震度6弱を観測した場合 オ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>
<p>(3) 全職員配備(3号)体制（以下「全職員配備体制」という。）</p>	<p>本部</p>	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ 大津波警報が発表された場合 ウ 県内で震度6強又は震度7を観測した場合 エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。 オ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>全職員</p>

資料編 5 附属資料

<p>広域 支部 及び 地方 支部</p>	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 大津波警報が発表された場合</p> <p>ウ 所管区域内の市町村で震度 6 強又は震度 7 を観測した場合</p> <p>エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定される時。</p> <p>オ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>アからオまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員</p>
---------------------------------------	---	--

2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、指定職員配備体制又は主査以上配備体制に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を配備職員に指名することができる。

(活動要領)

第 28 条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長及び支部長は、次の措置を講じる。

- ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
- イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。
- ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。
- エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

(2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

(3) 本部長、広域支部長及び支部長は、状況に応じ本部員会議、広域支部委員会議又は支部委員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長及び支部長は、前項第 1 号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。

(2) 広域支部長は、前項第 2 号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部復興防災部長（以下「復興防災部長」という。）に報告し、指示を受ける。

(3) 本部に本部室を、地方支部に支部室を設ける。

(4) 本部長は本部員会議を、支部長は支部委員会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。

(5) 復興防災部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

3 全職員配備体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部の全ての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

資料編 5 附属資料

(緊急初動要員)

第 28 条の 2 第 27 条第 1 項に規定する配備基準のうち、主査以上配備体制又は全職員配備体制における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動要員を置く。

2 緊急初動要員は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、別表第 9 の主な担当業務の欄に掲げる業務を行う。

3 緊急初動要員の人員数及び配備場所は、それぞれ別表第 9 に定めるところによる。

4 緊急初動要員は、本部にあつては各部局長及び教育長が指名し、地方支部にあつては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）が別表第 5 の構成機関又は組織の欄に掲げる構成機関又は組織の長（広域振興局にあつては、広域振興局の部長）と協議して指名する。

(配備指令)

第 29 条 本部長は、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

2 各部長及び支部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。

3 前項の指令を受けた職員は、各部長及び支部長の定めるところにより、当該職員が在勤する公署（以下「在勤公署」という。）に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

第 30 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。

第 31 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、在勤公署に参集できないやむを得ない事情があるときには、前条の規定にかかわらず、在勤公署の長に連絡の上、本庁又は最寄りの地方支部に参集することができる。

2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。

3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長又は支部長に報告する。

4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第 2 項に規定する職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

第 32 条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部支援室長（支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

2 本部支援室長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに本部支援室長に報告する。

4 本部支援室長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する組織以外の県の執行機関及び岩手県知事部局行政組織規則第 3 章に規定する広域振興局以外の出先機

資料編 5 附属資料

関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

第10章 災害情報

（災害情報の報告等）

第33条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種類	内容	報告先
初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの	本部支援室長
	災害の規模又は災害の状況が判明するまでの間に、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
被害額等報告	被害額等が判明したときに、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
その他の報告	前2項の報告の内容以外の必要な事項について報告するもの	本部支援室長

- 2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報を関係課等の長に通知する。
- 3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、本部支援室長に通知する。
- 4 各部長は、収集した災害情報のうち主要なものについて、本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。
 - (1) 関係広域支部長及び関係支部長又は関係市町村災害対策本部長に対する通知
 - (2) 本部員会議への付議
 - (3) 防災関係機関の長に対する通知

第11章 雑則

（指定地方行政機関等との連絡調整等）

第34条 本部長は、災害応急対策を実施するため、又は市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、岩手県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「指定地方行政機関等」という。）が災害時において処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整、又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

（標識）

第35条 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、又は災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別に定めがあるものを除き、別図の規格による腕章又は標識旗を着用する。

（補則）

第36条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成8年6月25日から施行する。
- 2 岩手県災害対策本部活動要領（昭和41年岩手県災害対策本部長訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年10月7日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

資料編 5 附属資料

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
政策企画部	政策企画部長	政策企画部副部長
総務部	総務部長	総務部副部長
復興防災部	復興防災部副部長のうち 復興事務を担当する者	復興危機管理室管理課長
ふるさと振興部	ふるさと振興部長	ふるさと振興部副部長
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	文化スポーツ部副部長
環境生活部	環境生活部長	環境生活部副部長 環境担当技監
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部副部長
商工労働観光部	商工労働観光部長	商工労働観光部副部長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部副部長 農政担当技監 農村整備担当技監 林務担当技監 水産担当技監
県土整備部	県土整備部長	県土整備部副部長 道路担当技監 河川港湾担当技監 まちづくり担当技監
ILC推進部	ILC推進局長	ILC推進局副局長
出納部	出納局長	出納局副局長
東京連絡部	東京事務所長	東京事務所総務行政部長
医療部	医療局長	医療局次長
企業部	企業局長	企業局次長 企業局技師長
教育部	教育長	教育局長
公安部	警察本部長	警備部長

資料編 5 附属資料

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課 等	課等の長に充てる職	主な担当業務
政策企画部	政策企画課	政策企画課総括課長	国に対する要望活動に関すること（特定分野の提言及び要望を除く。）。 全国知事会を通じて他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。
	秘書課	秘書課総括課長	部内各課等の統括に関すること。 本部長及び副本部長（副知事に限る。）（以下「本部長等」という。）の秘書に関すること。 本部長等の被災地域の視察に関すること。 大臣等主要来県者の接受に関すること。
	広聴広報課	広聴広報課総括課長	災害に関する広聴の実施に関すること（県政提言電話、ファクシミリ及び電子メールによるものに限る。）。 県民室及び県庁総合案内の運営に関すること。
	調査監	総括調査監	他課等に対する応援に関すること。
総務部	総務室	総務室長	部内各課等の統括に関すること。 文書の收受及び発送に関すること。 災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関すること。
	人事課	人事課総括課長	被災市町村その他の関係機関並びに本部内各部、広域支部及び地方支部に対する職員の派遣の調整及び応援に関すること。 職員の被害調査に関すること。 別表第7に定める統括班の主な担当業務のうち、本部の組織編成の支援に関すること。
	財政課	財政課総括課長	予算に関すること。 県議会に関すること。
	行政経営推進課	行政経営推進課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	税務課	税務課総括課長	県税の減免等に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	管財課	管財課総括課長	県庁舎、地区合同庁舎及び公舎の被害調査及び応急対策に関すること。 県有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 本部用自動車及びその自動車燃料に関すること。 電話の応急仮設及び管理運営に関すること。 災害対応に係る県庁舎の利用に関すること。
	総務事務センター	総務事務センター所長	他課等に対する応援に関すること。

資料編 5 附属資料

復興 防災 部	復興危機管 理室	復興危機管理室長	部内各課等の統括に関する事 復興計画の策定に関する事 他課等に対する応援に関する事
	復興推進課	復興推進課総括課長	他課等に対する応援に関する事
	復興くらし 再建課	復興くらし再建課総 括課長	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に基づく救 助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関する事。 人的被害及び住家等被害の調査に関する事。 避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）及び避難者（在 宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統 括に関する事。 避難所の運営等の応援に関する事。 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統 括に関する事。 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に関す ること。 生活再建等被災者支援の統括に関する事。 被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関するこ と。 災害弔慰金に関する事。
	防災課	防災課総括課長	職員の非常招集及び配置に関する事。 他部課等の主管に属さないこと。
	消防安全課	消防安全課総括課長	危険物の保安に関する事。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関す ること。 プロパンガスの調達及びあっせんに関する事。 岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関する こと。 被災地における防犯の意識啓発に関する事。
ふる さと 振興 部	ふるさと振 興企画室	ふるさと振興企画室 長	部内各課等の統括に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	市町村課	市町村課総括 課長	被災市町村の行政機能の発揮に係る支援の統括に関する こと。 被災市町村の被災による行政機能への影響に係る情報収 集に関する事。 被災市町村の行政機能の回復の支援に係る市町村職員の 派遣に関する事。 被災市町村の行財政運営の助言、勧告等に関する事。 被災市町村の応急対策資金のあっせんに関する事。 被災市町村の応急対策費用等の調査に関する事。
	学事振興課	学事振興課総括課長	公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関

資料編 5 附属資料

			<p>すること。</p> <p>私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
調査統計課	調査統計課総括課長		他課等に対する応援に関すること。
地域振興室	地域振興室長		他課等に対する応援に関すること。
県北・沿岸振興室	県北・沿岸振興室長		<p>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
国際室	国際室長		<p>海外からの支援の受入れの連絡調整に関すること。</p> <p>被災した外国人に対する支援に関すること。</p> <p>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること。</p> <p>海外からの視察に関すること。</p>
交通政策室	交通政策室長		<p>物資の陸上輸送に関すること。</p> <p>広域一時滞在（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。以下同じ。）の実施に係る輸送手段の確保支援等に関すること。</p> <p>鉄道関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
科学・情報政策室	科学・情報政策室長		<p>大学等研究機関からの支援の申出等の受入れに関すること。</p> <p>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	文化スポーツ企画室長	<p>部内各課等の総括に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	文化振興課	文化振興課総括課長	<p>公立文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	スポーツ振興課	スポーツ振興課総括課長	<p>公立社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
環境生活部	環境生活企画室	環境生活企画室長	<p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>災害及び被災者に関する総合窓口の設置に関すること。</p> <p>被災者その他住民からの問合せ及び苦情の受付に関すること。</p> <p>電力関係の被害調査、応急対策及び需給状況確認に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>岩手県環境保健研究センターに関すること。</p>
	環境保全課	環境保全課総括課長	<p>鉱山（坑廃水処理事業を行っている休廃止鉱山に限る。）関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。</p> <p>岩手県環境保健研究センター等の環境調査機器の被害調</p>

資料編 5 附属資料

		<p>査及び応急対策に関すること。</p> <p>空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害（原災法第2条第1号に規定する原子力災害（当該原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）により本県の区域に影響が及ぶ場合等をいう。以下同じ。）の場合に限る。）。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
資源循環推進課	資源循環推進課総括課長	<p>衛生施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>廃棄物収集運搬用機材及びし尿処理用資機材の調達並びにあっせんに関すること。</p> <p>災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理（以下「廃棄物・障害物対策」という。）に関すること。</p> <p>災害廃棄物の広域処理体制の調整に関すること。</p> <p>災害廃棄物の保管場所の確保のための調整に関すること。</p> <p>その他廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p>
自然保護課	自然保護課総括課長	<p>自然公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
県民くらしの安全課	県民くらしの安全課総括課長	<p>食品衛生に関すること。</p> <p>流通食品（県内で消費者に対し販売の用に供する食品をいう。）及び水道水の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。</p> <p>上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関すること。</p> <p>応急給水用資機材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用に係る指導に関すること。</p> <p>災害における応援協定に基づく飲料の確保に関すること。</p> <p>衛生施設（火葬場、墓地、死亡獣畜取扱場及びと畜場に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>埋葬に関すること。</p> <p>埋葬用品等の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>避難所等における愛玩動物の取扱いに関すること。</p>
若者女性協働推進室	若者女性協働推進室長	<p>被災した女性のための相談に関すること。</p> <p>性差別的取扱いに関する相談に関すること。</p> <p>非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関すること。</p> <p>いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対</p>

資料編 5 附属資料

			策に関すること。
保健 福祉 部	保健福祉企 画室	保健福祉企画室長	部内各課等の統括に関すること。 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策の統括に関する こと。 義援金に関すること。
	健康国保課	健康国保課総括課長	医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。 被災地における医薬品の受払体制の確保に関すること。 透析医療の確保に関すること。 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関する こと。 感染症予防用資機材の調達及びあっせんに関すること。
	地域福祉課	地域福祉課総括課長	岩手県災害福祉広域支援推進機構に関すること。 岩手県災害派遣福祉チームの派遣及び活動支援に関する こと。 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。 被災した生活保護世帯の把握及び応急対策に関するこ と。 防災ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボラン ティアセンターの活動の支援に関すること。
	長寿社会課	長寿社会課総括課長	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 被災した要援護高齢者の把握及び応急対策に関するこ と。
	障がい保健 福祉課	障がい保健福祉課総 括課長	障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関するこ と。 被災した障がい者の把握及び応急対策に関すること。 地域精神保健医療活動の統括及び調整に関すること。 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の 編成、派遣及び活動支援に関すること。
	医療政策室	医療政策室長	医療の統括に関すること。 被災地における医療体制の確立に関すること。 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療 救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関する こと。 災害医療コーディネーターの活動に関すること。 災害時小児周産期リエゾンの活動に関すること。 いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣及び活動 支援に関すること。 医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関するこ

資料編 5 附属資料

			と。 感染症予防に関すること。 一般社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る 応援要請に関すること。 身体の避難退域時検査等に関すること（原子力災害の場 合に限る。）。
	子ども子育て支援室	子ども子育て支援室	児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 被災した妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関する こと。 被災した児童及びひとり親世帯の把握及び応急対策に関 すること。 災害遺児対策に関すること。 母子健康包括支援センターの被害調査及び応急対策に関 すること。
	医師支援推進室	医師支援推進室長	他課等に対する応援に関すること。
商工労働観光部	商工企画室	商工企画室長	部内各課等の統括に関すること。 商工労働観光関係の被害調査及び応急対策の統括に関す ること。 陸上における物資の調達、輸送及び供給並びにそのあつ せんに係る統括に関すること。 被災市町村の物資の要請の受付に関すること。 燃料の確保、調達及びあっせんに関すること（市場への 燃料の供給が停滞した場合に限る。）。 災害従事車両並びに防災上重要な施設及び機関に対する 優先的な燃料供給の調整に関すること。
	経営支援課	経営支援課総括課長	商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 物資調達の統括に関すること。 被災市町村の需要の把握に関すること。 被災中小企業の金融対策に関すること。
	産業経済交流課	産業経済交流課総括課長	輸送に係る統括に関すること。 物資の陸上輸送に関すること。 物資の集積拠点及び在庫の管理に関すること。
	定住推進・雇用労働室	定住推進・雇用労働室長	被災労働者の福祉対策及び雇用対策に関すること。 職業訓練施設の被害調査及び応急対策に関すること。 労働者及び技術者の確保に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	ものづくり自動車産業振興室	ものづくり自動車産業振興室長	義援物資の受入れに関すること。 他課等に対する応援に関すること。

資料編 5 附属資料

	観光・プロモーション室	観光・プロモーション室長	観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 観光客等の帰宅が困難な者への対応に関すること。 避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請及び移送に関すること。 観光に係る風評被害対策に関すること。
農林水産部	農林水産企画室	農林水産企画室長	部内各課等の統括に関すること。 農畜産物、農業施設、農地・農業用施設、林業施設、水産施設、漁港施設等の被害調査及び応急対策の総括に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項（岩手県知事部局行政組織規則第12条に規定する農林水産部の分課の分掌事務のことをいう。以下同じ。）に係るものに限る。）。
	団体指導課	団体指導課総括課長	農業共済に関すること。 農業金融、林業金融及び水産金融に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	流通課	流通課総括課長	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 食料品取扱機関との連絡に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。
	農業振興課	農業振興課総括課長	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	農業普及技術課	農業普及技術課総括課長	農作物の被害の技術対策に関すること。 農業気象に関すること。 肥料の輸送及びあっせんに関すること。 病害虫防除用の資機材の調達及びあっせんに関すること。 病害虫防除に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。
	農村計画課	農村計画課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	農村建設課	農村建設課総括課長	防災ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。 農地・農業用施設、農村生活環境施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及

資料編 5 附属資料

		び応急対策に関すること（県土整備部下水環境課の主管に属するものを除く。）。
農産園芸課	農産園芸課総括課長	農作物の種苗、蚕桑の輸送及びあっせんに関すること。 農作物（養蚕を含む）の被害に対する応急対策に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。
畜産課	畜産課総括課長	国庫事業により整備された施設の被害調査及び応急対策に関すること。 畜産物の被害の応急対策に関すること。 家畜、家きん及び家畜飼料の被害の応急対策に関すること。 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。
林業振興課	林業振興課総括課長	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 林産及び特用林産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 林産物（苗木を除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。 国有林関係被害の情報収集に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。
森林整備課	森林整備課総括課長	森林火災の予防及び森林火災発生状況の把握に関すること。 林業種苗の調達及びあっせんに関すること。 作業道（県有林を除く。）及び苗畑施設の被害調査及び応急対策に関すること。 林産物（苗木）の被害調査及び応急対策に関すること。 国有林及び県有林以外の森林の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
森林保全課	森林保全課総括課長	治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 県有林関係の被害調査及び応急対策に関すること。

資料編 5 附属資料

		<p>林地荒廃の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>	
水産振興課	水産振興課総括課長	<p>水産関係の応急対策に関すること。</p> <p>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>漁船による海上輸送に関すること。</p> <p>漁業災害補償に関すること。</p> <p>海上災害に係る連絡調整及び応急対策に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>	
漁港漁村課	漁港漁村課総括課長	<p>漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>漁場施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る漁港の利用に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>	
競馬改革推進室	競馬改革推進室長	他課等に対する応援に関すること。	
全国植樹祭推進室	全国植樹祭推進室長	他課等に対する応援に関すること。	
県土整備部	県土整備企画室	県土整備企画室長	<p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>土木関係の被害調査の総括に関すること。</p> <p>廃棄物・障害物対策に係る重機資材等の確保及び運用調整に関すること。</p>
	建設技術振興課	建設技術振興課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	道路建設課	道路建設課総括課長	道路の被害調査及び応急対策の応援に関すること。
	道路環境課	道路環境課総括課長	<p>道路の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>道路交通規制及び道路情報に関すること。</p> <p>車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>市町村道の道路管理者に対する車両の移動等に係る措置の指示に関すること。</p> <p>車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p>
	河川課	河川課総括課長	<p>水防活動に関すること。</p> <p>水防関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。</p>

資料編 5 附属資料

		<p>河川管理施設及び海岸保全施設（国土交通省の所管に属するものに限る。）の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ダムの洪水調節に関すること。</p> <p>ダム施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
砂防災課	砂防災課総括課長	<p>砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国土交通省の所管に属する公共土木施設（港湾及び公園を除く。）の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。</p> <p>土砂災害関係の気象情報等の収集及び発表に関すること。</p> <p>応急対策工事に関する関係部課との連絡調整に関すること。</p> <p>災害復旧工事の技術指導に関すること。</p> <p>土砂災害危険箇所の緊急点検の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。</p>
都市計画課	都市計画課総括課長	<p>都市施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>被災宅地危険度判定活動に関すること。</p> <p>復興計画（まちづくりに関する部分に限る。）に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
下水環境課	下水環境課総括課長	<p>下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
建築住宅課	建築住宅課総括課長	<p>公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。</p> <p>公営住宅の入居のあっせんに関すること。</p> <p>民間賃貸住宅の情報提供に関すること。</p> <p>住宅関係の金融対策に関すること。</p> <p>建築物の応急危険度判定活動に関すること。</p>
港湾空港課	港湾空港課総括課長	<p>港湾の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る港湾の利用に関すること。</p> <p>車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p> <p>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る空港の利用に関すること。</p>
I L C 推	企画総務課 企画総務課総括課長	<p>部内各課の統括に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>

資料編 5 附属資料

進部	事業推進課	事業推進課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
出納部	出納局総務課	出納局総務課総括課長	部内各課の統括に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	出納局会計課	出納局会計課総括課長	応急対策に要する経費の支出に関する事。 災害見舞金及び寄付金の出納保管に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
東京連絡部	東京連絡課	総務行政部長	関係官庁等との連絡に関する事。 首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民への情報提供等必要な支援に関する事。
医療部	経営管理課	経営管理課総括課長	部内各課等の統括に関する事。 県立病院における医療に関する事。 県立病院に係るD P A T、DMA T及び医療救護班の活動に関する事。 県立病院施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	職員課	職員課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院職員の派遣及び派遣の調整に関する事。 県立病院職員の被害調査及び支援に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	医事企画課	医事企画課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院における診療機能及びシステムの被害調査並びに支援に関する事。 県立病院における災害救助（医療等）関係事務に関する事。 県立病院における遺体の検案及び処理に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	業務支援課	業務支援課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院における医薬品、医療資機材その他の物資の調達及び輸送に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	医師支援推進室	医師支援推進室長	県立病院における医師の派遣及び派遣の調整に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	企業部	経営総務室	経営総務室長
業務課		業務課総括課長	県営電気事業施設及び県営工業用水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 電力の供給及び確保に関する事。

資料編 5 附属資料

<p>教育部</p>	<p>教育企画室</p>	<p>教育企画室長</p>	<p>部内各課等の統括に関する事 教育部が所管する被害調査の取りまとめに関する事 被災生徒の奨学生追加採用に関する事 教育広報に関する事 教育に関する見舞金品の取りまとめに関する事 市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する事 県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する事（他室課の主管に属するものを除く。） 県立学校等に避難所を開設することについての指導に関する事 被災した県立高等学校の生徒に対する授業料減免措置の実施に関する事</p>
	<p>学校教育室</p>	<p>学校教育室長</p>	<p>市町村立学校及び幼稚園の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策に関する事 県立学校等の教職員並びに児童及び生徒の被害調査及び応急対策に関する事 市町村立学校及び県立学校の幼児、児童及び生徒の心のサポートに関する事 岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に関する事 被災した児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関する事 被災市町村以外の市町村への被災した児童及び生徒の受入要請等に関する事 災害救助法に基づく学用品の給与についての協力等に関する事 被災児童及び生徒に対する応急教育に関する事 被災地の学校運営の指導に関する事</p>
	<p>教職員課</p>	<p>教職員課総括課長</p>	<p>教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害調査に関する事 市町村立の小中学校教員の非常招集及び配置についての協力要請に関する事 県立学校等の職員の非常招集及び配置に関する事</p>
	<p>保健体育課</p>	<p>保健体育課総括課長</p>	<p>学校給食の実施状況及び実施の見込みに係る調査に関する事 学校における食事の確保が困難な児童及び生徒に対する支援に関する事 被災学校における感染症発生状況調査、保健管理及び保</p>

資料編 5 附属資料

		健指導に関すること。 給食食材（県立学校の給食に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。
生涯学習文化財課	生涯学習文化財課総括課長	公立社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 公民館等に避難所を開設することについての指導に関すること。 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
公安部		公安部長の定めるところによる。

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者からの相談への対応	環境生活企画室	広聴広報課 若者女性協働推進室
市町村の行政機能回復のための支援	市町村課	政策企画課 人事課
防災ボランティアに係る調整	地域福祉課	若者女性協働推進室
物資の供給	商工企画室	交通政策室 県民くらしの安全課 経営支援課 産業経済交流課 ものづくり自動車産業振興室 流通課 林業振興課 水産振興課 県土整備企画室
廃棄物・障害物対策	資源循環推進課	漁港漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾空港課
避難者への支援	復興くらし再建課	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室 観光・プロモーション室 教育企画室 生涯学習文化財課
医療対策	医療政策室	健康国保課 障がい保健福祉課 県土整備企画室 経営管理課 職員課 医事企画課 業務支援課 医師支援推進室

資料編 5 附属資料

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機 関	機関の長に充てる職	主な担当業務
復興防災部	岩手県消防学校	岩手県消防学校長	防災課及び消防安全課に対する応援に関する こと。 備蓄防災資機材の貸付けに関する こと。
環境生活部	岩手県環境保健研 究センター	岩手県環境保健研 究センター所長	衛生試験検査に関する こと。
	岩手県立県民生活 センター	岩手県立県民生活セ ンター所長	消費生活協同組合施設等の被害調査に関 すること。 岩手県生活協同組合連合会との協定に基 づく生活物資の調達に関する こと。 生活関連物資の価格及び需給調査に関す ること。
保健福祉部	岩手県精神保健福 祉センター	岩手県精神保健福祉 センター所長	地域精神保健医療活動に関する こと。
県土整備部	北上川上流流域下 水道事務所	北上川上流流域下水 道事務所長	県管理の下水道施設の被害調査及び応急 対策に関する こと。
	花巻空港事務所	花巻空港事務所長	空港の被害調査及び応急対策に関する こと。 応急対策に係る空港の利用に関する こと。

別表第4 (第10条、第12条関係)

広域支部の名称等

名 称	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本 部盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方支部
岩手県災害対策本 部県南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和 賀郡 胆沢郡 西磐井郡	奥州地方支部 花巻地方支部 一関地方支部
岩手県災害対策本 部沿岸広域支部	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙 郡 上閉伊郡 下閉伊郡(普代村を除く。)	釜石地方支部 宮古地方支部 大船渡地方支部
岩手県災害対策本 部県北広域支部	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸 郡 二戸郡	久慈地方支部 二戸地方支部

資料編 5 附属資料

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県 災害対 策本部 盛岡地 方支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県立中央病院 盛岡教育事 務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡 第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県 立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県 立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平舘高等学校 岩 手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松 支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩 手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手 県岩手警察署 岩手県紫波警察署
岩手県 災害対 策本部 奥州地 方支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務 部 県南広域振興局土木部 県南広域振興局奥州審査指導監 岩手県県南家畜 保健衛生所 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院 県南教育事務所 岩手県 立杜陵高等学校奥州校 岩手県立水沢高等学校 岩手県立水沢農業高等学校 岩手県立水沢工業高等学校 岩手県立水沢商業高等学校 岩手県立前沢高等学 校 岩手県立金ヶ崎高等学校 岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県立前沢明峰支 援学校 岩手県奥州警察署
岩手県 災害対 策本部 花巻地 方支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税セン ター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振 興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センタ ー 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻 土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木 部遠野土木センター 県南広域振興局花巻審査指導監 岩手県県南家畜保健衛 生所 岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事 務所 岩手県立花巻北高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業 高等学校 岩手県立花北青雲高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢 尻北高等学校 岩手県立北上翔南高等学校 岩手県立黒沢尻工業高等学校 岩 手県立西和賀高等学校 岩手県立遠野高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県花巻警察署 岩手県北上警察署 岩手県遠 野警察署

資料編 5 附属資料

<p>岩手県 災害対 策本部 一関地 方支部</p>	<p>一関市 西磐井郡</p>	<p>県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 県南広域振興局一関審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南光病院 岩手県立千厩病院 岩手県立大東病院 県南教育事務所 岩手県立一関第一高等学校附属中学校 岩手県立一関第一高等学校 岩手県立一関第二高等学校 岩手県立一関工業高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩手県立一関清明支援学校 岩手県一関警察署 岩手県千厩警察署</p>
<p>岩手県 災害対 策本部 釜石地 方支部</p>	<p>釜石市 上閉伊郡</p>	<p>沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局釜石審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県水産技術センター 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立釜石高等学校 岩手県立釜石商工高等学校 岩手県立大槌高等学校 岩手県立釜石祥雲支援学校 岩手県釜石警察署</p>
<p>岩手県 災害対 策本部 宮古地 方支部</p>	<p>宮古市 下閉伊郡 (普代村を 除く。)</p>	<p>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 宮古教育事務所 岩手県立山田高等学校 岩手県立宮古高等学校 岩手県立宮古北高等学校 岩手県立宮古商工高等学校 岩手県立宮古水産高等学校 岩手県立岩泉高等学校 岩手県立宮古恵風支援学校 岩手県宮古警察署 岩手県岩泉警察署</p>
<p>岩手県 災害対 策本部 大船渡 地方支 部</p>	<p>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</p>	<p>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 沿岸広域振興局大船渡審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立大船渡病院 岩手県立高田病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立高田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県立大船渡東高等学校 岩手県立住田高等学校 岩手県立気仙光陵支援学校 岩手県大船渡警察署</p>
<p>岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部</p>	<p>久慈市 下閉伊郡の うち普代村 九戸郡(軽 米町及び九 戸村を除 く。)</p>	<p>県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立久慈病院 県北教育事務所 岩手県立久慈高等学校 岩手県立久慈東高等学校 岩手県立久慈工業高等学校 岩手県立種市高等学校 岩手県立大野高等学校 岩手県立久慈拓陽支援学校 岩手県久慈警察署</p>

資料編 5 附属資料

岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健福祉環 境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 県北広域振興局二戸審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立 一戸病院 県北教育事務所 岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 岩手県立福岡工業高等学校 岩手県立一戸高等学校 岩手県二戸警察署
---------------------------------	--------------------------------------	---

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	広域振興局経営企画部管理主幹 広域振興局経営企画部地域振興センター 所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務センター経理課 長	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センタ ー 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
福祉環境班	広域振興局保健福祉環境部長 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター所長	広域振興局保健福祉環境部 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター
保健医療班	広域振興局保健福祉環境技監	
農林班	広域振興局農政(林)部長 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー所長	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
水産班	広域振興局水産部長 広域振興局水産部水産振興センター所 長	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局土木部土木センター所長	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
県立病院班	県立病院長	県立病院
教育事務所班	教育事務所長	教育事務所
県立学校班	県立学校長	県立学校
警察署班	警察署長	警察署
その他支部長が 必要と認める班	当該班を構成する機関の長	当該班を構成する機関

資料編 5 附属資料

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	<p>本部支援室運営の補佐に関すること。 本部支援室の体制の見直しに関すること。 災害救助法の適用に関すること。 市町村からの問合せ対応に関すること。 情報通信関係の統括に関すること。 その他本部支援室長が特に命ずること。</p>
対策班	<p>応急対応に係る行動計画の策定に関すること。 防災関係機関との連絡調整に関すること。 自衛隊の派遣要請その他の応援に関すること（部の主管に属するものを除く。）。 ヘリコプター等の運用及び調整に関すること。 消防応援活動調整本部の運営に関すること。 活動状況図の作成に関すること。 広域防災拠点の開設・運営に関すること。 広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議及び調整に関すること。 受援班が設置されるまでの間の受援班業務に関すること（情報班の主管に属するものを除く。）。</p>
情報班	<p>情報収集及び整理に関すること（総務班の主管に属するものを除く。）。 情報の評価分析に関すること。 災害状況図の作成に関すること。 クロノロジーの作成及び管理に関すること。 国への被害報告に関すること。 政府調査団等の視察における災害状況資料の作成に関すること。 本部員会議資料の作成に関すること。 広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの報告に関すること。 受援班が設置されるまでの間の被災地における支援の需要の把握に関すること。</p>
広報班	<p>災害広報の実施に関すること。 知事記者会見、記者説明会の設定とこれに伴う資料作成に関すること。 被災者の安否情報の照会に対する回答に関すること。 政府調査団等の視察における要望書の作成に関すること。 活動記録に関すること。 本部支援室内の立入規制に関すること。 総務班業務に対する協力に関すること。</p>

資料編 5 附属資料

<p>総務班</p>	<p>本部員会議の開催に係る事務及び記録に関する事 政府調査団等の視察の統括に関する事 緊急通行車両証明書の発行手続きに関する事 災害派遣等従事車両証明書の発行手続きに関する事 市町村有財産、消防施設、高圧ガス及び火薬類施設関係の被害に係る情報収集に関する事 本部支援室への関係機関リエゾンの執務場所、休憩・仮眠場所等の確保に関する事 その他本部支援室運営に係る事務に関する事</p>
<p>受援班</p>	<p>被災地における支援の需要の把握に関する事 人的支援、物的支援及び業務提供の要請及び申出の受付に関する事 各部の受援方針に基づく、申出の引継ぎに関する事 応援のため派遣される職員の交通手段、宿泊場所及び必要な装備に関する事</p>

備考 受援班は、全国の自治体からの応援の受け入れについて、本部長が必要と認めるときに限り設置する。

資料編 5 附属資料

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
本部	政策企画部	政策企画課 秘書課 広聴広報課
	総務部	総務室 管財課
	復興防災部	復興危機管理室 復興推進課 復興くらし再建課 防災課 消防安全課
	ふるさと振興部	ふるさと振興企画室 県北・沿岸振興室 交通政策室 科学・情報政策室
	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室
	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課 資源循環推進課 自然保護課 県民くらしの安全課 若者女性協働推進室
	保健福祉部	保健福祉企画室
	商工労働観光部	商工企画室
	農林水産部	農林水産企画室 農村建設課 林業振興課 森林整備課 森林保全課 漁港漁村課
	県土整備部	県土整備企画室 道路環境課 砂防災課 河川課 都市計画課 下水環境課 建築住宅課 港湾空港課
	医療部	経営管理課
	企業部	経営総務室
	教育部	教育企画室
公安部	公安部長が別に定める課	
地方支部	総務班	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センター 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
	福祉環境班	広域振興局保健福祉環境部
	保健医療班	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター
	農林班	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センター 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
	水産班	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
	土木班	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター

資料編 5 附属資料

	警察署班	公安部長が別に定める部署
--	------	--------------

別表第9（第28条の2関係）

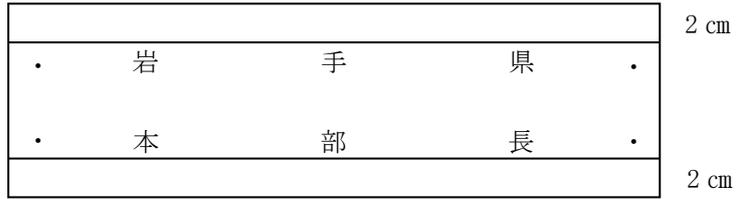
緊急初動要員の人員及び主な担当業務

区 分	人 員	配備場所	主な担当業務
本部各部（復興 防災部を除く。 ）	2以上	防災課及び各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 2 本部支援室、広域支部、地方支部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 3 その他本部長が特に命ずること。
地方支部	10以上	各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び支部長の指令等の伝達に関すること。 2 本部との連絡調整及び報告に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 5 県民からの要請の処理に関すること。 6 その他支部長が特に命ずること。

資料編 5 附屬資料

別図 (第 35 条関係)

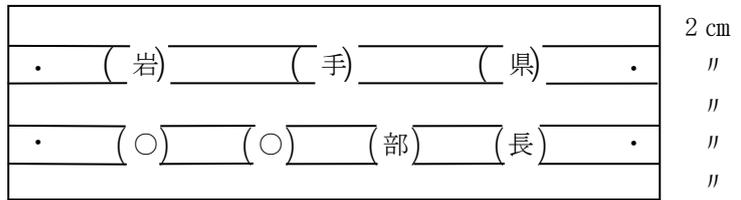
1 本部長腕章



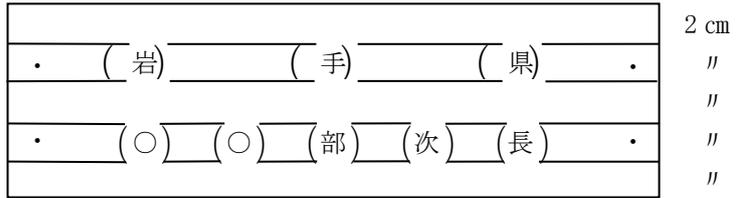
2 副本部長腕章



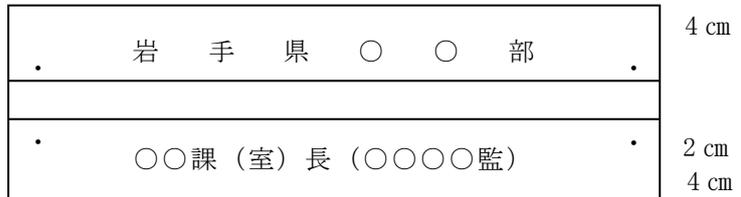
3 部長腕章



4 次長腕章



5 課長腕章



6 課員腕章



7 調査班 現地作業班長腕章



資料編 5 附属資料

8 調査班 現地作業班員腕章

	岩	手	県	
	○	○	班	

9 本部連絡員腕章

	岩	手	県	○	○	部	
	本	部	連	絡	員		

2 cm

2 cm

10 現地災害対策本部長腕章

	(岩)	(手)	(県)	
	現地災害対策本部長			

2 cm

//

//

//

//

11 現地災害対策本部員腕章

	岩	手	県	
	現地災害対策本部員			

4 cm

2 cm

4 cm

12 広域支部長腕章

	(岩)	(手)	(県)	
	○○○ 広域支部長			

2 cm

//

//

//

//

13 副広域支部長腕章

	(岩)	(手)	(県)	
	(○ ○ ○ 副広域支部長)			

2 cm

//

//

//

//

14 広域支部委員腕章

	岩	手	県	
	○○○ 広域支部委員			

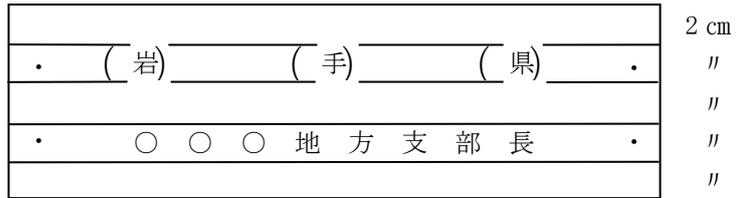
4 cm

2 cm

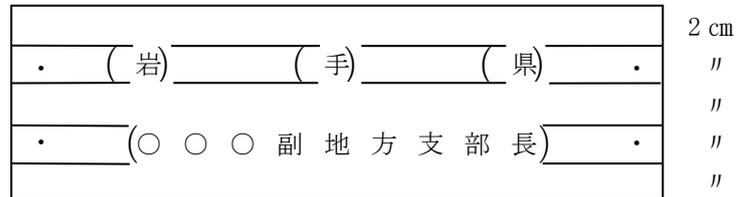
4 cm

資料編 5 附属資料

15 支部長腕章



16 副支部長腕章



17 支部委員班長腕章



18 班員腕章

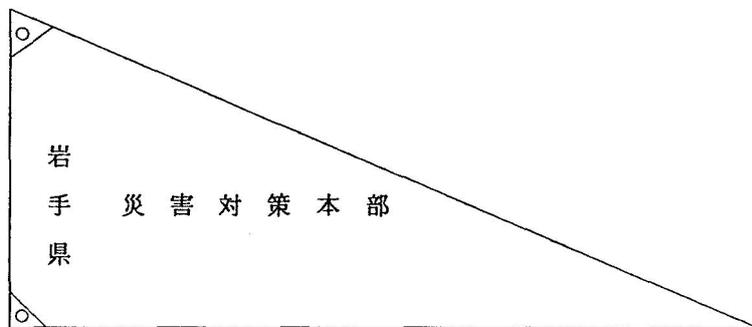


19 支部連絡員腕章



備考1 腕章の大きさは幅10センチメートル長さ40センチメートルとする。

2 1～8及び10～18の腕章は黄地に赤線及び赤字を縫い付け、9の腕章は黄地に青線及び青字を縫い付け、19の腕章は黄地に青字を縫い付けるものとする。



備考 標示旗は黄地に赤色の字を染抜くものとする。

5-8 岩手県災害警戒本部設置要領

〔制 定 昭和 57 年 4 月 15 日〕

〔最終改正 平成 31 年 4 月 1 日〕

(目的)

第 1 この要領は、気象警報の発表、地震の発生等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）及び岩手県災害特別警戒本部（以下「災害特別警戒本部」という。）（以下「災害警戒本部等」と総称する。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第 2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合
- (2) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合
- (3) 大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、総合防災室長が必要と認めた場合
- (4) 県内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合
- (5) 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第 4 号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) その他総合防災室長が特に必要と認めた場合

2 災害特別警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号から第 5 号に掲げる設置基準において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。
- (2) 津波注意報が発表された場合
- (3) 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル 3 が発表された場合
- (4) 八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合
- (5) 原子力事業者から原災法第 10 条第 1 項に規定する事象（以下「特定事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故（原災法第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があった場合
- (7) その他総務部長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

第 3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

資料編 5 附属資料

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 市町村等の対応状況の把握に関すること。
- (5) 警戒事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (6) その他情報の収集等に関し必要な事項

2 災害特別警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号に掲げる所掌事務
- (2) 応急措置の実施に関すること。
- (3) 警戒事象及び特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (4) 県内での事業所外運搬事故の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (5) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部等は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。

2 災害警戒本部における本部長は総合防災室長を、副本部長は防災危機管理監を、本部職員は総務部職員をもって充てる。

3 災害特別警戒本部における本部長は総務部長を、副本部長は総合防災室長を、本部職員は総務部職員及び各部局等職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部等の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部等の事務所は、総合防災室に置く。

(地方支部)

第8 地方における災害警戒活動を効果的に実施するため、別表に掲げる地方支部を置く。

2 災害警戒本部体制における地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合で総合防災室長が必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

資料編 5 附属資料

県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

3 災害特別警戒本部体制における地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

資料編 5 附属資料

その他総務部長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
--------------------	---------------------

- 4 災害警戒本部体制における地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 管内市町村の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握に関すること。
 - (2) 河川の水位の状況に関すること。
 - (3) 管内市町村等の対応状況の把握に関すること。
 - (4) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- 5 災害特別警戒本部体制における地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第3号に掲げる事項
 - (2) 応急措置の実施に関すること。
 - (3) その他災害特別警戒本部との連絡及び災害特別警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- 6 地方支部は、地方支部長、地方副支部長、地方支部職員及び現地連絡員をもって構成し、それぞれ次の表の右欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、地方副支部長にあつては、特別の事情がある場合においては、地方支部長が適当と認める者に地方副支部長を行わせることができる。

地方支部の職員	地方支部の職員に充てる職員
地方支部長	広域振興局副局長（県南広域振興局にあつては、局長があらかじめ指名する副局長）、広域振興局経営企画部長及び総務部総務センター所長
地方副支部長	広域振興局経営企画部管理主幹、広域振興局経営企画部地域振興センター所長、広域振興局総務部長及び広域振興局総務部総務センター支出入札課長
地方支部職員	地方支部長が指名する職員
現地連絡員	地方支部長が指名する職員

- 7 第5から第7までの規定は、地方支部に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「地方支部長」と、「副本部長」とあるのは「地方副支部長」と、「災害警戒本部等」とあるのは「地方支部」と、「総合防災室」とあるのは「経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター又は総務部若しくは総務部総務センター」と読み替える。
- 8 地方支部長は、第2項又は第3項の基準により地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。
- 9 地方支部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認等により、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。
- （廃止基準等）
- 第9 災害警戒本部等は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害の発生のおそれなくなつたと認めるときに廃止する。
- 2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部等を廃止し、岩手県災害対策本部を設置する。
- （補則）
- 第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

資料編 5 附属資料

別表（第8関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
盛岡地方 支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局
奥州地方 支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 県南広域振興局奥州審査指導監
花巻地方 支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 県南広域振興局花巻審査指導監
一関地方 支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 県南広域振興局一関審査指導監
釜石地方 支部	釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局釜石審査指導監
宮古地方 支部	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。)	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監
大船渡地方 支部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 沿岸広域振興局大船渡審査指導監

資料編 5 附属資料

久慈地方 支部	久慈市 下閉伊郡の うち普代村 九戸郡（軽 米町及び九	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域 振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広 域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監
	戸村を除 く。)	
二戸地方 支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健 福祉環境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林 振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 県北広域振興 局二戸審査指導監

5-9 気象予報・警報の地域区分



5-10 地震被害想定調査（平成9年度実施）

1 想定手法

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
ア) 想定地震の設定	
イ) 地盤状況の把握	全県 500m メッシュ単位で表示
ウ) 地震動の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
エ) 液状化危険度の想定	
オ) 急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
カ) 建築物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
キ) 火災被害の想定	市町村単位で表示
ク) 人的被害の想定	
ケ) 道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
コ) 橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

(2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めることとした。

対象地震		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震1 (A、B)】 北上低地西縁断層帯北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層帯南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
断層の原点	パラメータ 北緯 (°)	39.64	39.35	41.80	39.50
	東経 (°)	141.13	140.99	143.04	144.00
	深さ (km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊 (1A) 南側から破壊 (1B) 北側から破壊	断層面下端南側から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊

(3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報(国土交通省)」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。

(4) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

震源断層を一定の大きさの小領域に分割し、破壊開始点から次々に破壊が進行するにつれて、各小領域から到達する地震動の強さを足し合わせるにより評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤加速度と掛け合わせるにより、地震動の想定に必要な地表加速度及び液状化の想定に必要な地表速度を算定した。また震度については、地表最大加速度との経験式から求められた。

(5) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表速度から液状化危険度を評価した。

(6) 急傾斜地崩壊危険度の想定

急傾斜地崩壊危険度の想定は、県内の急傾斜地崩壊危険箇所について、形状や地形地質等を考慮して判定した各斜面がもつ平常時の危険度に、地震時に加わる地震力（震度）を加味し、被害危険度を相対的に評価した。

(7) 建築物被害の想定

建築物被害の想定は、住宅統計や国勢調査等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造ごとに、建物に加わる地震力と建物の強度・耐力とを比較し、被害の判定基準に基づき、地震動による被害を算出した。

また、液状化危険度の高い地域については、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果をもとに、液状化による被害を算出し、地震動による被害と液状化による被害とを比較し、その大きい方を採用した。

(8) 火災被害の想定

火災被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害率をもとに算出した出火危険率に、火災の発生した季節、時間帯といった前提条件を設定して出火点数を算出し、さらに消防活動による消火や風による影響等を考慮して焼失棟数を算出した。

(9) 人的被害の想定

人的被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害棟数及び火災被害の想定で得られた建物の焼失棟数に、時間帯や時代といった前提条件を設定して死者数を算出し、その死者数から経験式をもとに負傷者数を算出した。

また、罹災者数については、大破又は焼失した建物に住む住民数を算出した。

(10) 道路被害の想定

道路被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）を対象に、地震力（震度ランク）と道路橋示方書にいう地盤種（1～4種）とをもとにした被害率を設定し、路線ごとに被害箇所数を算出した。

(11) 橋梁被害の想定

橋梁被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）に架かる橋梁のうち、橋長 15m 以上のものを対象に、上部構造の落下に重点を置いた橋梁の耐震性判定のための評価値を用いて各項目ごとに該当する重み係数を求め、それらの積を評価点として、橋梁ごとに危険度を判定した。

資料編 5 附属資料

2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震		【地震1】 北上低地西縁断層帯北部地震		【地震2】 北上低地西縁断層帯南部地震	【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域地震
		A (南側から破壊)	B (北側から破壊)			
		M=7.4		M=7.3	M=7.9	M=8.0
主な被害想定項目						
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5, 313 棟	1, 559 棟	1, 763 棟	11 棟	183 棟
〔現況棟数：686, 116 棟〕						
3 火災被害	炎上出火	19 点	1 点	4 点	—	—
	延焼出火	13 点	点	1 点	—	—
	消失棟数	164 棟	1 棟	19 棟	—	—
〔現況棟数：686, 116 棟〕						
4 人的被害	死者数	97 人	6 人	11 人	—	—
	〔冬・夕方〕 負傷者数	1, 484 人	230 人	350 人	—	—
	罹災世帯数	3, 607 世帯	1, 084 世帯	1, 137 世帯	7 世帯	103 世帯
	罹災者数	10, 947 人	3, 568 人	3, 745 人	21 人	319 人
〔世帯数：453, 722 世帯〕						
5 急傾斜地崩壊	危険度 大	53 箇所	52 箇所	49 箇所	12 箇所	115 箇所
〔危険箇所：6, 959 箇所〕						
6 道路被害	被害箇所	53 箇所	67 箇所	62 箇所	29 箇所	74 箇所
〔対象路線延長：3, 310km〕						
7 橋梁被害	危険度 大	5 箇所	7 箇所	3 箇所	—	—
〔対象橋梁数：1, 201 箇所〕						

5-11-1 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成 15～16 年度実施）

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図（全体図、市町村図、地区別図） 全沿岸域を 40m メッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を 400m メッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ		明治三陸地震津波 (1896 年)	昭和三陸地震津波 (1933 年)	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の原点	北緯 (°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2 [*]	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

(3) 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行った。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理した。

(4) 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出した。

(5) 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出した。

(6) 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定した。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出した。

(7) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出した。

資料編 5 附属資料

2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目		想定津波		
		明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高	31.2m (大船渡市綾里白浜)	21.0m (大船渡市綾里白浜)	10.8m (大船渡市吉浜)
	第1波最短路到達時間	およそ26分後 (宮古市姉吉)	およそ31分後 (宮古市姉吉)	およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町小谷鳥、釜石市佐須)
2 建物被害	床上(全壊)	約6,700~17,600棟	約1,800~6,800棟	約1,300~4,300棟
	床上(半壊)	約3,800~6,600棟	約1,400~6,300棟	約2,200~5,600棟
	床上(軽微)	約2,900~3,300棟	約1,400~3,900棟	約2,400~3,800棟
	床下浸水	約2,000~2,300棟	約1,700~2,200棟	約1,700~2,200棟
3 人的被害	死者数	約160~1,300名	少数~約200名	約110~1,000名
	重傷者数	約90~800名	少数~約200名	約50~630名
	中等傷者数	約200~2,000名	少数~約400名	約120~1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長	約270~370km	約170~370km	約180~270km
	緊急輸送道路浸水地区数	28~31地区	16~28地区	17~21地区
5 ライフライン被害 浸水するライフライン拠点数	上水道浄水場	3~5箇所	0~2箇所	0~1箇所
	上水道ポンプ場	2~3箇所	1~2箇所	1箇所
	下水処理場	19~22箇所	14~17箇所	13~15箇所
	ガス貯蔵施設	1箇所	1箇所	1箇所
	変電所	0箇所	0箇所	0箇所
	電話交換施設	3~10箇所	0~4箇所	2~4箇所

○本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

3 地震災害の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定宮城県沖連動地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①地震動の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
②液状化危険度の想定	
③建物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
④人的被害の想定	市町村単位で表示
⑤道路被害の想定	該当箇所を表示
⑥急傾斜地崩壊の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
⑦地震火災の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
⑧ライフライン被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示

(2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震津波		
		領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

(3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

(4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

(5) 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調書報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算定した。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出した。

(6) 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出した。

(7) 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示した。

(8) 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価した。

(9) 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出した。

(10) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出した。

4 想定結果

想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	最大震度	6 弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251 棟	
	RC 造大破棟数	12 棟	
	S 造全壊棟数	26 棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7 人	10 人
	重傷者数	124 人	103 人
	軽傷者数	2, 589 人	2, 134 人
道路被害	橋梁被災危険度 B	1 箇所	
	橋梁被災危険度 C	24 箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	80 箇所	
地震火災		0 件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		546 箇所	21 箇所

5-11-2 津波浸水想定の設定（令和3年度実施）

1 津波対策の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示した。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされた。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2 津波）である。

もう一つは、防潮堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的頻度の高い津波」（L1 津波）である。

岩手県では、東日本大震災による甚大な津波被害を受け、平成23年度にL1 津波に対する津波対策として、沿岸における海岸堤防等の高さの設定について検討したが、今回、L2 津波に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」について検討を行った。

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

■ 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベルと対策の基本的考え方

	最大クラスの津波(L2 津波)	比較的頻度の高い津波(L1 津波)
津波レベル	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 ・数百年から千年に一度程度の頻度で到達 ・生命を守ることを最優先とし、避難を軸に、とる手段を尽くした総合的な津波対策を確立	発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 ・数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達 ・財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
基本的な考え方	被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難を中心とするソフト対策を重視しなければならない。	海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。
	○ソフト対策を講じるため基礎資料の「津波浸水想定」を設定	○堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」を設定

出典：岩手県津波浸水想定について（解説）をもとに作成。

（※南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 第2回会合（H24.5.28）「今後の海岸堤防等の整備について（国土交通省水管理・国土保全局海岸室）」資料に加筆）

2 津波浸水想定の記事事項及び留意事項等

(1) 津波浸水想定の記事事項

基本事項	① 最大浸水域 ② 最大浸水深 ③ 留意事項（(2)の事項）
参考事項	① 最大津波水位 ② 影響開始時間
その他	・各地域海岸の代表地点（複数）における ・最大津波水位 ・影響開始時間、第一波到達時間、最大波到達時間

(2) 留意事項

- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、「発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす津波」であり、数百年から千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではない。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性はある。

(3) 用語の解説

① 最大浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される最大の区域である。

今回の津波浸水想定においては、複数の最大クラスの津波が想定される地域海岸においては、それらのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を採用した。

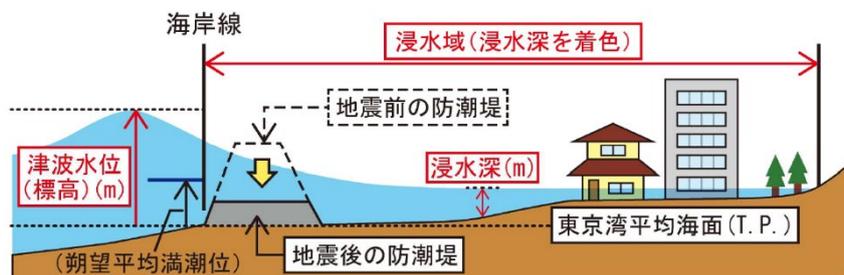
② 最大浸水深

津波が陸上まで遡上したとき、陸上の各地点において水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ(mで表示)である。浸水深毎に、右図のように色分けをしている。



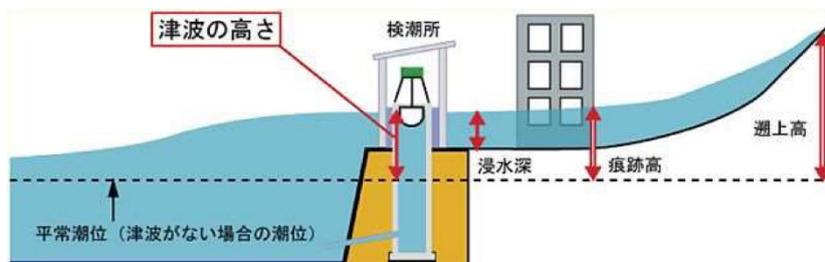
③ 最大津波水位

津波襲来時の沿岸部（海岸線より海側）における津波水位の最大値で、標高で表わしている。標高は、東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P., m）として表示している。



■ 各種高さの模式図（岩手県）

なお、気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さで、最大津波水位とは基準が異なる。



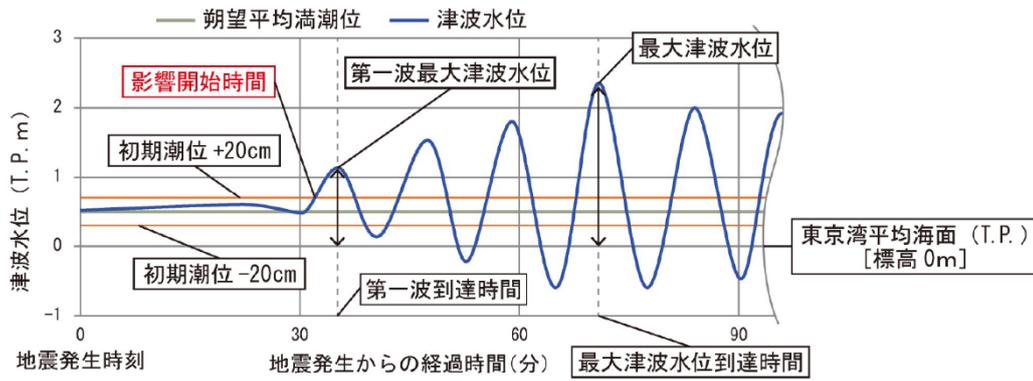
■ 各種高さの模式図（気象庁）

④ 影響開始時間

初期潮位（朔望平均満潮位）に対して±20cm 以上の水位変動が生じるまでの時間を表している。なお、20cm は気象庁で津波注意報が発表される条件の下限値に設定されている値となる。

⑤ 第一波到達時間

地震発生から第一波の最大津波水位到達までの時間である。



■ 影響開始時間、第一波到達時間の模式図

なお、複数の最大クラスの津波が想定される地域海岸においては、それぞれ津波の影響開始時間、第一波到達時間を比較し、そのうち最短の影響開始時間や第一波到達時間を採用した。

⑥ 朔望平均満潮位

朔望の日から前2日、後4日以内に現れる各月の最高潮位を平均した水面のことで、地域海岸毎に設定している。

*各地域海岸の朔望平均満潮位 (HWL) は、0.61~0.69である。

3 最大クラスの津波

(1) 過去に岩手県沿岸に襲来した津波

過去に岩手県沿岸に来襲した既往津波については、東北大学の「津波痕跡データベース」を中心に津波高に係る記録が確認できた津波を整理した。

(2) 岩手県沿岸に襲来する可能性のある津波

地震調査研究推進本部（文部科学省）の長期評価（令和4年1月13日）によると、「日本海溝沿いのM7～M9程度の地震の発生確率が今後30年以内で26%以上」、「千島海溝沿いのM8程度もしくは以上の地震の発生確率が今後30年以内で26%以上」とのことから、岩手県ではこの領域で発生する地震津波について整理した。

(3) 最大クラスの津波の設定

(1)(2)で整理した津波について、地域海岸毎に津波の発生時期と高さを比較し、設計津波の対象津波群を上回る津波高となる津波を、最大クラスの津波として設定した。

対象津波
慶長三陸地震、明治三陸地震、昭和三陸地震、昭和チリ地震、東北地方太平洋沖地震、想定宮城県沖地震、日本海溝モデル、千島海溝モデル

(4) 選定した最大クラスの津波

(3)で設定した津波から、岩手県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として、下記の5つの津波^{*1}を選定した。

① 明治三陸地震（2004 中央防災会議モデル）	[マグニチュード Mw 8.6]
② 昭和三陸地震（1977 相田モデル）	[" Mw 8.1]
③ 東北地方太平洋沖地震（2012 中央防災会議モデル）	[" Mw 9.0]
④ 日本海溝（三陸・日高沖）モデル（2020 内閣府モデル）	[" Mw 9.1]
⑤ 千島海溝（十勝・根室沖）モデル（2020 内閣府モデル）	[" Mw 9.3]

※1：慶長三陸地震は痕跡の妥当性や日本海溝（三陸・日高沖）モデルが慶長三陸地震も含めた歴史地震を踏まえたモデルであるため対象から除外している。

() は、それぞれの地震のシミュレーションに使用する断層モデルの名称である。なお、公的機関から対象地震モデルが公表されている場合は、公的機関で公表されている地震モデルを採用した。

4 津波浸水シミュレーション

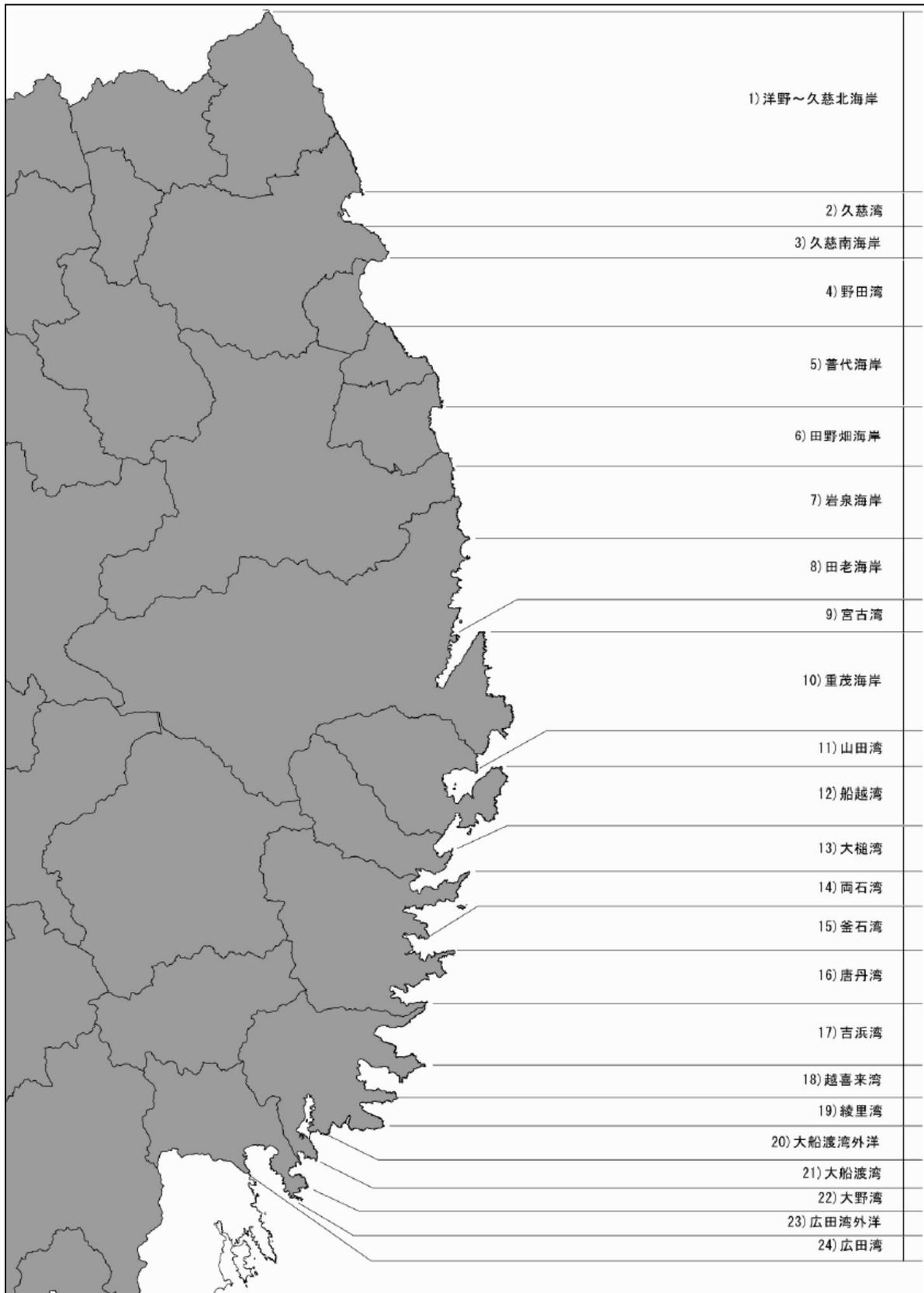
(1) 対象となる津波浸水シミュレーション

津波浸水想定においては、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を出力した。地域海岸ごとに対象となる津波シミュレーションは次の津波浸水シミュレーション一覧表のとおりである。

■ 津波浸水シミュレーション一覧表

地域海岸	最大クラスの津波を発生させる地震				
	明治三陸地震	昭和三陸地震	東北地方太平洋沖地震	日本海溝 (三陸・日高沖) モデル	千島海溝 (十勝・根室沖) モデル
1 洋野～久慈北海岸	●		●	●	●
2 久慈湾	●		●	●	●
3 久慈南海岸	●		●	●	●
4 野田湾	●		●	●	●
5 普代海岸	●		●	●	
6 田野畑海岸	●		●	●	
7 岩泉海岸	●		●	●	
8 田老海岸	●		●	●	
9 宮古湾			●	●	●
10 重茂海岸			●	●	
11 山田湾			●	●	
12 船越湾			●	●	
13 大槌湾			●	●	
14 両石湾	●		●	●	
15 釜石湾			●	●	●
16 唐丹湾	●		●	●	
17 吉浜湾	●	●	●	●	●
18 越喜来湾	●		●	●	
19 綾里湾	●	●	●	●	●
20 大船渡湾外洋	●		●		
21 大船渡湾			●	●	
22 大野湾	●		●		
23 広田湾外洋		●	●		
24 広田湾			●		

※ 朱書き箇所は概ね最大浸水深及び最大浸水範囲となる地震を示す。



■ 岩手県沿岸区分図（地域海岸）

(2) 主な計算条件の設定

計算条件については、「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.10」(国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室、2019年4月)に基づいて設定している。

① 計算領域及び計算格子間隔

- ・計算領域は、震源を含む範囲とした。
- ・計算格子間隔は、陸域から沖に向かい5m、10m、30m、90m、270m、810m、2430mとした。

② 計算時間及び計算時間間隔

計算時間は、最大浸水範囲、最大浸水深が計算できるように3～12時間とし、計算時間間隔は、計算が安定するように0.1秒間隔以下とした。

③ 陸域及び海域地形

ア 陸域地形

国土地理院で公開されている東北地方太平洋沖地震以降に実施された航空レーザー測量結果を基本とし、令和3年3月時点における復興計画等を反映して作成した。

イ 海域地形

沖合～沿岸領域は、海底地形デジタルデータ(一般財団法人 日本水路協会)や各港湾・漁港平面図等を使用した。

④ 潮位

計算開始時の潮位は、岩手県沿岸の朔望平均満潮位とした。

*岩手県の地域海岸ごとの朔望平均満潮位(HWL)は、0.61～0.69

⑤ 各種構造物の取り扱い

津波浸水シミュレーションの構造物条件は「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.10」(2019年4月)に基づき設定した。

- ・最大クラスの津波が悪条件下において発生し浸水が生じることを前提に、地震や津波による各種施設の被災を考慮した。また、水門・陸閘等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は開放状態として取り扱うことを基本としている。
- ・各種構造物については、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「構造物のない状態」としている。

■ 建造物の種類別条件

建造物	計算条件
護岸	地震直後の状態は耐震性能や液状化の評価結果に従うが、評価未実施の場合には、建造物なしとしている。
堤防 (盛土建造物)	地震直後の状態は耐震性能や液状化の評価結果に従うが、評価未実施の場合には、堤防高を地震前の25%の高さとしている。
堤防 (コンクリート建造物)	地震直後の状態は耐震性能や液状化の評価結果に従うが、評価未実施の場合には、建造物なしとしている。
防波堤	地震直後の状態は耐震性能や液状化の評価結果に従うが、評価未実施の場合には、建造物なしとしている。
道路・鉄道	地震直後の状態は耐震性能や液状化の評価結果に従うが、評価未実施の場合には、堤防高を地震前の25%の高さとしている。
水門・陸閘等	最大クラスの津波を発生させる地震に対して耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は開放状態としている。
建築物	建物の代わりに津波が遡上するときの摩擦（粗度）として考慮している。

5 岩手県津波浸水想定図

津波浸水想定の結果は、「岩手県津波浸水想定図」（全 42 図郭）として示している。

※岩手県津波浸水想定図の解説及び津波浸水想定図は、県ホームページ「最大クラスの津波浸水想定について」において掲出している。

なお、津波浸水想定においては、複数の最大クラスの津波が想定される地域海岸については、それらのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を採用している。また、それぞれ津波の影響開始時間、第一波到達時間を比較し、そのうち最短の影響開始時間や第一波到達時間を採用している。

5-11-3 地震・津波被害想定調査（令和3年度・令和4年度実施）

*本資料は、本県が令和3年度・令和4年度に実施した「岩手県地震・津波被害想定調査」の概要（主な被害想定項目及び被害予測結果等）を示すものであり、その詳細については「岩手県地震・津波被害想定調査 報告書」を参照のこと。同報告書においては、各被害想定項目の市町村別予測結果を掲載している。

1 調査の概要

本調査は、日本海溝・千島海溝（房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方まで）で発生する地震に伴う、津波及び地震動（揺れ）による被害想定を取りまとめたものであり、被害想定を行う対象地震は、本県における最大クラスの地震を想定する観点から、M9（マグニチュード9）クラスの地震を対象とした。

なお、本調査は、過去の災害時のデータや仮定した条件を基に算出された推計であり、必ずしも現実の被害事象がこのとおりに生じるということを示すものではないということに留意する必要がある。

(1) 対象地域

本県全域を対象とした。

(2) 被害想定単位

被害想定に用いる単位は、250mメッシュを基本とし、必要に応じて市町村単位で整理を行った。

(3) 想定した季節・時間

冬・深夜、夏・昼12時頃、冬・夕18時頃の3ケースを想定した。各々のケースごとの想定シナリオは以下の通りである。なお、すべてのケースで、地震発生日は平日とし、気象条件は平常時で風速8m/sとした。

冬・深夜	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、避難準備に時間を要するほか、夜間の暗闇や積雪等により避難速度が低下することが想定される時間帯
夏・昼12時頃	日中の社会活動が盛んな時間帯であり、多くの人が自宅以外の場所で被災することが想定される時間帯
冬・夕18時頃	住宅、飲食店などで火気使用が最も多く、地震火災の発生が多くなることが想定される時間帯。帰宅等により日中や夜間と比べて人口動態が異なる時間帯

(4) 被害想定項目

被害想定を行った項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、生活への影響、交通施設被害、防災上の重要施設の被害及びその他の被害とした。

■ 被害想定項目

分類	項目
津波による建物被害・人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による建物被害 ・津波による人的被害 ・津波被害に伴う要救助者・要搜索者
地震による建物被害・人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れによる被害 ・火災による建物被害 ・急傾斜地崩壊による建物被害 ・液状化による建物被害 ・ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物の発生 ・建物倒壊による人的被害 ・揺れによる建物被害に伴う要救助者 ・火災による人的被害 ・急傾斜地崩壊による人的被害 ・ブロック塀・自動販売機等の倒壊、屋外落下物による人的被害 ・屋内収容物の移動転倒及び屋内落下物による人的被害
地震・津波による主な被害予測	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン被害の想定 (上水道、下水道、電力、通信、都市ガス、LPガス) ・生活への影響 (避難者、物資、医療機能、保健衛生・防疫・遺体処理等、要配慮者、帰宅困難者) ・交通施設被害 (道路(緊急輸送道路)、鉄道、港湾・漁港、空港) ・防災上の重要施設の被害 (庁舎・役所、災害拠点病院、警察署・交番、消防署所) ・その他の被害 (災害廃棄物、危険物施設、文化財、漁業、ため池、複合災害、直接経済被害)

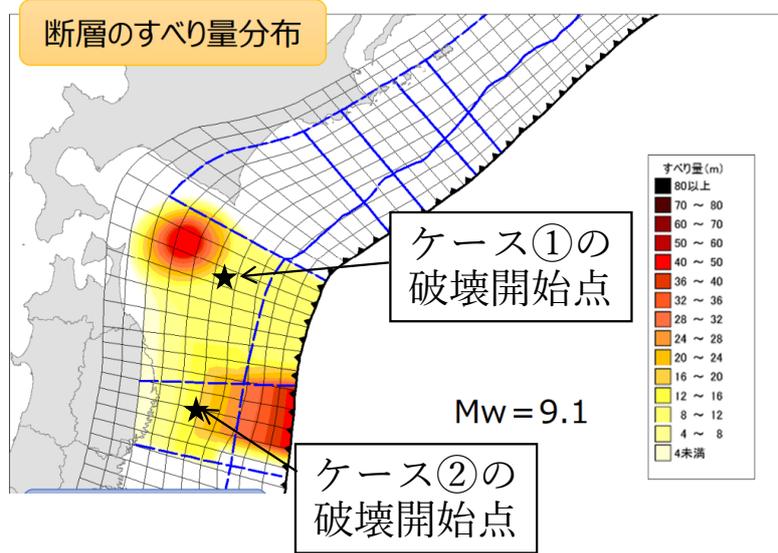
(5) 津波想定モデル

本県では、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づき、「津波浸水想定」を設定し、令和4年3月に公表した。

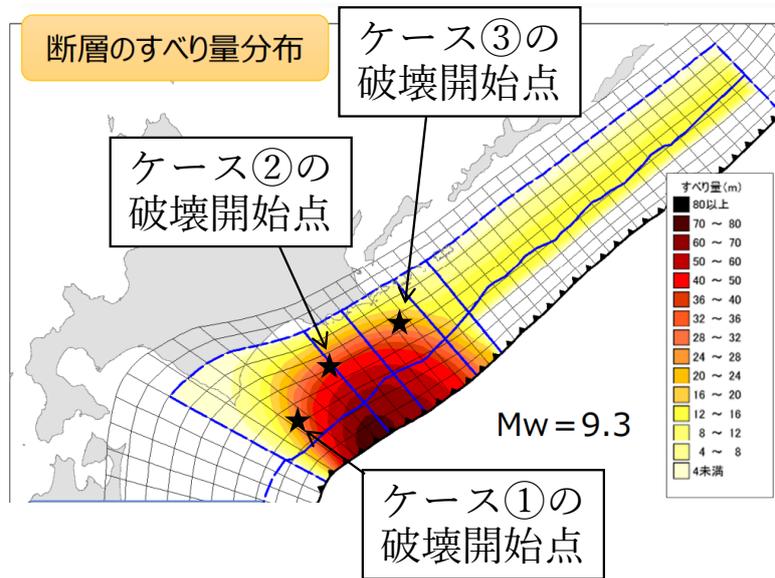
この津波浸水想定では、本県沿岸に襲来する可能性のある日本海溝・千島海溝で発生する地震による津波の検討を行い、本県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として、以下の5つの津波を選定している。

- a. 日本海溝(三陸・日高沖)モデル(2020 内閣府モデル)
- b. 千島海溝(十勝・根室沖)モデル(2020 内閣府モデル)
- c. 東北地方太平洋沖地震(2012 中央防災会議モデル)
- d. 明治三陸地震(2004 中央防災会議モデル)
- e. 昭和三陸地震(1977 相田モデル)

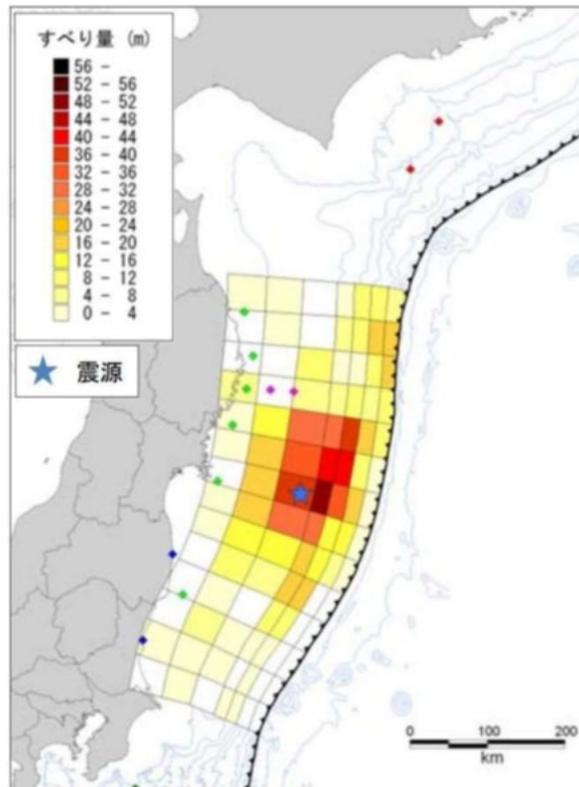
本調査では、最大クラスの地震による被害を想定することから、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価（地震調査研究推進本部）」に基づき、超巨大地震に位置付けられる「a. 日本海溝（三陸・日高沖）モデル（2020 内閣府モデル）」「b. 千島海溝（十勝・根室沖）モデル（2020 内閣府モデル）」及び「c. 東北地方太平洋沖地震（2012 中央防災会議モデル）」の3つを選定した。



■ 「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」の津波波源モデル



■ 「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」の津波波源モデル



■「東北地方太平洋沖地震」の津波波源モデル

(6) 地震動想定モデル

「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」、「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」は、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により、新たに太平洋側の津波断層モデルとして設定されたものである。これらのモデルは、最新の津波堆積物の調査を踏まえ、最大クラスの地震・津波を想定したものである。

「東北地方太平洋沖地震」は、観測史上最大規模の津波が発生し、多くの市町村に壊滅的な被害をもたらした地震である。

① 地盤モデルの設定

地盤モデルは、地震調査研究推進本部地震調査委員会の「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」に基づき設定した。

ア 深部地盤モデル

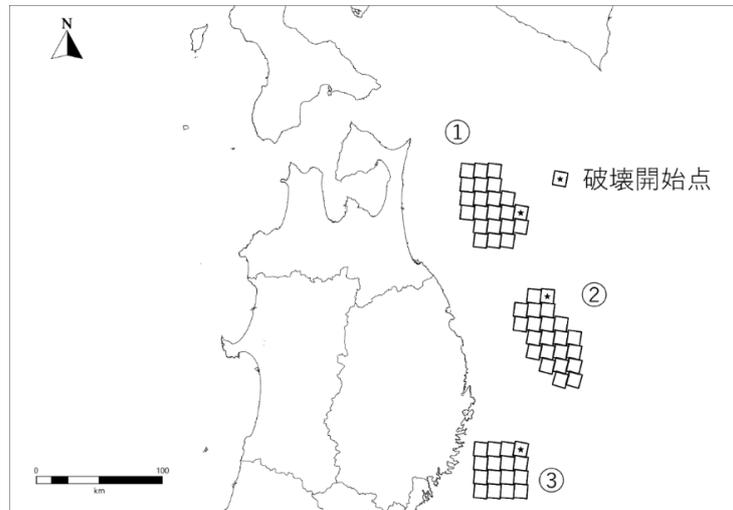
深部地盤モデルは、地震調査研究推進本部による全国地震動予測地図の作成に用いられた「J-SHIS V3.2」を使用した。本県では、地震基盤より上層において、S波速度が600m/s層、1100m/s層、1700m/s層、2100m/s層の概ね4層で構成されている。

イ 浅部地盤モデル

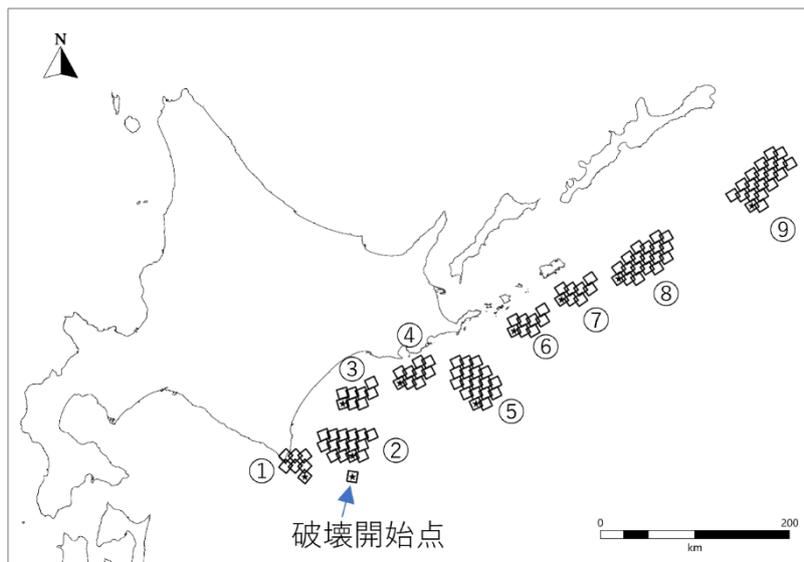
浅部地盤モデルは、内閣府による「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会における液状化可能性の検討に係る地盤モデルデータ」を使用した。

② 断層パラメータの設定

強震断層パラメータは、内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で設定された「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」、「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」により設定した。



■ 「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」の震源モデル



■ 「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」の震源モデル

ウ 地盤の地震時挙動

(1) 震源～工学的基盤までの地震動予測手法

本調査では、震源～工学的基盤までの地震動予測手法として、釜江ほか(1991)による統計的グリーン関数法を用いた。

(2) 統計的グリーン関数法による工学的基盤における地震動の算定

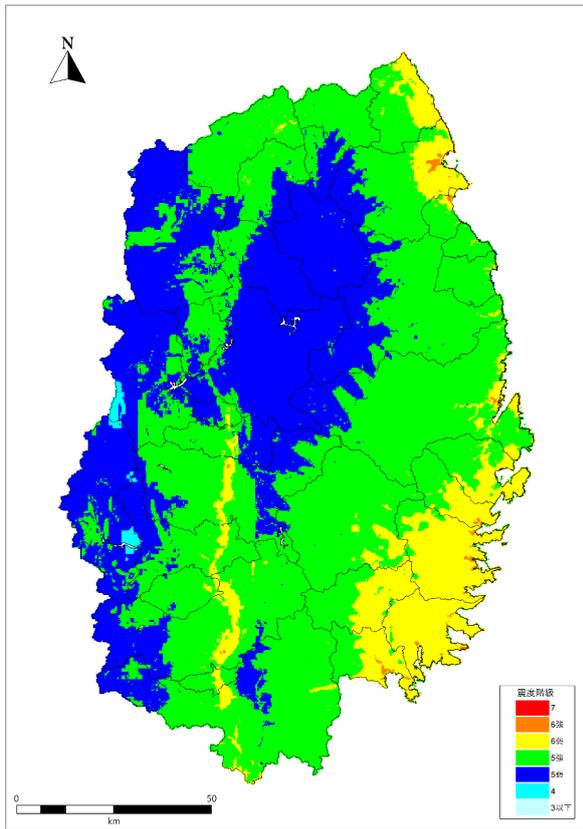
「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」、「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」のそれぞれについて、設定した強震断層モデルを用いて、統計的グリーン関数法により、工学的基盤における地震動を算定した。なお、「東北地方太平洋沖地震」については、公開地震波形と表層地盤モデルを用いて、工学的基盤における地震動を算定した。

(3) 地表地震動の算定

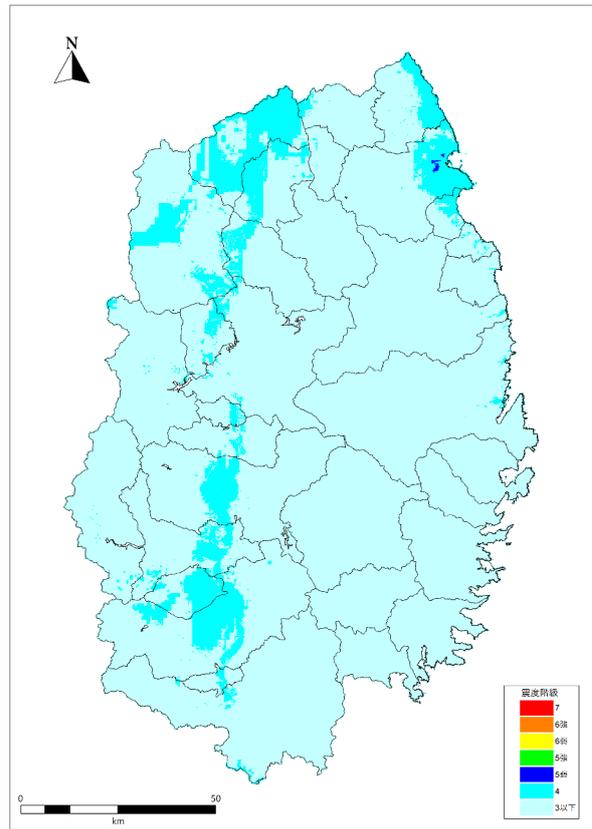
本調査では、工学的基盤～地表までの地震動予測手法として、「a. 工学的基盤における計測震度+レシピに基づく震度増分（統計的GF法+レシピ震度増分）」、「b. 工学的基盤における計測震度+内閣府(2020)による震度増分（統計的GF法+内閣府震度増分）」、「c. 内閣府(2020)による震度（内閣府計算結果）」により算出した。

また、各メッシュにおいて、(a)～(c)のうち最大となる値を取りだし、各地震動における最大クラスの震度分布を作成した。被害想定では、地域ごとの最大の地震動を考慮するため、この震度分布を用いて計算を行う。

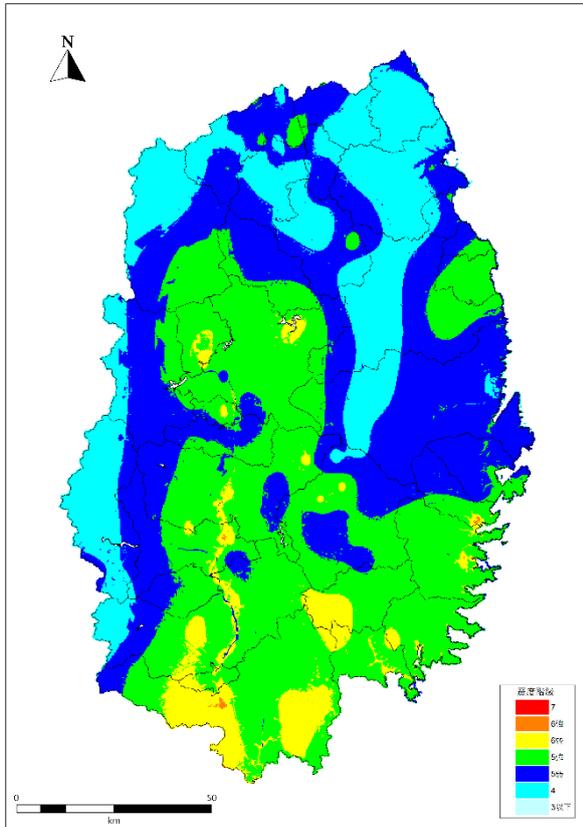
「東北地方太平洋沖地震」については、「工学的基盤における計測震度+レシピに基づく震度増分」により地表地震動を算出した。



■ 「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」の最大となる地表震度分布図



■ 「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」の最大となる地表震度分布図



■ 「東北地方太平洋沖地震」の地表震度分布図

■ 市町村別最大震度

市町村	日本海溝 (三陸・日高 沖)モデル	千島海溝 (十勝・根室 沖)モデル	東北地方 太平洋沖地震
洋野町	6強	5弱	5強
久慈市	6強	5弱	5強
野田村	6強	4	5強
普代村	6弱	4	6弱
田野畑村	6弱	4	6弱
岩泉町	6弱	4	5強
宮古市	6強	4	5強
山田町	6強	3	5強
大槌町	6強	3	6強
釜石市	6強	3	6強
大船渡市	6強	3	6弱
陸前高田市	6強	3	6弱
盛岡市	5強	4	6弱
花巻市	6強	4	6弱
北上市	6弱	4	6強
遠野市	6弱	4	6弱
一関市	6強	4	6強
二戸市	6弱	4	5強
八幡平市	6弱	4	5強
奥州市	6強	4	6弱
滝沢市	5強	4	6弱
雫石町	5強	4	5強
葛巻町	5強	4	5強
岩手町	5強	4	5強
紫波町	6弱	4	5強
矢巾町	6弱	4	6弱
西和賀町	5強	4	5弱
金ヶ崎町	6弱	4	6弱
平泉町	6弱	4	6弱
住田町	5強	3	6弱
軽米町	6弱	4	5強
九戸村	6弱	4	5強
一戸町	6弱	4	5強

※市町村内で1メッシュでも該当すれば最大とする。

2 地震・津波の被害想定の結果概要

■ 県全体の被害想定結果概要（建物被害：全壊棟数）（単位：棟）

対象地震	想定ケース	津波	揺れ	火災	急傾斜地崩壊等	液状化	合計
日本海溝 （三陸・日高沖） モデル ケース①	冬・深夜	27,000	1,700	-	70	680	29,000
	夏・昼12時頃	27,000	600	-	70	680	29,000
	冬・夕18時頃	27,000	1,700	1,200	70	680	31,000
日本海溝 （三陸・日高沖） モデル ケース②	冬・深夜	28,000	1,700	-	70	680	30,000
	夏・昼12時頃	28,000	600	-	70	680	29,000
	冬・夕18時頃	28,000	1,700	1,200	70	680	32,000
千島海溝 （十勝・根室沖） モデル ケース①	冬・深夜	7,800	-	-	-	*	7,800
	夏・昼12時頃	7,800	-	-	-	*	7,800
	冬・夕18時頃	7,800	-	-	-	*	7,800
千島海溝 （十勝・根室沖） モデル ケース②	冬・深夜	10,000	-	-	-	*	10,000
	夏・昼12時頃	10,000	-	-	-	*	10,000
	冬・夕18時頃	10,000	-	-	-	*	10,000
千島海溝 （十勝・根室沖） モデル ケース③	冬・深夜	11,000	-	-	-	*	11,000
	夏・昼12時頃	11,000	-	-	-	*	11,000
	冬・夕18時頃	11,000	-	-	-	*	11,000
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	33,000	1,600	-	10	620	35,000
	夏・昼12時頃	33,000	400	-	10	620	34,000
	冬・夕18時頃	33,000	1,600	180	10	620	35,000

■ 県全体の被害想定結果概要（人的被害：死者数）（単位：人）

対象地震	想定ケース	津波	建物倒壊	火災	急傾斜地崩壊等	合計
日本海溝 （三陸・日高沖） モデル ケース①	冬・深夜	6,700	110	*	10	6,800
	夏・昼12時頃	2,700	20	*	10	2,700
	冬・夕18時頃	7,000	*	40	*	7,100
日本海溝 （三陸・日高沖） モデル ケース②	冬・深夜	6,200	110	*	10	6,300
	夏・昼12時頃	2,900	20	*	10	3,000
	冬・夕18時頃	7,000	*	40	*	7,000
千島海溝 （十勝・根室沖） モデル ケース①	冬・深夜	690	-	-	-	690
	夏・昼12時頃	930	-	-	-	930
	冬・夕18時頃	1,300	-	-	-	1,300
千島海溝 （十勝・根室沖） モデル ケース②	冬・深夜	950	-	-	-	950
	夏・昼12時頃	1,200	-	-	-	1,200
	冬・夕18時頃	1,700	-	-	-	1,700
千島海溝 （十勝・根室沖） モデル ケース③	冬・深夜	1,000	-	-	-	1,000
	夏・昼12時頃	1,400	-	-	-	1,400
	冬・夕18時頃	1,800	-	-	-	1,800
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	3,200	110	*	*	3,300
	夏・昼12時頃	3,100	10	*	*	3,200
	冬・夕18時頃	4,200	*	10	*	4,200

※：小数点以下四捨五入のため合計と合わない場合がある。

「(数値の表示方法)：「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

3 津波による建物被害・人的被害

3.1 津波による建物被害

(1) 予測手法

津波による建物被害は、木造、非木造の構造別に、津波浸水深を基に全壊・半壊建物棟数を推計した。

東日本大震災津波による被災現況調査データによれば、人口集中地区では、それ以外の地区と比較して浸水深が浅いところでも全壊率、全半壊率ともに高くなっていることから、人口集中地区とそれ以外の地区で異なる被害率曲線を用いて、建物被害を算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の津波による建物被害予測結果 (単位・棟)

対象地震	想定ケース	津波による全壊棟数	津波による全半壊棟数
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	冬・深夜	27,000	32,000
	夏・昼12時頃	27,000	32,000
	冬・夕18時頃	27,000	32,000
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	冬・深夜	28,000	33,000
	夏・昼12時頃	28,000	33,000
	冬・夕18時頃	28,000	33,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	冬・深夜	7,800	15,000
	夏・昼12時頃	7,800	15,000
	冬・夕18時頃	7,800	15,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	冬・深夜	10,000	17,000
	夏・昼12時頃	10,000	17,000
	冬・夕18時頃	10,000	17,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	冬・深夜	11,000	19,000
	夏・昼12時頃	11,000	19,000
	冬・夕18時頃	11,000	19,000
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	33,000	41,000
	夏・昼12時頃	33,000	41,000
	冬・夕18時頃	33,000	41,000

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5 未満)、「5 以上 1000 未満」は、一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は、十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入」

3.2 津波による人的被害

津波による人的被害は、津波浸水域において、津波が到達する時間までに避難を完了できなかった者が津波に巻き込まれるものとし、浸水深を基に死者数・負傷者数を算出した。

(1) 予測手法

津波による人的被害は、①避難行動（避難の有無、避難開始時期）、②津波到達時間までの避難完了可否、③津波に巻き込まれた場合の死者発生度合に分けて算出した。

なお、揺れによる建物倒壊に伴う自力脱出困難者は、津波からの避難ができないものとする。死者数及び負傷者数は、下式により算出する。

$$(\text{死者数}) = (\text{津波に巻き込まれる人数}) \times (\text{浸水深別死亡率})$$

$$(\text{負傷者数}) = (\text{津波に巻き込まれる人数}) - (\text{死者数})$$

(2) 予測結果

■ 県全体の津波による人的被害予測結果 (単位・人)

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	冬・深夜	6,700	1,400	90
	夏・昼12時頃	2,700	740	40
	冬・夕18時頃	7,000	1,900	110
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	冬・深夜	6,200	1,200	70
	夏・昼12時頃	2,900	770	40
	冬・夕18時頃	7,000	1,700	110
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	冬・深夜	690	280	30
	夏・昼12時頃	930	310	40
	冬・夕18時頃	1,300	580	50
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	冬・深夜	950	280	30
	夏・昼12時頃	1,200	330	40
	冬・夕18時頃	1,700	500	50
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	冬・深夜	1,000	370	30
	夏・昼12時頃	1,400	340	40
	冬・夕18時頃	1,800	620	50
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	3,200	760	40
	夏・昼12時頃	3,100	400	50
	冬・夕18時頃	4,200	1,100	50

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

3.3 津波被害に伴う要救助者・要搜索者

(1) 予測手法

津波浸水区域内で浸水しない高い階の居住者、及び、これらの建物等に避難を行った者を要救助者として算出した。また、要搜索者数は津波に巻き込まれた人として算出した。

要救助者及び要搜索者数は、下式により算出する。

(要救助者数) = (中高層階滞留者のうち、最大浸水深より高い階の滞留者)

(要搜索者数) = 津波に巻き込まれた人 (避難未完了者 = 津波による死傷者)

(2) 予測結果

■ 県全体の津波被害に伴う要救助者・要搜索者予測結果 (単位・人)

対象地震	想定ケース	要救助者	要搜索者
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	冬・深夜	840	8,100
	夏・昼12時頃	1,200	3,400
	冬・夕18時頃	1,100	8,900
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	冬・深夜	850	7,300
	夏・昼12時頃	1,200	3,700
	冬・夕18時頃	1,100	8,600
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	冬・深夜	360	970
	夏・昼12時頃	590	1,200
	冬・夕18時頃	540	1,800
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	冬・深夜	480	1,200
	夏・昼12時頃	780	1,500
	冬・夕18時頃	710	2,200
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	冬・深夜	530	1,400
	夏・昼12時頃	840	1,700
	冬・夕18時頃	770	2,400
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	1,100	3,900
	夏・昼12時頃	1,600	3,500
	冬・夕18時頃	1,500	5,200

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4 地震による建物被害・人的被害

建物被害は、揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊及び地震火災による全壊・半壊棟数を個別に求め、重複するものを除去して算出した。

4.1 揺れによる建物被害

(1) 予測手法

揺れによる建物被害は、建物の構造や建築年代によって異なる。本調査では、構造別・建築年次別の建物棟数と計測震度に対する被害率曲線を用いて、全壊・半壊棟数を算出した。なお、木造建物については積雪時と無雪期の違いを考慮した。

全壊・半壊棟数は、下式により算定する。

$$(\text{全壊棟数}) = (\text{建物棟数}) \times (\text{全壊率})$$

$$(\text{半壊棟数}) = (\text{建物棟数}) \times ((\text{全半壊率}) - (\text{全壊率}))$$

(2) 予測結果

■ 県全体の揺れによる建物被害予測結果 (単位・棟)

対象地震	想定ケース	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル	冬・深夜	1,700	6,600
	夏・昼12時頃	600	3,200
	冬・夕18時頃	1,700	6,600
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル	冬・深夜	-	-
	夏・昼12時頃	-	-
	冬・夕18時頃	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	1,600	6,000
	夏・昼12時頃	400	2,300
	冬・夕18時頃	1,600	6,000

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5 未満)、「5 以上 1000 未満」は、一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は、十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入」

4.2 火災による建物被害

(1) 予測手法

地震火災による建物被害は、建物倒壊の有無別の出火要因、初期消火、地域の消防力を考慮し、延焼シミュレーションを実施して、焼失棟数を算出した。

地震火災による被害は、建物被害予測結果と震度階から、地域別出火件数を算出した。これより、震度階別初期消火率、地域別炎上出火件数と地域防災力による消火可能件数から、消火できなかった残火災件数を求め、これを出火点として風向・風速等の気象データを考慮して延焼シミュレーションを行い、延焼面積を推定して、全体の焼失棟数を算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の火災に伴う建物被害予測結果 (単位・棟)

対象地震	想定ケース	火災による全焼棟数
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	1,200
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	1,200
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	-
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	-
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	180

〔数値の表示方法〕：「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

4.3 急傾斜地崩壊による建物被害

(1) 予測手法

急傾斜地崩壊による建物被害は、急傾斜地崩壊危険箇所の耐震性危険度ランク、震度階からの地震時危険度ランクに基づき、急傾斜地崩壊危険区域内の建物棟数から全壊・半壊棟数を算出した。

急傾斜地崩壊による建物被害は、急傾斜地危険箇所をメッシュに配分し、その耐震性危険度ランクと震度階より急傾斜地崩壊の地震時危険度ランクを算出する。算出した地震時危険度ランク別の崩壊確率と崩壊地における震度階別全壊率・半壊率から全壊・半壊棟数を、下式により算出した。

(急傾斜地崩壊による全壊棟数)

$$= (\text{危険箇所内建物棟数}) \times (\text{地震時危険度ランク別崩壊確率}) \\ \times (\text{崩壊地における震度階別建物全壊率}) \times (1 - (\text{急傾斜地崩壊危険箇所整備率}))$$

(急傾斜地崩壊による半壊棟数)

$$= (\text{危険箇所内建物棟数}) \times (\text{地震時危険度ランク別崩壊確率}) \\ \times (\text{崩壊地における震度階別建物半壊率}) \times (1 - (\text{急傾斜地崩壊危険箇所整備率}))$$

(2) 予測結果

■ 県全体の急傾斜地崩壊に伴う建物被害予測結果 (単位・棟)

対象地震	想定ケース	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	70	240
	夏・昼12時頃	70	240
	冬・夕18時頃	70	240
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-	-
	夏・昼12時頃	-	-
	冬・夕18時頃	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	10	40
	夏・昼12時頃	10	40
	冬・夕18時頃	10	40

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5 未満)、「5 以上 1000 未満」は、一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は、十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入」

4.4 液状化による建物被害

(1) 予測手法

液状化による建物被害は、液状化による地盤の沈下量及び構造別・建築年次別の建物棟数から建物の全壊・半壊棟数を算出した。

全壊・半壊棟数は、下式により算出する。

$$(\text{全壊棟数}) = (\text{建物棟数}) \times (\text{全壊率})$$

$$(\text{半壊棟数}) = (\text{建物棟数}) \times ((\text{全半壊率}) - (\text{全壊率}))$$

全壊・半壊棟数は、建物棟数に液状化沈下量に基づく構造別・建物年次別の建物被害率を乗じて算出する。半壊棟数は、全半壊棟数から全壊棟数を除いた値を半壊棟数として算出する。

建物被害率は、建物の構造で異なるため、木造建物は年代別に、非木造建物は、杭の有無別に算出する。

(2) 予測結果

■ 県全体の液状化被害に伴う建物被害予測結果 (単位・棟)

対象地震	想定ケース	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	680	5,200
	夏・昼12時頃	680	5,200
	冬・夕18時頃	680	5,200
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	*	*
	夏・昼12時頃	*	*
	冬・夕18時頃	*	*
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	620	4,600
	夏・昼12時頃	620	4,600
	冬・夕18時頃	620	4,600

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物の発生

(1) 予測手法

人的被害に合わせて示す。

(2) 予測結果

■ 県全体のブロック塀・自動販売機転倒数予測結果（単位・箇所）

対象地震	想定ケース	ブロック塀	自動販売機転倒数
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	11,000	50
	夏・昼12時頃	11,000	50
	冬・夕18時頃	11,000	50
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-	-
	夏・昼12時頃	-	-
	冬・夕18時頃	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	12,000	50
	夏・昼12時頃	12,000	40
	冬・夕18時頃	12,000	40

■ 県全体の屋外落下物被害予測結果（単位・棟）

対象地震	想定ケース	屋外落下物
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	550
	夏・昼12時頃	290
	冬・夕18時頃	550
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	470
	夏・昼12時頃	160
	冬・夕18時頃	470

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4.6 建物倒壊による人的被害

地震による被災時には、様々な要因により人的被害が発生する。

要因としては、揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物倒壊、屋内収容物の移動・転倒や落下物等が挙げられる。また、屋外では屋外落下物やブロック塀・自動販売機の転倒により人的被害が発生する。加えて、延焼火災によって建物内で火災に巻き込まれることによる被害や、延焼に巻き込まれることによる被害が発生する。

本調査では、各要因による人的被害を算出し、重複を除去する。

(1) 予測手法

建物倒壊による人的被害は、揺れによる建物被害と人口データから死者数、負傷者数、重傷者数を想定する中央防災会議(2013)の手法を用いた。

近年の地震の被害事例から算出した全壊棟数と死者数との関係、全半壊棟数と負傷者数・重傷者数との関係を使用し、発生時刻の建物内滞留率を反映した。

(2) 予測結果

■ 県全体の建物倒壊に伴う人的被害予測結果 (単位・人)

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	110	1,100	160
	夏・昼12時頃	20	690	60
	冬・夕18時頃	*	780	50
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	110	1,000	150
	夏・昼12時頃	10	430	30
	冬・夕18時頃	*	290	10

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4.7 揺れによる建物被害に伴う要救助者

(1) 予測手法

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）は、揺れによる建物全壊率（木造・非木造別）に、自力脱出困難者率(0.117)、及び屋内滞留人口を乗じて算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の揺れによる建物被害に伴う要救助者被害予測結果（単位・人）

対象地震	想定ケース	自力脱出困難者
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	260
	夏・昼12時頃	100
	冬・夕18時頃	280
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-
	夏・昼12時頃	-
	冬・夕18時頃	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	200
	夏・昼12時頃	60
	冬・夕18時頃	210

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5 未満)、「5 以上 1000 未満」は、一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は、十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入」

4.8 火災による人的被害

(1) 予測手法

火災による人的被害は、炎上出火家屋内からの逃げ遅れや、倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者（生き埋め等）、延焼拡大時の逃げまどいと人口データから、死者数、負傷者数を想定する中央防災会議(2013)の手法を用いた。

(2) 予測結果

■ 県全体の火災に伴う人的被害予測結果 （単位・人）

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	40	30	10
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	40	30	10
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	10	10	*

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4.9 急傾斜地崩壊による人的被害

(1) 予測手法

急傾斜地崩壊による人的被害は、揺れにより引き起こされた土砂災害による建物被害と人口データから死者数、負傷者数、重傷者数を想定する中央防災会議(2013)の手法を用いた。

過去の崖崩れの被害実態から求められた全壊棟数と死者数・負傷者数との関係式により算出した(発生時刻の木造建物内滞留者人口比率を反映)。

(2) 予測結果

■ 県全体の急傾斜地崩壊に伴う人的被害予測結果 (単位・人)

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	冬・深夜	10	10	10
	夏・昼12時頃	10	10	*
	冬・夕18時頃	*	*	*
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	冬・深夜	10	10	10
	夏・昼12時頃	10	10	*
	冬・夕18時頃	*	*	*
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4.10 ブロック塀・自動販売機等の倒壊、屋外落下物による人的被害

(1) 予測手法

ブロック塀等の倒壊による死傷者数については、中央防災会議(2013)の手法を用いて、被害数を予測した。

- ①ブロック塀等の倒壊：宮城県沖地震（1978）時のブロック塀等の被害件数と死傷者数の関係から死傷者率を設定。
- ②自動販売機等の転倒：ブロック塀等と同じ死傷者率とし、幅の平均長により補正。
- ③屋外落下物：宮城県沖地震（1978）時の落下物の被害事例により、震度別に死傷者率を設定。

(2) 予測結果

■ 県全体のブロック塀倒壊に伴う人的被害予測結果 （単位・人）

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*

■ 県全体の自動販売機転倒に伴う人的被害予測結果 （単位・人）

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*

■ 県全体の屋外落下物に伴う人的被害予測結果 （単位・人）

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	-	-	-
	夏・昼12時頃	-	-	-
	冬・夕18時頃	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*

「(数値の表示方法)：「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

4.11 屋内収容物の移動転倒および屋内落下物による人的被害

(1) 予測手法

建物構造別の震度分布、人口データ、転倒防止措置の実施状況に応じた被害率を用いて、屋内収容物の移動や転倒に伴う死者数を想定した。

負傷者数についても死者数と同様の考え方で想定した。

(2) 予測結果

■ 県全体の屋内収容物移動・転倒・屋内落下物に伴う人的被害予測結果 (単位・人)

対象地震	想定ケース	死者	負傷者	うち重傷者
日本海溝 (三陸・日高沖)	冬・深夜	10	390	70
	夏・昼12時頃	10	240	40
	冬・夕18時頃	*	180	30
千島海溝 (十勝・根室沖)	冬・深夜	*	*	*
	夏・昼12時頃	*	*	*
	冬・夕18時頃	*	*	*
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	10	350	60
	夏・昼12時頃	10	210	40
	冬・夕18時頃	*	160	30

〔数値の表示方法〕:「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

5 地震・津波による主な被害予測

5.1 ライフライン被害の想定

5.1.1 上水道

(1) 予測手法

上水道の被害予測については、供給人口に震度階別の供給率を乗算し、断水人口を算出した。なお、津波の浸水区域内に居住する世帯については1カ月間断水するものとした。

上水道の断水人口は、計測震度と復旧率曲線（経過日数、震度別上水道供給率復旧曲線）の関係から予測した。

(2) 予測結果

■ 県全体の上水道の機能支障人口予測結果（単位・人、％）

対象地震	想定ケース	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	冬・深夜	251,000	21%	234,000	19%	151,000	12%	53,000	4%
	夏・昼12時頃	264,000	22%	247,000	20%	165,000	14%	69,000	6%
	冬・夕18時頃	264,000	22%	246,000	20%	165,000	14%	68,000	6%
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	冬・深夜	252,000	21%	234,000	19%	152,000	13%	54,000	4%
	夏・昼12時頃	265,000	22%	248,000	20%	166,000	14%	70,000	6%
	冬・夕18時頃	264,000	22%	247,000	20%	166,000	14%	69,000	6%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	冬・深夜	19,000	2%	19,000	2%	19,000	2%	19,000	2%
	夏・昼12時頃	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%
	冬・夕18時頃	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	冬・深夜	22,000	2%	22,000	2%	22,000	2%	22,000	2%
	夏・昼12時頃	35,000	3%	35,000	3%	35,000	3%	35,000	3%
	冬・夕18時頃	34,000	3%	34,000	3%	34,000	3%	34,000	3%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	冬・深夜	24,000	2%	24,000	2%	24,000	2%	24,000	2%
	夏・昼12時頃	37,000	3%	37,000	3%	37,000	3%	37,000	3%
	冬・夕18時頃	36,000	3%	36,000	3%	36,000	3%	36,000	3%
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	235,000	19%	219,000	18%	143,000	12%	62,000	5%
	夏・昼12時頃	250,000	21%	234,000	19%	161,000	13%	80,000	7%
	冬・夕18時頃	250,000	21%	233,000	19%	160,000	13%	79,000	7%

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.1.2 下水道

(1) 予測手法

津波浸水エリア内の人口、及び震度階級別下水道供給率復旧曲線から機能支障人口を算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の下水道の下水支障人口予測結果 (単位・人、%)

対象地震	想定ケース	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		下水支障人口	支障率	下水支障人口	支障率	下水支障人口	支障率	下水支障人口	支障率
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	冬・深夜	175,000	14%	138,000	11%	67,000	6%	48,000	4%
	夏・昼12時頃	189,000	16%	153,000	13%	83,000	7%	64,000	5%
	冬・夕18時頃	189,000	16%	152,000	13%	82,000	7%	63,000	5%
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	冬・深夜	175,000	14%	138,000	11%	68,000	6%	49,000	4%
	夏・昼12時頃	190,000	16%	154,000	13%	84,000	7%	65,000	5%
	冬・夕18時頃	190,000	16%	153,000	13%	84,000	7%	64,000	5%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	冬・深夜	19,000	2%	19,000	2%	19,000	2%	19,000	2%
	夏・昼12時頃	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%
	冬・夕18時頃	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%	30,000	2%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	冬・深夜	22,000	2%	22,000	2%	22,000	2%	22,000	2%
	夏・昼12時頃	35,000	3%	35,000	3%	35,000	3%	35,000	3%
	冬・夕18時頃	34,000	3%	34,000	3%	34,000	3%	34,000	3%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	冬・深夜	24,000	2%	24,000	2%	24,000	2%	24,000	2%
	夏・昼12時頃	37,000	3%	37,000	3%	37,000	3%	37,000	3%
	冬・夕18時頃	36,000	3%	36,000	3%	36,000	3%	36,000	3%
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	172,000	14%	138,000	11%	76,000	6%	60,000	5%
	夏・昼12時頃	189,000	16%	155,000	13%	94,000	8%	77,000	6%
	冬・夕18時頃	188,000	16%	155,000	13%	93,000	8%	79,000	7%

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.1.3 電力

(1) 予測手法

津波浸水による停電と、計測震度と復旧率曲線の関係からから停電人口を算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の電力の停電影響人口・停電率予測結果 (単位・人、%)

対象地震	想定ケース	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		停電影響人口	停電率	停電影響人口	停電率	停電影響人口	停電率	停電影響人口	停電率
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	冬・深夜	619,000	51%	141,000	12%	33,000	3%	32,000	3%
	夏・昼12時頃	627,000	52%	154,000	13%	46,000	4%	45,000	4%
	冬・夕18時頃	628,000	52%	153,000	13%	45,000	4%	44,000	4%
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	冬・深夜	619,000	51%	142,000	12%	34,000	3%	33,000	3%
	夏・昼12時頃	627,000	52%	155,000	13%	48,000	4%	47,000	4%
	冬・夕18時頃	628,000	52%	154,000	13%	47,000	4%	46,000	4%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	冬・深夜	7,800	1%	7,100	1%	7,000	1%	7,000	1%
	夏・昼12時頃	12,000	1%	11,000	1%	11,000	1%	11,000	1%
	冬・夕18時頃	12,000	1%	11,000	1%	11,000	1%	11,000	1%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	冬・深夜	10,000	1%	9,900	1%	9,800	1%	9,800	1%
	夏・昼12時頃	16,000	1%	15,000	1%	15,000	1%	15,000	1%
	冬・夕18時頃	16,000	1%	15,000	1%	15,000	1%	15,000	1%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	冬・深夜	12,000	1%	11,000	1%	11,000	1%	11,000	1%
	夏・昼12時頃	18,000	1%	17,000	1%	17,000	1%	17,000	1%
	冬・夕18時頃	18,000	1%	17,000	1%	17,000	1%	17,000	1%
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	589,000	49%	128,000	11%	39,000	3%	38,000	3%
	夏・昼12時頃	592,000	49%	141,000	12%	53,000	4%	52,000	4%
	冬・夕18時頃	591,000	49%	141,000	12%	52,000	4%	52,000	4%

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.1.4 通信

(1) 予測手法

通信における被害想定は津波浸水エリアと震度階級別通信施設の復旧予測に活用する電力の供給率曲線から影響人口を算出した。

津波により被害を受けた場合には、立ち入り制限や建築制限等の理由から一定期間は需要が無くとなると考えられるため、復旧想定では対象外とした。

(2) 予測結果

■ 県全体の通信の通信機能支障人口・支障率予測結果 (単位・人、%)

対象地震	想定ケース	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		通信支障人口	支障率	通信支障人口	支障率	通信支障人口	支障率	通信支障人口	支障率
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	冬・深夜	244,000	20%	57,000	5%	14,000	1%	14,000	1%
	夏・昼12時頃	248,000	20%	62,000	5%	20,000	2%	19,000	2%
	冬・夕18時頃	248,000	20%	62,000	5%	20,000	2%	19,000	2%
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	冬・深夜	244,000	20%	57,000	5%	15,000	1%	14,000	1%
	夏・昼12時頃	248,000	20%	63,000	5%	20,000	2%	20,000	2%
	冬・夕18時頃	248,000	20%	63,000	5%	20,000	2%	20,000	2%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	冬・深夜	3,300	0%	3,000	0%	3,000	0%	3,000	0%
	夏・昼12時頃	5,000	0%	4,700	0%	4,700	0%	4,700	0%
	冬・夕18時頃	5,000	0%	4,700	0%	4,700	0%	4,700	0%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	冬・深夜	4,500	0%	4,200	0%	4,200	0%	4,200	0%
	夏・昼12時頃	6,800	1%	6,500	1%	6,500	1%	6,500	1%
	冬・夕18時頃	6,800	1%	6,500	1%	6,500	1%	6,500	1%
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	冬・深夜	5,000	0%	4,800	0%	4,800	0%	4,800	0%
	夏・昼12時頃	7,600	1%	7,400	1%	7,400	1%	7,400	1%
	冬・夕18時頃	7,600	1%	7,400	1%	7,400	1%	7,400	1%
東北地方 太平洋沖地震	冬・深夜	232,000	19%	51,000	4%	16,000	1%	16,000	1%
	夏・昼12時頃	234,000	19%	57,000	5%	23,000	2%	22,000	2%
	冬・夕18時頃	234,000	19%	57,000	5%	23,000	2%	22,000	2%

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.1.5 都市ガス及びLPガス

(1) 予測手法

① 都市ガス

津波浸水によるガス被害と震度階級別供給確率からガス被害による影響人口を算出した。

② LPガス

LPガスの機能支障は、LPガス使用位置の計測震度からガスボンベ重量別漏洩率を求め、これにガスボンベ重量別の戸数(世帯数)を乗ずることにより、被害件数(供給支障軒数)を求めた。

(2) 予測結果

① 都市ガス

■ 県全体の都市ガス供給停止戸数予測結果 (単位・戸)

地震	供給戸数 (戸)	供給停止戸数(戸)	復旧対象戸数(戸)	機能支障戸数(戸)			
				直後	7日後	1か月後	3か月後
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル	67,000	8,500	6,100	6,100	6,100	4,500	30
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル		-	-	-	-	-	-
東北地方 太平洋沖地震		12,000	8,600	8,500	8,500	5,600	30

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

② LPガス

■ 県全体のLPガス漏洩被害件数予測結果 (単位・件)

対象地震	LPガス漏洩被害件数
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル	3,500
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル	-
東北地方 太平洋沖地震	1,200

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.2 生活への影響

5.2.1 避難者

(1) 予測手法

被災時の避難者数は、津波の影響を受けない範囲（津波浸水地域外）と、津波の影響を受ける範囲（津波浸水地域）の避難者数として算出した。

① 津波の影響を受けない範囲（津波浸水地域外）

津波浸水地域外の避難者数は、建物被害と断水人口、1棟当たりの平均居住者数及び断水時生活困窮度より、発災当日、1週間後、1ヶ月後の避難者数を算出した。

② 津波の影響を受ける範囲（津波浸水地域内）

発災後3日間における、津波浸水地域内の避難者数は、揺れ及び液化化等に加えて津波による住宅被害から避難者数を算出した。

津波浸水地域内の、発災後4日目以降における避難者数は、「a. 津波の影響を受けない範囲（内陸部：津波浸水地域外）」に示した手法と同様の手法により算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の避難者数予測結果（単位・人）

対象地震	想定ケース	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
		避難者数	避難所内	避難所外	避難者数	避難所内	避難所外	避難者数	避難所内	避難所外
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	冬朝5時頃	41,000	27,000	14,000	71,000	50,000	21,000	70,000	21,000	49,000
	夏昼12時頃	51,000	34,000	17,000	73,000	52,000	22,000	80,000	24,000	56,000
	冬夕方18時頃	54,000	35,000	18,000	75,000	52,000	23,000	79,000	24,000	56,000
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	冬朝5時頃	42,000	28,000	14,000	73,000	51,000	21,000	72,000	22,000	50,000
	夏昼12時頃	52,000	35,000	18,000	75,000	53,000	22,000	82,000	25,000	57,000
	冬夕方18時頃	55,000	36,000	19,000	76,000	53,000	23,000	81,000	24,000	57,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	冬朝5時頃	16,000	10,000	5,200	15,000	12,000	3,000	25,000	7,500	18,000
	夏昼12時頃	25,000	16,000	8,200	18,000	13,000	4,200	34,000	10,000	24,000
	冬夕方18時頃	24,000	16,000	8,100	17,000	13,000	4,200	33,000	9,900	23,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	冬朝5時頃	19,000	12,000	6,200	19,000	15,000	3,600	30,000	9,000	21,000
	夏昼12時頃	29,000	19,000	9,600	21,000	17,000	4,900	39,000	12,000	27,000
	冬夕方18時頃	28,000	19,000	9,400	21,000	16,000	4,800	39,000	12,000	27,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	冬朝5時頃	20,000	14,000	6,800	21,000	17,000	3,900	33,000	9,800	23,000
	夏昼12時頃	31,000	20,000	10,000	23,000	18,000	5,200	42,000	13,000	29,000
	冬夕方18時頃	30,000	20,000	10,000	23,000	18,000	5,100	41,000	12,000	29,000
東北地方 太平洋沖地震	冬朝5時頃	46,000	30,000	16,000	81,000	60,000	21,000	86,000	26,000	60,000
	夏昼12時頃	58,000	38,000	19,000	83,000	61,000	22,000	96,000	29,000	68,000
	冬夕方18時頃	59,000	39,000	20,000	84,000	61,000	23,000	96,000	29,000	67,000

「(数値の表示方法)：「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.3 交通施設被害

5.3.1 道路

(1) 予測手法

道路被害は、国土交通省 国土数値情報による緊急輸送道路（令和2年3月時点）を対象とし、内閣府（2013）の手法を用いて算出した。揺れによる道路被害と津波による道路被害に分けて評価を行った。

① 揺れによる道路被害

被害箇所数 = 震度別道路延長(km) × 震度別道路施設被害率(箇所/km)。

道路施設被害率は、直轄国道、補助国道・県道・市町村道別に設定。

② 津波による道路被害

被害箇所数 = 浸水深別道路延長(km) × 浸水深別道路施設被害率(箇所/km)。

道路施設被害率は、直轄国道、補助国道・県道・市町村道別に設定。

(2) 予測結果

■ 県全体の道路被害箇所数予測結果 （単位・箇所）

対象地震	道路被害箇所数
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	570
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	570
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	40
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	50
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	60
東北地方 太平洋沖地震	540

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

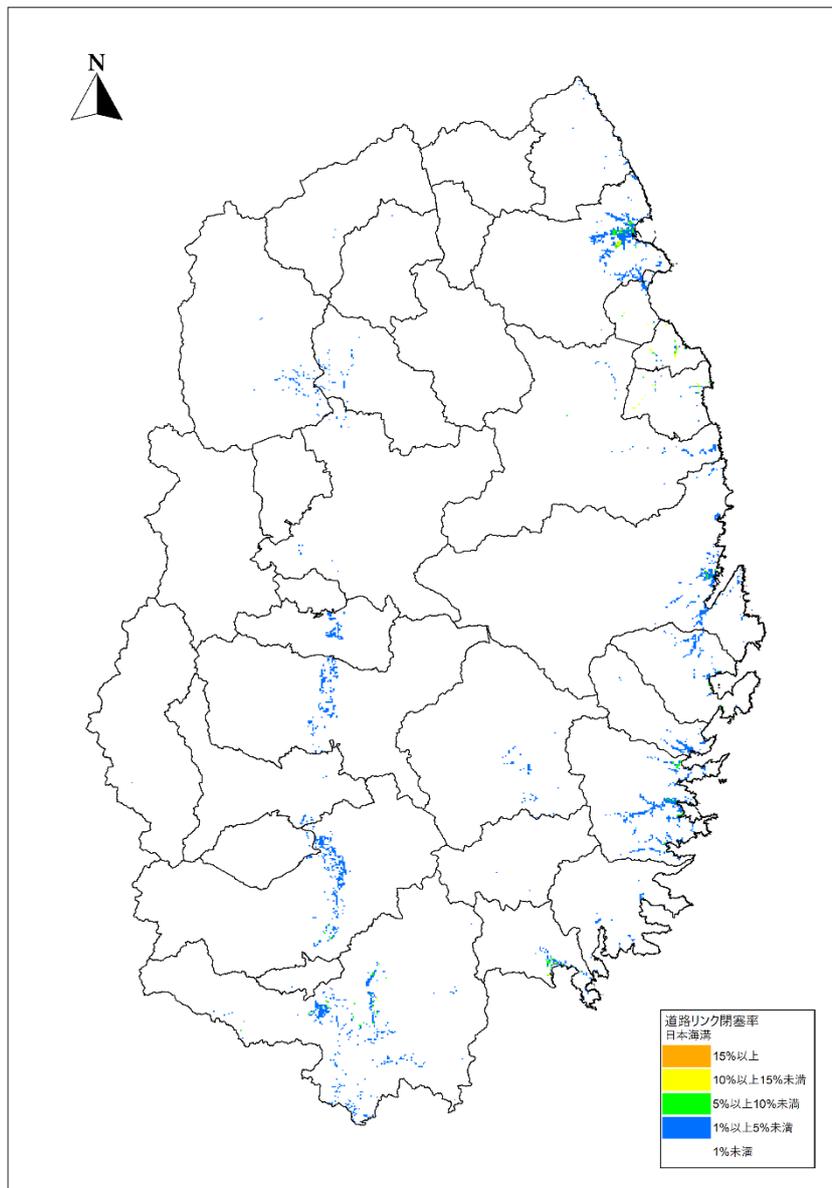
5.3.2 道路閉塞

(1) 予測手法

道路閉塞の予測は内閣府（2013）の手法を用いて実施した。

- ・ 幅員 13m未満の道路を対象に、幅員別の道路リンク閉塞率をメッシュ別に算定する。
- ・ 道路リンク閉塞率は揺れ・液状化による建物被災率（＝全壊率+1/2×半壊率）との統計的な関係から算定する。
- ・ 幅員別延長で重みづけ平均をとることで、メッシュ別の道路リンク閉塞率を算定する。

(2) 予測結果



■ 岩手県の日本海溝（日高・三陸沖）モデルの道路閉塞予測結果

* 千島海溝（十勝・根室沖）モデル及び東北地方太平洋沖地震の道路閉塞予測結果は、掲載略。

5.3.3 鉄道

(1) 予測手法

鉄道の被害箇所数の予測は内閣府（2013）の手法を用いて実施した。

①揺れ

(被害箇所数) = (浸水域外の震度別鉄道延長) × (震度別鉄道施設被害率[浸水域外])

②津波

(被害箇所数) = (浸水域の鉄道延長) × (鉄道施設被害率[浸水域])

(2) 予測結果

■ 県全体の鉄道被害箇所数予測結果 (単位・箇所)

種別	路線名	日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	東北地方 太平洋沖地震
新幹線	東北新幹線	40	40	-	-	-	40
在来線	花輪線	40	40	-	-	-	30
	釜石線	120	120	*	*	*	80
	山田線	70	70	*	*	*	60
	大船渡線	50	50	-	-	-	80
	田沢湖線	10	10	-	-	-	20
	東北線	150	150	-	-	-	140
	八戸線	70	70	20	20	20	20
	北上線	30	30	-	-	-	20
	いわて銀河鉄道線	70	70	-	-	-	40
	リアス線	280	280	20	30	30	160
合計		930	930	40	50	50	700

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.3.4 港湾・漁港

(1) 予測手法

揺れによる港湾被害は、基礎に作用する加速度及び港湾岸壁被害率より、港湾別被害箇所数を求めた。

$$(\text{係留施設の被害箇所数}) = (\text{係留施設数：非耐震}) \times (\text{港湾岸壁被害率})$$

(2) 予測結果

■ 県内の港湾被害予測結果

市町村名	耐震バース数	耐震バースを除くバース数	被害バース数		
			日本海溝 (三陸・日高沖) モデル	千島海溝 (十勝・根室沖) モデル	東北地方 太平洋沖地震
大船渡市	0	17	12	0	12
釜石市	1	6	5	0	3
宮古市	0	21	17	0	1
久慈市	0	12	9	0	1
岩泉町	0	2	1	0	1
洋野町	0	6	4	0	0

■ 県内の漁港被害予測結果

市町村名	耐震バース数	耐震バースを除くバース数	被害バース数		
			日本海溝 (三陸・日高沖) モデル	千島海溝 (十勝・根室沖) モデル	東北地方 太平洋沖地震
洋野町	-	10	10	-	-
久慈市	-	10	*	-	-
野田村	-	*	*	-	-
普代村	-	10	*	-	-
田野畑村	-	10	-	-	-
岩泉町	-	*	*	-	-
宮古市	-	20	10	-	-
山田町	-	10	*	-	-
大槌町	-	*	*	-	*
釜石市	-	20	10	-	*
大船渡市	-	20	10	-	10
陸前高田市	-	10	10	-	*
合計	-	100	50	-	20

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.4 その他の被害

5.4.1 災害廃棄物処理

(1) 予測手法

災害廃棄物については、岩手県災害廃棄物処理計画に合わせて、環境省(2018)「災害廃棄物対策指針(改定版)」におけるがれきの発生量の推定式を採用して建物の全壊、半壊、床上浸水・床下浸水(津波)及び焼失による災害廃棄物の発生量について算出した。

なお、被害想定の対象とした3季節時間帯のうち建物被害が最大となる冬・夕18時頃の想定に基づいて災害廃棄物量の算出を行なった。

(2) 予測結果

■ 県全体の災害廃棄物量及び津波堆積物量予測結果(単位・トン)

対象地震	災害廃棄物重量	津波堆積物重量
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース①	4,175,000	1,693,000
日本海溝 (三陸・日高沖) モデルケース②	4,284,000	1,711,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース①	1,424,000	946,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース②	1,708,000	1,063,000
千島海溝 (十勝・根室沖) モデルケース③	1,843,000	1,115,000
東北地方 太平洋沖地震	4,927,000	2,291,000

「(数値の表示方法): 「-」は、該当無し(0)、「*」は、わずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入」

5.4.2 直接経済被害

(1) 予測手法

① 資産等の被害（建物被害による直接経済被害額）

中央防災会議(2013)の手法を参考に、前述のとおり算出した建物被害数量に、被害の復旧に必要な費用（原単位）を乗じて、直接経済被害額を算出した。

② 資産等の被害（ライフライン被害による直接経済被害額）

ライフライン被害数量に、被害の復旧に必要な費用（原単位）を乗じて、直接経済被害額を算出した。

③ 資産等の被害（交通施設等の被害による直接経済被害額）

交通施設等の被害数量に、被害の復旧に必要な費用（原単位）を乗じて、直接経済被害額を算出した。

(2) 予測結果

■ 県全体の直接経済被害額予測結果（単位・億円）

想定地震		日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース①	日本海溝 (三陸・日高沖) モデル ケース②	千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース①	千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース②	千島海溝 (十勝・根室沖) モデル ケース③	東北地方 太平洋沖地震
建物	建物躯体	13,000	13,000	3,600	4,500	4,900	16,000
	家財（住宅）	2,200	2,300	640	790	860	2,700
	その他の償却資産（非住家）	390	400	110	140	150	450
	在庫資産（非住家）	190	190	50	70	70	220
ライフライン	上水道	40	40	*	10	10	40
	下水道	440	440	*	*	*	370
	電力	3,300	3,300	10	10	10	3,200
	通信	820	820	10	10	10	780
	都市ガス	10	10	-	-	-	20
交通施設	道路	420	420	30	30	40	390
	鉄道	210	210	10	10	10	160
	港湾	1,400	1,400	-	-	-	540
	漁港	1,400	1,400	-	-	-	560
	その他	980	980	10	10	20	560
土地	農地	420	430	160	200	220	540
その他	廃棄物	950	970	310	380	410	1,100
	漁業	200	200	170	180	190	200
合計（億円）		27,000	27,000	5,100	6,300	6,900	27,000

「(数値の表示方法) : 「-」は、該当無し (0)、「*」は、わずかな被害 (5 未満)、「5 以上 1000 未満」は、一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は、十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入」

市町村避難所運営マニュアル

作成モデル

このモデルは、市町村が地域の実情に合った避難所運営に関するマニュアルを策定する際の参考としていただくために、作成したものです。

平成 26 年 3 月
(令和 4 年 6 月改定)

岩 手 県

目 次

	ページ
第1章 マニュアル作成モデルの目的・構成・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 利用方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 避難所に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 避難所の目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 対象とする避難者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 「避難所」に関する基本的な用語・・・・・・・・・・・・	6
4 避難所運営の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 避難所の空間配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6 生活ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第3章 実施すべき業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 初動期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2 展開期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3 安定期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4 撤収期の業務の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第4章 各活動班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1 総務班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・・・・・	32
2 避難者管理班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	35
3 情報班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・・・・・	39
4 食料・物資班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	42
5 施設管理班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	46
6 保健・衛生班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・・・・・	48
7 要配慮者支援班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・	55
8 ボランティア班の業務〈展開期～撤収期〉・・・・	57
第5章 事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1 安全な避難のための予備知識（地域住民による事前対策）	59
2 避難所運営のための事前対策（市町村による事前対策）	63

第6章 避難所運営において配慮すべき点	70
1 男女共同参画の視点による配慮	70
2 介護・介助が必要な高齢者への配慮	71
3 障がい者への配慮	72
4 難病、慢性疾患等を持つ方への配慮	76
5 妊産婦・乳幼児への配慮	77
6 子どもへの配慮	78
7 外国人への配慮	78

参考資料集

○ 資料1 避難所運営のチェックリスト	80
○ 資料2 トイレ使用上の注意	81
○ 資料3 ペットの飼育ルール	82
○ 資料4 ボランティア活動に参加される方への注意事項	83

参考様式集

○ 様式1-1 建物被災状況チェックリスト(木造建築物)	84
○ 様式1-2 建物被災状況チェックリスト(コンクリート造等建築物)	86
○ 様式2-1 避難者名簿	88
○ 様式2-2 在宅避難者名簿	89
○ 様式3-1 避難者名簿一覧表(避難所用)	90
○ 様式3-2 在宅避難者名簿一覧表	91
○ 様式4-1 避難者数集計表(避難所用)	92
○ 様式4-2 避難者数集計表(在宅避難者用)	93
○ 様式5 避難所運営記録簿	94
○ 様式6 避難所状況報告書	95
○ 様式7 外泊届用紙	96
○ 様式8 取材者用受付用紙	97
○ 様式9 郵便物等受取簿	98
○ 様式10 食料依頼伝票	99
○ 様式11 物資依頼伝票	100
○ 様式12 食料・物資受入簿	101
○ 様式13 食料管理簿	102
○ 様式14 物資管理簿	103

資料編 5 附属資料

○ 様式 15 避難者の健康状況調査シート	104
○ 様式 16 ペット登録台帳	105
○ 様式 17 避難所における要配慮者名簿	106
○ 様式 18 ボランティア派遣依頼書	107
○ 様式 19 ボランティア活動記録簿	108
○ 様式 20 事務引継書	109
○ 様式 21 主な関係機関連絡先一覧表	110
○ 様式 22 公共施設、避難所一覧表	111
○ 様式 23 鍵保管場所一覧表	112

第 1 章

マニュアル作成モデルの目的・構成

第1章 マニュアル作成モデルの目的・構成

1 目的

地震・津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、市町村は、避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ運営基準などを定めておく必要があります。このマニュアル作成モデルは、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容をまとめたものであり、市町村が地域の実情に合った避難所の運営に関するマニュアルを策定する際の参考としていただくよう作成したものです。このマニュアル作成モデルを参考として、市町村において、地域の実情に合った避難所運営マニュアルが策定され、住民と連携した避難所運営訓練が行われるなど、円滑な避難所運営体制の構築につながることを目的としています。

2 構成

(1) 避難所業務への関わり方に応じた構成

避難所で対処すべき業務は多様です。各種情報の提供、水や食料の提供、衛生管理など、広い範囲にわたります。また、同じ業務でも、責任者の場合や当番となった場合など、立場や関わり方に違いがあります。さらに、業務を実施する人の負担を軽減するために、できるだけ交替で実施することが望まれます。こうした状況を踏まえて、本書では、できるだけわかりやすく避難所運営のあり方をまとめました。

次章以降では、読む人の立場に応じて、5つの章を設け、理解しておくべきことを記載しています。

第2章は、避難所で行われるべき業務の範囲はどこまでなのか（避難所の目的と役割、対象とする避難者、避難所の運営の流れ等）について理解することを目的とし、避難者も含めて、避難所運営に関わる全ての人が共通に理解しておくべきことを記載しています。

第3章は、避難所担当職員（行政担当者）や施設管理者、避難者の代表者など、避難所運営のまとめ役となる方が、避難所で行われるべき業務の全体像を理解することを目的とし、「どの時点で、何をするのか」について、「広く浅く」記載しています。

第4章は、個別の具体的な業務を実施することになった方が、第3章を前提として、「実際に、何をどのように行うのか」について、「細かく」記載しています。

第5章は、事前対策（平常時からの対策）について、第6章は、避難所運営において配慮すべき点について、避難者も含めて、避難所運営に関わる全ての人が共通に理解しておくべきことを記載しています。

巻末には、業務を行う際に必要になると想定される事項についての資料・様式を参考としてまとめています。

(2) 時系列的な構成

このマニュアル作成モデルでは、どのタイミングで、どのような業務を実施すればよいか分かりやすいよう、以下のような時系列的な構成にしています。

初動期（災害発生～24 時間）

展開期（24 時間～3 週間程度）

安定期（3 週間目以降）

撤収期（ライフライン回復時）

※ 時間の目安は、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）により、変わります。

上記の想定よりも、短期で撤収となる場合や、初動期や展開期が長期化する場合があります。

3 利用方法等

避難所運営に関わる主な組織及び人は、(1)～(9)のとおりです。

このマニュアル作成モデルは、事前に通読することによって、避難所のあり方について理解できるよう、作成しています。実際に、業務で利用する場合には、立場に応じて、必要となる情報を得やすいような構成にしています（図1参照）。

(1) 避難所運営本部

避難所運営の主要な業務を担い、かつ業務実施を決定する機関です。避難者の中から互選された方々（自主防災組織や自治会の代表者・役員の方々）が、避難所担当職員（行政担当者）や施設管理者の協力のもと、自主的に避難所運営を行う組織です。

(2) 避難所担当職員

避難所に参集する行政職員です。

(3) 施設管理者

避難所となる施設（避難所となる学校、公民館など公共施設）の職員です。

(4) 初期避難者（その代表）

避難所の開設時に、応急的に避難所開設・運営を行うために避難者を取りまとめる役を担う方々で、自主防災組織や自治会などの代表者や役員の方々です。本格的な避難所運営の組織（避難所運営本部）が確立した後は、避難所運営本部がその役を引き継ぎます。

(5) 避難所運営本部幹部（本部長・副本部長）

避難所運営本部の業務を総括又はこれを補佐するために選任された方です。

(6) 活動班

避難所運営本部の下部組織で、総務班、避難者管理班などの役割を持つ実施組織で、名簿作成や炊き出しなど避難所運営に係る様々な業務を行います。

避難者の方々が交代や当番で担当することになります。事前に避難所運営について、地域住民が共同で当たることになっている場合には、必ずしも避難者だけでなく、周辺住民が参加する場合もあります。

(7) 班長

避難所運営本部内に設ける活動班ごとに、各班員の互選により選任された業務の実施責任者です。

(8) (居住区) 区長

避難所の部屋ごとに編成されたグループ（居住区）の代表者で、避難所運営本部からの指示を避難者に連絡したり、避難者の意見を避難所運営本部へ提出するために、又は居住区からの当番（共有空間の清掃当番等）など避難所運営への避難者の参加を円滑に行うために、避難者の互選により選任された方です。

(9) 避難者

避難所に避難している者です。

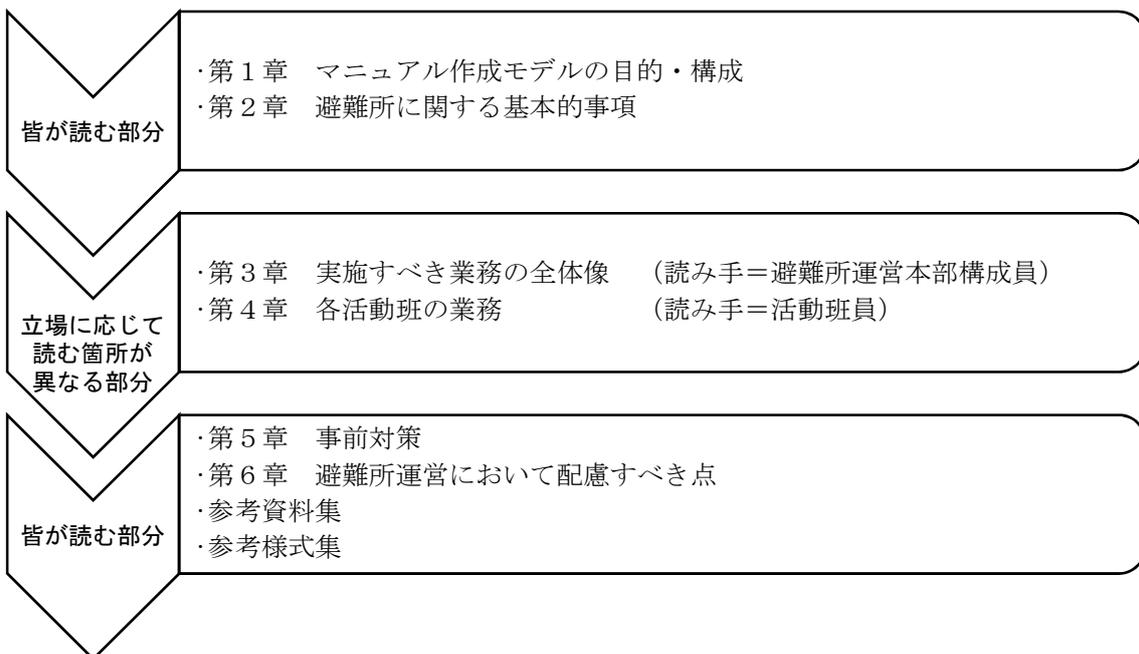


図1 【マニュアル作成モデルの構成】

第2章

避難所に関する基本的事項

第2章 避難所に関する基本的事項

1 避難所の目的と役割

(1) 避難所運営に関する基本的な考え方

避難所は、本来、市町村が開設し、運営するものです。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災津波での経験を省みると、大規模災害時には、行政自身も被災し、また、災害対応業務に追われるため、市町村の職員だけで避難所運営に当たることは非常に困難です。こうしたことから、円滑な避難所運営を行うためには、行政と避難者が力を合わせて対応していくことが必要となります。

なお、避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づき、自主的な運営を目指すことが重要であることから、行政や施設管理者は、後方支援的に協力するものとします。

(2) 避難所担当職員の配置と役割

避難所開設時には、市町村は直ちに避難所担当職員を派遣し、避難所の運営管理に当たります。大規模災害発生当初には避難所担当職員を確保できない場合があるため、施設管理者や住民（自主防災組織の代表者等）の協力を得て、初動対応を図ります。

避難所担当職員は、関係者の協力を得ながら、主に次のような役割を担います。

〈避難所担当職員の主な役割〉

	初動期	展開期	安定期
①避難者の安全・ 安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設事務 避難所・周辺の被害状況の把握 呼びかけ（安心して指示に従ってほしい旨） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、実施状況、ライフライン復旧等の見込み等） 衛生環境の維持（関係機関と連携） 健康対策（関係機関と連携） 	
②要配慮者（※） を優先しつつ、 公平な対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者へ優先的に避難場所割当て 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者への優先的な物資等の提供 要配慮者の福祉避難所への移送 避難所内外へ公平な物資等の提供 	
③避難者情報の 管理、連絡調整、 避難所運営支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難者情報の管理 在宅避難者情報の管理 避難者ニーズの把握と市町村災害対策本部への伝達 市町村災害対策本部、施設管理者、他機関との調整 マスコミ対応 （以上、以降も継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺避難所との物資の過不足調整 ボランティア受入等に関する調整 避難者に組織（避難所運営本部設置）の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所統廃合に関する調整 ボランティア受入等に関する調整 避難者間トラブル等への対応

※要配慮者：要介護高齢者、医療的ケアが必要な者、障がい者、妊産婦、乳幼児等特別の配慮を要する者

(3) 避難所の目的

このマニュアル作成モデルにおいて、「避難所」は、災害時に、市町村長が避難者に安全と安心の場を提供し、また、避難者自らがお互いに励まし合い、助け合いながら、生活再建に向けて次の一步を踏み出す場を創出することを目的とした施設として位置付けます。

(4) 避難所の役割

避難所が担うべき主な役割は、次のとおりです。

安全・生活等
<p>① 安全の確保 地震発生直後の余震や津波、風水害による家屋倒壊、河川の決壊のおそれがある場合等に、迅速・確実に避難者を受入れ、生命・身体の安全を守ること。</p> <p>② 水・食料・生活物資の提供 避難者に飲料水や非常食、食材の供給、被服・寝具の提供等を行うこと。</p> <p>③ 生活場所の提供 家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難な避難者に、一定期間、生活の場を提供すること。</p>
保健、医療、衛生
<p>① 健康の確保 避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供すること。</p> <p>② トイレなどの衛生的環境の提供 トイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を提供すること。</p>
情報、コミュニティ
<p>① 情報の提供・交換・収集 避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行うこと。 避難者の安否や被災情報、要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信すること。</p> <p>② コミュニティの維持・形成 避難者同士が助け合いながら生活することで、従前のコミュニティを維持したり、新たにコミュニティを形成すること。</p>

2 対象とする避難者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ①住宅が全焼、流出又は半壊等被害を受け、日常起居する住居を失った者
- ②現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

- ①避難指示等の対象となる者
- ②避難指示等の対象ではないが、緊急に避難する必要のある者

(3) 在宅での避難生活を余儀なくされた者（在宅避難者）

やむを得ない事情等により避難所に入れない者や自宅の被害は免れたもののライフラインの停止等により生活に支障を来している者（在宅避難者）等を含みます。

(4) 帰宅が困難な者（帰宅困難者）

災害の発生により、帰宅が困難となり、駅や空港等に滞留せざるを得ない者

(5) その他市町村災害対策本部長が認めた者

3 「避難所」に関する基本的な用語

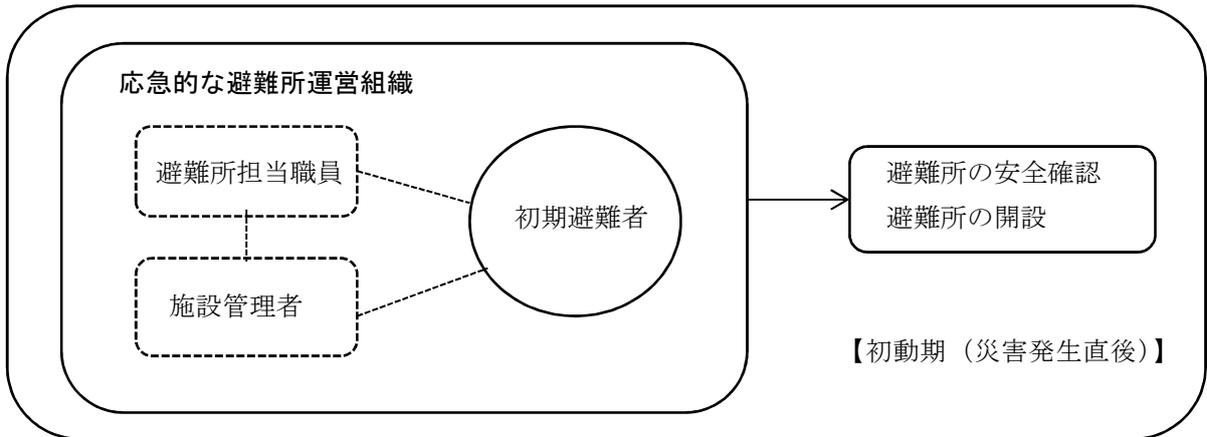
指定一般避難所
<p>市町村が指定した学校、公民館等の既存の施設で、災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に又は必要な期間、滞在させるための施設です。</p> <p>在宅避難者にとっては支援拠点として、観光客や地域内の企業等で働く従業員などにとっては一時的な避難所としての側面も持ちます。</p>
指定福祉避難所
<p>主に指定一般避難所での避難生活が困難な要配慮者（要介護高齢者、医療的ケアが必要な者、障がい者、妊産婦、乳幼児等特別の配慮を要する者）の滞在を想定した設備や体制の整った施設です。</p>
指定緊急避難場所
<p>市町村が指定した公園や緑地等の場所や体育館等の施設で、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、避難者の安全が確保できる広さを持った場所のことです。</p> <p>洪水・地震・津波等の災害の種類ごとに指定されます。</p>

高齢者等避難
災害が発生するおそれがある場合に、市町村長が高齢者や障がい者等の特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難を促すことです。
避難指示
災害が発生するおそれがある場合に、市町村長が住民に対し、避難を指示することです。
警戒区域
災害が差し迫っていて地域の住民を全面的に避難させる必要があるとき、市町村長はその地域を「警戒区域」として指定し、住民の立ち入りを禁止することができます。
避難所運営本部
避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、避難者の代表者、避難所担当職員（行政担当者）、施設管理者などで構成する運営組織です。
避難所担当職員（行政担当者）
災害時に避難所に参集する行政職員です。
施設管理者
災害時に避難所となる施設（学校や公民館等）の職員です。
市町村災害対策本部
災害時に市町村長を指揮者として市町村役場に設置され、地域の災害対応全般に当たる組織。避難所の設備や物資、情報等必要なものについて後方支援に当たる組織です。

4 避難所運営の流れ

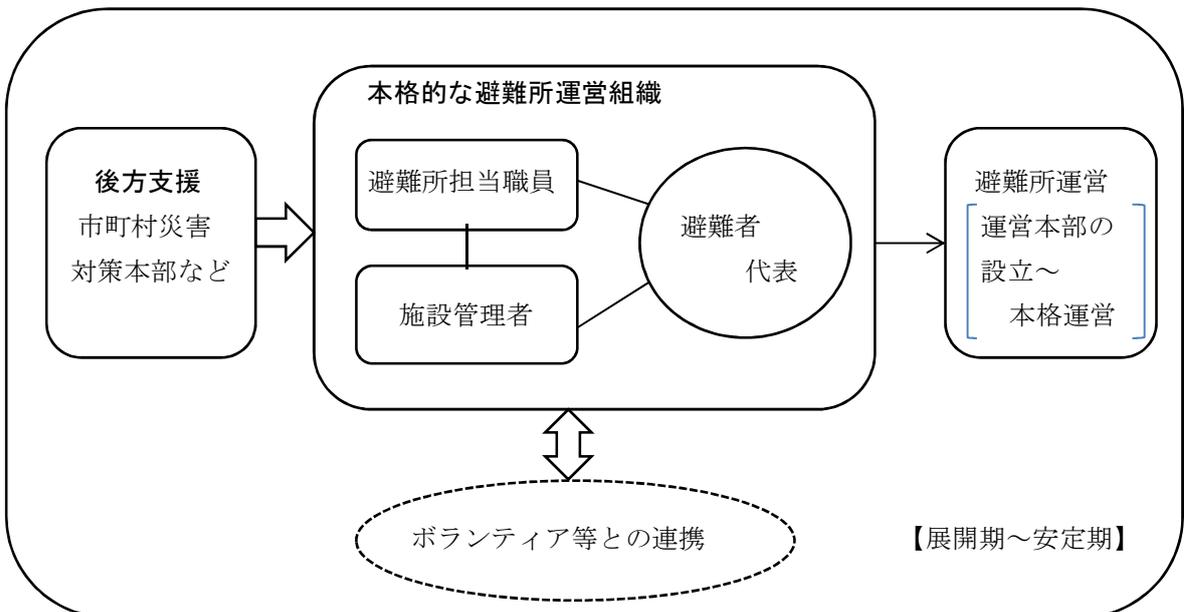
(1) 初動期の避難所

大規模で突発的な災害の場合、さらに休日の夜間や早朝などの場合、避難所に最初に到着するのは、地域住民であることが想定されます。この場合、避難してきた住民は、初期避難者の中から代表を選び、応急的に避難所の開設と運営を行う組織を作ります。この組織のもと、避難所担当職員や施設管理者の不在の場合でも、無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設の安全確認後に、避難者の施設内への誘導を行います。



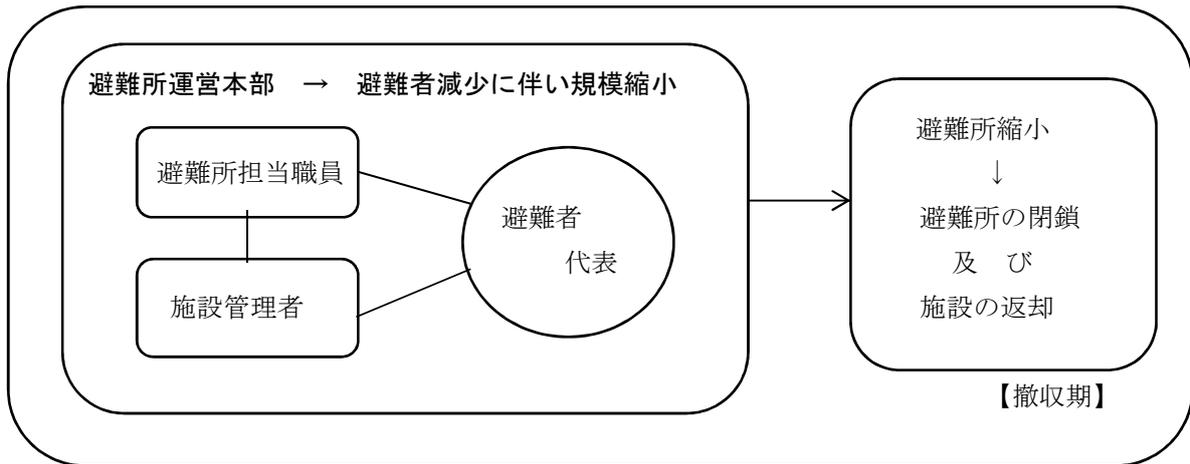
(2) 展開期～安定期の避難所

避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げます。避難所担当職員や施設管理者の協力の下、市町村災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食料、物資等を要請します。大規模な災害で避難生活が長期化した場合、避難者のみならず、地域住民やボランティアなどとの連携も重要になる時期です。



(3) 撤収期の避難所

ライフラインが回復し、応急仮設住宅への入居開始時期になると、避難所は撤収（閉鎖）に向けた準備に入ります。この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向かいます。一方で、避難所には自立が困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもあり、運営組織リーダーは地域の世話役として最後まで適切な対処が必要です。



5 避難所の空間配置

避難所で多くの方が共同生活するためには、様々な共有空間が必要となります。共有空間を快適なものとするためには、決められたルールに従って、空間を管理していくことが必要です。

そのため、あらかじめ施設の管理者と調整し、感染症対策も考慮した避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成します。

(1) 居住空間の管理

居住空間の区画整理
<ul style="list-style-type: none"> ・居室内の世帯同士の区画境界は、床に敷く敷物で区別するなど、明確にします。 ・各世帯の区画は、必ず1か所、通路に面する形で設定します。
落ち着いてきたらプライバシーを確保
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の様々なルールが軌道に乗るなど、落ち着いてきたら、段ボールや仕切板を用いて個人の空間を確保します。その際、防犯のために見通しを確保することに留意します。 ・段ボールやカーテンによる仕切りは、感染性胃腸炎やインフルエンザ対策としても有効とされています。 ・空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点、プライバシー確保などに配慮しましょう。 ・学校などでは、備え付けの机や椅子などを仕切板に用いることもできます。ただし、その使用については、必ず施設管理者と協議しましょう。 ・授乳コーナー、男女別の更衣室などを設け、特に女性や妊産婦のプライバシーの確保に配慮しましょう。
居室の再編
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の減少に伴って、居室の移動・居住区の再編などを行います。居室の移動などの実施については、避難所運営本部会議で決定します。 ・居室の移動に伴う混乱を防ぐため、避難者全員にあらかじめ周知徹底を図り、決定から実行まで十分な準備期間をおきます。 ・学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動が円滑に行われ、児童生徒が伸び伸びと学校生活を送ることができるようみんなで協力するようにしてください。

(2) 共有空間の管理

避難所には、居住空間の他にも、避難者が共同で使用する様々な空間（共有空間）が必要となります。

共有スペースの設置に際しては、施設管理者と十分に相談のうえ、決定します。

運営本部室
・発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、避難所担当職員や施設管理者と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。
情報掲示板
・避難所内の人々に伝えるべき情報を貼ります。避難者の目にふれるよう、正面玄関近くへの設置が望まれます。古くなった情報は、その都度外し、見やすくします。
受付
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の正面玄関近くに設けます。来訪者には用向きを確認し、面会場所や立ち入り禁止区域など避難所でのルールを簡単に案内します。 ・特に女性や子どもの安全確保の観点から、不審者の侵入を防ぐことが大切です。 ・避難者受付、問い合わせ対応（安否確認対応）、取材対応、郵便物等受付、保健衛生支援対応（救護班、こころのケアチーム等受入れ対応）、要配慮者対応、ボランティア受付など、必要に応じて、対象ごとに、受付窓口を設けることで、効率的な避難所運営につながります。
食料・物資置き場
<ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資などを収納、管理するための場所を設けます。 ・食料の管理場所は食品ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくしておきます。 ・冷蔵庫が準備されていない場合には、市町村職員へ相談しましょう。
食料・物資の配給所
・食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないために、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張ることが望ましいでしょう。
調理室
・調理室（給食室）等がある場合、施設管理者と協議し、炊出しや自炊のための調理室として活用を考えましょう。使用できない場合は、屋外に調理場を設置します。
医務室
<ul style="list-style-type: none"> ・救護所が設置されていない避難所では、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを作ります。 ・病人が出た場合に安静を保つため、また、感染症患者、その疑いのある者の隔離のためのスペース（必ずしも隔離部屋でなくてもよい）も確保するよう努めましょう。
要配慮者スペース
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者、医療的ケアが必要な者、障がい者、妊産婦、乳幼児、感染症患者など特別の配慮を要する避難者に対応するため、専用の居室を設けます。 ・日当たりや換気がよく、トイレに近い部屋を選び、床に断熱材を敷くなど、要配慮者に配慮します。なお、医務室に近く、静寂の保てる場所が望まれます。

相談室（相談スペース）
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者（在宅避難者含む）からの健康、生活支援、就労などに関する相談や、高齢者、医療的ケアが必要な者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人など特別の配慮を要する避難者からの相談について、プライバシーに配慮して対応するため、相談室（相談スペース）を設けます。 ・専門的な対応を要する相談については、市町村災害対策本部に専門家等の派遣を要請し、対応します。
授乳室・子どもの遊びスペース
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を伴って避難している場合、子どもの泣き声などで周囲に迷惑をかけないよう気遣うことが多く、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。 ・落ち着いて授乳できる空間や親子で利用できる遊びのスペースを確保しましょう。
更衣室
<ul style="list-style-type: none"> ・更衣のための空間として、男女別に、離れた場所で中をのぞくことができない個室を設けます。 ・性別に関わりなく一人ずつ使用できる個室や時間帯も設けます。
給水場
<ul style="list-style-type: none"> ・給水場を設ける場合、水の運搬の問題や万が一の漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋内の1階とすることが望まれます。
洗濯場・洗濯物干し場
<ul style="list-style-type: none"> ・生活水の確保と排水に適した場所を選び、共同の洗濯場を確保し、洗濯物を干すことができる場所を確保する必要があります。 ・女性等への配慮として、洗濯機や物干し場などの管理と利用ルールを工夫し、その徹底を図りましょう。たとえば、洗濯場については、男女別の洗濯機の設置や男女別に使用時間帯を区分するなどの工夫が考えられます。物干し場については、物干し台にシーツをかけて間仕切りを作るなどの工夫により、女性専用の物干し場の確保に努めるとともに、女性以外の立ち入りを制限するなどの方法が考えられます。 ・多様な人に配慮して、誰でも使用できる洗濯機の設置や時間帯の区分も設けます。
仮設トイレ
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外に設置します。設置場所は、居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないように注意しましょう。 ・ただし、防犯のため、暗がりにならない安全で行きやすい場所に男女を離して設置することや高齢者や障がいのある人など、体の不自由な人のいる居室からは、あまり遠くならないようにすることも必要です。 ・なお、女性や子どもの防犯や、高齢者の急病など緊急通報のため、仮設トイレ内に防犯ブザーを設置するなどの工夫も必要です。
風呂
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外に設置します。 ・風呂や仮設トイレなど屋外に設置する設備は、日没後の利用も考慮して通路等に十分な明かりを用意することも必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ・風呂水は、原則として毎日入れ替えることが望ましいとされています（浴槽等のヌメリは細菌を増殖させる温床になります）。 ・性別に関わりなく個人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる風呂を設置することが必要です。また、できるだけ男女別の風呂を設置することや時間帯で区分することが必要です。別々にできない場合は、女性の入浴時間帯に、当番で見張りをするようにしましょう。
<p>ごみ置き場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車が近づきやすい位置に、ごみ置き場を設置します。 ・分別収集を原則とし、種類別に集積所を区別します。
<p>喫煙場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止の観点から、また、火の元を管理するという意味で、屋内は禁煙です。屋外に灰皿を設けるなどして、喫煙は喫煙場所のみで行うよう避難者に呼びかけます。
<p>駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者と相談し、必要最小限のスペースを確保します。また、食料・物資の運搬車や緊急車両の出入りを妨げることのないよう注意します。
<p>ペット飼育スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットがいる場合には、鳴き声や臭いが他の避難者の迷惑にならないよう、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所にペット飼育場を確保しましょう。 ・ペット滞在の可否や滞在ルールを事前に周知するとともに、ペットの居場所が確保できない場合は、ペット同行避難者の受入れができる避難場所やペットの預け先を紹介できるように各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を整理しておきましょう。

※ 避難者が減少し、スペースに余裕が生まれてきたら、避難者の要望に応じて、以下のような共有空間を設けることが望めます。

<p>食堂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生面を考え、寝起きする居住空間と食事の空間は分け、食事専用の空間（食堂）を設置するとよいでしょう。
<p>子ども学習室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間は子ども達の遊び場として、夜間は中高生の勉強のために使用します。なお、遊ぶ子どもの声や夜間に漏れる照明などの問題があるので、一般の居室からは少し離れている部屋を選びましょう。
<p>娯楽室・コミュニティスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消灯時間の制限等を外した自由に使用できるスペースを設けてもよいでしょう。なお、1部屋の確保が困難な場合は、廊下の一角に椅子などを置いたり、屋外にテントを張ってテーブルや椅子を置き、コミュニティスペースとしてもよいでしょう。

6 生活ルールづくり

多くの避難者が避難所で共同生活していくためには、様々なルールが必要となります。避難所での共同生活には、以下のような生活ルールが必要です。

生活時間
<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活のため、生活時間のルールを決めます。 ・起床時間：○時○分 ・消灯時間：○時○分 ・食事時間：朝食 ○時○分 昼食 ○時○分 夕食 ○時○分 ・運営本部会議：○時○分
生活空間の利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・居住空間は、基本的に屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画を区切って使用し、その区画は世帯のスペースとして使用します。 ・居住空間は土足禁止とし、脱いだ靴は各自が保管します。 ・上履きは、トイレ用のものとそれ以外のものにはっきりと分けます。 ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。 ・来訪者の面会は原則として共有空間や屋外とします。 ・屋内は禁煙とします。 ・ペットは、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に専用の区画又は場所を確保し、原則として、居住空間や屋内の共有空間内には入れません。
食事
<ul style="list-style-type: none"> ・食事は基本的に各世帯単位で配ります。 ・食中毒防止のため、食器は、可能な限り食器用洗剤や次亜塩素酸系消毒剤による流水洗浄が望ましいですが、難しい場合は使い捨ての容器を利用するようにします。 ・調理担当者は、体調不良（腹痛・下痢等）の場合、調理に携わらないようにします。
清掃
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位で所有するスペースは、原則として世帯毎に責任を持って行います。 ・室内の世帯スペース間の通路など、部屋または居住区単位で共有する部分については、居住区単位で協議のうえ、協力して清掃します。 ・避難所全体で使用する共有部分については、避難所入所者全員が協力し清掃します。 ・清掃時など、1日に1回以上は、避難所全体の換気を行うようにします。 ・トイレは、使用ルールを厳守し、環境美化に協力し、清掃や消毒を行います。
洗濯
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯は原則、世帯単位で行い、避難所運営本部としての共同作業は行いません。 ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、長時間の専有を避けるなど、他人の迷惑にならないようにします。たとえば、洗濯機は必要最小限の運転時間（全自動の場合、標準又はそれ以下の洗濯時間）とし、使用する際は運転時間を把握し、洗濯物を放置しないようにします。

ごみ処理
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯毎に発生するごみは、原則として各世帯が、共有のごみ捨て場に捨てます。 ・共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人が責任を持って捨てます。 ・ごみは、必ず分別して捨てます。 ・汚物・吐物等処理した場合のごみは、内容物が漏れ出さないよう密閉します。
感染症対策
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の中に、腹痛や下痢・嘔吐、発熱、咳、発疹等の症状がないかを毎日把握し、感染症等の疑いがある場合は、速やかに市町村災害対策本部で設置している医療救護班、保健活動班等に相談・受診するようにしましょう。 ・感染症予防のため、食事の前やトイレの後は、必ず流水での手洗い、アルコール消毒剤の手指への擦り込みを行い、うがいや歯磨き、入浴に努めるようにします。 ・このほか、必要に応じ飲料水、トイレ、床面、屋外も消毒しますが、必要な消毒剤については、市町村災害対策本部に調達を依頼することができます。 ◇手指消毒：アルコール消毒剤、逆性石けん等 ◇各種消毒 (食器洗浄、飲料水消毒、トイレや床面等の消毒)： 次亜塩素酸系消毒剤（商品名：ハイター、ブリーチ等） ◇屋外消毒：消石灰 ・動線計画を含めた施設の利用計画や感染症対策等の実施状況について、専門家に確認を要請します。
プライバシーの保護
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位の世帯スペースは、一般の「家」同様、その避難者の占有する場所と考え、みだりに立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。 ・居住空間も原則として、そこに居住する人たちの占有する場所と考え、それ以外の人はみだりに立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。 ・居室内での個人用テレビ・ラジオは、周囲の迷惑になるので、原則として禁止します。使用する場合には、イヤホンを使用するなどの気配りをしましょう。 ・携帯電話での通話については、所定の場所でのみ可能とし、居室では、マナーモードに設定し、通話は禁止とします。
火災防止
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内は、原則として禁煙とします。 ・喫煙は定められたスペースで行い、火の元には十分に注意を払います。 ・室内で火器（ガスコンロ・ストーブなど）を使用する場合にも、使用箇所と使用時間などのルールを設定し、ルールに従って使用します。

※ その他新しい生活ルールが必要となった場合、また、ルールの変更が必要となった場合には、適宜、避難所運営本部会議で検討します。

第3章

実施すべき業務の全体像

第3章 実施すべき業務の全体像

1 初動期の業務の全体像

(1) 初動期とは

初動期とは、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行う期間です。

このマニュアル作成モデルでは、災害発生直後～概ね 24 時間までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

(2) 業務の実施体制 — 応急的な避難所準備組織

避難所開設の要否は、原則として市町村長が判断し、避難所の開設は、市町村の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が、避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されます。このため、予め避難所付近の住民（自主防災組織の代表者等）が避難所となる施設の鍵を保管し、万が一の場合には、住民自らが応急的に避難所を開設します。

避難所の開設については、次のケースが考えられます。

ア 災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難指示等があるとき）

- ・市町村は、災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

イ 平日・日中（市町村職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

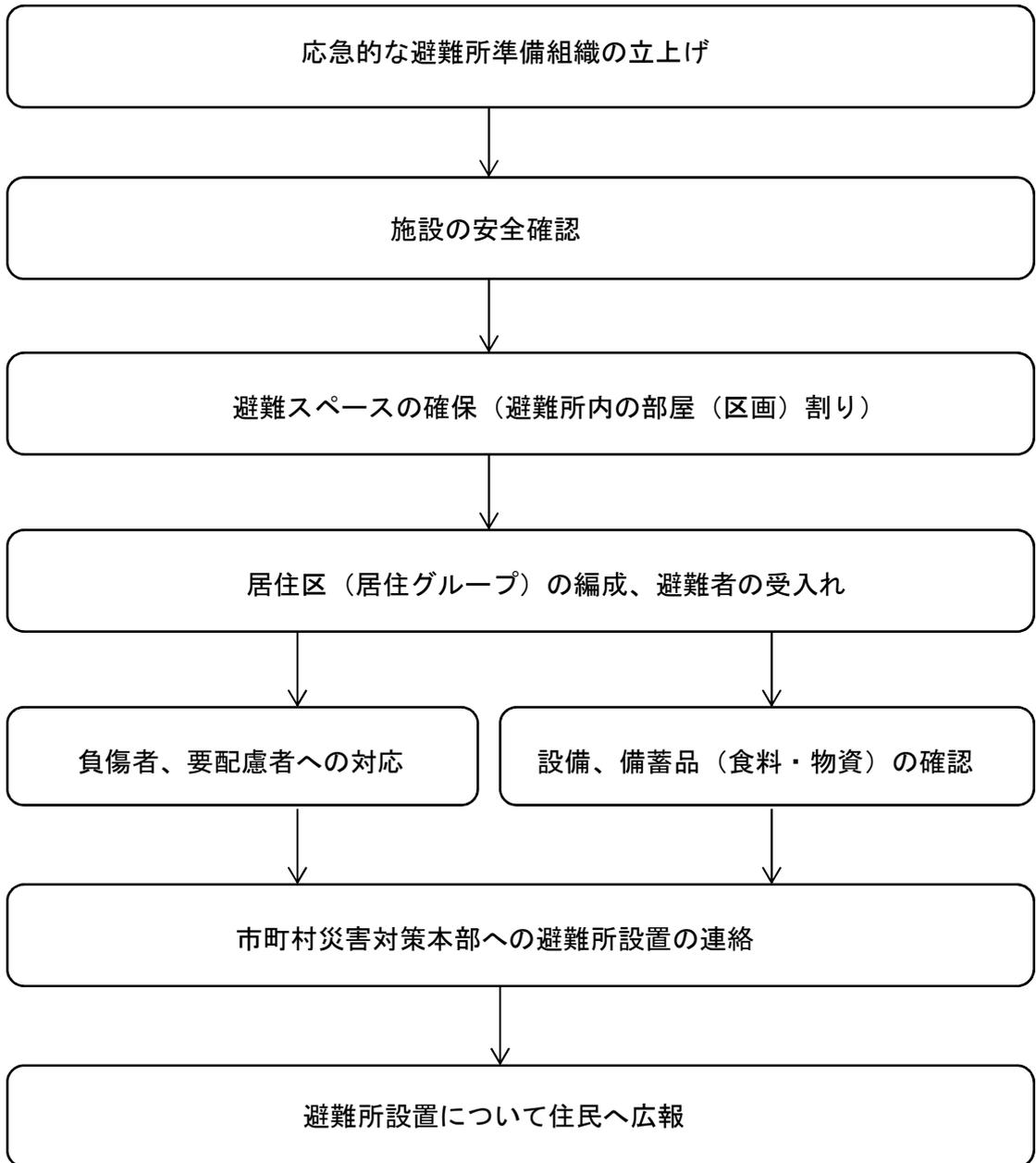
- ・市町村は、施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。

ウ 早朝・夜間・休日（市町村職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

- ・市町村は、避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
- ・施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

(3) 初動期の業務実施の全体の流れ

初動期には、次のような業務の流れが想定されます。



(4) 初期避難者、避難所担当職員、施設管理者の業務

施設の開錠・開門

- ・避難所の開設は市町村長がその要否を判断し、原則として、市町村の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行います。
- ・避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった自主防災組織等のメンバーを中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

応急的な避難所準備組織の立上げ・避難所開設の準備

- ・避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。
- ・避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダー（本部長1名、副本部長2名）を選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。
- ・応急的な避難所準備組織のリーダーとしては、次のような人物が考えられます。
 - ①自主防災組織の役員（会長、副会長、防災委員など）
 - ②その他、避難住民の意見により推薦された人
- ・避難所は、避難者の生活再建という最終目標を視野に入れ、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により、自主的な運営を目指すことが重要であることから、リーダーは、避難住民の中から選出することが望ましいですが、すぐに決まらない時は、市町村職員が一時的にその任にあたり、対応します。
- ・本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、上記の選出された人物が陣頭指揮をとり、避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制に配慮します。

施設の安全確認

- ・避難所の被害状況と危険度を確認した上で、避難所は開設される必要があります。
- ・住民が自主的に避難するのは、施設敷地内（例：校庭）にとどめます。
- ・建物内への立ち入りは、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を行うなど、安全を十分確認し、また、必要な安全措置をとるまで待ちます。
- ・目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- ・周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

避難スペースの確保（避難所内の部屋(区画)割り）

- ・安全点検が済んだ部屋（施設）から、避難スペースを決めていきます。
- ・避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるよう言葉や表示方法を工夫して、明示します。

〈スペースの決め方の例〉

①居住空間

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

（例） 体育館 → 講堂・ホール → 教室

②避難所の管理・運営に必要な空間

避難所の管理に必要な場所や避難者の共有空間（共通利用スペース）とする場所については、居住空間とはしません。規模が大きな避難所の場合、管理・運営に必要な空間の割合が、大きくなります。

〈避難所の管理・運営のため、避難者の受入れを避ける部屋の例〉

校長室・館長室など施設管理者の部屋、職員室・事務室、保健室・医務室、給食室・調理室、放送室・会議室、物資保管場所など施設を管理する上で重要な部屋

〈避難者の共有空間（共通利用スペース）として占有を避ける場所の例〉

玄関、廊下、階段、トイレ、水場の周辺等、皆が共用する設備周辺

③立入禁止のスペース

理科室など、危険な薬品や施設がある部屋は立入を禁止します。

④状況に応じて設ける必要があるスペース

遺体の収容がある場合、安置所を居住空間と別に設けます。

ペットを連れてきた被災者のある場合、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に飼育場所を設けます。

居住区(居住グループ)の編成

- ・世帯を基本単位に居住区を編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。
- ・居住区の区長（リーダー）の目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住区の人数は、最大で40人程度と考えられます。必要に応じて、居住区を細かく分けます。
- ・観光地や商業地域では、地域住民以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて、居住区を編成します。

避難者の受入れ

- ・避難者を登録する受付を設置し、「避難者名簿【様式2-1】」を作成します。
- ・避難所での各種サービスは、避難者数を基礎とするので、名簿への記入は、必ず周知し、避難者に協力を求めます。
- ・「避難者名簿」は、避難所への入所希望者、在宅避難者を問わず、世帯単位で、世帯ごとに一枚記入し提出してもらいます。
- ・犬、猫などの動物類を指定された場所以外で飼育することは禁止します。
万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に登録したのち、所定のペット飼育場所を伝えます。
- ・居住空間へ避難者を誘導します。施設の広いスペースから避難者を収容します。
- ・支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦等は、家族単位で、優先して空調施設等のある部屋へ収容します。

負傷者・要配慮者への対応

- ・避難者に負傷者や要配慮者がいるかどうかを確認します。要配慮者については、P70～P79を参照してください。
- ・負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者については、市町村災害対策本部に連絡します。
- ・避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。
- ・要配慮者については、福祉避難所で対応する必要がある場合、市町村災害対策本部に連絡します。
- ・要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用器具等）のニーズを把握し、市町村災害対策本部へ確保を要請します。

設備、備蓄品（食料・物資）の確認

- ・避難所運営に必要な設備を確認します。
水道・ガス・電気・電話等のライフライン、テレビ・ラジオ等の情報収集機能、施設内放送、トイレ・シャワー等の設備の確認をします。
- ・備蓄品（食料・物資）の確認をします。
- ・備蓄品の配付に備え、避難者名簿から必要な数を把握します。
- ・設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、市町村災害対策本部へ要請を行う準備をします。

市町村災害対策本部への連絡

- ・避難所の開設と状況について、市町村災害対策本部に報告します。
- ・市町村災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。
- ・この報告により、避難所が市町村災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに市町村災害対策本部に連絡を入れます。
- ・避難所からの報告は、市町村災害対策本部の貴重な情報源となるので、可能な限り周辺の状況も記入し報告します。

〈報告内容の例〉

- ①避難所開設の報告
- ②被害状況によっては、応急危険度判定士の支援要請等
- ③通信手段、ライフライン状況等の報告
- ④避難者の概算人数（避難者名簿より把握している人数）の報告
- ⑤負傷者等の報告と救護支援要請等
- ⑥備蓄品等の配布状況及び過不足状況の報告
- ⑦各派遣職員の参集状況の報告
- ⑧その他の報告

広 報

- ・避難所からの広報は、避難所の存在を地域に周知すると同時に、在宅避難者に対しても避難所を中心とした支援の開始を周知するための大切な手段です。
- ・避難所が開設されたことを、避難者や避難所の周辺に広報します。受付までの道順なども、貼り紙や看板などで示します。
- ・広報には、施設の屋外スピーカーなどの放送設備を利用します。

2 展開期の業務の全体像

(1) 展開期とは

展開期は、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行う期間です。

このマニュアル作成モデルでは、災害発生から 24 時間目～概ね 3 週間程度の期間としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

(2) 業務の実施体制 — 本格的な避難所運営組織（避難所運営本部の設置）

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営本部」を設置します。

展開期の避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者（住民）を主体とする、避難所運営本部が担うものとします。

避難所運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として、避難所運営全般に関わります。また、具体的な業務を行うための、各種の活動班を置きます。活動班については、避難所の規模や地域の特徴に応じて、いくつかの班を統合したり、分割することも可能です。この体制は、展開期から撤収期まで人員規模に変更はあっても、体制的には変更する必要はありません。

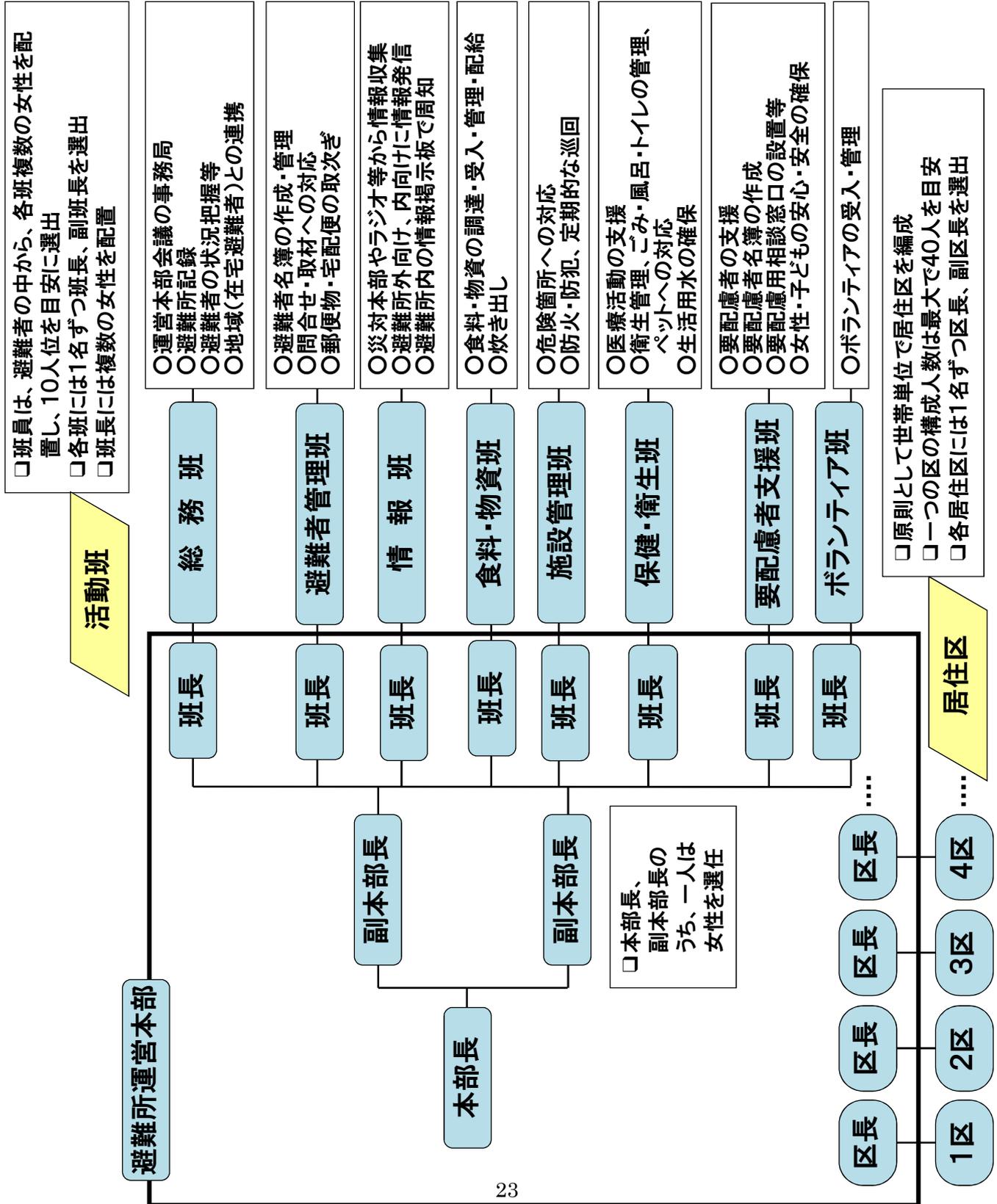
(3) 避難所運営本部の設置

避難所運営本部構成員の選出

- ・避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班長、各居住区の区長で構成します。
- ・応急的な避難所運営組織の関係者（避難者の代表、避難所担当職員、施設管理者）と居住区の区長（リーダー）が話し合い、本部長（1名）、副本部長（2名程度）、活動班長（各班1名）、班員（各班概ね10名程度）を選出し、避難所運営本部の構成員を決めます。
- ・男性と女性の双方のニーズに対応した円滑な避難所運営のために、避難所運営本部の構成員には、男性と女性の両方を配置します。
- ・選出にあたっては、一部の特定の人に負担がかかり過ぎないように留意します。
- ・特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮します。
- ・避難生活が長期化すると、班長職に就いていた人が自宅や応急仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、班長の補助者も作っておきます。

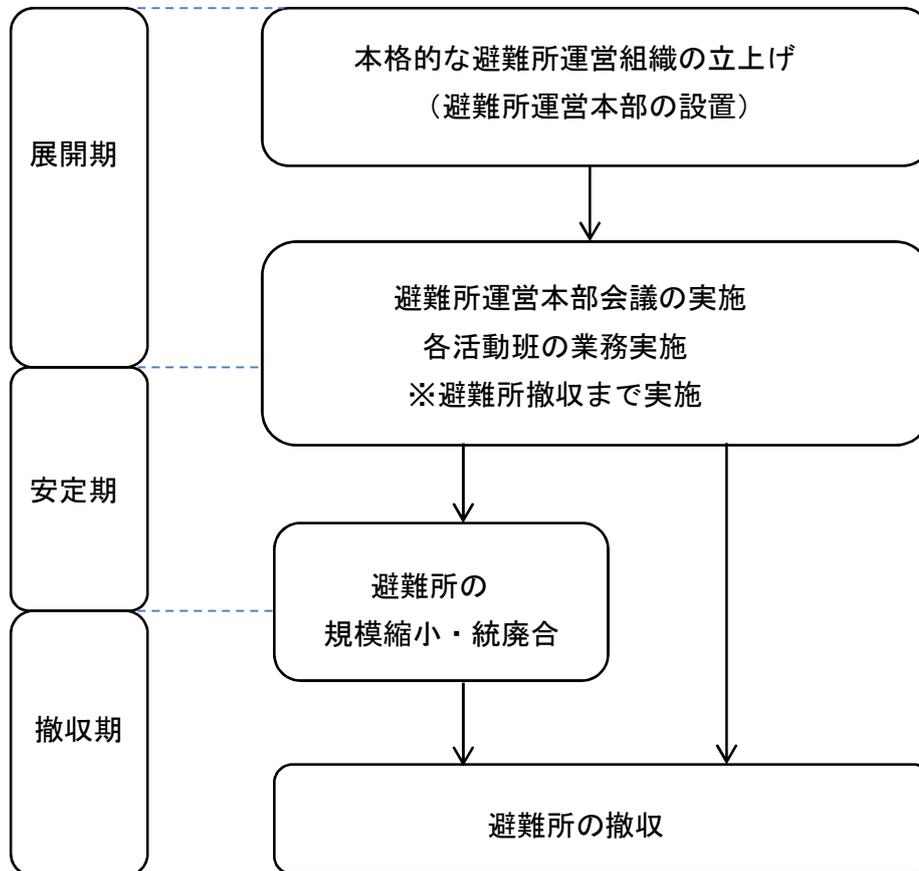
また、班長職の人が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝える体制も整えておきます。

避難所の運営体系



(4) 展開期～撤収期までの業務実施の全体の流れ

展開期から撤収期には、次のような業務の流れが想定されます。



(5) 避難所運営本部の業務

避難所運営本部は、具体的な業務を実施する活動班を設置した後、各活動班に業務を依頼し、避難所運営の本格的な業務を開始します。

避難所運営本部会議の開催

- ・避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。
- ・会議の議長は本部長がつとめ、運営本部の事務局は総務班が担当します。
- ・発災直後の会議の開催頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後に開催します。朝の会議は、前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。時間が経過し、避難所の状態が落ち着いて、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、各活動班で情報を共有し、連携した対応を行います。
- ・設備、物資、食料など必要なものを市町村災害対策本部へ要請するため、各活動班から、状況報告と要望を受けます。

- ・第1回目の会議では、各活動班の業務内容を確認し、速やかな業務実施を活動班長に依頼するとともに、避難者支援のための各種窓口の設置を依頼します。
- ・会議には、避難所担当職員、施設管理者も参加します。また、ボランティアの中でも一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。

避難者支援のための各種窓口の設置

- ・避難所運営本部は、各活動班に依頼し、次のような窓口を設置します。

〈設置する窓口の例〉

- ①避難者受付窓口（避難者管理班）：避難者の登録、出入りの管理
- ②食料配付窓口（食料・物資班）：食料、水の配付
- ③物資配付窓口（食料・物資班）：物資の配付
- ④問い合わせ窓口（避難者管理班）：安否確認への対応
- ⑤取材対応窓口（避難者管理班）：取材への対応
- ⑥郵便物等受付窓口（避難者管理班）：郵便物や宅配便の取り次ぎ
- ⑦保健衛生支援対応窓口（保健・衛生班）：救護班、こころのケアチーム等の受入
- ⑧要配慮者相談窓口（要配慮者支援班）：要配慮者への対応
- ⑨ボランティア受付窓口（ボランティア班）：ボランティア受付

（6）各活動班の業務

総務班の業務

- ・避難所運営本部会議の事務局（会議開催の通知、協議事項の整理、会議資料作成、会議記録の作成、各活動班の要望事項の調整、市町村災害対策本部との連絡調整）
- ・避難所運営記録簿【様式5】の作成
- ・避難所生活ルールの作成・見直し
- ・定期的な場所移動の計画作成・実施
- ・避難者の状況把握等（避難所内のアンケート調査、相談スペースの設置等）
- ・地域との連携（在宅避難者の組織との連携等）
- ・遺体への対応
- ・その他

※具体的な業務については、P32～P35を参照してください。

避難者管理班の業務

- ・避難者名簿【様式2-1】の管理（避難者名簿の作成・整理、入所者・退所者の管理、外泊者の管理、避難者名簿の公開、避難所運営本部への避難者数の報告）
- ・問い合わせへの対応（安否確認への対応、来客対応）

- ・取材への対応
- ・郵便物・宅急便の取り次ぎ

※具体的な業務については、P 35～P 39 を参照してください。

情報班の業務

- ・避難所内外の情報収集（行政からの情報収集、関係機関連絡先一覧表【様式 21】の作成、他の避難所との情報交換、マスコミからの情報収集）
- ・避難所内外への情報発信（避難所内での情報伝達、掲示板に掲載する情報の管理、行政への情報発信、地域の情報拠点としての役割）

※具体的な業務については、P 39～P 42 を参照してください。

食料・物資班の業務

- ・食料・物資の調達
- ・食料・物資の受入（食料・物資受入簿による管理、荷下ろし専用スペースの設置、受入人員の確保）
- ・食料の管理・配給（食材の種類・在庫数の把握、食料の保管・管理、食料の配給）
- ・物資の管理・配給（物資の種類・在庫数の把握、物資の配給、不用物資への対応）
- ・炊き出し（炊き出しのための道具の調達、炊き出しの人員確保、炊き出しの実施）

※円滑に業務を行うため、災害の規模、避難所の規模、避難所の設置期間等に応じて、食料班と物資班に分けて対応します。

※具体的な業務については、P 42～P 46 を参照してください。

施設管理班の業務

- ・危険箇所への対応
- ・防火・防犯（防火・防犯対策、飲酒・喫煙への対応、避難者間のトラブルへの対応）
- ・避難所の環境改善等への対応

※具体的な業務については、P 46～P 48 を参照してください。

保健・衛生班の業務

- ・医療活動の支援（救護所・医療機関の情報把握、医務室の設置・医薬品の確保、病人・けが人への対応、避難者の健康状態の把握）
- ・避難者等の健康維持（健康・こころのケア対策の実施）
- ・衛生管理（手洗いの徹底、施設内消毒の実施、食品衛生管理の徹底、感染症予防）
- ・水の確保・管理
- ・清掃・ごみ処理への対応（清掃・ごみ分別収集の周知徹底、ごみ集積所の設置）
- ・風呂の管理（利用計画作成・周知、入浴券発行・配布、仮設風呂の衛生管理の徹底）

- ・トイレの衛生管理（トイレの使用可能状況の調査・周知、トイレ用水の確保・工夫、仮設トイレの設置、トイレの衛生管理の周知徹底）
 - ・ペット連れ避難者への対応（ペットの飼育ルールの説明、ペット登録台帳の管理、ペットスペースの設置、支援団体等の情報収集等）
- ※具体的な業務については、P48～P55を参照してください。

要配慮者支援班の業務

- ・要配慮者の支援（避難状況の把握、避難所における要配慮者名簿【様式17】の作成、ニーズの把握、要配慮者用の相談窓口の設置、要配慮者スペースの設置・運営、福祉避難所等への移送に関する市町村との調整）
 - ・女性・子どもの安心・安全の確保（防犯ブザー等の配布、チラシ等による啓発、避難所内巡回等）
- ※具体的な業務については、P55～P57を参照してください。

ボランティア班の業務

- ・ボランティアの派遣要請
 - ・ボランティアの受入（ボランティア受付窓口の設置、ボランティアの受入）
- ※具体的な業務については、P57～P58を参照してください。

3 安定期の業務の全体像

（1）安定期とは

安定期は、避難生活の長期化に伴い、避難者の要望が多様化するため、柔軟な運営が求められる期間です。一方、避難者数の減少に伴い、撤収も視野に入れつつ、避難所の自主運営体制を再構築する時期でもあります。

このマニュアル作成モデルでは、概ね災害発生から3週間目以降としています。災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

（2）避難所運営本部の業務

避難所運営本部会議の開催

- ・避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。
- ・発災から時間が経過し、避難所の状態が落ち着いて、特に連絡事項がない場合でも最低1日1回は会議を開催し、各活動班で情報を共有し、連携した対応を行います。

- ・設備、物資、食料など必要なものを市町村災害対策本部へ要請するため、各活動班から、状況報告と要望を受けます。

避難所運営本部体制の再構築

- ・避難者の減少に伴い、必要に応じて、避難所の運営体制を見直します。
- ・在宅の地域住民リーダーなどに、避難所運営の協力を依頼します。

(3) 各活動班の業務

総務班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P32～P35を参照）。
- ・避難所生活の長期化に伴い、生活ルールについて、必要な見直しを行います。
- ・風紀のみだれや防犯対策への対応を図ります。

避難者管理班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P35～P39を参照）。
- ・避難者の退所により空いたスペースを共有空間などに転用できるよう、名簿を管理し、避難所運営本部会議を通じて、各活動班に状況報告を行います。

情報班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P39～P42を参照）。
- ・この時期は、一時的な生活支援情報から恒久的な生活再建につながる情報の重要度が增大する時期です。これまでの情報収集に加え、重点的に以下の情報の収集や広報の充実を図ります。

〈行政からの復興支援情報の例〉

- ①住宅障害物の除去の支援
- ②罹災証明の発行
- ③被災住宅の応急修理
- ④災害見舞金・弔慰金の配分
- ⑤義援物資及び義援金の配分
- ⑥災害援護応急資金の融資
- ⑦税の減免、徴収猶予
- ⑧応急仮設住宅関連情報 など

〈恒久的な生活再建に役立つ情報の例〉

- ①求人情報
- ②住宅・不動産情報 など

食料・物資班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P42～P46を参照）。
- ・高齢者や障がい者など特別に配慮を必要とする要望など、高度な要望について、市町村災害対策本部と調整し、対応します。
- ・避難の長期化が予想される場合、季節に応じた食料、生活必需品の調達等について検討し、市町村災害対策本部と調整します。

施設管理班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P46～P48を参照）。
- ・高度な要望（バリアフリー等）に対応します。
- ・避難所生活の長期化に伴い、必要な設備（暑さ・寒さ対策）の検討を行います。
- ・共有スペース（避難者の交流支援に役立つスペース）の確保や避難者の手荷物の増加に対応したゆとりあるスペース利用の検討を行います。
- ・施設の本来の機能の再開に向けた、避難者利用スペースの統廃合の検討、施設管理者との協議を行います。

保健・衛生班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P48～P55を参照）。
- ・被災者の精神的なケアについて、専門家による定期的な相談の場を設けるなどの対策について、市町村災害対策本部へ要請します。

要配慮者支援班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P55～P57を参照）。
- ・避難生活の長期化により、特に高齢者や障がいのある方はいっそうの心身への負担が募るため、必要に応じて、適切な施設への移転ができるよう支援します。
- ・精神障がいのある方や発達障がいのある方は、健常な方と変わりなく見えることが多く、必要な支援が届きにくい状況があり、また、一般の方の障がいに対する理解も十分ではないことから、こうした点も十分に配慮し、必要な支援を行います。
- ・子どもたちへの対応について、勉強室・遊び部屋の確保、子どもの世話ができる人材の確保等、必要な支援を行います。
- ・外国人などの避難者がいた場合、生活支援のための適切な手段・方法を検討し、必要に応じてボランティアの協力を得て支援します。

ボランティア班の業務

- ・展開期の業務を継続します（※P57～P58を参照）。
- ・避難者からの高度で多様な要望をボランティアセンター等に連絡・仲介し、必要な

ボランティア人材の確保に努めます。

- ・避難者数の減少により、物資の仕分けなど大規模な人員によるボランティア支援が不要になった場合には、ボランティアの撤収・引き揚げ計画を協議します。

4 撤収期の業務の全体像

(1) 撤収期とは

撤収期とは、電気・ガス・水道等のライフライン回復以降の時期で、日常生活が可能となるため、避難所生活の必要性がなくなる時期です。

一方で、自力再建が困難な避難者に対し、地域全体で支援する体制を構築し、避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う時期です。

(2) 避難所運営本部の業務

避難所の集約・閉鎖に向けた避難者の合意形成

- ・ライフラインの復旧状況などから、市町村災害対策本部と避難所閉鎖時期について協議します。
- ・市町村災害対策本部の指示を受けて、避難所閉鎖の準備に取りかかります。
- ・各活動班に、避難所閉鎖のため、いつまでに何をやるかの計画作成を依頼します。
- ・避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて、避難者に説明し、避難者の合意形成を図ります。

避難所の後片付け

- ・設備や物資の返却、回収、処分などを市町村災害対策本部に協議し、行います。
- ・避難者の協力により、避難所として利用した施設内外の片付け、整理・整頓、掃除、ごみ処理を行います。
- ・避難所運営の各種記録、資料を市町村災害対策本部に引継ぎ、避難所閉鎖の日に解散します。

(3) 各活動班の業務

総務班の業務

- ・避難所運営本部会議の開催など事務局の業務を行います。
- ・集約・閉鎖が決まったら、各活動班と協議し、避難所閉鎖の計画を作成します。

避難者管理班の業務

- ・最後の退所者まで名簿の更新を行い、退所者の連絡先の把握に努めます。
- ・避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した名簿資料などを避難所運営本部に提出します。

情報班の業務

- ・恒久的な復興支援の情報提供に努めます。
- ・避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した広報資料などを避難所運営本部に提出します。

食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班の業務

- ・施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・各活動班は、使用した備品や設備を整理し、未使用の食料・物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

要配慮者支援班の業務

- ・施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、作成した要配慮者名簿等の資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

ボランティア班の業務

- ・避難所の集約・閉鎖に伴い、ボランティア支援の必要性が低くなった場合、ボランティア団体等の撤収のための調整・協議を行います。

第4章

各活動班の業務

第4章 各活動班の業務

本章では、各活動班の業務について、班ごとにまとめています。
総務班に所属している場合、総務班の部分だけを読めばよいような構成としています。

1 総務班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 避難所運営本部会議の事務局

事務局としての機能

- ・会議の段取りや各種調整等、避難所運営本部会議の事務局機能を果たします。
- ・各活動班に運営本部会議の開催を通知（場所、時間、出席者、協議内容等）します。
- ・運営本部会議前に、各活動班からの報告に基づき、協議事項を整理し、運営本部会議資料を作成します。
- ・運営本部会議に出席し、会議記録を作成します。
- ・各活動班の要望を整理し、重複する要望や両立しない要望があれば、調整します。

市町村災害対策本部との連絡調整

- ・市町村災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営本部会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、本部長や各活動班の班長と協議し、後で避難所運営本部会議に報告するなど、臨機応変な対応をします。

(2) 避難所運営の記録

避難所運営記録簿【様式5】の作成

- ・避難所担当職員が避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を正しく残します。
- ・パソコンなどを活用し、電子データにより記録することで、記録の整理の際に有効です。ただし、データ等の管理には十分注意します。

〈記録する内容等〉

- ①日付（曜日）
- ②避難者数、新規入所者数、退所者数
- ③運営本部会議での内容
- ④行政からの伝達事項

⑤避難所内の主な出来事

※ これらの他、被害の状況や生活の様子を示す写真を残すようにします。

(3) 生活ルールの作成・見直し

避難所生活のルールの作成

・避難所では、多くの人共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って、生活を送ることが必要です。そこで、避難所運営本部会議で避難所生活において必要となる基本的なルールを取りまとめ、出入口など見やすいところに掲示し、避難者にルールの周知を行います。

避難所生活のルールの見直し

・避難所生活の長期化に伴い、必要に応じて、生活ルールを見直します。

(4) 定期的な場所移動

避難所内での定期的な場所移動

- ・施設管理者、施設管理班と相談し、定期的な場所移動の計画を作成し、実施します。
- ・概ね避難所開設から7日目毎に移動を行います。
- ・居住区の区長（リーダー）や自治会長などの協力のもと、避難者の以前の隣近所づきあいや地縁、血縁などのつながりに最大限留意して、移動計画を作成します。
- ・避難者には、定期的な場所移動により、プライバシー確保につながる点、避難生活の慢性化を防ぎ早期の自立再建につながる点を理解してもらい、実施します。
- ・避難者に、移動の際、部屋の掃除や片付けを必ず行うことを周知します。

(5) 避難者の状況把握等

避難所内のアンケート調査

・避難者に対して、必要に応じてアンケート調査を行い、避難所の今後の見通しなどを検討するうえでの資料とします。

〈調査の主な内容〉

- ① 自宅の被災状況
- ② 今後の住宅確保の見通し
- ③ 応急仮設住宅の応募状況 など

※ 避難者の情報の取り扱いには、十分注意します。障がい者、外国人に対しては、ボランティア等の協力も得ながら、アンケート調査を行います。

相談スペースの設置

- ・プライバシー等に配慮して、避難者が安心して相談できるスペースを設けます。
- ・専門的な対応が必要な相談については、情報班を通じて、専門家等の派遣を市町村災害対策本部へ要請します。
- ・県・市町村で各種相談窓口を設置していることを避難者へ周知します。

(6) 地域との連携

避難所は地域全体の拠点

- ・発災直後の混乱の中、食料・物資は在宅避難者の分も一括して避難所へ送られてくると予想されます。その際、避難所は地域全体の供給拠点となります。避難所から市町村災害対策本部へ食料や物資の必要量を報告する際には、把握できた在宅避難者の分も合わせて報告します。

避難所外の被災者の組織化

- ・避難所運営本部で、在宅避難者についてまで、すべて把握することは困難です。
- ・在宅避難者も、受け身の体制でなく、「自分たちのことは自分たちで行う」という意識を持ち、自主防災組織（町内会等）単位で組織化して、食料・物資の配給を受けるなど、避難所運営に協力します。在宅避難者の組織のまとめ役としては、自主防災会（町内会等）の役員が適役です。

在宅避難者の組織と連携

- ・在宅避難者の組織のまとめ役と連絡をとるため、その窓口となる担当者を決めておきます。
- ・在宅避難者の組織に対して、次のような情報の取りまとめを依頼します。
 - ①食事の必要数
 - ②必要な物資の種類と数
 - ③在宅の要配慮者の情報と支援の要否
- ・必要に応じて、適宜、在宅避難者名簿【様式2-2】の記入を依頼し、集計等を行います【様式3-2・様式4-2】。
- ・市町村からのお知らせ等について、在宅避難者の組織を通じて情報伝達を行います。

運営本部会議への避難者数の報告

- ・避難者の状況（現在人数、入所者人数、退所者人数）を整理し、避難所運営本部会議へ報告します。

入所者の管理

- ・新たに入所者が現れた場合は、次のとおり管理します。
 - ①避難者名簿記入用紙【様式2-1】に記入してもらい、名簿に加えます。
 - ②「居住区」の考え方に留意しながら、居住空間の割り振りを行います。
 - ③早く避難所生活に慣れてもらうため、入所時に一通り生活ルールを説明します。
 - ④居住区の区長（リーダー）は、居住区内の役割についての説明を行います。

退所者の管理

- ・退所者については、当初退所者が記入した用紙（避難者名簿）に、退所日、退所後の連絡先（住所、電話番号）を記入してもらい、避難者名簿により管理します。退所者の情報は、削除せずに、避難所の記録として残しておきます。
- ・避難者の退所により空いたスペースを共有空間などに転用できるよう、名簿を管理し、避難所運営本部会議を通じて、各活動班に状況報告を行います。

外泊者の管理

- ・外泊者の管理は、食料や物資の配給などの関係上必要となるため、各居住区の区長（リーダー）は、「外泊届用紙【様式7】」を受理し、外泊者を把握します。

〈外泊届に記入する主な内容〉

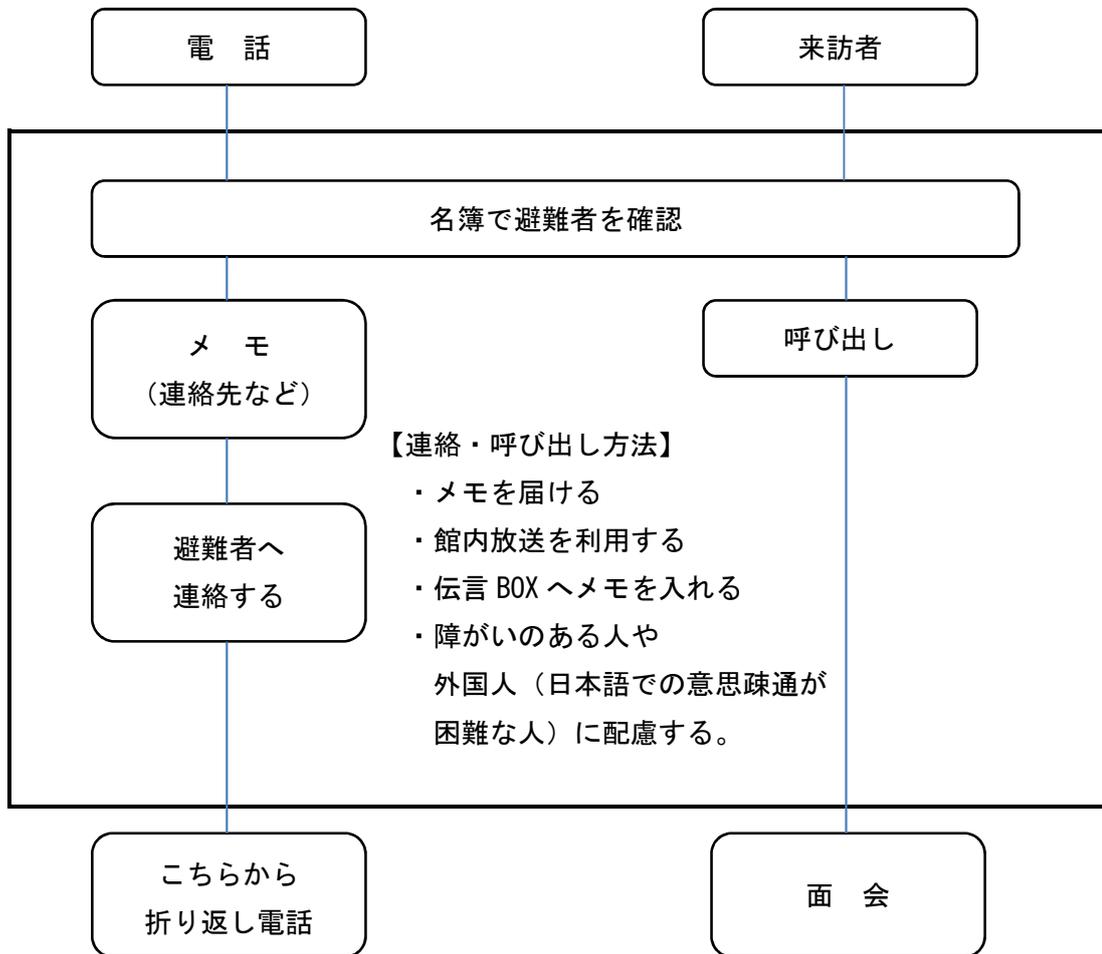
- ①氏名 ②居住区 ③外泊先、外泊期間 ④同行者 ⑤緊急連絡先

避難者名簿の公開

- ・避難者名簿は、個人情報が含まれているため、個人が特定できるような情報を掲示・閲覧するなどの取扱いは望ましくありません。
- ・安否確認に対応するために掲示・閲覧が必要な場合は、必ず避難者の同意を得て、公開する個人情報を限定します。避難者を明らかにするという目的に限り掲示・閲覧する場合でも、内容は、世帯の代表者の氏名・住所程度にとどめ、個人情報保護の観点から、注意を払います。問い合わせが減ってきた場合は、掲示をとりやめ、個別に対応します。

(2) 問い合わせへの対応

【問い合わせへの対応】



安否確認への対応

- ・安否確認についての問い合わせに対応するため、問い合わせ窓口を設置します。
- ・発災直後は、電話や来訪による安否確認についての問い合わせの殺到が予想されます。問い合わせには、作成した避難者名簿に基づいて、迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るためにも、問い合わせ窓口を一本化し、部外者が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。
- ・避難者にNTT災害伝言ダイヤル171等の利用を促します。
- ・電話は、直接避難者へ取り次がず、次のような方法で避難者へ伝言します。
 - ①伝令要員を置く
 - ②伝言ボックスを利用

③掲示板を利用

④館内放送を利用（時間的な配慮が必要） など

また、障がいのある人や外国人（日本語での意思疎通が困難な人）には、それぞれに対応した連絡方法で対応します。

来客の対応

- ・避難所の居住者以外は、原則、居住空間には立入禁止とします。避難所の入口近くに面会場所を確保したり、スペース的に余裕がある場合は、部屋を確保します。

(3) 取材への対応

取材等への方針決定

- ・マスコミや研究者等からの取材や調査等に対してどのような対応をするかについて運営本部会議で決定します。
- ・取材及び調査等に対しては、取材対応窓口を設置します。避難所担当職員又は避難所の代表（運営本部長等）が対応するなど、担当者を明確にしておきます。

取材者等への対応

- ・避難所で取材・調査などを行う人には、必ず取材対応窓口への立ち寄りを求め、「取材者用受付用紙【様式8】」に、氏名・所属・連絡先・取材目的などを記入してもらいます。
- ・許可を受けた取材者には、それが判別できるよう腕章等を着用してもらいます。
- ・避難者への取材には、避難者管理班員が立ち会うこととします。

(4) 郵便物・宅急便の取り次ぎ等

郵便局員・宅急便業者への対応

- ・避難者への郵便物等の取り次ぎのため、郵便物等受付窓口を設置します。
- ・郵便物等が迅速・確実に受取人に届くよう、郵便局員、宅急便業者の避難所への立入りは可能とします。防犯上、郵便物等受付窓口に声をかけてもらうようにします。
- ・避難者数が多い場合、郵便物は受付で一括して受取り、呼出し等を行い、避難者に渡します。「郵便物等受付簿【様式9】」を作成する等、紛失には十分注意します。

郵便物発送への対応

- ・避難者の郵便物の発送方法について、避難所担当職員を通じて郵便局に相談します。発送方法決定後、避難者に周知します。

ど、近隣の避難所と情報を交換します。ただし、いつ、どこで、誰が発した情報かを的確に把握し、デマ等に十分注意します。

マスコミからの情報収集

- ・被災者にとって必要な情報を手分けして、テレビ、ラジオ、新聞などから、効率よく情報収集します。
- ・集めた情報は、日時、発信源などを明記し、種類ごとに整理します。

〈テレビ、ラジオ、地元 FM 局から集める情報の例〉

- ①被害情報
- ②電気、ガス、水道等のライフライン等の情報
- ③道路、鉄道、バスなどの公共交通施設・機関の情報
- ④国・都道府県・市町村の大まかな災害対応、復旧・復興対策の動き
- ⑤生活関連情報（近隣の営業店舗の情報等） など

(2) 避難所内外への情報発信（広報）

避難所内での情報伝達

- ・避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（貼り紙など）を用います。施設内の出入口近くなど、避難者全員が目につきやすい位置に掲示板を設置します。
- ・情報伝達（周知）にあたっては、文字を大きくする、ふりがなを付ける等の工夫をするとともに、掲示とは別の手段による伝達が必要な避難者へは、個別の対応をするなどの配慮が必要です。

〈掲示板に掲載する情報の例〉

- ①避難所生活のルール
 - ②最新情報（今日入った情報）
 - ③県・市町村からのお知らせ（罹災証明書発行、被災者生活再建支援制度など）
 - ④生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）
 - ⑤復興情報（求人、復興資金、応急仮設住宅関連情報など）
 - ⑥使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報）
 - ⑦避難所ニュース（かわら版）
 - ⑧その他（N T T災害伝言ダイヤル1 7 1の登録方法など） など
- ・情報の伝達漏れを防ぐため、出入りの際に必ず掲示板を見るよう、避難者に伝えます。特に重要な情報については、運営本部会議で居住区の区長（リーダー）に伝達し、区長（リーダー）が居住区の各避難者に伝達します。
 - ・視覚や聴覚に障がいのある人や外国人など情報が伝わりにくい要配慮者に対しては、それぞれに対応した伝達手段をとるなど、配慮します。

- ・放送設備がある場合は、発災直後にはそれを利用することも有効です。ただし、放送は一過性のものにすぎず、居住環境の快適性を損なうこともあるので、緊急の場合以外は、使用を控えます。
- ・避難者個人あての伝言は、連絡用の伝言ボックスを活用します。伝言ボックスは、居住区ごとに設け、区長（リーダー）が受け取りに来る体制を作ります。伝言の内容は個人あての情報であるので、取扱いに注意し、トラブルを防止します。

掲示板に掲載する情報の管理

- ・掲示板への掲載は、情報班の管理のもとに実施し、無秩序な掲載を避けます。情報には、必ず掲載日時を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にしておきます。
- ・古い情報は削除して整理します。掲示板から外した情報は、分類し、保管します。

行政への情報発信

- ・行政との情報伝達を効率よく、信頼性を高めるため、情報担当者を設置し、窓口を一本化します。
- ・発災直後は、避難所担当職員が定期的（2～3時間おき）に、「避難所状況報告書【様式6】」で市町村災害対策本部へ報告します。その際、地域の被害状況も併せて報告すると、行政機関が被害状況を把握するうえで、非常に役に立ちます。

〈市町村災害対策本部へ報告する情報の例〉

- ①避難者数
 - ②避難所の安全状況
 - ③ライフライン
 - ④避難所運営本部の編成状況
 - ⑤各班からの要望
 - ⑥緊急を要する事項
 - ⑦対処すべき事項
- ・食料・物資の依頼については、食料・物資班が「食料・物資依頼伝票【様式10・様式11】」とりまとめたものを、情報班が市町村災害対策本部へ要請します。
 - ・各種報告は、情報の錯綜を防ぐため、できるだけ書面で行います。FAX、パソコンや携帯電話のメールなどで報告する場合は、市町村災害対策本部と発受信の確認方法についての取り決めをしておきます。

地域の情報拠点としての役割

- ・発災直後の混乱状況のなかでは、各種の情報は、避難所を中心として伝達されることが予想されます。避難所外の地域で、在宅避難者の組織がある場合は、そちらにも情報を伝達し、地域住民全体が情報を得られるようにします。

- ・在宅避難者など避難所外の被災者が、正確な情報を得ることができるよう、避難所の出入口付近等に掲示板を設置します。掲示板は、情報が錯綜することを防ぐために、避難所内に掲示しているものと同じ情報を掲示します。

(3) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した広報資料などを避難所運営本部に提出します。

4 食料・物資班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 食料・物資の調達

食料・物資の調達

- ・食料・物資の提供を受けるため、避難者数を把握したうえで、必要な食料・物資の項目・数量を、情報班を通じて、市町村災害対策本部に報告します。
- ・発災直後は、道路の寸断等により、食料・物資が届かないことも想定されます。その際は、自宅で生活している人に協力を仰いだり、自分たちで活動できる場合は、買出しに行くなどして調達します。
- ・避難者のニーズに対応するため、食料や物資に関する要望をとりまとめ、情報班を通じて、市町村災害対策本部に要請します。
- ・食料の調達にあたっては、可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーのある人、乳幼児、文化・宗教上の食事制限者など、特別の配慮を要する者のニーズについて配慮します。
- ・栄養士の活用等により、特別の配慮を要する者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施に努め、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮します。
- ・食品衛生、栄養、炊き出しにかかる作業の負担軽減等を考慮し、必要に応じて、仕出弁当等の活用も検討し、市町村災害対策本部と相談します。
- ・物資の調達にあっても、衣類など様々なものに対してアレルギーを持つ者がいることに配慮します。

避難所としての対応策の検討

- ・発災直後は、必ずしも避難者全員に行き渡るだけの食料・物資が届けられるとは限

りません。避難所運営本部会議で対策を協議し、配付基準や優先順位を決めるなど、その時点での最善の方法を検討し、臨機応変に対応します。居住区単位で配付し、世帯に配分を委ねる方法も有効です。

(2) 食料・物資の受入

食料・物資受入簿による管理

- ・食料・物資の品目別の個数を記入する「食料・物資受入簿【様式 12】」を作成します。
- ・食料・物資を受け入れる際に、受入簿に日時や送付元、受入時担当者を記入します。

荷下ろし専用スペースの設置

- ・車両の乗り入れがしやすい場所で、荷下ろしが可能な専用スペースを設けます。
- ・雨天時の作業も考慮し、屋根のある場所に設定します。
- ・荷下ろし専用スペースでは、倉庫へ保管する際のおおまかな区別を行います。

受入人員の確保

- ・食料・物資の受入れの人員を確保します。食料・物資の受入れには、多くの人手を必要とし、トラックからの荷下ろし、倉庫への搬送、物資の分別は、重労働です。
- ・発災直後は、昼夜を問わず 24 時間対応することもあるため、当番制で対応します。災害ボランティアセンターなどにボランティアの派遣を要請することも有効です。

(3) 食料の管理・配給

食料の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、食料の種類と在庫を管理するための「食料管理簿【様式 13】」を作成します。
- ・可能であれば、パソコンなどで管理します。
- ・食料置き場は、食料の種類ごとに整理整頓します。

食料の保管・管理

- ・倉庫に入れる際に、消費期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記入します。消費期限に十分注意を払います。
- ・食料の保管は、低温かつ清潔な場所で、直射日光や暖房を避けます。
- ・消費期限が過ぎた食品は配付せず、すべて廃棄します。廃棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

食料配付窓口の設置

- ・食料、水を配付するため、食料配付窓口を設置します。

食料の配給

- ・食料を避難者、在宅避難者へ配付します。
- ・発災直後は、備蓄食料を有効に活用し、全員に配付することを心がけます。
- ・食物アレルギーの避難者が、食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料を示した包装や、食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにします。小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらが少量でも含まれている場合は、明示します。
- ・炊き出しの配給では、食器洗いの負担軽減方法として、食器にラップをかぶせて使用するなどの方法もあります。

(4) 物資の管理・配給

物資の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、物資の種類と在庫を管理するための「物資管理簿【様式14】」を作成します。
- ・可能であれば、パソコンなどで管理します。
- ・物資置き場は、物資の種類ごとに整理整頓します。
- ・物資は、次の3つに分類することができます。

〈物資の分類例〉

- ①全員に平等に配付するもの（衣類、毛布など）
 - ②必要な人が取りにくるもの（おむつ・生理用品など、その他ペット用品など）
 - ③全員が共同で使用するもの（トイレトペーパー、ウェットティッシュなど）
- ・物資の用途に応じて、次のような分類も考えられます。

〈用途に応じた分類例〉

- ①衛生用品（おむつ、生理用品、トイレトペーパー、石けん、シャンプーなど）
- ②衣類（下着など）
- ③食事用品（お箸、皿など）

物資配付窓口の設置

- ・物資を配付するため、物資配付窓口を設置します。
- ・女性用下着や生理用品などの配付にあたっては、女性を配置する等の配慮をします。
- ・性自認に応じた物資を配付できるように配慮します（身体上の性と性自認や性表

現が異なるため、周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい方もいます。本人の意向も確認しながら、個別配付等に配慮するようにします。

物資の配給

- ・物資を避難者、在宅避難者へ配付します。
- ・避難者への物資の配給は、居住区ごとに行います。ただし、一部の人に必要な物資（おむつ・生理用品など、その他ペット用品など）は、各自に取りに来る方式も有効です。
- ・全員が同じように必要な物資は、原則として、平等に配付します。しかし、不足する場合には、高齢者や子どもなどを優先して配付するなど、配慮します。

不用物資への対応

- ・大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市町村に委ねます。市町村災害対策本部の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効的に活用します。

(5) 炊き出し

炊き出しのための道具の調達

- ・炊き出しを行うために必要な道具を調達します。

〈炊き出しに必要な主な道具〉

- ①薪、プロパンガス等の調理用熱源
- ②なべ、フライパン、炊飯器、コンロ等の調理器具
- ③包丁、まな板、おたま、菜箸等の調理器具
- ④皿、割り箸、スプーン等の食器(衛生が確保できない場合、使い捨てが望ましい)。

炊き出しの人員の確保

- ・炊き出しを行うため、必要な人員を確保します。避難者全員に呼びかけ、一部の人や女性のみ負担が集中することがないように配慮し、皆で分担して行います。人手が足りない場合は、災害ボランティアセンター等にボランティア派遣を要請します。

炊き出しの実施

- ・炊き出しは、必ず避難所運営本部会議で協議、検討したうえで実施します。
- ・炊き出しの実施、衛生管理に際しては、避難者の中からできる限り調理師・栄養士などの有資格者を募り、事故のないよう気を配ります。

〈炊き出しの注意点〉

- ①調理は衛生的な場所で行う。

- ②加熱調理を原則とし、生ものは避ける。
- ③肉、魚などの鮮度管理に気を配る。
- ④適切な手洗いの励行徹底を図る。
- ⑤衛生的な前かけ、帽子、マスク、使い捨て手袋等の調理に適した衛生的な服装とする。

(6) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、未使用の食料・物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

5 施設管理班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 危険箇所への対応

危険箇所への対応

- ・被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定などにより、危険と判定（判断）された場所（箇所）は、貼り紙やロープにより、立入禁止の設定をします。
- ・危険箇所について、直ちに市町村災害対策本部や施設管理者に補修等の対応を要請します。

(2) 防火・防犯

防火対策

- ・火災防止のため、室内は火気厳禁・禁煙とし、周知を図ります。ストーブ等生活に必要な火気使用については、責任者を定め、消火器や消火バケツを備えておきます。
- ・避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のものを使用するなど、適切な防火対策に努めます。

防犯対策

- ・災害後には被災地の治安悪化が懸念されるため、避難所内では当直体制をとるなど24時間対応します。性犯罪や窃盗等の発生も懸念されるため、警察官の立ち寄りや避難所周辺の巡回等を依頼し、避難所を含めた地域全体の防犯対策を実施します。
- ・防犯の観点から、避難者以外の者の居住空間への立ち入りを制限します。避難所出入口付近に受付を設けて担当者を配置します。

飲酒・喫煙への対応

- ・避難所内での飲酒は原則禁止とし、周知を図ります。
- ・喫煙は定められた場所のみ可能とします。学校など、敷地内禁煙とされている施設が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とし、周知を図ります。
- ・喫煙場所には、灰皿、消火用バケツを用意し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身が責任をもって行うよう周知します。

避難者間のトラブルへの対応

- ・心身共にダメージを受けた避難者が、同一施設内で長期間生活を送ることになるため、避難者間でのトラブル等の発生が懸念されます。地域住民、行政、警察が連携し、トラブルの未然防止や解消に努めます。

(3) 避難所の環境改善等への対応

避難所の環境改善等

- ・避難所生活の長期化に伴い、健康管理上必要な設備（暑さ・寒さ対策）の検討を行い、必要な対応について、情報班を通じて、市町村災害対策本部へ要請します。
- ・避難所生活の長期化に伴い、避難者の交流支援に役立つスペースの確保や避難者の手荷物の増加に対応したゆとりあるスペース利用の検討を行います。

(4) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・施設の本来の機能再開に向けた、避難者利用スペースの統廃合の検討、施設管理者との協議を行います。
- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、未使用の物資の在庫を把握し、作成資料とともに、

避難所運営本部に提出します。

- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て、行います。

6 保健・衛生班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 医療活動の支援

救護所・医療機関の情報把握

- ・救護所は、市町村があらかじめ設定した地域の拠点となる避難所や地域の被災状況を勘案して設置されます。当該避難所に救護所が設置されない場合には、地域内の医療機関の開設状況や、近隣の避難所での開設状況について把握します。

医務室の設置・医薬品等の確保

- ・発災直後は、地域の病院や診療所なども機能停止していることが考えられるため、避難所内に医務室を開設します。
- ・発災直後は施設にある医薬品・衛生材料や避難者が持参したもので対応し、その後は避難所で必要となる医薬品や衛生材料の種類・数量をとりまとめ、情報班を通じて、市町村災害対策本部に要望します。

病人・けが人への対応

- ・医務室で対応できない場合、近隣の救護所や医療機関へ移送します。
- ・避難者の中に医師や看護師がいる場合は、協力を要請します。

保健衛生支援対応窓口の設置

- ・避難所を巡回する医療救護班、こころのケアチーム等の受入れ窓口を設置します。

避難者の健康状態等の把握

- ・避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする人について、プライバシーに配慮しながら、次のようなことについて、情報をまとめます。

- ①氏名
- ②年齢
- ③性別
- ④病名

⑤通常使用している薬

⑥通常のかかりつけの医師

- ・把握した情報は、秘匿すべき重要な個人情報が含まれるため、慎重に取り扱い、適切に管理します。
- ・感染症のまん延などに備え、居住区の区長（リーダー）を通じて、怪我や病気の避難者について把握できる体制を整えます。
避難者の中に、腹痛や下痢・嘔吐、発熱、咳、発疹等の症状がないかを毎日把握します【様式15】。

（2）避難者等の健康維持

健康・こころのケア対策

- ・避難者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内での簡単な体操やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。
- ・必要に応じて、心身に係る相談窓口の設置、専門的な知識や技術を持つ医師・保健師等による巡回相談等の実施を市町村災害対策本部に要請します。
- ・避難所生活が長期にわたる場合は特に、不眠、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を市町村災害対策本部に要請します。
- ・こころのケアにおいては、相談者が自分の命やプライバシーに関わる内容を話すことが多いため、可能な限りプライバシーが確保され、落ち着いて話せる場所を避難所敷地内に確保します。
- ・応急対策にあたる市町村職員や自主防災組織（町内会等）の避難所運営者においては、心身共に過酷な状況にあるため、「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがあります。よって、運営者のこころのケア対策にも留意することが必要です。

熱中症対策

- ・避難者が熱中症にならないよう、水分をこまめにとる、適切に換気するなど、熱中症予防に配慮した避難所の環境改善と普及啓発を行います。

（3）衛生管理

手洗いの徹底

- ・手洗い用の消毒液を調達し、特に、炊き出しを行う者や体調不良者などについて、手洗いの徹底を励行します。手洗い用の水を確保できる場合は、感染症予防のため、必ず流水による手洗いの徹底を励行します。

施設内の消毒等の実施

- ・施設内の調理スペース、トイレなど必要箇所の消毒や殺虫剤散布を実施します。ネズミ、害虫などの発生があった場合は、市町村災害対策本部に駆除・消毒の実施を依頼し、必要に応じて保健所に相談します。

食品の衛生管理の徹底

- ・衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用します。使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が再利用するなど、工夫して対応します。

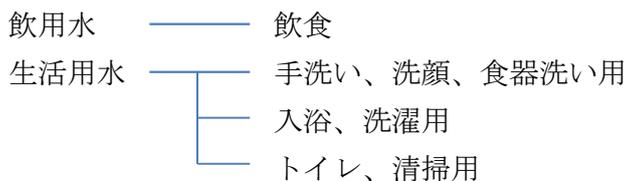
感染症の予防

- ・定期的な手洗い、うがい、換気などにより、避難者自身で十分に予防対策を講じるよう周知します。マスクやうがい薬など、予防のために必要なものについて、市町村災害対策本部に要望します。
- ・ペットからうつる動物由来感染症にも注意をし、ペットに触った後の手洗いについて、周知徹底します。

(4) 水の確保・管理

水の確保

- ・水を確保するため、避難者全員に協力を要請します。
- ・避難所で使用する水は、次のように分類します。



《用途別の生活用水の使い方の例》

用途 水の種類	飲料用 ・ 調理用	手洗い・洗顔 ・歯磨き・ 食器洗い	入浴用 ・ 洗濯用	トイレ用 ・ 清掃用
飲料水 (ペットボトル)	◎	○		
給水車の水	◎	◎	△	△
ろ過水 ※1	◎	◎	○	○
井戸水・湧水	×	×	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

(凡 例) ◎：最適な使用方法

○：使用可

△：やむを得ない場合のみ使用可

×：使用不可

※1：飲料水を造る浄水装置を使用した場合に限りです。

飲食用の水の確保

- ・飲食用の水は、原則として、避難者が持参したものや市町村の備蓄、給水車によるものを使用します。災害用の浄水装置等でろ過した水も使用できます。

手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

- ・給水車からの水や浄水装置でろ過した水を使用することを基本とします。水の保管は、蓋付きのポリバケツなどを使用し清潔に保ちます。
- ・手洗い・洗顔・食器洗いで使用した水は、トイレ用水として再利用します。

入浴・洗濯用の水の確保

- ・ろ過水、避難所近隣で活用できる井戸や湧き水など比較的清浄な水を利用します。

トイレ・清掃用の水の確保

- ・井戸、湧き水、プール、河川などの水を用いることを原則とします。トイレの前の貯水用の大型ポリバケツなどを置き、バケツリレーなどで確保します。

(5) 清掃・ごみ処理への対応

居室部分の清掃の徹底

- ・定期的な清掃の周知徹底を図ります。各居室で、毎日1回の清掃時間を設け、換気と寝具を整えるなどの清掃を行うよう、周知徹底をはかります。曜日に応じて時間を変えるなど、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避けるよう工夫します。

共有部分の清掃の徹底

- ・トイレ、入浴施設などの共有部分は、居住区を単位とした当番制度を作り、交替で清掃するよう、周知徹底を図ります。当番に参加できる人とできない人が生じる場合がありますが、清掃当番以外の様々な仕事と組み合わせながら、不公平が生じないようにします。

ごみ集積所の設置

- ・ごみ集積所を次のような場所に設置します。
 - ①ごみ収集車が出入り可能な場所
 - ②調理場所などの衛生に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
 - ③居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
 - ④直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

ごみ分別収集の徹底

- ・ごみ袋を居住区単位に配布し、分別収集を周知徹底します。
- ・炊き出しなど共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に捨てるよう周知徹底します。
- ・ごみ集積場は、避難者全員で清潔に保つよう周知徹底します。

(6) 風呂の管理

避難所内に仮設風呂・シャワーの設置がない場合の対応

- ・仮設風呂・シャワーが設置されていない場合、可能であれば知人や親戚宅で入浴させてもらう「もらい湯」を奨励します。
- ・地域内の公衆浴場などの開店状況を把握し、避難者に利用を呼びかけます。
- ・市町村やボランティアなどによる入浴ツアーが開催される場合には、必要に応じて参加者を募ります。

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合の対応

- ・仮設風呂・シャワーが設置された場合、利用計画（利用時間、清掃、消毒等）を作成し、周知します。

〈入浴希望者が多い時期の対応〉

- ・男女別に利用時間を設定し、居住区単位を基本とした利用計画にします。
- ・利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
- ・入浴順については、乳幼児を持つ母親からとするなど、配慮します。

〈入浴希望者がいる程度落ち着いてきた時期の対応〉

- ・利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受付けます。
 - ・利用時間は状況に応じて、30分程度に延長します。
- ※ 共同で使う入浴施設の清掃は、居住組単位など当番を決めて交代で行います。

仮設風呂の衛生管理

- ・仮設風呂の清潔な使用方法について、貼り紙等で周知徹底します。
- ・入浴施設の清掃は、居住区単位など当番を決めて、毎日実施する体制とします。
- ・浴槽水の換水頻度、消毒方法について、市町村災害対策本部や保健所と協議し、実施します。

(7) トイレの衛生管理

トイレの使用可能状況の調査・周知

- ・災害直後は、トイレ状態（断水、破損の状態等）を確認し、状況等によっては、使用禁止とします。
- ・トイレの使用上の注意【資料2】について、貼り紙や館内放送などにより、周知します。

トイレ用水の確保と工夫

- ・断水等がある場合は、トイレの用水確保のため、プールや河川等の水を避難者の協力を得て、確保します。
- ・トイレ用水が不足し、トイレットペーパー等が流せない場合には、ゴミ箱に捨てるなどの工夫をし、そのためのゴミ箱（ゴミ袋）を手配します。

仮設トイレの設置

- ・トイレが使用不可の場合や避難者数に対して不足する場合、仮設トイレの設置を市町村災害対策本部に要請します。その際、女性、高齢者、障がい者等のニーズを把握して、必要個数を要請します。感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切です。
- ・仮設トイレの設置場所を施設管理者のアドバイスのもと、決定します。
- ・汲み取りの要請は、情報班を通じて、市町村災害対策本部へ早めに行います。

〈仮設トイレを設置する際の留意点〉

- ①バキュームカーの出入り可能な場所に設置します。
- ②高齢者や障がい者等の利用に配慮した場所に設置します。
- ③防犯のため、夜間照明があり、昼夜問わず安全で行きやすい場所に設置します。

④安全な場所に男女別に離れた場所に設置します。男女共用トイレも設置します。女性用トイレは、男性用トイレの数に比べ多くします。女性用トイレと男性用トイレの割合は3：1が推奨されています（「スフィアハンドブック 2018」より）。

⑤清掃用の水を確保しやすい場所に設置します。

トイレの衛生管理

- ・トイレの清潔な使用方法について、貼り紙等で周知徹底します。
- ・トイレの入り口に手洗い用の消毒液を設置し、換気を十分に行います。
- ・トイレの清掃は、居住区単位など当番を決めて、毎日実施する体制とします。
- ・定期的に消毒・殺菌について、市町村災害対策本部や保健所と協議し、実施します。

(8) ペット連れの避難者への対応

ペットスペースの設置

- ・避難所の敷地内に、ペット専用のスペースを設けます。スペースは、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた場所で、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に設置します。
- ・例として、避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法や、避難所敷地内に仮設プレハブ等を設置して飼育用スペースとする方法等があります（人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）参照）。

ペット連れの避難者への対応

- ・居住スペースへのペットの持込は、盲導犬等身体障がい者補助犬を除いて、原則禁止とし、周知徹底します。身体障がい者補助犬を居住スペースへ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。
- ・ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が全責任を持って行うよう、周知徹底します。大型動物や危険なペットを連れた避難者は、同伴での入所を断らなければならない場合もあります。
- ・ペット連れの避難者に対し、「ペットの飼育ルール【資料3】」を説明し、管理の徹底を図るとともに、「ペット登録台帳【様式16】」へ記入してもらいます。

〈ペット登録台帳の内容〉

- ①飼育者の住所及び氏名
- ②避難所への入所日及び退所日
- ③ペットの名前
- ④動物の特徴（性別、体格、毛色、避妊去勢の有無、ワクチン接種の有無、犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など）

⑤迷子札の有無などその他飼育者を特定する情報

- ・ペット連れ避難者にペット飼育のための専用スペースを案内します。

他の支援団体等の情報収集・支援要請

- ・ペットを一時的に預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、適宜、ペット連れの避難者へ情報提供を行います。
- ・県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、情報班を通じて、市町村災害対策本部へ支援を要請します。

(9) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を整理し、物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営本部に提出します。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成し、随時実施していきます。ある程度の規模の避難所で大量の労力が必要な場合には、避難所担当職員、施設管理者、市町村災害対策本部と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

7 要配慮者支援班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) 要配慮者の支援

要配慮者の避難状況の把握

- ・市町村が作成した避難行動要支援者名簿等と避難者名簿を照合し、所在が確認できない場合は、市町村災害対策本部や在宅避難者組織と連携して、所在を確認します。

避難所における要配慮者名簿の作成とニーズの把握

- ・要配慮者は、支援を要する内容が一人一人異なります。それぞれの状況やニーズを把握するために、「避難所における要配慮者名簿【様式 17】」を作成します。
- ・要配慮者名簿には、氏名、性別、年齢、要配慮の内容等、個人情報が含まれるため、慎重に取り扱い、適正な情報管理を図ります。
- ・避難所で対応できないニーズについては、情報班を通じて、必要な支援を市町村災

害対策本部に報告し、対応を要請します。

要配慮者用の相談窓口の設置

- ・要配慮者からの相談に対応する相談窓口を設置します。
- ・女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど、配慮します。
- ・聴覚に障がいのある人や外国人に対しては、手話ボランティアや通訳ボランティア等の協力を仰ぎます。なお、手話ボランティアや通訳ボランティア等専門性を有するボランティアの確保については、ボランティア班と連携・調整のうえ、ボランティアセンター等へ派遣要請を行います（P57～P58を参照）。

避難所内への要配慮者スペースの設置・運営

- ・要介護高齢者、医療的ケアが必要な者、障がい者、乳幼児や妊産婦、感染症患者など、特別の配慮を要する避難者に対応するため、**要配慮者スペース**を設置します。
- ・要配慮者スペースは、避難所内の医務室の近くなどに設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、また、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。
- ・精神障がい者や知的障がい者など、他者とのコミュニケーションをとることが困難で集団生活が苦手な方について、気持ちを落ち着かせて避難生活を送れるよう、配慮します。
- ・要配慮者対応の食料、介護用品や福祉用具等必要な物資について、市町村災害対策本部に要望します。

拠点的な福祉避難所等への移送

- ・避難所内に寝たきりの高齢者や難病等を患う方などの要配慮者がいる場合は、社会福祉施設や病院への移送などについて、本人や家族の希望を聞き、情報班を通じて、市町村災害対策本部に一時入所などの手配を要請します。
- ・市町村が拠点的な福祉避難所等を設置した場合は、本人や家族の希望を聞いて、要配慮者の状態などに応じて、市町村災害対策本部に受入を要請します。

災害派遣福祉チームの活用等

- ・高齢者や障がい者などに対し、福祉専門職による応急支援などが必要な場合は、市町村災害対策本部を通じて「岩手県災害派遣福祉チーム」の派遣を要請します。
- ・チーム到着後は、活動に必要な情報を提供するなど、チームに協力します。

※岩手県災害派遣福祉チームの派遣：

市町村（災害対策本部）からの要請等により、岩手県災害福祉広域支援機構（本部長：岩手県知事）が派遣

(2) 女性・子どもの安心・安全の確保

女性・子どもの安心・安全の確保

- ・女性や子どもに対し、防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけを行うとともに、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で行かないなどの注意喚起を行います。
- ・暴力や性的暴力の被害に遭わないよう、また、子どもが危険箇所に入らないよう死角となる危険な場所を定期的な巡回により、警備します。巡回警備は、男女ペアで行うようにします。女性用トイレや女性用更衣室は女性が巡回します。
- ・女性相談員や女性専用相談窓口を設置します。
- ・外見では判断できない身体的問題（慢性疾患、障がいなど）を抱えている子どもがいることも留意し、声をかけるなどして、その把握に努めます。
- ・避難所生活の長期化に伴って、子どもたちへの対応として、勉強室・遊び場の確保、子どもの世話ができる人材の確保など、必要な支援を検討します。

(3) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難所の閉鎖が決まったら、施設の本来業務の再開に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小していきます。
- ・使用した備品や設備を片付け、要配慮者名簿など作成した資料等とともに、避難所運営本部に提出します。

8 ボランティア班の業務〈展開期～撤収期〉

(1) ボランティア派遣要請

ボランティアの派遣要請

- ・避難所の運営は、避難者による自主運営が基本ですが、必要に応じてボランティアの支援を要請します。
- ・要請に当たっては、支援を受けたいボランティアの分野、必要な人員数、期間等を見積り、運営本部会議で決定したうえで、要請します。
- ・ボランティアの派遣要請は、原則、ボランティアセンターへ行います【様式18】。

〈概ね展開期以降、必要となるボランティアの分野〉

清掃・防疫活動、炊き出し、物資輸送・仕分け、避難所内外の情報収集・広報資料作成

〈概ね安定期以降、必要となるボランティアの分野〉

介護福祉活動、手話・筆記・通訳

(2) ボランティアの受入

ボランティア受付窓口の設置

- ・ボランティア受付窓口を設置します。

ボランティアの受入

- ・不特定多数の出入りによる混乱を避け、避難所内の安全・安心を確保する観点から、原則としてボランティアはボランティアセンターを経由して派遣された人のみを受け入れます。
- ・ボランティア活動に参加される方への注意事項【資料4】を参考に、活動上の注意事項を確認します。
- ・ボランティアへの具体的な作業依頼をするため、該当する活動班へ案内します。

直接来所したボランティアへの対応

- ・避難所へ直接来所したボランティアについては、ボランティア受付窓口において、ボランティアセンターを案内します。

(3) 避難所閉鎖に向けた準備

避難所閉鎖に向けた準備

- ・避難者数の減少や避難所の集約・閉鎖に伴い、ボランティア支援の必要性が低くなった場合、ボランティア受付窓口は、ボランティアの撤収について、ボランティアセンターと協議します。

第5章

事前対策

第5章 事前対策

1 安全な避難のための予備知識（地域住民による事前対策）

（1）安全で安心な避難のために日常から知っておくべきこと

- ①地域で想定されている災害とその被害想定
- ②避難所の場所、避難経路、避難にかかる時間
- ③近所の要配慮者（高齢者・障がい者など）の居場所と移動能力及び移動手段
- ④地域の潜在能力（看護師など特殊な技術・免許を持っている人、駐車場や宿泊施設などスペースを持っている人や組織、バール・ツルハシなどの工具やトラックを持っている人、町の歴史を知っている人など）
- ⑤「災害伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」の使い方
- ⑥津波は何回も来ること（一時的に波が引いても海岸や川に出て行かないこと）
- ⑦警報が解除されるまで避難場所から動かないこと

（2）安全で安心な避難のために日常から工夫・心がけておくべきこと

- ①家具を固定しておくこと
- ②家屋の耐震性を確保しておくこと
- ③駐車違反をしないこと、通行の妨げになるようなものを道路に出さないこと
- ④地震により避難経路が塞がれてしまう可能性（ブロック塀や家屋の倒壊、崖などの崩壊）を排除しておくこと
- ⑤非常時の持ち出し用品、必需品を準備しておくこと
- ⑥避難時に適切な支援が受けられるよう、身体障がい者手帳やお薬手帳などの各種手帳の携帯や、病気や障がいなどの情報、服薬情報等を記載したメモを非常時持ち出し用品の中に入れておくこと（別表参照）。

（例） おねがいカード：

家族等の連絡先や自身に必要な支援等を記載したカード。
災害時等に備え、障がい者に「おねがいカード」への記入と携帯を呼びかけています。



- (例) ヘルプマーク・ヘルプカード：
外見からは配慮を必要とすることが分からない方が配慮を必要とすることを周囲に示すために携帯しています。
ヘルプマークの裏面や、ヘルプカードには、必要とする配慮などを記載する欄があります。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



〈適切かつ円滑な支援のために、避難の際に携帯を推奨する手帳・カード等〉

名称	対象者	交付目的、内容等	交付団体等	避難所での支援 (主なもの)
おねがいカード	障がい者	自分の情報や支援してもらいたい事柄を伝えるためのカード。災害時、適切な支援に繋げることを目的としている。	岩手県・岩手県社会福祉協議会	・カードに記載されている「手助けしてもらいたいこと」に対する支援
身体障がい者手帳	身体障がい者	身体障がい者が各種支援を受けやすくするために交付される手帳。氏名、住所、障害名、等級（1～6級）等が記載されている。	都道府県	・障がいの種類に応じた日常介護 ・補装具・日常生活用具の確保（白杖、T字杖つえ、ストーマ装具など）
療育手帳	知的障がい者	知的障がい者が各種支援を受けやすくするために交付される手帳。氏名、住所、等級（A・B）等が記載されている。	都道府県	・気持ちを落ち着かせるための生活環境の確保
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者	精神障がい者が各種支援を受けやすくするために交付される手帳。氏名、住所、等級（1～3級）等が記載されている。	都道府県	・気持ちを落ち着かせるための生活環境の確保
自立支援医療受給者証（精神通院）	精神障がい者	精神障がい者の通院医療費助成のために交付されるもの。		
小児慢性特定疾患児手帳	小児慢性特定疾患児	小児慢性特定疾患児に一貫した治療や指導、症状急変時の対応、関係者が症状を正しく理解し適切に対応が図られることを目的とした手帳。健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等が記載されている。	都道府県	・医療の確保（診察、服薬等） ・症状急変時の対応 ・緊急連絡先への連絡 ・かかりつけ医への連絡
小児慢性特定疾患医療受診券	医療費助成対象疾患の児童	小児慢性特定疾患児に対する医療費助成のために交付されるもの。		・受診手段の確保 ・衛生管理

名 称	対象者	交付目的、内容等	交付団体等	避難所での支援 (主なもの)
特定疾患 医療受給 者証	医療費助成 対象疾患の 難病患者	難病患者に対する医療費助成 のために交付されるもの。	都道府県	・症状に応じた医薬 品、医療器具、生活 環境等の確保
母子健康 手帳	妊娠の届出 をした者	健康診査や保健指導を受けた 際の記録、予防接種の摂取状況 が記録された手帳。妊娠期から 乳幼児期までの必要な情報が 記載されている。	市町村	・妊婦の健康状態、 安心・安全な出産の ための医療の確保 ・育児支援に係る生 活環境の確保 ・乳幼児の健康診 査、予防接種の確保
被爆者健 康手帳	原爆被爆者	原爆被爆者の健康状態が記録 された手帳。指定医療機関での 治療が無料で受けられる。	都道府県	・健康状態に応じた 医療の確保等
結核服薬 支援手帳	結核の治療 を受けてい る方	服薬している薬の記載と、毎日 の服薬状況をチェックするた めの手帳。	都道府県 ・保健所 設置市	・服薬している医薬 品の確保 ・服薬のチェック
お薬手帳	医療機関で 治療を受け ている者	使用している薬の名前・量・日 数・使用法、副作用歴、アレル ギーの有無、過去にかかった病 気、体調の変化などについて、 記載された手帳。	薬局	・服薬している医薬 品の確保
オストメ イトカー ド	オストメイ ト（ストー マ保有者）	使用しているストーマ装具の 種類や製造メーカー、サイズ等 が記載されている。	（公社）日 本オスト ミー協会 が作成・携 帯を推奨 している もの	・ストーマ装具の供 給支援
ヘルプ マーク・ ヘルプ カード	配慮を必 要とする ことが外 見から分 からない 方	外見から分からなくても配慮 を必要としている方が身に付 けています。マークの裏側や、 ヘルプカードに、必要とする 配慮等について記載していま す。	都 道 府 県、市町 村等	・マークの裏側や カードに記載され ている必要とする 配慮に関する配慮

- ⑦初期消火や断水時の生活用水のために風呂に水をためておくこと
- ⑧「わが家の安全メモ」を作り、家族全員の行動を申し合わせておくこと
- ⑨家族の連絡方法や一時避難場所を決めておくこと
- ⑩ペットを飼っている場合、同行避難の準備を整え、ケージ等の用品や当面の餌などのペット用品を準備しておくこと

2 避難所運営のための事前対策（市町村による事前対策）

（1）避難所の指定及び周知

- ・避難所として指定する施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、想定される災害に対して、安全が確保される施設で、できる限り生活面での物理的障壁が除去（バリアフリー化）された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とします。
- ・やむを得ず、災害が発生するおそれのある区域内に避難所を指定している場合には、必要な水害・土砂災害対策等を行います。
- ・災害時には、救護所、救援物資の集配拠点、遺体安置所、応援部隊の駐屯場所など、避難所以外にも確保すべき施設が多数必要となるので、それらについても事前指定しておき、当該施設は避難所にならないことを住民に周知する必要があります。
- ・市町村は、広報誌やホームページ、防災マップ、看板、訓練等を通じて、避難所の位置、避難方法、避難経路等を住民に周知します。

（2）避難所行政担当者の配置、避難所運営体制の整備

- ・市町村は、避難所ごとに災害時に派遣する避難所担当職員をあらかじめ決めておき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備します。また、体制の整備に当たっては、職員の家庭環境を考慮した上で、出来るだけ女性を含む多様な職員を配置します。
- ・市町村の防災関係部局、福祉関係部局、保健衛生関係部局などが中心となり、男女共同参画部局等の関係部局が協力して、避難所の開設、運営が円滑にできる体制をあらかじめ整備しておきます。
- ・避難者名簿の集計や避難所から市町村災害対策本部への避難者名簿等の渡し方についての仕組みをあらかじめ決めておきます。
- ・市町村は、他の地方公共団体等からの応援職員の受入調整等をする体制をあらかじめ整備し、応援職員に依頼することが可能な業務内容を決めておきます。

(3) 避難所運営組織の編成及び役割分担の明確化

- ・自主防災組織等や施設管理者の協力を得て、避難所ごとに避難所運営のため、個別のマニュアルを作成するなど、災害時の円滑な避難所運営を目指した取組を進めます。
- ・各避難所で避難所運営組織を編成し、施設管理者、自主防災組織（自治会、町内会等）、周辺事業所、ボランティア等と、避難所運営に係る事項を事前に協議するため、平時から避難所運営委員会（仮称）を設置し、避難所運営会議を開催するなど日頃からの協力関係を構築します。また、避難所運営に関する委員会及び会議には女性の参画を促進します。
- ・避難所開設・運営に必要な班構成を決定し、それぞれの役割を確認しておきます。
- ・在宅避難者への食料の配給方法、ルール、必要な情報の提供方法等を決めておきます。

(4) 避難所施設の鍵の保管等

- ・避難所施設の鍵について、誰が、どこの鍵を保管するのか、鍵の保管・管理方法など事前に決定しておきます。
- ・突発的に災害が発生し、緊急に避難所を開設する必要がある場合を想定し、避難所施設の鍵について、自主防災組織（自治会、町内会）及び避難所担当職員が保管しておきます。
- ・各避難所施設の鍵の保管場所等についての一覧表【様式 23】を作成しておきます。

(5) 避難所受入れスペースの確認

- ・避難所として利用する施設の施設管理者と、避難所として利用する範囲について、あらかじめ協議し、災害時における施設利用計画を策定します。
- ・避難所を運営するために、就寝場所のほか、避難所運営、救援活動、避難生活等のために必要なスペースを避難所内外で確保します。

(6) 物資の確保体制の整備（備蓄管理計画等）

- ・避難所には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、毛布、段ボール仕様等の簡易ベッド等の生活必需品を備蓄します。指定した避難所に備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料、飲料水、毛布等の生活必需品の供給計画を作成しておきます。
- ・避難所等への備蓄のほか、市町村において他の自治体との災害援助協定や事業者団体等との物資供給協定の締結等を図り、物資の確保体制を整備しておきます。
- ・食料の備蓄においては、高齢者や乳幼児、食物アレルギーの人など、特別な配慮を必要とする避難者に対応した食品のほか、炊き出しや弁当の提供等についても、備

蓄や協定の締結等により、準備しておきます。

- ・ 仮設トイレ（バリアフリーに対応したトイレを含む）、マスクや手指消毒液等についても、備蓄や協定の締結等により、準備しておきます。
- ・ 紙おむつ、ストーマ用装具等の介護用品、粉ミルク・哺乳ビンなどの乳幼児用品など、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦など特別な配慮を要する方のための用品や生理用品などの女性用品等の物資について、速やかに避難者へ届けられる仕組みを整えておくことが重要です。
- ・ 生活必需品等の品目については、地域、時期等により、様々なものが考えられるが、次のようなものを備蓄しておくことが望ましいです。

〈備蓄の品目例〉

- ア タオルケット、毛布、布団等の寝具
- イ 洋服上下、子ども服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- エ 石鹸、歯磨用品、トイレットペーパー、生理用品等の日用品
- オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
- カ 茶碗、皿、箸などの食器
- キ 給水用ポリタンク
- ク 保温シート、カイロ等の保温用品

- ・ 物資等の搬送体制の構築を図るとともに、物資等の集積基地の設置についても、あらかじめ検討し、決定しておきます。
- ・ 発災時から灯りのある生活及び通信環境を確保するため、避難所には、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機等及び衛星電話を設置しておくことが望まれます。
- ・ 避難所の運営管理や被災者個々の情報収集・伝達手段の確保等のため、各避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi等の通信・情報機器を確保する方法等をあらかじめ定めておきます。
- ・ 無線機や避難所の衛星電話の使用については、定期的に確認しておくとともに、避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能かを確認しておきます。
- ・ 避難所運営用の事務用品等を保管しておきます。

〈避難所運営事務用品等の例〉

事務用品	ボールペン、カッター、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画びょう、コピー用紙、模造紙、電卓 等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、石けん、洗剤、ゴム手袋、軍手等
その他	自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器 マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の燃料 等

(7) 福祉避難所の整備・指定

- ・要配慮者（一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者など）が、状態に応じて安心して避難生活ができるよう、専門的な知識を有する者（生活相談職員）の配置、施設のバリアフリー化、介護等に必要な物資等の配置など、特別の配慮をした「福祉避難所」を整備・指定しておきます。

なお、指定にあたっては、市町村施設のほか特別支援学校や民間の福祉施設等の活用を図り、当該施設等を有する事業者と協定を締結するものとし、福祉避難所の量的な確保に努めます。

- ・福祉避難所を指定したときは、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、その施設の情報（施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、分かりやすいパンフレット等を作成したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知します。
- ・災対法第 49 条の 14 に基づく個別避難計画等により、避難する要配慮者が想定されている福祉避難所等においては、あらかじめ必要な受入準備を検討します。併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築します。
- ・希望する要配慮者全員を、福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の作成時に検討します。

(8) 避難所運営シミュレーションの実施

- ・避難所担当職員は、日頃から施設管理者と、避難所開設時の対応方法について協議し、感染症対策を含めた開設訓練を行います。
- ・自主防災組織等地域住民や地域の赤十字奉仕団をはじめとするボランティア団体、避難所となる施設と連携して、地域ぐるみで、感染症対策を含めた避難所の開設・運営の訓練を積んでおくことが大切です。
- ・避難所とはどんなところなのか、避難所運営に当たっての行政、施設管理者、地域住民の役割をお互いに理解し、確認し合うため、避難所運営に関する研修会（ワークショップ等）を実施することも効果的です。
- ・避難所の開設・運営訓練や研修会などの機会を通じて、避難所開設時に必要となる関係機関連絡先一覧表（市町村災害対策本部、警察・消防、病院、ライフライン等）や避難所生活ルールについて、予め準備しておくことにより、災害時の円滑な避難所開設・運営につながります。

(9) 避難所運営事例（東日本大震災津波における避難者支援活動状況資料から）

○膨大な避難者の発生

- ・計画以上に、多くの場所が避難所として使用された。多くの避難所に、市職員を配置することができなかった（人員不足）。
- ・収容人数をはるかに超える避難者で、座る場所もないほどあふれ、混雑がしばらく続いたため、避難者1人1人について、調査・把握ができなかった。避難所として受け入れられるだけの体制が整っていなかった。



○多様な避難者が同一避難所に入所

- ・余震を心配して避難してきた住民やライフラインが途絶したため避難してきた住民（自宅で生活可）と、津波によって自宅が流された住民が、同じ避難場所に入ることになってしまったため、対応が困難となった。
- ・災害発生直後は、高齢者や障がい者などの特別な介護が必要な住民も、健常者と同じ避難所に収容された。
- ・発災初日から数日は市民だけでなく、出張等で足止めとなった方、ホテルから出された方、沿岸被災地に帰れず留まった方、逆に沿岸からの避難途中の方など多様な避難者が集まり、一人ひとり聞き取り・支援をするための時間を要した。
- ・家族はテントで仕切ったが、単身者は雑魚寝状態でプライバシーが守れなかった。夜間不眠を訴える人もあった。また集団生活が苦手な障がい者の方が入るとまわりの人から苦情が出たが、部屋が限られており、部屋を分けることもできず我慢してもらった。
- ・避難所設置の判断、対象者、運営等について、日頃から確認されていないことから、医療を必要とする者とそうでない者の2者が同じ避難所に入所することとなった。
- ・避難指示がある世帯ではなく、「夜、一人でいるのが不安」などを訴え、日中自宅に戻り夜間のみ避難所を利用する方もあり、個別の相談対応を行った。

- ・避難所では3食食事の提供があるが、自宅に戻ると自分で食事の準備をしなければならないので、帰るのを渋る人がいた。

- ・連絡せず外出する人がいて、食事の準備など管理に支障がでた。

○情報収集、情報共有が困難

- ・避難所への情報伝達が確立しておらず、配置職員も情報が得られない状況が続いた。

- ・電話が不通となったため、市と避難所との情報共有が困難だった。

- ・地震直後の情報把握ができず、順次入る避難所設置に見合う職員確保が困難だった。

○避難者名簿の作成、管理

- ・避難者名簿を作成した後、日々変わる避難者を把握するも集中管理する部署がなく有効活用ができなかった。

- ・避難者名簿や移動記録が作成され、安否確認に役立った。

○避難所運営方法が不明確

- ・避難所の運営は、誰が主体となっていくのか、その方針が曖昧であった。

- ・避難所運営が市職員及び他市町村からの応援職員に任せきりになっていた。

- ・食料、水などの物資を全て職員が運ぶ形をとっていたために、避難所というよりも宿泊施設のようにってしまった。

○避難者による避難所運営

- ・地震発生翌日に避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の代表者とともに、「避難所の過ごし方」を作成し、自主的な運営を図り、避難所担当職員の役割は、助言・指導等及び緊急時の対応とした。

○地域差のあった避難者による避難所運営

- ・規模の大きい避難所では、避難所運営に対する避難者の協力を得にくいところもあった。

- ・避難所生活が長期化することにより、食事担当者の負担が増大し、食事を作る意欲が低下した。食事を作ることを拒否し、個々に食事を用意することにした避難所もあった。

○避難所の集約に対する反発

- ・避難所の集約計画に対して避難者の反発が大きかった。

○食料・物資の不足

- ・食料の備蓄がなかった。被災直後は、各避難所がそれぞれで食料の確保や寒さ対策

などについて、独自に対応せざるを得なかった。

- 被災直後は、ストーブや毛布が不足した。
- 津波の被害があった家庭では、粉ミルクや紙おむつの買い置きも流出し、避難所へ行っても備蓄はなかった。近くの保育所や近所の乳幼児のいる家庭より粉ミルクを少しずつ分けてもらい、薄めて哺乳を行なった。紙オムツもクッキングペーパーを切って、現在使用しているオムツに当てて使用したりと工夫して支援物資が届くまで生活した。支援物資が届くまで待てない母子は、母親や父親の実家や親戚宅へ避難した。

第6章

避難所運営において配慮すべき点

第6章 避難所運営において配慮すべき点

避難所には、多種多様な方が訪れます。避難所運営にあたっては、特に要配慮者、女性、性的マイノリティ（LGBT等）、子どもに対し、十分配慮した避難所運営となるよう、想定をしておく必要があります。

要配慮者は、要介護高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等の特に配慮を必要とする人々です。新しい環境への適応能力が十分でないため、避難所での生活など、災害による住環境の変化への対応に困難を来しますが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば、自立した生活を送ることが可能となります。

多種多様な避難者に配慮した避難所運営ができるよう、避難所運営本部には、女性や障がい者を必ず入れ、要配慮者や女性の声が届く仕組みをつくる必要があります。

以下では、避難所運営において、避難所担当職員、避難者がともに配慮すべき点について、記載します。

1 男女共同参画の視点による配慮

東日本大震災津波では、避難所運営の様々な場面で、男女共同参画の視点が不十分であったことが報告がされています。避難所のリーダーに女性が少なかったため、女性が必要とする物資の要望を出しにくく、また、女性用の物資（女性用下着、生理用品等）が届いても、男性が配布していたため、もらいにくいという状況があり、女性の要望に応じた物資の供給ができなかったという事例が報告されています。また、避難所に授乳や着替えの場所、女性専用の物干し場がなく、プライバシーが確保されなかったことや、固定的な性別役割分担意識から、当然のように女性が食事準備や清掃等を割り振られたなどの事例も報告されています。

男女共同参画の視点に配慮した避難所運営が求められます。

- ・避難所運営本部の構成員に女性を複数名入れ、女性の意見が反映されるようにします。少なくとも3割以上が女性となることが望ましいです。
- ・避難所で生活のルール作りを行う際には、女性の意見を反映します。
- ・女性特有のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。
- ・女性用の物資を女性担当者から配布したり、女性トイレや女性専用スペースに常備するなど、配布方法を工夫します。
- ・居住スペースの間仕切り、男女別の更衣室・授乳室・トイレ・洗濯物干し場・相談窓口等を設置し、プライバシーや安全に配慮した空間配置とします。トイレ・更衣室・風呂は昼夜問わず安心して利用できる場所を選び、照明をつけるなど、安全に配慮します。

- ・防犯ブザーの配布、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力禁止のポスター掲示など、安全・安心の確保を徹底します。
- ・行政や各種団体と連携し、セクシュアルハラスメントや性的暴力などに関する相談が安心してできる体制を作り、その周知を徹底します。
- ・避難者の中には、DVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿に個人情報の開示・非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底します。
- ・性的指向・性自認の多様性も念頭において、相談や支援等を実施する際のプライバシーに配慮します。

2 介護・介助が必要な高齢者への配慮

東日本大震災津波では、被害の甚大さから、避難所は収容人数をはるかに超える避難者であふれ、認知症や身体的支援が必要な高齢者と健常者が同じ避難所に入らざるを得ない状況となりました。そのような中、避難所の環境の悪さ等により、心身の機能が低下したり、健康状態が悪化する高齢者がいたとの事例も報告されています。

高齢者に配慮した避難所運営が求められます。

- ・介助・介護者の有無を確認し、必要に応じ、専門知識を持った医師・看護師・ヘルパー等の派遣や、福祉避難所・医療機関等への移送を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・高齢者のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。要介護状態の方や認知症の方、ひとり暮らし高齢者など様々な方がおり、ニーズも異なるため、それに応じた配慮が必要となります。
- ・身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋等を割り当てることで、気兼ねなく介助・介護できるよう配慮します。
- ・介護を要する方のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切り等をあらかじめ準備しておくなどの方法もあります。
- ・避難所での生活行動に支障をきたす場合は、段差を解消するための工夫や移動に支障がでないような工夫や配慮が必要です。
- ・過剰な支援とならないよう自立を基本とし、一般高齢者は要介護・要支援の状態にならないよう、定期的な運動を行うことや避難所運営で役割を持ち、要介護高齢者は介護状態が悪化しないよう、生活を送ってもらうことが必要です。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに、また、対応方法等を周知することで、高齢者本人が精神的に安定し、介護している方の負担軽減につながることもあります。

〈支援が必要と思われる高齢者の主な特徴とニーズ〉

区分	特徴	災害時のニーズ
ひとり暮らし 高齢者等	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
要介護高齢者 (寝たきり)	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで、他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	安否確認、生活状況の確認が必要となる。避難する際は、車椅子等の補助器具が必要なことがある。
認知症高齢者	記憶が抜け落ちていたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	安否確認、状況把握、避難誘導などの援助が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
支援を必要とする 高齢者	紙おむつなどの介護用品、衛生用品、毛布、ポータブルトイレ、嚥下しやすく温かい食事、車椅子、避難用のひも、ロープ、担架 等	こころのケア、日常介護（食事、用便、入浴、着替え、投薬等）、移動介助、避難介助、感染症対策

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

3 障がい者への配慮

東日本大震災津波では、被害の甚大さから、避難所は収容人数をはるかに超える避難者であふれ、特別な支援や配慮を要する障がい者も健常者と同じ避難所に入らざるを得ない状況となりました。避難所では、障がい者に必要な補装具（補聴器、車椅子等）や日常生活用具（ストーマ用装具等）、ポータブルトイレ等がないために、生活に支障を来す方や、障がいへの理解が得られないために、肩身の狭い思いをした方がいたとの報告もなされています。

障がい者に配慮した避難所運営が求められます。

- ・介助・介護者の有無を確認し、必要に応じ、専門知識を持った医師・看護師・ホームヘルパー等の派遣や、福祉避難所・医療機関等への移送を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・障がい者及びその家族のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。障がいの

種類と程度によって、ニーズが異なるため、それに応じた配慮が必要となります。

- ・身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋等を割り当てることで、気兼ねなく介助・介護できるよう配慮します。
- ・精神障がいの方や発達障がいの方など、集団生活が苦手な障がいの者のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切り等をあらかじめ準備しておくなどの方法もあります。
- ・バリアフリー化されていないことにより生活行動に支障が出る方に配慮し、段差を解消するための工夫や移動に支障が出にくくなるための配慮が必要です。
- ・避難者の中に「おねがいカード」「ヘルプカード」等を所持している方がいますので、提示を求め、支援内容等を確認します。また、「おねがいカード」等を所持していない方のために、あらかじめ避難所にカードを備え置くなど、配慮します。
- ・避難所において情報提供を行う際には、視覚障がい者に対しては音声、点字・拡大文字等、聴覚障がい者に対しては広報紙などの文字情報、盲ろう者に対しては指点字、手書き文字等や盲ろう者通訳・介助員による支援、知的障がい者に対してはルビ付き広報紙、わかりやすい短い言葉や文字の利用、絵や写真の提示等によるなど、提供方法を工夫します。
- ・精神障がいのある方や発達障がいのある方は、健常な方と変わりなく見えることが多く、必要な支援が届きにくい状況があり、また、一般の方の障がいに対する理解も十分ではないことから、こうした点も十分に配慮し、必要な支援を行います。
- ・行動に支障がない方に対しては役割を持たせ、避難所運営にかかわってもらいます。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに、共助の考えに基づき、配慮します。

〈障がいの主な特徴とニーズ〉

区 分	特 徴	災害時のニーズ
視覚障がい	視覚による覚知が不可能な場合や置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	音声による情報伝達や状況把握が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況把握が必要となる。
言語障がい	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	手話、筆談等によって、状況を把握することが必要となる。
肢体不自由	体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	歩行の補助や車椅子等の補助器具が必要となる。

区 分	特 徴	災害時のニーズ
内部障がい	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。継続治療できなくなる傾向がある。透析治療のための集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障がい	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障がい	多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある。自ら薬の種類を把握しておくことが必要となる。
発達障がい	一般の人と変わりなく見えることが多いが、社会的関係の形成や学業等に支障がある。避難の必要性を理解できない場合や大きな音でパニックになる場合もある。	状況に応じて、体育館等の広い場所ではなく、教室などの場所への誘導や生活への配慮など個別の支援が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

※発達障がいについては、ガイドラインには含まれていない。

※盲ろう者など重複障がい者については、重複する障がいに応じた特徴とニーズに配慮する。

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者		必要な器具・物資等	必要な技術
共通するもの		水（お湯）	こころのケア
身体面の支援を要する人	身体に障がいのある人	杖、歩行器、車椅子、バリアフリーの避難所・トイレ、避難用のひも・ロープ、担架 等	障がいに応じた日常介護、（食事、用便、入浴、着替え等）、トイレ等への移動介助、避難介助
	病弱者、内部障がいのある人など	日頃服用している薬、使用している補装具、日常生活用具（ストーマ用装具、たん吸引器等）	必要とする医療や薬剤等の判断、災害時に代替する医療機関の紹介（人工透析、薬物療法、導尿、洗腸等）、移動手段（搬送）の提供
情報面での支援等を要する人	視覚障がいのある人	白杖、点字器、ラジオ、携帯電話	音声による情報伝達、歩行介助、避難介助
	聴覚、音声、言語障がいのある人	補聴器及び補聴器用の電池（聴覚障がいの場合のみ）、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、救助を求めるための笛・ブザー、携帯電話、ファックス	手話、筆談、広報紙等文字による情報伝達
	知的障がいのある人	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証	災害発生後に落ち着かせること、周囲の理解、ルビ付き広報紙等による情報伝達
	精神障がいのある人	必要とする薬剤等、症状に応じ自宅住所や連絡先の書かれた身分証	災害発生後に落ち着かせるなど適切な処置、周囲の理解
	発達障がいのある人	間仕切り、携帯電話、住所や連絡先の書かれた身分証	災害発生後に落ち着かせるなど適切な処置、周囲の理解、生活への配慮

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

※発達障がいについては、ガイドラインには含まれていない。

※盲ろう者など重複障がい者については、重複する障がいに応じた支援が必要となる。

4 難病、慢性疾患等を持つ方への配慮

東日本大震災津波では、被害の甚大さから、避難所は収容人数をはるかに超える避難者であふれ、医療を必要とする者も健常者も同じ避難所に入らざるを得ない状況となりました。その一方で、人工透析患者の避難所として、市の保健施設が開放されたなどの報告もなされています。

また、市町村において要支援者のリストアップはできていたものの、どのように支援すべきかの判断に苦慮したことや、在宅酸素患者や人工透析患者の対応について、住民の要望を受けてから問題の重大さを知り、対応が後手となったこと、避難所に医薬品の備蓄がなく、避難者自身もどういった治療を受けているか把握していない方が多く、対応に苦慮したなどの報告もなされています。

難病、慢性疾患等を持つ方に配慮した避難所運営が求められます。

- ・ 介助・介護者の有無を確認し、必要に応じ、専門知識を持った医師・看護師・ホームヘルパー等の派遣や、医療機関等への移送などの受診支援を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・ 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備する必要があります。
- ・ 人工透析を必要とする慢性腎不全、インシュリンを必要とする糖尿病等の方は、治療の継続が必須であるため、医療機関の情報提供について、配慮する必要があります。
- ・ 高血圧、喘息、てんかん、統合失調症等の慢性疾患の方は、治療中断による病気悪化のおそれがあるので、医師、保健師、看護師等への相談が必要です。
- ・ 難病、慢性疾患の中には、治療の継続と日々の食事の栄養管理が必要な病気があります。処方薬を内服しているか、栄養管理が継続できているかを確認し、必要な治療が継続できるよう、主治医、保健師、看護師等への相談が必要です。家族と離れた場合に備え、処方薬と栄養管理の内容が書かれたメモを準備しておく等の工夫が必要です。
- ・ 難病、慢性疾患の方と家族のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。
- ・ アトピー性皮膚炎の方に対しては、悪化を避けるために、仮設風呂・シャワーを優先的に使用させるなどの配慮をします。
- ・ 喘息など呼吸器疾患を持つ方に対しては、悪化を避けるために、避難所内でほこりの少ない場所に避難スペースを設けるなどの配慮をします。
- ・ 身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋等を割り当てることで、気兼ねなく介助・介護できるよう配慮します。
- ・ 介護を要する方のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切り等をあらかじめ準備しておくなどの方法もあります。
- ・ バリアフリー化されていないことにより生活行動に支障が出る方に配慮し、段差を解

- 消するための工夫や移動に支障が出にくくなるための配慮が必要です。
- ・行動に支障がない方に対しては、役割を持たせ、避難所運営にかかわってもらいます。
 - ・周囲に対して理解を求めるとともに、共助の考えに基づき、配慮します。

5 妊産婦・乳幼児への配慮

災害により受けたストレスや特殊な生活環境は、母子に様々な影響をもたらす可能性があります。災害時には、妊婦は流産・早産のほか、蛋白尿や体重増加、血圧上昇、むくみなどの妊婦高血圧症候群、産婦は乳腺炎や膀胱炎、乳幼児は免疫や抵抗力が弱く、感染症にかかりやすいなど、一般の人に比べて健康リスクが高くなります。

妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営が求められます。

- ・妊産婦や乳幼児に対しては、清潔、保温、栄養をはじめとする健康面への配慮や心身の状態の変化に対応できるよう、その状態を把握します。必要に応じ、専門知識を持った医師や保健師、助産師、管理栄養士等の専門職やボランティア等の派遣や、医療機関等への移送を市町村災害対策本部へ依頼します。
- ・栄養の確保と健康維持のため、食事や保温等の生活面での配慮が必要です。妊産婦や乳幼児は、それぞれの時期や月齢等によっても差があることから、保健師による健康相談を行ったり、医師会等の専門職団体と連携して対応することが必要です。
- ・産前産後の母親の心の変化、子どもの心や行動の変化に気を配ることが必要です。
- ・物資等の要望にあたっては、粉ミルク、哺乳瓶、消毒薬など妊産婦や乳幼児のニーズに配慮し、意見を取り入れます。
- ・妊産婦等の休養スペースや授乳スペースを設置するなど、妊産婦や乳幼児のプライバシーを確保します。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに、共助の考えに基づき、配慮します。

〈妊産婦・乳幼児等の主な特徴とニーズ〉

区分	特徴	災害時のニーズ
妊産婦	自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等や、車などの移動手段が必要となる。
乳幼児、児童	年齢が低いほど、養護が必要である。	緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
乳幼児のいる家庭	紙おむつ、哺乳ビン、粉ミルク、液体ミルク、お湯、ミネラルウォーター、離乳食、皿・スプーン、衛生用品など	こころのケア、乳幼児の世話、感染症対策

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

6 子どもへの配慮

大規模災害においては、子どもも大きな精神的ショックを受けており、ヘルスケアとともに、メンタルケアをしていく必要があります。災害により受けたストレスや特殊な生活環境は、様々な影響をもたらす可能性があり、子どもの心や行動の変化に気を配ることが必要です。

- ・小学生未満の子どもは、外遊び、読み聞かせ、昼寝、おやつなど、普段の生活リズムを保てるよう場所を確保するよう努めます。
- ・小学生以上においては、勉強する時間、遊ぶ時間等の時間割りを作り、生活リズムを整えます。
- ・中学生や高校生においては、勉強や遊びだけでなく、避難所での役割を持つことや自宅の復旧作業等の手伝いなど、できることを考えて行動できるよう支援します。
- ・子どもへの暴力や性的暴力等が発生する可能性があることも考慮し、集団での行動を基本とするよう、子どもたちへ周知徹底することが大切です。暴力や性的暴力等の被害に遭わせないよう、死角となる危険な場所を大人が定期的な巡回により防犯警備をします。
- ・子どもに対して、防犯ベル等を持ち歩くなど、防犯意識を高めるよう指導するとともに、常に集団行動するよう周知徹底します。

7 外国人への配慮

地域で生活している外国人の中には、日本語を理解できない人やその土地の地理や事情に不慣れな人がいます。外国人観光客の場合には、地域とのつながりが薄く、地震等の災害の経験がない方もいます。

災害情報等は、日本語での放送が多く、日本語を理解できない外国人にとって、必要な情報を得ることが困難となります。このため、通訳ボランティアの派遣要請等において、通訳ボランティアバンク等を持つ国際交流協会等との連携が必要不可欠となります。

また、外国人観光客に対応するため、平常時から、市町村は、県、観光協会、ホテル・旅館等の経営者、旅行業者等と、災害が発生した際の支援体制を構築しておくことが望まれます。

- ・外国人が必要とする情報を入手しやすいよう、国際交流協会等の多言語で情報提供している窓口やホームページ、各国大使館、入国管理局などの情報について、市町村災害対策本部を通じて収集し、外国人へ提供するなど、配慮します。
- ・避難者の母国語に対応できる通訳ボランティア等の派遣について、市町村災害対策本部を通じて依頼をします。
- ・「災害時多言語表示シート」や「やさしい日本語」を活用します。

※災害時多言語表示シート（サンプル版）：下記 URL を参照

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/sheet.html>

- ・物資やボランティアの要望について、外国人の意見も収集できる仕組みを整えます。
- ・避難所の基本的なルールは、外国人にも適用しますが、食事・宗教・文化等の違いがあることに十分な配慮が必要です。
- ・場合によっては、避難所の移動等があることを伝えるとともに、避難所運営にも協力するよう要請します。
- ・周囲に対して理解を求めるとともに共助の考えに基づき、配慮します。

〈外国人の主な特徴とニーズ〉

区 分	特 徴	災害時のニーズ
外国人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。母国語による情報提供や相談が必要となる。

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

〈支援のために必要な物資等と技術（例）〉

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
外国人	災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード、多言語辞書等	こころのケア、災害や緊急時の専門用語も含めた通訳・翻訳

※参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

市町村避難所運営マニュアル作成モデル

発行

平成 26 年 3 月

(令和 4 年 6 月改定)

企画・編集

岩手県復興防災部復興くらし再建課

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した
避難所運営ガイドライン

令和2年7月

(令和5年1月改定)

岩 手 県

はじめに

本県では、これまで東日本大震災津波をはじめ、平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号と大きな災害に見まわれ、その避難所の運営に当たっては、インフルエンザや風邪、感染性胃腸炎等の感染対策を講じてきましたが、現在、日本国内において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害時の避難所内での感染拡大を防止するためには、一層感染対策に万全を期することが重要となっています。

こうした状況の中、災害時の避難所における感染リスクを下げるため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、適正な避難所運営を行うこと、また、あらかじめ避難所におけるマスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドなどの感染症対策等に必要な物資を確保しておくなど、その運営に向けた事前準備を進めることが必要となっています。

このため、県では、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所運営における具体的な対応策等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を作成しました。

なお、避難所運営に際して通常必要な注意事項は、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（平成 26 年 3 月（令和 4 年 6 月改定）、岩手県）」に列記されておりますので、併せてお読みいただくことをお勧めします。

各市町村においては、地域や避難所となる施設の実情を十分考慮し、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営やマニュアル等の作成の参考とするようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を、適切かつ円滑に行うための体制を事前に整備するよう併せてお願いいたします。

目 次

<u>第1章 避難者受入れの基本的考え方</u>	1
<u>第2章 事前準備</u>	
1 避難所における過密状態の防止等	
(1) 可能な限り多くの避難所の開設	2
(2) 避難所スペースの利用方法等の検討	2
2 適切な避難行動に関する住民周知	
(1) 避難場所及び避難所の周知	2
(2) 親戚や知人宅等への避難の検討	3
(3) その他の避難	3
(4) 避難所への持参を求める衛生物資等	3
3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄	3
4 避難所運営訓練の実施	4
<u>第3章 避難所の開設</u>	
1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け	5
2 避難所の滞在スペースのレイアウト等	
(1) 一般避難者	5
ア 養生テープ等による区画表示の場合	5
イ パーティションと段ボールベッド設置の場合	5
ウ テント設置の場合	6
(2) 要配慮者	6
(3) 発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者	6
<u>第4章 避難所の運営</u>	
1 定期的な換気	6
2 共同空間における衛生環境の確保	
(1) 共同生活のルール	6
(2) 衛生環境の確保	7
(3) ゴミ処理	7
3 食事・物資の配付	7
4 健康状態の確認及び保健指導	
(1) 健康状態の確認	7
(2) 保健指導	8
5 在宅避難者や車両避難への支援	8
6 避難所閉鎖に当たっての対応	8
<u>第5章 その他</u>	8

第1章 避難者受入れの基本的考え方

新型コロナウイルス感染症の流行で、災害時の避難所における集団感染が懸念される中、被災者がためらうことなく避難していただくため、より多くの避難所の開設や衛生環境の確保など、避難所内における徹底した感染防止対策が求められている。

感染力が強く、比較的重症化リスクの低いオミクロン株の感染拡大により、自宅療養者が急増している現状を踏まえた県の基本的な考え方は下表のとおり。

区 分	基本的な対応
自宅療養者 (無症状病原体保有者・ 軽症者)	自宅療養者専用スペースに受入※1。 毎日の健康観察を行っていく中で、症状が悪化した場合は、速やかに最寄りの保健所又はいわて健康フォローアップセンターへ対応について協議する。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
濃厚接触者 (待機期間中の者)	濃厚接触者専用スペースに受入※1。 毎日の健康観察を行っていく中で、症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
発熱者等 (発熱・咳等の症状が見られる体調不良者で、感染の疑いがある者)	発熱者等専用スペースに受入※1。 必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
要配慮者 (感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等)	要配慮者専用スペースに受入。 状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。
上記以外の一般避難者	一般避難者用スペースに受入。

※1 濃厚接触者、発熱者等及び自宅療養者の受入に当たっては、運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーはスタッフ全員に、人権への配慮とプライバシーの保護を徹底させる。

市町村と保健所の自宅療養者に係る情報共有は、平常時には人数情報のみを必要に応じて共有し、台風接近等に伴い災害発生の恐れがある場合や地震等の予知できない災害が発生した場合には、本人の同意が得られた部分について、必要に応じて共有する。

ただし、保健所から提供できる自宅療養者の情報は発生届が出されているものに限る。

※2 「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」として国に承認されたものを使用すること。「研究用」は使用しないこと。承認状況は厚生労働省のHPで確認する。

第2章 事前準備

1 避難所における過密状態の防止等

避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染にも注意が必要であるため、感染拡大防止策の徹底が極めて重要。

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所として開設可能な公共施設等の活用について十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討する。

なお、ホテル・旅館等の活用にあっては、優先的に避難する者（介護・介助が必要な高齢者、障がい者、基礎疾患を有する者、妊産婦・乳幼児、外国人等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成することが望ましい。

(2) 避難所スペースの利用方法等の検討

学校を避難所としている場合は、体育館以外の教室等の活用を検討し、施設管理者と調整する。

避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難者にとって十分なスペースを確保した上で、避難所内の動線を一方通行とする分け方や、清潔な領域（一般区域）とウイルスによる汚染が懸念される（専用区域）のゾーニングを適切に行い、避難所施設利用計画図に色分けするなど、分かりやすく表示する。

また、動線計画を含めた施設の利用計画や感染症対策等の実施状況について、専門家に確認を要請する。

2 適切な避難行動に関する住民周知

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人はマスクを着用するなどの感染防止対策を行った上で、市町村から出される避難情報（警戒レベル）を基に早期に避難することが原則であるが、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合、避難所に行く必要はない（「別紙10」参照）。

また、豪雨時の屋外移動は車も含め危険であり、やむを得ず車で移動する場合は、浸水や土砂災害等、周囲の状況等を十分確認するなど、命を守るための最善の行動をとっていただくよう、事前に広報等で広く住民に周知することが重要。

(1) 避難場所及び避難所の周知

従来の災害の種類に応じた避難場所や避難所のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに開設することとした避難所について住民に周知する。

(2) 親戚や知人宅等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、安全な場所に位置する親戚や知人宅等への避難の検討を促す。

(3) その他の避難

事情により「在宅避難」や「車両避難」を選択する場合にあつては、事前にハザードマップ等により、住居地域・駐車場等々の災害リスクを確認することや、避難生活における熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）のリスクなどについても周知を図る。

(4) 避難所への持参を求める衛生物資等

マスク、ハンドソープ（石鹸）、消毒液、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生用品、常備薬、着替え、上履き（スリッパ等）、ビニール袋（ゴミ、外履き保管用）、筆記用具等の持参について周知を図る。

3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄（「別紙1及び5」を参照）

従来からの備蓄物資等に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資等について、避難所の収容人数に応じて備蓄を進める。

なお、大規模災害等が発生した場合等には、国及び県が保有する物資それぞれを積極的に融通し、被災地避難所、医療機関等、社会福祉施設等に配布する。

物資の備蓄状況については、随時「物資調達・輸送調整等支援システム」に最新情報を入力する。

区 分	必要な物資・衛生資材等
避難者用	マスク、消毒液、体温計、ゴミ袋、間仕切り（パーティション・簡易テント）、段ボールベッド（簡易ベッド） など
避難所運営スタッフ用	マスク、消毒液、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン（レインウェア）、アクリル板（ビニールシート）、使い捨て手袋 など
その他運営に係る資材	非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル（ペーパータオル）、ハンドソープ（石鹸）、アルコール消毒液（手指消毒用）、次亜塩素酸ナトリウム（設備・物品消毒用）、スプレー容器、養生テープ、ゴミ袋、蓋付きゴミ箱、換気設備（扇風機等）、仮設トイレ（簡易トイレ）、清掃用具・洗剤一式 など

※ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援
「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について」情報共有及び避難所におけ

る対応の経費－（令和3年2月19日内閣府事務連絡）」を参照のこと。

I 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

i 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。

また、例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事のほか、避難所において行う健康維持に資する活動に関する事業など物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金を活用することが可能であること。

ii 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

iii 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

II 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。

III 緊急防災・減債事業債

指定緊急避難場所や指定避難所に指定されている施設における新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、令和3年度より換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減債事業債の対象とされたこと。

4 避難所運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、運営手順、必要備蓄材の検討等、訓練を通して様々な課題等を抽出するために有効であり、地域住民や施設管理者等も含め、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について（令和3年6月16日付け府政防第733号、消防災第83号、健感発0616第1号、環自総発第2106141号）」を参考としつつ積極的に実施する。

第3章 避難所の開設

1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け（「別紙2及び3」を参照）

受付は、スタッフの防護（ビニール等の間仕切り、ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、あらかじめ①一般の避難者、②感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等の要配慮者、③発熱者等、④濃厚接触者、⑤自宅療養者の5つに分けて設置し、検温及び問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）、避難者名簿（各市町村が定める様式）の提出を済ませ、②③④⑤の避難者は個室等の専用スペース（③④⑤の避難者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペース、専用のトイレ等、①一般避難者及び②要配慮者とは必ず区分する。）へ誘導する。

なお、受付時の混雑を避けるため、問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）及び避難者名簿（各市町村が定める様式）をホームページに掲載するなど、住民が事前に入手・記入の上、避難所に持参できるよう促すことも一案である。

2 避難所の滞在スペースのレイアウト等（「別紙4」を参照）

通路の幅は2m（最低で1m）以上とし、できる限り通路は一方通行とする。

(1) 一般避難者（健康な方）

養生テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの区画に滞在しているか容易に分かるように管理する。

なお、感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

ア 養生テープ等による区画表示の場合

基本、一家族（世帯）が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整（目安としては、スフィア基準の「一人当たり3.5㎡」を確保）し、家族（世帯）間の距離を前後左右2m（最低で1m）以上の間隔を取る。

イ パーティションと段ボールベッド設置の場合

パーティションは、プライバシーの保護及び飛沫感染対策上、少なくとも段ボールベッドに腰かけた状態で、口元より高い位置まで覆うものが望ましい。

なお、パーティションにより隣と仕切られていることから、隣との間隔を取る必要はない。

※ 段ボールベッドは、寝起きの際に床付近に多いほこりやウイルスを避けられるほか、体を起こしやすいことから、エコノミー症候群や寝たきりの予防につながる効果が確認されている。

ウ テント設置の場合

複数のテントの設置に当たっては、構造上、隣と完全に仕切られている場合は、隣との間隔を取る必要はないが、隣同士接した面に通気口などの空気の出入り口がないか留意する必要がある。

テントは、飛沫感染対策上、屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な場合は取り外す。

(2) 要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）

学校等大規模な避難所の場合、教室等の活用が考えられるが、小規模な避難所の場合、パーティション等で専用スペースを確保する。状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への移送を手配する。

(3) 発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者

敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合、動線を分け専用階段と専用の滞在スペース、専用のトイレ等(1)一般避難者及び(2)要配慮者とは必ず区分する。

また、避難所運営スタッフは担当を専用ゾーンで分け、その他のスタッフは専用ゾーンに立ち入らないようにする。

健康観察を行っていく中で、発熱者等及び濃厚接触者に症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを求め、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

第4章 避難所の運営

1 定期的な換気

- ・ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・ 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

2 共同空間における衛生環境の確保

(1) 共同生活のルール

- ・ 全ての人人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2m（最低で1m）空けることを意識して過ごす。

- ・ 通行者同士がすれ違わないよう、できる限り通路は一方通行とし、可能であれば入口と出口を分けることが望ましい。
- ・ トイレは、利用者を決め、決められたトイレを使うことが望ましく、便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。（「別紙8-2」を参照）
- ・ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底する。
- ・ 受付、掲示板、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、それぞれ密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定した上で、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。

(2) 衛生環境の確保（「別紙7」を参照）

アルコール消毒液を各部屋の入り口付近に設置する。

清掃は定期的に行うほか、目に見える汚れがある場合は、家庭用洗剤や消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）等を用いて随時行う。

また、頻繁に手を触れる部分（ドアノブ・手すり、蛇口等）やトイレは、こまめな清掃・消毒を徹底する。

(3) ゴミ処理（「別紙8-1」を参照）

ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、①ゴミに直接触れない、②ゴミ袋をしっかりと縛って封をする、③専用区域で発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。

3 食事・物資の配付

食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、食事スペースを設置するのではなく、占有スペース内での食事が望ましい。

食事や物資の配付は、避難者が受け取りに来る方法とし、混雑を避けるため配付場所を複数設けることや、避難エリアごとに時間をずらして配付するほか、受取り場所への移動が困難な要配慮者にあつては、運営スタッフが直接届けるなどの工夫が必要。

ただし、発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者への配付は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前などに置く方法とする。

4 健康状態の確認及び保健指導

(1) 健康状態の確認

保健師等は、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、定期的に避難者（在宅避難者及び車両避難者等を含

む。)を見回り、急病人や体調不良者の把握を行うとともに、避難所内においては、毎日、避難者の体温・体調チェック（「別紙6」を参照）を求め、体調不良者等の状況に応じて福祉避難所や医療機関等へ移送の手配を行う。

また、感染が疑われる者が発生した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを行い、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

(2) 保健指導

- ア ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されることから、避難者の相談窓口を開設し心のケアを実施する。
- イ 避難者の深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）予防のため、施設管理者と相談の上、定期的な軽い運動を行うスペースや、敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。（「別紙9」を参照）

5 在宅避難者や車両避難への支援

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配付を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援を行う。

6 避難所閉鎖に当たっての対応

施設管理者や保健所と相談の上、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施するなど、原状回復を行った上で閉鎖する。

第5章 その他

大規模災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、感染対策の専門資格を有する医師・看護師等で構成する「いわて感染制御支援チーム（ICAT）」を派遣し、避難所の巡回、感染症発生予防の指導、発生動向調査を実施することとしている。

また、被災地の医療支援体制を確保するため、同計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣し、避難所の医療ニーズに応じて適切な支援を行っていくほか、必要に応じて精神医療チーム（DPAT）を派遣し、精神科医療及び被災者の心のケアをはじめとする精神保健活動の支援を行っていく。

避難所における衛生環境対策
として必要と考えられるもの

物 資
マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等（モノに対する消毒・除菌剤）
フェイスシールド
カップ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

受付時 健康状態チェックリスト（例）

●太枠の中の項目についてご記入ください。

	受付日： 年 月 日
避難所名	氏名
	年齢

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認され、自宅療養中ですか？ (自宅療養期間：)	はい・いいえ
2	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、 現在、自宅待機期間中ですか？ (自宅待機期間：)	はい・いいえ
3	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
4	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
5	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
6	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
7	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
8	吐き気がありますか？	はい・いいえ
9	下痢がありますか？	はい・いいえ
10	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ
11	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
12	現在、医療機関に通院をしていますか？ (症状：)	はい・いいえ
13	現在、服薬をしていますか？ (薬名：)	はい・いいえ
14	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
16	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ
17	乳幼児と一緒にいますか？ (妊娠中も含む)	はい・いいえ
18	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
19	てんかんはありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体温	°C	受付者名	
滞在スペース・区画			

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

滞在スペースと区画の振り分けについて（例）

- ① 総合受付にて、避難者に「受付時 健康チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画（パーティション〇〇番区画など）を決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準
集合スペース	避難者スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかった人
		要避難者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人	チェック項目15～19のいずれかにチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	障がい者高齢者スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難にでの避難に差し支えない人	チェック項目15～19のいずれかにチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース	自宅療養者スペース	自宅療養中の軽症者	チェック項目1にチェックがついた人
	濃厚接触者スペース	自宅待機期間中の濃厚接触者	チェック項目2にチェックがついた人
	発熱者等スペース	発熱、咳等の症状がある人	チェック項目3～11にチェックがついた人、発熱がある人
	要配慮者スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な人	チェック項目15～19のいずれかにチェックがついた人（高齢の方）、およびその家族
	妊産婦スペース	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人	チェック項目17にチェックがついた人のうち、希望する人

- ③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

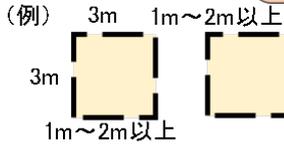
避難所滞在スペースのレイアウト（例）

● 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

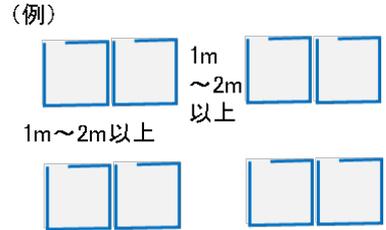
● 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在这种情况下には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
 - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

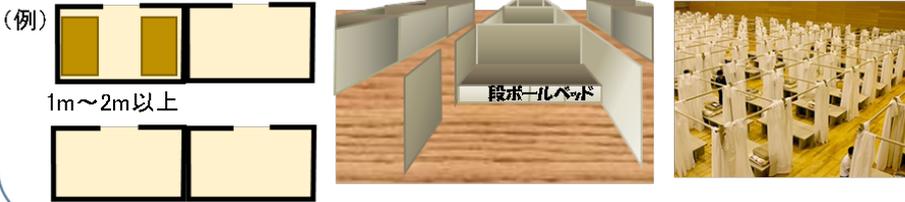
テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

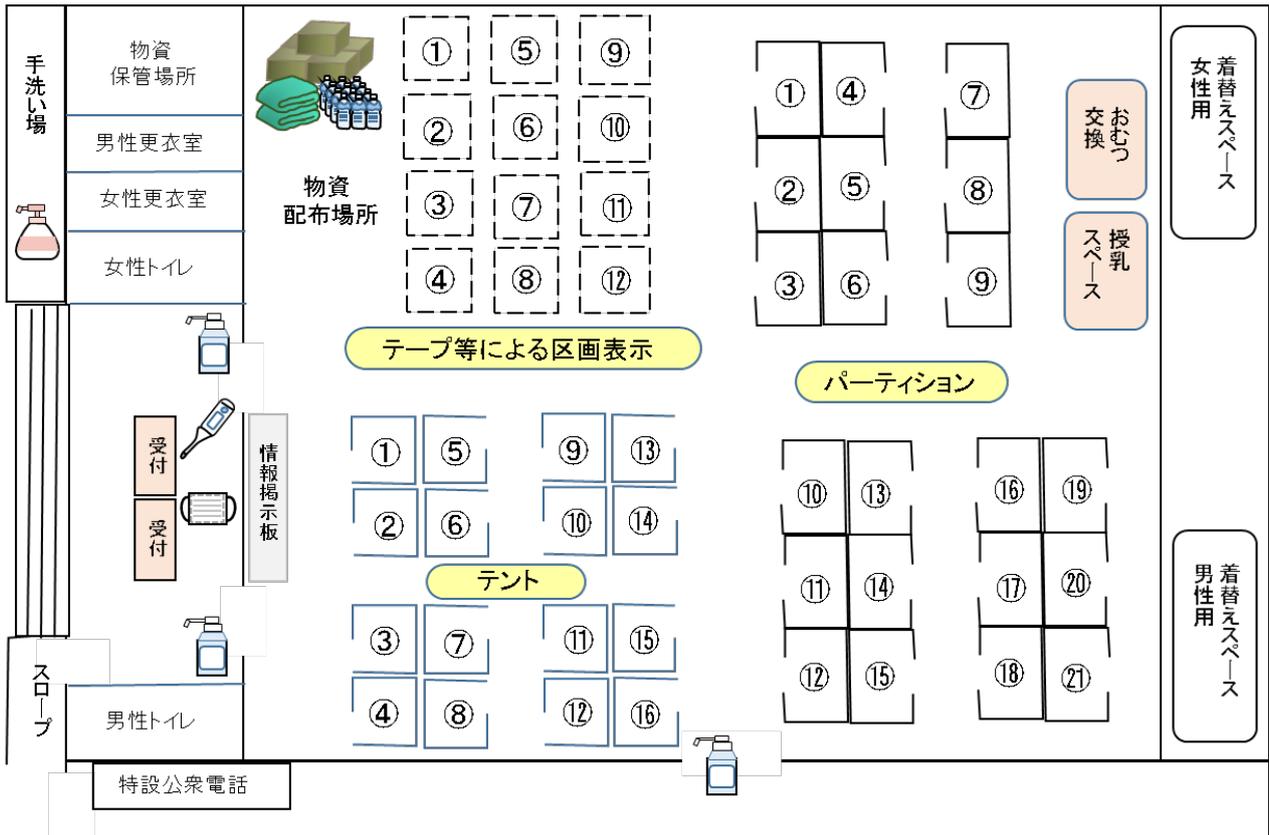


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

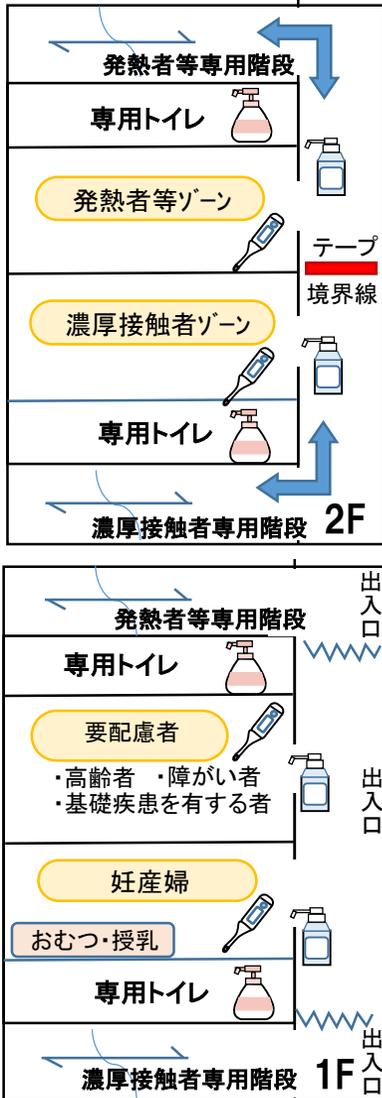
● テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在中か分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付時>

R2. 6. 10
第2版

<専用スペース>



専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人ととの兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等 (一時的)

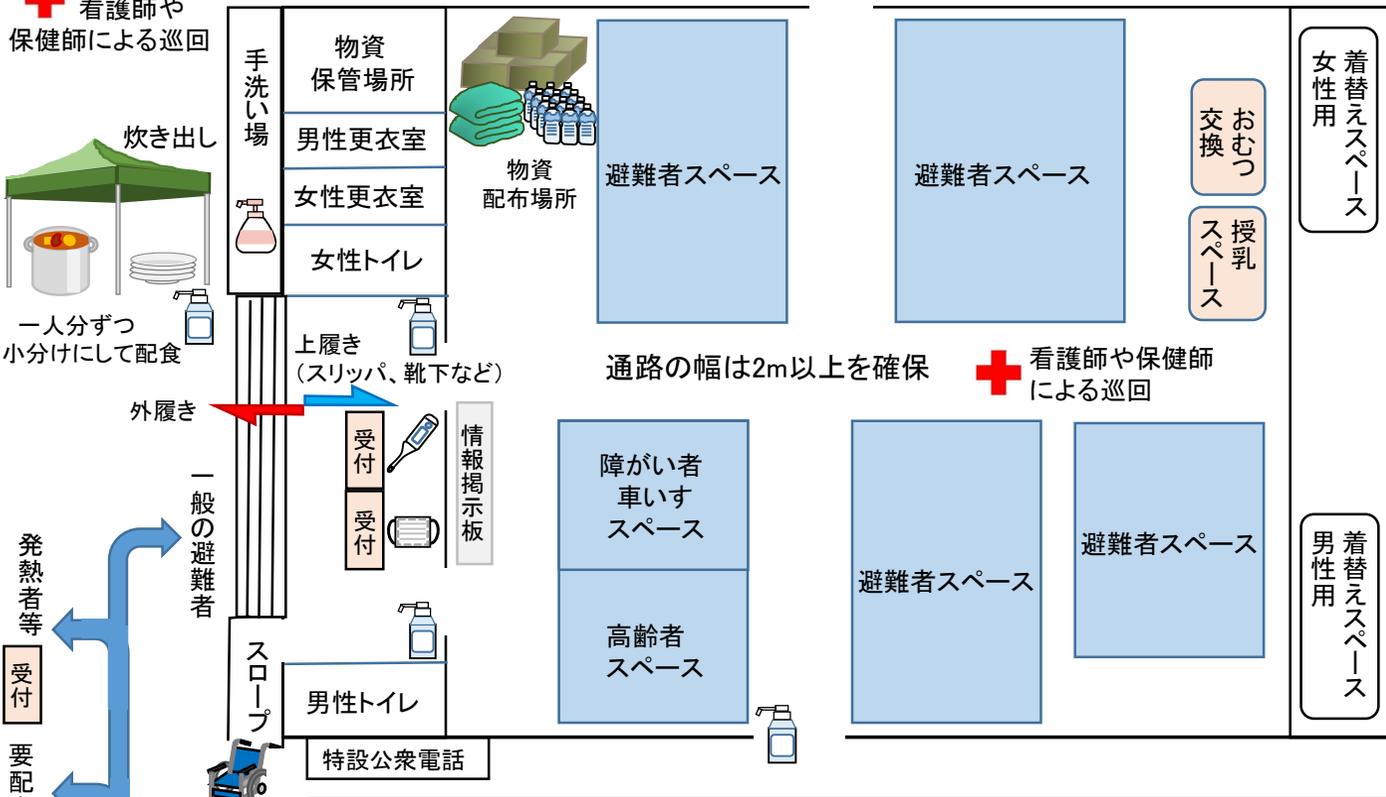
- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要です。

- 軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- 軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
- 同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

<集合スペース>



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

- ・体温計 (非接触型)
- ・アルコール消毒液 (手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など
- ・マスク

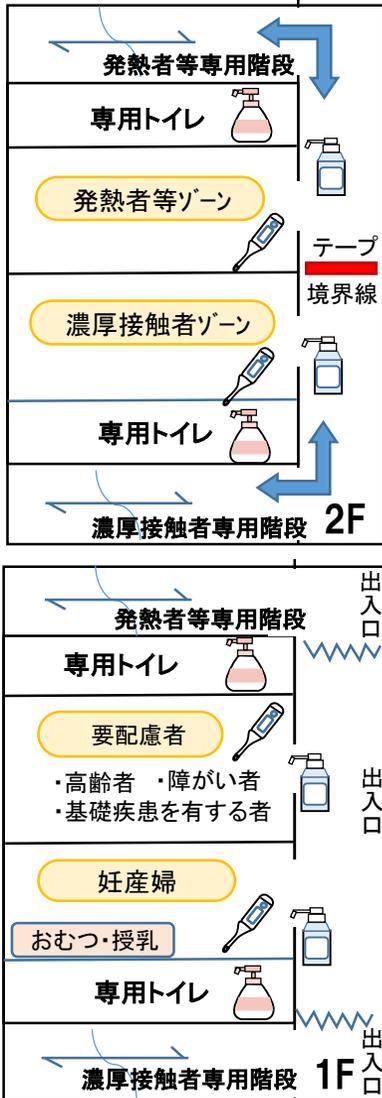
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

〈専用スペース〉

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)



軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

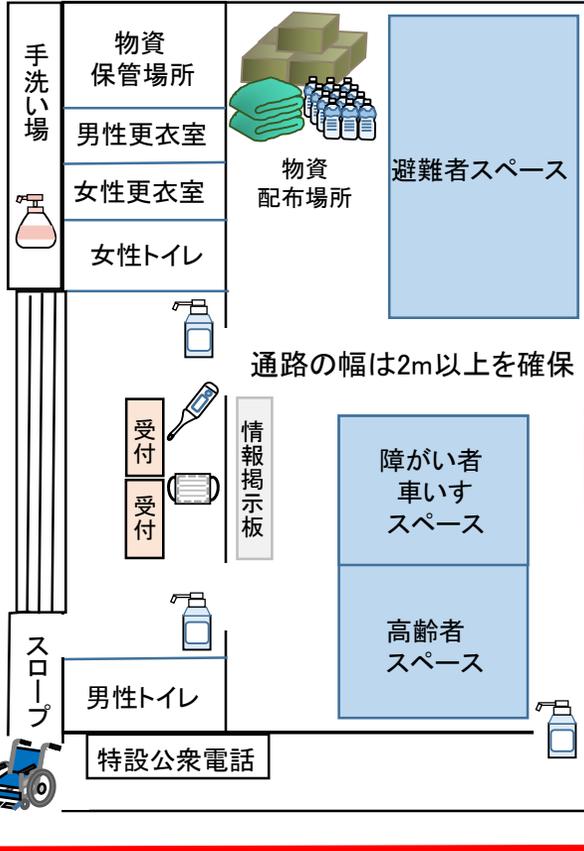
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

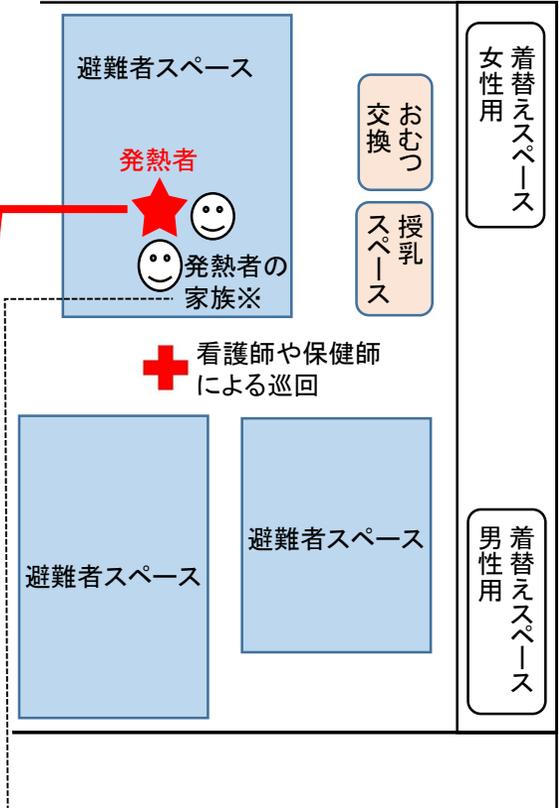
看護師や保健師による巡回



〈集合スペース〉



発熱者経路 (Feverish person route)



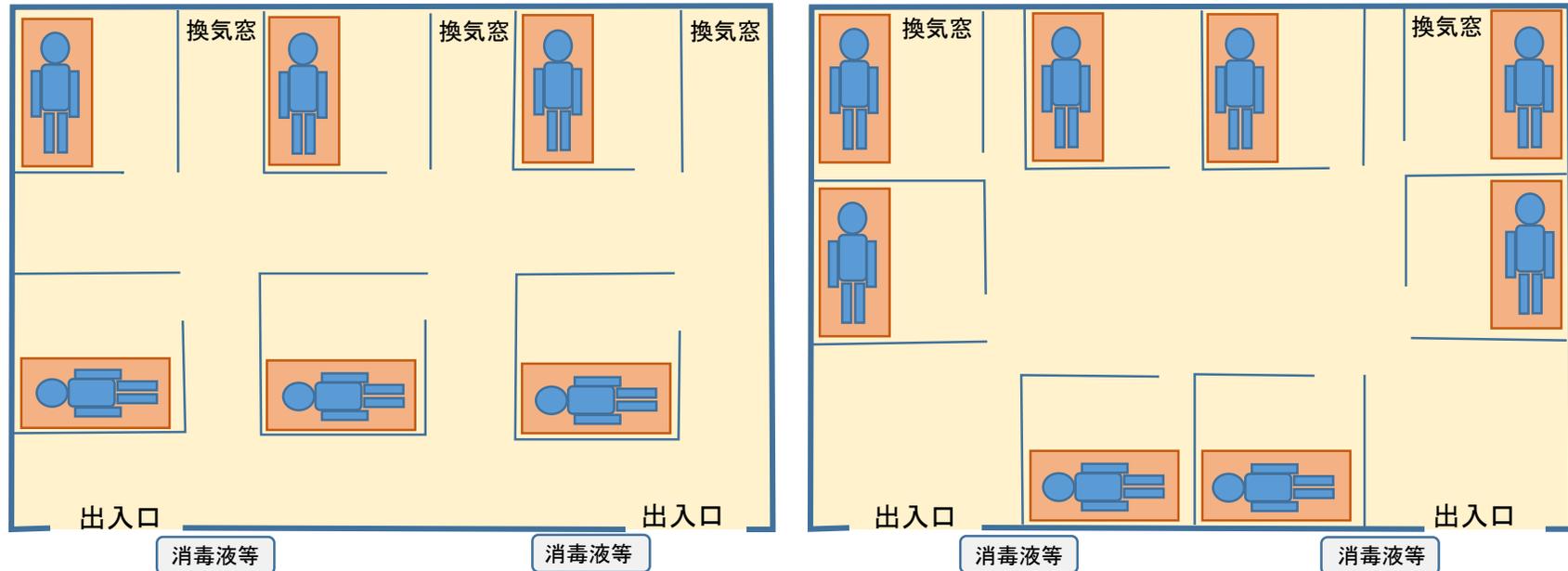
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

5-5-229

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）

※3 手袋を外した際には、手洗いをを行う。使い捨てビニール手袋も可。

※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カップでの代用も可。

※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

避難者健康チェックシート(例)

氏名(ふりがな)	年齢

(避難所名:)

体温測定		／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)
		朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C
		昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C
		夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)
チェック欄								

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミンオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

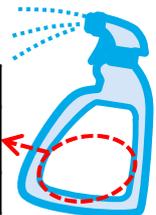
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

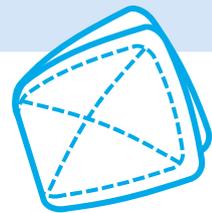
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミンオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

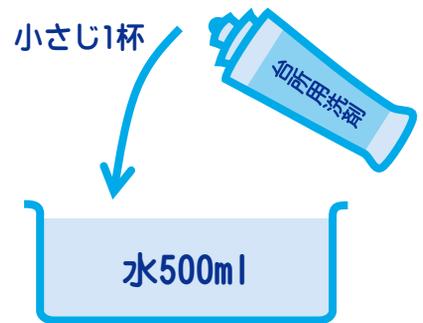
台所用洗剤を使って
代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、
熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。
NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) [検索](#)

[こちらをクリック](#)



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



保存版

生活アクティズ体操

この体操は、身体活動量が減ることによって起こる様々な健康問題(エコノミークラス症候群、生活不活発病など…)に対し、これを予防あるいは、改善することを目的に考えた体操です。自宅の中でできる簡単な体操ですので、暮らしに取り入れ、動きやすい体を作り、日々のリフレッシュにつなげましょう!

指導 健康運動指導士 藤野 恵美 (一関市千厩町)

運動の仕方

- 1.ストレッチは気持ちよく伸びが感じられる心地よい強さを10秒2回行います。
- 2.ほぐしや強化運動は、ゆっくり5回~10回を目安に行います。

※動いたときに、胸や腰や膝に痛みがある場合は体操を控えてください。

台所で体操

ふらつき・つまずき、夜間に足がつかたりする人のために、足腰の強化とカラダほぐしを行いましょ!



かかと上げ



ハーフスクワット



腕立て伏せ



ふくらはぎ伸ばし



肩と太もも裏のばし



股関節のほぐし(膝を伸ばして・膝を曲げて・内回し外回し)

テレビを見ながら体操

じっとしていると足腰の血行が悪くなり、疲労や腰痛、むくみや冷えにつながります。意識して脚の血流改善を積極的に行いましょう!



足首の曲げ伸ばし



股関節のほぐし



お尻伸ばし



腰ひねり



内もも伸ばし



両膝左右倒し



腰や膝のばし



おしり歩き

外で体操

玄関や外ベンチで体伸ばし!ウォーキングに出かけて代謝アップ!!



背伸び・体側伸ばし



腰ひねり



内ももと背中伸ばし



太ももの強化



玄関の手すりを使って肩のストレッチ



股関節とふくらはぎ



踏み台昇降



アキレス腱伸ばし



肩まわし



胸そらし



足踏み



ウォーキング

ウォーキングに出かけよう!!!

背中を伸ばし、いつもより歩幅を広げ、かかとから着地、つま先を蹴って前進!

トイレに立ったついでに体操

立ったついでに姿勢改善、背中・腰をほぐしてリフレッシュ! ほぐれたついでに散歩に出かけましょう!



腰回し



上体ひねり(左右・斜め上)



トイレから出る前に立ち座り(スクワット)



出入り口を利用して背伸び・胸そらし・胸伸ばし・背中伸ばし・片手で脇伸ばし



体側伸ばし



壁押し

参考文献

石井千恵「ウエルネス運動プログラム解説書」特定非営利活動法人 健康医科学協会
梅田陽子「たった1分カラダほぐしココロほぐし」岩手医科大心のケアチーム・野田村2011

エコミークラス症候群の予防のために

○ エコミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、**立退き避難**（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3 高齢者等避難が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3 高齢者等避難が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4 避難指示が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4 避難指示が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：
土砂災害のおそれがある区域土砂災害特別警戒区域：
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

(入っていると…)

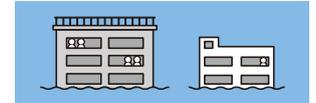
流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使
用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から
避難しましょう。「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。避難先は小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」
に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

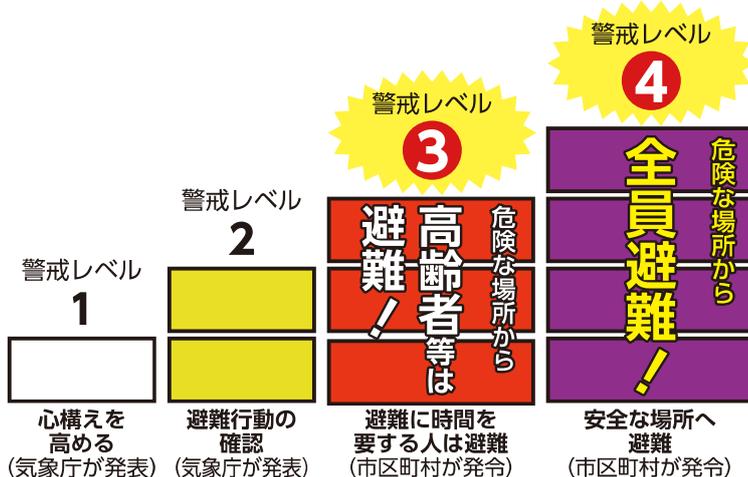
!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

❗ 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者等は避難〉、警戒レベル4で〈全員避難*1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5 緊急安全確保の発令を待つてはいけません!
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4 避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4 避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

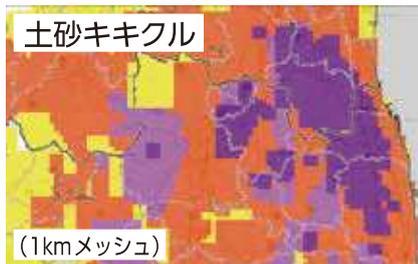
■ キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。 **紫色は危険度が高いことを示しています。**

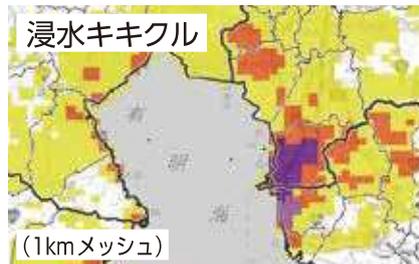
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

キキクル

検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で 必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

#### 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)

防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2 相当	氾濫注意情報 ——
1 相当	—— ——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

# 岩手県災害備蓄指針

## [本編]

平成26年3月 策定  
(令和3年3月 改訂)

岩 手 県

## 目次

## 岩手県災害備蓄指針〔本編〕

1	本指針の目的	1
2	本指針で使用する用語の定義	1
3	県内における備蓄の状況	1
	(1) 県の備蓄状況	1
	(2) 市町村の備蓄状況	2
	(3) 県民の備蓄状況	2
4	県等の備蓄の考え方	3
	(1) 過去の経緯	3
	(2) 考え方	3
5	備蓄物資の調達	4
	(1) 備蓄に当たっての想定人数	4
	(2) 種類及び具体的な品目	4
	(3) 備蓄量	5
	(4) 保管場所	8
6	備蓄物資の取扱い	8
7	備蓄物資の維持管理及び更新	9
	(1) 備蓄物資の維持管理	9
	(2) 備蓄物資の更新	9
	(3) 経費負担	9
8	県の職員用備蓄の取扱い	9
9	義援物資の取扱い	9
10	流通在庫備蓄の活用	10
11	国のプッシュ型支援の活用	10

## 岩手県災害備蓄指針〔資料編〕

資料1	類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量（令和3年3月末時点）	12
資料2	関連用語	13
資料3	譲渡に係る様式	17

## 1 本指針の目的

本指針は、岩手県地域防災計画（本編・第2章災害予防計画・第6節の2食料・生活必需品等の備蓄計画。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄に係る目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

## 2 本指針で使用する用語の定義

本指針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

### ア 備蓄物資

災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資のことをいう。

県は、上記物資に加えて、市町村、事業者、県民が行う備蓄では不足する場合に備えた備蓄を行う（補完備蓄）。

### イ 類型Ⅰ物資

避難生活に最低限必要な物資

### ウ 類型Ⅱ物資

避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するために不可欠な物資

### エ 義援物資

災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。

### オ 流通在庫備蓄

県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。原則、調達費用等の対価が生じるものをいう。

## 3 県内における備蓄の現状

### (1) 県の備蓄状況

県では、県内における広域的な災害を想定し、市町村等における食料等の供給体制が整うまでの間、緊急的に支援するとの考え方に基づき、被災者向けの食料、毛布等の備蓄物資を岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所に備蓄している。

なお、現在のところ、職員用の備蓄物資については、下記8のとおり取扱うこととしている。

### ア 食料の備蓄状況

東日本大震災津波時の最大避難者数、市町村の備蓄数及び県民の備蓄想定を踏まえ、広域防災拠点5箇所に食料 28,800 食及び飲料水 109,800 リットルの備蓄を行っている。

**イ 毛布の備蓄状況**

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえた必要数を市町村の備蓄で確保できているものの、冬季に災害が発生した場合を考慮し、岩手県消防学校資機材保管庫に1,500枚を備蓄している。

**ウ トイレの備蓄状況**

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえ、携帯トイレ171,000回分の備蓄を行っている。

また、組立式トイレ95基の備蓄を進めている。

**(2) 市町村の備蓄状況**

県が実施した「市町村の備蓄状況に関する調査について」（令和2年8月31日時点）の結果によると、県内全市町村（33市町村）において被災者用の備蓄を行っている。

**(3) 県民の備蓄状況**

平成30年（2018年）県民生活基本調査によると、「普段から災害に備え何らかの準備を行っている」と回答した人の割合は46.8%となっている。

また、災害に備え準備している内容は、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と答えた人の割合は76.6%という結果になっている。

## 4 県等の備蓄の考え方

### (1) 過去の経緯

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生したマグニチュード 9.0 の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震（以下「東日本大震災津波」という。）は、これまで本県が準備した対策をはるかに上回る大きな災害となった。

主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には 5 万人を超える避難者がいたことから、発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもちろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。

このため、平成 23 年度に実施した県の「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年 2 月）において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの備蓄の在り方に係る課題が明らかとなった。

これまで県では、上記の課題を踏まえ、備蓄の取組を進めてきたところであるが、近年、頻発する災害における教訓等から、多様なニーズに応じた物資の備蓄が求められている。

加えて、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症への対応としての感染症対策物資など、複合災害に備えた備蓄の必要性が明らかとなったところである。

### (2) 考え方

上記の課題を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民は、県地域防災計画に基づき、それぞれが必要な備蓄に取り組んでいくものとする。

#### 参考 県地域防災計画（備蓄関係）における各主体の役割に関する規定（抜粋）

##### 【県の役割】

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

##### 【市町村の役割】

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定めるにあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

##### 【県民の役割】

- 各家庭において、家族の 3 日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油、ストーブ等

【事業所の役割】

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

※ 県地域防災計画（本編）第2章第6節の2から抜粋

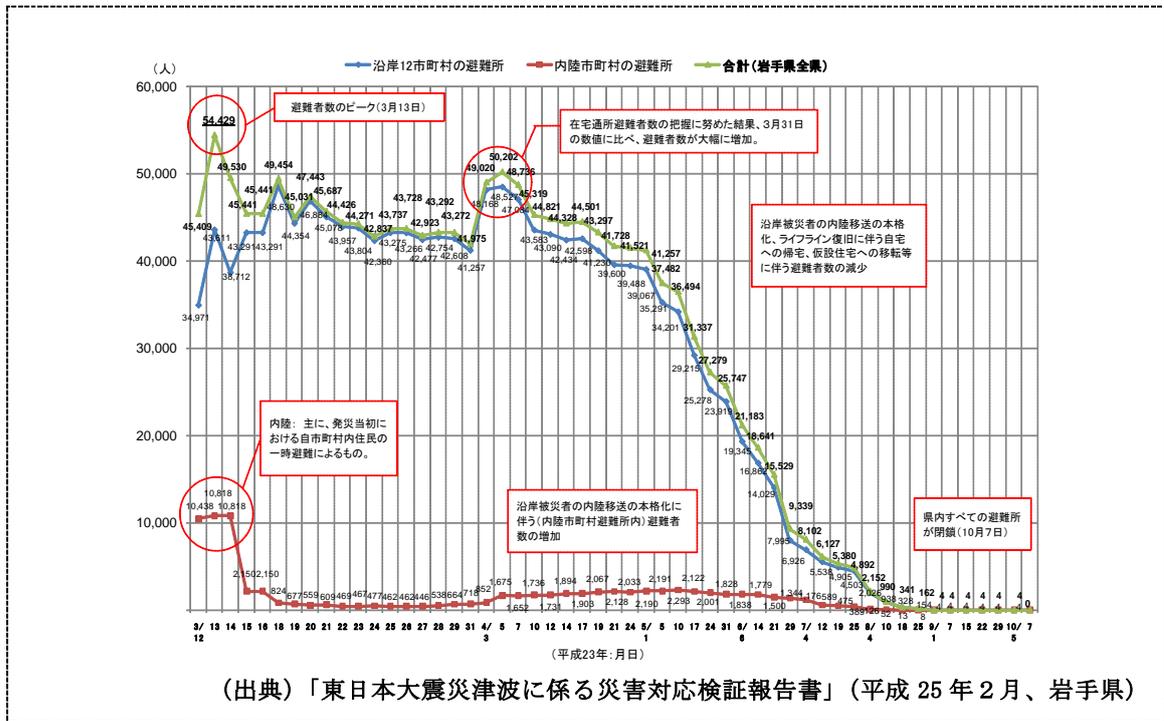
5 備蓄物資の調達

(1) 備蓄に当たっての想定人数

東日本大震災津波における県内の避難者数のピークは、平成 23 年 3 月 13 日の 54,429 人であった（図 2 のとおり）ことから、類型 I 物資の必要数の算定に当たっての想定人数を 55,000 人とする。

類型 II 物資については、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

図 2 東日本大震災津波における県内避難者数の推移



(2) 種類及び具体的な品目

ア 類型 I 物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区分	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27 品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※ 両方合せて、1日当たり 1,600 キロカロリー程度の摂取が目

	安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※ 一人当たり3ℓ/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとする。こと。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。 組立式トイレ（洋式） ※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安）

イ 類型Ⅱ物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区分	具体的な品目（想定）
感染症対策物資	マスク、消毒液、体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド、テント 等
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	介護用品（大人用おむつ ほか）、育児用品（液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、乳児用おむつ ほか）、女性用品（生理用品 ほか）、アレルギー対応食品、オストミー対応トイレ等 <b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資については、流通在庫備蓄を活用することを基本とし、災害時に必要量を調達できるように、民間団体等との協定の締結等を進めていく。</li> <li>・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月・内閣府男女共同参画局)の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄について考慮する。</li> <li>・ 外国人等の要配慮者が備蓄物資の使用方法や含有成分などについて正しい情報を得ることができるよう、多言語ややさしい日本語を活用した情報提供に努める。</li> </ul>
その他特に備蓄する必要があると総合防	ブルーシート 等

災害長が認める物資	
-----------	--

## (3) 備蓄量

県は、県地域防災計画の規定により、類型Ⅰ物資については、大規模災害の発生に備え、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を踏まえ、上記(1)の想定人数(55,000人)から食料、飲料水、毛布、トイレなどの備蓄種類ごとに備蓄対象人数を算定し、それに応じた備蓄量を定めるものとする。

なお、県の備蓄量を定めるに当たっては、広域的な大規模災害時には、市町村の備蓄物資を県内で融通し合うことを前提とする。

類型Ⅱ物資については、上記(1)のとおり、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

## ア 県の備蓄対象人数

## ① 県の備蓄状況

県は、岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所において、食料、飲料水、毛布、携帯トイレ、組立式トイレの備蓄物資5種類について、次の人数分を備蓄している(令和3年3月末時点)。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	28,800食	1,600人	備蓄量／(3食×3日×2種類) ※ 発災後3日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300人	備蓄量／(3ℓ×2日) ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後3日目から展開できており、2日分の飲料水が目安。
毛布	1,500枚	1,500人	一人当たり一枚で算定。
携帯トイレ	171,000個	9,500人	備蓄量／(6回×3日) ※ 一日当たりの個数は、備蓄品仕様書から、大便1回、小便5回で算定。
組立式トイレ	59基	9,500人	9,500人／100人 ※ 百人当たり1基が目安。令和5年度までに95基整備予定。

## ② 市町村の備蓄状況

上記3(2)の「市町村の備蓄状況に関する調査について」(令和2年8月31日時点)の結果から、市町村では食料、飲料水、毛布、トイレの備蓄物資4種類について、次の人数分を備蓄している。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	337,332食	37,481人	備蓄量／(3食×3日)

			※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	197,286 ㍓	32,881 人	備蓄量 / (3㍓ × 2 日) ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は 発災後 3 日目から展開できており、2 日分の飲料水が目安。
毛布	120,469 枚	88,071 人	市町村によって一人当たりの配布枚数が異なるので、必要人数を積上。
トイレ	218,289 個 225 台	12,127 人 22,500 人	携帯トイレ：備蓄量 / (6 回 × 3 日) 組立トイレ等 (※)：備蓄量 × 100

※ 組立トイレ及びマンホールトイレの総計

### ③ 県民の備蓄想定

上記 3 (3) の平成 30 年 (2018 年) 県民生活基本調査において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人 (割合 46.8%) のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と回答した人の割合が 76.6% である。

このことを踏まえ、これらの県民は、県地域防災計画に定めるように、家族の 3 日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄していると想定されることから、備蓄を行っている県民の人数 (想定) を、次のとおり、19,717 人とする。

[備蓄を行っている県民の人数 (想定)]

$$55,000 \text{ 人 (想定人数)} \times 0.468 \times 0.766 = 19,717 \text{ 人}$$

### ④ 県の備蓄対象人数

県の備蓄対象人数は、備蓄物資の種類 (食料、飲料水、毛布、トイレ) ごとに、想定人数 (55,000 人) から上記②及び③で得られた人数を差し引いた人数とする。

なお、備蓄物資のうち毛布については、上記②の人数 (88,071 人) が想定人数 (55,000 人) を上回っており、必要な備蓄量を確保できているが、これまでの県の備蓄の考え方 (上記 3 (1) イのとおり) を踏襲し、冬季に災害が発生した場合を考慮した備蓄対象人数とする。

備蓄物資	備蓄対象人数	備蓄対象人数の算定根拠
食料	0 人	55,000 人 - (37,481 人 + 19,717 人) = △2,198 人
飲料水	2,402 人	55,000 人 - (32,881 人 + 19,717 人) = 2,402 人
毛布	1,500 人	1,500 人
トイレ	656 人	55,000 人 - (34,627 人 + 19,717 人) = 656 人

### イ 県の備蓄量

上記のとおり、岩手県災害備蓄指針制定時の算定方法に準じて現状値で置換すると、県の現状の備蓄量は十分に想定数量を満たしている。

一方で、県民の備蓄想定数量を見込んでいることはあくまで想定であり、当面、現在の県の備蓄数量を確保していく。

備蓄物資	備蓄量	備蓄量の算定根拠
食料	28,800 食	1,600 人×3 食×3 日×2 (主食、栄養補助食品) ※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300 人×3ℓ×2 日 ※ 給水活動が行われるまでの間が目安。
毛布	1,500 枚	1,500 枚/人 ※ 一人当たり一枚が目安。
携帯トイレ	171,000 個	9,500 人×6 回×3 日 ※ 一人当たり 3 日分が目安。
組立式トイレ	95 基	9,500 人/100 人 ※ 百人当たり 1 基が目安。

#### (4) 保管場所

備蓄物資は、大規模災害時に被災者へ迅速かつ効率的に供給できるよう、岩手県広域防災拠点（広域支援拠点、後方支援拠点）の「平常時の物資・資機材の備蓄機能」を付与する施設や広域防災拠点の運営に参画する県地方支部及び市町村の庁舎等に、分散して保管するものとする。

なお、保管施設については、以下に掲げる施設のほか、適宜追加できるものとする（ただし、非常時の連絡体制が確保されているなど、保管場所として適当と総合防災室長が認める施設に限る）。

[保管施設一覧（令和 3 年 3 月末時点）]

岩手県消防学校、二戸市防災倉庫、葛巻町社会体育館（機械室）、県遠野地区合同庁舎、県北上地区合同庁舎

#### 【岩手県広域防災拠点の概要】

- 本県の広域防災拠点は、次の二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものであり、配置地域は、タイプ毎に次のとおり想定。

#### 【タイプ A：広域支援拠点＝県内 1 カ所に設置】

⇒ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県央部を中心とした地域に配置。

#### 【タイプ B：後方支援拠点＝県内複数箇所に設置】

⇒ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県南部、県北部にそれぞれ 2 箇所配置。

- 広域防災拠点の整備に当たっては、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限の

コストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提としており、当該施設の有するスペースに「平常時の物資・資機材の備蓄機能」等の機能を付与することを基本とするが、それが無い場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の内や庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討する。

- 平成 25 年度に策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」に基づき、平成 26 年度から備蓄を進めている。

## 6 備蓄物資の取扱い

備蓄物資については、各市町村からの要請に応じ、市町村に対し無償譲渡することを原則とする。

加えて、消費期限等到来前に、関係団体等は無償譲渡（同時に譲渡数量と同数を調達）等を行うことで、「ローリングストック」（資料編参照）の実現に努める。

また、他の都道府県からの支援要請に応じ物資を譲渡した場合、原則、求償するものとする。

運搬については、個別に検討することとする。

## 7 備蓄物資の維持管理及び更新

備蓄物資については、災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

また、維持管理及び更新にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」（資料編参照）を活用することとする。

### (1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理（備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理）については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

保管場所	維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者（県、市町村等）
県合同庁舎	県（地方支部総務班の担当部署）
市町村役場庁舎	市町村（消防防災主管課）

### (2) 備蓄物資の更新

県は、備蓄物資が上記 5 (3) イの類型 I 物資及び個別に決定した類型 II 物資の備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に総合防災訓練を始めとする各種訓練において配布する等の方法により処分を行うものとする。

(3) 経費負担

備蓄物資の維持管理及び更新に係る経費については、県が負担するものとする。

**8 県の職員用備蓄の取扱い**

災害対応に当たる県職員は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定に従い、平常時から自宅での食料及び飲料水の備蓄に努めるほか、職場にも3日分程度の食料、飲料水、着替え等の保管に努めるものとする。

また、県職員の円滑な災害応急対策の実施に資するよう、災害時における職員に対する炊出しの実施や民間団体等と協定を締結し、職員用の食料等の調達などを推進することとする（ただし、職員用の炊出しや食料等の調達は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助費用（国庫負担）の対象となるものを基本とする）。

**9 義援物資の取扱い**

災害時に県内外から寄せられる義援物資については、広域防災拠点のうち「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設（県地域防災計画に定める物資集積拠点と同じ）に全て集積した上で、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定」（社団法人岩手県トラック協会との間で平成9年1月16日締結）に基づき、市町村の二次集積所等へ輸送することとする。

**10 流通在庫備蓄の活用**

上記5(3)イの備蓄物資以外の被災者支援のために必要な物資については、現在、関係団体等と締結している協定に加えて、災害時における民間団体等の協力を得られる態勢を一層強化するため、今後、所管事務に関係する団体等との応援協定の締結を進めるものとする。

**11 国の「プッシュ型支援」の活用**

災害発生時には、国において取り組んでいる「プッシュ型支援」（資料編参照）も活用し、必要な物資の調達に努める。

# 岩手県災害備蓄指針 [資料編]

岩 手 県

資料 1 : 類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量 (令和3年3月末時点)

区 分	具体的な品目	備蓄量
感染症対策物資	マスク	7,500 枚
	消毒液	675 本
	段ボールベッド	2,500 台
	間仕切り (パーティション)	1,000 個
	非接触型体温計	225 個
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	液体ミルク	504 本
	哺乳瓶	400 本
その他特に備蓄する必要があると総合防災室長が認める物資	ブルーシート ※参考 規格 : 10m × 10m	25 枚

※ 上記数量は備蓄開始時に緊急的に算定した数量であるため、今後継続して備蓄していく数量の精査を行っていくもの。

資料2：関連用語（内閣府ホームページ等を参考に整理したもの）

➤ ローリングストック

普段から少し多めに物資を購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の物資を備蓄しておく方法

➤ 物資調達・輸送調整等支援システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム

➤ プッシュ型支援

国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み

[参考①]

内閣府防災情報のページ

[http://www.bousai.go.jp/jishin/kumamoto/kumamoto_shien.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/kumamoto/kumamoto_shien.html)

[参考②]

14～16 頁：国におけるプッシュ型支援実績（令和2年7月豪雨（熊本県）における事例）

※ 内閣府ホームページにおいて公表されている資料を引用

令和2年7月豪雨ブッシュ型支援の状況（速報値）

令和2年9月16日15時00分時点  
内閣府防災担当

熊本県に以下のとおりブッシュ型支援を実施。

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
食品関係			
バックごはん	約25,000 点	7/6、7/7 県到着済、市町村配布済	7/6 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
缶詰、レトルト食品等	約69,000 点	7/6、7/9、7/22、7/30 など県到着済、市町村配布済	
粉ミルク、液体ミルク	約2,300 点	7/8、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済	
ベビーフード、幼児食	約8,000 点	7/27 県到着済、市町村配布済	
介護食、おかゆ	約12,000 点	7/28 県到着済、市町村配布済	
栄養補助食品	2,000 点	7/24 県到着済、市町村配布済	
飲料関係			
水（500ml）、お茶（500ml）	約105,000 本	7/5、7/7、7/17、7/22 など県到着済、市町村配布済	
経口補水液、野菜ジュースなど	約94,000 本	7/6、7/10、7/15、7/22 など県到着済、市町村配布済	
育児・介護用品			
おむつ（大人用・子供用）など	5,100 点	7/7、7/8、7/11、7/14 県到着済、市町村配布済	
その他育児用品（哺乳瓶、ベビー服、産後服、哺乳瓶消毒液、ベビー用毛布、搾乳機）	350 点	7/11、7/13、7/14、7/15 市到着済	7/8 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
車いす	10 台	7/8 町到着済	7/8 芦北町（地域資源活用総合交流促進施設）に到着
衣類関係			
衣類（Tシャツ、ズボン、スウェット）	約6,000 着	7/7、7/14 県到着済、市町村配布済	
下着、靴下、弾性ストッキング	19,000 点	7/7、7/10、7/12、7/14 県到着済、市町村配布済	7/8 以降随時、人吉市（人吉スポーツパレス）、芦北町（きずなの里）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ）、その他市町村の避難所に到着
スリッパ、サンダル	約10,000 足	7/11、7/13、7/14、7/16 県到着済、市町村配布済	
トイレ関係			
組立型・仮設トイレ	80 点	7/8、7/14 県到着済、市町村配布済	
トイレレットペーパー	53,000 ロール	7/6、7/11 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
掃除洗濯用品			
雑巾、ゴミ袋	約2,000 枚	7/9、7/12 県到着済、市町村配布済	7/10 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スボーツパレス、中原小学校、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
掃除用洗剤、風呂用消毒剤	約3,240 点	7/9、7/18、7/21、7/22 県到着済、市到着済	
フロア用掃除道具、ブラシなど	約8,800 点	7/22、7/23、7/24、7/25 県到着済、市町村配布済	
物干台、ハンガー、洗濯ばさみ等	38,150 点	7/11、7/13、7/22 県到着済、市町村配布済	

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
寝具・タオル関係			
段ボールベッド	1,500 個	7/6、7/9 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
毛布、枕、シーツ	10,200 点	7/8、7/10、7/11 県到着済、市町村配布済	
マットレス、畳マット	5,000 点	7/10、7/12、7/16 など県到着済、市町村配布済	
タオル、タオルケットなど	13,630 枚	7/11、7/14、7/24 県到着済、市町村配布済	
応急資材関係			
ブルーシート	4,010 枚	7/7、8/3、8/7 など県到着済、市町村配布済	7/14 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
土嚢袋	731,000 枚	7/8、7/11、7/27、7/31 など県到着済、市町村配布済	
防塵マスク・ゴーグル	7,000 点	7/18、7/24 県到着済、市町村配布済	
カラーコーン、折り畳みコンテナ	2,200 点	7/23、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済	
高圧洗浄機、バケツ	120 点	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
高圧洗浄機、パケツ	120 点	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
一輪車、バール、拡声器	350 点	7/24、7/27、7/29、8/1 県到着済、市町村配布済	
ドライワイパー、シャベル	2,000 本	7/28、7/29、7/30、7/31 県到着済、市町村配布済	
長靴	1,100 足	7/17、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済	
刈払機	10 台	7/31、8/3 県到着済、市町村配布済	
電化製品関係			
電池式充電器、乾電池	1,050 点	7/6 県到着済、市町村配布済	7/6 人吉市（人吉スポーツパレス）に到着
電子レンジ、電気ポット	490 台	7/11、7/14 県到着済、市町村配布済	7/11 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スポーツパレス、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校、球磨村中学校など）、芦北町（きずなの里、地域資源活用総合交流促進施設、地域活性化センター、多目的研修センター、あしきた青少年の家、大野地区構造改善センター、女島活力推進センター「ゆめもやい」など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
冷蔵庫、冷凍機、製氷機	96 台	7/10、7/18、8/2、8/3 県到着済、市町村配布済	
掃除機、洗濯機、ドライヤー	320 台	7/10、7/16、7/20 県到着済、市町村配布済	
加温空気清浄機、テレビ	258 台	7/10、7/13、7/17 県到着済、市町村配布済	
電池式LEDランタン	100 点	7/30 県到着済、市町村配布済	
防犯カメラ	4 台	9/4、9/15 市到着済	
台所用品関係			
カセットコンロ、ボンベ	2,800 点	7/9 市町村到着済	7/9 球磨村（さくらドーム）に到着
使い捨てスプーン・フォーク	18,000 本	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
生活用品関係			
ポティーンシート	約28,000 点	7/8、7/11、7/13 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
ウェットティッシュ（アルコール入り）	800 点	7/20、7/22 県到着済、市町村配布済	
生理用品	100 点	7/8 県到着済、市町村配布済	
ハンドソープ、ボディソープ	3,500 点	7/10、7/16 県到着済、市町村配布済	
シャンプー、リンス、保湿剤	約8,600 点	7/14、7/15、7/16 県到着済、市町村配布済	
消臭剤	200 点	7/22 県到着済、市町村配布済	
うがい薬、爪切り	7,000 点	7/11、7/13、7/15 県到着済、市町村配布済	

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
防虫剤、殺虫剤	約 7,100 点	7/11、7/23 県到着済、市町村配布済	所に到着
噴霧器	50 点	8/3 県到着済、市町村配布済	
網戸、マジックテープ <small>(簡易網戸用)</small>	900 点	8/8、8/13 県到着済、市町村配布済	
防犯ブザー	1,000 点	7/24 県到着済、市町村配布済	
クーラーボックス、保冷剤	約 740 点	7/24、7/26、7/27 県到着済、市町村配布済	
ホワイトボード、ガムテープ	2,360 点	7/22 県到着済、市町村配布済	
台車、カゴ台車、ポリタンク	約 140 点	7/25、7/28 県到着済、市町村配布済	
血圧計、体重計	約 100 点	7/24、7/25 県到着済、市町村配布済	
簡易設置式手すり	20 台	7/22 県到着済、市町村配布済	
熱中症対策関係			
クーラー(業務用・エアコン)	169 台	7/7、7/8、7/12、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市(人吉スポーツパレス、中原コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、東間コミュニティセンター、第二中学校、東小学校、西小学校、西瀬小学校、中原小学校、大畑小学校、第三中学校、東間小学校)、球磨村(人吉第一中学校、旧多良木高校)に到着
スポットクーラー	147 台	7/6、7/7 県到着済、市町村配布済	7/7 以降随時、人吉市(第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど)、球磨村(人吉第一中学校、旧多良木高校など)、芦北町(きずなの里など)、八代市(八代トヨオカ地建アリーナなど)、その他市町村の避難所に到着
扇風機	650 台	7/8、7/13 県到着済、市町村配布済	
瞬間冷却材	16,460 個	7/7、7/20、7/21、7/23 県到着済、市町村配布済	
塩飴	4,000 袋	7/25 県到着済、市町村配布済	
感染症対策関係			
非接触型体温計	200 本	7/6、7/16、7/25 県到着済、市町村配布済	7/6 以降随時、人吉市(第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校)、球磨村(人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校)芦北町(田浦選果場(拠点施設)、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」、八代市(八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター)、その他市町村の避難所に到着
非接触型体温測定器	8 台	7/24、8/7 県到着済、市町村配布済	
布製パーティション	約 1,940 個	7/5、7/7、7/12、7/18 など県到着済、市町村配布済	
テント式パーティション	120 個	7/22 県到着済、市町村配布済	
マスク(大人用・子供用)	10,840 枚	7/10、7/11 県到着済、市町村配布済	
フェイスシールド	3,000 枚	7/24 県到着済、市町村配布済	
ビニール手袋	2,000 枚	7/6 県到着済、市町村配布済	
消毒剤	520 点	7/15、7/16、7/22 県到着済、市町村配布済	
手指消毒液	1,000 点	7/10 県到着済、市町村配布済	
液体用ボトル	500 点	7/26 県到着済、市町村配布済	

## 資料 3 : 譲渡に係る様式

[様式]

令和 年 月 日

## 備蓄終了物品の譲渡申請及び誓約書

岩手県総務部総合防災室長 様

(申請者)

〒

住 所

所属名称

職・氏名

連絡担当

電 話

次の物品を譲り受けることを申請します。

物品の名称	
数量	
保管場所	
目的	

なお、譲渡後は下記事項を遵守することを誓約いたします。

## 記

- 1 譲り受けた物品について、不用となった場合を除き、上記表中の目的以外には使用しません。
- 2 譲り受けた物品にかくれた瑕疵のあることを発見しても、県に損害賠償の請求をしません。
- 3 譲り受けた物品は速やかに県の保管場所から搬出し、適切に管理します。
- 4 搬出及び運搬等に関する費用は、県に請求しません。
- 5 譲り受けた物品が不用となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令に基づき適正に処分します。

以上

※ この譲渡申請及び誓約書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

総 防 号 外  
令和元年 月 日

様

岩手県総務部総合防災室長（公印省略）

備蓄終了物品の譲渡について

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり承認いたします。

記

1 承認する内容

次の物品を譲渡すること。

物品の名称	
数量	
保管場所	
目的	

2 条件

- (1) 目的を変更しないこと。ただし、軽微なものを除く。
- (2) やむを得ず目的を変更する場合は、再度申請を行うこと。

3 承認の取り消し

次のいずれかに該当するときは、承認を取り消します。

- (1) 申請者が譲渡した物品を速やかに搬出しない場合又は搬出する見込みがないと認められる場合
- (2) 申請者から承認の取り消しの申し出があった場合
- (3) 申請者が譲渡した物品の取扱について不正の行為をした場合
- (4) その他、県が必要があると認めた場合

資料編 様式

報告担当機関等一覧表

様式 番号	報告種別	報告区分	報告担当機関	報告受領機関				
				地方支部等	本部各課	取りまとめる課		
1	被害発生等報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		防災課		
1-1	避難の指示・勧告等の状況報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		防災課		
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告		市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	復興くらし再建課	防災課		
A 3	庁舎等被害報告	県有財産	地方支部各班 又は県立各施設等		財産を分掌する課	管財課 各部局主管課		
		市町村有財産	市町村本部	地方支部 (総務班)		防災課		
4	社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	社会福祉施設	県立	県立各施設		長寿社会課 障がい保健福祉課 地域福祉課 子ども子育て支援室	保健福祉企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)		保健福祉企画室	
		社会教育施設	県立	県立各施設		生涯学習文化財課	教育企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化財課	教育企画室	
		文化施設	県立	県立各施設		文化振興課	文化スポーツ企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	文化振興課	文化スポーツ企画室	
		体育施設	県立	県立各施設		スポーツ振興課	文化スポーツ企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	スポーツ振興課	文化スポーツ企画室	
B C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設	病院等	国立	地方支部 (福祉環境班)		医療政策室	保健福祉企画室
				県立	地方支部 (県立病院班)			(医療)管理課
				上記以外	市町村本部	地方支部 (保健医療班)	医療政策室	保健福祉企画室
			感染症指定医療機関	市町村本部	地方支部 (保健医療班)	医療政策室	保健福祉企画室	
			母子健康センター	市町村本部	地方支部 (保健医療班)	子ども子育て支援室	保健福祉企画室	
			上水道施設	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	県民くらしの安全課	環境生活企画室	
			衛生施設	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	県民くらしの安全課 資源循環推進課	環境生活企画室	
6	消防施設被害報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		防災課		
D 7	観光施設被害報告	自然公園施設	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	自然保護課	環境生活企画室		
		観光施設	市町村本部	地方支部 (総務班)	観光・プロモーション室	商工企画室		
E 8	商工関係被害報告		市町村本部	地方支部 (総務班)	経営支援課	商工企画室		
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	鉱山関係	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	環境保全課	環境生活企画室		
		高圧ガス、火薬類施設	市町村本部	地方支部 (総務班)		消防安全課		
F 10	水産関係被害報告		市町村本部	地方支部 (水産班)		農林水産企画室		
F 11	漁港施設等被害報告	海岸保全施設	県管理	地方支部 (土木班)	河川課	漁港漁村課	農林水産企画室	
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	漁港漁村課	農林水産企画室
		海岸保全施設以外	県管理	地方支部 (水産班)			漁港漁村課	農林水産企画室
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (農林班)		漁港漁村課	農林水産企画室
F 12	農業施設被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
F 13 13-1	農作物等被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
F 14	家畜等関係被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
F 15	農地農業用施設被害報告	海岸保全施設	県管理	地方支部 (土木班)	河川課	農村建設課	農林水産企画室	
			その他	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	農村建設課	農林水産企画室

様式 番号	報告種別	報告区分		報告担当機関	報告受領機関				
					地方支部等	本部各課	取りまとめる課		
		海岸保 全施設 以外	県管理	地方支部 (農林班)		農村建設課	農林水産企画室		
			その他	市町村本部	地方支部 (農林班)	農村建設課	農林水産企画室		
F 16	林業関係被害報告	林業 施設	林産・特用林産 施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産企画室		
			苗畑施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			治山施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産企画室		
		林産 物	苗木	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			苗木以外	市町村本部	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産企画室		
			林地荒廃	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産企画室		
		林道	県管理	地方支部 (土木班)		森林保全課	農林水産企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
		森林	県有林	地方支部 (農林班)		森林保全課	農林水産企画室		
			市町村有林 ・私有林	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			緑資源機構の施設 ・森林等	緑資源機構		森林整備課	農林水産企画室		
			国有林の施設 ・森林等	東北森林管理局 盛岡森林管理署		林業振興課	農林水産企画室		
G-1 G-2	土木施設等被害報告	道路 ・ 橋梁	県管理	地方支部 (土木班)		道路環境課	県土整備企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	道路環境課	県土整備企画室		
		河川	県管理	地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
		ダム	県管理	地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
		海岸	県管理	地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
			砂防	地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
			地すべり	地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
			港湾	地方支部 (土木班)		港湾空港課	県土整備企画室		
			空港	空港事務所		港湾空港課	県土整備企画室		
		都市 施設 等	県 管理	下水道施設	北上川上流域 下水道事務所		下水環境課	県土整備企画室	
				上記以外	地方支部 (土木班)		都市計画課	県土整備企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (土木班)	都市計画課 下水環境課	県土整備企画室		
		17	土木施設等被害報告	河川	国管理	岩手河川国道事務所		砂防災害課	県土整備企画室
					県管理	地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室
					市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室
道路 ・ 橋梁	国管理			岩手河川国道事務所 三陸国道事務所		砂防災害課	県土整備企画室		
	国管理			盛岡管理事務所		砂防災害課	県土整備企画室		
	県管理			地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
	市町村管理			市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室		

様式 番号	報告種別	報告区分		報告担当機関	報告受領機関			
					地方支部等	本部各課	取りまとめる課	
		海岸	県管理	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災課	県土整備企画室	
		砂防	国管理	岩手河川国道事務所		砂防災課	県土整備企画室	
			県管理	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
		地すべり	国管理	岩手河川国道事務所		砂防災課	県土整備企画室	
			県管理	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
		港湾	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室		
		空港	空港事務所		砂防災課	県土整備企画室		
		都市 施設等	県 管理	上下水道施設	北上川上流域 下水道事務所		砂防災課	県土整備企画室
				上記以外	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室
上記以外	市町村本部		地方支部 (土木班)	砂防災課	県土整備企画室			
G-1 G-2 18	公営住宅等被害報告	県管理等		地方支部 (土木班)		建築住宅課	県土整備企画室	
市町村管理		市町村本部	地方支部 (土木班)	建築住宅課	県土整備企画室			
H 19	児童、生徒及び教員等被害報告	国立学校		国立学校			防災課	
		県立学校（県立大学及び県立大学短期大学部を除く）		県立学校		学校教育課	教育企画室	
		市町村立学校		市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	学校教育課	教育企画室	
		私立学校		私立学校			学事振興課	
		県立大学・ 県立大学短期大学部		県立大学・ 県立大学短期大学部			学事振興課	
H 20	学校被害報告	国立学校		国立学校			防災課	
		県立学校（県立短大を除く）		県立学校			教育企画室	
		市町村立学校		市町村本部	地方支部 (教育事務所班)		教育企画室	
		私立学校		私立学校			学事振興課	
		県立大学・ 県立大学短期大学部		県立大学・ 県立大学短期大学部			学事振興課	
H 21	文化財被害報告		市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化課	教育企画室		
22	船舶被害報告		東北運輸局岩手 運輸支局等			防災課		
I	通信事故情報・通信規制 情報報告		東日本電信電話(株)岩手 支店, エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ (株), (株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ東北, KD DI(株)		科学・情報政策室	ふるさと振興企画室		
23	電力関係被害報告	東北電力関係 施設 東北電力ネットワー ク関係施設		東北電力(株) 岩手支店 東北電力ネットワー ク(株)岩手支社			環境生活企画室	
		電源開発(株) 関係施設		電源開発(株) 東和電力所			環境生活企画室	
		県営電力関係施設		企業局各施設		業務課	経営総務室	
24	工業用水道被害報告	県営工業用 水道施設	企業局各施設		業務課	経営総務室		
J 25	鉄道関係被害報告		東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株)		交通政策室	ふるさと振興企画室		

資料編 様式

【初期情報報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式1	被害発生等報告
様式1-1	避難の指示・勧告等の状況報告
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式A	庁舎等被害報告（県合同庁舎、県職員公舎）
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式B	水道施設被害状況報告
様式C	火葬場等被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式D	観光施設被害報告
様式E	商工関係被害報告
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式F	農林水産関係被害報告
様式G-1, G-2	土木施設等被害報告
様式H	教育施設関係被害報告（県立及び市町村関係）
様式22	船舶被害報告
様式 I	通信事故情報・通信規制情報報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式J	鉄道関係被害報告

注  は、初期情報報告専用様式

## 【被害額等報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式7	観光施設被害報告
様式8	商工関係被害報告
様式9	高压ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式10	水産関係被害報告
様式11	漁港施設等被害報告
様式12	農業施設被害報告
様式13	農作物等被害報告
様式13-1	農作物被害内訳
様式14	家畜等関係被害報告
様式15	農地農業用施設被害報告
様式16	林業関係被害報告
様式17	土木施設等被害報告
様式18	公営住宅等被害報告
様式19	児童，生徒及び教員等被害報告
様式20	学校被害報告
様式21	文化財被害報告
様式22	船舶被害報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式25	鉄道関係被害報告

資料編 様式

様式A 【地方支部（総務班） ⇒管財課⇒防災課】  
 庁舎等被害報告（県合同庁舎，県職員公舎）

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
地 方 支 部 名		発 信 者	

1. 庁舎等

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

2. 職員公舎

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

注1 本様式は，災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり，被害件数，被害額等が判明した時点では，様式3を使用するものであること。

注2 「名称等」の欄には，庁舎等については階数等，職員公舎については公舎名を記入すること。

様式B（災害発生時その他必要に応じて下記の送信先へ報告するもの）

送信先 岩手県民くらしの安全課 岩手県 保健所長 様 日本水道協会岩手県支部長	発信者	発信日	年	月	日	
		事業体・所属				
		職・氏名				
		連絡先				

## 水道施設被害状況報告書（ ）【第 報】

1 災害発生の日時	年	月	日	発生
2 災害発生の原因				
3 施設被害状況・対応状況				
① 取水施設				
② 貯水施設				
③ 導水施設				
④ 浄水施設				
⑤ 送水施設				
⑥ 配水施設				
⑦ その他				
⑧ 被害金額				
4 断水・減水の状況				
① 断水	(断水世帯数＝ 世帯) (断水日時＝ 月 日 時～)			
	(地区名＝ )			
② 減水	(減水世帯数＝ 世帯) (減水日時＝ 月 日 時～)			
	(地区名＝ )			
③ 断・減水の 対応状況				
④ 復旧状況				
⑤ 復旧見込				
5 応援要請	( ) 要請する ( ) 要請しない ( ) 第 報で要請済み			
① 応援内容	( ) 応急給水 ( ) 応急復旧 ( ) その他< >			
② 応援期間の見込	年 月 日 から ( ) 日間の見込み			
③ 必要な資機材等				
④ 応援隊参集場所	住所			
	施設名			
⑤ 連絡担当責任者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- -
⑥ 連絡担当補助者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- -

※「3 施設被害状況・対応状況」について、管路の場合は布設年、管種、口径等を必ず記入のこと。

※「4 断水・減水の状況」の「③断・減水の対応状況」について、給水車〇台、広報車〇台、災害対策車〇台を記入のこと。

※「4 断水・減水の状況」の「④復旧状況」について、事故発生から復旧までの経過を時系列で記入のこと。

※本様式は「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成25年10月25日付健水発1025第1号）」の「4 事故その他の原因による断減水が発生した場合」の報告様式を兼ねる。その場合、本様式の「施設被害」及び「災害」は「事故」と替えて運用のこと。

資料編 様式

様式C【市町村本部⇒地方支部（保健環境班） ⇒県関係課⇒防災課】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

- 注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。
- 注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。





資料編 様式

様式 F 【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒防災課】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	
被 害 項 目	調 査 結 果		
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ー ル			

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

資料編 様式

様式 G-1【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 ( 月 日 時 分現在 )		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施設区分	被害状況	対応状況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
林道 (農林水産業施設)		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用すること。

資料編 様式

様式G-2【県関係課⇒県土整備企画室⇒防災課】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 ( 月 日 時 分現在 )		
関係課名		関係課発信者	

施設区分		
地方支部	被害状況	対応状況
盛岡地方支部		
花巻地方支部		
北上地方支部		
奥州地方支部		
一関地方支部		
大船渡地方支部		
釜石地方支部		
宮古地方支部 (宮古土木部)		
宮古地方支部 (岩泉土木事務所)		
久慈地方支部		
二戸地方支部		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用すること。

資料編 様式

様式H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒防災課】  
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合  
 防災課】  
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課  
 ⇒防災課  
 県立施設⇒県関係課⇒防災課】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
施 設 名		施 設 発 信 者	
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全体

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式 4（社会教育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。



## 資料編 様式

様式 J 【東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 三陸鉄道(株), IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県関係課⇒防災課】

## 鉄 道 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)			
事 業 所 名		発 信 者		
課 等 名				
被 害 発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 種 類				
被 害 状 況 及 び 対 応				
鉄道不通区間及び代替輸送の有無	不通区間			
	代替輸送	有 無		
	代替方法			
人的被害の有無	人的被害	有 無		
	内訳人数	死者		人
		行方不明者		人
		重傷者		人
		軽傷者		人
計		人		
鉄道不通区間の復旧の見通し				
その他特記事項				

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式26を使用するものであること。

様式K【県本部調査班、自衛隊等 ⇒ 県本部支援室】

【県本部調査班、自衛隊等 ⇒ 地方支部（総務班）】

**現 地 調 査  
状 況 速 報**

市町村名	市・町・村
報告者所属／機関名	
報告者名	

日時	月 日 ( ) 時 分 天候 [ ]			
報告地区名 (建物名・施設名など)	地区/付近			
報告項目	内 容 (○印をつけ、空欄に記入)			
要救助者	1 無し / 2 不明 3 あり → ①救助対応中⇒部隊 [自衛隊・警察・消防・その他 ( )] ②救助待ち 約 _____ 人 状況 [土砂崩れ、火災、孤立、事故、建物の下敷き、その他 ] 地上からのアクセス 可 / 不可 / 困難 状況→			
負傷者	1 無し / 2 不明 3 あり → 人数 [ ] 人、場所 [ ]			
火 災	1 無し 2 不明 3 あり → 場所 [ ] 付近			
孤 立	1 無し 2 不明 3 あり → [ ] 地区、 [ ] 名 → [ ] 地区、 [ ] 名			
家屋倒壊	1 無し 2 不明 3 あり → [ ] 地区、 [ ] 棟			
道路状況	路線 _____ 線、区間 _____ ~ 1 通行可 2 通行不可 → [土砂崩れ、路肩決壊、落石、倒木、浸水、他 ]			
	路線 _____ 線、区間 _____ ~ 1 通行可 2 通行不可 → [土砂崩れ、路肩決壊、落石、倒木、浸水、他 ]			
避難者／ニーズ	1 無し 2 不明 3 あり → [避難所: _____、人数 _____ 人] ⇒支援 1 不要 2 必要 → [水、食料、毛布、その他 ( )]			
通信状況	NTT	通話可・不明・不通	a u	通話可・不明・不通
	NTTドコモ	通話可・不明・不通	ソフトバンク	通話可・不明・不通
停 電	1 無し 2 不明 3 あり → [ ] 地区、 [ ] 世帯			
庁 舎	1 被害なし 2 被害あり → [倒壊、一部損壊、停電、その他 ]			

注1 この様式は、県本部調査班、自衛隊等が発災初期の被害状況を収集する場合の共通様式として用いていること。

2 記入は、分かる範囲で構わないのものであり、およその数字で構わないのものであること。

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒防災課】

## 被害発生等報告

災害名	第報(月日時分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

## 1 人的被害

区分	人数	氏名	年齢
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

## 4 その他の被害

区分	数量	被害の状況

## 2 住家被害

区分	棟数	世帯数	人員
全壊			
半壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

## 5 本部の活動状況

災害対策(警戒)	災害対策本部・災害警戒本部		
本部設置・廃止 状況	設置	月日時分	
	廃止	月日時分	
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を添付すること。		
応援要請の状況			
消防機関の 活動状況	消防職員		人
	消防団員		人
ボランティア センターの設置 及び活動状況			
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間		時分
	閉鎖箇所		箇所
	解除時間		時分
その他の 措置状況			

## 3 非住家被害

区分	棟数	被害の状況
公共建物		
その他の 建物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

注2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

注3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

資料編 様式

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒防災課】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。



資料編 様式

(様式2-1)  
人の被害内訳

区分	住所	氏名	年齢	性別	原因	負傷部位
ア 死者						
イ 災害関連死者						
ウ 行方不明者						
エ 重傷者						
オ 軽傷者						

資料編 様式

(様式2-2)  
住家被害内訳

区分	地区	棟数	世帯数	人員
ア 全壊（流失）				
イ 半壊				
ウ 一部破損				
エ 床上浸水				
オ 床下浸水				

















様式10 [市町村本部⇒地方支部(水産班)⇒県関係課⇒防災課]

水産関係被害報告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第	報告時点	月	日	時	分	現在	調査率	%															
												被害状況														
区分	水産施設				漁船				漁具				養殖施設				水産物				漁場被害					
	共同施設	非共同施設	地方公共団体施設	小計	動力船	無動力船	小計	漁具	わかめ	こんぶ	かき(むき身)	かき(殻付き)	ほたてがい	ほや	その他	小計	わかめ	こんぶ	かき	かき	ほたてがい	ほや	その他	被害額	被害数	
市町村名	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数
計	千円	箇所	千円	箇所	千円	隻	千円	隻	千円	隻	千円	隻	千円	台	千円	台	千円	台	千円	kg	千円	kg	千円	kg	千円	kg

※「漁場被害」は、漁港施設(様式11)以外のもの

















農業施設被害報告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	施設名・機械名	被害数	被害額	第 報	報告時点	月	日	時	分	現在	調査率	%
市町村名	区分	施設名・機械名	被害数	被害額	備考								
	共同利用施設												
	共同利用施設												
	小計												
	農業用ハウス												
	農業用ハウス												
	小計												
	農業用倉庫・処理加工施設等												
	農業用倉庫・処理加工施設等												
	小計												
	畜産用施設												
	畜産用施設												
	小計												
	農業・畜産用機械												
	農業・畜産用機械												
	小計												
	その他												
	その他												
	小計												
	合計												

注1 「共同利用施設」には、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設を記入する。  
 2 「農業用ハウス」には、「農業用倉庫・処理加工施設等」、「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には、「共同利用施設」を除き、地方公共団体が所有しない又は管理しないものを記入する。  
 3 「農業用ハウス」には、「農業用のパイプハウス、ガラス温室等の施設を記入する。  
 4 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、農作物倉庫、生産資材倉庫、農機具格納庫、処理加工施設、生産資材製造施設等の農業用の施設（「農業用ハウス」を除く）を記入する。  
 5 「畜産用施設」には、牛舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎等の畜産用の施設を記入する。  
 6 「農業・畜産用機械」には、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、運搬機、搾乳機等の農業・畜産用の機械を記入する。  
 7 「その他」には、他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し、又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）はここに記入する。  
 8 用途が複数の施設については、その主たる用途の欄に記入する。  
 9 備考には、地区名、被災状況等を記入する。  
 10 必要に応じて、行を挿入する。  
 11 この様式において、「被害額」とは、施設等被害についてはその施設等の再取得価額又は復旧額をいう



























様式24 〔企業局各施設⇒県企業局⇒防災課〕

工業用水道被害報告

事業所等名	課等名	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分	現在	調査率	%						
									取水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	その他事項	
区 分	取水施設	取水塔	ポンプ棟	沈砂池	着水井	沈殿池	管理棟	受配電設備	計装設備	汚泥処理設備	送水管	配水池	配水管	
被害数	被害額合計													
被害額														千円

様式25

東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、  
三陸鉄道(株)  
IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県  
関係課⇒防災課

鉄道関係被被害報告

事業所名	軌道関係			線工関係			橋工関係			停工関係			発信者			車両			第報			報告時点			月日時分現在			調査率			%
	線路	道床	路盤	築堤	橋台	橋脚	橋桁	護岸	駅舎	跨線橋	乗降場	積卸場	機関車	電気	ディーゼル	客車	貨車	電車	気動車	電柱	電線	電源	その他	信号機	転つ機	踏切警報機	高压配電塔	充電器	電柱	電線	
区分	被害額合計																											千円			
被害数	全壊																														
	半壊																														
	流出																														
	一部破損																														
	浸水																														
被害額																															

## 資料編 様式

### 報告要領

- 1 被害状況判定の基準は別記1のとおりとする。
- 2 災害情報報告系統図は、別記2のとおりとする。
- 3 様式1及び様式1-1については、市町村本部から地方支部を經由して防災課への報告に使用すること。
- 4 20屯以上の船舶の被害報告については東北運輸局が様式22に掲げる様式を使用し、又、東日本電信電話株式会社岩手支店、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北、KDDI株式会社、東北電力株式会社岩手支店、東北電力ネットワーク(株)岩手支社、電源開発株式会社東和電力所、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、三陸鉄道株式会社、IGRいわて銀河鉄道株式会社は県内の被害をとりまとめ、様式I、23、25の様式を使用し報告すること。

## 別記 1

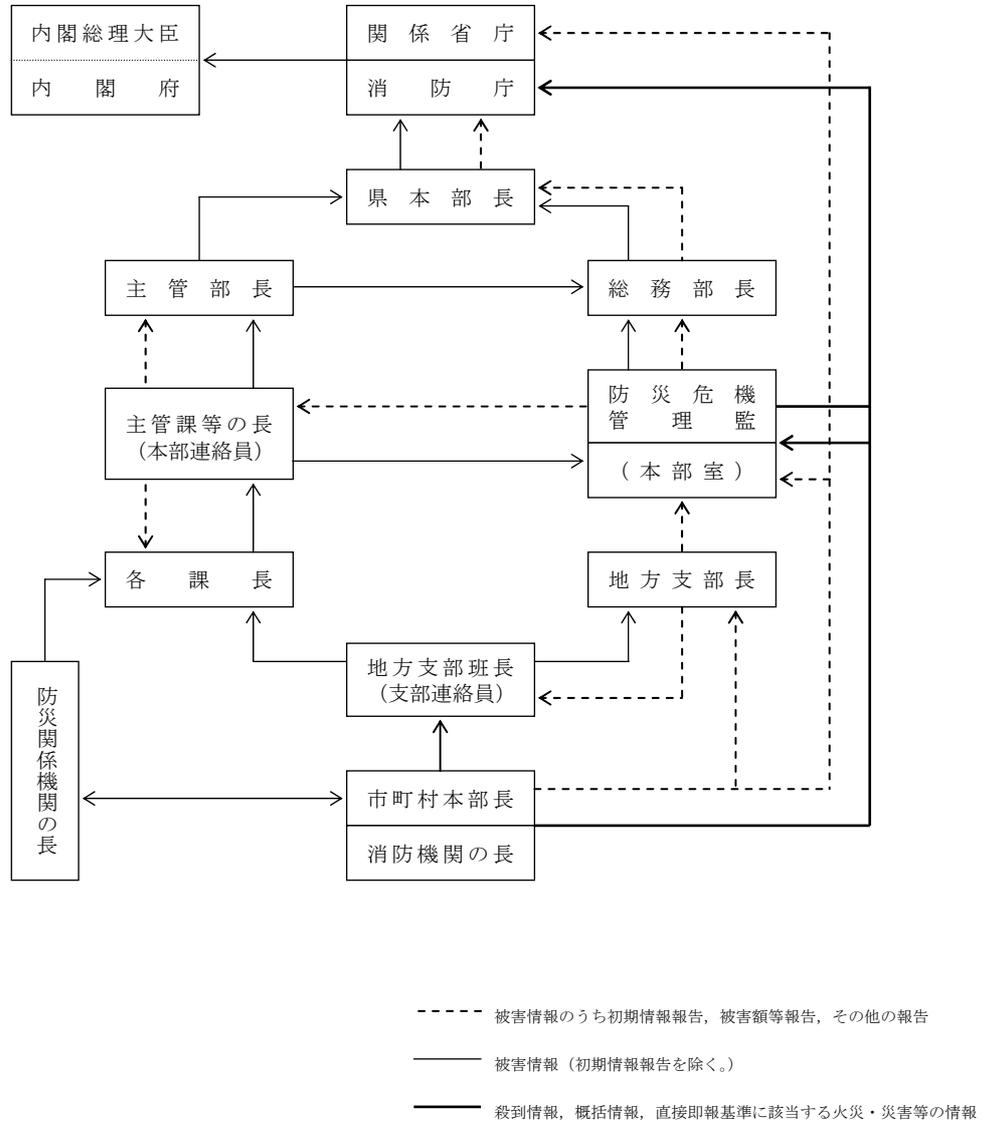
## 被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	うち災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡した者と認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月以上の治療を要する見込みのもの 軽傷者 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊、全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上 浸水が住家の床上に達した程度のもの 床下 浸水が住家の床上に達せず、床下に留った程度のもの
の田畑被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路損壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	被害船舶	沈没 船体が没し、航行不能になったもの 流失 流失し、所在が不明になったもの 破損 修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

別記 2

災害情報報告系統図



## 第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) ( 月 日 時 分) 鎮火日時 ( 月 日 時 分)
火元の業態・ 用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 焼損棟数 半焼 棟 } 建物焼損床面積 m ² 部分焼 棟 } 建物焼損表面積 m ² ぼや 棟 } 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助 活動状況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分 )	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分 )		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人 )		
			重症 人 ( 人 )		
			中等症 人 ( 人 )		
			軽症 人 ( 人 )		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消防本部(署)		台		
	消 防 団		台		
	消防防災ヘリコプター		機		
	海上保安庁		人		
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
	使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____  
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	うち 災害関連死者	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		不明		人		軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟		
				人				人		一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



